

□ 淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集

番号 今回新たに回答したもの及びこれまでの回答の補強等を行ったもの

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 1 | | 13 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 基礎案では、「検討」「見直し」について結果が出た時点で「流域委員会や住民、自治体等の意見を聞いた上で、決定する」となっているが、原案では、「検討結果が出た時点で、整備計画の変更を行う」となっている。考え方が変わったのか？これは重要な課題である。 | 本多委員 | 整備計画の変更を行う際には、当然、学識経験者、関係住民、地方自治体の長の意見をお聞きした上で手続きを行うことになります。 | 58 | 61 |
| 2 | | 50 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 1ページ第1パラグラフでは、もっと問題の捉え方を明確にできないのか「河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」では、1)で対象区域、2)で対象期間、計画の進め方、そして3)で基本的考え方が並列的に記述されている。しかし、1)とか2)は設定条件であり、冒頭に置かねばならないものではない。ここでは、もっと一般的な記述から始めるべきであり、3)をまず1)とすべきである。そして、ここで書かれている内容は並列的であって、もっと優先順位がわかるように明確な姿勢を出す必要がある。このままでは複数事業がトレードオフの関係などに位置するものが多く、このままでは何から始めるのがよいのかというような政策決定できない。 考え方私案：河川法の改正の精神に鑑み、河川整備に当たっては、当初から治水、利水、環境を考慮した計画を作るべきとしたものであって、これらがまったく同一レベルの重要性をもっていることを主張するものではない。歴史の所産である川は、私たちのかかわりにおいて治水が先行し、利水そして環境と続いてきた経緯を見過ごしてはいけない。旧河川法は、治水面をとくに重視した川作りをした結果、環境面での犠牲を招いたことが最大の課題であろう。しかし、その反省は治水を軽視してよいということではない。流域の住民の命にかかわり、財産喪失に関係する治水対策で問題が起るような記述は避けるべきである。つぎのような表現を参考にする。 1) 本計画は、河川法の改正の趣旨から、治水・利水・環境に配慮したバランスの取れたものである必要がある。しかし、一方では、地球温暖化の進行によって降雨特性が変化し、流域全体の治水安全度が低下する傾向が近年のわが国で顕在化している。このような新しい状況の発生も考慮し、既往最大流量のみならず計画高水流量を超える超過洪水対策も視野に入れたものでなければならない。 | 河田委員 | いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 3 | | 51 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 1ページ最終パラグラフ2行目の考え方は再考の余地があるのではないのか 「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全性が確保されるものではなく———」という表現は一見合理的である。しかし、流域形成の歴史的背景を考えると、そのような不平等を河川改修や河川構造物の建設のみによって緩和するという方向が必ずしも公平・公正性を目指しているとはいえない。むしろ、そこに展開する人間活動に制約を設けるべきであり、流域の開発に対する適切な抑制がなければならない。また、「流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識———」という表現は、科学技術によってより均衡の取れた流域全体の治水が達成できるという幻想を示している。実際は、人為的な作為はできるだけ少なくすべきであり、その効果を定量的に明らかにできるものに限定する必要がある。つぎのような表現を参考にする。 ○ 洪水被害の頻度——— 推進する。自然営力による流域の形成は、当然、流域全体で治水安全度が一樣になるような方向性をもつものではなく、上中下流域、左右岸の堤内地の安全性は同じではない。しかし、この差異は自然に形成されたものであり、これを河川改修や構造物の建設などで解消しようとする、過度に河川環境を人為的に改変することにつながる。したがって、治水安全度の低い地域の新規の開発抑制を平行させ、最低限の治水事業にとどめる努力が必要となっているのではないのか？ | 河田委員 | いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 4 | | 187 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | この『考え方』の中に、長期的視点が入っているのか？そこを具体的に説明して貰いたい。現時点で20年～30年先に至る計画を策定しようとする時、その未来は如何なる変化に見舞われて来るか、また30年以上先に於いて更にどのような変化が予測されるか、確り「考えねばならない」のではないのか。地球自然変動においても、「温暖化」、「南海あるいは東南海大地震」は計画のスパンの中の確率は100%と言って良いのではないのか。「地球資源の枯渇」も進行中であり、石油を初め、これまでの開発＝経済発展を支えてきた資源の枯渇・価格高騰が危機的な段階に入ろうとしている。日本の内因の変化で大きく現在の動向を左右するものは、「人口減少」であろう。これらを考えるだけでも、「経済の劇的後退」が避けられない状況に追い込まれて行く日本が見えて来るではないか。そういった未来に何が必要で、何が不要なのか。現実においても800兆を越す国庫の借金、未だ未来にツケを回し、負の遺産を残す事を考えているとしか思えないのである。 | 浅野隆彦 | 河川整備計画は20～30年間を対象期間とする計画ですが、第1章において、「20～30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでいるものではなく、現時点で必要と考えるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。併せて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」を計画策定にあたっての基本的な考え方としております。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------------|--|-------|--|-------|-------|
| 5 | | 449 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 【187への再質問①】 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方が表明されているが、それは「20～30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでいるものではなく、現時点で必要と考えるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。」「随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」「に集約されている。ここには、却って「長期的視点で体系的に河川整備計画を考えることが出来ない」河川管理者の、「その場しのぎ」とも言える態度が見える。例えば、ダムを整備するとして、この事でどれほどの自然環境破壊が起こり、巨額の税金が使われるか？「進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行う？！」もう遅いのである。元のままの自然が蘇るために？！どれほどの時間が掛かるとしているのか？ダムを撤去するにも、又何10億と税金を追加しなければならない事を考えているのか？改めてオーム返しではない、真摯な回答を返されたい。当初の質問の重い趣旨、哲学をよくよく吟味し、真正面からの回答を返して貰いたい。 | 浅野 隆彦 | 河川の状況は、社会状況や自然状況の変化によって随時変わっていくものです。しかしながら、現時点ではそれらのすべてにおいて十分な知見が得られていないため、事業実施にあたってはPDCA(計画、実施、点検・評価、処置・改善)のサイクルを考慮し、河川や流域の変化を把握しながら新たな知見等による検討結果を踏まえて徐々に進めていくとされています。計画は一度決めたら変更しないということではなく、必要に応じて順応的に見直していくこととしており、その際には、関係住民、学識経験者、関係自治体の長から幅広くご意見をお聴きした上で見直しを行ってまいります。 | 59 | 65 |
| 6 | | 855 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 原案p1 平成17年7月1日の5ダムの調査、検討の結果は意志形成がなされたものではないのか | 田中委員 | 「淀川水系5ダムについての方針」(平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表)については、これまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性、緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省として各ダムの方針を取りまとめたものであり、この方針と方針に至る調査検討結果を説明させて頂き、各方面からのご意見を伺いながら、関係者との調整を行って計画内容を確定していくこととしておりました。 | 58 | 65 |
| 7 | 137 | 959 | 1 | 1 | 1.河川整備計画策定にあたっての基本的考え方 | 公共事業の本当の目的は、国民の利益に結びつくものでなくてはなりません。目的をくくる変えるものであってはなりません。政治問題にして見解の相違で済まそうとしているのがみえみえです。近畿地方整備局は、今までの議論のうえに立ち国民との合意形成に努めるべきです。「原案」の棒読み(名張・伊賀意見交換会)をやめなさい。 | 畑中尚 | 河川整備計画の策定にあたっては、河川整備計画(案)のたたき台となる河川整備計画原案をお示しし、流域委員会からご意見をいただくこととしているほか、住民意見交換会の開催やホームページ等による意見募集といった、住民のみならず皆様からご意見をいただくための取り組みを実施しているところです。内容説明にあたっては、よりわかりやすいものとなるように今後も工夫を行っていきたく考えております。 | 65 | 66 |
| 8 | | 260 | 2 | 2 | 2.流域及び河川の概要 | 農地について、p9に灌漑面積が93,000haと示されていますが、20～30年後の見直しは？また、淀川下流域域も見直しをお示下さい。 | 佐川克弘 | 流域全体及び淀川下流域全体の灌漑面積の20～30年後の見直しについて現時点では把握していません。 | 60 | 64 |
| 9 | | 1 | 3 | 3 | 3.現状と課題 | PPT淀川水系の現状と課題 現状に関する記述はあるものの、山林等、農地、市街地などの割合の変遷が示されていないため、流出特性の変化についての傾向を読み取ることが困難である。流量改訂が単なる安全度の向上につながるものでなく、土地利用の変化による危険性の増大に対応していることを知る必要がある。 | 河田委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 10 | | 2 | 3 | 3 | 3.現状と課題 | PPT淀川水系の現状と課題 治水水準の向上では、京都府や滋賀県が管理する区間での河川改修に伴う流量増加は、結果的に淀川本川でどのように対応しようとしているかと関係している。現地視察の結果から、府県管理区間は氾濫災害が起こっていなければこれまでほとんど維持管理されず放置されていたと推察される。とくに大戸川の河床上昇は顕著であって、洪水氾濫発生の原因は、異常降雨だけではなく河川の堤外地の普段の維持管理が適切でないことにもあると考えられる。したがって、国直轄区間の治水方針や治水施設の整備では当然のことながら府県レベルで管理区間との調整が必須となっている。しかしながら、この作業は従来実務者レベルで協議し決定されており、その方針が必ずしも流域全体の治水とバランスが取れているとは言えない。したがって、府県レベルでの河川担当者が淀川流域委員会に河川管理者の一員として参加し、議論に加わるべきであろう。住民参加を謳うのであれば、まず知事、市町村長を通して地域住民の意見の総意が淀川流域委員会によりいっそう届けられることが肝要であろう。 | 河田委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 11 | | 3 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川のつながり | PPT淀川水系の現状と課題 「川や湖と人々の生活が遠ざかった。」というのは、その通りだと思います。それを修復するには、イベント等を通じて、川の魅力とともに、川の現状をさらにPRし、整備とまではいかずとも、維持活動に住民が積極的に関与できるよう、工夫が必要。 | 澤井委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 12 | | 14 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川の繋がり | 河川レンジャーの確保、育成、意欲高揚等に関する現状の課題は何か？ | 千代延委員 | 意欲はあるが経験の少ない河川レンジャー希望者の育成をしていくための研修制度や現河川レンジャーのステップアップのための講座等を行う必要があります。また、河川レンジャーそのものについて、まだまだ一般に浸透しておらず、活動の際に参加者の一般募集を行っても少なかつたりするため、その周知も含め検討課題です。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|---|------|--|-------|-------|
| 13 | | 15 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川の繋がり | 人と川のつながり、景観の課題(コンクリート護岸など)、河川敷利用についての項目はこれからの大変重要な視点と考えている。とくに、河川区域外の流域における人間・地域活動を評価する視点が重要と思われる。たとえば河川敷水辺の利用においては、各利用委員会において申請に対して許可審査が行われている。自然河川らしいあり方を生態的な側面から保全するという視点も重要であるが、人間活動や都市の側面から、流域の土地利用状況、都市生活の実情(公園面積、公共施設配置など)を丁寧に対象ごとに判断評価することが重要であろう。都市活動と自然環境との間の妥協点の位置を見出すことになるが、このことは、場所によって異なるものとする。沿川住民の都市活動を補うための河川の使用法を認め、元気で健康な沿川市民を育てることは、結果として川への積極的関与を生むものになると思われる。 | 川崎委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 14 | | 16 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川の繋がり | <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁、自治体等との連携について、問題点や課題があれば、委員会に報告するとともに、広く一般に公開して住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供することになっているが、基礎案策定以降、そのような事例はなかったのか。 河川レンジャー活動における現状の課題は何か。 水源地域ビジョンの策定および推進に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体等との連携が必要となる事項については、各種委員会等での調整を図り、事業の進捗点検時に内容等について流域委員会へ報告し、委員会からご意見も頂いております。また、各種委員会等の資料については、HPへ掲載し一般に公開しています。 意欲はあるが経験の少ない河川レンジャー希望者の育成をしていくための研修制度や現河川レンジャーのステップアップのための講座等を行う必要があります。また、河川レンジャーそのものについて、まだまだ一般に浸透しておらず、活動の際に参加者の一般募集を行っても少なかつたりするため、その周知も含め検討課題です。 上下流交流を進めていくためには、ダムが核となり、率先して調整役を進めていく必要があります。既に水源地域ビジョンを策定していますが、水源地域内での取り組みのため、今後は上下流の市町村やNPOと連携して実施していくこととしています。しかしながら、各自治体とも予算の確保、人的不足等からなかなか活性化に向けた十分な取り組みが困難な状況です。 | 58 | 61 |
| 15 | | 17 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川の繋がり | 河川レンジャーの課題(一般的問題、わからないこと、手探りな課題、仕組み上の問題、成果上の問題、人材上の問題、連携上の問題など)は何か？ | 本多委員 | 意欲はあるが経験の少ない河川レンジャー希望者の育成をしていくための研修制度や現河川レンジャーのステップアップのための講座等を行う必要があります。また、河川レンジャーそのものについて、まだまだ一般に浸透しておらず、活動の際に参加者の一般募集を行っても少なかつたりするため、その周知も含め検討課題です。 | 58 | 61 |
| 16 | | 18 | 3.1 | 3.1 | 3.1人と川の繋がり | 外来種を放つような環境に逆行する人とかかわりやつながりを課題に入れて置かないと、環境課題としての対策だけでは、その対策のあとからまた人による環境問題が生じると思う。人の課題を明確にすべきと思うが、見解は？ | 本多委員 | 外来種の増加について、ご指摘のような影響も少なからずあると考えています。河川環境への関心を高めていくことで、そういった課題への取り組みも続けていきたいと考えています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------|--|------|---|-------|-------|
| 17 | | 4 | 3.2 | 3.2 | 3.2河川環境 | PPT淀川水系の現状と課題P3 淀川の変遷 自然地区と人工的利用地区のバランスを考えて、自然地区では直線化した低水路や高水敷をもとに戻すべき。 | 澤井委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 18 | | 5 | 3.2 | 3.2 | 3.2河川環境 | PPT淀川水系の現状と課題P5 ダム群 この数は、国土交通省(水資源機構を含む)所管のものであって、農水省や府県管理のものを含めるとさらに多くある。 | 澤井委員 | ご指摘のとおりです。 | 58 | 61 |
| 19 | | 19 | 3.2 | 3.2 | 3.2 河川環境 | ・「多自然型川づくり」の評価の実施に係わる現状の課題は何か。 ・河川環境の保全・再生の指標設定について、関係機関と連携した検討についての現状の課題は何か。 ・河川管理者以外のものが管理している施設について河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言を行った事例はあるのか、これに関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・箇所毎に状況が異なるため、評価のための方法が確立していないことから、現在評価のための必要な調査について環境委員会等の意見を頂きながら進めているところです。 ・自然の豊かさ、良好さが表現されるような指標を検討すべきであるが、これらを指標として設定することは難しく、場所ごとにモニタリングを行いながらより良い環境の創出を図って行くこととしている。 ・新築・改築時にその構造に対して、淀川環境委員会等の意見を踏まえ、河川環境に配慮するよう助言を行っています。 | 58 | 61 |
| 20 | | 304 | 3.2 | 3.2 | 3.2 河川環境 | 【19への再質問①】 「多自然型川づくり」の評価について現状と課題についての質問に対する回答で、評価のために必要な調査を進めているとあるが、具体的にどのような調査か説明して下さい。 | 宮本委員 | 多自然型川づくりの代表的な工種である根固め工に着目し、根固めブロックや捨石が生物にどのように利用されているかを専門家の意見を聴きながら、目視による魚類調査、相観植生調査、根固め空隙の大きさ・深さの調査しています。 | 60 | 64 |
| 21 | | 261 | 3.2 | 3.2 | 3.2 河川環境 | 「湿地性植物から陸地性植物への「遷移」等」とありますが、このような場合に「遷移」という言葉を使っても問題はないのでしょうか？専門家の意見を聞いて下さい。(原案11ページ24～25行目) | 川上委員 | 記述について、より適切なものとなるよう検討します。 | 60 | 64 |
| 22 | | 262 | 3.2 | 3.2 | 3.2 河川環境 | ゴミの問題については、「河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。」とありますが、生物の生育生息環境にもいきょうがあるのではないのでしょうか？(原案11ページ26～29行目) | 川上委員 | 水質や底質への影響とともに、生物の生育・生息環境へも影響があるものと考えております。従って、記述内容について検討します。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|------------|---|------|--|-----------|-----------|
| 23 | | 263 | 3.2 | 3.2 | 3.2.1 河川形状 | 「洪水時に冠水する冠水帯が減少している。」とありますが、特に「中小洪水時に冠水」する頻度を高めるための対策が必要なのではないでしょうか？（原案11ページ31～32行目） | 川上委員 | 中小洪水も含む洪水時に冠水する冠水帯を拡大するため、横断方向の河川形状の修復に取り組んでいきます。 | 60 | 64 |
| 24 | | 20 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | ダムによる縦断方向の分断について、課題を整理し、例えば土砂、魚、水(水質、温度、流れ…)、分断した上下を無理やり人工的につなげる(土砂など)も大切であるが、ダムの下流域にダムの伏流水を水源とした上流機能に値するものを復元しつなげることも生物にとって自然な上下の連続性の維持になるのではないかな？ | 本多委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 25 | | 21 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | ・現状の堰、落差工において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造の検討及び小規模改築の実施に関する現状の課題は何か。 ・本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造検討に関する現状の課題は何か。 ・既存ダムにおける魚類等の遡上・降下可能な方策の検討に関する現状の課題は何か。 ・魚類等の遡上・降下に大きな影響を与えていると想定される指定区間の堰等の構造物についての調整に関する現状の課題は何か。 ・琵琶湖における内湖・湿地復元のための調査・試験施工の実施及び琵琶湖と流入河川、水路、水田等の陸域との連続性回復についての滋賀県との連携・調整に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・改善方法について撤去を含め、様々な案があり、治水面、環境面への影響の検討が多岐に渡っています。 ・合流部において、淀川では、改善すべき状況の確認が完了しているところであり、優先度の検討が必要です。 ・上下流の連続性を確保することによって、ダム上流に生息している魚類等の生物に与える影響について、慎重な検討が必要です。 ・お互いの施設の現状把握や問題意識の共有に時間を要しています。 ・琵琶湖河川事務所において、平成18年度から湖岸修復のための試験施工を実施しており、今後試験施工の効果を踏まえ、琵琶湖全域での取り組みに向けて、滋賀県と調整を図ることとしています。 | 58 | 61 |
| 26 | | 320 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【21への再質問①】 既設の河川横断工作物の撤去や改良について、現状と課題についての質問に対する回答で、大型構造物の撤去や改良の治水面、環境面への影響の検討が多岐にわたるとあるが、既設の堰の魚道の軽微な改良、工夫等に関する治水面、環境面への影響の検討とは具体的にどのような内容か。具体的施設を例にあげて説明して下さい。 | 宮本委員 | 桂川一号井堰における魚道の軽微な改良としては、魚道深さの改善や落差工水叩き部分に淨筋を設置するなど考えられます。これらは現状と比較すると治水面、環境面とも大きな影響はないと考えます。検討の際には一号井堰撤去時の上流側の湛水域の影響や、治水上段階的な撤去が可能かの検討をしているところです。 また、淀川大堰の魚道改善事例として、既設の魚道内の越流水が壁面から剥離している状況があります。また、プールが深く、渦が発生していることから迷走が確認されています。このようなことから剥離の改善、プール水深を浅くするなど、簡易な方法で改善を行っています。 | 60 | 64 |
| 27 | | 326 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【21への再質問②】 本川と支川合流部等の連続性の確保と修復について、現状と課題についての質問に対する回答で、淀川では改善すべき状況が確認されているとのことであるが、具体的にどこか。また、優先度の検討をこれまで行ってない理由は何か。さらに淀川以外の川で検討を行っていない理由は何か。 | 宮本委員 | 淀川・木津川・宇治川・桂川における支川合流においては、61箇所の横断工作物があり、基礎調査の結果、54箇所の施設について改善の必要があると考えているところです。今後、落差の状況、水量、上流の落差や魚道の状況、地域の活動等の観点から優先度を検討していくこととしております。 | 60 | 64 |
| 28 | | 327 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【21への再質問③】 既設ダムの魚道の設置について、現状と課題についての質問に対する回答で、ダム上流に生息している魚類等への影響について慎重な検討が必要とあるが、その理由は何か。 | 宮本委員 | ダム湖の出現に伴い、ダム湖独自の生息環境に対応した魚類等もいることから、魚道設置の妥当性について慎重な検討が必要であると考えているものです。 | 60 | 64 |
| 29 | | 332 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【21への再質問④】 指定区間における堰等の構造物についての調整で、現状と課題についての質問に対する回答で、問題意識の共有に時間を要しているところがあるが、川の縦断方向の連続性確保についての問題意識について府県と国土交通省でズレがあるということか。 | 宮本委員 | 指定区間における堰等の構造物につきまして、施設の概況についての調査を行ったところです。引き続き問題意識の共有に向けて府県との調整を行い、対策の必要性を含め優先度の検討を行っていくこととしています。 | 60 | 64 |
| 30 | 109 | 791 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【332への再質問①】 府県との問題意識のズレは具体的にどのようなことが、示して下さい。 | 宮本委員 | 今後、魚道等の施設改善の必要性・優先度について共通認識を図るべく調整をしていきます。 | 60 | 66 |
| 31 | 108 | 790 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | 【326への再質問①】 本支川合流部の連続性確保について、優先度の検討をこれまでに行っていない理由及び淀川以外で検討を行っていない理由、未回答。 | 宮本委員 | 優先度を検討するため、検討すべき箇所の確認を行っていました。淀川以外については以下のとおりです。 ・猪名川においては、支川合流は8支川あり、基礎調査の結果2支川の構造物について改善の必要があると考えています。今後、落差の状況、水量、地域などの観点から優先度を検討していきます。 ・瀬田川においては、流入支川合流部における千丈川について、管理者である滋賀県と連携して魚が上りやすい構造へ改善するため、近接施工となる瀬田川散策路整備と調整を図りながら実施を検討中です。 ・木津川上流においては、縦断方向の連続性回復に向けた取り組みとして、まずは、本川の既設井堰の魚道改良を目指しており、支川合流部の連続性の確保については、その後、改善状況も踏まえ支川等の不連続解消の検討に取り組む予定としています。 | 60 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------|---|-------|---|-------|-------|
| 32 | | 22 | 3.2 | 3.2.2 | 3.2.2 水位 | ・「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」(平成19年1月30日)p19の(4)瀬田川洗堰の試行が残した課題に記述されている内容を現状の課題としてどのように捉えているのか。 ・イタセンバラを始めとした在来魚の著しい減少、水草、藻類の発生と大堰試行操作との関連を現状の課題としてどのように認識しているのか。 | 宮本委員 | ・洗堰操作に関する課題について議論するため、平成19年3月に近畿地方整備局と滋賀県の関係部署で構成する「瀬田川洗堰に関する意見交換会」を設置し、制限水位引き上げの可能性の検討など、今後、2箇年程度の意見交換を行い取り組んでいくこととしています。 制限水位の引き上げの可能性については、治水リスクの増大、その対応策の検討が必要であるとともに、引き上げの効果としての魚類の産卵・生育環境の改善や濁水リスクの回避など、総合的な評価を滋賀県と連携して取り組むこととしています。 ・大堰の試行操作については、ワンドの環境改善のため平成12年より実施してきましたが、ワンド内に攪乱を引き起こすような効果が水位操作だけでは難しいことが分かってきました。 | 58 | 61 |
| 33 | | 23 | 3.2 | 3.2.2 | 3.2.3 水量 | ①淀川下流域の大川へのフラッシュ放流に関し、現状の課題は何か。 | 千代延委員 | ・フラッシュ放流により、大堰上流の湛水域の水位が15cm～20cm上下することになり、3月～7月にかけては、コイ、フナの産卵に影響が考えられます。また、その他の時期においても、植生等に影響が考えられるため、現在モニタリング中です。 | 58 | 61 |
| 34 | | 24 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | ・淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方法についての検討に関する現状の課題は何か。 ・流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するため既存ダムで行っている試験操作の実施に関する現状の課題は何か。 ・淀川大堰下流、大川、神崎川の維持流量の早期の検討に関する現状の課題は何か。 ・淀川下流の魚類の斃死は現在でも続いている現象か。 | 宮本委員 | ・放流量と生物の関係把握することが必要であり、データの蓄積を行っている状況です。 ・放流方法や時期、量について、具体的な運用が確定できないことが課題です。 ・淀川下流域の環境面での将来像を踏まえた検討が必要です。 ・過去において、特に楠葉の砂州で見られたが、急激な水位低下を行わないように瀬田川洗堰を試行操作しており、また当該地形も変化していることから今年は発生していません。 | 58 | 61 |
| 35 | | 348 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | 【24への再質問①】 ・淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量の検討について、現状と課題についての質問に対する回答で、放流量と生物の関係把握のデータを蓄積中とのことであるが、これまでに蓄積したデータを示して下さい。 | 宮本委員 | 淀川河川事務所ホームページの環境委員会の中の汽水域部会報告でデータを公開しておりますので、ご覧下さい。 | 60 | 64 |
| 36 | | 349 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | 【24への再質問②】 ・流況改善のために既設ダムの放流方法の改善について、現状と課題についての質問に対する回答で、放流方法や時期、量について、具体的な運用が確定できないとあるが、その理由は何か。 | 宮本委員 | 現在、試行していますが、降雨状況や貯水量に応じた最適な運用を見出せていないことからです。 | 60 | 64 |
| 37 | | 351 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | 【24への再質問③】・淀川大堰下流、大川、神崎川の維持流量の早期検討について、現状と課題についての質問に対する回答で、淀川下流域の環境面での将来像を踏まえることが必要であるとのことであるが、環境面での将来像とは具体的に何か。 | 宮本委員 | 各河川における将来の水質、生物の生息・生育環境などを将来像として考えています。 | 60 | 64 |
| 38 | 110 | 792 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | 【351への再質問①】 将来の水質、生物の生息・生育環境の将来像について具体的にどのようなことなのか、未回答。 | 宮本委員 | 現在検討中であり、維持流量を検討するにあたり、将来の水質や生物の成育・生息環境等について想定しておくことが望ましいと考えています。 | 60 | 66 |
| 39 | | 264 | 3.2 | 3.2.3 | 3.2.3 水量 | 「アユ等の飼料となる藻類の生育が妨げられている」という個所の「飼料」は「餌」(えさ)で良いのではないのでしょうか。(原案13ページ21行目) | 川上委員 | 「餌料」と記述しておりますが、より適切なものとなるよう検討します。 | 60 | 64 |
| 40 | | 7 | 3.2 | 3.2.4 | 3.2.4 水質 | PPT淀川水系の現状と課題P18 寝屋川の水質基準そのもの見直しが必要。 | 澤井委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 41 | | 8 | 3.2 | 3.2.4 | 3.2.4 水質 | PPT淀川水系の現状と課題P18 ダム流入・放流の水温ダム水温のデータはどこのダム? | 澤井委員 | 水資源機構で管理している日吉ダムです。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------|---|-------|---|-------|-------|
| 42 | | 25 | 3.2 | 3.2.4 | 3.2.4 水質 | <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の設立検討に関する現状の課題は何か。特に「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会水環境に関する分科会」における検討に関する課題は何か。 淀川流域の水物質循環に係わる調査の実施に関する現状の課題は何か。 琵琶湖北湖の底層の水質状況及び有機生堆積物の状況把握のための滋賀県と連携した調査に関する現状の課題は何か。 既存ダム湖における水質及び放流水質保全対策に関する現状の課題は何か。特に副ダム活用に関する課題は何か。 沿岸海域の水質も視野に入れた総負荷削減のための関係機関や住民との連携に関する現状の課題は何か。 近年における医薬品の検出について、現状の課題としてどのように認識しているのか。 流水保全水路の維持についての現状の課題は何か。 底質モニタリングの実施に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立にあたり、協議会のあり方や枠組みについて猪名川流域をモデルとし、具体的に検討しています。 洪水時における解析精度が低いため、降雨時における面源負荷の把握が必要です。 流域全体での物質循環を含めた、水質汚濁メカニズムの解明が必要です。 流域全体での物質循環を含めた、水質汚濁メカニズムの解明が必要。 水質対策については、ダム及び貯水池で対応できる方策に限界があり、上流の流域対策も並行して行っていく必要があります。ダム貯水池内で対応しなくてはならないものについては、実施していきます。副ダムについては、浚渫を行うことで、流入土砂の軽減を図るとともに、栄養源の除去に取り組んでいます。しかしながら、これらだけで全ては対応出来ないことから、効果的な対応や更なる対策について検討を進めていく必要があります。水質保全対策の効果については、引き続き、その効果を検証するとともに、効果的な運用について検討を進めていきます。 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立にあたり、協議会のあり方や枠組みについて猪名川流域をモデルとし、具体的に検討しています。 河川において抗生物質や医薬品が確認されている例もあり、淀川水系における河川内の存在実態が不明なことから今年度、医薬品に関する水質調査を行うこととしています。 底質モニタリングの実施に関し、現時点では課題はありません。 | 58 | 61 |
| 43 | | 373 | 3.2 | 3.2.4 | 3.2.4 水質 | <p>【25への再質問①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設ダム湖の水質について、現状と課題についての質問に対する回答で、ダム及び貯水池での対応には限界があるとの認識であり、上流の流域対策が必要との認識であるが、森林を含めたダム湖上流流域対策について原案に記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | ご指摘の「ダム湖上流集落の排水処理の問題」など流域から河川に流入する汚濁付加の問題については、ダムに限らず、湖や河川にも同様の問題であると認識しているため、P.40の「4. 2. 4水質」の最初に総括的に記載しております。 | 60 | 64 |
| 44 | | 26 | 3.2 | 3.2.5 | 3.2.5 土砂 | ①既設ダムにおける、副ダムによる貯水池への流入土砂の軽減に関する現状の課題は何か。 | 千代延委員 | 副ダムでは完全に流入土砂を捕捉することが出来ないことから、抜本的な対策と言うことではなく、更に対策について検討を進めていく必要があります。また、浚渫した土砂処分についても流砂系の保全やコストを考慮した対応策について検討する必要があります。 | 58 | 61 |
| 45 | | 27 | 3.2 | 3.2.5 | 3.2.5 土砂 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂動態のモニタリングを踏まえた総合土砂管理方策についての関係機関と連携した検討による現状の課題は何か。 砂防施設について総合土砂管理方策の観点を踏まえた整備に係わる現状の課題は何か。 既存ダムにおける土砂移動障害に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末に「淀川水系総合土砂管理検討委員会」を発足し、土砂動態のモニタリングを実施している段階にあります。 モニタリングを実施している段階にあります。 淀川水系全般での課題として、河床材料の粗粒化、砂州・みお筋の固定化、河床低下・上昇、河原の減少・樹林化等があることから、上記委員会を通じて対策を検討していくこととしています。 | 58 | 61 |
| 46 | | 380 | 3.2 | 3.2.5 | 3.2.5 土砂 | <p>【27への再質問①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状と課題についての質問に対する回答で「淀川水系総合土砂管理検討会」の発足とあるが、原案に記述されていない理由は何か。 | 宮本委員 | 総合土砂管理方策について、関係機関と連携を図るため、その前段の検討として設置した検討会(淀川水系総合土砂管理検討委員会)であることから、特に記述しておりません。 | 60 | 64 |
| 47 | | 28 | 3.2 | 3.2.6 | 3.2.6 生物の生息・生育環境 | ブルーギルやブラックバスなど環境対策だけでなく人のかかわり対策も課題ではないか？ 見解は？ | 本多委員 | 外来種の増加について、ご指摘のような影響も少なからずあると考えています。河川環境へ関心を高めていくことで、そのような課題への取り組みも続けていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 48 | | 29 | 3.2 | 3.2.6 | 3.2.6 生物の生息・生育環境 | 外来種対策の実施に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | 効果的な外来種対策が見出せていないのが課題です。 | 58 | 61 |
| 49 | | 265 | 3.2 | 3.2.6 | 3.2.6 生物の生息・生育環境 | 15ページから16ページの生物の生息・生育環境の捉え方に災害の影響が考慮されていないのはなぜか 河川環境全般について言えることだが、水位、水量、水質の変化はすべて月単位、季節単位、年間平均などを対象としている。しかし、たとえば、琵琶湖の魚類の生育・産卵については、台風による高波浪や強い沿岸流の発生が大きく影響しているはずであり、生態系の研究者がそのことを指摘しないからといって無視できる問題ではない。 たとえば、現在の琵琶湖の湖岸地形(沿岸方向および岸沖方向)は、付近を通過した1961年第二室戸台風の波浪と風によって形成されたことがわかっている。したがって、洪水の再現期間と同じく、河川環境の異常な変化に対する超過確率的な考え方を導入する必要がある。具体的には、台風による高波浪が来襲すると、琵琶湖沿岸の砂浜や礫浜の湖浜断面は暴風海浜型となって汀線が後退することがわかっている。どこまで後退するかは海岸工学の知識で判明している。したがって、生物環境的にこの後退がどこまで許容できるかという視点が必要であり、この点に関する知見がまったく書かれていない。あるいは、現時点でそれがわからないのであれば、海岸工学の研究者への注文として記述されるべきであろう。 | 河田委員 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------|--|-------|---|-------|-------|
| 50 | | 30 | 3.2 | 3.2.7 | 3.2.7 景観 | ・新築・改築する施設等についての周辺景観との調和に関する検討に関する現状の課題は何か。また、河川管理者以外が設置する構造物の許認可に際して指導・助言を行った事例とこれに関する現状の課題は何か。 ・ダム貯水池斜面における裸地対策としての緑化についての検討及び試験施工に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・個別に関係機関と協議しながら進めているところです。 瀬田川において、瀬田川水辺協議会の提言に基づき助言を行っているところですが、ガイドラインの策定が必要であると考えています。 ・貯水池斜面の形状や土質、水位変動の状況によっては、緑化が困難な場合もあり、対策可能な適地に限られるという課題を有しています。 | 58 | 61 |
| 51 | | 266 | 3.2 | 3.2.7 | 3.2.7 景観 | 淀川本川の高規格堤防整備と相俟って建設された多くの高層住宅等がもたらしている河川景観の悪化についてはどのようにお考えですか？(原案16ページ) | 川上委員 | 景観の善し悪しについては一概には申し述べることは出来ないと考えております。 | 60 | 64 |
| 52 | | 9 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | PPT淀川水系の現状と課題P44木津川水系砂防事業 危険溪流481中、未着手426溪流。 一人家数の少ないものも含めればもっとある。 | 澤井委員 | 前回示した数字は、木津川水系砂防事業において、土石流の発生の恐れがあり人家5戸以上または5戸未満であっても公共施設がある溪流の数が481溪流であり、そのうち未着手溪流の数が426溪流を示していました。ご指摘のとおり、人家1戸以上または公共施設がある溪流の総数としては787溪流であり、そのうち未着手溪流の数が721溪流となっています。 | 58 | 61 |
| 53 | | 31 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | ①淀川本川における超過洪水対策と位置づけられているスーパー堤防が、連続して完成するには数百年を要すると考えられるが、それを前提とした現状の課題は何か。 | 千代延委員 | 地権者との合意形成に時間を要すること、既成市街地においてまちづくり計画等の気運がないことなどが課題となっています。従って、根気よく、沿川市町と事業推進に向け検討中です。 | 58 | 61 |
| 54 | | 32 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 地球環境が大きく変わり、日本をすっぽり覆うような大型台風がいくつも来たり、都市部に洪水をもたらしても上流部に雨が降らない局所的な現象が増えたり、色々なところの河川で破堤するような大雨が降ったりとこの環境の変化にどう対応するかというのが、これからの治水の課題である。 そのためにも流域委員会は、「いかなる洪水に対しても壊滅的被害の軽減」を提言して来た。 その環境が変わってきた事に対する課題がわかりにくい。 特に桂川では、どのような課題で取り組もうとしておられるのか？考え方が変わったのか？ また、堤防強化について現在の強化方法の課題は何か？ いかなる洪水にも壊滅的被害を回避できるかという堤防強化の課題を持っておられるのか？ | 本多委員 | 基礎案では、下流への流量増により破堤の危険度を増大させるような施策については位置づけていませんでしたが、今回は人命のみならず資産を守る対策も重要であるとの考えにより、特に流下能力が不足している桂川について戦後最大洪水までは安全に流下できるよう整備を図っていくものです。 現在の堤防補強の課題は、官民境界が不明の箇所があり、工事着手に時間を要する箇所が存在することです。このため、官民境界の計画的確定を実施していきます。・浸透・侵食に対する堤防強化対策について取り組んでいる所ですが、越水対策については十分な技術的知見が蓄積されているとは言えない状況が課題です。 従って、これまでに行われてきた越水対策についての研究成果なども踏まえ、越水に対して強い堤防について、引き続き検討を実施していきます。 | 58 | 61 |
| 55 | | 33 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | ・戦後最大洪水発生時のみならず、様々な規模の洪水が発生した場合において、どの地点でどのようなこと(浸水、洗掘、浸透、越水)が生じる恐れがあるのか、さらにそのことによりどのような被害が生じる恐れがあるのかについては、洪水に関する現状の課題認識のことも基本的な資料として、流域委員会の初期に河川管理者によって示されたが、その後の事業の進捗を踏まえた、現時点の資料を提示し現状の課題を示されたい。 ・破堤による被害の回避・軽減のための施策として提示された「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の設置、関係者の連携および「自分で守る」、「みんなで守る」、「地域で守る」のそれぞれで実施、検討するとした各施策に関する現状の課題は何か。 ・高規格堤防実施に関する現状の課題は何か。 ・越水に対する堤防補強に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・次回以降の委員会で説明させていただきます。 ・水害に強い地域づくり協議会は、京都府域内にて平成16年度～平成17年度にかけて設立され、ハザードマップ作成支援や水害に関する情報交換、住民の意識啓発などを行っており、京都府域内のいくつかの自治体では、防災意識が高まるなど効果があらわれているが、既設協議会では自治体間の意識格差が見られるとともに、大阪府域内は未だに協議会が立ち上がっておらず、流域全体での活動とはなっていない状況です。 その他、多くの自治体においては、職員の防災意識が全体的に低く、部局を横断した調整が必要な土地利用規制などがうまく行われていないなど、内部での防災意識の向上が課題となっています。 さらに、防災意識が高い自治体においても、情報の伝達・共有や連携手法が未だ確立されていない状況です。 このため、今後は、既設協議会内では情報交換を積極的に行うとともに、大阪府内での協議会立ち上げ準備を速やかに進め、特に住民を巻き込むことを重視して、流域全体の防災意識向上を図っていきます。 また、防災意識が向上した自治体から、順次、都市計画部局等の連携や、土地利用規制等の検討を促していきます。また、既に防災意識の高い自治体は、情報の伝達・共有や連携手法についてコミュニティFMや地域SNSなどの連携手法の検討や洪水標識の設置や土地利用規制の調整を促していきます。 ・地権者との合意形成に時間を要すること、既成市街地においてまちづくり計画等の気運がないことなどが課題となっています。従って、根気よく、沿川市町と事業推進に向け検討中です。 ・浸透・侵食に対する堤防強化対策について取り組んでいる所ですが、越水対策については十分な技術的知見が蓄積されているとは言えない状況が課題です。 従って、これまでに行われてきた越水対策についての研究成果なども踏まえ、越水に対して強い堤防について、引き続き検討を実施していきます。 堤防は長期にわたり嵩上げ、拡幅を繰り返してつくられてきたものであると共に、堤防天端高さの不揃い、樋門等弱点箇所の存在などの課題があり、越水しても一連区間で破堤しにくい機能を保証することは困難です。このため引き続き課題に対応した検討が必要です。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 56 | | 33.2 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ・上野遊水地越流堤構造の詳細検討に関する現状の課題は何か。 ・塔の島地区河道掘削に関する現状の課題は何か。 ・森林の保全・整備の検討についての関係機関との連携についての現状の課題は何か。 | 宮本委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・洪水波形により、遊水地機能が発揮できるケース、出来ないケースがあり最適形状を決定するための条件整理が課題です。また、背後地への流入に対する影響も今後模型実験を行い確認しなければなりません。 ・遊水地は、洪水波形により貯留機能が異なるので、越流堤を様々な洪水に対して最適な形状にする必要があり、その条件整理が課題です。また、今後模型実験を行い、河川と遊水地全体の流れの確認や遊水地内へ流入する水の減勢方法について検討する必要があります。 ・河川整備の主な課題は、ナカセコカワニナに代表される自然環境への対応、平等院等の世界遺産が点在する歴史的景観や自然景観への対応、様々なレクリエーション利用の場としての親水性の促進についてです。その他にも水深低下に伴う亀石の景観保全、鵜飼いへの対応、掘削後の河床安定のための検討等これら様々な課題について専門家の助言をいただきながら検討を進めてまいります。また、観光地であるため、新技術や工事内容の工夫により後期の短縮化を図っていく必要があります。 ・関係機関等と定期的に意見交換等を行っているところであるが、より具体的な連携方策について、他の事例を参考にしながら検討していきます。 | 58 | 61 |
| 57 | | 52 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | (1) 堤防補強工法について今までの検討内容及びその成果をお教え下さい。 | 池野委員 | 代表的な検討内容及びその成果を補足資料としてお示しします。(巻末に添付) | 59 | 61 |
| 58 | | 53 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | (2) 粘り強い堤防の内容 及び 耐力を上げるさまざまな工夫の具体例をお教え下さい。 | 池野委員 | 「粘り強い堤防」の事例として補足資料としてお示しします。(淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について(補足資料)に添付) | 59 | 61 |
| 59 | | 54 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 1) 原案で対象として戦後最大洪水の各支川流域におけるリターンピリオドはいくらか? 2) それと現計画である改訂工事実施基本計画のリターンピリオドの関係はどうなっているのか | 綾委員 | 戦後最大洪水は、現時点で雨量を評価し、枚方1/60、宇治1/120、加茂1/30、島ヶ原1/30、羽束師1/40、請田1/40です。工事実施基本計画では枚方1/200、宇治1/150、加茂1/150、島ヶ原1/100、羽束師1/150、請田1/100です。基本方針は工実と同じです。 | 59 | 61 |
| 60 | | 710 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 【54への再質問①】 戦後最大洪水の確率評価で枚方1/60、宇治1/120、加茂1/30、島ヶ原1/30、羽束師1/40、請田1/40ということであるが、洪水の発生確率から見て戦後最大洪水を対象に整備を行うことは本支川、支川間のバランスが取れていると理解しているのか。 | 宮本委員 | 淀川水系においては、長期的には下流部1/200、中流部1/150、上流部1/100の安全度を達成することで、全国的な視点からもそのバランスが図られるものと考えていますが、整備計画期間内で一気に達成することは困難です。そのため、まずは過去に流域で経験したことがある洪水に対して被害を生じさせないことを目標として、上下流、本支川間のバランスを図りつつ対策を実施することとしており、整備計画の対象期間で戦後最大洪水までは対応が可能と考えています。 | 58 | 65 |
| 61 | | 711 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 【54への再質問②】 戦後最大洪水を安全に流下させるという目標は、20から30年後の整備計画完成時の木津川、桂川の安全度がそれぞれ1/30、1/40になると理解しているのか。 | 宮本委員 | 原案でお示した内容を実施することにより、その安全度(降雨確率)が確保されることとなります。 | 58 | 65 |
| 62 | | 712 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 【54への再質問③】 20～30年後整備計画完成時に木津川、桂川の安全度が1/30、1/40になったとして、その後10年間で1/30、1/40確率洪水以上の洪水が発生する確率はいくらか。 | 宮本委員 | 1/30確率洪水が10年間で1回以上発生する確率は0.287≒29%、1/40確率洪水が10年間で1回以上発生する確率は0.224≒22%となります。 | 58 | 65 |
| 63 | | 713 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 【54への再質問④】 これまでの説明で、「せめて、戦後最大洪水を安全に流下させる」と言っているが、木津川の整備目標にあわせて、「せめて、1/30洪水を安全に流下させる」ではいけないのか。また、宇治川の整備目標安全度にあわせて「せめて、1/120洪水を安全に流下させる」としないのか。この「せめて〇〇」によって、河川整備計画に盛り込む施策の内容が大きく変わることはないのか。変わるのであれば「せめて〇〇」は整備計画策定にとって極めて重要なポイントであり、「せめて〇〇」の共有は不可欠である。なぜ、「せめて戦後最大」なのか、説明して下さい。 | 宮本委員 | まずは過去に流域で経験したことがある洪水として戦後最大洪水に対して、被害を生じさせないことを目標と考えています。 | 58 | 65 |
| 64 | 204 | 1026 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1 洪水 | 【710への再質問①】 整備計画の達成目標が羽束師1/40に対して宇治は1/120であることの妥当性を流域の重要度等、河川砂防技術基準に示された計画規模決定の根拠に準じて説明して下さい。 | 宮本委員 | 河川整備の達成目標については河川整備基本方針で定められており、河川整備計画では今後20～30年間の一つのステップとしての目標を定めているものです。ここではそのステップを再度災害防止の観点からも、実際に発生した洪水は安全に流下できるようにすることを主眼に設定したということです。河川砂防技術基準では計画規模の決定について、「その被害の実態等に応じて民政安定上、実績洪水規模の再度災害が防止されるよう計画をさだめるのが通例」との記載されています。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------------|---|------|--|-------|-------|
| 65 | 205 | 1027 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1洪水 | 【713への再質問①】 「先ずは過去に流域で経験したことがある洪水として戦後最大洪水を目標とした。」という趣旨の回答がなされているが、ダム必要性が左右され、今後20～30年の河川整備を決定づける目標決定の根拠が「先ずは…」ということでは、説明責任を果たしていない。目標決定の根拠をわかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | 河川整備の達成目標については河川整備基本方針で定められており、河川整備計画では今後20～30年間の一つのステップとしての目標を定めているものです。ここではそのステップを再度災害防止の観点からも、実際に発生した洪水は安全に流下できるようにすることを主眼に設定したということです。河川砂防技術基準では計画規模の決定について、「その被害の実態等に応じて民政安定上、実績洪水規模の再度災害が防止されるよう計画をさだめるのが通例」との記載されています。 | 65 | 66 |
| 66 | | 55 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1洪水 | 第七十回河川整備基本方針検討小委員会(平成19年7月5日)資料5,工事実施基本計画と基本方針(案)の対比表(平成19年7月5日,河川局)によれば、枚方地点の基本高水ピーク流量が17500m ³ /s、洪水調節施設による調節流量が5500m ³ /sとなっており、それぞれ、500m ³ /sの増加となっていますが、基本高水ピーク流量が増加した理由、および洪水調節施設による調節流量の各ダムにおける分担流量を教えてください。 | 綾委員 | 工事実施基本計画では下流で破堤等の危険のある時には瀬田川洗堰を全閉することを前提に琵琶湖からの流出量を0m ³ /sとして基本高水のピーク流量を算出していました。河川整備基本方針では、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後に、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作を行わないこととしています。このため、洪水時においても洗堰設置以前の琵琶湖から自然状態で流れていた流量と同程度の流量が加わることで基本高水ピーク流量(17,500m ³ /s)となったものです。 調節流量の各ダムにおける分担量は複数のダムの組み合わせで5,500m ³ /sを低減させているため、洪水毎に効果が違いがあり、一概に個別のダムの効果量を表現することは難しく、今後工夫してお示したいと思っております。 | 59 | 61 |
| 67 | | 56 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1洪水 | 同資料によれば、木津川島ヶ原地点における計画高水流量が4500m ³ /sから3800m ³ /sに変更になっていますが、変更の理由とその実施方法を教えてください。 | 綾委員 | 河川整備基本方針策定にあたり、近年の雨量、流量データの充実に伴い、島ヶ原地点の基本高水のピーク流量が小さくなり、それに伴い計画高水流量も小さくなりました。 | 59 | 61 |
| 68 | | 57 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1洪水 | 整備計画における猪名川水系の治水の対象洪水が、既往第2位から既往最大へと大きく変わりました。1970年代から30年間達成できず、整備計画基礎案でも今後20～30年間に達成が見込まれないとして対象洪水から外されていた洪水を再び対象としたのですから、提案された整備計画の実行可能性(20～30年の実行タイムスケジュールと見積もり費用)を示してください。 | 綾委員 | 総合治水目標洪水に対する整備の目的がたち、今後20～30年間の目標として戦後最大洪水を対象としています。事業費については現在精査中であり、整理できた段階で説明させていただきます。 | 59 | 61 |
| 69 | | 783 | 3.3 | 3.3.1 | 3.3.1洪水 | 瀬田川洗堰の流下能力は、明治29年以前は、50m ³ /sであったのが、淀川改良工事で200m ³ /sに増大。淀川第一期河水統制事業で400m ³ /sに増大。淀川水系改修基本計画で600m ³ /sに増大。淀川水系工事実施基本計画で将来800m ³ /sにする計画であります。実際に洗堰が設置される以前の十数倍に向上しています。その上、昭和47年から25年の歳月と1兆9000億円を投じて琵琶湖総合開発事業を行い、治水は大きく改善されたと説明されています。この琵琶湖総合開発事業がどのように行われ、どのような効果があったのか説明をしていただきたい。 | 山岡久和 | 現時点では、琵琶湖総合開発協議会が事業完了時にまとめた「琵琶湖総合開発事業25年のあゆみ」に効果が記載されております。 | 64 | 65 |
| 70 | | 34 | 3.3 | 3.3.3 | 3.3.3 地震・津波 | ・多くの河川管理施設で耐震点検が実施されていない理由は何か。 ・緊急用河川敷道路が、伝法～木津川大橋で連続的に通行できない区間が残っている理由は何か。 ・津波に関して沿川住民や利用者への情報伝達システム整備が遅れている理由は何か。 ・津波ハザードマップの作成・公表支援に関する現状の課題は何か。 ・津波に関して、住民への広報・学習の実施に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・H19年3月に河川構造物の耐震性能照査指針(案)が策定されたところであり、今後耐震点検を進めていきます。 ・高水敷が整備されていない区間があり、また橋梁の桁下高不足で通行出来ない区間があるためです。なお、整備にあたり埋蔵文化財の発掘調査を実施する必要が生じた区間もあります。 ・全体計画28基のうち、整備済みは8基で、今年度に10基を設置予定です。残り10基は、H20年度以降引き続き整備していきます。 ・津波ハザードマップに関しては、既に大阪市で作成済みです。 ・住民への広報・学習は「わかりやすく」「的確に」伝えることが重要であり、広報・学習資料の作成が課題です。今年度、学識経験者を交えた津波に関する検討会を実施し、広報手法、学習手法についても提言を頂くこととなり、その提言を踏まえた広報・学習資料の作成を行い、住民意識の啓発を行ってまいります。 | 58 | 61 |
| 71 | | 10 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | PPT淀川水系の現状と課題P47 渇水発生状況 渇水の定義は？ | 澤井委員 | 一般的には、水資源としての河川流量が減少あるいは枯渇した状態をいいますが、ここでは、取水制限に至ったときを渇水と呼んでいます。 | 58 | 63 |
| 72 | | 11 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | PPT淀川水系の現状と課題P49 ダム等により安定供給量の低下 近2/20とは？ | 澤井委員 | 近年の流量資料(ここでは昭和54年～平成10年の20年間)で、2位の渇水においても安定供給が可能である量のことです。 | 58 | 63 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|--------|--|-------|---|-------|-------|
| 73 | | 35 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | <p>① 渇水時における水融通等(河川法第53条及び第53条の2)一時転用の具体化に関する現状の課題は何か。</p> <p>② 農業用水慣行水利権者の取水設備、取水実態等の把握と通常の情報交換に関する現状の課題は何か。</p> <p>③ 農業用水の慣行水利権から許可水利権への切り替えに関する現状の課題は何か。</p> <p>④ 少雨化傾向等による水源開発施設の供給実力の低下について、河川管理者から利水者への情報提供に関する現状の課題は何か。</p> <p>⑤ 上水道に関して、既往最大の渇水に対しても断水を起こさせないという目標達成のための水道事業者への協力要請に関する現状の課題は何か。</p> <p>⑥ 長柄可動堰建設時に認めた淀川下流の緊急かつ暫定水利権量(上水、工水の合計)10m³/sについての現状の課題は何か。</p> | 千代延委員 | <p>① 河川法第53条に定める水利使用の調整に関しては、渇水対策会議における所定の調整を経て実施しているところであり、近年では特段の支障を生じておりませんが、今後とも河川管理者としては、必要となる情報の提供に努めてまいります。</p> <p>河川法53条の2に定める水利使用の特例に関しては、本件を適用するに相等しい状況であるかを吟味の上、水融通を行う際にも維持流量を犯すことのないよう、十分配慮した上で実施していきます。</p> <p>② 直轄管理区間において、河川区域内に存在する取水設備は把握しています。また、報告のあった取水量についても把握していますが、その精度には差があるものと考えており、取水量及び精度等については、十分に確認を行っていく必要があります。</p> <p>慣行水利権者との情報交換は、許可水利権化を指導する中で個別に実施しています。</p> <p>③ 必要水量の把握、営農形態の変化(田植えの時期や作物の変更)による取水実態の把握と河川流量との調整、慣行水利権者の許可水利権化への理解が得られないことが課題となっています。</p> <p>今後とも、河川管理者としては、取水実態の把握に努め、施設の改築等の機会をとらえて許可水利権化を進めていきます。</p> <p>④ 水資源開発施設の供給能力の低下についてはこれまで利水者に情報提供を行っており、今後も状況の変化に応じて行っていきたいと考えています。</p> <p>⑤ 上水道に限らず、渇水時には利水者に対して情報の提供や取水制限の調整を行っており、渇水被害の軽減には一定の効果をおよぼしていますが、既往最大の渇水が発生した場合に、水道事業者の断水を起こさない範囲での協力だけで渇水に対応するのは困難であると考えています。</p> <p>⑥ 現時点においては、利水者にとって必要な用水ですが、緊急かつ暫定的として、水資源開発した経緯を踏まえ、将来的には維持流量として、河川に返していただくものと考えています。</p> | 58 | 63 |
| 74 | | 36 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | <ul style="list-style-type: none"> ・利水者の水需要についての精査確認に関する現状の課題は何か。 ・利水者の用途間転用に関する現状の課題は何か。 ・農業用水慣行水利権の実態把握に関する現状の課題は何か。 ・既設ダムへの再編・効率的運用による渇水対策についての検討及び実施に関する現状の課題は何か。 ・水需要抑制策を含めた総合的な水利利用のための組織づくりに関する現状の課題は何か。 ・利水者、自治体、関係省庁、河川管理者の連携による平常時からの水利利用に関する情報交換・水需要抑制についての協議に関する現状の課題は何か。 ・節水について、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得た具体的行動の提起に関する現状の課題は何か。 ・意見書「水需要管理の実現に向けて」における提案や課題の提示についての河川管理者の見解およびこれに係わる現状の課題は何か。特に、伊賀水道用供水供給事業の新規利水について、大阪市及び京都府との水利調整に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての将来的な方針の検討や調整に時間を要している状況にあります。早期に結論を出すように指導していきます。 ・河川管理者は、利水者の協力のもとに淀川における水需要の精査確認を行っているところであり、それに時間を要しています。今後とも、維持流量の確保に努めるとともに、必要な情報提供に努めます。 ・直轄管理区間において、河川区域内に存在する取水設備は把握しています。また、報告のあった取水量についても把握していますが、その精度には差があるものと考えており、取水量及び精度等については、十分に確認を行っていく必要があります。 ・ダム再編については、容量の振替やダム間連携等の検討を行っていますが、効果のある再編案は具体化していません。効率的な運用については、目吉ダムにおいて利水者の了解を得て試行していますが、それ以外のダムでは運用方法をすぐに変える状況にはありません。今後、水需要の精査や農業用水の合理化等も踏まえて継続的に検討していきます。 ・水需要抑制策も含めた総合的な水利利用の検討や意見交換を平常時から行うための組織として、渇水対策会議を常設化した組織に改編していきます。今後、関係機関と新たな組織作りを進めていくなかで、平常時からの水需要抑制を協議していくうえでの課題を整理していきます。 ・意見書でご指摘いただいているように、水需要の精査や水利権見直しと用途間転用、渇水対策会議の機能強化等、水需要の抑制を基本とした考え方については、河川管理者もその重要性を認識しており、原案においても記述しているとおります。一方、水需給の逼迫している地域への対応や異常渇水対応については、水需要管理だけで対応するのは困難であり、施設対応も含めた検討が必要と考えています。 ・大阪市については水需要の精査を行っているところです。 | 58 | 63 |
| 75 | | 513 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | <p>【36への再質問①】スライドP9</p> <p>・水需要の精査確認について回答では「事業者としての将来的な方針の検討や調整に時間を要している」とのことだが、水需要の現状についての精査確認作業に、事業者の将来的な方針が必要な理由はなにか。</p> | 宮本委員 | <p>水需要の精査確認については、現状における水需要だけでなく今後の水需要についても精査確認するものです。水需要の将来予測には、実績からのトレンドだけでなく、自治体の今後の開発計画や工場誘致等将来計画が関係し、利水者としても将来の事業計画の方針を決める必要があることから、その調査や検討に時間を要しているという状況にあります。</p> | 63 | 65 |
| 76 | | 514 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | <p>【36への再質問②】スライドP9</p> <p>・利水者の用途間転用についての回答で、「河川管理者は利水者の協力のもとに淀川における水需要の精査確認を行っている」とあるが、どの利水者と具体的にどのような作業を行っているのか説明して下さい。</p> | 宮本委員 | <p>許可期間の更新を迎えた利水者について、更新時に申請内容の水需要予測をもとに必要な量であるかどうかの確認を行っています。その中で、水需要の説明が不十分なものについては、精査のための調査・検討を実施するものとし、その間の経過措置として必要な期間について、暫定的な許可更新を行うこととしています。</p> <p>更新時のみだけでなく、更新時の申請内容の水需要予測と実績取水量に大幅な乖離がある場合も、何故予測値と異なっているのか精査を行っていきます。</p> | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|--|------|---|-------|-------|
| 77 | | 519 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【36への再質問③】スライドP15 ・農業用水慣行水利権について、回答では「取水量及び精度等については、十分に確認を行っていく必要があります」とあるが、どのようにして確認していくのか具体的に説明して下さい。 | 宮本委員 | 慣行水利権者との協議により、水利権の実態把握の必要性を理解していただき、必要水量の算出に必要な調査事項や方法などを助言することにより確認を行っていきます。また、河川管理者としても合同で調査を行うなどの方策も検討していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 78 | | 520 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【36への再質問④】スライドP17 ・回答では「容量の振り替えやダム間連携等の検討を行っていますが、効果のある再編案は具体化していません」とあるが、具体化しない理由はなにか。 | 宮本委員 | 渇水の頻発している、日吉ダム、室生ダム、一庫ダムについては、補給先がそれぞれ単独であることから他ダムからの振り替えが難しいこと、現在洪水調節を下流の流下能力に合わせて暫定操作を実施しており治水容量に余裕がないこと、ダム間連携についても効果的な組み合わせがないことなどです。 | 63 | 65 |
| 79 | | 528 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【36への再質問⑤】スライドP21 ・回答では「渇水対策会議を常設化した組織に改編……。今後、関係機関と新たな組織作りを進めていくなかで、平常時からの水需要抑制を協議していくうえでの課題を整理していきます」とあるが、なぜ、現時点において「課題を整理」なのか。基礎案策定以降、何もしてこなかった理由はなにか。 | 宮本委員 | 渇水対策会議を常設化した利水者会議の設置については、関係機関の部長レベルでの意見交換会、既存の渇水対策会議構成機関の事務レベルでの打合せを行い、意見を聴取していますが、利水者会議の常設化という方向性についての大きな異議はないものの、会議の運営方法については調整が必要です。今後、具体的な組織作りを進めていく過程で、平常時からの水需要抑制や節水等を取り上げていくことについて、調整を図っていくとともに、出される意見を基に、水需要抑制や節水について利水者会議で協議していく中での課題を整理して、対応していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 80 | | 534 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【36への再質問⑥】 ・伊賀水道用水供給事業の新規利水について、大阪市及び京都府との水利調整はどのようになっているかという質問に対して、まったく回答がない。再度回答して下さい。また、回答で「大阪市については水需要の精査を行っているところだ」とあるが、この精査が終わらないと川上ダムの新規利水についての結論はでないのではないのか。 | 宮本委員 | 意見書では、京都府は大阪市から青蓮寺ダムの水源の譲渡を受け、三重県に比奈知ダムの水源を譲渡するという提案をいただいております。大阪市についての精査は終わっておりませんが、現在、水資源開発基本計画の改定作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、大阪市は利水安全度等も考慮して現在保有している水源を今後も保有する意向と聞いています。現時点において、既存の水資源開発施設の運用の見直しや水利権の転用によって伊賀地域の水需給の逼迫に対応するのは困難であり、新規水源の確保も必要と考えられます。 | 63 | 65 |
| 81 | 164 | 986 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【513への再質問①】 水需要の精査について、今後の水需要を精査することは理解できるが、まずは現状の精査が必要である。現状の精査確認作業の結果をわかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | これまでの水需要精査の結果、淀川水系においては三重県伊賀地域および京都府管水道宇治系を除いて新たな水資源開発施設等が必要な水需要については、現時点においては今後発生しないと考えていますが、既存の水利権については引き続き精査している状況です。現状においては水需要精査に必要な十分な資料が出されていない利水者があり、そのような利水者に対しては短期的な水利権更新を行い、期間を限って資料の提出を促しているところです。 | 65 | 66 |
| 82 | 165 | 987 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【514への再質問①】 「更新時だけでなく、更新時の申請内容の水需要予測と実績取水量に大幅な乖離がある場合も、何故予測値と異なってきたのか精査を行っていきます。」と回答されているが、具体的にどの利水者についてこのような精査確認作業を行ったのか示して下さい。 | 宮本委員 | 現状では、更新期にある水利権の水需要精査を優先して実施しています。今後は許可時の水需要予測と実際の取水量に大幅な乖離がある場合において、精査確認することにより、変更申請や早期に事業方針の見直しを行う等の指導をしていきたいと考えています。 | 65 | 66 |
| 83 | 166 | 988 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【520への再質問①】 回答は、淀川水系の現状では、効果のある再編はできないということであるか。 | 宮本委員 | 現状における各ダムの下流河道の改修状況や水利利用状況において、直ちに実施可能な効果的な再編案は具体化できていないということをご説明させていただいております。既設ダムの再編や運用の見直しについては、河川改修状況の進捗やダムの施設改造等の必要性、水需要や農業用水の合理化の動向等その時々々の状況を踏まえて、整備計画期間中を通じ、継続的に検討していくべき課題だと考えています。 | 65 | 66 |
| 84 | 167 | 989 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 【534への再質問①】 大阪市の譲渡の可否は、川上ダム新規利水に大きな影響を与えるものであり、明快な回答が必要である。「大阪市は今後も水源を確保する意向と聞いています。」ということでは説明責任を果たしていない。大阪市の水源確保についての強い意志を河川管理者がどのように確認し、水源転用不可について河川管理者としてやむを得ないと判断した根拠を示して下さい。 | 宮本委員 | 現在、水資源開発基本計画の改定作業を各府県において実施しており、既存の水源を将来を考えてどのように保有していくかについてもその作業の中で確定されます。水利権については水需要精査の結果を踏まえ見直しを行っていくこととなりますが、各利水者が保有しているダム等の既存水源については各利水者の財産であり、水源の転用には、それぞれの地域の将来の開発余地や利水安全度を踏まえた各利水者の判断が一義的には必要です。河川整備計画が現在検討中であると同様、水資源開発基本計画についても現在検討を進めている状況にあり、現時点での各利水者の意向としてお聞きしたものです。用途間転用については、今後も調整に努めていきたいと考えていますが、伊賀市の水道について川上ダムに変わる水源の確保は現時点では困難と判断しています。 | 65 | 66 |
| 85 | | 188 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 桂川流域の農水利水、上水利水、及び排水処理等の現況を知りたい。 | 酒井隆 | 桂川におけるかんがい用水は10件(慣行4件含む)であり、水道用水は1件となっています。また排水処理等については、4箇所の処理場から桂川等へ排水されています。 | 58 | 61 |
| 86 | | 267 | 3.4 | 3.4 | 3.4利水 | 将来人口について、表2-1に流域内人口が、図3.4-2に給水区域内人口が示されていますが、20年先30年先の将来人口をお示し下さい。 | 佐川克弘 | 流域全体や給水区域全体の20～30年後の将来人口の見通しについて現時点では把握していません。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 87 | 268 | 1090 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | 【267への再質問①】 原案に対する質問回答・No.267で「20年、30年後先の将来人口の見通しについては現時点で把握していません。」と河川管理者が回答しています。計画の見直しでは、一番大事なことが欠落しています。現実には宇治市では第4次総合計画の中で人口が減少していくとの方向を明確にしています。絶対に必要なものであり無駄な投資になれば取り返しがつきません。3市1町の将来人口の見通しについて明確にして判断すべきです。 | 梅原孝 | 京都府営水道は、天ヶ瀬ダム再開発を前提として現時点において必要な取水を既に行っていることから、継続して参画される見込みです。 | 64 | 66 |
| 88 | | 268 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | 利水安全度について、最近20年間のデータに基づいて評価すると利水安全度は約8割とのことですが、開発水量と最大取水量(図3.4-3)を見ると最大取水量はマクロ的には(イ)漸減傾向があり(ロ)安定供給可能量を下回っています。しかし今後20～30年先にどうなるのか見通しが示されていません。また、農業用水の数量と取水実績のデータも示されていません。見直し及び実績を教えてください。 | 佐川克弘 | 淀川下流取水水量全体の20～30年後の見通しや将来の少雨化傾向を踏まえた安定供給可能量について現時点では把握していません。農業用水の取水実績については、次回以降の委員会で説明させていただきます。 | 60 | 64 |
| 89 | 266 | 1088 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | 原案についてP25、3.4 利水で「…暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきたが、近年においては少子高齢化社会の到来や人口増加の鈍化傾向等がみられるとともに、工場の海外移転や資源循環型への転換などの急激な変化により使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。」とし、その下段では、「一方…また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町において人口の増加に伴って水道用水の需要が増加している。」とされているが、この地域だけなぜ増加しているのか。実数での公表をお願いします。 | 梅原孝 | 宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町の人口および水道実績補給(給水)量については、第53回委員会(H18.11.22)審議資料1-2にお示しております。なお、H18年度天ヶ瀬ダム定期報告書に記載しており、淀川ダム統合管理所HPにおいてご覧いただけます。 | 60 | 66 |
| 90 | 298 | 1120 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | (淀川三川合流点下流における利水について) 平成8年度から平成17年度までの10ヵ年について、11月から翌3月までの次の数値をお示し下さい。 1-1、上水の各月最大取水量 1-2、工水の各月最大取水量 2-1、(大阪府)上水の各月最大取水量 2-2、(〃)工水の各月最大取水量 3-1、(大阪市)上水の各月最大取水量 3-2、(〃)工水の各月最大取水量 4-1、(阪神水道)上水の各月最大取水量 | 野村東洋夫 | ご質問の取水量については別紙-1120でお示しているのとおりです。 | 60 | 66 |
| 91 | 299 | 1121 | 3.4 | 3.4 | 3.4 利水 | (淀川三川合流点下流における利水について) 現時点における次の数値をお示し下さい。 1-1、上水の水利権合計 1-2、工水の水利権合計 2-1、(大阪府)上水の水利権合計 2-2、(〃)工水の水利権合計 3-1、(大阪市)上水の水利権合計 3-2、(〃)工水の水利権合計 4-1、(阪神水道)上水の水利権合計 | 野村東洋夫 | 現時点においては、次のとおりです。 1-1、上水の水利権合計 75.029 m3/s 1-2、工水の水利権合計 23.797 m3/s 2-1、(大阪府)上水の水利権合計 25.785 m3/s 2-2、(〃)工水の水利権合計 9.728 m3/s 3-1、(大阪市)上水の水利権合計 30.976 m3/s 3-2、(〃)工水の水利権合計 3.545 m3/s 4-1、(阪神水道)上水の水利権合計 13.818 m3/s | 60 | 66 |
| 92 | | 37 | 3.5 | 3.5.1 | 3.5.1 水面 | ・大堰下流への移設も含めた水上オートバイの利用規制についての現状の課題は何か。 ・瀬田川における水上オートバイによる騒音及び水質の問題についての関係機関と連携した調査の実施に関する現状の課題は何か。 ・水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通行禁止区域及び通行制限区域の設定に関する現状の課題は何か。 ・瀬田川水辺協議会における既存の棧橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方についての検討に関する現状の課題は何か。 ・水辺のアプローチ整備の実施や堰等横断工作物改善に関する現状の課題は何か。 ・既存ダム湖における湖面活用検討に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・大堰下流への利用箇所の移設に関して、環境に与える影響は調査済みであるが、他の利用者に与える影響(ウインドサーフィン等)も含めた検討を要する。 ・平成18年度以降、瀬田川においては水上オートバイの利用実態が確認されていません。また、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で平成18年4月から、水質に影響を与える2サイクルエンジンの水上オートバイが禁止されたこともあり、水質悪化については一定の歯止めがかかるものと思われませんが、利用実態の監視や、水質調査については引き続き関係機関と連携して取り組めます。 ・「水面利用調整協議会」等による水面利用ルールを策定が必要と考えています。今後関係機関と連絡を密にし、水面利用ルールを策定していきます。 ・瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」において、水辺利用方法についてはルールがまとめられました。しかし、水辺のあり方、特に景観については瀬田川沿いの周辺環境との調和が課題として指摘されています。また、棧橋・係留施設の集約・共有化については占有者の理解を得ること、そのための費用負担が課題です。 ・箇所の選定を行った上で、必要な整備について順次検討します。 ・ダム貯水池での湖面活用は、人々にとって大きな魅力の一つであり、積極的に多くの方に安全に楽しんで頂きたいと考えている。一方、ダム湖の水質、事故、ゴミあるいは不法係留などに対する懸念があるのも事実であることから、活用にあたって最低限の規制が必要と考えています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-----------|--|-------|--|-------|-------|
| 93 | | 419 | 3.5 | 3.5.1 | 3.5.1 水面 | 【37への再質問①】 ・現状と課題についての質問に対する回答で、「水面利用調整協議会」等における水面利用ルールの策定が必要とあるが、その認識にも関わらず、ルールが策定されていない理由は何か。 | 宮本委員 | ・淀川本川では、動力船の環境に与える影響に鑑みて船舶航行規則の作成に向けた検討を進めております。水面利用ルールは水上オートバイやウィンドサーフィン等、様々な利用調整を行うためのルールで上記規則を含んだものになります。引き続き、水面利用協議会において、水上オートバイの利用エリア等の検討を行うため、他の水面利用者の利用実態等の調査を進めて利用調整の検討を行ってまいります。 | 60 | 64 |
| 94 | | 420 | 3.5 | 3.5.1 | 3.5.1 水面 | 【37への再質問②】 ・既設ダム湖における湖面活用について、現状と課題についての質問に対する回答で、最低限の規制が必要とのことであるが、最低限の規制とは何か。例示して説明して下さい。 | 宮本委員 | エンジン付きボートの禁止、あるいはボートの利用方法や利用できる区域の設定などです。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダム、布目ダム、日吉ダム、一庫ダムの7ダムにつきましては、油等の水質事故を防止する観点からエンジン付きボートの禁止をしており、利用できる区域も網場よりも上流側となっております。 なお、天ヶ瀬ダムは関西電力喜撰山発電所によるダム湖水位の上下動により危険であるため、ダム湖において航行規制を行っており、湖面活用は考えていません。 | 60 | 64 |
| 95 | | 38 | 3.5 | 3.5.2 | 3.5.2 河川敷 | ①河川敷公園等の公共的使用でなく、ゴルフ場等の私的な事業用の利用に関する現状の課題は何か。 | 千代延委員 | ・ゴルフ場は昭和24年～38年にかけて許可され、現在に至っています。これらの河川敷利用については、公共性、環境への負荷等の面で好ましいとは考えてはいたませんが、多くの人が利用しており、存続の要望もあります。今後、広く利用者や占有者の意見を伺いながら、取り扱いを検討していきます。 | 58 | 61 |
| 96 | | 39 | 3.5 | 3.5.2 | 3.5.2 河川敷 | 河川敷の利用で、現在取り組みを進めておられるが、推進する上において合意形成を進めるためにどのような課題・問題があると思われるのか。 | 本多委員 | ・グラウンド等の縮小に向けた取り組みについては、特に利用者の多いエリアについて、代替地の確保が大きな課題であり、都市計画部局も含めた取り組みが重要です。 | 58 | 61 |
| 97 | | 40 | 3.5 | 3.5.2 | 3.5.2 河川敷 | ・河川保全利用委員会の設置、運営に関する現状の課題は何か。 ・違法行為は正実施計画の策定及び実施に関する現状の課題は何か。 ・河川敷におけるホームレス対応に関する現状の課題は何か。 ・迷惑行為についての啓発活動実施計画の策定及び実施に関する現状の課題は何か。 ・既存ダムにおける周辺環境整備検討および周辺施設利用促進・強化実施に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・河川敷の利用のあり方を検討するにあたっては、堤内地の状況やその都市計画まで運動した判断が必要になる場合もあるため、河川敷に限定した審議では限界があると考えています。 ・歴史的経緯のあるものについては、行為者の違法性意識が低いことから、日頃の口頭指導、看板設置だけでは理解が得られないことが多い。今後は関係機関と連携して積極的な指導を行い、計画的に違法行為を是正すべく調整を進めていく。 ・河川管理者単独での対応が困難なことから、関係機関と連携して自立を促してまいります。 ・現状の課題は、法的規制がないことから、取り締まりが難しく、口頭注意、看板設置等の啓発活動だけでは目立った効果がみられないことです。利用者のマナー低下が目立つため、所轄の関係機関と連携し、より効果的な啓発活動を行ってまいります。 ・既に高山ダム・青蓮寺ダムにおいて整備してきており、展望台や貯水池への公園、散策路などの設備を実施してきています。 ・既に整備した施設の維持管理は地元自治体で実施していますが、市町村の財政事情が厳しくなっており、今後も継続的な維持管理あるいは修理・補修が確実にできるのか懸念があります。 | 58 | 61 |
| 98 | | 421 | 3.5 | 3.5.2 | 3.5.2 河川敷 | 【40への再質問①】 ・現状と課題についての質問に対する回答で、「河川保全利用委員会」の課題として河川敷に限定した審議では限界があるとの認識であるが、その認識を踏まえた方向が原案に記述されていない理由はなにか。 | 宮本委員 | 河川敷グラウンド等の縮小に向けては、現在の利用を堤内地に移転することにもなり、河川敷に限定した審議には限界があります。そこで、保全利用委員会とは別に「川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、沿川自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場」を設けることとしています。 | 60 | 64 |
| 99 | | 442 | 3.5 | 3.5.2 | 3.5.2 河川敷 | 【40への再質問②】 ・現状と課題についての質問に対する回答で、不法投棄の摘発・取り締まり強化についての組織設置を調整中とのことであるが、具体的にどのような組織を設置するのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 不法投棄の摘発・取り締まりにあたっては警察や関係自治体との連絡連携体制を確立すべく調整を進めている。個々の現場での所轄関係機関との連絡連携体制はほぼ確立しており、今後、統括機関との総合的な連絡連携体制確立に向け調整を実施する予定です。 | 60 | 64 |
| 100 | | 41 | 3.5 | 3.5.3 | 3.5.3 舟運 | ・枚方から三川合流点までの航路確保検討に関する現状の課題は何か。 ・毛間閘門の航行可能時間や運用手法の検討に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・航路確保の手法として水制工を考えていますが、環境上での影響が懸念されます。従って、水制工の試験施工の実施によりモニタリング調査を行い、その結果から航路確保の実施に向けた検討を行うこととしています。 ・対応済みであるため、現状の課題とは認識していません。 | 58 | 61 |
| 101 | | 43 | 3.5 | 3.5.4 | 3.5.4 漁業 | ・琵琶湖における漁獲量減少と琵琶湖・河川環境との関わりについて現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・琵琶湖における内湖の減少、河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の変化、外来種の増加、水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いており、これらが琵琶湖における漁獲量減少の一要因となっていると考えています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------------|--|-------|---|-------|-------|
| 102 | | 44 | 3.5 | 3.5.4 | 3.5.4 漁業 | ①河道内の樹木の過剰な繁茂に係る現状の課題は何か。 ②既設ダムにおける堆砂増大に係る現状の課題は何か。 | 千代延委員 | ・樹木の繁茂により、洪水時に流下能力阻害となること、流木・倒木により河川管理施設が損傷するおそれがあることが課題です。また、樹木の繁茂が河川巡視等の妨げとなるという課題があります。これらからの対策としては環境に配慮しながら、計画的に伐採を行い、樹木の繁茂状態を管理していきます。 ・既設ダムにおいて、堆砂が進むことにより、そのダムで貯水できる容量が減少することになります。そのことにより、洪水調節機能(容量)等が減少し、本来のダム機能が損なわれることとなります。今後何も手打たてを行わなければ、将来的には堆砂の結果、有効貯水容量が少なくなることは必至であり、ダムの効用の長寿命化を図るためには、進行していく堆砂を計画的に克服していく必要があります。浚渫により堆砂土砂を除去する場合は、多額の費用を要するため、新たな対応策について検討が必要です。 | 58 | 61 |
| 103 | | 42 | 3.5 | 3.5.5 | 3.5.5 上下流連携 | ・「ダム等が上下流をつなぐ橋渡し役としての活動が求められている」とは何か。 ・水源地域ビジョンの策定及び推進に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・下流の人々に水源地域の実態を理解して頂く役割がダム等の管理者に求められていると認識しています。 ・上下流交流を進めていくためには、ダムが核となり、率先して調整役を進めていく必要があります。既に水源地域ビジョンを策定していることから、上下流の市町村やNPOと連携して実施していくこととしています。しかしながら、各自自治体とも予算の確保、人的不足等からなかなか活性化に向けた十分な取り組みが困難な状況です。 | 58 | 61 |
| 104 | | 44.1 | 3.6 | 3.6 | 3.6 維持管理 | ・維持管理費と新築・改築予算の配分についての現状の課題は何か。 ・堤防除草刈草の処理に関する現状の課題は何か。 ・許可工作物について、利用されていない施設の調査および不要なものの撤去に関する現状の課題は何か。 ・バイク止め等の構造・設置方法検討に関する現状の課題は何か。 ・連続性のある小径確保に関する現状の課題は何か。 ・水難事故防止協議会(仮称)の設置、運営に関する現状の課題は何か。 ・不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関との連携および組織の設置に関する現状の課題は何か。 ・不法投棄マップ作成に関する現状の課題は何か。 ・ダム放流に係わる警報装置や監視カメラ設置および自治体、警察、消防署等との連携によるソフト面での充実強化に関する現状の課題は何か。 ・既存ダムにおける流木の有効活用を実施に関する現状の課題は何か。 | 宮本委員 | ・河川管理施設の機能を維持するため、日常から河川管理施設の点検・巡視を行っています。多くの施設の老朽化が進んでおりその維持費が年々増加していることから、維持管理費の予算確保が課題です。 ・堤防除草は堤防点検を目的に2〜3回/年実施していますが、近年では花粉アレルギーや害虫の発生により草刈りの要望が多数寄せられていることや、外来種の除去、貴重種の保護が課題です。今後は、住民・住民団体と連携を図っていきます。また、刈草の処理については現地焼却を実施してきましたが煙による苦情があり、処理施設で処分する必要が生じており、維持費が増大しています。 ・不要となった施設の撤去については、それら施設が河川管理上の支障となっているという施設管理者の意識が薄いこと、不要となった施設の撤去に費用が多くなることが課題です。今後も引き続き施設管理者に対し撤去を行うよう理解と協力を求めていきます。 ・バイク止めゲートと車いす用ゲートの併設を進めています。自転車の通行に対して不便であることや、最近普及している電動車いすには対応できていないことが課題です。 ・河川を利用する人が安全に連続して移動することができない箇所として、支川の合流部で縦断的に分断されている箇所や堤防上が道路となっており安全に移動できない箇所があり、今後検討を要します。 ・一般的には水難事故防止協議会は子供を川に近づけない方策(進入防止柵、看板等)が中心的課題になっていますが利用の促進をしながら水難事故防止をするための方策について検討する必要があります。 ・不法投棄の行為者の特定が困難なことが課題です。なお、組織については、現在設置に向けて調整中である。不法投棄行為者の特定が難しいことから、所轄警察との日常的な情報共有により、パトロール等の強化を行ってゆきます。 ・淀川のいたるところでゴミが数多く捨てられています。「不法投棄なくそうマップ」の普及啓発で流域住民と力を合わせ淀川からゴミの不法投棄を無くすことを目指していますが、現在その効果があるとはいえ広報の仕方、活用の仕方について検討が必要です。 こちらが有している施設や設備を危機管理のために関係自治体で使用できるよう考えています。 ・ダムへ流入する流木については、これまで堆肥、チップ化などの有効活用、流木の無料配布などに努めてきました。しかしながら、ダムへ流入するもの多くはペットボトルなどの一般ゴミであり、なかなか分別作業に手間取っている状況です。また、流れ着いた流木は、腐っているものが多く、再利用が困難な状況であり、実際に有効活用できる割合が低いのが課題です。 | 58 | 61 |
| 105 | | 189 | 4.1 | 4.1 | 4.1人と川との繋がり | 試行河川レンジャーに応募し、講習等に参加したが残念ながら、選考からはずれた。選考基準を明確にされたい。資料等提出されたい。 | 酒井隆 | 選考基準については河川レンジャーの講習会において説明を行い、資料も配付しています。 | 58 | 61 |
| 106 | | 190 | 4.1 | 4.1 | 4.1人と川との繋がり | 桂川流域の防災、減災、活動の現況を知りたい。 | 酒井隆 | 水害に強い地域作り協議会(桂川地区)で、以下のようなことを実施しています。 ・ハザードマップの作成の支援 ・CCTVカメラの整備、関係市長への水位、映像等の情報を提供するのための光ファイバ接続 ・住民会議開催に向けた支援 ①住民学習会の支援、②職員研修の支援 ・防災情報提供に関する地域メディアとの連携 ・まるごとまちごとハザードマップの推進 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---------------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 107 | | 191 | 4.1 | 4.1 | 4.1人と川との繋がりが | 日吉ダムの上、中流、下流、流域住民に対する広報はどうなっているのか。 | 酒井隆 | 淀川河川事務所においては、ホームページ等を使って、流域の皆様に対して河川に関する情報提供を行っています。また、日吉ダムは平成5年4月に「地域に開かれたダム」の指定を受け、水源地域の立地特性を活かした施設が整備され、地元自治体、ダム管理者等と一緒に水源地域からの情報発信を行っています。 | 58 | 61 |
| 108 | | 269 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 「住民等の参画や情報共有を推進する」とあるが、「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」を設置するに際して、住民参画の一つとして委員の市民募集を提言したが、河川管理者はこれを無視した。委員の市民募集についてどう考えるか。 | 藪田秀雄 | 平成17年度に設置した「宇治川塔の島地区河川整備に関する検討委員会」については、平成12年度の検討委員会のメンバーなどを勘案し、景観、環境も考慮して学識経験者及び有識者を選出しております。なお、その際、宇治市から市民2名の方をご紹介いただき、商工会や観光協会からも委員に加わっていただいております。 | 60 | 64 |
| 109 | | 270 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 河川管理者は「宇治川の現況と課題」(一般意見782)、「淀川水系流域委員会において審議検討を要請する事項1」(一般意見784)の質問・意見をふまえ、説明責任を果たされたい。委員会は住民の質問意見をふまえ、必要な資料を確保して、徹底的に納得ゆく審議を行われたい。 | 藪田秀雄 | 委員会において、塔の島付近の河川整備の計画について、別途説明いたします。 | 60 | 64 |
| 110 | | 271 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 川の恩恵を受けるのも被害を受けるのも地域住民である。地域住民が主人公の河川整備をめざし、河川管理者はこれに奉仕する立場に立ってはどうか。 | 藪田秀雄 | 今後の河川整備については、地域と連携しながら進めていきたいと考えております。 | 60 | 64 |
| 111 | | 272 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 答申「住民参加の更なる進化にむけて」はどのように評価し、何を採用し何を採用しなかったのかを教えてください。また第3章に書いてある「合意形成へのステップ」は今後河川整備計画を策定する際に具体的にどのような方法で実施するのでしょうか。また河川整備計画策定にあたってはどのような方法で住民の意見聴取を行い、整備計画案に意見を反映させるのでしょうか。 | 木村俊二郎 | 流域委員会からの答申においては、これまでに河川管理者が実施してきた意見聴取のやり方について、概ね評価を頂いていると考えておりますが、いただいた答申を踏まえ、さらに工夫しながら継続実施していきます。 合意形成については、まず情報(原案の内容)をできる限り知っていただく努力(広報)、と意見をお聴きする機会をできるだけ設ける努力(様々な窓口の開設)をすることにより、住民と河川管理者の信頼関係を構築していくことが重要であるとと考えております。 現在、河川整備計画の策定にあたり、各事務所において住民意見を聴取する場を設けます。やり方は各事務所工夫しながら実施していきますので、必ずしも統一したやり方にはならないかもしれませんが、住民の方々との意見交換ができるようなやり方で実施していきます。 | 60 | 64 |
| 112 | | 273 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 原案に「各河川事務所に住民参加推進チームを設置」の記述がない理由はなにか。 | 宮本委員 | 住民参加推進プログラムのメニューのひとつであることから記述しておりません。 | 60 | 64 |
| 113 | | 274 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | スライドNo.54「住民参加推進チーム」とは、具体的にどのようなものでしょうか。河川の維持管理については、住民は意見を述べるだけでなく、実際の維持活動に参加できないものでしょうか。 | 澤井委員 | 「住民参加チーム」とは、具体的には各河川事務所において広報・コミュニケーション担当者を中心として5名～10名程度のプロジェクトチームを発足するものであり、このチームが様々な情報発信や住民・NPOとの連携する窓口となって河川整備などへの住民参加を促進していきます。 また、これまでも住民の方々へ実際の維持活動に参加頂いており、住民・NPO等の清掃活動や堤防裏面の美化活動には、河川管理者も連携していきます。 | 60 | 64 |
| 114 | | 275 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | 河川レンジャー 現在採用されている河川レンジャーの、年齢構成、経歴等について教えてください。 | 村上委員 | 現在活動している河川レンジャーは25名で、20代から60代に及んでいます。経歴等については、NPO等団体が活動されている方や学生の方々などです。 | 60 | 64 |
| 115 | | 276 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がりが | ・意欲はあるが経験の少ないレンジャー希望者の意欲を次につなげ取り込む方法や経験をつんでいただく手法が必要ではないか？ ・啓発された市民が、川のために何かしたい、始めたいと言うとき、川のためになる活動参加の場作りの支援整備が必要ではないか？ ・里山管理活動で下草刈などの活動がよくされているが、河川の外来植物駆除などに河川での下草刈のボランティア活動ができるような支援を整備する必要はないか。 ・川に限らず、流域の保水力維持のために周辺山間部で活動している人たちや団体との交流、支援策の整備も必要ではないか？ | 本多委員 | ・意欲のある経験の少ないレンジャー希望者に対する課題は、淀川管内レンジャー検討懇談会で検討頂く考えております。 ・河川レンジャーの活動を通じて、住民の活動の庭が広がるよう支援する考えです。 ・河川レンジャーの活動で取り組まれている外来植物の除去への支援を進めていきます。また、住民・NPO等の清掃活動や堤防裏側の斜面の美化活動に連携していきます。 ・河川管理者としては、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力できるよう、これからの河川整備に向けた努力を積み重ねることが必要であるとされており、ご提案の内容についても、今後、検討が必要と考えています。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 116 | | 277 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 河川レンジャーについて原案32ページに記載されている“行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー)の役割も期待される。”となっていますが、これは33ページに記述されている河川レンジャーの役割とは異なっていませんか。本来の役割ではなく単に期待されているだけなのでしょう。河川レンジャー制度がなぜ猪名川と淀川で異なるのでしょうか。地域の特性に基づくなら淀川と木津川では異なることになりませんか。レンジャーの人選の基準も淀川と猪名川で異なっていませんか。 | 木村俊二郎 | 河川レンジャーの役割は、地域住民と連携し、より良い河川整備を進めていくための行政と住民の橋渡し役(コーディネート)です。しかし人と川とのつながりが薄い今、その役割をすぐに期待するのは難しく、現在は住民が河川に関心を持つような活動行っています。今後住民の川への関心が増し、河川レンジャーのスキルアップをすることで、“行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー)の役割も期待される。”と考えています。また河川レンジャー制度の基本方針は各河川で異なるものではありません。ただし、試行の段階であり、各事務所ごとに様々な工夫をしながら取り組んでおります。 | 60 | 64 |
| 117 | | 278 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 河川レンジャーについて、河川別(淀川・木津川・宇治川・桂川)の活動実績と河川管理者の評価をお示し下さい。また、河川レンジャーは出張所別に展開されると聞いているが(イ)動植物の保全等の活動(ロ)不法投棄の状態把握や河川利用者への安全指導等の活動は当面妥当と思われる一方、(1)防災学習や水防活動を推進する活動(2)河川に係る環境学習等の文化活動の場合や、地域住民とともに今後の河川整備に参加する場合は必ずしも出張所別に活動範囲を限定することが妥当でない場合もありえるのではないかと。私は、住所が山崎出張所管内にあるが、仮に私が河川レンジャーになって高槻市民に防災学習を働きかける場合、桜尾川よりも東側の高槻市民にのみ呼びかけるのはいかがなものかと思う。河川管理者としての見解は？ | 佐川克弘 | 淀川・木津川・宇治川・桂川の河川レンジャーは13名おり、河川別では淀川7名・木津川1名・宇治川2名・桂川3名となっています。そして管内全般を総括するセンターレンジャーが1名います。また河川レンジャーの活動範囲については、担当出張所内に限るものではなく、地域ごとに設けている運営会議に承認を受けた場合には隣接する淀川水系のエリアであれば活動範囲を拡大できます。活動実績としては平成18年度は62件あり、内容としては自然観察会・防災スクール・外来種駆除・クリーン作戦などがあります。今後もさらに多岐に渡った活動を期待しています。 | 60 | 64 |
| 118 | | 279 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 「全国川のシンポジウム」意見書を1当事者として回答をされたい。減災ソフト対策で重要な水防団、消防団、自主防災組織等と河川レンジャーの活動の1つとして位置づけられている。近畿各府県市町村、住民参加と開かれた活動にするための意見反映仕組みづくりと人材確保の予算化の現況を知りたい。 | 酒井隆 | 意見書については拝見しておりますが、できましたら河川整備計画原案に対する具体的なご質問をお願いしたいと存じます。 | 60 | 64 |
| 119 | | 280 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 淀川水系河川整備計画原案「基本理念」「基本方針」「整備計画原案」は、机上で審議、計画されたものであり、税金投入、補助金、寄付金、NGO・NPO・住民、市民団体等のボランティア頼みから脱却していない。ただ、盲目的に税金のムダ使いする手法である。官僚的発想を止め、河川整備基本方針、計画原案に民間手法・知見の導入及び新しい事業構築の経験や、住民の知見に基づいた新しい事業モデルを構築しないのか。 | 酒井隆 | 河川整備計画の案の作成にあたっては、関係府県及び関係市町村、一般住民、学識経験者などから意見を聞きながら作成していきます。 | 60 | 64 |
| 120 | | 281 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | ・「計画の検討段階から住民・住民団体、学識経験者との連携を積極的に行っていく」という考え方は河川整備計画の策定においても適用されるのか。 ・適用されるとするならば、今回の河川整備計画策定に際して、住民・住民団体、学識経験者などどのように連携を行っていくのか、具体的に説明して下さい。 | 宮本委員 | ここで記述している事柄については、個別箇所の整備の計画にあたって適用するものです。河川整備計画の案の作成にあたっては、住民、学識経験者、流域自治体からご意見をいただき、そのご意見を踏まえ作成していきます。住民からのご意見募集については、新聞折り込み広告や、ホームページ等で広報を行い、原案説明会、意見交換会の実施や各種ご意見窓口を開設します。 | 60 | 64 |
| 121 | | 282 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 「河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会(対話集会等)を必要に応じて設ける。」とあるが、今回の河川整備計画策定に際して対話集会等は開催されるのか。 | 宮本委員 | 各事務所において、住民意見を積極的に聴取いたします。様々な工夫しながら住民の方々の意見交換ができるよう実施していきます。 | 60 | 64 |
| 122 | | 283 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 「流域圏のあらゆる関係機関」とは文字通り「あらゆる」と理解していいのか。 | 宮本委員 | そのとおりです。 | 60 | 64 |
| 123 | | 284 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進について、基礎案策定以降のような支援や推進方策を行ってきたのか。これまで行ってきた支援や推進方策を踏まえて今後具体的にどのような支援や推進方策を実施していくのか。 | 宮本委員 | 河川レンジャー活動を通して河川に関する知識・環境教育の推進を行っています。今後も河川レンジャーのスキルアップ等の支援を行い、さらなる幅広い活動を実施して行けるよう進めていきます。また、天ヶ瀬ダムでは、宇治市内の中学生を受け入れ、職場体験学習を実施しています。引き続き取り組みを進めていきます。 | 60 | 64 |
| 124 | | 285 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 伝統工法などの技術の保存・伝承についての支援について、基礎案策定以降のような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を実施していくのか。 | 宮本委員 | 河川技術を継承していくことを目的として、「河川技術伝承会」を組織し、樋門等構造物周辺堤防点検において技術指導をいただいています。また、淀川資料館での広報をとおして、粗朶沈床工をはじめとする技術の保存・伝承を行っています。引き続き、これらの取り組みを続けていきます。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 125 | | 286 | 4.1 | 4.1 | 4.1 人と川との繋がり | 「総合流域防災協議会」とは何か。 | 宮本委員 | 増加する水害・土砂災害に対して限られた予算の中で効率的・効果的に対策を行うためには、水害・土砂災害の対策、国の事業と地方の事業、ハードとソフトを水系全体で推進する必要があることから、水系ごとに河川局が所管する国と府県が事業内容や進度の調整を行うために、各府県の水系を基本に圏域を設定し、協議会を開催しています。 | 60 | 64 |
| 126 | | 288 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 淀川水系の重要な機能の一つとして上中流部や琵琶湖と海である大阪湾を結ぶ機能があります。地形上、淀川水系の河口域と考えられる新淀川、旧大川(安治川、尻無川、木津川)、神崎川では水質、汽水域の存在、生物の遡上・降下等に多くの問題が指摘されており、生物的には淀川は海とは結ばれているとは言えないのが現状です。原案には縦断方向の機能の回復が掲げられていますが、生物的な機能としての淀川の河口域、汽水域の回復については触れられていないようです。河川管理者の考えを教えてください。 | 綾委員 | 干潟の保全・再生については、実施箇所2箇所と検討箇所1箇所を記述しています。引き続き、淀川下流全域において、さらに干潟再生を検討してきたと考えています。 | 60 | 64 |
| 127 | | 290 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 1) 基本的な考え方 「連続性の確保」、「ダイナミズムの再生」、「水循環の健全化」の考え方については高く評価する。どのような事情があれば、その原則に変更を加えても、住民の理解が得られると考えているのか。 「多様な生態系」とは、具体的には何を以て評価するのか。また、多様性が高い川が人の生活に有利に働く機構を説明して欲しい。情緒的な面については、十分に説明を聞いたため回答は不要。 | 村上委員 | ご質問の趣旨については、把握しかねるところがありますので、もう少し具体的にお教え頂きたいと思います。 河川は、生物の生息・生育環境として重要であり、単一の種ではなく、多様な生態系が確保されることが望ましいと考えています。 ご質問にある具体的な評価や人の生活に有利に働く機構について、お考えのあるところをお教えいただきたいと思います。 | 60 | 64 |
| 128 | | 291 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | ダイナミズムの再生、徹底した連続性の確保、水循環の健全化を目指すのに何が困難ですか、河川のダイナミズムとは何ですか。 | 田中委員 | 河川のダイナミズムとは、自然洪水による変動と攪乱などの川自身が持つ動的な環境変化のことを指しています。 前段のご質問については、ご趣旨をお伺いしたいと存じます。 | 60 | 64 |
| 129 | | 292 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 質問1: 日本が批准している生物多様性条約で示されている内容から見ると淀川水系河川整備計画原案は問題があるのではないかと？ 質問2: 日本が批准しているラムサール条約の具体的なガイドラインからみる保全基準や手法から見ると淀川水系河川整備計画原案は問題があるのではないかと？ 質問3: 日本の各地で琵琶湖淀川水系同様、数多くの在来種・固有種が絶滅の危機に瀕しているため保全対策が緊急の課題となっている。そのため保全生態学や保全生物学など保全に関する科学は近年急速に進歩してきた。淀川水系河川整備計画原案は、この保全生態学や保全生物学などの最新の科学技術が応用されていないのではないかと？ 質問4: 淡水魚に関する絶滅危惧種に関するリストが最近更新された。もともと緊急的に保全すべき最高ランクの I A類 (GR) には、イタセンパラやアユモドキ、ニッポンバラタナゴに加えて、アブラヒガイ、イサザ、ハリヨ、ホンモロコなど、琵琶湖・淀川水系の数多くの魚類が新たにレッドリストに入ってしまった。こうなった背景には1970年代からの琵琶湖総合開発の影響の可能性も大きいので、淀川水系流域整備計画原案の過去の問題点と対応は明示すべきではないかと？ 質問5: 淀川の河川敷はエコロジカルネットワークとして鳥獣保護区に指定されているほど鳥類が豊富であることは知られているように、淀川や琵琶湖水系流域には国境を越えてくる貴重な渡り鳥が生息する。ところが淀川水系河川整備計画原案では開発による渡り鳥などに対する国際的影響が評価が記述されていないのではないかと？また渡り鳥に関する関係各国や関係団体などと協力関係ができていないのではないかと？ | 水野委員 | 質問1: 具体的な問題点についてご指摘をお願い致します。 質問2: 具体的な問題点についてご指摘をお願い致します。 質問3: 保全生態学や保全生物学などの最新の科学技術を応用すべき点について具体的にお教え頂きたいと存じます。 質問4: これまでの河川整備に係る課題については原案に示しておりますが、どのような問題点があるとお考えか、お教え頂きたく存じます。 質問5: 整備にあたっては、鳥類の専門家のご意見も伺いながら進めてきておりますが、渡り鳥などに対する国際的な影響の評価について、どのように取り組むべきなのかをお考えをお教え頂きたいと思います。 | 60 | 64 |
| 130 | | 293 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 管理者以外の管理施設について今までどのような具体策を実施されましたか。 | 田中委員 | 事例として、瀬田川水辺協議会の中で瀬田川の名神高速橋梁の管理者に対し、景観配慮に係る協議(具体的には橋梁の塗装色)を実施しております。また、淀川では橋梁工事などで環境調査、木津川上流では堰管理者に対して魚道の改善に向けた助言を行っています。 | 60 | 64 |
| 131 | | 294 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 河川環境について、治水、利水等原案は、別に取り扱っているが、「河川環境」なによりも大事なベースであり、河川環境破壊された「負の遺産解消への挑戦を」淀川水系河川整備計画原案に何故、明示しないのか。 | 酒井隆 | これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、よりよい河川環境を創出していきたく考えています。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|---|-------|---|-------|-------|
| 132 | | 295 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 「徹底した連続性の確保(スライド5)」(基本的な考え方)から「新たな施設による容量確保を検討する(スライド14)」と流れが変わり、次に治水・利水の観点から「ダム開発の必要性」(縦方向の連続性の分断)が論じられます。一貫していません。委員会では、原案が「質」と「量」ともに内容に乏しい、との批判的な意見も出されました。このような一貫性のなさ、にも原因があるように思います。 | 荻野芳彦 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 |
| 133 | | 296 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 整備対象が堤外地すなわち河川区域にかぎられ、しかも直轄区間に限定されたものになっています。これでは河川環境全体を捉えることはできません。基本的な考え方に修正が必要であると思われますが、どうでしょうか？ すなわち、河川区域(堤外地)を越えた区域、直轄区間外区間もふくめた水系に対する河川管理者としての取り組みはどうか具体的な修正と追加説明をして下さい。 | 荻野芳彦 | 淀川水系河川整備計画原案の対象区間は、直轄管理区間としておりますが、計画策定上必要となる指定区間・流域については言及しております。 | 60 | 64 |
| 134 | | 297 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 宇治川の河川環境の現状と課題についての認識(全般)は。 | 藪田秀雄 | 宇治川の河川環境の現状としては、向島のヨシ原、宇治橋付近のナカセコカワニナ等、貴重な生物及び生物生息空間が残されていることが挙げられます。また、河川の形状による課題が有ると認識しています。 | 60 | 64 |
| 135 | | 298 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 天ヶ瀬ダム湖周辺の河川環境の課題は何か。対策の進行状況は。 | 藪田秀雄 | 塔の島付近の河川環境の改善につきましては、今後の河川整備において専門家の助言も頂きながら進めていきます。現時点での計画について、流域委員会で説明します。 | 60 | 64 |
| 136 | | 299 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 塔の島・橋島の東半分の掘削と直線化・急斜面護岸・塔の川締切堤・天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管・亀石下流の宇治川を埋め立てた宇治山田護岸工事(亀石遊歩道)・宇治橋左岸上流の宇治川埋め立て 以上、天ヶ瀬ダム再開発に関連したそれぞれの河川整備工事による河川環境(河川形状、景観および生物生息・生育環境)への影響についての認識と対策。 | 藪田秀雄 | 現状は、水陸移行帯が少ない状況がみられます。塔の島地区の河川整備については、「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」において、景観、自然環境、親水性の観点から様々なご意見をいただきました。それらを踏まえ、今後の河川整備に取り組んでいきたいと考えています | 60 | 64 |
| 137 | | 300 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 河川環境の保全に関する基本的な考え方として、○ 河川環境の保全・再生は『川が川をつくる』を手伝う』という考え方を念頭に実施。するとして、◇ 徹底した連続性の確保◇ ダイナミズムの再生◇ 水循環の健全化、などを挙げている。(P.3スライド5) そう言うからには、「既設ダムの撤去」を含むことになるが、それは全否定されるのか？ 或いは、在りうる事と考えているのか？ | 浅野隆彦 | 現時点では既設ダムの機能は必要と考えておりますので、現時点で撤去することは考えておりません。 | 60 | 64 |
| 138 | | 301 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | また、淀川水系における今後の河川整備は、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す。としているが、それは何時の事か？ | 浅野隆彦 | 昭和30年代から40年代を想定していますが、地域によって幅があると考えております。 | 60 | 64 |
| 139 | | 302 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 阪神高速淀川左岸線の計画の全貌と第二名神高速道路の鶴殿通過の計画案は淀川の河川環境に多大な影響を与えることは必定です。特に計画決定済の淀川左岸線については整備計画案に組み込む必要はありませんか。 | 木村俊二郎 | 淀川左岸線2期事業についてはP67に記載しています。今後詳細な構造等について、関係機関等と調整を図っていきます。 | 60 | 64 |
| 140 | | 303 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | トンネル式放流設備による河川環境への影響。トンネル式放流設備によるダム湖のヘドロの流下の危険性。トンネル式放流設備の低周波空気震動。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダム再開発による環境への影響としては、放流能力の増大による低周波音の発生・下流河川の流況の変化・貯水池水位の変動幅の増加等が考えられます。これらについては、専門家の意見を伺いながら調査検討を実施してきました。天ヶ瀬ダム再開発に伴う環境への影響及びその具体的な軽減策等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。 | 60 | 64 |
| 141 | 117 | 943 | 4.2 | 4.2 | 4.2 河川環境 | 今回の河川整備計画は、今後20～30年を展望して考えられているはずであります。しかし、示された原案には時系列的検討の跡が全く見られません。このことは河川変動とその環境や生物生態系への影響に関して、とくに基盤的のものがあります。おそらくは、自然史、地理学、地質学、堆積学などに関する基本的知識の欠如ないし偏りが影響しているかと思われるが、自覚しておられますか。必要な時間・空間的広がりをもって整備計画を立てるためには、このような視点や方法からの調査に基づく再検討がなされなければならないと考えますが、理解されまじょうか。 | 志岐常正 | いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 64 | 66 |
| 142 | | 305 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 横断方向の河川形状の修復 現状でのワンド・たまりの再生、維持は、「川が川を造る」限界を超えて人の干渉が及んでいるように思える。緊急の修復措置を施す必要性は何か。イタセンバラの保護については、既に説明を聞いているため、回答不要。 | 村上委員 | 現在の淀川では、自然に任せておいてワンドやたまりの再生・維持ができないと考えていますので、積極的に整備等を行い、モニタリングを行いながら川が川をつくり易いようにしていくべきと考えています。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|------------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 143 | | 306 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 天ヶ瀬ダム建設による宇治川の縦方向の連続性の遮断、天ヶ瀬ダムによる宇治川の河川環境への影響についてどのような認識をもっているのか。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダムにより河川の縦断方向の不連続が生じており、魚類等の遡上降下や土砂移動が阻害されていることが課題として考えています。 | 60 | 64 |
| 144 | | 307 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 宇治川の河床低下と塔の島地区周辺における砂洲の消滅について | 藪田秀雄 | 河床低下については、主に治水対策のための淀川本川の掘削等の影響によるものと思われる。また、上流からの土砂供給の遮断が砂洲の形成に影響を与えていると思われる。 | 60 | 64 |
| 145 | | 308 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 塔の島地区の河床掘削を行えば、宇治川の水位が低下する。その結果、名勝亀石は、平水時、常に陸に上がることになる。このことに対する認識は。 | 藪田秀雄 | 掘削による水位低下により、亀石が亀らしく見える日数が減ることになります。今後、専門家の助言を頂くとともに、自治体とも調整し、対策の必要性、様々な工夫等について、検討していきたいと考えています。 | 60 | 64 |
| 146 | | 309 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 猪名川の礫河原再生 ①礫河原消失の根本的な原因と機構について説明してもらいたい。②高水敷切り下げにより、どのような生物相が復元できると考えられるか。③切り下げの費用その後の維持管理費用について金額を明示して欲しい。 | 村上委員 | ①原因としては、ダムの設置や河道整備による流況の安定、流路の固定化などによる攪乱の減少、また砂防ダムによる流入土砂量の減少や近年大規模な出水が少なかったことなども原因のひとつと考えられます。 ②カワラナデシコ、カワラマツバ、カワラケツメイなどの河原性植物や、ミヤコグサなどの復元が期待されます。 ③切り下げの費用としては試験施工として約5千万円(延長約700m)で実施しましたが、今後はモニタリングにより状況を把握し、実施区間を検討します。維持管理につきましては、モニタリングを行いながら必要に応じて手を入れていくことになると考えていますので、現時点で費用の見積もりは行っておりません。 | 60 | 64 |
| 147 | | 310 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 亀石は名勝であるとともに京都府レッドデータブック記載の貴重なもの(化石を含んで年代が明らかになった銘石)である。宇治山田護岸工事(亀石遊歩道)の工事の際に、亀石の隣(上流)の岩石の上面を破壊したことについて。 | 藪田秀雄 | 宇治山田護岸の施工において、ご指摘の「亀石の隣(上流)」の露頭している岩につきましては、護岸工事の施工において、岩の一部を掘削し、護岸を整備しております。なお、京都府レッドデータブックに掲載されている亀石には影響のないように護岸を回避し、施工しております。 | 60 | 64 |
| 148 | | 311 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 「高水敷の切下げ」について明確な表現がないが、これはしないと言うことか？すると言うことならどの範囲をするのか？(スライド7・8) | 浅野隆彦 | 猪名川のれき河原再生については、試験施工の結果を踏まえ、どのような横断形状にするのか具体的な掘削箇所、形状について検討していきます。 | 60 | 64 |
| 149 | | 312 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | (1)横断方向の河川形状の修復 基礎案において検討とされていた箇所がすべて実施となったことは評価できる。しかし、基礎案以降3年経過するあいだに、基礎案に加えて新たな実施が2箇所、検討が3箇所しか増えていない。実施、検討とする理由と、今後検討できる地域があるかを説明していただきたい。 | 細川ゆう子 | 横断方向の河川形状の修復については、実施した箇所の事後調査結果や試験的に施工された箇所の経年的な変化を把握分析した上で実施の可否について検討を行っております。今後も調査を行いながら必要に応じて追加検討を行うこととしております。 | 60 | 64 |
| 150 | | 313 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 生物に配慮した水位管理や、水量管理等の方策について具体策の例があれば示してください。 | 田中委員 | 原案の4.2.2水位や4.2.3水量に示す方策が具体例として挙げられ、これらの方策と併せて河川形状の修復を検討することが必要と考えています。 | 60 | 64 |
| 151 | | 314 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 「瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ保全する」とあるが、この観点から桂川中上流部、名張川、宇治川、瀬田川の掘削形状、方策について具体的に説明して下さい。 | 宮本委員 | 掘削を行う区間については、その実施にあたり学識経験者の助言を得て掘削形状を検討し、景観、自然環境の保全、親水性に配慮することとします。 | 60 | 64 |
| 152 | 106 | 788 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 【314への再質問】 掘削形状が未定であれば、洪水対策のシミュレーションはどのような断面で行ったのであるか。代表断面図を示して下さい。 | 宮本委員 | 桂川の代表断面は第65回委員会審議資料2-5でお示ししています。宇治川の代表断面図は第64回委員会審議資料1-4-1でお示しております。 | 60 | 66 |
| 153 | | 315 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | ワンドの数を概ね10年で90以上とする理由は何か。 | 宮本委員 | イタセンバラを始めとする在来の多様な種にとつての良好な生息・生育空間の整備が必要と考え、当面の目標として、現在46あるワンドを90以上に倍増することとしています。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 154 | | 316 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 (2)縦断方向の河川形状の修復 第一期流域委員会においても、ダム ^① の魚道については、魚類専門の委員からも効果を疑問視する意見が聞かれたが、堰、落差工については、実施を求める声が強かった。3年間で、小泉川落差工のみが実施された。その他の検討箇所について、どの程度実施の目途が立っているのかを説明していただきたい。また、野洲川落差工が外れたのは、なぜか。 | 細川ゆう子 | 改善方法について撤去を含め様々な案があり、治水面、環境面への影響の検討が多岐にわたっており、検討に時間を要しております。 芥川では、魚類の遡上降下に支障を及ぼしている落差工について早期に改善に向けて検討します。なお、小規模なものについては、順次実施していきます。 また、野洲川落差工の魚道整備については、平成19年度末に完成する予定ですので、今回の原案に記載していません。 | 60 | 64 |
| 155 | 107 | 789 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 【316への再質問①】 なぜワンド復元の当面の目標が90なのか、未回答。 | 宮本委員 | 流水域にあるワンドは、生物等にとって好影響があると考えておりますが、現存するワンドの殆どが淀川大堰湛水域にあるため、ほぼ同数のワンドについて、流水域に整備したいと考えています。(なお、ご質問は316に対してではなく、315と思います。) | 60 | 66 |
| 156 | | 317 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 縦断方向の河川性状の修復 ①撤去可能と判断される堰・落差工の名称と位置、使用状況を具体的に明示されたい。 ②魚道管理者への指導について、根拠となる法令があればお教え願いたい。③木津川の相楽・大河原の堰について、天然アユの遡上、降下実態の観測データがあれば示してもらいたい。④魚類の降下・遡上障害の解消以外に、縦断方向の河川性状の回復で期待できる環境改善について説明して欲しい。 | 村上委員 | ①管内全域に関して調査を実施しリストアップしているところです。桂川の井堰に関しては上流側の河床変動結果、撤去時の影響検討結果が明らかになり、影響が少ないという答えができれば撤去は可能と考えます。 ②河川法第13条に基づき定められた河川管理施設構造令の第35条の2(魚道)で床止めを設ける場合において、必要があるときに魚道を設けることとなっています。また、第44条(護床工等)において堰を設ける場合については準用することとなっています。これらの法律等により魚類の遡上等に支障のないものとする事となっております。 ③相楽・大河原発電所井堰についての天然アユの遡上、降下については確認できておりません。 ④底生動物、甲殻類や両生類などの移動が容易になるに考えています。 | 60 | 64 |
| 157 | | 318 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 (2)堰・落差工、(3)合流部等との連続性の検討箇所は、基礎案以降一件も増えていない。他に検討はしたのか。検討した末で断念したのか、まったく検討しなかったのかは、河川管理者の意欲を問う重要な問題である。明らかにしてほしい。 | 細川ゆう子 | 原案に記載している箇所について、検討が完了していないことから現在の記述となっておりますが、構造や関係者協議が整ったところから改善していきます。 | 60 | 64 |
| 158 | | 319 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 (4)既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。との項目で、基礎案では各既設ダムが検討対象であったのが、原案では具体的な対象を外したのは、なぜか。 | 細川ゆう子 | 具体的な箇所を記載しているのは特に当該箇所を検討または実施するところを示しています。 この項目については、全ダム対象のため各ダム名は特に記載していません。 | 60 | 64 |
| 159 | | 321 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 スライドNo.8 猪名川礫河原再生のために、河床を緩やかに傾斜させるのではなく、階段状にされるのはなぜですか。 | 澤井委員 | 河原再生試験施工は、掃流力と河原の成立条件を検証すると共に冠水頻度等と成立植生との関係についてデータ収集を行うものであり、分析しやすくするため階段状の段差を設けたものです。 | 60 | 64 |
| 160 | | 322 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 スライドNo.8 5ページ川原再生で、試験施行結果はどのような結果か？ 過去のデータから、川原再生後の現在の断面で年間何回くらゐ水に浸かるのか？ その頻度は適切と判断された理由は？ | 本多委員 | 河原再生試験施工は、冠水頻度等と成立植生との関係についてデータ収集を行うものです。施工後半年しか経過しておらず、大きな出水も経験していないことから結果は出ていません。 統計的に格段差の年間の冠水頻度は、下から1段目は年72日、2段目は年17日、3段目は年7日、4段目は年2日水が浸かることとなります。 | 60 | 64 |
| 161 | | 323 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 スライドNo.8 根本原因を解決しない状態での、れき再生は何年間維持されるか。数年以内に元に戻るのではないか。再生を繰り返すのか。コストは？ | 水山委員 | ・試験施工のモニタリング結果を見ながら対応を考えます。 ・原則的な考えとしてはコストが掛かるような維持管理を必要としないものとし、モニタリング結果や予想コストに合わせて計画規模や内容を変えていく必要があると考えてます。 | 60 | 64 |
| 162 | | 324 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 スライドNo.9 以前、点野地区の高水敷切下げについて寝屋川市から要望が出ていたように思いますが、横断方向の河川形状の修復全体位置図には、点野地区が含まれていません。これは、これは現在のところ、検討対象になっていないのでしょうか。 | 澤井委員 | 現時点においては、原案に記載した地区の整備を進めていく予定ですが、今後も調査を行いながら必要に応じて追加検討を行うこととしております。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|------------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 163 | | 325 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | スライドNo.10 「許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言を行う」とありますが、改良方策を河川管理者が実施し、費用を施設管理者に支払わせることはできないのでしょうか。 | 澤井委員 | 許可工作物については施設管理者が改良方策を行うことが原則で、河川管理者が立て替える制度はありません。 なお、その施設が治水上重大な被害を及ぼす恐れがある場合について、施設管理者が改良方策を行わない場合、施設管理者に対し是正指示を行った後、それでも正されない場合は監督処分を行い、許可の取り消し及び原状回復命令を施設管理者に命じるが、それでも施設管理者が応じない場合は行政代執行を行い、その撤去費用について施設管理者に請求することが出来ます。 | 60 | 64 |
| 164 | | 328 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | (4)既設ダム 具体策として例があれば示して下さい。 | 田中委員 | 全国での既設ダムの魚道設置事例としては、北海道の二風谷ダム(堤高32.0m)では、サクラマスの回遊(産卵の場への往来のため)、長崎県対馬の目保呂ダム(堤高40.0m)では、アユの回遊のために設置されています。これらは、対象魚の再生産の維持のために魚道が必須との考え方で設置されています。なお、2つのダムは、いずれも水位追従型魚道を採用しています。 | 60 | 64 |
| 165 | | 329 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | 既存のダムにおいて魚道を新たに建設する必要が必ずしも認められないのではないが、あまりにも建設コストのことを考えていないと思われる。ダム改造の免罪符に使っているのではないかとさえ思われる。それよりも、いたるところに農業用水の取水堰があるが、この影響の方がはるかに大きいと考えられる。いずれも低落差であるから、まずここから改善すべきである。たとえば、天ヶ瀬ダムで考えられているような計画は、新しいタイプの魚道の効果に対する技術の過信があり、もっと慎重な取り扱いが必要であろう。よくわからないから、現地で確かめるために試験施工というのでは、あまりにも無責任であろう。そして、滝は自然が作ったバリアだから上下流が不連続になってもよく、ダムは人間が作ったからすべていけないという発想は、一見合理的であるが、実際は自然と人間との共生を原則論で押し切ろうという極端な発想であろう。 | 河田委員 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 |
| 166 | | 330 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | スライドNo.12 図中の青蓮寺ダムと比奈知ダムの表示が逆転しています。 | 澤井委員 | 修正いたします。 | 60 | 64 |
| 167 | | 331 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | (5)府県等が管理する区間の構造物、(6)水域と陸域との連続性の確保と修復 特に琵琶湖に流入する多くの河川には堤高25m以上の既設ダムが10ヶ所ありますが、河川や琵琶湖の生態系に影響がでる問題として何か具体策を講じてきましたか | 田中委員 | 県管理のダムについては国の検討結果を踏まえ必要な指導を行っていく予定です。 (淀川水系における25m以上の国交省所管は6ダム、農水省所管は6ダム、防衛省所管は1ダム) | 60 | 64 |
| 168 | | 333 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | (5)府県等が管理する区間の構造物 の項で、「…府県等が管理する区間の堰等の構造物についても、当該河川管理者と調整する。」としている。 しかし、例えば、治水のために最低限実施しなければならない河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の撤去すら、予算の関係でほとんど実施されていない現状で、このように調整することにどれだけ意味があるか疑わしい。それでも、縦割り行政と割り切ってやっていくのか。これは堰等の構造物に限ったことではないが。 | 千代延委員 | 府県においても財政事情を勘案しながら、それぞれ優先度を考えて整備を進められていることから、調整が必要と考えています。 | 60 | 64 |
| 169 | | 334 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | スライド11 相楽・大河原発電所井堰の魚道改良について、河川管理者は堰管理者に対し魚道改良についてその効果・必要性を科学的に検証し、改良の協力要請を行っていくということであった。 しかし、河川管理者は堰の設置許可にあたり当初魚道の設置を義務付けているのではないが、もしそうであるなら、その魚道がほとんど機能しなくなっている今、協力依頼のスタンスではなく、本来の義務の履行を求めて、魚道を改良させることができるのではないか | 千代延委員 | 当初許可条件の著しい違反であれば、改善命令等の監督処分を行うことも考えられますが、そうではなく、時間の経過とともに魚道として、当初期待されていた性能が発揮できなくなってきたということであれば、改築等の機会を捉えて、改善の指導を行っていきます。 | 60 | 64 |
| 170 | | 336 | 4.2 | 4.2.1 | 4.2.1 河川形状 | (1)水位低下の抑制に向けた水位操作 第一期流域委員会では、ダムによる「流水の正常な機能を維持するための必要な水量の確保」は、環境振り替えであり、ダムが河川環境に悪影響を及ぼすことを考慮すれば、ダムの目的とすることはできないとした。大戸川ダムを治水専用ダムとするならば「琵琶湖からの放流量の振替水量の確保」が外れるのは当然であるが、「琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保」として丹生ダムが検討されるのは、まさに環境振り替えであり、利水容量の必要なくなった丹生ダムに新たな貯水容量を検討するかに思われる。河川管理者に説明を願う。 | 細川ゆう子 | 計画規模を上回る渇水に対して、社会経済活動に影響を及ぼさないために異常渇水対策容量の確保が必要であるとして、当初からの目的どおり、丹生ダム事業において異常渇水対策容量を確保することとしています。この容量を確保することにより、琵琶湖における急激な水位低下と水位低下の長期化を抑制することが可能となりますが、このためだけに目的を限定している訳ではありません。なお、容量確保については、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最善案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行うこととしています。 丹生ダムに異常渇水対策容量を確保する場合には、琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保の機能を当然に有していることから記載したものです。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 171 | | 335 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | スライド14では「新たな施設による容量確保を検討する」となっていますが、水需要を抑制し、施設の運用を見直し水利権の精査確認および用途間転用等を行って「新たな施設によらない」が目指す共通認識ではなかったですか？ 間違いならば訂正して下さい。 水位と水量をまとめて再説明して下さい。 | 荻野芳彦 | 水需要の精査や水利権見直しと用途間転用、濁水対策会議の機能強化等、水需要の抑制を基本とした考え方については、原案においても記述しているとおりですが、異常濁水対応については、水需要管理だけで対応するのは困難であり、それらと合わせて施設対応も含めた検討が必要と考えています。 「水位と水量をまとめて再説明」については、具体的にお示し下さい。 | 60 | 64 |
| 172 | | 337 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 「治水への影響や水需要の抑制を踏まえた利水への影響を考慮した上で、河川の水位変動や攪乱の増大を図る」との原案は、「水位変動や攪乱は、治水、利水上問題を生じない範囲で行う、つまり原案の抜く実施期間では、治水・利水の緊急性が、環境配慮に優先する。」と解釈して良いか。 | 村上委員 | 現在、有している治水・利水の機能は、現時点では必要なものであると考えていますので、それを損なうようなことは考えていません。治水・利水上の機能確保した上で必要な環境対策を講じていくことになります。 | 60 | 64 |
| 173 | | 338 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 「河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、・・・新たな施設による容量確保を調査・検討する」とあるが、新たな施設とは具体的に何か。 | 宮本委員 | 「新たな施設による容量を調査検討する」とは、(1)③③に記載する丹生ダムにおいて容量の確保を検討することです。 | 60 | 64 |
| 174 | | 339 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 新たな施設による容量確保には貯水ダムを計画していますか 堰の操作の変化に応じて、生物環境の調査を実施・・・モニタリング及び評価を実施するには、どの位の期間を要しますか | 田中委員 | 「新たな施設による容量を調査検討する」とは、(1)③③に記載する丹生ダムにおいて容量の確保を検討することです。 環境に関する取り組みについては、順応的な手法を取り入れていることが必要であるとされており、一概に期間を定めることは困難であると考えています。 | 60 | 64 |
| 175 | | 340 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 下から3行目に「・・・新たな施設による容量確保を調査・検討する。」とある。 新たな施設による容量確保は、新たな環境負荷を生起する可能性が高い。環境改善のために新たな環境悪化を招くことは、極力避けるべきであることはいままでのない。新たな施設による容量確保に代わる、環境に与える負の影響が少ない代替案について、十分検討したのか。検討したとすれば、それはどんな代替案か説明して欲しい。 | 千代延委員 | 「新たな施設による容量を調査検討する」とは、(1)③③に記載する丹生ダムにおいて容量の確保を検討することです。 今後具体的に調査検討することとしており、現段階では代替案の検討は行っておりません。 | 60 | 64 |
| 176 | | 341 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 「河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下の抑制など出来るだけ水位を保持するため、(中略)新たな施設による容量確保を調査検討する。」と記述されているのは、水位保持のために水系に新たなダムを建設する目的のひとつにしようとしているのですか？ もし、そうだとしたら、ダム建設は最大の環境破壊をもたらすことが明らかなので、河川法に定める「河川環境の保全と再生」の方針と矛盾すると考えますので、説明して下さい。(原案38ページ水位の4行目) | 川上委員 | 「新たな施設による容量を調査検討する」とは、(1)③③に記載する丹生ダムにおいて容量の確保を検討することです。 河川整備においては、環境・治水・利水・利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分に認識した上で、今後、具体的に調査・検討したいと考えております。 | 60 | 64 |
| 177 | | 342 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | スライドNo.14 4つ目の項目の、「新たな施設による容量確保」とは何をさすのでしょうか。 | 澤井委員 | 「新たな施設による容量を調査検討する」とは、(1)③③に記載する丹生ダムにおいて容量の確保を検討することです。 | 60 | 64 |
| 178 | | 343 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.3 水量 | (1)必要な流量の確保 上流の琵琶湖及びダムからの必要な水量を補給するというのはどのダムですか | 田中委員 | 淀川水系に設置されている国土交通省管理及び水資源機構管理のダム・堰を指しております。 | 60 | 64 |
| 179 | | 344 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 現状と課題についての質問に対する回答で「瀬田川洗堰に関する意見交換会」の設置とあるが、原案に記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | 瀬田川洗堰の水位操作の試行にあたって、滋賀県より意見を聞くために設置したものであることから、特に記述しませんでした。 | 60 | 64 |
| 180 | | 345 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 上から10行目に 1)瀬田川洗堰による水位操作(他ダムとの統合運用を含める)とあるがどうか。 | 千代延委員 | 淀川水系に設置されている国土交通省管理及び水資源機構管理のダム・堰による統合運用を含めて、琵琶湖水位の急速な水位低下や長期化する水位低下を抑制する水位操作を検討していきます。 | 60 | 64 |
| 181 | 113 | 939 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 【345への再質問①】 1、前回質問番号345「原案4.2.2水位P.39に『瀬田川洗堰による水位操作(他ダムとの統合運用を含める)』とあるがどうか」という質問に対する回答は、「淀川水系に設置されている国土交通省管理及び水資源機構管理のダム・堰による統合運用を含めて、琵琶湖の急速な水位低下や長期化する水位低下を抑制する水位操作を検討していきます」であった。異常濁水への対応が急がれるといわれる中で、これは大変評価できます。第二次委員会も「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」の中でも、一つの方向を示唆しています。原案にもう少し踏み込んだ具体的な記述はできないのでしょうか。 | 千代延委員 | ご意見として受けとめさせていただきます。 | 60 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 182 | | 346 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | (1)②琵琶湖沿岸の治水リスクを増大させない範囲とはどのような範囲ですか ③1)他ダムとの統合運用とはどこのダムですか 3)琵琶湖への流入水量の確保での丹生ダムとはどういうことですか | 田中委員 | (1)②治水リスクを増大させない範囲については、今後、琵琶湖沿岸を管理する滋賀県の意見を聞くなどして検討することとしています。 ③1)淀川水系に設置されている国土交通省管理及び水資源機構管理のダムを指しております。 3)丹生ダムにおいて、琵琶湖における急速な水位低下と水位低下の長期化を抑制するための容量の確保を検討することです。 | 60 | 64 |
| 183 | | 347 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 上から2行目に「②淀川大堰において、春季から夏季の平常時に…操作方法を確立する。」とあるが、この間フラッシュ放流はしないという前提か。 | 千代延委員 | そのとおりです。 | 60 | 64 |
| 184 | | 358 | 4.2 | 4.2.2 | 4.2.2 水位 | 2. 基礎案以降の結果をふまえて、とっていますが不満が残ります。例えば、(環境)流量について、利水・水需要管理部会(意見書)では利水者の水需要抑制と環境流量(環境コスト)を関連づけて一定の説明をしています。これをどう踏まえたのか説明して下さい。関連して、スライド17の「流水の正常な機能」および「必要な流量」の内容を説明して下さい。また、「流量の確保」の手法を具体的に説明して下さい。「適正な水量」の内容を説明して下さい。また、「適正な水量の検討」経過・結果を説明して下さい。比奈知ダムの「攪乱増大」試験操作ではいかなる「水」を利用したのか説明して下さい。また、些細なことかもしれませんが、表題は「水量」となっており、説明文は「流量」となっています。微妙な使い分けを説明して下さい。 | 荻野芳彦 | ・水需要抑制の結果を環境へ振り向けるにあたっては社会的にコスト負担するべきであり、それによって利水者の経営改善と河川環境の保全が進むとの意見書のご提案については、現状での制度の範囲では直ちには難しいと考えており、今後の水需要の動向や河川環境改善のための水量確保の緊急性を踏まえて社会的合意を得ていくべき課題と考えています。 ・「流水の正常な機能の維持するために必要な流量」は、原則として11項目(舟運・漁業・観光・流水の清潔の保持・塩害の防止・地下水位の維持・景観・動植物の生息生育地の状況・人と河川との豊かなふれあいの確保)に関し必要な流量を検討し、定めるものです。 ・「流量の確保」の手法とは、淀川水系に設置されている国土交通省管理及び水資源機構管理のダム・堰により確保するものです。 ・適切な水量とは、河川環境を改善するために必要な流量と考えており、対象とする河川によりそれぞれ異なるものと考えております。 ・比奈知ダムにおいて、試験操作で使用した「水」は、非洪水期から洪水期への移行操作時の放流水を有効利用しています。 ・用語の使用については、今後わかりやすくしていきたいと考えます。 | 60 | 64 |
| 185 | | 287 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 淀川大堰は治水、利水、利用に機能している一方、(1)淀川本川下流の流水域の止水域化、(2)洪水攪乱の強さと頻度の減少、(3)生物の遡上と降下の阻害等の生物の生息環境面への大きな悪影響が言われています。原案にはそれらに対するいくつかの施策が示されていますが、これらによりその影響をいつまでに、どの程度解消することが出来ると考えているのか、教えてください。 | 綾委員 | 淀川大堰湛水域の河川環境の改善に向けた様々な取り組みを実施していきます。どのように改善されるかについては、モニタリングで確認しながらより効果的な方法を模索していきます。 | 60 | 64 |
| 186 | | 350 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 「検討する」「図る」ばかりでなく過去において、水質保全改善に実施されたことはないのですか。特に琵琶湖に流入するダム河川の水質改善にむけての施策はなされなかったのですか | 田中委員 | これまでも様々な水質保全対策は行っております。琵琶湖に流入するダム河川では、姉川ダムや余呉湖において、曝気循環施設を設置し、水質改善を実施しています。 | 60 | 64 |
| 187 | | 352 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | ①「自然流況」に近い環境とは、秋の渇水期の瀬切れなど、特定の生物にある程度の影響を及ぼす現象も、自然のリズムとして認めると考えて良いか。②自然の流況が維持されていない原因は何か、降水パターンの変化、雨水浸透の阻害、過剰な取水などいくつかの典型例を示して欲しい。③「適切な流量とは何か」、人の生活、水棲生物のそれぞれの生活により異なると思うが。 | 村上委員 | ①本来の自然流況としては、ご指摘の意味も含んでおりますが、河川管理者としては、流水の正常な機能の維持を含めた「自然流況に近い流量」の検討を考えています。 ②自然の流況が維持されていない原因とは、施設や構造物による貯留等が挙げられます。 ③適切な水量とは、河川環境を改善するために必要な流量と考えており、対象とする河川によりそれぞれ異なるものと考えております。 | 60 | 64 |
| 188 | 114 | 940 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 【352への再質問①】 2. 前回質問番号352(村上委員の質問)「自然流況に近い環境とは、秋の渇水期の瀬切れなど、特定の生物にある程度の影響を及ぼす現象も、自然のリズムとして認めると考えてよいか」に対する回答は「本来の自然流況としては、ご指摘の意味も含まれていますが、河川管理者としては、流水の正常な機能の維持を含めた『自然流況に近い流量』の検討を考えています」となっています。これに関連してお訊ねします。 「流水の正常な機能の維持をするために必要な流量」の確保を目指すとしても、自然現象である少雨化傾向が強まるとダム等からの流水の補給を行ってこれらの機能を維持するにも限界が生じてきます。そうすると、流水の機能(本来河川が持っている機能)すなわち、既得用水等の安定取水、舟運、観光、塩害防止、地下水の維持、流水の清潔の維持等を現状のまま維持できなくなりますから、例えばフラッシュ放流のように流水の清潔の維持にも創意工夫が求められます。用水の利用にも合理化が求められます。このような状況を想定して、原案でも猪名川だけを特殊扱いするのではなく、淀川下流においてもこのように新しい状況への対応の必要性について積極的に述べるお考えはないでしょうか。 | 千代延委員 | 流水の正常な機能の維持をするために必要な流量につきましては、概ね10年に1度の流況において確保できる量を計画論として定めるものです。実際の運用におきましては、渇水時には必要に応じて工夫をしながら水利用を制限していくこととなります。 | 60 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 189 | | 353 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 自然流況に近い流量とはどんな流量ですか | 田中委員 | 自然流況に近い流量とは、施設や構造物による貯留等の影響によらない、降雨の流出パターンに応じ、流水の正常な機能の維持を含めた流量のことを考えております。 | 60 | 64 |
| 190 | | 354 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 攪乱増大を図る試験操作 付着藻類の剥離促進は、アユ以外の水棲生物にどのような影響を及ぼす可能性があるか。 | 村上委員 | 具体的に想定していませんが、他の水生生物への影響について考えがありましたらお教え願いたいと存じます。 | 60 | 64 |
| 191 | | 355 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | スライドNo.18「藻類等の剥離に伴う水質の変化が見られ、下流に行くほど増大している」とは、何が増大しているのでしょうか。 | 澤井委員 | 下流に行くほど、測定している濁度やクロロフィルaなどの値が増大していることを確認しています。 | 60 | 64 |
| 192 | | 356 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 天ヶ瀬ダムとの放流(量)と関西電力天ヶ瀬ダム発電所の発電放流(量)の関係、および関西宇治発電所の発電放流(量)の関係についての説明をもとめる。原案4.2.3で「できるだけ自然流況に近い流量が流れるようにダム・堰堤の運用の検討を行う」とある。低水時、宇治橋付近の流量が同じでも、関西電力宇治発電所の流量を優先させて、天ヶ瀬発電所の流量を絞れば、天ヶ瀬ダムから親流橋(宇治発電所放水路合流地点)の間の河川流量が少ないことによる河川環境への影響の認識について。 | 藪田秀雄 | 宇治発電所の放流量は、最大約60m ³ /sで常にほぼ一定です。天ヶ瀬ダムからの放流量はダム本体からの放流量と発電所からの放流量を合わせたものとなりますが、淀川下流に対する必要な流量から決まっています。これまで、水量が特に河川環境に対して大きな影響を与えているとは考えていません。 | 60 | 64 |
| 193 | | 357 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 琵琶湖後期放流(高水位・長期間の全国で例がないもの)にともなう河川環境への影響について。 | 藪田秀雄 | 琵琶湖後期放流に関して水位が高くなること、冠水範囲が広がること、流速が増加すること等により生物の生息・生育環境についてどのような影響があるのか把握するために、その調査法について検討を行っているところです。 | 60 | 64 |
| 194 | | 359 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 基礎案で「水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する」とした既設ダムの運用を「淀川本川において、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下を生じないダム等の運用操作を実施する。」と目的を変更し、攪乱は実施にふみきれなかったのは、なぜか。 | 細川ゆう子 | ご指摘の記述につきましては、原案の「4.2.3水量(2)適切な水量の検討2)②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する」に記載しております。 | 60 | 64 |
| 195 | | 360 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 宇治川の流水の正常な機能を維持するための必要な流量はいくらか。 | 藪田秀雄 | 宇治川において必要な流量は定めていません。 | 60 | 64 |
| 196 | | 361 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.3 水量 | 原案のP.39 下から4行目に「猪名川濁水調整委員会」とあるが、これは常設の委員会か。 | 千代延委員 | 今後設置を検討している委員会であり、常設の予定です。 | 60 | 64 |
| 197 | | 362 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.4 水質 | ・「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮設)」の設立は水質改善を図っていく上で緊要であると認識しているが、具体的な検討が猪名川流域でのみ行われている理由は何か。 | 宮本委員 | 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)」の設立については、猪名川・木津川上流をモデル小流域として各々ワーキンググループを設置し、意見交換等を行っています。 | 60 | 64 |
| 198 | 111 | 793 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.4 水質 | 【362への再質問①】 猪名川、木津川上流以外の川では、なぜ具体的な検討がなされていないのか、未回答。 | 宮本委員 | 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)」の設立に向け、猪名川・木津川上流をモデル小流域として各々ワーキンググループを設置し、意見交換を行っており、協議会のあり方や枠組みについて検討している状況です。 | 60 | 66 |
| 199 | | 363 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.4 水質 | 原案のP.40 下から5行目に「現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して、河川の流入総負荷管理を図る琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。」と期待もてる記述があるが、現在の『水質汚濁防止連絡協議会』に問題点があるとすれば、その主な点は何か。 | 千代延委員 | 「水質汚濁防止協議会」は、水質事故が発生した場合に取水障害が起きないように様々な対策を講じておりますが、水質改善のための取り組みをより積極的に取り組むことが必要だと考えています。 | 60 | 64 |
| 200 | | 364 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.4 水質 | ・基礎案の「琵琶湖北湖の底層の水質状況及び有機性堆積物の状況把握のための滋賀県と連携した調査」が原案に記載していない理由は何か。 | 宮本委員 | 第60回審議資料の11ページに具体の取り組みを説明しましたが、原案の42頁(2)琵琶湖の水質保全対策「流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明」に関する調査の1メニューとして取り組むこととしたため特に記載しませんでした。 | 60 | 64 |
| 201 | | 365 | 4.2 | 4.2.3 | 4.2.4 水質 | 琵琶湖の水質保全 BOD/COD比の変化の原因について、現在検討されている仮説があれば紹介してもらいたい。 | 村上委員 | 「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画第5期 平成19年3月 滋賀県・京都府」によると、BODとCODの変動傾向が乖離し、CODが上昇する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物(「難分解性有機物」とよびます。)の増加が原因の一つであると考えられており、原案の42頁(2)琵琶湖の水質保全対策「流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明」に関する調査において検討されることとなっております。その取り組みの具体については、第60回審議資料スライド20でご説明させて頂きました。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|----------------|---------|---------|-----------|---|-------|---|-------|-------|----|--|--|--|------|--|----|--|------|--|----|----|----|----|-------|------|----|--|------|----|----------------|---------|---------|-----------|--------------------|-----|------------|--|------|----|----------------|---------|---------|-----------|--------------------|--|--|
| 202 | | 366 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | ダム湖の水質保全対策 ①管理下のダムで、植物プランクトンの増殖による水質・底質変化の以外の機構で汚濁が進行している事例があれば紹介してもらいたい。②ダム湖のプランクトン抑制の目標値は、具体的にはどの程度が想定されているのか。COD、TOC、クロロフィル単位で数値的な回答を望む。 | 村上委員 | ①植物プランクトンの増殖以外で、水質・底質の汚濁の原因としては、底層水における貧酸素化現象(DO(溶存酸素)の低下)による水質・底質への影響が考えられます。青蓮寺ダムにおいて、底層水における貧酸素化現象の発生がダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討することとしております。 ②ダム湖におけるプランクトン抑制の目標値は特に定めておりません。プランクトンの発生のメカニズムは、解明には至っておらず、様々な要因(貯水池の滞留時間、水温、日照、栄養塩濃度等)により変化しており、現状においては目標値などを定めるに至っていません。曝気施設の運転は、障害発生を抑制を目的に試行している状況です。 なお、水質観測については、リアルタイムの自動観測を行っています。 また、参考に水質基準が定められている室生ダム、布目ダムの基準値については、以下のとおりです。 ①室生ダム貯水池は昭和52年より湖沼A類型に指定。 ②布目ダム貯水池は平成16年より湖沼A類型及びⅡ類型(全窒素の項目の基準値を除く)に指定。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境基準</th> <th colspan="4">項目</th> <th colspan="2">環境基準</th> <th colspan="2">項目</th> </tr> <tr> <th>類型区分</th> <th></th> <th>pH</th> <th>OD</th> <th>SS</th> <th>DO</th> <th>大腸菌群数</th> <th>類型区分</th> <th colspan="2">全N</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室生ダム</td> <td>湖沼</td> <td>6.5以上 8.5以下</td> <td>3mg/L以下</td> <td>5mg/L以下</td> <td>7.5mg/L以上</td> <td>1000PFM /100ml以</td> <td rowspan="2">湖沼Ⅱ</td> <td colspan="2" rowspan="2">0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>布目ダム</td> <td>湖沼</td> <td>6.5以上 8.5以下</td> <td>3mg/L以下</td> <td>5mg/L以下</td> <td>7.5mg/L以上</td> <td>1000PFM /100ml以</td> </tr> </tbody> </table> | 環境基準 | | 項目 | | | | 環境基準 | | 項目 | | 類型区分 | | pH | OD | SS | DO | 大腸菌群数 | 類型区分 | 全N | | 室生ダム | 湖沼 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1000PFM /100ml以 | 湖沼Ⅱ | 0.01mg/L以下 | | 布目ダム | 湖沼 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1000PFM /100ml以 | | |
| 環境基準 | | 項目 | | | | 環境基準 | | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 類型区分 | | pH | OD | SS | DO | 大腸菌群数 | 類型区分 | 全N | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 室生ダム | 湖沼 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1000PFM /100ml以 | 湖沼Ⅱ | 0.01mg/L以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 布目ダム | 湖沼 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1000PFM /100ml以 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 203 | | 367 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 4. 2. 4水質 の項のどこにも、木津川上流の伊賀地域の水質に関する記述がないのはなぜか。この度の現地視察で、目視によるものではあるが島ヶ原地点での水質がかなり悪いと感じた。ここだけを特別視するほどのことはないのか。 | 千代延委員 | 島ヶ原大橋地点での平成18年調査では、BODの環境基準を満足しています。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 204 | | 368 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 40ページの水質改善に向けての具体的な提案がないのではないか。 琵琶湖岸や淀川下流部で、CODがなかなか改善されない理由の一つは、河道や河床に堆積したヘドロが問題ではないのか。これを放置したまま水質改善はできない。とくに淀川大堰下流部では顕著であって、放置してもほとんど水質は改善しない。モニタリングや調査で原因や現況を把握することも重要であるが、それではいつまでたっても水質は改善されない。どうするのかという視点が欠けている。 | 河田委員 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 205 | | 369 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 平常時の水質監視だけではなく、大阪湾への汚濁流入を視野において、洪水時の汚濁の流入／流出についても調査・監視することが必要なのではないでしょうか。(42ページ6行目) | 川上委員 | 今後、淀川流域の水物質循環に係る調査において、出水時流入負荷量、合流式下水道越流水負荷量等のデータの充実が必要であり、琵琶湖・淀川流域水管理協議会(仮称)の枠組みの中で検討が必要です。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 206 | | 370 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | ・「水を介して病原性微生物・・・流水保全水路の活用等を含め方策を継続して調査する」とあるが、流水保全水路活用の具体的方策について説明して下さい。 | 宮本委員 | 流水保全水路を介することで、上水道の取水位置と下水の放流位置の位置関係が改善されることにより、病原性微生物による水系感染症の不安が小さくなるものと考えています。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 207 | | 371 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 下から8行目の(4)ダム湖の水質保全対策 からP.43の最後まで記述に、ダムの水質悪化に大きく影響しているといわれるダム湖上流集落の排水処理の問題の記述がない。これはなぜか。 これに関連しての質問であるが、ダム水源地域活性化資金は、ダム湖上流集落の排水処理施設の普及促進には使えないのか。 | 千代延委員 | ご指摘の「ダム湖上流集落の排水処理の問題」など流域から河川に流入する汚濁負荷の問題については、ダムに限らず、湖や河川にも同様の問題であると認識しているため、P.40の「4. 2. 4水質」の最初に総括的に記載しております。 なお、室生ダム周辺においては、河川管理者、下水道事業者、ダム管理者が協同してダム湖流入河川の汚濁負荷低下対策を行っています。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 208 | 115 | 941 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | (質問が取り下げられました) | | | 60 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 209 | | 372 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | (3)河川の水質保全対策 水源涵養保安林等、森林のもつ水質等の公益的機能の役割も重要ではありませんか (4)ダム湖の水質保全対策 湖面内での検討ばかりでありダム湖に流入する上流河川の水質保全が重要ではありませんか | 田中委員 | (3)(4)ご指摘の「ダム湖に流入する上流河川の水質保全」など森林も含め流域から河川に流入する汚濁付加の問題については、ダムに限らず、湖や河川にも同様の問題であると認識しているため、P.40の「4. 2. 4水質」の最初に総括的に記載しております。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 210 | | 374 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 天ヶ瀬ダムの水質汚濁の現状と課題は。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダム上流の環境基準はa類型となっております。環境基準点の大峰地点においてBODの環境基準を満足しています。なお天ヶ瀬ダム上流の水質の詳細は平成18年度天ヶ瀬ダム定期報告書をご覧ください。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 211 | | 375 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 4. 水質について、大川の水質が触れられていません。湧水時には取水制限とともに大川の維持流量も放流制限をするが、水質に与える影響について説明して下さい。もっとも、短期間であれば問題とするほどのものでなければあえて説明する必要はありません。「影響なし」で結構です。 | 荻野芳彦 | フラッシュ操作に伴う効果への流量減に対しましては、水質面での大きな影響はないものと考えています。湧水時の水質につきましては、計画ではなく運用面のことであり、今後のモニタリングにより影響を確認していきます。 | 60 | 64 |
| 212 | | 376 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | 高山ダムでは、(循環曝気設備のお陰か?)2003年以降、アオコは確認されていない。(P.12 22図)とされているが、私は2006年8月に2回の調査で確認し、第52回流域委員会に於いて発表している。それでもアオコは発生していなかったと言うのか? | 浅野隆彦 | 藻類の異常増殖の状況については、過去より職員の貯水池巡視により確認しております。2006年8月の巡視においては、アオコと判断できるような藻類の異常増殖を確認しておりません。 | 60 | 64 |
| 213 | | 377 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | スライドNo.22 高山ダムでは循環曝気を始めてからアオコは確認されていないようですが、他のダムではどうでしょうか。 | 澤井委員 | 曝気設備を4基有している高山ダム、1基有している比奈知ダムについては、アオコを確認していません。同設備を2基を有している布目ダム、同設備のない室生ダム及び青蓮寺ダムでは、アオコを確認しております。 | 60 | 64 |
| 214 | | 378 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4 水質 | (3)河川の水質保全対策において基礎案では「有害化学物質対策等について必要があれば検討する」としていたのを、原案では「検討する」としたことは期待がもてる。具体的には「水質管理協議会(仮称)」以外に何を検討しているのか、説明がほしい。それだけということはないのだろうか。 | 細川ゆう子 | 有害物質調査として、ダイオキシン類について桂川でモニタリング調査をし、状況を把握しております。 | 60 | 64 |
| 215 | 254 | 1076 | 4.2 | 4.2.4 | 4.2.4水質 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ト)丹生ダムの(アオコ入りの腐った)貯留水と琵琶湖生態系の関連について 4050万㎡の貯留水は富栄養化のためアオコや赤潮が発生することが当然予想されます。この腐った水を水位の下がった琵琶湖に4050万㎡も注入したら生態系に影響を与えないのでしょうか?具体的に説明してください。またそれ以前にダムによって雪解け水が高時川から供給されなくなってしまう。これが生態系に絶対に影響しないと証明できますか?具体的に説明してください。 | 佐川克弘 | 貯水池からの放流水および融雪水貯留による琵琶湖水質への影響につきましては、第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-4-2「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について」に湧水対策対策容量が含まれた従来計画のダムについて示しております。 | 65 | 66 |
| 216 | | 379 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | 土砂移動 置き土流出実験に伴う一時的な濁り等について、漁協からの苦情や懸念の表明はないか。 | 村上委員 | 土砂置土の実施にあたり事前に関係者へ説明を実施しており、現在のところ、そのようなご意見は頂いておりません。 | 60 | 64 |
| 217 | | 381 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | ・基礎案に「総合土砂管理方策について、関係機関と連携して検討する」とあるが、原案に記述されていない理由は何か。 | 宮本委員 | ご指摘の記述につきましては、基礎案から記載場所を変えており、淀川水系河川整備計画原案のp44の13行目「山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携して検討する。」に記載しております。 | 60 | 64 |
| 218 | | 382 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | 原案のP.44 上から9行目に「ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下…」という記述があるが、ダムの堆砂容量は、当初のダム設計時から確保されており、堆砂容量を超えるまで土砂が堆積しなければ、ダム機能が低下することにならないのではないか。 今後は、常にダムの堆砂を取り除いて、堆砂容量まで治水、利水等の目的に活用し、従来よりもダム機能を高めようと考えているのか。 | 千代延委員 | ダム計画では一般に100年分の堆砂容量をあらかじめ設けておりますが、長期的に見れば満砂状態になることは避けられません。特に、今後、有効貯水容量内において堆砂によるその容量が少なくなることは必定である。このため、ダムの効用の長寿命化を図るためには、進行していく堆砂を克服していくことが必要です。原案では、既設ダムのライフサイクルコストの縮減を目的として、木津川上流のダム群において長寿命化の対策を実施することとしています。 なお、その他のダムに関する堆砂除去については、総合土砂管理方策検討と併せ、検討が必要と考えております。 | 60 | 64 |
| 219 | | 383 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | ダムでの堆砂による土砂の連続性の遮断に対し、これを解消し得る計画案は存在するの か?それを実行する年間予算を示されたい。 | 浅野隆彦 | 現在、流域での山地土砂生産域から下流海域までの土砂移動の連続性確保に向けた総合土砂管理対策について、検討を進めています。また、あわせてダムにおける排砂技術の検討も行っているところです。今後、流域内の各所における課題・特性等を踏まえ、流域における土砂管理方針を定め、これに基づくダム貯水池堆砂土砂の排砂計画について費用も含め検討していく予定としています。 | 60 | 64 |
| 220 | | 384 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | 天ヶ瀬ダムの堆砂について課題は何か。 | 藪田秀雄 | ダム機能維持と下流環境改善です。堆砂についての詳細は平成18年度天ヶ瀬ダム定期報告書をご覧ください。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------|---|------|---|-------|-------|
| 221 | | 385 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | 44ページの土砂について抜けている視点は無いのか 土砂移動の連続性が必要なことはよくわかる。具体的に問題と指摘されているのは、総合土砂管理や生物環境の観点から既設ダムでの堆砂問題である。しかし、たとえば天ヶ瀬ダムの堆砂の大部分は大戸川からの流砂であり、これを長年放置してきた(わかっているのに何ら具体的対策を講じてこなかった)河川管理者に大きな責任がある。 事実、大戸川の下流部では河床上昇が顕著に認められているが、これも原因の一つで最近の水害が起こっているとも考えられる。過去、30年間に河床掘削事業をどの程度実施してきたのか。もしやっとなし、財源がないのであれば管理に問題があったことを反省しなければならない。現状で、大戸川流域に異常降雨があり、大出水すると下流部に堆積した大量の土砂が天ヶ瀬ダムにさらに流入し、一挙に堆砂が進行する恐れがある。過去のつけをダムの建設のみですべて解決できないことを理解すべきである。 | 河田委員 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 |
| 222 | 112 | 794 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | 【385への再質問①】 大戸川における過去、30年間の河床掘削の実績、未回答。 | 宮本委員 | 大戸川下流部の河川管理者である滋賀県に確認をしました。回答は以下のとおりです。「大戸川においては、過去において河道掘削ではなく、河床整正を行った時期はありませんが、近年は実施しておらず、みお筋の変動は少なくなっております。しかし、河床の推移としては、平均河床は顕著な堆積傾向は見られず、むしろみお筋は低下傾向にあります。」 | 60 | 66 |
| 223 | | 386 | 4.2 | 4.2.5 | 4.2.5 土砂 | (1)土砂移動の連続性の確保の検討 統合土砂管理対策とは具体的に一例を示して下さい。 | 田中委員 | 土砂移動の連続性の確保に向けて、天ヶ瀬ダムでは堆積土砂を下流に流下させることで、下流河川の粗粒化の改善を図ることを検討しています。 | 60 | 64 |
| 224 | | 193 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | アユモドキ保護活動は、京都府亀岡市で真剣に取り組まれている。当該、河川は桂川と繋がっている環境省、京都府等と連携活動をしていないのか。 | 酒井隆 | アユモドキに関しては、「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づいて「淀川水系アユモドキ連絡協議会」が設置されています。 淀川河川事務所は、この協議会に参画しています。 | 58 | 61 |
| 225 | | 194 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 琵琶湖後期放流に伴う流況の変化は瀬田川から宇治川・淀川までの広範囲にわたる生態系に影響を及ぼすおそれがある。生態系への影響も考慮すべきである。」と「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(平成17年12月22日 淀川水系流域委員会)で指摘しているが、河川管理者はどのような調査、検討を行っているのか。 | 藪田秀雄 | 琵琶湖後期放流に関しては、水位が高くなること、冠水範囲が広がること、流速が増加することなどにより生物の生息・生育環境にどのような影響があるかを把握するために、その調査方法等について検討を行っているところです。 | 58 | 61 |
| 226 | | 195 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「オオサンショウウオ」について、桂川渡月橋下流に発見されているが、その後のモニタリングはどうなっているか。その場所で堤防補強工事が手直しも含め2度実施された。現況を説明して下さい。桂川流域(支川含む)全体のモニタリングも知りたい。 | 酒井隆 | 「嵯峨地区オオサンショウウオ生態実態調査検討会」において、検討された護岸構造をもとに、平成16年度から平成18年度にかけて護岸補修等の工事を行いました。工事中発見したオオサンショウウオについては、学識者の助言を得ながら放流を行っています。施工箇所については、今年度モニタリングを行う予定です。 | 58 | 61 |
| 227 | | 196 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 桂川流域で「狭窄部開削」「堰撤去」河床掘削、堤防強化が検討されているが、生物(魚類、野鳥等)環境モニタリング実態と河川保全利用も含めて配慮されているか。 | 酒井隆 | 工事の施工を行うにあたっては、個々の地区毎に生物の生息生育環境に配慮して、工事の実施時期や範囲を検討するとともに、実施前後にモニタリングを行います。 | 58 | 61 |
| 228 | | 197 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「ヌートリア」対策の取り組みはどうなっているのか。 | 酒井隆 | 特定外来種であるヌートリアを見つけた箇所について、府・市と情報交換をしながら駆除を行っています。引き続き適切な対応に努めてまいります。 | 58 | 61 |
| 229 | | 199 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 高規格堤防とはスーパー堤防のことですが、これが自然環境におよぼす影響はどのようなものでしょうか。 | 増田京子 | スーパー堤防は堤防部及び住居側の工事であるため、自然環境に対してあまり影響を与えないことにはなりません、その都度専門家の意見を伺いながら進めています。 なお、既成市街地等をかさ上げすることにより、市街地から河川への横断形状の連続性が確保され、親水性が向上すると考えています。 | 58 | 61 |
| 230 | | 387 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「ナカセコカワナ、イタセンバラ、オオサンショウウオ」の例示について、代表種としてこの三種をとりあげる選定基準についてうかがいたい。地域ごとに自然保護のシンボルとなる生物が他にも存在しており(ex.アユモドキ)、どの種に重心を置くかによって重視すべき環境も異なってくる。どのような基準・理由によってこの三種の例示となったのか、基礎案にはなかった部分なので、地域の意向を十分に反映した上での選定なのかうかがいたい。 | 佐野委員 | ナカセコカワナ、イタセンバラ、オオサンショウウオはその川を代表する天然記念物、絶滅危惧種であることから記述しています。 基礎案におきましても、特にこの三種の生息環境の保全についての記述がなされております。 アユモドキは直轄管理区間における直近の生息記録が1997年に1個体のみあります。それ以降は生息の記録がないことから記述していません。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------|---|-------|---|-------|-------|
| 231 | | 388 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 絶滅危惧種のナカセコカワニナについて「ナカセコカワニナ」、「生息・生育環境を保全する」、「礫河床の保全」という言葉は出てくるが、具体的な保全対策が示されていない。これまでの調査と対策の内容。対策後の経過と対策の効果についての認識を明らかにしたい。 | 藪田秀雄 | 宇治橋左岸において、ナカセコカワニナの生息環境を創出するため捨て石によるマウンドの設置を平成2年から平成10年に実施しました。その後、モニタリングを行っていますが、生息状況に大きな変化はありません。 | 60 | 64 |
| 232 | | 389 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | ①オオサンショウウオ、人工巣穴はつくれても食べものの環境は保たれていますか | 田中委員 | オオサンショウウオの保全対策として、河川内の上下流への移動の連続性の確保(移動路の設置)、生息環境(魚類、底生動物を含む)の整備、湛水予定区域内の個体の移転などを考えています。人工巣穴の設置は、生息環境の整備の一環として実施するものですが、生息環境の整備にあたっては、学識経験者の指導助言を得ながら、オオサンショウウオの生息環境だけでなく、その餌となる魚類や底生動物等の生息・繁殖環境も含めて整備を行うこととしています。今後も、移転の状況を把握するため、モニタリングを継続していきます。 | 60 | 64 |
| 233 | | 390 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | オオサンショウウオの生息・生育環境の保全について、どのような計画案が存在するのか？ | 浅野隆彦 | オオサンショウウオの保全対策として、河川内の上下流への移動の連続性の確保(移動路の設置)、生息環境(魚類、底生動物を含む)の整備、湛水予定区域内の個体の移転などを考えています。 | 60 | 64 |
| 234 | | 391 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 川上ダム建設予定地河川＝前深瀬川、川上川は、非常に密度の高いオオサンショウウオの生息・生育環境を持つ河川として有名になっているが、この環境を守るため、どのような保全策を考えているのか？ | 浅野隆彦 | 前深瀬川流域における確認個体数による密度は、他の河川での調査結果と比較しても、高いものではありません。なお、オオサンショウウオの保全対策としては、河川内の上下流への移動の連続性の確保(移動路の設置)、生息環境(魚類、底生動物を含む)の整備、湛水予定区域内の個体の移転などを考えています。 | 60 | 64 |
| 235 | | 392 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 原案でさえ、唯一の具体策が「人工巣穴の設置等」であるということは、「川上ダム建設にとって邪魔なオオサンショウウオは上流に移転させ、その生息・生育環境を破壊し、冷たいコンクリート製「人工巣穴」にでも引っ込んでおれ！」という事を意味しているのではないのか？ | 浅野隆彦 | オオサンショウウオの保全対策として、河川内の上下流への移動の連続性の確保(移動路の設置)、生息環境(魚類、底生動物を含む)の整備、湛水予定区域内の個体の移転などを考えています。人工巣穴の設置は、生息環境の整備の一環として実施するものですが、生息環境の整備にあたっては、学識経験者の指導助言を得ながら、オオサンショウウオの生息環境だけでなく、その餌となる魚類や底生動物等の生息・繁殖環境も含めて整備を行うこととしています。なお、川上ダムのオオサンショウウオ保護池の人口巣穴において、これまでに複数回繁殖が確認されています。このことから、自然河川においても同様に繁殖可能であると考えております。今後とも人工巣穴については、学識経験者の指導・助言を得て、より効果的なものにしていきたいと考えています。 | 60 | 64 |
| 236 | | 393 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「川上ダム オオサンショウウオ群移転計画」の詳細を明らかにして貰いたい。 | 浅野隆彦 | オオサンショウウオの保全対策としては、河川内の上下流への移動の連続性の確保(移動路の設置)、生息環境(魚類、底生動物を含む)の整備、湛水予定区域内の個体の移転などを考えておりますが、湛水予定区域内の個体の移転時には、学識経験者の指導助言を得ながら、これらの対策を総合的に実施する計画です。 | 60 | 64 |
| 237 | | 394 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「大阪サンショウウオの会」によれば、淀川水系にはまだまだ多くの川にオオサンショウウオが発見されないまま、河川の改修工事、災害復旧工事などが事前の環境調査をしないまま進められることで、多くの生体への加害、生息・生育環境の破壊を伴っている事実が紹介され、警鐘が鳴らされている。このような実態を改善する為、もっと「環境を重視し、より多く、より深く、河川環境の調査を進めなければならない。」と考えるが、いかがされるか？ | 浅野隆彦 | 河川整備計画原案「4. 2. 8生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」にも記載しておりますが、工事の時期や工法等においても配慮し、生物の生息・生育環境への影響を少なくするよう配慮していきます。 | 60 | 64 |
| 238 | | 395 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 宇治川の生物生息・生育環境についての認識。過去に実施した水生生物調査、生物生息・生育環境調査野の内容は。これからの調査計画は。 | 藪田秀雄 | これまで調査した結果については、「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」のホームページでご覧いただけます。今後も同様の定期的な調査をしていきます。 | 60 | 64 |
| 239 | | 396 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 天ヶ瀬ダム直下流の岸辺に大量のカラス員の稚鳥が大水の時に打ち上げられているがその現象に対する認識は。 | 藪田秀雄 | ご指摘の状況は把握しておりません。そのような現象があればお知らせ下さい。 | 60 | 64 |
| 240 | | 397 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 基礎案では「生態系」とした項目を変えたのはなぜか。指標生物の生息・生育環境の保全に偏ったのではないのか。流域全体の生態系を改善することは放棄したのか。 | 細川ゆう子 | 生態系の保全のためには、生物の生息・生育環境の保全が河川管理者として取り組むべき事柄であるという事です。他意はありません。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------------|---|------|--|-------|-------|
| 241 | | 398 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下検討委員会の検討内容。何を課題とし、何を対策として検討しているのか。 | 藪田秀雄 | 河川の縦断的な連続性が分断され、魚類等の遡上・降下に影響を及ぼしている。疾病等琵琶湖に影響のない魚種を限定した魚道を検討する「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響検討委員会」の検討内容については、淀川ダム統合管理事務所ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。 | 60 | 64 |
| 242 | | 399 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 生物の生息・生育環境 ①ナカセコカワニナ、イタセンバラ、オオサンショウウオの保護に関して、「絶滅危惧種の保存」以外の保護の論理はあるのか。「他所にもいる、移せば良いのでは」などの皮相的な保護論への反論のためにも聞きたい。②外来種による具体的な環境影響の研究について、体制、進捗状況を聞きたい。 | 村上委員 | ①今ある、生物にとって良好な河川環境の保全やかつての河川環境の復元が絶滅危惧種を含む多様な生物の保全につながるものと考えています。 ②外来種に関してはボタンウキクサやオオカナダモ等増えすぎた植物の除去対策を進めており、環境への影響に関しては、その前の段階として専門家の指導を頂きながら淀川に生息する種のリストアップを行っているところです。 | 60 | 64 |
| 243 | | 400 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 小さな支川で生息しているアユモドキの保全にどのように連携し、実施していますか | 田中委員 | アユモドキに関しては、「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づいて「淀川水系アユモドキ連絡協議会」が設置されています。淀川河川事務所は、この協議会に参画しています。 | 60 | 64 |
| 244 | | 402 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | ・河川管理施設の新設及び改築について、現状と課題についての質問に対する回答で、個別に関係機関と協議しながら進めているとのことであるが、事例をあげてどのような協議を行ったのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 瀬田川水辺協議会の中で瀬田川の名神高速橋梁について管理者に対し、景観配慮にかかる橋梁の塗装色の協議を実施しております。 | 60 | 64 |
| 245 | | 411 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 「既設護岸を存置」となっているが、この撤去を何故考えないのか？(P.16 31図) | 浅野隆彦 | 既設護岸の治水上の機能は、確保しておく必要があると考えています。機能として必要がない場合には、撤去を含めて検討します。 | 60 | 64 |
| 246 | 136 | 958 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 自然環境の保全、生態系の激変を緩和、それが特別天然記念物オオサンショウウオの移転では種の保全に過ぎないと思います。有識者の助言がこの程度では、真の国土保全にもなりません。国民が望む国づくりにも反します。人間の生存にも影響するとの淀川水系流域委員会の提言を河川整備計画に反映させることです。 | 畑中尚 | ・前深瀬川・川上川の湛水予定区域の上流域においては、それぞれ湛水予定区域の3倍以上のオオサンショウウオの個体が生息しており、川上ダム建設後も引き続き繁殖活動は維持されるものと考えられます。また、ダム堤体下流においても、産卵巣穴や幼生が確認されており、継続的に繁殖活動が維持されているものと考えられます。 ・なお、ダム堤体予定地の上下流間および前深瀬川・川上川の河川間を移動する個体はほとんど確認されていないことから、ダム貯水池による分断の影響も小さいものと考えられます。 ・以上のことから、前深瀬川流域におけるオオサンショウウオの繁殖活動は維持されるものと考えられますが、さらに、上下流への移動の連続性の確保のための移動路の設置、生息環境の整備、湛水区域内の個体を上流へ移転することにより、繁殖活動が維持される可能性が、より高くなるものと考えています。なお、生息環境の整備は、オオサンショウウオを含めた河川の生態系全体を考慮したものであり、縦断方向の連続性についても、オオサンショウウオだけでなく、河川生態系を考慮して取り組んでいきます。 ・オオサンショウウオは、河川域の上位性種として選定しておりますが、国の特別天然記念物であり、保全対象種としても選定しておりますので、上位性の維持とともに、その生息および繁殖活動の維持を目的として、必要な保全対策を検討実施しております。 | 65 | 66 |
| 247 | 253 | 1075 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ハ)大川(下流も含む)および神崎川の生態系について スライド4において「維持流量については生態系維持上必要な最低限の供給が想定され…」と説明されています。それでは河川管理者が想定している生き物を大川、神崎川別に具体的に教えてください。 | 佐川克弘 | スライド4において維持流量を生態系維持上必要な最小限の供給としているのは、琵琶湖水位が利用低水位を下回った場合の下流河川における極めて厳しい事態の発生状況を指しています。淀川の維持流量は旧淀川(大川)、神崎川だけでなく本川の維持流量でもあり、また、維持流量は河川に生息・生育する動植物を幅広く対象にしており特定の種だけを対象にしているわけではありませんので、このような事態における維持流量をどうするかについては総合的に判断する必要があり、現時点で具体的な想定はございません。 | 65 | 66 |
| 248 | 369 | 1178 | 4.2 | 4.2.6 | 4.2.6 生物の生息・生育環境 | 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方として水、生物、人、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報の共有を推進していく。「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方をふまえて河川環境保全・再生を回り次世代に適切に引き継げるよう勤める。また、河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施していく。特に、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域の連続性を確保する。と述べられていますが1,500m ³ /Sを流せるようにするため、宇治川の狭窄部である塔の島付近を改変されてきましたが、それでは、塔の島地区で今まで行われてこられた河川整備工事等で、生態系と景観について、この視点(基本的な考え方)で従前より良くなったことについて具体的に説明していただきたい。 | 山岡久和 | これまでも、委員会を設置し景観面や環境面の検討を行い取り組んできております。具体には実施工事の際に事前にナカセコカワニナの移植を行ったり、模式産地で水際の整備を行うなどを実施しております。ナカセコカワニナの生息を確認しております。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------|--|------|---|-------|-------|
| 249 | | 58 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7景観 | 桂川の危険性は熟知しておりますが、今回の河川改修の内容は具体的にどのような内容を想定されているでしょうか、またそれに伴う嵐山への景観面での影響について、景観変化の予測など検討内容の基本格子の概要はすでに決まっていますでしょうか？加えて、視覚的な河川の眺望性以外に、文化的な活動の対象である鶴飼いや祭の鑑賞場所としての護岸などに影響がでないかどうか、文化活動面での検討も含まれているかどうかも教えてください。 | 川崎委員 | 嵐山地区は景勝地である一方、平成16年23号台風時においても溢水が生じている様に流下能力が不足している地域であり、原案にお示ししているように、今後、学識者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視して、検討していきます。ご質問の文化的な活動についても検討の中に組み込む予定です。 | 60 | 61 |
| 250 | | 714 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7景観 | 【58への再質問①】 桂川の掘削範囲、掘削形状をいくつかの代表横断面図に図示して下さい。また、景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視した嵐山の改修計画の概要と事業費を示して下さい。 | 宮本委員 | 大下津地区における掘削範囲、代表横断面図は別紙714でお示しているとおりです。嵐山地区の戦後最大洪水に対する整備については、原案において実施として記載しておりますが、その整備方法については、景観面への影響等を踏まえ今後の検討課題です。今後、整備方針が固まり次第、整備計画の変更を行うこととし、その際あらためてご説明いたします。 | 58 | 65 |
| 251 | 206 | 1028 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7景観 | 【714への再質問①】 図示された大下津地区の掘削断面では、さらに川の中の横断方向の連続性が損なわれると考える。掘削の考え方について説明して下さい。また、河川敷に敷設されている流水保全水路はどのようなものか、説明して下さい。 嵐山地区の整備方法については、まったく検討がなされていない。未検討状態では説明責任を果たすことができず、整備計画に位置づけることはできない。あえて整備計画に位置づける根拠を説明して下さい。 | 宮本委員 | 大下津地区の掘削については、原案では概略検討の段階です。今後詳細検討の中で、環境上や流水保全水路の機能への影響に配慮した掘削形状を検討していきます。嵐山地区については、戦後最大の洪水を安全に流下させるための対策を行うこととしていますが、対策の詳細については整備計画期間内で地域のご意見も伺いながら検討し実施することとします。 | 65 | 66 |
| 252 | | 198 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7景観 | 塔の島、橋島の掘削と護岸工事、塔の川締切堤設置、天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管設置、亀石遊歩道設置などの河川工事によって危険、河川最狭部の埋め立て、環境・景観の破壊が進行したことについて、現段階でこれらの工事についてどのように考えているのか。 | 藪田秀雄 | 9月26日の委員会において、塔の島付近の河川整備の計画について、説明いたします。 | 58 | 61 |
| 253 | | 401 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 今回の計画案では、人と川とのつながり、舟運、河川敷利用、景観に関する事項が盛り込まれ、人・都市と水辺との関わりを重視した政策検討課題が盛り込まれている点で、新たに前進した内容と評価できる。 国土交通省(本省)の「河川景観ガイドライン検討委員会」は、平成18年10月19日までに、美しい河川景観の形成・保全のために必要な考え方を整理したガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」を作成している。そこでは、河川景観を、「地形、地質、気候、植生などの様々な自然環境や人間の活動、それらの時間的・空間的な関係や相互作用、履歴なども含んだ環境の総合的な姿」と定義し、川のデザイン指針を暮らしの中の水のあり方も含め、体系的にまとめている。 このガイドラインと今回の計画案の中味は、関係していくのでしょうか？ | 川崎委員 | 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」は、『それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全をはかる』ことを目的として、川づくりに関わる人々が、河川および河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うにあたって、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したものです。河川整備計画原案においても、地域の歴史や文化の視点、まちづくりとの連携、関係自治体・住民との連携などを記載しており、ガイドラインを踏まえたものとしています。 | 60 | 64 |
| 254 | | 403 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 「助言」では弱く実効が挙げられないのではないのでしょうか？せめて「指導」としてはいかがでしょうか？(45ページ景観の5行目) | 川上委員 | 河川敷地占用許可準則第11において「河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない」とされており、これに基づいて許認可を行っています。一方、景観法等他法令に基づく河川景観への配慮という点については、法令の趣旨・内容に沿って助言を行っています。 | 60 | 64 |
| 255 | | 404 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | スライドNo.30 ここでも3つ目の項目に、「許認可に際しては…助言を行う」とありますが、助言では弱くないでしょうか。 | 澤井委員 | 河川敷地占用許可準則第11において「河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない」とされており、これに基づいて許認可を行っています。一方、景観法等他法令に基づく河川景観への配慮という点については、法令の趣旨・内容に沿って助言を行っています。 | 60 | 64 |
| 256 | | 405 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 護岸植生復旧後の法面植生の帰化植物の割合はどの程度か。 | 村上委員 | 帰化植物の調査として、特に実施しておりませんが、植生護岸を施工した山科川ではセイヨウカヨモキ、セイヨウヤクサなどの帰化植物が次第に増ってきており施工範囲の大半を覆っている状況です。 | 60 | 64 |
| 257 | | 406 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | ダムの裸地対策 ①斜面の冠水頻度(例えば日/年は水面下等)と植生被度との関連は明らかになっているのか。②裸地からの土砂流入は、貯水池の濁度に影響を及ぼす程度まで深刻化しているのか。③豊水時に冠水する植生は、魚やベントスのどのような種の生息場として利用されているのか。 | 村上委員 | ①植生の復旧状況は目視により確認している程度であり、冠水頻度と植生の被度との関連までは把握しておりません。 ②裸地からの土砂流入は、降雨時に見られるものの、貯水池の長期的な濁度への影響までには至っていません。 ③冠水する場所にある植生による生物の生息場として「どのようになっているか」の観点から利用状況の確認はこれまで行ってはおりません。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|---|-----------|-----------|
| 258 | | 407 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | ダムの水位変動内の裸地対策のコストは？あきらめても良いのではないか。 | 水山委員 | 裸地対策の費用は、高山ダムにおいては、1m2当たり約2万円です。裸地対策については、ダム貯水水位の低下時の景観対策の一環としてのみならず、降雨や水位変動等による表面崩落の可能性もあり、その対策としても有効であると考えております。 | 60 | 64 |
| 259 | | 408 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 塔の島地区の歴史的文化的景観についての認識は。 * 宇治川塔の島地区は ・琵琶湖国定公園の一部。 ・国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月)の「地域ごとの状況に応じた取組みの考え方」において「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観などだれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある」に該当する地域。 ・宇治市都市景観条例・宇治市都市景観形成基本計画における2つの世界遺産と一体となった宇治川＝宇治のシンボル景観の地域。 ・景観法も基づく宇治市景観計画の景観区域重点地区(平成19年度内制定)。 ・宇治市が文化的景観の国指定を受けようとする地域 である。 | 数田秀雄 | 昭和46年に工事実施基本計画が策定されて以降、昭和48年に宇治市長から「宇治橋付近景観保全対策協議会」に諮問がされ答申されています。この答申を受け昭和53年に宇治市から建設省及び京都府に対して「宇治川改修計画」に対する意見書が提出されました。この意見書を踏まえ例えば護岸材料などについて議論を重ね実施しております。また、今後の河川計画を検討するために「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」を設置し、特に景観については十分な議論を頂き、それらのご意見を踏まえるとともに、引き続き、細部の検討設計にあたっては専門家の助言を頂きながら進めていきます。 | 60 | 64 |
| 260 | | 409 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 塔の島地区の「景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備」の具体的内容は。 | 数田秀雄 | 委員会において、塔の島付近の河川整備の計画について、説明いたします。 | 60 | 64 |
| 261 | | 410 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | コンクリート護岸の覆土は、洪水時に剥がれ易いと思われるが、大丈夫であるという実験データが存在するのか？(P.16 31図) | 浅野隆彦 | コンクリート護岸の覆土は、植生が根付いた後は洪水により浸食されにくくなります。なお、覆土がどれくらいで侵食されるかのデータは持っていませんが、洪水により仮になくなったとしても復旧は難しくないと考えています。 | 60 | 64 |
| 262 | | 412 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 景観：ダム貯水池裸地対策が高山ダムの例として示されているが、このダム湖において湛水前の月ヶ瀬地域は「日本一の名勝＝月ヶ瀬梅溪」を誇っていた。これを破壊して高山ダムが建設された経緯からして、「裸地対策」としては一步進んで、水際に「梅樹植林」を実施する考えは起こらないか？これは景観上、草本よりも有効で、水源地域の観光立地回復の一助ともなろうと思われるが…。 | 浅野隆彦 | 高山ダム裸地対策の対象範囲は、洪水期にダムの水位をさげるにより現れる部分であるため、水位が変化し、洪水により冠水します。このため、植生をおこなっても冠水による立ち枯れが起こり、景観上好ましくないものとなります。一方、上流域には月ヶ瀬梅溪として貯水池に沿って梅林が立ち並び、2～3月には香りととも花が色づいております。その間、高山ダムの貯水水位は、裸地となる範囲の上端まで水位を上げており、裸地はほとんど見えなくなります。 | 60 | 64 |
| 263 | 279 | 1101 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図21、22、23 景観への配慮では、島の周りに砂利を囲っているが、ごろごろと硬いイメージで、河川工事がされるまでの柔らかく暖かい感じは全く出ていません。図26で将来期待できる砂州としていますが、ダムから土砂対策は当然今回解決すべきもので、またこの対策によって断面積等がどうなるのか、前質問8(受付番号1100)と同様に示していただきたい。 | 梅原孝 | 詳細に土砂の対策について検討するため、掘削に合わせて河床の資料を採取し、将来の河床変動の予測を行っていくとともに上流からの土砂供給による砂州の復元について学識者の助言を得ながら検討していくこととしております。断面積については、土砂の材質の変化を想定しており断面の変化はないものと想定しています。 | 64 | 66 |
| 264 | 280 | 1102 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図29今後の課題では、工法について新技術の活用等の検討が言われているが、川底の掘削、島の切り下げ、トイレの移設、樹木の移植等やっと落ち着いた観光宇治がまたがたがたすると思うともうやめてほしいが実感です。それも後期放流のためになぜ宇治が多額の犠牲を払わねばならないのか納得できません。 | 梅原孝 | 宇治川の安全度の向上や宇治川・淀川のために瀬田川洗堰の全開操作を含む放流制限を行うことを余儀なくされることにともない上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させる琵琶湖後期放流のために宇治川の河道整備は必要なものと考えております。 | 64 | 66 |
| 265 | 281 | 1103 | 4.2 | 4.2.7 | 4.2.7 景観 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図29今後の課題では、課題5の亀石対策について「掘削による水位低下で亀石らしく見える日数が減ることになり、対策の必要性を含め検討していく。」とされていますが、らしく見える日が140日が40日になるとの話もありますが、ほんとうでしょうか。増水すれば見えなくなり、ほとんどらしく見える日は無くなるのではないのでしょうか。亀石は、宇治川のすばらしい景観を構成する重要なものです。「対策の必要性を含め検討」では方針の大幅な後退です。対策は必要であり、このこと抜きの見切り発車は市民にとって重大な損失です。 | 梅原孝 | 亀石の対策については、河床掘削に伴う水位低下により亀石が亀石らしく見える日数が減ると認識しており付近の水位低下が少なくなるよう河床形状を検討中です。 | 64 | 66 |
| 266 | | 192 | 4.2 | 4.2.8 | 4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の実施 | 日本の河川での生態系破壊に重大な影響を及ぼしたのは、河道のコンクリート三面張りや河床の平坦化にあることは、だれも否定しないところであります。宇治川でも事情は同じであり、すでに鵜飼の鵜は鮎を捕ってはいません。現在、宇治川塔の島地区について計画されている河床の掘り下げと平坦化(及びそれともなう石礫アーマーの破壊)は、この反省を無視し、破壊されたこの生態系を回復不能にするのではないのでしょうか。見解を求めます。 | 志岐常正 | 塔の島地区の整備にあたっては、塔の島地区河川整備に関する検討委員会などの意見を踏まえ、さらに専門家の助言もいただきながら、自然環境の保全についての対策を実施していきます。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|---------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 267 | | 289 | 4.2 | 4.2.8 | 4.2.8生物の生息・生育環境に配慮した工事の実施 | 「コンクリートが見えないように」という言葉が散見されますが、「原案」に述べる言葉としては品格に欠けるように思われますので、例えば、「コンクリートを用いた護岸等にはできるだけ覆土し、植生が回復するように努める」などの表現が望ましいのではないのでしょうか？(34、46ページ中段等) | 川上委員 | 記述について、より適切なものとなるよう検討します。 | 60 | 64 |
| 268 | | 45 | 4.3 | 4.3 | 4.3 治水・防災 | ・淀川流域の治水の目標が昭和28年の13号台風時の降雨になっている。 ・政府の中央防災会議の「大規模水害対策に関する専門調査会」では、現在、江戸時代までさかのぼって既往最大洪水流量を見直し、そこでは再現期間500年(2.4万m3と1000年(2.6万m3)を対象とした検討を行っている。この取り扱いが順次、淀川や木曾川に適用される予定である。これは国土交通省の意図では必ずしもないが、内閣府が提示しようとしている「首都洪水大綱(仮称)」はこのような視点でまとめられることは間違いのないところである。このような内閣府の超過洪水の設定と淀川での近畿地方整備局の設定があまりにもかけ離れている。したがって、治水の長期目標をもっと明確に示し、昭和年代の既往最大流量の位置づけを明確にすべきであると考えられる。 | 河田委員 | いただいたご意見につきましては、河川整備計画(案)の検討にあたって参考とさせていただきます。 なお、淀川水系においても大規模水害対策は、重要な課題と認識しています。10/6の流域委員会でお示したとおり、現況の施設能力を上回る洪水(超過洪水を含む)による被害規模も想定し、河川管理者が実施すべきこと、連携して実施すべきことを整理しています。今後もこれまで同様、水害に強いまちづくりを目指して関係機関、関係者と調整していきます。 | 58 | 61 |
| 269 | | 59 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 基礎案では、「破堤による被害の回避、軽減を流域全体の目標として」となっているが、この目標は、どこへ行ってしまったのか？ | 本多委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。この2点をもって基礎案で掲げた目標は、包含していると考えています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目途がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 270 | | 60 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | いかなる洪水に対しても壊滅的被害を軽減すると言う目標から、なぜ戦後既往最大や200/1を流すハード整備を当面の目標のように表現されているのはなぜか？ | 本多委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。この2点をもって基礎案で掲げた目標は、包含していると考えています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目途がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 271 | | 61 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | P2の計画規模の全国的バランスとは何か？ バランスしていないと言うことか？ どのよう | 本多委員 | 計画の規模は計画対象地域の洪水に対する安全の度合いを表すものであり、それぞれの河川の重要度に応じて上下流、本支川でバランスが保持され、かつ全国的に均衡が保たれることが望ましいとされています。 この河川の重要度は、洪水防御計画の目的に応じて流域の大きさ、その対象となる地域の社会的経済的重要性、想定される被害の量と質、過去の災害の履歴などの要素を考慮して定めるものです。 | 58 | 61 |
| 272 | | 62 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | ハード整備とソフト整備の両面の努力が述べられているが、今回の説明の大半がハード整備に費やされている。ソフト整備の取り組みは、充分な取り組みがないのか？ 報告や説明に直すものではないのか？ | 本多委員 | 自分で守る、みんなで守る、地域で守るということを念頭にソフト対策を行うこととしており、その重要性は基礎案の流れと同様です。今回は基礎案から変更になったところを中心にご説明したものです | 58 | 61 |
| 273 | | 63 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | ソフト整備による取り組みでどのような成果が得られるか評価されているのか？ 示していただきたい。 | 本多委員 | ソフト対策についてはその効果を定量的に把握することは困難であり、今後、住民や関係自治体と協力し、自分で守る、みんなで守る、地域で守るといったソフト対策を進める過程で明らかになるものと考えています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 274 | | 64 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 基礎案は、狭窄部上流は戦後最大規模洪水を対象とし、その他は対象洪水を設定しなかった。そして委員会は「いかなる洪水にも破堤による潰滅的な被害を回避・軽減できる流域全体で最優先に取組む必要がある」とし、堤防強化、特に越水対策を求める意見を提出していましたが、原案では「戦後最大洪水を計画高水以下で安全に流下させる」ことを目標にしています。この治水についての基本的な考え方の転換の理由と根拠を説明して下さい。 | 川上委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水（現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水）に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を（せめて戦後最大洪水を）安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 58 | 61 |
| 275 | | 65 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 * 淀川水系流域委員会はこれまで河川管理者とともに、「現状を共有する」、「課題を共有する」、そして「共有された課題に対してどのような施策を優先的に実施していくのか」という考え方で整備計画を策定していくこととしてきた。そして、そのプロセスをたどり平成16年5月に「河川整備計画基礎案」が策定された。 洪水対策については、以下のようなプロセスで基礎案が策定されたものと理解している。 ・いつ、どのような規模の洪水（降雨）が発生するはわからないということを前提に、現状の河川（既設のダムや堰の現状の操作を踏まえ）において、様々な規模の洪水が発生した場合、どこで、どのようなことが生じる恐れがあるのかについて、シミュレーション結果をもとに共有した。 ・資料や現地視察等により、土砂または砂で構築された高く、脆弱な堤防によって守られている氾濫原には、人口、資産が集積され、高度に土地利用がなされていること、さらに現在も引き続き集積、高度化が進んでいることを共有し、脆弱な堤防が破堤した場合、一気に多くの人命を失い、地域に壊滅的な被害が生じる危険性が大きいことを共有した。 ・このような状況になった経緯について、これまで計画対象洪水規模を設定して、その洪水量を築堤、堤防の嵩上げや掘削によって川の中に押し込めようとした結果、洪水氾濫頻度は小さくなったが、一方で計画規模洪水の川の中への閉じこめは、洪水エネルギーを以前も増して川に集中・増大させ、計画規模洪水以上の洪水が発生すると、破堤を招き、その際の被害は流域における人口・資産の増大、土地利用の高度化と相俟ってさらに深刻度を増し、壊滅的になることを淀川において繰り返されてきた破堤の歴史を踏まえて共有した。 ・以上のような流域委員会と河川管理者との現状と課題の共有をもとに、「基礎案」は淀川における洪水対策の根幹的な考え方として、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。」とした。 ・そして、対策の考え方は以下の通りである。 | 宮本委員 | 現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。 ただし、施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 276 | | 715 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【65への再質問①】 越水対策も含めた堤防補強について、整備計画期間において具体的にどのような対策を行い、それに必要な事業費がいくらであるかについて示して下さい。 | 宮本委員 | 現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。 | 58 | 65 |
| 277 | 207 | 1029 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【715への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 278 | | 65.2 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | <p>* 淀川水系流域委員会はこれまで河川管理者とともに、「現状を共有する」、「課題を共有する」、そして「共有された課題に対してどのような施策を優先的に実施していくのか」という考え方で整備計画を策定していくこととしてきた。そして、そのプロセスをたどり平成16年5月に「河川整備計画基礎案」が策定された。</p> <p>洪水対策については、以下のようなプロセスで基礎案が策定されたものと理解している。</p> <p>・いつ、どのような規模の洪水(降雨)が発生するはわからないということを前提に、現状の河川(既設のダムや堰の現状の操作を踏まえ)において、様々な規模の洪水が発生した場合、どこで、どのようなことが生じる恐れがあるのかについて、シミュレーション結果をもとに共有した。</p> <p>・資料や現地視察等により、土砂または砂で構築された高く、脆弱な堤防によって守られている氾濫原には、人口、資産が集積され、高度に土地利用がなされていること、さらに現在も引き続き集積、高度化が進んでいることを共有し、脆弱な堤防が破堤した場合、一気に多くの人命を失い、地域に壊滅的な被害が生じる危険性が大きいことを共有した。</p> <p>・このような状況になった経緯について、これまで計画対象洪水規模を設定して、その洪水量を築堤、堤防の嵩上げや掘削によって川の中に押し込めようとした結果、洪水氾濫頻度は小さくなったが、一方で計画規模洪水の川の中への閉じこめは、洪水エネルギーを以前も増して川に集中・増大させ、計画規模洪水以上の洪水が発生すると、破堤を招き、その際の被害は流域における人口・資産の増大、土地利用の高度化と相俟ってさらに深刻度を増し、壊滅的になることを淀川において繰り返されてきた破堤の歴史を踏まえて共有した。</p> <p>・以上のような流域委員会と河川管理者との現状と課題の共有をもとに、「基礎案」は淀川における洪水対策の根幹的な考え方として、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。」とした。</p> <p>・そして、対策の考え方は以下の通りである。</p> | 宮本委員 | <p>施設能力以上の洪水に対するハード対策としてはスーパー堤防の整備を考えています。なお、施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。</p> | 58 | 61 |
| 279 | | 65.3 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | <p>◎情報伝達・避難体制整備等ソフト施策を進めること◎破堤による被害の深刻度をできるだけ低減するための土地利用規制・誘導を含めた地域整備と洪水エネルギーの集中・増大抑制さらに洪水エネルギーの穏やかな分散のための流域内保水、貯留機能の保全・増大を自治体と連携して行うこと◎これら土地利用のあり方を含めた施策は、これまでの腕力で洪水を押さえ込もうという発想から、流域住民の住まい方、生き方、地域の姿を変えることにより洪水をしのご、壊滅的な被害をできるだけ回避・軽減するしたたかな地域づくりを目指す流域治水の発想であり、今後自治体、流域住民とともに進められねばならないが、どうしても展開には時間を要する。一方、明日来るかも知れない大洪水に対して壊滅的な被害の回避・軽減を図るには、できるだけ破堤を防ぐこと、仮に結果的に破堤に至っても破堤までの時間を長引かせることが極めて有効であることから、堤防の補強を緊急的に実施すること。</p> <p>・以上が、これまでの洪水対策についての基本的な考え方であると理解している。このような理解をもとに以下の質問を提出する。</p> <p>・基礎案では「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」とし、原案p47では、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、またパワーポイントp1でも、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」、「ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」とあるが、この記述に対応する原案に記載されているハード施策は何か。</p> | 宮本委員 | <p>施設能力以上の洪水に対するハード対策としてはスーパー堤防の整備を考えています。なお、施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。</p> | 58 | 61 |
| 280 | | 66 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | <p>・原案p47 「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、パワーポイントp1 「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」、「ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」との記述を踏まえると、「現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊する恐れがあることから、堤防補強に優先的に取り組む」は施設能力以下の洪水に対することは勿論、施設能力以上の洪水に対しても堤防補強を行うことと理解していいか。</p> | 宮本委員 | <p>現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。</p> <p>ただし、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。</p> | 58 | 61 |
| 281 | | 716 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | <p>【66への再質問①】 越水対策も含めた堤防補強について、整備計画期間において具体的にどのような対策を行い、それに必要な事業費がいくらであるかについて示して下さい。</p> | 宮本委員 | <p>現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。</p> | 58 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 282 | 208 | 1030 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【716への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |
| 283 | | 67 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 47ページの第一パラグラフでは、河川整備基本方針や計画は今後30年間で実現できることを書くべきであって、いきなり「そのすべてを実施することはできない。」というような文言はおかしい。もっと明確に、30年以内に行うこととそれ以上の長期にわたって行うことに区分し、前者は責任をもってやると断言しなければ言葉の遊びになってしまうのではないのか | 河田委員 | 現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。 ただし、あらゆる施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 ここで記述していることは、ハード対策の目標は基本方針で定めた計画規模に応じた施設整備であります。整備計画期間中に一気に整備することは現実的に見て難しいことを率直に記述したものです。ただし、当面優先的に実施すべき整備内容は、長期的な取り組みの中で整備順序を考慮して設定しているものであり、ご指摘のとおり、長期的な方針と一貫した考えに基づき「当面、優先的に実施すべき整備に積極的に取り組む」という姿勢に変わりはありません。 | 58 | 61 |
| 284 | | 717 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【67への再質問①】 回答になっていない。再回答をお願いします。 | 宮本委員 | 現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。 ただし、あらゆる施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 ここで記述していることは、ハード対策の目標は基本方針で定めた計画規模に応じた施設整備であります。整備計画期間中に一気に整備することは現実的に見て難しいことを率直に記述したものです。ただし、当面優先的に実施すべき整備内容は、長期的な取り組みの中で整備順序を考慮して設定しているものであり、ご指摘のとおり、長期的な方針と一貫した考えに基づき「当面、優先的に実施すべき整備に積極的に取り組む」という姿勢に変わりはありません。 | 58 | 65 |
| 285 | 209 | 1031 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【717への再質問①】 整備計画で実施する施策の事業費および計画全体事業費を示して回答して下さい。 | 宮本委員 | 前回までに回答できていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 286 | | 68 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 47ページの1)自分で守る、2)みんなで守る、3)地域で守る、の内容はこれよりよいのか。河川事業者として限定してしまっている。これでは、「水害に強い地域づくり協議会」を作っても効果はあまり期待できない。もっと本当の専門家の意見を聞くべきである。「流域」の住民を対象とするのであれば、むしろ1)では、超過洪水が起こるという前提で、床下浸水ぐらいでは大きな被害が出ないような生活習慣への切り替え、2)では近隣に住む高齢者や各種障害をもっている人への配慮、3)ではバリアフリー社会との共存や地域コミュニティの再生が喫緊の課題ではないのか？ | 河田委員 | 洪水による被害をできるだけ小さくするという河川管理者の考え方の中には、河川管理者のみが実施することのみならず、河川管理者が住民や関係機関と連携して取り組むことも含まれています。ただし、これは、これら関係者との調整の中で今後取り組んでいくものであり、いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 287 | | 718 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【68への再質問①】 回答になっていない。再回答をお願いします。 | 宮本委員 | 洪水による被害をできるだけ小さくするという河川管理者の考え方の中には、河川管理者のみが実施することのみならず、河川管理者が住民や関係機関と連携して取り組むことも含まれています。ただし、これは、これら関係者との調整の中で今後取り組んでいくものであり、いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 58 | 65 |
| 288 | | 153 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「戦後最大洪水を(下流の淀川において)計画高水位以下で安全に流下させる」ことを最大の目標として上中流の対策を考えると、結局従来と同じく「一部の地域の犠牲を前提」としてダム、遊水地などを建設することになるのではないかと考えますが、原案の考え方が従来とどのように違うのか、具体的、かつ、わかりやすく説明してください。 | 川上委員 | 原案でいう「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全度が確保されるものではなく流域全体の安全度の向上を図ること」が意図するのは、狭窄部上流や琵琶湖沿岸等、下流部の治水安全度の向上に照らして、当該地域の治水安全度の向上が図られないということをもって、「犠牲」と称しているものです。 「一部の犠牲」とはダム建設による家屋の移転等をさしているものではありません。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|---|-----------|-----------|
| 289 | | 154 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 原案に述べる「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合」の「整備途上の段階」とはいかなる期間のことを指しているのですか？ 上記の期間を、下流の淀川のハード及びソフトの洪水対策が完了し、狭窄部を開削できるようになるまでの期間とすると、今検討している整備計画の期間内に実施できるのですか？あるいは、何十年後を想定しているのですか？ | 川上委員 | 河川整備基本方針の目標達成までの期間です。 狭窄部開削については、戦後最大洪水への対応が完了した後、さらなる水系全体の河川整備の進捗を考慮して、その実施時期を検討することとしています。 | 58 | 61 |
| 290 | | 155 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 原案では、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合(超過洪水)は、1)自分で守る2)みんなで守る3)地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図る」、つまりソフト対策で対応する。一方、ハード対策は「計画規模の洪水に対して完全にすか」「計画高水位以下で安全に流下させる」としているのは整合性に欠けるのではないですか。委員会が提言しているように「いかなる洪水にも」対応したソフト&ハード対策を講ずる必要性についてどのように考えているのですか？ | 川上委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 61 |
| 291 | | 769 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【155への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 65 |
| 292 | 234 | 1056 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【769への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 293 | | 156 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 「あらゆる洪水に対応」というが、文字通りそのとおりのことが実行可能か？「いかなる洪水でも被害を軽減させる」ということと合わせ考えると、「できるだけ多様な洪水発生シナリオに基づいて対応策を総合的に検討し、それを実行するが、被害は軽減できてもゼロにすることはできない(洪水被害が発生するリスクは受容しなければならぬ)」という意味と理解すればよいのか？ | 岡田委員 | あらゆる洪水に対応すべく、ハード・ソフトと両面においてあらゆる努力を行いますが、それぞれ限界がありますので、被害を軽減させるという目標を設定しています。 | 58 | 61 |
| 294 | | 157 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 「超過洪水が発生した場合でも、被害の最小化に取り組む」という意味は、「超過洪水もシナリオの一つとして設定し、それに対しても被害を最小化する対策を講じるが、その場合でも最小限の被害が発生するリスクがあり、それは社会的に受容しなければならぬ」という立場を取っていると理解してよいのか？ | 岡田委員 | 超過洪水が発生すると施設能力を超えることになるので、被害はゼロにはなりません。ただし、その場合でも出来るだけ被害が小さくなる様に取り組むこととしております。なお、このことをもって「社会的に受容しなければならぬ」ということを求めているものではありません。 | 58 | 61 |
| 295 | | 158 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 「超過洪水が発生した場合に対しても対策を講じること」も、整備計画の対象(一部)だとしたとき、ここでいう「計画規模の降雨・洪水」や「計画高水位」や「戦後最大洪水」といった計画のための指標との関係をもっと明確に整理する必要があるのではないかと。 | 岡田委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 61 |
| 296 | | 770 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【158への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 65 |
| 297 | 235 | 1057 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【770への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------|--|------|--|-------|-------|
| 298 | | 160 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「整備計画期間内の道すじ」として、1.堤防補強、2.大戸川ダム・川上ダム、3.中上流部の改修、とあるが、これは3つの重点的整備課題を並べたものか、それとも整備手順の順位に関わるものなのか? なぜ、ソフト対策は挙げられていないのか? | 岡田委員 | 第59回委員会審議資料2 P.26はハード対策の手順のみを示したものです。ソフト対策はこれらと並行して進めます。 | 58 | 61 |
| 299 | | 161 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 河川整備計画は河川整備基本方針に従わねばならないのでしょうか。河川整備基本方針は長期的な方針であり、整備計画は今後20～30年間のいわば暫定的な計画です。そこでは基本方針に一部合わないところがあっても、やむを得ないのではないのでしょうか。例えば、基本方針では計画規模の洪水に対して万全を期することになっているようですが、基礎案ではいかなる規模の洪水に対しても、壊滅的な被害を発生させないことを目標としていたように思います。整備計画ではその考え方を踏襲できないのでしょうか。 | 澤井委員 | 河川整備基本方針の中でも超過洪水対策は必要とされています。整備計画はこの河川整備基本方針を踏まえて今後20～30年に実施していく整備メニュー、施策等を記載するものです。 | 58 | 61 |
| 300 | | 162 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 第59回委員会の審議資料2のP.1には、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」とされており、P.3では「超過洪水が発生した場合でも、被害の最小化に取り組む」と書かれています。そのためには、P.2に書かれているように「河道において、計画高水位以下で安全に流下」させるのではなく、一部氾濫や浸水が生じて被害が小さくなるような対策を講じるべきではないのでしょうか。 | 澤井委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目的がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 301 | | 772 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【162への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的な対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 58 | 65 |
| 302 | 236 | 1058 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【772への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 303 | | 186 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 第2次流域委員会の委員は、「原案は基礎案とそう大きく変わることはありません。」と河川管理者から聞き安堵していましたが、このたび原案の説明を受けた結果、特に治水に関する考え方と方針が根本的に変わっていることがわかりました。原案の説明がひととおり終わりましたら、引き続き基礎案の「治水」について、原案・基礎案比較表を用いて、どこがどのように変わったか、どういう理由で変えたのか、その根拠は何かについてわかりやすく説明してください。 | 川上委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目的がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 304 | | 776 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【186への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的な対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 58 | 65 |
| 305 | 239 | 1061 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【776への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 306 | | 200 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 会場では、拍手をし忘れてましたが、後でよく読んだところ、理解でき、考え方には賛成です。但し、以下3点についてより詳しい説明を希望します。①検討の対象とされた洪水(降雨)がいくつかありますが、これらを選定された考え方。 | 益倉克成 | 支川における計画規模の洪水として33洪水を検討の対象としています。検討対象洪水の選定方法は各支川の主要地点における降雨量で上位5位の洪水、ダムなし氾濫なしの流量で上位5位の洪水について、上下流、本支川バランスを考慮し各地点の通過流量を確認し異常な洪水を除外することにより選定しています。 | 59 | 61 |
| 307 | | 201 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 ②選定された事業の選定の考え方(特に、予算の制約の中での優先度の考え方) | 益倉克成 | 河川整備計画原案においては、甚大な被害が発生する堤防の決壊を防ぐため、堤防の補強を最優先で実施することとし、中でも淀川下流部については概ね5年程度で完了させることとしています。 その後、治水安全度の低い桂川、木津川等の中上流部を改修することにより、治水安全度の向上を図る必要があると考えています。ただし、中上流部の改修により洪水時の下流への流量が増加することから、中上流部の改修にあたっては上下流バランスを確保しなければなりません。そのため、上流からの流出を抑制施設として天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダムが必要となります。 また、これと並行し、現在淀川本川、宇治川の洪水時においては、琵琶湖からの流出量を人為的に制限することにより下流を守っていることから、淀川本川、宇治川の洪水後に琵琶湖からの放流量を増大させ、琵琶湖の水位上昇を抑える必要があります。そのため、宇治川・瀬田川の河道改修と天ヶ瀬ダム再開発を早急に実施することとしています。 | 59 | 61 |
| 308 | | 202 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 ③検討対象の洪水を越えるイベントが発生した場合の選定された事業の効果、被害軽減の考え方。 | 益倉克成 | あらゆる洪水に対応すべく、ハード・ソフトと両面においてあらゆる努力を行います。それぞれ限界がありますので、被害を軽減させるという目標を設定しています。なお、事業の効果(被害軽減)については特にソフト対策の効果を定量的に把握することが困難であり、今後、住民や関係自治体と協力し、自分で守る、みんなで守る、地域で守るといった中でソフト対策を進める過程で明らかになるものと考えています。 | 59 | 61 |
| 309 | | 203 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 なぜ「いかなる洪水でも被害を軽減させる」としながら計画規模降雨(5313)を設定するのか?戦後既往最大降雨さえ流れればいいのか。「いかなる」という考えと矛盾していないか。「上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策」は、計画規模(戦後最大流量)を目標として事業計画をしているが、今後30年のあいだにそれ以上の降雨があれば、また計画をやり直さねばならない。しかも、想定以上の降雨が降れば、もはや「お手上げ」になる。「いかなる」とは、今までに降った雨だけでなく、降るかもしれない雨をも想定することではないのか。この原案は、流域委員会で議論してきたことを、まったく無視しているのではないか。 | 細川ゆう子 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 59 | 61 |
| 310 | | 457 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【203への再質問①】 二期までの議論では、雨の降り方によってダムの効果は差が多く、限定的であるため、超過洪水対策として最も重要としたのは、堤防補強であった。超過洪水に対しては「自分で守る。みんなで守る。地域で守る。」だという回答は、原案では流域対応のみしかやらない。堤防で、計画高水位以上も対応することはしないということか。 | 細川ゆう子 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化として効果的と考えられる工法については可能な限り取り組んで行きますが、現状では確実な方法はなく、施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破堤氾濫が生じることを想定しておく必要があります。このため、どのような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 59 | 65 |
| 311 | | 205 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 流域委員会では「いかなる洪水に対しても、壊滅的な被害を回避・軽減する」ことを治水の目的としてきた。河川管理者も、それにしたがって基礎案までを発表してきたのに、なぜ今さら計画規模の洪水を設定するのか。設定しなければならない理由を明確にしてほしい。また、その弊害を認識しているのか?数合わせに汲々として、超過洪水対策を遅らすことになるのではないか。 | 細川ゆう子 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 59 | 61 |
| 312 | | 459 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【205への再質問①】 二期までの議論では、雨の降り方によってダムの効果は差が多く、限定的であるため、超過洪水対策として最も重要としたのは、堤防補強であった。超過洪水に対しては「自分で守る。みんなで守る。地域で守る。」だという回答は、原案では流域対応のみしかやらない。堤防で、計画高水位以上も対応することはしないということか。 | 細川ゆう子 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化として効果的と考えられる工法については可能な限り取り組んで行きますが、現状では確実な方法はなく、施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破堤氾濫が生じることを想定しておく必要があります。このため、どのような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 59 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 313 | | 206 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 堤防を決壊させない方が高規格堤防しかない。高規格堤防(スーパー堤防)は、高度に都市化され、資産が集中する地域では実現不可能である。逆にそのような地域でこそ、堤防を決壊させない補強工法の確立が急がれるのに、あまりにも消極的ではないか。破堤の原因の80%までが越水なのだ。何よりも耐越水堤防を急ぐべきではないか。越水に耐えるならば、浸透、浸食の対策は必要なくなる。浸透、浸食だけを優先し補強工事を急げば、最終的には越水対策がさらに必要になる。計画規模を決めるゆえの弊害ではないか。 | 細川ゆう子 | 世界的にも歴史的にも破堤を完全になくすことが出来ることを当面の目標とすることは難しく、これに頼り切った施設を展開することは困難です。あらゆる洪水に対しては体を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 また、堤防の強化には取り組みものの水害に強いまちづくりとしては、破堤しないことを前提として考えることは危険であり、破堤があることを前提としてまちづくりを考えることが重要であると考えています。 | 59 | 61 |
| 314 | | 460 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 【206への再質問①】 「粘り強い堤防」とは、補足説明によると計画高水位以上の降雨に対応するものと受け止められる。計画高水位を超えても破堤しない、あるいは破堤を遅らせられる堤防補強を想定しているかと理解してよいか。その場合、新たな工法を開発する必要があると考えるが、「検討」とは、実験を含むと理解してよいか。 | 細川ゆう子 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立されていませんが、少しでも越水に対して破堤しにくい堤防を目指し、これまでと同様に工夫しながら「粘り強い堤防」への取り組みを行います。 また引き続き検討を行うなかで、現在も行っているように必要に応じて実験などを実施してきます。 | 59 | 65 |
| 315 | | 207 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 休止前の委員会での提言や議論では説明資料1pにあるように「あらゆる洪水に対応」そして自然現象である洪水に対して「いかなる洪水でも被害を軽減させる。ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」など2pにも書かれています。具体的にソフト対策とはどのようなことでしょうか。またどのようなソフト対策を行ってきたのでしょうか。(6pの危機管理体制の構築もソフトかと思いますがこれ意外に) | 増田京子 | ソフト対策については、水害に強い地域作り協議会等を通じて、次のような活動を進めています。 ・自治体に対しては職員研修会の開催、自主防災組織等に対しては住民勉強会の開催を積極的に支援しています。 ・水防訓練や住民参加による避難訓練といった防災訓練を実施しており、今後も継続的に取り組んでいく予定です。 ・情報連絡体制の構築、情報の共有を図り避難勧告発令に対するマニュアル等の概要などを作成しました、今後引き続き検討、具体化していきます。 | 59 | 61 |
| 316 | | 208 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「ソフト対策はどのような場合にも実施すべき」とありますが、このどのような場合とどのようなことでしょうか。 | 増田京子 | ソフト対策は、日常からの災害への備えが大切であり、どのような洪水が来るかを事前に正確に予測することができないため、どのような場合も実施すべきとしています。 | 59 | 61 |
| 317 | | 209 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「あらゆる洪水に対応」と言いつつ2pの計画規模では「河川整備基本方針を対象とする規模」とあります。これは基本高水のことでしょうか。基本高水なら、これまで淀川水系流域委員会で議論してきたことと矛盾するように思います。わかりやすく詳しい説明して下さい。 | 増田京子 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 59 | 61 |
| 318 | | 210 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「全国的なバランス」とはなんでしょうか。これもわかりやすく説明下さい。 | 増田京子 | 計画の規模は計画対象地域の洪水に対する安全の度合いを表すものであり、それぞれの河川の重要度に応じて上下流、本支川でバランスが保持され、かつ全国的に均衡が保たれることが望ましいものです。 この河川の重要度は、洪水防御計画の目的に応じて流域の大きさ、その対象となる地域の社会的経済的重要性、想定される被害の量と質、過去の災害の履歴などの要素を考慮して定めるものです。 | 59 | 61 |
| 319 | | 211 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 「ハードの整備が途中段階でも、計画規模までを意識」とはどういうことでしょうか。 | 増田京子 | ハードの整備にあたっては、計画規模の洪水が発生した場合にどのような状況になるかを常に考慮しながら、進めていくということです。 なお、あらゆる洪水に対応すべくハード・ソフトの両面においてあらゆる努力を行いますが、それぞれ限界がありますので被害を軽減させるという目標を設定しています。 | 59 | 61 |
| 320 | | 212 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 浸水被害の多い地域の家屋に対してはどのような対策が取られたのでしょうか。 | 増田京子 | 洪水被害を軽減するためにハード・ソフト両面においてあらゆる努力を行っていきます。 なお、個々の家屋に対する対策を河川管理者が直接行うことができませんが関係機関との調整や支援に努めています。 | 59 | 61 |
| 321 | | 213 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | ハード、ソフト面どちらにしても省庁間の壁を超えなければならないことが多々あります。省庁間の議論はどのようにされているのでしょうか。これまでの経過と結果をお聞かせ下さい。 | 増田京子 | 様々な検討を進める上で必要に応じて関係省庁等との調整を行っていきます。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 322 | | 214 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 5日の説明には猪名川が入っていませんでした。8月29日配布の審議資料2にも治水・防災の2番目に猪名川は別だてで入っていましたが、なぜ別にするのかと疑問に思っていました。単に時間配分のためとは思えません。同じダム問題、狭窄部の問題があるのですから、たとえ時間配分が厳しくなっても一緒にすべきだと考えます。その検討がされたのかどうか、お聞かせ下さい。 | 増田京子 | 単に時間的な制約から異なる説明日となったものです。 | 59 | 61 |
| 323 | | 216 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 第59回委員会審議資料2の「3治水・防災 ハード対策(2)」で記されている「粘り強い堤防」とは具体的にどのようなものなのか。 | 藪田秀雄 | 現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。 ただし、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 59 | 61 |
| 324 | | 217 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 治水流域対応「遊水地」機能施設として亀岡地区京都府堤防強化工事、圃場整備事業等関連工事と関係があるのか。「畑川ダム」京都府ダム建設中、桂川との関係性はないのか。「鎌倉ダム」建設予定はないのか。 | 酒井隆 | 現在、桂川の亀岡地区の河川整備については、京都府において鋭意進められております。 畑川ダムは由良川水系であり、淀川水系の桂川とは関係ありません。 鎌倉ダムの建設予定はありません。 | 59 | 61 |
| 325 | | 218 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 「天災」という言葉がありますが、「天災」という言葉を「河川管理者の責任が及ばない範囲」とするならば「人災」は「河川管理者の責任の範囲」ということになります。今後洪水で被害が発生したときは裁判所に持ち込まれることは必定です。「人災」として河川管理者が責任を持たなければならないのはどこまでの範囲と考えていますか。どこまでなら責任を取る覚悟があるのでしょうか。 | 木村俊二郎 | 河川管理者はできるだけ天災の被害を最小限にするようあらゆる努力を行っていきます。 | 59 | 61 |
| 326 | | 219 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 天災の場合と人災の場合はその対策は全く異なるものになると思います。洪水という天災が避けられないならその対策は「逃げる」というソフトなものが主体になると思いますが、「人災」ならその対策は河川管理者が行うハードなものが主体になります。現在その対策はどこまで進んでいるのでしょうか。その対策が十分でないなら、そこに至る時間と金額のロードマップが必要です。示していただきたく思います。 | 木村俊二郎 | 関係機関と調整のうえ、できるだけ速やかに説明させていただきます。 | 59 | 61 |
| 327 | | 450 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 ハード対策全般(第59回委員会審議資料2 P1) 「いかなる洪水でも被害を軽減させる」との理念と、計画規模の設定とそれに基づく対策を採る方針との関係が理解できない。各管理区域において、計画以上の洪水被害の予測及びその際の被害軽減の方策について、解説のあった堤防強化以外の流域対策についてさらに具体的に説明願いたい。 | 村上委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化として効果的と考えられる工法については可能な限り取り組んで行きますが、現状では確実な方法はなく、施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破堤氾濫が生じることを想定しておく必要があります。このため、どのような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 61 | 65 |
| 328 | | 451 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 ソフト対策全般(第59回委員会審議資料2 P2) 自治体と共同した住民へのソフト対策の浸透が必要だと思われるが、基礎案以降新たに成された働きかけに対する自治体、住民の反応について、具体的にお教え願いたい。 | 村上委員 | 浸水想定区域図をもとに、草津市において「草津市建築物の浸水対策に関する条例」が定められました。これを先進事例として各市町村にお示しするとともに、引き続き水害に強い地域づくり協議会等において検討を続けていくこととしています。 | 61 | 65 |
| 329 | | 473 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 ・「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基本的な考え方から、避難のための情報伝達整備等のソフト施策はもちろんのこと、越水対策を含めた既存堤防の補強や「水害に強い地域づくり協議会」等を通して自治体や住民の理解を得ながら洪水エネルギーの川への集中・増大抑制及び洪水エネルギーの穏やかな分散のためのソフト・ハード施策に最優先で取り組むこと、また破堤を極力回避するため、下流の有堤区間における人為的な流量増をもたらすような施策は極めて慎重に対応するものであると理解しているが、この理解は共有できるか。 共有できないのであれば、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基本的な考え方をどのように実現していくのか、具体的にわかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化として効果的と考えられる工法については可能な限り取り組んで行きますが、現状では確実な方法はなく、施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破堤氾濫が生じることを想定しておく必要があります。このため、どのような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 330 | | 474 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 (スライド04)土地利用の変化について、山地とだけしているのは余りにも意味の無い分類である。「自然林」(保水力のある林地)「自然林」(荒れたりして保水力が下がっている林地)「人工林」(手入れがされ、保水力もあると思われる林地)「人工林」(手入れもされず、保水力が落ちていと思われる林地)「人工林」(荒れて、殆んど保水力がないように見える林地)「荒地・岩石露頭地帯」、「草原」と7分類位の把握をしないと、「流出解析」においても「流出係数」の正確を期せないであろう。又『流域治水対策』の観点からしても参考にならないお粗末な資料と言われないか？(図 4) | 浅野隆彦 | (スライド04)流域の特徴をご理解いただくために、流域の土地利用変化をお示ししたものであり、流出計算に用いる計算条件は必ずしもこの分類となっているわけではありません。流出計算モデルの構築にあたっては、過去の実績洪水から現況の再現を行いモデルの同定を行っております。ただし、流出解析の精度向上のためには地表条件の分類や貯留・流出特性等についてより精緻化された知見を用いるべきと考えております。当該分野の研究の進捗を見ながら、猪名川流域の流出解析についても今後モデルの高度化等を図ります。 | 62 | 65 |
| 331 | | 475 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 (スライド04)下流部のまとまった市街地は、流域のほぼ20%程度に見えるが、この面積、人口、資産総額を示して貰いたい。 | 浅野隆彦 | 猪名川浸水想定区域図における浸水想定区域の面積約80km2においての人口は1,169,701人、資産総額は21,722,077百万円(一般資産等)です。(平成7年度国勢調査・平成8年度事業所統計) | 62 | 65 |
| 332 | | 476 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 (スライド05)「猪名川流域整備計画」に基づき総合治水対策を実施しているということだが、この進捗・見通しを十分把握し、河川整備計画原案への反映を十分に行っているという具体例を全て挙げて貰いたい。 | 浅野隆彦 | 猪名川流域整備計画に基づく総合治水対策は銀橋上流狭窄部の開削を除く河川対策が平成22年度完成予定です。また流域対策として約1,029千m3の調整池を整備する計画に対して、昨年度までに約610千m3の進捗(計画策定当時の都市開発予測が停滞していること等による)が図られています。また出水時の安全対策や住民への情報提供としてハザードマップの公表等も行われています。整備計画においても、引き続きこれらの対策の拡充について流域内市町と連携を図っていきます。 | 62 | 65 |
| 333 | | 477 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 超過洪水を考える時、特に最下流の都市部における「都市型内水氾濫」の被害が甚大となる可能性が高い。どのような対策を考えているのか、詳細に示されたい。 | 浅野隆彦 | 超過洪水発生時においては、本川水位の上昇により、ポンプ等による内水排除が規制され内水被害も生じますが、外水による被害も十分に予想されるため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 62 | 65 |
| 334 | 145 | 967 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 【477への再質問①】 超過洪水として、集中大豪雨がこの都市部を襲った時、地下浸透や貯留地の少ない事、下水道からの溢水等、都市部ならではの問題がある。また、その多くは低平地、元からの遊水地である場所も多い。「都市型内水氾濫」に対する特別な対策を持っていないのか？全てこの手の質問に対し、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携云々と、マトモな回答にならないのは「流域対応策」への不作為があるからなのか？ | 浅野隆彦 | 内水氾濫に対する基本的な考えはNO.699に対する回答をご参照願いたいと思います。 | 62 | 66 |
| 335 | | 697 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 1) 基本的な考え方について(第64回委員会審議資料2, P2) 原案で「戦後最大洪水に対して被害を生じさせない」という考え方は間違っていないか？河川管理者が「被害を生じさせない」という使命を持ってしまった結果矛盾を生じたことに気付いたのではなかったか？戦後最大規模の洪水を想定して防ぐ対策を立てても、どこかで計算外の越水や破堤が起きる危険性はあるのではないかとしたが、これを防ぐのではなく、被害が起きることを想定した対策を立てることが基本的な考え方ではなかったか？ | 竹門委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できるとしました。 | 64 | 65 |
| 336 | | 698 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 2) 基本的な考え方について(第64回委員会審議資料2, P2) 河川の流下能力を上げるための基本方針として、経済的なコストが高くても引き堤の優先順位を上げるべきではないか？土砂移動管理や環境改善を含めた長期的な視野から、狭めすぎた河川の土地を増やす方向で河川管理方針を検討するべきではないか？土地を増やす分、河川の利用についてもより本格的な議論をするべきであろう。 | 竹門委員 | 流下能力が不足する中流部では、現在も引堤による流下能力の確保などを実施しています。中流部では沿川の市街化が進み、これ以上の引堤を再度実施することは社会的影響が大きく、都市計画等との関係からも困難であり、その対策実現に相当時間を要するものと考えています。 しかしながら、ご指摘のあった土砂移動管理や環境改善などの長期的な視点については、重要な事項と考えておりますので、今後、河川整備計画(案)の策定に向け参考にさせていただきます。 | 64 | 65 |
| 337 | | 699 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 3) 基本的な考え方について(第64回委員会審議資料2, P2) 基本的な考え方に内水氾濫対策が書かれていないのは何故か？また、戦後最大規模の洪水時に内水氾濫を防ぐことは不可能ではないか？内水氾濫の被害軽減対策のために、小流域内のため池や水田の遊水池利用を促進する方針を立てるべきではないか？ | 竹門委員 | 外水は、堤防が破壊して、或いは溢れて、大量の高速氾濫流が一気に市街地に流入し短時間に住宅等の浸水被害を起こし、最悪の場合人命まで奪われます。また、洪水が去っても大量の土砂が堆積するなど復旧が大変困難です。 一方、内水は市街地に降った雨が雨水処理能力を超えることで発生するものですが、発生頻度は外水よりも高いものの、相対的な被害は外水に比べて小さいこととなります。そのため、外水氾濫被害の回避・軽減策を優先することとしています。 なお、内水被害については、ポンプ排水車による機動的な活用を考えています。 | 64 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|---|------|--|-----------|-----------|
| 338 | | 700 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 4)基本的な考え方について(第64回委員会審議資料2、P2) 総合治水対策の方針がかかれていないのは何故か?総合治水対策は、流域全体の洪水流量から見れば割合は小さくても、1)洪水を身近に考える、2)流域全体で洪水を分かち合う、3)洪水を土地利用に反映する、4)洪水を環境保全に活用するなどの意義が大きいと考えられる。したがって、減災を根幹とする治水対策の基本方針として大きく位置づけるべきではないか? | 竹門委員 | 洪水による被害を最小化するためにあらゆる努力をすることとしています。 具体的には原案4.3.1(3)に記載しています。 | 64 | 65 |
| 339 | | 701 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | P2の「質的対策」及び「量的対策」の定義と具体的な内容を示してください。 | 池野委員 | 質的対策とは、浸透・侵食・地震等に対する堤防等の河川管理施設の安全性を確保するための対策です。具体的には、浸透・侵食・地震等に対する堤防補強等(ドレーン工、堤防拡幅、護岸、地盤改良等)があります。 また、量的対策とは、流下能力を向上するための対策と流出量を抑制させる対策があります。具体的には、前者は河道掘削や築堤等で後者は遊水地やダムが挙げられます。 | 64 | 65 |
| 340 | | 702 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 淀川流域と猪名川流域について、実績降雨の降雨分布図と流域平均降雨量をお示し下さい。 | 池野委員 | 別紙ー702でお示しているとおります。 | 64 | 65 |
| 341 | | 785 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 治水を個別に議論して結論を出すと、親水への取り組みが抜け落ちる危険がありはしないか。淀川水系全体から流域を考えるということは、治水、利水、親水のバランスを図りながら議論することでもありと考える。 | 佐藤委員 | 委員会の審議方法に関するご意見と理解させていただきます。 | 64 | 65 |
| 342 | | 848 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 第61回委員会審議資料1-2-3 P2 河道内の現状5項目あるが、河道外の現状は問題外なのですか | 田中委員 | 治水防災の観点からは、都市化の進展に伴い水害ポテンシャルが増大していることが大きな課題と考えています。また、情報伝達や避難体制の整備、水防活動(水防団員の高齢化等)や河川管理施設の運用、公共施設等の耐水化や流域の保水機能の保全などが課題と考えています。 | 61 | 65 |
| 343 | | 888 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | 1. 治水対策の考え方についての再補足説明に関する質問 (1) 「超過洪水による越水破堤は起こる」という前提に立って整備計画を立てるべきであると考え、河川管理者は「整備途上の段階で施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることをめざす」としている、その「整備途上の」期間について、河川管理者は「河川整備基本方針が達成されるまでの期間」と説明して来た。国土交通省は「河川整備基本方針」についての説明(http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/about.html)で「長期的な観点から国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。」「国民が等しく安全を享受できるよう国の安全についての保障水準を定めるようなものであり、云々」としている。この「長期的」の期間については、河川整備計画が予定する20年、30年の期間とは異なり、通常100年、200年後、もしくはそれ以上と説明され、極めて不明確、かつ抽象的な期間である。このように不明確に「長期」と想定されている期間を、「基本方針」よりも具体的な整備計画の原案に「援用」するのは、極めて不適切と考えるので河川管理者の見解を伺いたい。 | 川上委員 | 河川整備基本方針は長期的な方針を定めたものであるため、その方針に沿った具体的な河川整備の内容を定めたものが河川整備計画です。 したがって、河川整備計画は長期的ではなく、今後20～30年間の具体的な河川整備内容をお示しするものです。 但し、整備途上段階で施設能力以上の洪水や基本方針で定めた目標規模を超えるような洪水が発生した場合でも「被害をできるだけ小さくすることを目指す」としています。 | 64 | 65 |
| 344 | | 889 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | (2) (1)において、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることをめざす」としているが、被害をどのレベルまで小さくすることを目標にするのか、「死者を皆無にする」「家屋流失を防ぐ」「床上浸水しないようにする」など、具体的に示してほしい。 | 川上委員 | 「整備途上の段階で施設能力以上の洪水」が、どの程度の規模なのか想定することは出来ません。危機管理においては最悪のシナリオを想定して、あらゆる努力をおこなうこととしていますが、ハード対策、ソフト対策それぞれに限界があることから、「できるだけ小さくすることを目指すこととしています。」 | 64 | 65 |
| 345 | | 890 | 4.3 | 4.3 | 4.3治水・防災 | (3) (2)において、その目標を達成するために、ダム建設以外にどのような対策が考えられるのか具体的に示してほしい。 | 川上委員 | 被害を出来るだけ小さくするための対策として、原案の4章にお示しているところ です。 | 64 | 65 |
| 346 | | 69 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p48「過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えられるとともに、地域で伝わってきた洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時行動に活かすことを検討する。」について基礎案策定以降、何を検討したのか。また、実施した施策はないのか。これまで行ってきた検討を踏まえて、今後具体的にどのような検討を行うのか。 | 宮本委員 | 地域ごといくつかの取り組みを進めています。 ・水害体験者を含めたワークショップを行うなど、若年層へ水害の恐ろしさや洪水に対する心がけ等を伝えていく施策を実施しています。 ・河川レンジャーが水害体験者のヒアリングを行い、レンジャー通信を配布するなどの活動を行っています。 ・流域市町村と組織している「情報伝達や避難体制の構築に係わる専門部会」において過去の災害等を取り入れた内容の学習、出前講座等を提案しており実施を予定しています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------|--|------|--|-------|-------|
| 347 | | 70 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p48 「子ども達が、正確な事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図を提示しながら、災害体験者から当時の状況を聞き取るにより意識の啓発を促す」は基礎案「…ことを実施する」との記述の差違の理由は何か。基礎案策定以降、何を実施してきたのか。これまでに実施してきたことを踏まえて、今後具体的に何を実施していくのか。 | 宮本委員 | 地域ごとにいくつかの取り組みを進めています。 ・基礎案策定以降、子供達が水害の状況を学習できるようにWSを実施してきましたが、原案では、地域で自発的な学習を促進していきます。 ・防災減災フォーラムにおいて、水害体験者の話を聞き、水害体験者と小学生との対話を行ったり、小学生に参加を呼びかけ洪水避難訓練を実施(小学生の参加者約30名程度)し、過去の災害写真を掲示したり、水中歩行などの災害体験の場を提供するなど学習の支援を行っています。 ・出前講座等を活用し、子供たちに過去の水害等の写真や地図を提示しながら当時の状況等について学習してもらっています。 | 58 | 61 |
| 348 | | 71 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 48ページの危機管理体制の構築での啓発事業では、もっと斬新なアイデアが必要ではないのか。たとえば、大阪の梅田のJRや阪神、阪急のターミナルに淀川の水位がリアルタイムにアナログでわかるような(水面がいま立っているところの何メートル上にあるのか)表示板をつけるとか天ヶ瀬ダムにいま何トン流入しているのかという情報など。淀川流域に住んでいるにもかかわらず、日ごろ淀川と接することのない、あるいは淀川を意識せずに生活している人々の間で、淀川の存在を意識するような情報提供をする努力が必要ではないのか。 | 河田委員 | 洪水による被害をできるだけ小さくするという河川管理者の考え方の中には、河川管理者のみが実施することのみならず、河川管理者が住民や関係機関と連携して取り組むことも含まれています。ただし、これは、これら関係者との調整の中で今後取り組んでいくものであり、いただいたご意見を踏まえながら、淀川治水に関する啓発事業や情報提供を進めていきます。(いただいたご意見につきましては、整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。) | 58 | 61 |
| 349 | | 72 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 「地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制の整備を行う」について、基礎案策定以降、どのような整備を行ってきたのか。これまで実施してきた整備を踏まえて今後具体的にどのような整備を行っていくのか。 | 宮本委員 | 平成17年7月水防法が改正され、自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められるようになり、地域防災計画に位置づけられた地下街等について、地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成することとなりました。大阪市は、既に地下空間の浸水予防対策を地域防災計画に位置づけており、その中で避難確保計画を策定すべき施設、自治体から地下空間管理者への情報伝達系統について記述しています。 今後、他の自治体についても、自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言を行います。 | 58 | 61 |
| 350 | | 73 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 浸水実績表示は基礎案策定以降、どこで行ってきたのか。今後具体的にどこで行っていくのか。 | 宮本委員 | 現在、京都府および滋賀県域の市町村と調整を行っており順次表示していく予定です。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|---|------|--|-----------|-----------|
| 351 | | 719 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【73への再質問①】 浸水実績表示については、最優先で取り組むソフト対策の一つであると理解しているが、回答では「京都府および滋賀県域の市町村と調整を行っており順次表示」するとのことである。具体的にどのような調整を行っているのか。大阪府、三重県では調整も行っていないのか。対応が遅れている理由はなにか。 | 宮本委員 | 整備計画の進捗状況に対するご質問であれば、計画の進捗点検の際にお願い致します。 伊賀市において過去の浸水水位表示（鍵屋の辻付近）の看板を設置しています。 | 58 | 65 |
| 352 | 210 | 1032 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【719への再質問①】 原案p1「計画の内容については、計画、実施、点検・評価、処置・改善のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」の記述の通り、原産作成は、基礎案に基づきこれまで実施してきた施策の進捗状況や実施の結果をチェック・評価することを通して行われるものである。原案作成と進捗点検の関係どのように捉えているのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 原案は、これまで整備内容の進捗を精査しながら基礎案までの積み上げを踏まえ、現段階で河川管理者が考えている内容をとりまとめており、その内容について流域委員会等からご意見を伺いながら整備計画の策定作業を進めています。 整備計画策定後においては、随時記載内容の進捗点検を行い、必要に応じて整備計画の記載内容を変更していきます。 | 65 | 66 |
| 353 | | 74 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 浸水想定表示の看板は基礎案策定以降、淀川河川事務所管内以外のごで実施してきたのか。実施していないのであれば、理由は何か。 | 宮本委員 | 現在草津市内に設置しており、名張市、伊賀市で設置していただくよう調整しています。 | 58 | 61 |
| 354 | | 720 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【74への再質問①】 浸水想定表示の看板の設置について、回答では淀川館内以外では草津市内しか設置されていないとのことであるが、他地区で設置されていない理由はなにか。 | 宮本委員 | 順次、他の地区についても設置していきます。 整備計画の進捗状況に対するご質問であれば、計画の進捗点検の際にお願い致します。 木津川上流管内では現時点では実施していませんが、平成21年度までに名張市、伊賀市で設置していただくよう調整を行っています。 市町村での費用負担が生じるため財政的な負担が生じます。また、浸水想定区域内の地域避難場所の取り扱い等について調整が必要であり、時間を有しています。 | 58 | 65 |
| 355 | 211 | 1033 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【720への再質問①】 原案p1「計画の内容については、計画、実施、点検・評価、処置・改善のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」の記述の通り、原産作成は、基礎案に基づきこれまで実施してきた施策の進捗状況や実施の結果をチェック・評価することを通して行われるものである。原案作成と進捗点検の関係どのように捉えているのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 原案は、これまで整備内容の進捗を精査しながら基礎案までの積み上げを踏まえ、現段階で河川管理者が考えている内容をとりまとめており、その内容について流域委員会等からご意見を伺いながら整備計画の策定作業を進めています。 整備計画策定後においては、随時記載内容の進捗点検を行い、必要に応じて整備計画の記載内容を変更していきます。 | 65 | 66 |
| 356 | | 75 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 浸水想定区域に対する予測精度の向上は基礎案策定以降、どの程度向上したのか。今後具体的にどのようにして向上させていくのか。 | 宮本委員 | 氾濫計算の面積単位を細分化、地盤高の更新等により精度の向上を図ります。 | 58 | 61 |
| 357 | | 721 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【75への再質問①】 浸水想定区域の予測精度の向上について、回答では「氾濫計算の面積単位の細分化、地盤高の更新等により精度の向上を図ります」とのことであるが、基礎案策定以降精度の向上は図られていないのか。また、精度向上は浸水想定区域設定に反映されていないのか。精度向上、区域設定への反映がなされていない理由はなにか。 | 宮本委員 | 現在、浸水想定区域の予測精度の向上を目指した見直しを行っております。 | 58 | 65 |
| 358 | 212 | 1034 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【721への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 技術の進歩により、演算速度が向上するとともに、地盤高を高密度に把握できるようになったため、浸水想定区域の予測精度の向上を目指した見直しを現在行っております。 | 65 | 66 |
| 359 | | 76 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 浸水想定区域の未公表河川はどこか。現時点で未公表になっている理由は何か。 | 宮本委員 | 瀬田川は、その氾濫域が大戸川の氾濫域と重複するため、平成20年出水期前を目途に公表すべく、大戸川の管理者である滋賀県と協議調整を進めているところです。 その他の河川については公表済みです。 | 58 | 61 |
| 360 | | 77 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 地下空間における迅速な避難誘導、安全確保を行うため自治体、地下空間管理者に対して、基礎案策定以降どのような支援をしてきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 平成17年7月水防法が改正され、自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められるようになり、地域防災計画に位置づけられた地下街等について、地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成することとなりました。大阪市は、既に地下空間の浸水予防対策を地域防災計画に位置づけており、その中で避難確保計画を策定すべき施設、自治体から地下空間管理者への情報伝達系統について記述しています。 今後、他の自治体についても、自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言を行います。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 361 | | 78 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 「災害時要援護者にも配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制を整備することで、迅速な避難行動ができるよう自治体を支援する」とあるが、基礎案策定以降どのような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会において、野洲市をモデル市として、災害時要援護者にも配慮した避難準備情報の発令の目安となる指標を検討しました。また、要援護者施設の所在地や洪水予報等の伝達方法を地域防災計画に反映させることなどに関して(水防法15条)、進捗点検を実施しました。 今後、他地域においても水害に強い協議会において、災害時要援護者への避難支援方策などの検討をする予定です。 | 58 | 61 |
| 362 | | 79 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 情報伝達体制等の基盤整備について、自治体、水防団並びにマスメディアとの情報の共有化は基礎案策定以降、どのように図ってきたのか。これまでの共有化を踏まえて今後具体的にどのように共有化を図っていくのか。 | 宮本委員 | 淀川管内では光ファイバによりリアルタイム情報を沿川自治体、マスメディア等に提供しています。引き続き、提供自治体の拡大を図っていく予定です。またその他の地域においても、河川空間監視用CCTVの映像情報をCATVへの情報の発信を行うため手続きを進めています。 | 58 | 61 |
| 363 | | 80 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p49 水防団員の高齢化を踏まえた支援について、基礎案策定以降どのように検討してきたのか。これまでの検討を踏まえて今後具体的にどのように検討するのか。 | 宮本委員 | 今後河川レンジャー活動においても水防活動の重要性等について、若年層に伝える取り組みを進めていきます。 また、H17年7月には水防団の組織力保持のための全国的な取り組みとして、水防団員の処遇改善をはかるため水防法の改正が行われています。 | 58 | 61 |
| 364 | | 81 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p50 「自治体や自主防災組織や各種連帯組織が集団での迅速かつ適切な避難等に対する備えを行えるように支援する」とあるが、基礎案策定以降どのように支援してきたのか。これまでの支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 水害に強い地域づくり協議会等を通じて、次のような活動を進めています。 ・自治体に対しては職員研修会の開催、自主防災組織等に対しては住民勉強会の開催を積極的に支援しています。 ・水防訓練や住民参加による避難訓練といった防災訓練を実施しており、今後も継続的に取り組んでいく予定です。 ・情報連絡体制の構築、情報の共有を図り避難勧告発令に対するマニュアル等の概要などを作成しました、今後引き続き検討、具体化していきます。 | 58 | 61 |
| 365 | | 82 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・基礎案では「自主防災組織の活性化を支援する」とあるが、原案で記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | 原案P.50 1～2行目にあるように自治体や自主防災組織や各種連帯組織が集団での迅速かつ適切な避難等に対する備えを行えるように支援することが、活性化に繋がると考えています。 | 58 | 61 |
| 366 | | 83 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p50 草津川において防災ステーションを継続実施するとあるが、基礎案には草津川防災ステーションの記述がない。どのような手続きで草津川防災ステーション整備が実施されたのか。 | 宮本委員 | 草津川における河川防災ステーションについては、新たに実施するものです。(原案の記載内容を修正します。) | 58 | 61 |
| 367 | | 84 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p50 水防拠点を「他に淀川本川において7箇所整備する」とあるが、7箇所を選定した具体的理由は何か。他の河川では整備不要なのか。 | 宮本委員 | 淀川本川については、兩岸の沿川市区町村ごとに1箇所整備することとしており、他の河川については整備の必要性を含めて検討中であり、検討した上で河川整備計画案に反映していきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 368 | | 85 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p51 洪水時の排水ポンプ運用について基礎案策定以降どのような検討がなされたのか。調整体制の構築とは具体的に何か。 | 宮本委員 | 洪水時の排水ポンプ運転調整に関して、直轄管理施設については、操作要領の変更を順次行っています。許可工作物については、更新時等に指導しており、操作要領の変更を行ったものもあります。 | 58 | 61 |
| 369 | | 86 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案51 猪名川における「排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会」で検討されてきた運転調整ルールとは何か。 | 宮本委員 | 猪名川の洪水時に排水を行うポンプ場の運転停止のためのルールであり、引き続き調整を続けているところです。 | 58 | 61 |
| 370 | | 722 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【86への再質問①】 「猪名川の洪水時に排水を行うポンプ場の運転停止ルール」とは、具体的にどのようなルールか示して下さい。 | 宮本委員 | 猪名川において、内水排水ポンプ場の運転調整の基準水位を設けて、洪水時に施設管理者が運転停止を行うルールのことです。各施設の対象量水標の水位が基準水位に達すると運転停止を実施して、基準水位を下回った場合は、運転を再開します。 | 58 | 65 |
| 371 | | 87 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・基礎案にある災害対策用車両の搬入路の整備の記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | 原案p.50の4行目に「水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図る」と記述しており、基礎案と変わらず整備していきます。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 372 | | 88 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p51 洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策についての自治体の検討について、基礎案策定以降どのような支援をしてきたのか。これまでの支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 浸水想定区域図をもとに、草津市において「草津市建築物の浸水対策に関する条例」が定められました。これを先進事例として各市町村にお示しするとともに、引き続き水害に強い地域づくり協議会等において検討を続けていくこととしています。 | 58 | 61 |
| 373 | | 723 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【88への再質問①】 「草津市建築物の浸水対策に関する条例」制定に対して、近畿地方整備局は具体的にどのような支援を行ったのか。 | 宮本委員 | 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が事務局を行っている「琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会」において、草津地域の直轄河川および主要な中小河川の浸水想定区域図を重ね合わせた「浸水のおそれのある区域図」を草津市に提供しています。さらにこの図は条例の別図として活用されています。 また条例制定にあたり、浸水による建物に対する影響と対策などに関する情報を提供しました。 | 58 | 65 |
| 374 | | 89 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p51 公共施設等の耐水化について、基礎案策定以降自治体や各管理者へどのような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 公共施設管理者に機会を捉えて浸水想定区域図をお示しし、耐水化の必要性を説明しています。 | 58 | 61 |
| 375 | | 724 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【89への再質問①】 公共施設等の耐水化について、回答では浸水想定区域の提示、耐水化の必要性の説明を行ったとのことであるが、これらが自治体への支援内容のすべてと理解しているのか説明して下さい。他の支援を行っていない理由はなにか。 | 宮本委員 | 河川管理者の支援として、浸水想定区域の提示、耐水化の必要性の説明を行いました。さらに、今後は河川管理者として自治体のニーズに応じた支援を実施していきます。 公共施設管理者に機会を捉えて浸水想定区域図をお示しし、各自治体において公共施設の耐水化の必要性についての意識を高めていただくことが第一と考えております。 | 58 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 376 | | 90 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | ・原案p51 保水機能の保全について、基礎案策定以降自治体の検討に対してどのような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 ・原案p51 貯留機能の強化について、基礎案策定以降自治体の検討に対してどのような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 ・原案p51 都市計画との調整について、基礎案策定以降自治体の検討に対してどのような支援を行ってきたのか。これまで行ってきた支援を踏まえて今後具体的にどのような支援を行っていくのか。 | 宮本委員 | 猪名川においては、保水機能の保全・貯留施設の強化・都市計画との調整について、市町村が検討を進められるように、これまでも浸水想定区域図や氾濫解析結果の提示等を含め、必要な助言を行ってきたところであり、引き続き各市町村が、総合治水対策に力をいいただけるよう必要な支援策を検討していきます。 また、その他の地域においても貯留施設の先進事例に関する情報提供やその課題を把握する等必要な資料提供や助言を行っていきます。 | 58 | 61 |
| 377 | | 725 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【90への再質問①】 猪名川において保水機能の保全、貯留機能の強化、都市計画との調整について自治体に対して助言を行ってきたとのことであるが、自治体に対する支援とは助言を行うことと理解しているのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 自治体に対する支援としては助言の他に、①保水機能の保全に対しては、自治体が開発者へ貯留施設設置に関して指導する際の解説「猪名川流域総合治水対策における調節池技術基準（S58.5猪名川流域総合治水対策協議会）」、②貯留機能の強化に対しては、雨水浸透施設等の施工実績報告を猪名川流域総合治水対策協議会を通して情報提供、③都市計画との調整に対しては、浸水予想区域図等の資料提供等を行っています。 | 58 | 65 |
| 378 | | 204 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 基礎案の整備内容シート「地域で守る」には、○土地利用の規制・誘導 ○建築物耐水化が項目として入っている。原案で外したのはなぜか。 | 細川ゆう子 | 原案の51ページに「土地利用の規制・誘導」「公共施設等の耐水化」を記載しています。 | 59 | 61 |
| 379 | | 458 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【204への再質問①】 原案51ページに載っていることは知っている。基礎案が「土地利用の規制・誘導」を項目にあげているのに対し、文中に移動したのはなぜか。また「建築物耐水化」は、一般住宅に対しても何らかの指導をするべきとの提言であったはず。「公共施設等」と限定したのは、それしかやらないという意味なのかということを問うたのである。 | 細川ゆう子 | 基礎案の4章(河川整備方針)と5章(具体的な整備内容)を、原案ではまとめて4章にしました。その際、重複する内容を削除したためです。 また、建築物耐水化については、自治体に対して情報提供などの支援を行うことにより、建築指導など業務窓口を通じて一般への支援にもつながると考えています。 | 59 | 65 |
| 380 | | 220 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 説明資料5pの～水害に強い地域づくり協議会～とありますが、それぞれの地域での活動の温度差があるように感じます。ソフト対策として重要な協議会ですが、地域との連携、そして他の省庁との関係など今後どのようにしていくのか各地それぞれ取り組みをお聞かせ下さい。 | 増田京子 | 水害に強い地域作り協議会で、以下のようなことを実施しています。 ・避難情報の基準作成支援 ・ハザードマップの作成の支援 ・CCTVカメラの整備、関係市長への水位、映像等の情報を提供するための光ファイバ接続 ・住民会議開催に向けた支援 ①住民学習会の支援、②職員研修の支援 ・防災情報提供に関する地域メディアとの連携 ・まるごとまちごとハザードマップの推進 <琵琶湖> 琵琶湖粉流域水害に強い地域づくり協議会において、下記対策を実施してきました。 ・ハザードマップの作成支援 ・避難勧告の目安となる指標の作成支援 ・適確な情報伝達の検証 ・洪水避難訓練の実施 また琵琶湖沿岸において平成17年6月に公表した琵琶湖水想定区域に基づき、想定水位を示した看板を草津市内に設置しており、今後も順次進めていく予定です。 琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会において、検討してきたノウハウをもとに、今後東近江圏域についても協議会の設置を行う予定です。 <木津上> 準備会議を実施、今後、各自自治体等と調整を図り、協議会を発足させます。 <猪名川> 現在、流域内自治体による防災情報のリアルタイムの共有システム、防災情報提供に係わるマスメディアとの連携方法、避難勧告の指標の作成等の検討を行っている。 | 59 | 61 |
| 381 | | 478 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | (スライド09)総合治水対策における取り組みを〔継続〕し、となっているが、〔強化〕し、の間違いではないか？今の取り組みで十分ということなのか？「猪名川流域整備計画」発足以来の「進捗状況」を時系列で詳しく説明して貰いたい。(P.5図9) | 浅野隆彦 | 総合治水対策が当初時限的な取り組みとして位置づけられていたのに対し、これを今後も継続することを記述した。個々の取り組みについては、一層の推進を図ります。 | 62 | 65 |
| 382 | 146 | 968 | 4.3 | 4.3.1 | 4.3.1危機管理体制の構築 | 【478への再質問①】 この項目は【476】と関連するが、「猪名川流域整備計画」発足以来の「進捗状況」を、時系列で詳しく説明して貰いたい、と言っているのである。 | 浅野隆彦 | 総合治水対策における取り組みとして、進捗状況を定量的に示せるものとして調節池対策量を別紙-968に示します。 | 62 | 66 |
| 383 | | 91 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・原案p52 堤防補強に関する詳細調査とはどのようなものか、具体的に説明して下さい。 | 宮本委員 | 別紙に詳細調査の内容について補足資料をお示します。(巻末に添付) | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|--|------|--|-------|-------|
| 384 | | 92 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・これまでの破堤事例を通して、破堤原因の中でもっとも多いとされているのは、浸透、洗掘、越水のうちどれか。 | 宮本委員 | 河川局の全国調査によれば、過去の破堤事例では、水位が堤防高を上回り生じる越水に起因するものが多くなっています。 | 58 | 61 |
| 385 | | 93 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・原案p52 堤防補強を実施する必要があることが明らかになった区間には、越水による破堤の危険性がある堤防区間は含まれていないが、理由は何か。 | 宮本委員 | 超過洪水を考えた場合、越水による破堤の危険性がある区間は水系内の有堤区間すべてになると考えています。原案においては、現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、必要な箇所について堤防補強を最優先で取り組むこととしており、併せて「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などにより施設能力以上の洪水に対応していきたいと考えています。 なお、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 386 | | 726 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【93への再質問①】 越水対策を含めた堤防補強の具体的な対策、事業費を示し、質問に回答して下さい。 | 宮本委員 | 現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。 | 58 | 65 |
| 387 | 213 | 1035 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【726への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |
| 388 | | 94 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 52ページの堤防補強の考え方はこれでよいのか。スーパー堤防の整備に今後100年以上必要であるという現状で、地球温暖化に起因した異常降雨による計画高水流量を上回る超過洪水対策をもっと真剣に考えるべきであろう。その場合、越流による裏法面の侵食が問題となるから、とくに草付になっている区間は法面補強が必要だろう。計画高水流量を上回った途端に既存の堤防が破堤し、水位が自然に下がるまではお手上げというのでは、余りにも無責任な治水対策と言わざるを得ない。 | 河田委員 | 超過洪水を考えた場合、越水による破堤の危険性がある区間は水系内の有堤区間すべてになると考えています。原案においては、現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、必要な箇所について堤防補強を最優先で取り組むこととしており、併せて「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などにより施設能力以上の洪水に対応していきたいと考えています。 なお、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 389 | | 727 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【94への再質問①】 越水対策を含めた堤防補強の具体的な対策、事業費を示し、質問に回答して下さい。 | 宮本委員 | 現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。 | 58 | 65 |
| 390 | 214 | 1036 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【727への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |
| 391 | | 95 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・我が国において、越水に対して堤防の抵抗力を増す対策として、または越水対策としてではなくても結果的に越水に対して抵抗力を増すことになる対策として、スーパー堤防以外でこれまでに国土交通省が実施してきた事例を示して下さい。 | 宮本委員 | 「抵抗力」がどの程度増すかどうか定量的に明らかになっていませんが、「抵抗力」が増しうる対策として、裏のり面を補強した円山川の事例があります。 円山川の事例は、軟弱地盤のため必要な余裕高が直ちに確保できないことから、洪水時の波浪等による堤防裏のり面の侵食を軽減することを目的として設置したものです。 また、堤防補強対策として実施する堤防天端の舗装なども結果として越水に対して抵抗力を増すものとなっていると考えています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|--|------|--|-------|-------|
| 392 | | 728 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【95への再質問①】 円山川の堤防強化は破堤原因が越水であるとの調査委員会の見解を受けて、越水による裏法面の洗掘に対する抵抗力を増すことを目的に実施したものと過去において説明してきたと理解しているが、「洪水時の波浪等による堤防裏法面の浸食を軽減することを目的」とした見解に変わった理由はなにか。 ・越水に対する抵抗力を増す対策として、または越水対策としてでなくても結果的に越水に対して抵抗力を増すことになる対策として国土交通省がこれまでに実施してきた事例は円山川だけか。該当する事例をできるだけ網羅的に示して下さい。 | 宮本委員 | 円山川では、豊岡盆地が軟弱沖積層のため地盤沈下が発生しやすく、一度に所定の堤防高が確保出来ない状況です。そのため、余裕高機能の一部の代替として被害軽減を進める優先的な目的として、懸念される洪水時の波・うねり等による水位上昇による堤防裏法面の浸食を軽減することを明記したものです。 近畿では、第61回委員会審議資料1-2-3P4で示します円山川、木津川の例以外に加古川での事例があります。「抵抗力」がどの程度増すかどうか定量的に明らかになっていませんが、「抵抗力」が増しうる対策として、裏のり面を補強した円山川の事例があります。 なお、円山川の事例は、軟弱地盤のため必要な余裕高が直ちに確保できないことから、洪水時の波浪等による堤防裏のり面の浸食を軽減することを目的として設置したものです。 | 58 | 65 |
| 393 | 215 | 1037 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【728への再質問①】 越水に抵抗力のある堤防実施の事例 未回答 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 394 | | 96 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・基礎案には「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」とし、原案p47では、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること、またパワーポイントp1でも、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」、「ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」とあるが、原案の堤防補強の考え方はこの記述に沿ったものか。 | 宮本委員 | 超過洪水を考えた場合、越水による破堤の危険性がある区間は水系内の有堤区間すべてになると考えています。原案においては、現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、必要な箇所について堤防補強を最優先で取り組むこととしており、併せて「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などにより施設能力以上の洪水に対応していきたいと考えています。 なお、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 395 | | 729 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【96への再質問①】 越水対策を含めた堤防補強の具体的な対策、事業費を示し、質問に回答して下さい。 | 宮本委員 | 現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。 | 58 | 65 |
| 396 | 216 | 1038 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【729への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |
| 397 | | 97 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・堤防強化方策について、基礎案策定以降どのような検討がなされたのか、具体的に説明して下さい。 | 宮本委員 | 越水に対する抵抗力を明らかにするために、モデル化の検討を行っています。そのために、小さな堤防を実験室で作り、越水破堤をさせて必要なデータを収集しています。引き続き実験によるデータ収集により、モデルの構築に向けた検討をすすめていきます。 | 58 | 61 |
| 398 | | 730 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【97への再質問①】 越水対策を含めた堤防補強の具体的な対策、事業費を示し、質問に回答して下さい。 | 宮本委員 | 現時点で予定している浸透侵食に対する堤防補強の事業費は約760億円ですが、越水対策としての堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。この他、高規格堤防の整備を着実に進捗していく予定です。 | 58 | 65 |
| 399 | 217 | 1039 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【730への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水対策としての堤防強化については、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきます。しかしながら、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、引き続き検討を進めることとしています。 | 65 | 66 |
| 400 | | 98 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・図4.3.2-1の対策はどの程度の水位を想定した検討結果であるのか。 | 宮本委員 | 計画高水位までを想定した浸透対策の代表的な堤防補強対策工法の例です。 | 58 | 61 |
| 401 | | 99 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・できるだけ破堤を防ぐという観点から、図4.3.2-1で堤防天端の舗装は必要ないのか。また、裏法洗掘対策は必要ないのか。 | 宮本委員 | 原案において、堤防補強対策とは、施設能力以下の洪水における浸透や侵食に対する所定の安全性を確保することを目的として実施する対策のことを指しています。 標準的な工法としては、天端舗装を行うこととしていますが、ただし、一部の補強で浸透に対して十分な場合には、天端舗装を行わない場合もあります。 また、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化についても、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めることとしています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|---|------|--|-------|-------|
| 402 | | 105 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・水位が計画高水位を上回ると破堤する危険性がきわめたと判断している堤防は具体的にどのような堤防か。 | 宮本委員 | 高規格堤防以外の堤防では洪水時の水位が計画高水位を上回ると、破堤する危険性が高いと認識しています。 | 58 | 61 |
| 403 | | 151 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | ・整備計画は限られた予算と期間が与えられた中で、何を優先して実施していくかを示す計画である。原案では(限定した目的)堤防補強について事業費が示されているが、他の事業については示されていない。各事業費を提示し、計画期間の想定事業費総額および優先度の考え方を踏まえて、どのようにして各事業を原案に盛り込んだかについて説明して下さい。 | 宮本委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 58 | 61 |
| 404 | | 767 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【151への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 58 | 65 |
| 405 | 199 | 1021 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【151への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 406 | | 159 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 「堤防の補強を最優先で実施」とするとは、他のハード対策やソフト対策の中でも最も優先度が高いという意味なのか? | 岡田委員 | 現在の堤防は、堤防として有すべき安全性が不足している箇所もあることから最優先で取り組む必要のある対策と考えています。 | 58 | 61 |
| 407 | | 771 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【159への再質問①】 「現在の堤防は、堤防として有すべき安全性が不足している箇所もある」とあるが堤防として有すべき安全性とは何か説明して下さい。 | 宮本委員 | 計画高水位以下の流水に対して万全を目指すために必要な安全性としては、耐浸透性、耐侵食性で評価しています。 耐浸透性については、すべり破壊、パイピング破壊で、耐侵食性については、流速、1洪水での侵食幅で評価しています。 | 58 | 65 |
| 408 | | 215 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 「河川堤防設計指針(国土交通省河川局治水課、平成14年7月12日)(最終改正、平成19年3月23日)」添付ファイルついて、国交省近畿整備局に解説を求めます。文中「1ページ中段～高規格堤防については構造令及びそれに関する基準等により別途規定されている」と記述されています。関係市町村、流域関係住民に現況についてわかりやすく、他の補強施策も含めて現場説明会を求めます。(直轄河川以外中小2級河川及び琵琶湖も含む)特に、この河川堤防設計指針にふれていない「越水」指針等について、「国土交通省河川局治水課指針及び淀川水系河川整備基本方針、近畿地方整備局河川整備原案との整合性について、お答え下さい。 | 酒井隆 | 現在の堤防は、施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強には最優先で取り組む必要があります。 ただし、あらゆる洪水に対して破堤を回避するための堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 59 | 61 |
| 409 | | 221 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 宇治川堤防の点検内容と対策について具体的に説明されたい。宇治川の堤防の耐震調査は実施されたのかどうか。耐震対策はどうなるのか。昭和28年台風13号洪水を対象にした場合と琵琶湖後期放流を対象にした場合の堤防の安全性と対策の違いについて説明されたい。 | 藪田秀雄 | 浸透・侵食に対する安全性に関する調査結果は原案のP.54～58にお示しています。その際琵琶湖後期放流を対象とする場合は定常流として検証しています。 河川構造物の耐震性能照査指針(案)が平成19年3月に新たに制定されました。宇治川堤防については旧基準による調査検討は完了しており、引き続き新指針による調査検討を進めていきます。 | 59 | 61 |
| 410 | | 222 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 基礎案「4.3.3地震・津波、(2)河川管理施設の耐震対策」では「1)堤防の耐震対策実施①淀川下流、②瀬田川・宇治川、2)堤防以外の河川管理施設の耐震対策」が詳細に書かれていた。基礎案の「②瀬田川・宇治川 琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係を含めて、耐震補強を検討し、実施する。」が原案で書いていないのはなぜか。 | 藪田秀雄 | 新指針は、堤防を含め主な河川構造物について規定されており、原案では対象となる全ての河川管理施設について耐震点検を実施の上、対策を検討することとしています。 | 59 | 61 |
| 411 | | 223 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 基礎案の「堤防強化対策 ①高規格堤防 ②堤防補強」が、原案ではなくなり、「4.3.2 堤防補強」と「(4)高規格堤防(スーパー堤防)」に分けられているのはなぜか。 | 藪田秀雄 | 現在の堤防は、堤防として有すべき安全性が不足している箇所もあることから最優先で取り組む必要のある対策として一番最初の項目に記載しました。 また、施設能力以上の洪水に耐えうる高規格堤防整備については、上下流、本支川バランスに基づく治水対策と並行して整備を実施するため、堤防補強とは異なる項で記載しました。 | 59 | 61 |
| 412 | | 472 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 以下の質問について、具体的なデータや縦横断面図等のわかりやすい図表を使って回答願います。 61回委員会では、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」の基礎案の記述は生きているという回答があり、今後、堤防補強については越水対策として具体的に何を行うのか、そのために必要な事業費を提示すると趣旨の発言があったが、猪名川についても同じ考えと理解していいか。 | 宮本委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化として効果的と考えられる工法については可能な限り取り組んで行きますが、現状では確実な方法はなく、施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破堤氾濫が生じることを想定しておく必要があります。このため、どのような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|---|-------|--|-------|-------|
| 413 | | 491 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 堤防強化について 猪名川下流域は、人口が密集している地域である。堤防のすぐ後ろまで住宅がせまっている。このような場所で、津波や台風が同時に襲ったり、または大雨が数日に渡って停滞するなど過去にないような大雨がふり戦後既往最大を交信する可能性は、今の地球環境から否定できない。計画高水以上の超過洪水の場合も想定される。堤防が破壊する原因に浸透、侵食、越水が上げられるが、越水対策をどのようにされるのか？ | 本多委員 | 施設能力以下に対する堤防補強については、平成19年9月5日第59回淀川流域委員会「審議資料2」や平成19年9月19日第61回淀川流域委員会「審議資料1-2-1」ですでお示しています。 施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立されていないことから、具体的な対策は現時点では、お示しすることができません。今後引き続き検討を行うとともに、少しでも越水に対して破堤しにくい堤防を目指し、これまで同様に工夫をしながら「粘り強い堤防」への取り組みを行っていく姿勢に変わりはありません。 | 62 | 65 |
| 414 | 132 | 954 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【491への再質問①】 (猪名川)上記質問よりさらに超過した洪水に対しては、堤防の越水対策が求められると思いますか？質問番号491で、回答に「粘り強い堤防」を取り組んで行く姿勢に変わりはありません。』とされています。以前、委員会で河川管理者からハイブリット堤防などの問題点など検討された報告が有りましたが、あれから何年もたますが答えが出てきません。どのようにその姿勢を貫かれているのか、答えがまだ見出せていなくても検討の途中経過を教えてください。 | 本多委員 | 質問97で答えたとおり、越水に対する抵抗力を明らかにするために、モデル化の検討を行っています。そのために小さな堤防を実験室で作り、越水破堤させて必要なデータを収集しています。引き続き実験によるデータ収集により、モデルの構築に向けた検討を進めていきます。 | 65 | 66 |
| 415 | | 787 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 宇治川堤防調査結果について 宇治川堤防調査結果の公表をお願いします。宇治川堤防の補強対策を行うとされているが、当然ボーリング等の調査が実施されているものと考えられる。全体の調査箇所、調査結果、評価の結果、予定されている対策工の内容等の公表をお願いします。 | 中川学 | 堤防の詳細点検結果については、河川整備計画原案P54～58にお示しています。 なお、予定している対策工については順次検討を進めるため、現時点ですべての箇所の対策工は提示できません。 さらに詳細な情報については、資料が膨大となるため、必要な場合は個別にお問い合わせください。 | 64 | 65 |
| 416 | 355 | 1177 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【787への再質問①】 「宇治川堤防調査結果の公表をお願いします」との依頼に対して、「詳細なデータは膨大である、個別に問い合わせ願いたい」旨回答されました。 京滋バイパスから山科川合流点付近までの間の2断面について、ボーリング柱状図と地質断面図をお願いします。 | 中川学 | 別紙-1177にお示しているのとおりです。 | 65 | 66 |
| 417 | | 891 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | (4) 去る10月11日「国土交通省は堤防の耐震性能について、浸水の恐れが大きい地域を優先に現地調査を実施する」と報じられた(朝日新聞)、河川管理者は、淀川の堤防強化対策(浸透、浸食)を5年間で完成させる目途がついたと説明しているが、耐震性能の調査如何によっては、前記浸透、浸食対策を施した堤防に、再び耐震対策を施工することになり、二重投資にははしないか。 | 川上委員 | 河川構造物の耐震性能照査については、指針(案)が平成19年3月に示されたところであり、現在照査実施に向け点検準備を進めているところです。また、その対策についての指針(案)については、今後まとまり次第示されることとなっております。今後、堤防補強対策(浸透侵食対策)実施箇所が耐震対策箇所と重複することが判明した場合には、今後示される対策指針(案)を踏まえ、二重投資にならないよう検討して実施していきます。 | 64 | 65 |
| 418 | | 893 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 2、第59回委員会(H19.9.5)審議資料2のP.11上のスライドでは、「八幡地区及び26k～40kで局所的に現況流下能力を超過する地区」があるとしながら、「背後地等の状況から対策を急がない」としています。しかし、この地区は現況流下能力以下の洪水でも、堤防に浸透・侵食に対して弱い箇所があり堤防決壊の危険性が大きいはずで、P.7下のスライドに示されているように、堤防補強の優先順位は低くなっていますが、堤防決壊の場合の被害が相対的に低いことから、これも止むを得ないのですか。 ちなみに、同じく第59回の上記資料のP.12上のスライドでは、現況河道・上野遊水地完成後で破堤した場合の浸水想定被害は、<浸水面積53(ha)、浸水家屋数：床上 101戸、床下 65戸 計166戸>となっております。これに比べても、上記八幡地区等は現況流下能力以下の洪水で破堤した場合の浸水想定被害が、上記上野地区の浸水想定被害より小さいから優先順位が下になるということですか。 | 千代延委員 | 第59回委員会(H19.9.5)審議資料2のP.11上のスライドにおいて、「背後地等の状況から対策を急がない」としている箇所は無堤区間で局所的に流下能力が不足している箇所を指しています。26k～40kの区間の中でも、有堤区間は戦後最大洪水流量に対して流下能力を満足しておりますが、堤防補強が必要な箇所が存在し、必要な箇所については整備期間内において補強工事を完了することとしています。 また、戦後最大洪水流量に対して流下能力が不足している八幡地区については、第61回委員会(H19.9.19)審議資料1-2-3のp8の下のスライドで示しておりますとおり、戦後最大洪水対応後(天ヶ瀬ダム再開発有り、川上ダム有り、大戸川ダムなし、上野遊水地あり)の加茂流量4900m ³ /sと比較して流下能力を満足しているため、整備計画原案では当該地区の対策は考えておりません。 | 64 | 65 |
| 419 | | 894 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 3、P.5下のスライドに、通常の堤防補強(浸透・浸食対策)に加えて効果的と考えられる工法等により、可能な限り堤防を強化とあります。そこでお訊ねします。第61回委員会(H19.9.19)の審議資料1-2-3のP.4スライド上の円山川事例で、堤防裏のり面の補強を行っています。補強を行う場合と行わない場合では、事業費(総事業費でも単当たり事業費でも結構です)はいくら違いますか。推定で結構です。 4、P.10上のスライドの表は、淀川下流では昭和28年13号台風型の降雨パターンで引伸ばし倍率1.26倍(生起確率1/350)、同1.50倍(同1/1650)の超過洪水に対しても被害額ゼロとなっております。これは超過洪水の場合でも、中上流で計画高水位に達したならば破堤する前提であるから、下流は被害をまぬがれることを示しているのですか。 | 千代延委員 | 3. 円山川の事例では、対策工は事業費で1mあたり40～50万円程度でした。 4. ご指摘の通り、中上流部で破堤により流量が軽減し、下流には計画高水位に達するような流量は到達しないことを示しております。 | 64 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|------------|--|------|---|-------|-------|
| 420 | | 895 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 原案「4.3.2 堤防の補強」について「詳細調査の結果、堤防補強を実施必要があることが明らかとなった区間は以下のとおりである。」と「宇治川は3.4km」とされています。しかしH16年3月の整備局淀川堤防強化検討委員会の報告では、「堤防としては非常に脆弱で、26.3kmのうち22.5kmが浸透や浸食に対して安全度が低い」とされています。どのような調査、指数などから残りの19.1kmが安全度は低くないと判断されたのでしょうか。 | 梅原孝 | H16年3月の整備局淀川堤防強化検討委員会の報告の、「堤防としては非常に脆弱で、26.3kmのうち22.5kmが浸透や浸食に対して安全度が低い」としていますのは、浸透を例にあげれば、堤防や基礎地盤の土質特性、河川水位の高さ、被災履歴の有無などの指標を用いて堤防の相対的な安全度を検討した概略点検です。現在公表している堤防の安全度が低いとしている4.6kmについては、概略点検結果の範囲について、円弧滑りやパイピング等について詳細検討した結果です。対策済みが1.2kmあります。詳細点検は第61回委員会資料審議資料1-1の番号91の回答を参照してください。 | 61 | 65 |
| 421 | | 896 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 原案p53、各河川の堤防補強の進め方②宇治川では「安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を実施し、おおむね10年以内に全区間の対策を完了させる。」とのことですが、全区間とは「3.4km」のことでしょうか。 | 梅原孝 | 10年以内の対策延長は3.4kmです。 | 61 | 65 |
| 422 | | 897 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 宇治川には、国交省が指定されている重要水防箇所としてAランク・水防上最も重要な区間（漏水では履歴があるがその対策が未施工の箇所）Bランク・水防上重要な区間（漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。履歴はないが、破提跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所、所要対策が未施工の箇所。）が多数あります。10年後には、この指定箇所は無くなるのでしょうか。 | 梅原孝 | 計画降雨の流量を流下させるために、堤防の整備を進めています。しかしながら、昨今では未曾有の降雨を記録することもあり、絶対安全はありません。堤防整備に伴い重要水防箇所の見直しを行っていきませんが、無くなる（水防活動上、注目箇所が無くなる）事は無いと考えています。 | 61 | 65 |
| 423 | 151 | 973 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【897への再質問①】重要水防箇所について、10月14日付の質問に対する回答では、「10年後にも無くなることはない」との回答ですが、Aランクは、対策が未施工の箇所、Bランク所要対策が未施工の箇所のことであり、『今回の「3.4km」の中に、重要水防箇所は全て含まれている』との回答からみれば、10年後には、この指定箇所は無くなるはずではないのでしょうか。 | 梅原孝 | 対策施工の区間は、全て重要水防箇所となっており、重要水防箇所の延長は、対策施工区間よりも長くなっています。現在の重要水防箇所は、対策施工の有無等を含めて判断していますが、対策終了後においても、水防活動の目安を明示することは必要と考えられるため、相対的に水防上特に注意を要する箇所は明示していきたいと考えています。 | 65 | 66 |
| 424 | | 898 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 今回の「3.4km」の中に、重要水防箇所は全て含まれているのでしょうか。 | 梅原孝 | 含まれています。現在までの河川整備では、計画降雨の流量を流下させる能力が不足しているため、堤防補強の延長よりも重要水防箇所の延長が長くなっています。 | 61 | 65 |
| 425 | | 899 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 放流期間は、前期放流は1日か2日間、後期放流は10日間以上と言われていますが、堤防補強の度合いが大きく違ってくると思われま。どのくらいの違いがあるのか、費用面なども含め分かりやすくご説明ください。また今回の10年間の全堤防補強費用についてもお答えください。 | 梅原孝 | 宇治川の堤防については、洪水による条件に加え後期放流による詳細調査も実施していますが、堤防補強対策の内容については、いずれの場合も平成19年9月5日第59回淀川水系流域委員会審議資料2のP7でお示したような工法で実施することを想定しています。また、10年間の前堤防補強費用についても同資料、同ページにお示しています。 | 61 | 65 |
| 426 | 153 | 975 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 【899への再質問①】他の河川にはない1500トンもの放流が後期放流として10日間以上続くと言われてい。堤防補強の度合いが桂川や木津川等他の河川とは大きく違ってくると思われま。どのくらいの強化の仕方が違うのか。費用面なども含め分かりやすくご説明ください。前回の回答では違いが全く分かりません。 | 梅原孝 | 対策工については、一般的な材料や施工方法で実施します。洪水時と後期放流時とは対策工の規模は変わらないと考えています。 | 65 | 66 |
| 427 | | 900 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 | 横島地区などの宇治川堤防が、現状でも破堤の怖れがあることは、広く認められているところ。宇治川に大量の洪水を流す場合の最大の懸念の一つもここにあります。それにも関わらず、この問題は、最近の淀川水系流域委員会での議論においても、ほとんど取り上げられていません。横島地区をはじめとする下流域の堤防の破れの恐れがなくなるまでは、天ヶ瀬ダムからの1,500トン/秒放流はしないということは、たびたびの説明会その他で河川管理者が言明したところであり。それに相違ないか、再度確認を求めます。 | 志岐常正 | 堤防の点検の結果、計画高水位以下（後期放流時を含む）の洪水に対し安全度の低い区間について対策を実施し、下流域に影響がないよう放流を行います。 | 61 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 428 | | 901 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 近畿地方整備局では、概ね10年以内に宇治川全区間の対策(堤防補強のこと)を完了させるとしていますが、堤防補強だけ、とくに裏法面の補強だけでは、計画されているような1,500トン/秒の後期放流に耐えられる堤防になるとはとも思われません。”破堤の恐れがなくなる”という意味は、このような取りあえずの対策の施工終了ではなく、充分な対策の完了を意味するものと考えますが、それでよいでしょうか。 | 志岐常正 | 堤防補強にあたっては、基礎地盤や堤防の状態をボーリング調査により把握し、降雨、洪水時及び後期放流による長期間続く水位を条件として与え、円弧滑りやパイピング等について詳細な検討を行い、計画高水位以下において十分な安全度を確保するための補強工法を採用することとしております。このため、堤防補強後においては、計画高水位以下において洪水や後期放流に対する十分な安全度を確保しております。 | 61 | 65 |
| 429 | | 902 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 横島地区をはじめ、各地の宇治川の堤防は、旧巨椋池の泥質堆積層の上に築かれています。このことの堤防の破壊問題にかかわる意味を、河川管理者がどのように認識しているかは防災上極めて重要であります。とくに、パイピング、地震動による液状化 などの関係、それらへの対策などについて、現地の堤防の状態に即して具体的に説明 してください。 | 志岐常正 | 堤防の点検の結果は、基礎地盤の状態をボーリング調査により把握し実施しております。また耐震点検については、H19年3月に河川構造物の耐震性能照査指針(案)が策定されたところであり、今後耐震点検を進めていきます。 | 61 | 65 |
| 430 | | 903 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 太閤堤造成前には宇治川の水が旧巨椋池に入っていたことは、現在ではかなり広く知られています。最近の調査の結果によれば、宇治川は、実は東側の山地から流れ出 た川を横切って造成されたようであり、これは、言うまでもなく、堤防その他の破 壊リスク、保全問題を考える上で、902以上に重要な問題であります。この問題の検 討なしには堤防の設計は出来ないと考えます。河川管理者、淀川水系流域委員の皆さん が、この調査結果について、調査をした本人から説明を聞かれることを望みます。その 機会を持たれる気持ちがおありでしょうか。お尋ねします。 | 志岐常正 | ご指摘の点は、旧川跡上に堤防を作ることにより堤防の弱点箇所となることのご指摘であると考えます。そのため、点検時には旧川跡の場合安全率の上乗せ、また工事実施後は引き続き洪水時の巡視や堤防の変状を点検していきます。 | 61 | 65 |
| 431 | | 904 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 堤防は強化さえすれば良いわけではないと思います。もっと広く、人文、社会的 な問題を含めた検討が必要です。この点について、これまで検討してこられたことを、もう少し詳しく、とくに横島地区などに関しては具体的に、説明してください。 | 志岐常正 | ご指摘の点について、横島地区の堤防は現在の堤防に太閤堤が内在しており、歴史的に重要な堤防であると認識しております。これまでも使わなくなった樋門の撤去工事などのため堤防を開削するときには文化財の調査を実施しております。 | 61 | 65 |
| 432 | 149 | 971 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 原案の「4.3.2 堤防の補強」について「詳細調査の結果、堤防補強を実施必要があることが明らかとなった区間は以下のとおりである。」とし「宇治川は3.4km」とされています。しかし第64回委員会の審議資料1-3-1では浸透危険区間が3.8km)となっています。また次ページの図資料の記載数字も違います。なぜでしょうか。 | 梅原孝 | 「第64回委員会の審議資料1-3-2」は平成17年7月に公表済みの資料を再度添付したものであり、内容は当時の物のままです。したがって、ご指摘の詳細点検結果は平成17年7月時点で把握していたものであり、その後点検を進めた区間があることや、今年度対策を実施中の箇所が存在することから延長に違いがあります。現時点の宇治川の堤防補強実施箇所は3.4kmです。 | 64 | 66 |
| 433 | 150 | 972 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 堤防の安全度の判断は、10月25日の淀川を考える会での説明では、200mごとにボーリング調査を実施した結果と聞きました。ボーリングの調査箇所と調査結果のデータを公表し、安全と判断した地層とそうでない地層の違いを明らかにしてください。 | 梅原孝 | ボーリング調査結果については、資料が膨大となるため、具体的な箇所についてお問い合わせ下さい。堤防の詳細点検の実施方法については、第61回委員会審議資料1-2-1の中でお示ししているとおります。 | 61 | 66 |
| 434 | 152 | 974 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 重要水防箇所には「堤防高や水衝など」でもA、Bランクに指定された箇所が宇治川には多数ありますが、これも今回の「3.4km」の中に全て含まれており、対策がとられるのでしょうか。 | 梅原孝 | 対策施工の区間は、全て重要水防箇所となっており、重要水防箇所の延長は、対策施工区間よりも長くなっています。宇治川の対策については流域の上下流バランスを考えながら検討していきます。 | 61 | 66 |
| 435 | 338 | 1160 | 4.3 | 4.3.2 | 4.3.2堤防の補強 基礎案では、堤防補強について次のように記述しています。すなわち、「緊急に堤防補強を実施する必要のある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。」と。この「緊急に堤防補強を実施する」とした補強レベルと、今次原案で淀川本川20.2kmについて5年で対策を完了するとして堤防補強のレベルは、基本的には変わらないのですか。 | 千代延委員 | 堤防補強のレベルは、変わりません。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-----------------------------|---|------|--|-------|-------|
| 436 | | 46 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スーパー堤防だけが唯一の超過洪水対策になっている。スーパー堤防の整備には100年から200年、恐らくそれ以上の年月が必要であろう。それまでの間、現状の堤防は暫定的にも補強しなくてよいのか。また、超過洪水がスーパー堤防の天端高を超えた場合、堤内地に入った氾濫水はどのように処理するかが議論されていない。超過洪水に対してスーパー堤防は万全ではないことを理解して、最悪シナリオを求め、複数の内容からなる治水対策の優先順位、優先地域を決定する手順を採用するべきであろう。 | 河田委員 | <p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画(案)の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、淀川水系においても大規模水害対策は、重要な課題と認識しており、原案においては河川管理者が行うハード対策による超過洪水対策としてスーパー堤防の整備を記載していますが、この他、10/6の流域委員会で示したとおり、現況の施設能力を上回る洪水(超過洪水を含む)による被害規模も想定し、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原における対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。</p> | 58 | 61 |
| 437 | | 47 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムについて。 整備局の2005年7月の「調査・検討のとりまとめ」では治水単独目的の事業になることで治水分の事業費が増加、経済的に不利になるとの理由で「当面実施せず」と発表されました。しかし、今回、なぜかその治水目的のダム建設の計画が出されました。委員会の提言・意見書は「原則として建設しない」が基本ですが、整備局側の基礎案では「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合においてダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で妥当とされる場合に実施する」と記されています。わずかな期間内、どのような経緯で変更されたのか、多くの課題が残されています。 | 田中委員 | <p>原案において天ヶ瀬ダムの洪水調節容量が不足することとなることから大戸川ダムの洪水調節容量の確保を図ろうとしているところであり、大戸川の治水効果についても評価することとしたものです。</p> <p>このような考えに至った経緯としては、基礎案、5ダム方針当時から調査、検討の進捗にあわせて上中下流のバランスの確保を重要視しながら水系全体の整備順序を見直したことによります。</p> <p>具体的には、基礎案、5ダム方針の時には、下流の堤防の安全性に関する調査に着手したばかりで、どの程度の対策が必要か把握できていない時点での基本的な考え方を考えた。一方、原案は、堤防の安全性に関する調査結果を踏まえ、上中下流のバランスを考慮し、桂川の改修等を実施することとしたことにあわせて大戸川ダムの緊急性が高まり、整備計画内で実施することとしたものです。(10/6流域委員会での説明の通り)</p> | 58 | 61 |
| 438 | | 48 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムについて 丹生ダム計画は琵琶湖総合開発計画から約40年にもなり、公共事業のあり方として問題提起しています。当委員会が発足してから約4年間の調査・検討の期間を要しようやく2005年7月に他のダム検討と同時に「とりまとめ」として計画規模や目的変更等が発表されました。しかし、今回その具体的な規模や構造が示されず、又、先送りとなりました。この事業こそが大きな課題を残していると言えます。 | 田中委員 | <p>丹生ダムについては、異常洪水対策、姉川・高時川の治水対策の必要性・緊急性があるものと考えているが、異常洪水対策のための容量を琵琶湖に確保する案、丹生ダムで確保する案について、琵琶湖の治水リスクや琵琶湖環境への影響等について調査・検討が必要と判断したものです。</p> <p>2年間程度の調査を行い、その結果をもってダム形式を総合的に評価し、異常洪水対策や姉川・高時川の治水対策を図っていくものと考えています。</p> | 58 | 61 |
| 439 | | 100 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59 基礎案の「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」、原案p47の「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、またパワーポイントp1の「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」、「ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」という記述から、「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防決壊は極力避ける」「河川改修に伴う人為的な流量増」とは、ある限定した洪水による下流へ流量増ではなく、様々な規模の洪水発生時における下流への流量増であると理解することが当然であると考えますが、その通りであるか。仮に違うということであれば、その理由は何か。 | 宮本委員 | <p>中流域の改修に伴う下流への影響については、超過洪水を含め、様々な規模の洪水を考慮して検討いたします。超過洪水時には、下流域において流量増が見込まれますが、その際には中流域の危険度が相当大きくなっており、相対的に下流の安全性が大きいことに変わりはありません。また、下流域の流量増については、下流にとって危険側の仮定(中流域において堤防満杯流量に近い水位になったり、越水が生じている等の状態において、堤防の決壊が生じていない)に基づいて算出されています。</p> | 58 | 61 |
| 440 | | 731 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【100への再質問①】 中上流域の改修に伴う下流への影響について、超過洪水を含め、様々な規模の洪水を考慮して検討された結果を示して、回答して下さい。また、水位がHWLを超えた場合、堤防が決壊とした場合の検討結果をあわせて示して下さい。 | 宮本委員 | <p>超過洪水に対しても下流は中上流に比べて相対的に安全であり、また中上流部を整備することによって中流部の被害軽減が図られることは、第64回委員会の審議資料2のp10でお示したところと一致しています。</p> | 58 | 65 |
| 441 | 218 | 1040 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【731への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | <p>第64回委員会の審議資料2のP10にお示しているのとおりです。</p> <p>また、整備段階毎の水位については、別添の「整備段階と水位の変化について」及び「降雨規模と水位の変化について」にお示しているのとおりです。</p> | 65 | 66 |
| 442 | | 101 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59 「淀川水系河川整備基本方針が対象としている規模(以下「計画規模」という)」とは、具体的にどのような洪水であるか。 | 宮本委員 | <p>淀川、宇治川、桂川、木津川の主要な地点における計画降雨量が過去に発生した主な洪水の降り方で降った場合を想定しています。</p> | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 443 | | 732 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【101への再質問①】 パワーポイントp6に、計画規模洪水のリストがあるが、対象洪水の型が地点ごとに異なる理由はなにか。また、引き延ばし率の算出根拠を説明して下さい。 | 宮本委員 | 基本方針を検討した際の基本高水検討対象洪水の選定は、以下のようになっています。 先ず基準地点及び主要地点におけるダム無し・氾濫無しの流量の上位5位とそれぞれの地点の計画降雨継続時間雨量の5位を選定しています。 それらの選定洪水をそれぞれの基準地点及び主要地点における計画降雨まで引き伸ばしを行います。 その上で、上流を流下した洪水は、下流で必ず安全に流下させるべきであるということが上下流バランス確保の基本であり、また、枚方地点において17,000m ³ /sを上回る流量が生じた場合には、枚方地点の流量の大部分を構成する上流の木津川(加茂)、桂川(羽東師)の少なくともどちらかが、当該地点における基本高水のピーク流量を上回ることが必要となります。このため、大きな偏りがなく流域全体で大きな降雨をもたらした昭和28年台風13号型の洪水により枚方地点の流量が17,000m ³ /sとなるときに、両地点を通過する流量を両地点における基本高水ピーク流量の上限値として設定し、これを上回る洪水は当該地点における基本高水の検討から除外しています。 | 58 | 65 |
| 444 | 219 | 1041 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【732への再質問①】 65回委員会での説明では理解できません。再度説明して下さい。 なお、流量および雨量の5位を対象にしているが、なぜ5位なのか。3位あるいは10位でない理由を説明して下さい。 | 宮本委員 | 第66回委員会にてお示しする予定です。 | 65 | 66 |
| 445 | | 102 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p59「中上流部で築堤や掘削等を行わない限り、計画規模の洪水に対して淀川本川で計画高水位を越えることはない」ことから、「整備のあらゆる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める」という基準が導き出されることについて、原案p47の「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、またパワーポイントp1の「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」を踏まえて、説明して下さい。 | 宮本委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目的がたつたこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 446 | | 733 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【102への再質問①】 「整備のあらゆる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める」という基準が導き出された根拠を中上流域の改修に伴う下流への影響について、超過洪水を含め、様々な規模の洪水を考慮して検討された結果を示して、回答して下さい。 | 宮本委員 | 超過洪水に対しても下流は中上流に比べて相対的に安全であり、また中上流部を整備することによって中流部の被害軽減が図られることは、第64回委員会の審議資料2のp10でお示したところです。 | 58 | 65 |
| 447 | 220 | 1042 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【733への再質問①】 計画規模洪水を対象に計画高水位を基準に、上下流バランスをチェックするという考え方を、65回委員会で再度要求(パワーポイントで説明)した洪水対策における現状分析資料をもとに説明して下さい。 | 宮本委員 | 河川整備は、計画規模の洪水までは河道改修、洪水調節施設で浸水被害の解消を図り、超過洪水については危機管理体制の構築などのソフト対策やスーパー堤防の整備などのハード対策で洪水被害の軽減を図ることとしています。 淀川水系においては、現況において、本川下流では、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている状況に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきたため、現在、実施している堤防補強が完了すると、計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることができます。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川下流を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることを目指しています。 従って、河川整備計画期間を含む現時点から将来にわたるいかなる段階においても、淀川本川下流では計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを確保することを「淀川水系における上下流バランス」として設定しており、この考え方は現状分析からのみで設定されるものではありません。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 448 | | 103 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59 原案p49「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、パワーポイントp1「いかなる洪水でも被害を軽減させる」の記述を踏まえ、なぜ、「計画規模以下の洪水」に限定するのか。 | 宮本委員 | 中流域の改修に伴う下流への影響については、超過洪水を含め、様々な規模の洪水を考慮して検討いたします。超過洪水時には、下流域において流量増が見込まれますが、その際には中流域の危険度が相当大きくなっており、相対的に下流の安全性が大きいことには変わりはありません。また、下流域の流量増については、中流域において堤防満杯流量に近い水位になったり、越水が生じている等の状態において、堤防の決壊が生じていないという仮定に基づいて算出される。 | 58 | 61 |
| 449 | | 734 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【103への再質問①】 「超過洪水を含めて様々な規模の洪水について検討する」との回答と、原案の「計画規模以下の洪水に対して」の記述は整合しないことについて説明して下さい。 | 宮本委員 | 施設能力を上回る洪水が発生した場合には、そこで破壊氾濫を想定しています。但し、このような状況においても、あらゆる規模の洪水に対して被害軽減を目指すため、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、河川管理者としても、高規格堤防、氾濫原対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。このことをもって「超過洪水を含めて様々な規模の洪水について検討する」と説明させてもらっています。 一方、原案に記載する「計画規模以下の洪水に対して」の記述は、量的対策を進めるに当たって留意すべき上下流バランスについて計画規模洪水を念頭に確認する旨、記載しているものであり、上記と齟齬はありません。 | 58 | 65 |
| 450 | 221 | 1043 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【734への再質問①】 計画規模洪水を対象に計画高水位を基準に、上下流バランスをチェックするという考え方を、65回委員会で再度要求(パワーポイントで説明)した洪水対策における現状分析資料をもとに説明して下さい。 | 宮本委員 | 河川整備は、計画規模の洪水までは河道改修、洪水調節施設で浸水被害の解消を図り、超過洪水については危機管理体制の構築などのソフト対策やスーパー堤防の整備などのハード対策で洪水被害の軽減を図ることとしています。 淀川水系においては、現況において、本川下流では、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている状況に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきたため、現在、実施している堤防補強が完了すると、計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることができます。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川下流を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることを目指しています。 従って、河川整備計画期間を含む現時点から将来にわたるいかなる段階においても、淀川本川下流では計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを確保することを「淀川水系における上下流バランス」として設定しており、この考え方は現状分析からのみで設定されるものではありません。 | 65 | 66 |
| 451 | | 104 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59 なぜ、「淀川本川」だけなのか。桂川、木津川、宇治川では中下流部における築堤、掘削の影響によって破堤が生じてもいいのか。 | 宮本委員 | 桂川、木津川、宇治川についても、下流部の改修を先行し上流部の改修による下流への影響が少なくなるよう上下流バランスを考慮しながら改修を進めていくこととしています。なお、整備計画期間内においては宇治川の改修による下流への影響はごくわずかと考えており、また木津川については中下流部での改修は予定しておりません。 | 58 | 61 |
| 452 | | 735 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【104への再質問①】 中上流部における築堤、掘削の桂川、木津川、宇治川への影響についてはどのように検討し、対応するのか。 | 宮本委員 | 桂川の改修は一連と考えており、一連区間全体として治水安全度の向上を図ることとしています。 宇治川改修の下流への影響は殆どありません。 木津川上流部の改修は上流の洪水調節施設により対応が可能と考えています。 | 58 | 65 |
| 453 | 222 | 1044 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【735への再質問①】 桂川、木津川への影響とその対応を、様々な規模の洪水について、具体的な数字で示して下さい。 | 宮本委員 | ・桂川の改修は一連と考えており、一連区間全体として治水安全度の向上を図ることとしています。 ・宇治川改修による流量増 掘削後の形状は、第65回委員会資料の別紙-127、752でお示ししているとおりであり、流出計算に反映できる程の影響が出るものではありません。 ・名張川改修による流量増 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙-125、751、1048にお示しています。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 454 | | 106 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59「整備目標とする洪水」とはどのような洪水か。 | 宮本委員 | 原案p60に記載しているとおり、淀川本川及び上流の各支川については、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号、猪名川については同じく戦後最大の洪水である昭和35年台風16号を対象とします。 | 58 | 61 |
| 455 | | 736 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【106への再質問①】 原案p60では、整備目標として「過去に流域で経験したのある洪水に対して被害を生じさせないこと」としているが、個々の河川については戦後最大洪水を安全に流下させることを目標にしている。この差違について説明して下さい。 ・木津川下流部(京都府域)の戦後最大洪水は昭和34年伊勢湾台風である。戦後最大洪水を安全に流下させることを目標とするのであれば、34年伊勢湾台風洪水を対象とするのではないか。 | 宮本委員 | ・差違はありません。誤解を招く恐れがあるため案を策定する際には留意させていただきます。 ・現況の治水整備状況においては加茂地点で、昭和28年13号台風が5,100m ³ /s、昭和34年15号台風が4,800m ³ /sになります。 | 58 | 65 |
| 456 | | 107 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59「(狭窄部への)流入量を上回ることのないよう」は、「下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避すること」とどのような関連があるのか。すなわち、「(狭窄部への)流入量が上回ること」が、「下流有堤区間における人為的な流量増」になる理由は何か。 | 宮本委員 | 地形や洪水の規模やパターンにより一概には言えませんが、狭窄部上流の河川整備により、もともと狭窄部上流で氾濫していた流量が下流に到達することが起こるような場合を想定しています。 | 58 | 61 |
| 457 | | 737 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【107への再質問①】 狭窄部への流入増量と下流有堤区間における流量増を具体的に数字で示して回答して下さい。 | 宮本委員 | 第63回委員会の審議資料2-3で岩倉地点と加茂地点についてそれぞれお示しています。 | 58 | 65 |
| 458 | | 108 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p59 狭窄部への流入量のチェックでは、整備目標流量を対象に行っているが、中上流部の築堤、掘削の下流への影響は計画規模洪水でチェックしている。淀川本川と中上流の間における上下流バランスの考え方と狭窄部の上下流における上下流バランスの考え方が異なる理由は何か。 | 宮本委員 | 淀川本川と中上流部の間における上下流バランスの考え方は、「上流の流下能力を増大させることにより、人為的に下流有堤部の負荷が増すことから、下流においては洪水を流下させるために所要の流下能力を確保する。」という基本方針の理念に基づいている。この理念に基づき、将来計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることを目指すこととするが、淀川本川下流においては現況において計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることができることから、現況から将来にわたっての整備途上のあらゆる段階(戦後最大洪水対応を含む)において、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることを確保することを上下流バランスとして設定したものです。 狭窄部の上下流における上下流バランスの考え方は、「狭窄部上流については、一旦狭窄部に流入した洪水は氾濫することなく下流有堤区間に流下することに鑑み、上流域において洪水調節施設を含む対策により貯留機能を極力確保するものとし、その上で、適切な方法により狭窄部の開削を行う。」という基本方針の理念に基づいている。この理念に基づき、狭窄部上流において貯留機能を極力確保することをめざすこととするが、狭窄部の開削によって水位を低下させることに取り組む前にまずは上流域の洪水調節施設によって水位を低下させることを優先させるべきであり、少なくとも戦後最大洪水が再来した場合、自然状態に比べて流量増となる分については、洪水調節施設による流量の抑制を確保することを上下流バランスとして設定したものである。 | 58 | 61 |
| 459 | | 738 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【108への再質問①】 「超過洪水を含めて様々な規模の洪水について検討する」との回答と、本回答との整合性について説明して下さい。 | 宮本委員 | 超過洪水に対しても下流は中上流に比べて相対的に安全であり、また中上流部を整備することによって中流部の被害軽減が図られることは、第64回委員会の審議資料2のp10でお示したところです | 58 | 65 |
| 460 | 223 | 1045 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【738への再質問①】 計画規模洪水でのチェックと戦後最大洪水でのチェックの使い分けが理解できない。岩倉峡入口における流量チェックも計画規模洪水によるチェックも必要ではないのか。理解できるように説明して下さい。 | 宮本委員 | 淀川本川は現況において、計画規模の洪水を安全に流下できることや上流三川に堤防を作り、人為的に集めた洪水を受ける必要があるといった特殊性から、現状の状態を維持するため、計画規模のチェックを行っているものです。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 461 | | 109 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60「過去に流域で経験したことがある洪水に対して被害を生じさせないことを目標」は基礎案の「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標とする」、またパワーポイントp1の「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」からどのように導き出されるのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目途がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができないう箇所が存在すること等 | 58 | 61 |
| 462 | | 739 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【109への再質問①】 「過去に流域で経験したことがある洪水に対して被害を生じさせないことを目標」とした場合、その洪水までは被害をほとんどなしにできるが、その洪水規模を越えた洪水に対しては、多くの人命を含む壊滅的な被害が発生する危険性が大きくなる。「人命最優先」ということであれば、多くの人命を含む壊滅的な被害をできるだけ回避する施策を最優先で行うべきである。整備目標規模洪水以上の洪水が発生すれば、多くの人命を含む壊滅的な被害の発生はやむを得ないと考えているのか、整備目標規模洪水以上の洪水であっても、多くの人命を含む壊滅的な被害の発生をできるだけ回避することを最優先で行うように洪水対策の考え方を変えようとするのか、これまでの流域委員会における提言、意見及び基礎案を踏まえて回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水（現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水）に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を（せめて戦後最大洪水を）安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施することとしました。 | 58 | 65 |
| 463 | 224 | 1046 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【739への再質問①】 洪水対策に対する基本的な考え方が変わった理由が、これまでの説明では結局淀川下流の堤防強化が5年で行える目途が立ったということしかないように思えるが、他に理由があれば説明して下さい。 | 宮本委員 | 739番で回答したとおり、原案においては洪水対策に対する基本的な考え方を基礎案から一步進めて河道において洪水を（せめて戦後最大洪水を）安全に流下させるために必要な事業も実施することとしています。 これは、堤防点検等の調査により淀川本川の堤防補強は概ね5年間程度で完了できることが分りましたので、整備計画原案においては、堤防補強とともに、戦後最大の洪水が再来した場合には多くの箇所で氾濫被害が生じるため、築堤などの抜本的改修が地元から強く要望されている桂川、宇治川、木津川における中上流の安全度の向上を図ることとしたものです。 一方、将来にわたって淀川下流の安全度を低下させることなく流域全体の安全度を向上させるためには、大戸川ダムを含む上流の洪水調節施設によって上下流バランスを確保しつつ、整備の遅れている中上流の改修に着手すべきと判断し、整備計画原案に明確に記述することとしました。 | 65 | 66 |
| 464 | | 110 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60「琵琶湖については、下流・・・後期放流を行う」は、琵琶湖の沿岸の整備目標を記述しているのか。 | 宮本委員 | 琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するための琵琶湖の後期放流に必要となる、宇治川塔の島改修・天ヶ瀬ダム再開発・瀬田川改修の整備目標として、琵琶湖水位B.S.L.±1.4mにおいて1500m ³ /sの流下能力を確保することを目標とする旨、記載したものです。 | 58 | 61 |
| 465 | | 111 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・基礎案では、既往最大規模の洪水を対象に亀岡地区の浸水被害軽減を図ることとしていたが、原案では戦後最大洪水を対象としている。対象規模を低下させたのか。そうであるとしたら理由は何か。低下させていないのであれば、表現が異なる理由は何か。 | 宮本委員 | 淀川水系全体として、上下流・本支川間のバランスを確保しつつ、安全度の向上を図ることが必要と認識し、戦後最大洪水を安全に流下させる対応を行うこととしています。なお、亀岡地区については、京都府による河川整備が進められており、この完成によって戦後最大洪水の対応が可能となる。 | 58 | 61 |
| 466 | | 740 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【111への再質問①】 対象を既往最大規模洪水から戦後最大洪水に変えた理由は何か。 | 宮本委員 | 狭窄部上流だけではなく、上下流バランス、本支川バランスを図った上で、今後20～30年間で対応可能な洪水を対象としたためです。 | 58 | 65 |
| 467 | | 112 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60 亀岡地区における戦後最大洪水を対象とした河川改修に伴い、桂川下流区間における人為的な流量増による堤防の決壊危険性は大きくならないのか。様々な洪水規模について、流量および下流区間の代表横断面において水位を示して説明して下さい。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 468 | | 741 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【112への再質問①】 具体的に数字を示して回答して下さい。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 58 | 65 |
| 469 | 193 | 1015 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【112への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 65 | 66 |
| 470 | | 113 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60 亀岡地区における戦後最大洪水を対象とした河川改修について、保津峡への流入量を現況以下に抑えることは不要であるのか。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 58 | 61 |
| 471 | | 742 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【113への再質問①】 具体的に数字を示して回答して下さい。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 58 | 65 |
| 472 | 194 | 1016 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【113への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 | 65 | 66 |
| 473 | | 114 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60 嵐山地区についての戦後最大洪水に対する整備に伴い、桂川下流区間における人為的な流量増による堤防の決壊危険性は大きくならないのか。様々な洪水規模について、流量および下流区間の代表横断面において水位を示めして説明して下さい。 | 宮本委員 | 下流で受皿ができた段階で上流の改修を行うこととしていますが、当該箇所は桂川の一連区間として考えております。 | 58 | 61 |
| 474 | | 743 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【114への再質問①】 具体的に数字を示して回答して下さい。 | 宮本委員 | 下流で受皿ができた段階で上流の改修を行うこととしていますが、当該箇所は桂川の一連区間として考えております。 | 58 | 65 |
| 475 | 225 | 1047 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【743への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 別添の「整備段階と水位の変化について」にお示しているとおりです。 | 65 | 66 |
| 476 | | 115 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・保津峡について基礎案では、「狭窄部開削は当面実施しない」としているが、原案では「実施時期を検討する」となっている。基礎案と原案の考え方の違いは何か。 | 宮本委員 | 基礎案では、下流への流量増による破堤の危険度を増大させないという観点から、狭窄部の開削については下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うとしておりました。 原案では、狭窄部開削については、戦後最大洪水への対応が完了した後、さらなる水系全体の河川整備の進捗を考慮して、その実施時期を検討することとしています。 | 58 | 61 |
| 477 | | 744 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【115への再質問①】 回答で「基礎案では、・・・下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うとしておりました」とあるが、基礎案p45には「狭窄部開削は当面実施しない」とある。回答で示された記述は基礎案のどこからの引用か。 | 宮本委員 | 基礎案(4.3.1洪水p22)では、下流への流量増による破堤の危険度を増大させないという観点から、狭窄部の開削については下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うとしておりました。 | 58 | 65 |
| 478 | | 116 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p60 基礎案では、既往最大規模の洪水を対象に上野地区の浸水被害軽減を図ることとしていたが、原案では戦後最大洪水を対象としている。対象規模を低下させたのか。そうであるとしたら理由は何か。低下させていないのであれば、表現が異なる理由は何か。 | 宮本委員 | 基礎案においては既往最大規模の洪水を対象としていたが、原案においては淀川水系全体として、上下流・本支川間のバランスを確保しつつ、安全度の向上を図ることが必要と認識し、戦後最大洪水を安全に流下させる対応を行うこととしています。なお、岩倉上流において河川整備計画期間内に貯留施設として、上野遊水地と川上ダムを建設する予定です。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 479 | | 745 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【116への再質問①】 対象を既往最大規模洪水から戦後最大洪水に変えた理由は何か。 | 宮本委員 | 狭窄部上流だけではなく、上下流バランス、本支川バランスを図った上で、今後20～30年間で対応可能な洪水を対象としたためです。 | 58 | 65 |
| 480 | | 117 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p61「昭和28年台風13号洪水が再来した場合の岩倉峡への流入量を現況以下に抑える」と、p59の「狭窄部への流入量が、河川整備に着手する以前の自然状態のときの流入量を上回ることがないよう」とは考え方が異なっているが、その理由は何か。 | 宮本委員 | 原案のp61の「下に抑える」を「・・・自然状態以下に抑える」と訂正します。 | 58 | 61 |
| 481 | | 118 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp19 これまで岩倉地点のH-Qについてどのような議論がなされてきたのか。詳細を説明して下さい。これまでの議論を踏まえてH-Qの精度はどの程度と考えているか。その精度を踏まえると3ケースのハイドログラフ比較は有意であると考えられるか。 | 宮本委員 | 第63回委員会審議資料2-3p27～p28スライド53.54で説明をさせていただいておりますが、HQ曲線につきましては、これまでの議論を踏まえ、今回新たに精査された過去実績データを追加して、算出をおこないました。今回の適用しているHQ曲線は、岩倉峡流下能力検討会で頂いた意見に当てはまるため、現時点でもっとも確からしいと考えております。そのHQ曲線を適用し算出することとしており、ハイドロの比較は有意であると考えます。 | 58 | 61 |
| 482 | | 746 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【118への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 第63回委員会審議資料2-3p27～p28スライド53.54で説明をさせていただいておりますが、HQ曲線につきましては、これまでの議論を踏まえ、今回新たに精査された過去実績データを追加して、算出をおこないました。今回の適用しているHQ曲線は、岩倉峡流下能力検討会で頂いた意見に当てはまるため、現時点でもっとも確からしいと考えております。そのHQ曲線を適用し算出することとしており、ハイドロの比較は有意であると考えます。 | 58 | 65 |
| 483 | | 119 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp19 3ケースのハイドログラフを算出するに際して、上野遊水地越流堤の構造はどのように設定しているのか、また越流開始流量は何m ³ /sであるか。 | 宮本委員 | 岩倉地点の流出計算にあたっては、上野遊水地の水理特性(水位・流量・貯留量)を一池としてモデル化しています。本計算においては、種々の計画規模の洪水に対して遊水地の貯留量を有効に使いながら効果的に下流の流量低減を図れるよう設定しています。なお、越流堤の構造の詳細については模型実験や更なる詳細な解析を踏まえて決定することとしています | 58 | 61 |
| 484 | | 747 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【119への再質問①】 上野遊水地越流堤の構造及び越流開始流量を質問しているにもかかわらず、未回答。 | 宮本委員 | 流出計算においては、個々の地区における水理特性についてはできる限り詳細に再現するようなモデル化に努めていますが、一方で各地点のピーク流量を水系全体で算出する必要もあるため簡略化している部分もあります。上野遊水地についても、実際には長田、木興、小田、新居の4つの遊水地を計画していますが、モデル上では一池としてモデル化しています。従ってモデル上、越流堤巾、越流堤高を設定して越流計算を行っていますが、実際の越流堤巾、越流堤高等の構造については別途詳細な検討にて決定していくこととなります。ちなみに当該モデルで設定している越流堤巾は200m、越流堤高はTP+133.5m、越流開始流量は概ね1500m ³ /sです。 | 58 | 65 |
| 485 | | 120 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp19 3ケースのハイドロ計算において、川上ダムの流入流量、流出流量、貯留量の時間的変化を示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-120、232、465、748でお示しているとおりです。 | 58 | 61 |
| 486 | | 748 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【120への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙-120、232、465、748でお示しているとおりです。 | 58 | 65 |
| 487 | | 121 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp19 3ケースについて、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」の観点から、28年13号以外の様々な洪水規模について同様のハイドログラフを示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-121、636、749、1002、1004、1017にお示しています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 | |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|------|--|-----------|----|
| 488 | | 749 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【121への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙ー121. 636. 749. 1002. 1004. 1017にお示しています。 | 58 | 65 |
| 489 | 195 | 1017 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【121への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙ー121. 636. 749. 1002. 1004. 1017にお示しています。 | 65 | 66 |
| 490 | | 122 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・パワーポイントp19 3つのケースについて、28年13号台風以外の洪水規模も含めて、加茂地点での同様のハイドログラフを示すとともに、加茂地点の横断面に水位で示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙ー122. 651. 1011. 1018にお示しています。 | 58 | 61 |
| 491 | 196 | 1018 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【122への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙ー122. 651. 1011. 1018にお示しています。 | 65 | 66 |
| 492 | | 123 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・パワーポイントp19 岩倉上流部での流出抑制対応について川上ダム以外の代替案について、詳細に説明して下さい。 | 宮本委員 | 9月26日の委員会でご説明しました。 | 58 | 61 |
| 493 | | 124 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・岩倉峡について基礎案では、「狭窄部開削は当面実施しない」としているが、原案では「実施時期を検討する」となっている。基礎案と原案の考え方の違いは何か。 | 宮本委員 | 基礎案では、下流への流量増による破堤の危険度を増大させないという観点から、狭窄部の開削については下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うとしておりました。原案では、狭窄部開削については、戦後最大洪水への対応が完了した後、さらなる水系全体の河川整備の進捗を考慮して、その実施時期を検討することとしています。 | 58 | 61 |
| 494 | | 750 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【124への再質問①】 回答で「基礎案では、……下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うとしておりました」とあるが、基礎案p45には「狭窄部開削は当面実施しない」とある。回答で示された記述は基礎案のどこからの引用か。 | 宮本委員 | 基礎案の4.3.1に記載しています。 | 58 | 65 |
| 495 | | 125 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p61 島ヶ原地区築堤、名張川の引堤および河道掘削に伴う下流への影響はないのか。様々な洪水規模について、流量および下流区間の代表横断面において水位を示して説明して下さい。 | 宮本委員 | 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙ー125. 751, 1048にお示しています。 | 58 | 61 |
| 496 | | 751 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【125への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙ー125. 751, 1048にお示しています。 | 58 | 65 |
| 497 | 226 | 1048 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【751への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙ー125. 751, 1048にお示しています。 | 65 | 66 |
| 498 | | 126 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p61 宇治川における戦後最大洪水流量は1500m ³ /sか。 | 宮本委員 | 天ヶ瀬ダムを含め、現況の宇治川流域において、戦後最大洪水である昭和28年9月洪水時の実績降雨を想定した場合、宇治川における洪水時の最大到達流量は約1,100m ³ /sと想定されます。1,500m ³ /sは宇治1/150計画規模の洪水の流量であり、かつ洪水後における琵琶湖の速やかな水位低下のための後期放流を想定した流量です。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 499 | 71 | 866 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 【126への再質問①】 質問126「原案p61宇治川における戦後最大洪水量は1500m ³ /sか」に対する回答「天ヶ瀬ダムを含め、現況の宇治川流域において戦後最大洪水である昭和28年9月洪水時の実績降雨を想定した場合宇治川における洪水時の最大到達流量は、約1,100m ³ /sと想定される。」とある。質問239「第59回委員会審議資料2の『4.3.3宇川流下能力図(現況)』で昭和28年台風13号洪水量が1,100m ³ /s(宇治川天ヶ瀬吊橋～隠元橋下流)と記している。1,100m ³ /sの根拠は何か、資料にもとづいて説明されたい」に対して回答「残流域からのピーク流量を見込んで1,100m ³ /sになります。」である。宇治川洪水時の洪水到達流量1,100m ³ /sという時、瀬田川洗堰は閉めているのか開けているのか、大戸川の流量はいくらか、宇治田原川や他の河川の流量はいくらか、天ヶ瀬ダムへの流入量はいくらか、天ヶ瀬ダムの洪水調節量または放流量はいくらかなど、質問者が分かるように説明されたい。 | 藪田秀雄 | 戦後最大洪水である、昭和28年13号洪水時の降雨が現在降ったと仮定した場合の計算値が1100m ³ /sであり計算の前提として瀬田川洗堰は全閉状態としています。又、天ヶ瀬ダム流入量は約1700m ³ /sで放流量は840m ³ /sです。 | 59 | 66 |
| 500 | | 127 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p61 隠元地区の引堤、河道掘削に伴い宇治川下流区間および淀川における人為的な流量増による堤防の決壊危険性は大きくならないのか。様々な洪水規模について、流量および下流区間の代表横断面図において水位をしめして説明して下さい。 | 宮本委員 | 別紙ー127、752にお示しするとおり、河道の変更はわずかであり、流出計算に反映できるほど影響が出るものではありません。 | 58 | 61 |
| 501 | | 752 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【127への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙ー127、752でお示しするとおり、河道の変更はわずかであり、流出計算に反映できるほど影響がでるものではありません。 | 58 | 65 |
| 502 | 227 | 1049 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【752への再質問①】 流出計算に反映されない程度の掘削なら、当該地点、上流域に対する洪水位低下がないということではないのか。計算上効果のない掘削は何のために実施するのか。 | 宮本委員 | 旧堤防の撤去です。 | 65 | 66 |
| 503 | | 128 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p61 塔の島地区河道整備について、掘削範囲、掘削量の根拠、環境対策、鵜飼いへの影響、亀石保全方策について詳細に説明下さい。 | 宮本委員 | 10月6日の委員会で資料としてお示しました。 | 58 | 61 |
| 504 | | 129 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p61 天ヶ瀬ダム再開発について、放流量増大の必要性を戦後最大洪水対応の観点から説明して下さい。 | 宮本委員 | 天ヶ瀬ダムの放流量増大は、水系全体として戦後最大洪水に対応するとともに琵琶湖の後期放流のために必要となるものです。 | 58 | 61 |
| 505 | | 130 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p62 「過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせないことを目標」または「明治29年9月洪水を念頭に置き、・・・人命を失うような深刻な被害を生じさせない」から「琵琶湖後期放流に対応するため、1500m ³ /sの流下能力を確保すること」はどのように導かれるのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 琵琶湖においては、下流河川の洪水時に放流制限または全閉操作を行い、その後、後期放流することとしており、琵琶湖の放流制限と後期放流は一体の治水対策として進めてきたものです。そのため早急に後期放流に必要な宇治川塔の島改修・天ヶ瀬ダム再開発・瀬田川改修を実施し1,500m ³ /sの流下能力を確保することとしています。 なお、この一連区間の整備は、あらゆる洪水への対応に必要なものであり、前段で記載した目標とは対応したものではありません。 明治29年9月洪水に対しては上記整備と併せて、ハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、必要な対策を実施することとしています。 | 58 | 61 |
| 506 | | 753 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【130への再質問①】 回答の「あらゆる洪水への対応に必要」とあるが、後期放流1500m ³ /sの決定根拠を示して下さい。 | 宮本委員 | 淀川宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととしています。 このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量については、宇治川塔の島地区において、景観保全の観点から大幅な河床掘削ができないため、1500m ³ /sを限度としているものです。 | 58 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|------|--|-----------|-----------|
| 507 | 228 | 1050 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【753への再質問①】 1500m ³ /sが上限であることは理解しています。その1500m ³ /sが下限である理由を説明して下さい。 | 宮本委員 | 淀川・宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととし、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量については、出来る限り大きいことが望ましく、下流河道の流下能力を最大限活用しようとしているためです。 | 65 | 66 |
| 508 | | 131 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p63 瀬田川洗堰について、「必要な施設改良等」とは何か。 | 宮本委員 | 洪水時の操作を効率的に行うため、利水用施設であるバイパス水路を高水位時にも使用できるように制水ゲートの補強などを行うことを想定しております。 | 58 | 61 |
| 509 | | 132 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p63基礎案の「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」、原案p47の「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、パワーポイントp1の「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」の観点から、「上記1」、2)、3)の整備のみを先行して完了した場合、様々な規模の洪水について、枚方だけでなく全直轄管理有堤区間への影響を水位縦断面図及び代表横断面図に水位を示して説明して下さい。また、これに対して天ヶ瀬ダム再開発事業が完成した時点の様々な規模の洪水について全直轄管理有堤区間への影響を水位縦断面図及び代表横断面図に水位を示して説明して下さい。次に天ヶ瀬再開発十川上ダム完成時、天ヶ瀬再開発十川上ダム+大戸川ダム完成時について、同様の説明して下さい。 | 宮本委員 | 別紙「整備段階と水位の変化について」でお示しているとおります。 | 58 | 61 |
| 510 | | 754 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【132への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙「整備段階と水位の変化について」でお示しているとおります。 | 58 | 65 |
| 511 | 197 | 1019 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【132への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙「整備段階と水位の変化について」でお示しているとおります。 | 65 | 66 |
| 512 | | 133 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・パワーポイントp20 大津地区の掘削後の枚方への影響を算出した際の桂川の水位縦断面図及び水位を記入した代表横断面図を示していただきたい。 | 宮本委員 | 別紙—133、755でお示しているとおります。 | 58 | 61 |
| 513 | | 755 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【133への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙—133、755でお示しているとおります。 | 58 | 65 |
| 514 | | 134 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・パワーポイントp20 各支川の戦後最大洪水対応による枚方への影響を把握するのに、外力条件を昭和47年台風20号×1.53(羽束師1/150)でチェックする理由は何か。 | 宮本委員 | 様々な洪水での影響を検証していますが、わかりやすさの観点から各支川における計画規模の洪水での通過流量も含め最大のものでの計算結果を記載しています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|---|-----------|-----------|
| 515 | | 756 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【134への再質問①】 羽東師1/150規模の雨を淀川、宇治川、木津川で降らせる理由は何か。羽東師1/150は羽東師上流域での2日雨量による計画規模降雨であり、この降雨を引き延ばして他の流域に降らせた場合、その降雨は枚方、宇治、加茂、島ヶ原での確率評価はいくらになるのか。 | 宮本委員 | 基本方針を検討した際の基本高水検討対象洪水の選定は、以下のように行っています。 先ず基準地点及び主要地点におけるダム無し・氾濫無しの流量の上位5位とそれぞれの地点の計画降雨継続時間雨量の5位を選定しています。 それらの選定洪水をそれぞれの基準地点及び主要地点における計画降雨まで引き伸ばしを行います。 その上で、上流を流下した洪水は、下流で必ず安全に流下させるべきであるということが上下流バランス確保の基本であり、また、枚方地点において17,000m ³ /sを上回る流量が生じた場合には、枚方地点の流量の大部分を構成する上流の木津川(加茂)、桂川(羽東師)の少なくともどちらかが、当該地点における基本高水のピーク流量を上回っていることが必要となります。このため、大きな偏りがなく流域全体で大きな降雨をもたらした昭和28年台風13号型の洪水により枚方地点の流量が17,000m ³ /sとなるときに、両地点を通過する流量を両地点における基本高水ピーク流量の上限値として設定し、これを上回る洪水は当該地点における基本高水の検討から除外しています。 以上のことから、枚方地点について上流地点の計画規模における洪水を安全に通過させる観点から羽東師1/150規模の雨による通過流量を確認しているもので、枚方上流域での24時間雨量の確率評価は1/110となります。桂川、木津川についても同様の降雨を振らせていますが、これは羽東師に計画規模の洪水が発生した時の、枚方に対する通過流量を確認しているもので確率を評価しているものではありません。河川も流域も違う状況で降雨確率を評価することは適切ではありませんが、参考までに試算を行った結果を以下にお示します。 加茂(12h)1/70、宇治(9h)1/900、島ヶ原(9h)1/130 です。 | 58 | 65 |
| 516 | 229 | 1051 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【756への再質問①】 枚方1/200の24時間雨量261mmに対して、宇治、加茂、島ヶ原、羽東師、請田の計画規模洪水の枚方上流24時間雨量はそれぞれ何mmか。そして、その24時間雨量は枚方での確率評価ではいくらになるのか。 また、今回の計画で計画規模降雨を検討するに際して、従来の2日雨量から24時間雨量に変えた妥当性をわかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | 宇治、加茂、島ヶ原、羽東師、請田の計画規模洪水の枚方上流24時間雨量及び確率は以下のとおりです。 宇治(計画 165mm/9時間(昭和34年台風7号型×1.54倍)):247mm/24時間 1/130 加茂(計画 253mm/12時間(昭和40年台風24号型×1.48倍)):238mm/24時間 1/100 島ヶ原(計画 238mm/9時間(昭和47年台風20号型×1.48倍)):218mm/24時間 1/55 羽東師(計画 247mm/12時間(昭和47年台風20号型×1.53倍)):241mm/24時間 1/110 請田(計画 208mm/9時間(昭和40年台風24号型×1.45倍)):229mm/24時間 1/75 従来の2日雨量から24時間雨量にかえた理由は、第66回委員会にてお示しする予定です。 | 65 | 66 |
| 517 | | 135 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp21 川上ダムが枚方に対して400m ³ /s調節を行うときの、川上ダム流入流量、流出流量、貯留量の時間変化を示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-135、225、233、466、757でお示しているとおります。 | 58 | 61 |
| 518 | | 757 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【135への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙-135、225、233、466、757でお示しているとおります。 | 58 | 65 |
| 519 | | 136 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp24 天ヶ瀬ダムが2次調節するときの天ヶ瀬ダム、大戸川ダムの流入流量、流出流量、貯留量の時間的変化を示して下さい。その際、大戸川の流下能力はどのように設定しているのか。仮に大戸川を改修後と設定しているのであれば、現状の大戸川で同じ計算をした場合の天ヶ瀬ダム流入量の時間的変化を示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-136、557、559、758でお示しているとおります。 なお、大戸川の流下能力は現況河道であり、この時の瀬田川洗堰からの放流は、全開操作としています。(現行の瀬田川洗堰操作規則) | 58 | 61 |
| 520 | | 758 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【136への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙-136、557、559、758でお示しているとおります。 なお、大戸川の流下能力は現況河道であり、この時の瀬田川洗堰からの放流は、全開操作としています。(現行の瀬田川洗堰操作規則) | 58 | 65 |
| 521 | | 137 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・パワーポイントp25 大戸川流域の浸水被害軽減のための大戸川ダム以外の代替案について説明して下さい。 | 宮本委員 | 9月26日の委員会で大戸川ダムの代替案について説明しています。 | 58 | 61 |
| 522 | | 138 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p63 上記について、有堤区間における人為的流量増による堤防の決壊を極力回避するためのダム以外の代替案についての説明をして下さい。 | 宮本委員 | 9月26日の委員会で大戸川ダムの代替案として説明しています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 | |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|------|---|-----------|----|
| 523 | | 759 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【138への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 9月26日の委員会で大戸川ダム の代替案として説明しています。 | 58 | 65 |
| 524 | 230 | 1052 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【759への再質問①】 ダム以外の代替案説明、未回答 | 宮本委員 | 9月26日の委員会で大戸川ダム の代替案として、「天ヶ瀬ダム の容量増強」「その他(喜撰山ダム)の容量【大戸川筋に遊水地】の案を説明しています。淀川下流部の改修については、橋梁の改築、ワンドなどの河川環境を考慮し、流下能力の向上を検討しており、現時点では10、700m ³ /sが最大と考えています。淀川下流部においてさらなる流下能力向上を図るためには、伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線の橋梁掛替が必要となりますが、事業調整等に長期間を要するため、整備計画のスケジュールを考えると実現は困難と考えます。 | 65 | 66 |
| 525 | | 139 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p63 阪神西大阪線橋梁の流下阻害の状況および改築後の状況を様々な規模の洪水について水位縦断面図および代表横断面図で水位を示して説明して下さい。 | 宮本委員 | 別紙ー139. 760. 1020でお示しているとおります。 | 58 | 61 |
| 526 | | 760 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【139への再質問①】 未回答 | 宮本委員 | 別紙ー139. 760. 1020でお示しているとおります。 | 58 | 65 |
| 527 | 198 | 1020 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【139への再質問②】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙ー139. 760. 1020でお示しているとおります。 | 65 | 66 |
| 528 | | 140 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p63 「淀川水系5ダムについての方針」で大戸川について、「狭窄部を開削するまでは、宇治川、淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。」とあるが、原案では大戸川ダムが淀川下流部に対して効果があるかのようにになっている、この差違について説明して下さい。また、仮に狭窄部が開削しない代わりに、原案では嵐山や中下流部の河道掘削を行うことから、大戸川ダム の効果がでるといふことであれば、基礎案では「狭窄部を開削・・・は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させるため、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備状況等を踏まえて実施の判断を行う。」として、狭窄部を開削を事実上見送ったことと、原案で嵐山や桂川中下流部の河道掘削を行うことにより下流への流量増により破堤の危険度を増大させることの矛盾について説明して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案策定当時は、淀川本川下流部における破堤を極力回避軽減するために、狭窄部を開削を含む中上流の改修は、下流の河川整備の進捗状況を踏まえ判断することとしていました。しかし、堤防の安全性に関する調査に着手したばかりで具体的にどのような判断基準で実施するかは、当時明確にできていませんでした。 なお、5ダムの方針の背景となった基礎案では、中上流部の改修の下流への流量増は検討していませんでした。そのため洪水調節効果は小さいとしていました。 | 58 | 61 |
| 529 | | 761 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【140への再質問①】 5ダムの方針で、大戸川ダム の洪水調節効果は小さいとした根拠を当時の説明資料を示して再度説明して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案策定当時は、淀川本川下流部における破堤を極力回避軽減するために、狭窄部を開削を含む中上流の改修は、下流の河川整備の進捗状況を踏まえ判断することとしていました。しかし、堤防の安全性に関する調査に着手したばかりで具体的にどのような判断基準で実施するかは、当時明確にできていませんでした。 なお、5ダムの方針の背景となった基礎案では、中上流部の改修の下流への流量増は検討していませんでした。そのため洪水調節効果は小さいとしていました。 | 58 | 65 |
| 530 | 231 | 1053 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【761への再質問①】 資料未提示、未回答 | 宮本委員 | 「5ダム方針」では、狭窄部を開削までは淀川の流量増が生じないことから、大戸川ダム の洪水調節効果が小さいとしていました。この「狭窄部開削まで」は、中上流部の改修も行わないという考え方となっていました。狭窄部開削および中上流部改修による流量増がない状態での検討では、枚方1/200もケースでも淀川本川の計画高水位を超える洪水が無く、大戸川ダム の洪水調節効果は小さいと判断したものです。 整備計画原案では、中上流部の改修により下流への流量増が生じ、人為的に計画高水位を上回る洪水があることから、大戸川ダム による洪水調節が必要と考えています。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 531 | | 141 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p65 琵琶湖周辺について、「明治29年9月洪水を念頭に置き、・・・人命を失うような深刻な被害を生じさせない」という目標は「過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせない」という直轄管理区間の目標設定の考え方と根幹的に異なると考えられるが、基本的に浸水被害が主な琵琶湖周辺において「人命を失う」観点が入り、有堤区間における破堤により一気に多数の人命を失う危険性が高い直轄管理区間の目標が「過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせない」となるのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 琵琶湖における明治29年9月洪水は、施設能力以上の洪水であり、いかなる洪水に対しても被害をできるだけ小さくするという目標としては、他の河川と変わるものではありません。 | 58 | 61 |
| 532 | | 762 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【141への再質問①】 回答で、「いかなる洪水に対しても被害をできるだけ小さくするという目標としては、他の河川と変わるものではありません」とあるが、他の河川は戦後最大洪水を対象とし、琵琶湖は明治29年洪水を念頭に置くのか、説明して下さい。 | 宮本委員 | 明治29年9月洪水を河川整備の計画規模として設定しているわけではありません。明治29年9月洪水は計画規模を超えています。実績洪水であることから念頭に置いて浸水被害対策を考えることとしています。 | 58 | 65 |
| 533 | | 142 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p65 琵琶湖周辺について、「明治29年9月洪水を念頭に置き、・・・人命を失うような深刻な被害を生じさせない」という目標を達成するためのハード対策は何か。 | 宮本委員 | 二線堤の設置などを想定していますが、具体的な対策については、滋賀県及び市町と連携して検討しております。 | 58 | 61 |
| 534 | | 763 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【142への再質問①】 回答では、「二線堤の設置などを想定し・・・滋賀県及び市町村と連携して検討している」とあるが、具体的にどこを対象に検討しているのか、説明して下さい。 | 宮本委員 | 滋賀県東近江地域を対象に、東海道本線や国道8号線など、現状における二線堤などの効果を発揮する地形の状況把握を行っているところです。 | 58 | 65 |
| 535 | | 143 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p65 瀬田川洗堰について、「洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させる」とあるが、具体的に何m ³ /sか。また、その流量を放流することにより、様々な洪水規模に対してこれまでの全開ルールと比較して琵琶湖水位はどの程度低下するのか。さらにそのことによって、明治29年9月洪水を念頭に置き、・・・人命を失うような深刻な被害を生じさせないこととどれだけ寄与するのか。 | 宮本委員 | 瀬田川洗堰設置前は、瀬田川の流下能力は常水位で165m ³ /sであり、琵琶湖疏水が完成していたため、琵琶湖からの総流出量は計173m ³ /sとなります。これに対し、現在の、琵琶湖疏水、宇治発電所導水量を踏まえ、洗堰設置前と現在の琵琶湖からの総流出量が等しくなるよう考慮(173-20-60=93)すると、瀬田川洗堰からの放流量は93m ³ /sとなります。 一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、整備計画期間中に今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況を踏まえた瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討するとともに、全開操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行っていきます。 | 58 | 61 |
| 536 | | 764 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【143への再質問①】 「これまでの全開ルールと比較して琵琶湖水位はどの程度低下するのか」、「明治29年・・・人命を失うような深刻な被害を生じさせないこととどれだけ寄与するのか」について、回答になっていない。再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 具体的な検討内容については、一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、整備計画期間中に今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況を踏まえた瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討するとともに、全開操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行っていきます。 | 58 | 65 |
| 537 | 232 | 1054 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【764への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 全開操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うこととしています。 例えば、琵琶湖の戦後最高水位を記録した昭和36年6月洪水時の全開時間は11時間であったので、仮に11時間、93m ³ /s放流で試算すると、5mm程度(11時間×60分×60秒×93m ³ /s)÷674km ² (琵琶湖の平均的な水面積)となります。 | 65 | 66 |
| 538 | | 144 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・原案p65 「真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全開操作」を行うとしているが、真にやむを得ないときは具体的にどのような時か、現在の全開ルールとの違いは何か。 | 宮本委員 | 現在の全開ルールは閉めることを前提に策定されたものですが、今後は、全開しないことを前提に関係府県と協議を行い、検討を進めていくこととしています。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 539 | | 765 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【144への再質問①】 全閉しないことを前提に検討するとしているが、この検討結果は淀川、宇治川の洪水対策に影響を与えるのではないかと。この検討結果によって、これまで示されたすべてのシミュレーションは修正する必要があるのではないかと。 | 宮本委員 | 全閉解除に伴う流量増については、基本方針で示しているとおおり、「下流に影響を及ぼさない範囲」としてあります。 | 58 | 65 |
| 540 | | 145 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p66「全閉操作を行わないこととした場合の流出増分」の有堤区間に対する影響について、様々な洪水規模について、流量および下流区間の代表横断面において水位を示して説明願いたい。 | 宮本委員 | 洗堰全閉操作の解消にともなう流出量の増分に対しては、天ヶ瀬ダムより上流において対応することとしています。 従って、全閉操作を解消した場合でも、下流区間で水位が上昇することはありません。 | 58 | 61 |
| 541 | | 766 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【145への再質問①】 回答の「洗堰全閉操作の解消に伴い流出量の増分に対しては、天ヶ瀬ダムより上流において対応する」とあるが、どのような対応を行うのか説明して下さい。現在の操作との比較を含めて、全閉操作をしない具体的な操作方法について、何も決まっていな(委員会発言)状態で、「下流区間で水位が上昇することはありません」と言える根拠は何か。 | 宮本委員 | 全閉解除に伴う流量増については、下流に影響を及ぼさないように対応する方針です。対応方針については、整備計画期間内に検討することとしており、具体的に決まっております。 なお、今後の検討においては、下流が危険な状態になるような方針については、採用しないこととします。 | 58 | 65 |
| 542 | | 146 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p66「姉川・高時川は天井川であり」にもかかわらず、「浸水被害の軽減を図る」とはどういうことか。破堤の回避・軽減ではなく、浸水被害の軽減を図る理由は何か。 | 宮本委員 | 「浸水被害の軽減」は治水対策の目的を示したものであり、「破堤の回避・軽減」という意味も含んでいます。 | 58 | 61 |
| 543 | | 147 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p66「丹生ダムについて、ダム形式の最適案を総合的に評価して確定する」とあるが、丹生ダムについてダム形式を決定した上で実施するということか。仮にそうであれば、今回の原案で丹生ダムの洪水対策上の必要性、緊急性、代替案との比較等について説明して下さい。 | 宮本委員 | 丹生ダムについては、ダム形式等が決定した段階で河川整備計画の変更を行う予定です。 | 58 | 61 |
| 544 | | 148 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | また、「ダム形式の最適案を総合的に評価する」とは具体的にどのようなことか説明して下さい。 | 宮本委員 | 滋賀県と共同して異常渇水対策容量を琵琶湖に確保する場合の治水リスクや琵琶湖の環境に対する影響等を調査・検討し総合的に評価することとしています。 | 58 | 61 |
| 545 | | 149 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・洪水対策の観点から、大戸川ダムは実施、一方丹生ダムは調査・検討となっているが、洪水対策上大戸川ダムと丹生ダムの緊急性の比較について説明して下さい。 | 宮本委員 | ・大戸川ダムについては、流域の治水安全度の向上の必要性、上下流バランスの確保の観点から当面実施すべき整備メニューの整備順序を再考したところ、大戸川ダムの必要性・緊急性があるものと考えています。 ・一方、丹生ダムについては、異常渇水対策、姉川・高時川の治水対策の必要性・緊急性があるものと考えていますが、異常渇水対策のための容量を琵琶湖に確保する案、丹生ダムで確保する案について、琵琶湖の治水リスクや琵琶湖環境への影響等について調査・検討が必要と判断したものです。 ・両ダムとも必要性・緊急性は変わりませんが、丹生ダムについては、2年間程度の調査を行い、その結果をもってダム形式を総合的に評価し、異常渇水対策や姉川・高時川の治水対策を図っていくものと考えています。 | 58 | 61 |
| 546 | | 150 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・原案p67以降「高規格堤防、土砂対策、既設ダムの運用検討、高潮対策、地震・津波対策」についての説明はしないのか。 | 宮本委員 | 基礎案と大きな変更はありませんので、委員会からの求めに応じて説明を行います。 | 58 | 61 |
| 547 | | 152 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・パワーポイントp26 パワーポイントp1との関連を説明して下さい。 | 宮本委員 | 第59回委員会審議資料2 P.26はハード対策の手順のみを示したものです。ソフト対策はこれらと並行して進めます。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 548 | | 768 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【152への再質問①】 いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということおよび越水対策を含む堤防補強の具体的な対策と事業費を示した上で、パワーポイントp26の「河川の整備手順の明確化」をわかりやすく説明し直して下さい。また、阪神西大阪線改築は、これまでの説明ストーリーから、淀川下流の流下能力を増大する上で最優先で実施されるべきものと理解しているが、整備手順に入っていない理由はなにか。 | 宮本委員 | 施設能力以下に対する堤防補強については、平成19年9月5日第59回淀川流域委員会「審議資料2」や平成19年9月19日第61回淀川流域委員会「審議資料1-2-1」ですでお示しています。 施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立されていないことから、具体的な対策は現時点では、お示しすることができません。今後引き続き検討を行うとともに、少しでも越水に対して破堤しにくい堤防を目指し、これまで同様に工夫をしながら「粘り強い堤防」への取り組みを行っていく姿勢に変わりはありません。 また平成19年9月5日第59回淀川流域委員会「審議資料2」P26では、ハード対策の手順のみをお示したところですが、阪神西大阪線淀川橋梁改築はご指摘のとおりその記載が抜けています。整備手順としては「2. 大戸川ダム・川上ダム」同列となります。 | 58 | 65 |
| 549 | 233 | 1055 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【768への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかにになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 550 | | 163 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 河川の整備手順において天ヶ瀬ダムの再開発が完了した場合の治水の評価がこの説明の中にないのはなぜか？加わった場合の評価を示していただきたい。 | 本多委員 | 天ヶ瀬ダム再開発事業については、塔の島改修、瀬田川改修と一体で整備することにより効果が発現するため、説明の中では一連の整備後の状況を含めたものになっています。 | 58 | 61 |
| 551 | | 164 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの堆砂対策用代替容量は議論されてこなかった。原案に出されたのはどのような経過からですか？ | 本多委員 | 9月19日の委員会でご説明します。 H19年7月12日の社会資本審議会総会の「次期「社会資本重点計画」の策定について」において「社会資本ストックの老朽化等への対応」が課題として掲げられたほか、同年7月25日の社会資本整備審議会(河川分科会)答申において、「既存ストックの長寿命化」が指摘されている中で、7月27日に社会資本整備審議会河川分科会です承された淀川水系河川整備基本方針においても、既存施設の長寿命化を図っていくことが示されたところでした。 このような状況の中、既存ダムの効用の長寿命化を図るためには、抜本的な堆砂対策を行い、進行していく堆砂を克服していくことが必要であるとの考えから、木津川のように複数のダムがあり、現在、事業中の川上ダムに代替容量を確保して有効活用することにより、効率的に堆砂対策を行う計画としたものです。 ダム計画では一般に100年分の堆砂容量をあらかじめ設けており、高山ダムをはじめ木津川水系のダムも、あらかじめ100年分の堆砂容量を設けありますが、長期的に見れば満砂状態になることは避けられません。 ダム本体やゲート等は適切な維持管理・更新を行うことにより、その機能を半永久的に果たし得ることが技術的に可能になってきており、堆砂についてもより長期的な視点で対応を行えば、ダムの機能を半永久的に維持することができます。 木津川では高山ダム、青蓮寺ダムなど管理開始後40年近く経過し、今後堆砂の課題が顕在化していくと推察されます。堆砂対策には、土砂バイパス、貯砂ダム等、様々なものがありますが、木津川のように複数のダムがあり、下流河川の維持流量の確保などの代替性が効く場合には、別途長寿命化容量を今のうちから設け、湖上からの浚渫に替わり陸上掘削を行うことが経済的にも有利なため、事業中の川上ダムに長寿命化容量を確保することにしたものです。 | 58 | 61 |
| 552 | | 165 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 以前のダム方針の際に示された川上ダムの縮小が今回、堆砂対策により830万m ³ 増えているがその建設費も含め費用対効果は、掘削の場合とどのように違うのか？ | 本多委員 | 川上ダム事業に関する環境対策については、10月6日に説明いたしました。 | 58 | 61 |
| 553 | | 166 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 既存ダム長寿命化のために新たなダム(川上ダムの代替容量)を継ぎ足すことの合理的説明が有りませんが、環境(湛水面積が大きくなることによる水没による環境影響)、費用対効果など多面的な視点から説明ください。 | 本多委員 | 川上ダム事業に関する環境対策については、10月6日に説明いたしました。 | 58 | 61 |
| 554 | | 167 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 本来、既存ダムは堆砂対策を考えた上で作られているのではないかと。なぜ今、川上ダムに代替容量が必要なのか？ | 本多委員 | 川上ダム事業に関する環境対策については、10月6日に説明いたしました。 | 58 | 61 |

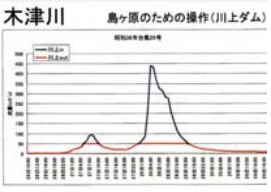
| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|
| 555 | | 168 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムへの検討のための代替案をお示しください。 | 本多委員 | 9月26日の委員会でお示しました。 | 58 | 61 |
| 556 | | 169 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムの直下流部の治水については、以前からの流域委員会の検討や河川管理者のダム方針があります。大戸川のこの部分については、当面実施しないとされたときと状況は変わっていないと思うがどうか？ | 本多委員 | 5ダム方針において、大戸川ダムの大戸川下流に対する洪水調節効果は大きいとしていた点に変わりはありません。原案において大戸川ダムは枚方における安全性を確保するための天ヶ瀬ダムの容量が不足する場合に必要ダムと考えていることから、大戸川下流の治水対策の考え方は、大戸川ダムの下流への効果とあわせて検討することとなります。 | 58 | 61 |
| 557 | | 170 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 桂川の改修による枚方地点の水位上昇に対し大戸川ダムはいつでも効果があるとはいえないのではないか？効果は限定的ではないか？ | 本多委員 | 大戸川ダムは、枚方における安全性を確保するための天ヶ瀬ダムの容量が不足する場合に必要ダムであり、対象となる様々な洪水についての検討に基づいて必要となるものです。 | 58 | 61 |
| 558 | | 171 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 「上下流のバランス」とは、上流の何と下流の何とのバランスを図ろうとするものですか、具体的、かつ、わかりやすく説明して下さい。(洪水流量、水害の程度(人的被害、財産的被害)または頻度、住民の安全度、住民の利害、洪水調節施設の容量、自治体の治水費負担、その他？) | 川上委員 | 「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。」ということです。 | 58 | 61 |
| 559 | | 172 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 原案では「計画規模の降雨による淀川本川への洪水流入により計画高水位を超過することが予測されるため、河道改修に先行して現在事業中の洪水調節施設(天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム)を適切に実施する」としています。そして大戸川ダムは「洪水調節目的専用の流水型ダムとして整備する」としています。貴局は「5ダムについての方針」において、一旦、大戸川ダムは「狭窄部(保津峡、岩倉峡)を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、経済的にも不利になる。」とし、「当面実施せず」「宇治川、淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部(保津峡、岩倉峡)の開削の扱いとあわせて治水面の対応策について検討すると判断されました。委員会は「見解」でこの「方針」に賛成した経緯があります。どのような理由と根拠をもって、「洪水調節効果は大きく」、「経済的にも有利」と判断されたのか明快に説明して下さい。 | 川上委員 | 河川整備計画原案において大戸川ダムを位置づけた理由は以下のとおりです。 1. 平成17年7月に公表した「5ダムの方針」は、堤防の詳細点検を実施中で結果が明らかになっておらず、堤防補強対策に相当程度の時間と費用を要することが想定されたことから、洪水時に下流への流量増を伴う対策は当面実施することが出来ないという前提に立ち、大戸川ダムについての国土交通省としての方針を示したものです。 2. その後、堤防の詳細点検の結果がほぼ完了し、淀川本川の堤防補強は概ね5年間程度で完了させることが可能であるとの見通しがつきましたので、河川整備計画原案においては、桂川、木津川等において、治水安全度の低い中上流部において対策を講ずることにより、安全度の向上を図ることとしたものです。 3. 一方、中上流部の整備を進めた場合、本来溢れていた水を堤防等により人為的に下流に集めることとなることから、下流における洪水の危険性は高まります。 4. このため、淀川本川においては洪水の流下を大きく阻害している橋梁の架替により流下能力の向上を図るとともに、河川改修に先行し、洪水調節施設による流量の抑制を行うこととしたものであり、大戸川ダムはこのために必要な施設です。 | 58 | 61 |
| 560 | | 173 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 先に策定された淀川水系河川整備基本方針において、淀川の枚方基準地点の基本高水のピーク流量を、従来の17,000m ³ /sから17,500m ³ /sに変更された根拠を、大戸川ダム整備との関係に即してわかりやすく説明して下さい。 | 川上委員 | 工事実施基本計画では下流で破堤等の危険のある時には瀬田川洗堰を全開することを前提に琵琶湖からの流出量を0m ³ /sとして基本高水流量を算出していました。河川整備基本方針では、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後に、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全開操作を行わないこととしています。このため、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとしたため500m ³ /sの増となっています。 | 58 | 61 |
| 561 | | 174 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 整備計画基礎案の3. 河川整備の基本的考え方の中で記述されている洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る(P.18の二番目の項目)という考え方と、今次原案の上下流バランスの基本命題の記述、上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する(P.59)という考え方とは概ね同じ考え方であるとみてよいか。 | 千代延委員 | 基礎案においては「破堤による被害を回避・軽減する」という考えから、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図ることとしていました。原案ではその考えを一步前に進めて「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて、戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方しております。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|
| 562 | | 773 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【174への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的な対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水（現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水）に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を（せめて戦後最大洪水を）安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 65 |
| 563 | 237 | 1059 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【773への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 564 | | 175 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 同じく原案の上下流バランスの基本命題の記述、整備のあらゆる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備をすすめる(P.59)とある。“計画規模以下の洪水に対して”は理解できる。それでは“計画規模を超える洪水に対して”水系全体の整備をどのように進めようと考えているのか。 | 千代延委員 | あらゆる洪水に対応すべく、ハード・ソフトと両面においてあらゆる努力を行います。それぞれ限界がありますので、被害を軽減させるという目標を設定しています。 | 58 | 61 |
| 565 | | 176 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 基礎案では、「計画規模の洪水」、「計画高水位」という概念は使われていなかったと思う。それが、河川整備基本方針ができるやいなや、原案では「計画規模の洪水」、「計画高水位」という概念が入ってきた。それはなぜか。基礎案の作成当時（平成16年5月）は、淀川水系河川整備基本方針はまだ策定されていなかったが、平成9年の河川法改正の附則で、河川整備基本方針が定められるまでの間、工事实施基本計画の一部を河川整備基本方針とみなす旨定められていた。従って、基礎案でも、「計画規模の洪水」、「計画高水位」等の概念を採り入れることができる条件はあったはずだが。 | 千代延委員 | 破堤による被害の回避・軽減に関する設備を最優先することとし、中上流の改修等について下流の河川整備の進捗状況をみて判断するとしていたが、当時堤防補強の具体的な判断基準を用意していませんでした。 原案においては、下流の河川整備に係る堤防の安全性に関する調査がほぼ終了し、その結果淀川本川下流の堤防補強の完了を条件に中上流の改修に移行することができるものです。 この時点で、洪水を河道内で安全に流下させることが重要となり、上下流バランスを考慮する必要があり、計画規模の洪水、計画高水位という考え方が必要となったと認識しています。 | 58 | 61 |
| 566 | | 774 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【176への再質問①】 155、158、162、174、176、186に対する回答はすべて同じであり、回答になっていない。いかなる洪水に対しても、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む」という基礎案の記述が生きているということ及び越水対策を含む堤防補強の具体的な対策と事業費を示すとしたことを受けて、再度回答して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水（現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水）に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を（せめて戦後最大洪水を）安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 58 | 65 |
| 567 | 238 | 1060 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【774への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 越水に対して「抵抗力」がどの程度増すかについては、定量的に明らかになっていませんが、結果として「抵抗力」が増しうる対策の事例としては、堤防天端舗装・側帯・防災ステーション等があり、これらについては各所で実施しています | 65 | 66 |
| 568 | | 177 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第59回委員会（H19.9.5）審議資料2（以下審議資料2という）のP.2のハード対策（1）の記述に、「計画規模の洪水に対して万全にする」とあり、原案でも、堤防補強は計画規模の洪水を安全に流すレベルまでは万全を期すとしているが、反面このレベルを上限としている。一方、基礎案では堤防補強のレベルに上限を設けていない。原案でこのような変更を加えた理由は何か。関連した質問であるが、堤防強化の際、計画規模を超えた対策を講じようとしても、予算が認められないのか。 | 千代延委員 | 現在の堤防は、堤防として有すべき安全性が不足している箇所もあることから、原案では施設能力以下の洪水における浸透や侵食に対する所定の安全性を確保するための堤防補強対策を優先的に実施することとしています。 また、施設能力以上の洪水に対する堤防強化についても少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えております。 | 58 | 61 |
| 569 | | 178 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 審議資料2のP.2のハード対策（1）の記述に、「ハードの整備が途中段階でも、計画規模までを意識」とあるが、これはどういうことか。計画規模を超える洪水は意識しなくて良いのか。 | 千代延委員 | ハードの整備にあたっては、計画規模洪水が発生した場合にどのような状況になるかを常に考慮しながら進めていくということです。 | 58 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 570 | | 775 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【178への再質問①】 回答の「計画規模洪水が発生した場合にどのような状況になるかを常に考慮しながら進めていく」ということと、いかなる洪水に対しても「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標」とすることの整合性を説明して下さい。 | 宮本委員 | 「計画規模洪水が発生した場合にどのような状況になるかを常に考慮しながら進めていく」ということと、いかなる洪水に対しても「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標」とすることの整合性や相違点については、平成19年10月6日第64回淀川流域委員会「審議資料2」P2でお示ししたとおりです。 堤防を決壊させないことを理想とし、ソフト及びハードの対策を合わせて、超過洪水が発生した場合でも被害の最小化に取り組む姿勢については、従来より変わりありません。 | 58 | 65 |
| 571 | | 179 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 審議資料2のP4の継続的な堤防強化の取組みに関する記述が4項目あるが、これは、「粘り強い堤防」の技術開発に今後取組むということか。また、それに止まらず技術開発と並行してこのような堤防強化を実施していくということか。この関連のことは、原案の記述に入っているか。 | 千代延委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化についても、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 | 58 | 61 |
| 572 | | 180 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案では、計画高水位以下の流水の作用に対して万全を目指す堤防補強を最優先で実施する方針が示されているが、コストとしては粘り強い堤防のレベルまで同時に実施してしまうのが大幅に割安と思われる。堤防補強に関し、①計画高水位まで万全を期すために要する単位当たりコスト、②計画高水位まで万全を期すことに加え、同時に粘り強い堤防までレベルアップするために要する単位当たりコスト、及び、③計画高水位まで万全を期すまでのレベルで一旦工事を終了し、しかる後に別途粘り強い堤防までレベルアップするという形態をとった場合の単位当たりコストを比較するとどういう割合になるか。 | 千代延委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現時点ではその構造が特定出来ないため、コスト比較は困難です。 | 58 | 61 |
| 573 | | 181 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 平成17年7月に出された5ダムの方針では、大戸川ダムは、「治水単独事業となり、事業費が増加し、経済的にも不利になる」という理由で、「当面実施しない」となっている。これについて、具体的数字をあげて、「当面実施しない」となった理由を説明して欲しい。 | 千代延委員 | 基礎案策定当時は、淀川本川下流部における破堤を極力回避軽減するために、狭窄部の開削を含む中上流の改修は、下流の河川整備の進捗状況を踏まえ判断することとしました。しかし、堤防の安全性に関する調査に着手したばかりで具体的などのような判断基準で実施するかは、当時明確にしていませんでした。 なお、5ダムの方針の背景となった基礎案では、中上流部の改修の下流への流量増は検討していませんでした。そのため洪水調節効果は小さいとしていました。 | 58 | 61 |
| 574 | | 182 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 審議資料2の説明では、大戸川ダムの主目的は、「再開発後の天ヶ瀬ダムの2次調節の実施を可能にするため」となっている。2次調節が可能になれば、淀川本川枚方地点で流下能力を400m ³ /s下げることができるとされている。一方、大戸川ダムがなければ、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量を使い切って2次調節が不能になった場合、宇治地点の流量は1700m ³ /sとなり当該地点の流下能力1500m ³ /sを200m ³ /s超えることになる。大戸川ダムがあれば、天ヶ瀬ダムの2次調節が可能となり宇治地点の流量を1500m ³ /sに納めることができるとしている。ここでは、流量を200m ³ /s下げる効果があるとされているが、下流枚方地点では、400m ³ /s下げる効果があるとされている。誤解かも知れないが、この違いを再度説明して欲しい。(同様なことは川上ダムについてもいえる。) | 千代延委員 | 宇治地点の200m ³ /s減は、昭和28年台風13号型の計画規模の洪水において、天ヶ瀬ダムの洪水調節不能状態を大戸川ダムで解消することにより達成される効果です。一方、天ヶ瀬ダムが適切に2次調節を行えば昭和47年台風20号洪水において枚方地点で500m ³ /sの効果があると見込んでいます。 | 58 | 61 |
| 575 | 275 | 1097 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【182への再質問①】 質問182、千代延委員への回答では、「宇治地点の200 ^h /s減は、大戸川ダムで解消される効果」と回答されています。そうすれば、宇治橋付近も1300 ^h /sで、ダムの放流量も1000 ^h /sになるのではないのでしょうか。 | 梅原孝 | 大戸川ダムがない場合は1700m ³ /sとなり、大戸川ダムで洪水調節を行うことにより1500m ³ /sにできるということです。 | 61 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|
| 576 | | 183 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 仮に審議資料2に上げられている、上下流バランスの考えのもとに挙げられている事業の内、大戸川ダム以外をすべて実施するとすれば、宇治地点での流量を200m ³ /s下げれば、瀬田洗堰で調整する方法しかないと思う。もし、瀬田洗堰で200m ³ /s調整するとすれば、琵琶湖水位はいくら上昇することになるか。 | 千代延委員 | 瀬田川洗堰の操作規則では、天ヶ瀬ダムが洪水調節を行っている時は、全閉することになっています。そのため洗堰からの放流量をこれ以上制限することはできません。 | 58 | 61 |
| 577 | | 184 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 審議資料2のP.19に岩倉峡上流部の想定流量ハイドログラフが示されていますが、上野遊水地の整備のみ行われて、河道改修が行われていない場合にはどのようなことになるのでしょうか。 | 澤井委員 | 上野地区に氾濫被害が生じます。(第59回流域委員会審議資料2 P.12) | 58 | 61 |
| 578 | | 185 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの治水機能は、上野地区の河道改修による流量増加を相殺するためのものなのでしょうか。 | 澤井委員 | 川上ダムは、上野遊水地と併せて、上野地区の浸水被害を軽減するとともに、下流への流出量を低減させる機能を持っています。戦後最大洪水を対象とした場合、河道改修と上野遊水地の整備により上野地区の浸水被害は解消しますが下流への流出量は増加します。この下流への流量増は川上ダムで低減させることが可能です。 | 58 | 61 |
| 579 | | 224 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 資料の提供の仕方が不親切である。たとえば、流量データは示しているが、水位データがない。これらの流量が、水位に直すとどうなるのか示すべきである。素人には、水位のほうが理解しやすい。両方を示してほしい。また浸水家屋は、床上、床下に分けて示すべき。河川管理者は狭窄部開削や河道改修による下流への流量増に対し、上流のダムにより流量を抑制することとしている。そのために大戸川ダム、川上ダムが有効であるとしている。それならば、猪名川本川上流にも新たにダムを建設するのか。その論理では、余野川ダムに変わり、狭窄部上流に新たなダムが必要ではないのか。逆に、猪名川で、ダムではなく河床掘削などで対応するのであれば、他の場所も代替案で対応することは可能ではないのか。代替案との比較検討もなしに、ダム計画があるところだけダムという結論は、論理的でない。水系全体で一貫性した論理がないのではないのか。流域委員会は、流域対応として流域での貯留だけでなく、万一浸水した場合の氾濫原の制御を提言している。河川整備計画原案は、その取り組みがまったくない。計画規模で破堤を起こさないことを前提にして、万一破堤した場合の対策を流域対応で行うことから逃げているのではないのか。 | 細川ゆう子 | できるだけ解りやすい資料でご説明するよういたします。 | 59 | 61 |
| 580 | | 225 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 木津川上流(上野地区)で破堤した場合の浸水想定に、ダムあり・ダムなしの比較がない。平成17年ダムワーキング資料(第4回 16.8.19資料1-6)によると、川上ダムによる水位低減効果は0.1mであり、天端-余裕高で破堤した場合、ダムがあっても氾濫面積を減らす効果しかない。ダムがあっても被害は出るのである。天端で破堤した場合は、ダムがあっても、被害は0である。なぜ、ダムワーキングと同様に、比較を示さないのか。上野遊水地は貯留するので、下流で流量を増加させない。一緒にしないで、河道改修で何m ³ 流量増になるのかを示すべきではないか。第4回ダムWG(H16.8.19)資料1-6「川上ダムの効果について」JP20 5313降雨に対する効果を、ダム予定地下流地点で効果量270m ³ /S、大内上流(63.6K)地点での効果量240m ³ /Sとしている。それと比較して、岩倉峡上流部で約200m ³ /Sは妥当な数字であるようだが、枚方地点で、川上ダム整備後400m ³ /Sの効果というのは、理解できない。説明してほしい。また、その効果量が、水位にして何cmなのかを示してほしい。 | 細川ゆう子 | ①浸水想定に関するダム有り・ダム無しの比較につきましては、9月19日の委員会でお示します。 ②上野遊水地は氾濫範囲を限定することとなるので、氾濫が広範囲に広がっていた自然状態と比較すれば、下流への流出量を増加させることとなります。 ③別紙-135、225、233、466、757のとおり、計画規模の雨では川上ダム地点で800m ³ /sの調節効果があり、加茂で500m ³ /s、枚方で400m ³ /sの効果があります。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|
| 581 | | 461 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【225への再質問①】 19日補足説明では、計画規模洪水について「天ヶ瀬ダムあり、川上ダムなし、大戸川ダムなし」と「天ヶ瀬ダムあり、川上ダムあり、大戸川ダムあり」の比較しかしていない。「川上ダムあり、大戸川ダムなし」「川上ダムなし、大戸川ダムなし」も比較できないと、川上ダム、大戸川ダム単独の効果がわからない。また流量の比較だけでなく、水位の比較をしてほしい。 | 細川ゆう子 | 「天ヶ瀬ダムあり、川上ダムなし、大戸川ダムなし」と「天ヶ瀬ダムあり、川上ダムあり、大戸川ダムあり」の比較で川上ダムの効果を示しているものです。大戸川ダムの効果については、第61回審議資料1-2-3のp11,12にお示ししています。 また、第61回審議資料1-2-3のp8にお示した流下能力は、各々の地区における堤防高一余裕高(≧HWLの時はHWL)で評価したものであり、流下能力を上回るものは当該水位を超えていることになります。 | 59 | 65 |
| 582 | | 226 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 河川整備計画に記載の治水事業のうち、天ヶ瀬ダムより上流は、瀬田川河床掘削のみである。つまり大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発は、他の事業地点の上流であるので、両者による流出抑制は、降雨パターンにより、もっと限定的になるのではないかと。第46回委員会(H17.9.24)審議資料1-3「大戸川ダムの調査検討(とりまとめ)」によると枚方地点、宇治地点での天ヶ瀬ダム再開発後の大戸川ダムの効果は、5313型洪水に対して、グラフを見る限り200m3/sもないように見える。数値で示してほしい。 | 細川ゆう子 | ご質問の、第46回委員会(H17.9.24)審議資料1-3「大戸川ダムの調査検討(とりまとめ)」によると枚方地点、宇治地点での天ヶ瀬ダム再開発後の5313型洪水の流量計算結果は下記のとおりです 枚方地点の1/200場合 大戸川なし・・・約9,200m3/s 大戸川あり・・・約9,000m3/s 宇治地点の1/150場合 大戸川なし・・・約1,400m3/s 大戸川あり・・・約1,300m3/s | 59 | 61 |
| 583 | | 462 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【226への再質問①】 回答によると枚方1/200で、大戸川ダムの効果は200m3/s。代替案での対応は、当然考えてあることと思う。代替案の検討をどのように行ったのか。提示してほしい。 | 細川ゆう子 | ご質問はH17.7に示した「淀川水系5ダムの方針」において検討したもので、前提条件が基礎案であるため、原案とは異なります。なお、原案における大戸川ダムの代替案については、第63回委員会審議資料2-1でお示ししています。 | 59 | 65 |
| 584 | | 227 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 河川管理者は、整備計画期間内の道すじを 1. 堤防補強 2. 大戸川ダム・川上ダム 3. 中上流部の改修 2.3.に並行して塔の島改修・天ヶ瀬ダム再開発・瀬田川改修を実施している。大戸川ダムより天ヶ瀬ダム再開発を優先すれば、どうなるのか。「大戸川ダムの治水効果一補足資料—訂正—」(H16.11.18)P49・P50によれば「狭窄部開削なし、天ヶ瀬ダム再開発後」で、5313×1.18では、大戸川ダムあり、なしで比較して、ほとんど流量に違いはない。堤防補強に続き、大戸川ダムではなく天ヶ瀬ダム再開発を優先すれば、宇治、枚方の流量カットのために大戸川ダムをつくる根拠はないのではないかと。大戸川ダムは、黒津地点の流量カットのためにつくるかどうかを、問うべきなのではないかと。 | 細川ゆう子 | 大戸川ダムは天ヶ瀬ダムが再開発事業後であっても、その容量が不足するために必要となるものです。 | 59 | 61 |
| 585 | | 228 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 今回特に目に付くのが、「中上流と下流とのバランス」「上下流・本支川間のバランス」など「バランス」という言葉が頻りに使われますが、これまではあまり強調されていなかったと記憶しますが、どのような経過でこのようになったのでしょうか。 | 増田京子 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目途がたったこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができないう箇所が存在すること等 基礎案の段階では、堤防点検の結果を得る以前であったため堤防補強を最優先としていたことから上記「その上で」以降について議論する必要性がなかったため「上下流バランス、本支川間バランス」といった言葉を強調していなかったということです。 | 59 | 61 |
| 586 | | 229 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 淀川本川、宇治川、桂川の堤防決壊による被害想定を昭和28年台風13号の2倍の降雨で検討するのは何故か？(P.8 P.9)計画規模に対応する計画雨量でもって検討することで、計画の一貫性、目標の整合性が保てるのではないかと。過大な被害を宣伝することが目的なのか。 木津川流下能力図においても同じ。(P.11) 名張川も同じ。(P.12) | 浅野隆彦 | 近年、全国各地で集中豪雨が頻発しており、計画を上回る降雨による災害も発生しています。そのため、洪水等水災に対する危機管理を行うにあたっては、自然は制御出来ないことを念頭に、河川の整備目標など計画を超えるような洪水にも備えた対策を行うことが重要です。 地域の防災力の向上を図るためのソフト対策として、洪水時の人的被害の回避・軽減を図ることを目的に作成するハザードマップが有効ですが、そのハザードマップの元となるのが浸水想定区域図です。そのため平成14年6月に指定・公表した淀川の浸水想定区域図は、計画規模を上回る昭和28年13号台風の2倍の降雨を想定して作成しており、その際の検討した結果を記載しています。 | 59 | 61 |
| 587 | | 463 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【229への再質問①】 「ハザード・マップ」検討時の結果という事は分かったが、何故、「計画規模を大きく上回る降雨を想定したもの」を、「戦後最大洪水(枚方 1/60)」に対応させようとする当分の河川整備計画原案の説明中に含めるのか？特殊な意図を感じるが、あれを削除し、原案に対応した規模に基づいた降雨での検討の結果に改めるべきであるが、どうされるか？ | 浅野隆彦 | 整備計画は河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標に対して、今後20～30年間に優先的に実施する河川整備の内容について定めるものですが、今回お示した被害額は、淀川本川も支川桂川、木津川、宇治川も同じ外力を想定して算出しており、特定の河川の被害額を突出させ、これにより整備の優先度を意図的に高めようとしたものではありません。 | 59 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|--|-------|-------|
| 588 | 140 | 962 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【463への再質問①】 河川整備計画原案の今後20～30年間に於ける整備内容を検討する場で、「戦後最大洪水」による被害想定はどうか、が先ず基本であり、それが長期目標の計画規模による被害想定をも飛び越えて「超過洪水」被害想定を示す事の、不整合な「説明資料」を改める事ができないのか？と聞いているのである。 | 浅野隆彦 | 戦後最大洪水が発生した場合のシミュレーションは第64回委員会(H19.10.6)審議資料2でお示しています。 なお、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要である」との認識に立って、流域の関係者が一体となつて的確な対策を講じることとする。河川整備にあたっては、本支川、上下流間のバランスを確保できるよう、手順を明確にした上で実施することとする。また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。」という考えの下、整備計画原案においては、計画規模以下の洪水だけでなく、計画規模を上回る洪水も含めていかなる洪水に対しても被害をできるだけ小さくすることとしていることから、超過洪水の被害想定についてもお示しさせていただいたところです。 | 59 | 66 |
| 589 | | 230 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 浸水想定においては、全て床下と床上を区別して示すべきではないか？(P.10 .11) | 浅野隆彦 | 今後床上・床下と区別してお示します。 | 59 | 61 |
| 590 | | 231 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 岩倉峡上流部の・・・比較において、上野遊水地の整備と河道改修の後のピーク流量が2,900M3/Sと読めるハイドログラフが示されているが、岩倉峡の流下能力や遊水地の越流堤諸元などの条件が示されていない。(P.19)のような計算でマトモなハイドログラフが導ける筈がない。 | 浅野隆彦 | 岩倉地点の流下能力については、9月19日の委員会でご説明します。 岩倉地点の流出計算にあたっては、上野遊水地の水理特性(水位・流量・貯留量)を一池としてモデル化しています。本計算においては、種々の計画規模の洪水に対して遊水地の貯留量を有効に使いながら効果的に下流の流量低減を図れるよう設定しています。 なお、越流堤の構造の詳細については模型実験や更なる詳細な解析を踏まえて決定することとしています | 59 | 61 |
| 591 | | 464 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【231への再質問①】 回答からは、特に遊水地の詳細が現時点では分かっていないのであるから、このハイドログラフは示されないのではないか？暫定的な所見である、と断り書きを付けるべきではないか？ | 浅野隆彦 | 越流堤形状につきましては現時点での最適であると思われるもので設定しており、今後、模型実験等の詳細な検討を行うことで変わる可能性があります。今後は注釈を入れ、誤解の無いよう記述いたします。 | 59 | 65 |
| 592 | | 232 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム整備後は200M3/Sのピーク流量低減と読めるが、川上ダムの諸元が示されていない。 洪水調節量が条件として入らなければハイドログラフがマトモに導け無い筈である。下に「河川分科会淀川水系河川整備基本方針検討小委員会」で示された川上ダムの「洪水調節ハイドログラフ図」を示す。ダムの洪水調節量は390M3/Sと認められる。降雨パターンは違いが大きく変わらないだろう。この程度の量が19KM先の岩倉峡までの河道貯留効果を考えると、ピーク流量マイナス200M3/Sの働きをすることは思えない。詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたい。  | 浅野隆彦 | 川上ダムの諸元は原案p64に記載しています。 流出再現モデルは、実績の降雨や流量を基に定数の同定を行っており、一定の精度は確保されています。因みに昭和28年13号台風における川上ダム地点におけるピーク時の洪水調節効果は約350m³/sです。 | 59 | 61 |
| 593 | | 465 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【232への再質問①】 川上ダムの諸元は原案P.64に出ているが、それは貯留容量であり、「洪水調節量」ではない。この説明に使っているハイドログラフが(5313洪水)による「洪水調節量」を基にして出されたものであれば、詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたい、と言っているのである。 | 浅野隆彦 | 別紙ー120、232、465、748でお示しているとおります。 | 59 | 65 |
| 594 | 141 | 963 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【465への再質問①】 ハイドログラフだけでは分からないから、詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたいと言っているのが理解できないのか？ | 浅野隆彦 | ハイドログラフは流出計算結果そのものであると考えています。 | 59 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 595 | | 233 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの整備で70KM離れた枚方地点において、ピーク流量が400M3/S低減できるのか？ (P.21) 上記のようにダムの洪水調節量は限られている。河道貯留効果を考えると全く低減の働きは無いのではないか。また流下到達時間を考えると、洪水波の連続性は全く考えられず、このようにピーク流量を低減させられると思うのは幻想ではないか。詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたい。 | 浅野隆彦 | 別紙-135、225、233、466、757のとおり川上ダム地点で800m3/sの調節効果があり、加茂で500m3/s、枚方でも400m3/sの効果があります。 | 59 | 61 |
| 596 | | 466 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【233への再質問①】 回答では「別紙資料の通り」と書いているが、何の事だか分からない。ちゃんと『特定できる』表現が必要ではないか。川上ダム地点で800m3/Sの調節効果があるというなら、その「検討調査報告書」と枚方地点までの「流出解析(洪水追跡計算書)」を示して貰いたい。 | 浅野隆彦 | 質問番号233への回答において、別紙が添付漏れとなっておりました。別紙-135、225、233、466、757でお示しているとおります。 | 59 | 65 |
| 597 | 142 | 964 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【466への再質問①】 ハイドロ-グラフだけでは分からない。「戦後最大洪水」に於いて、川上ダム地点で800m3/sの調節効果があると言うなら、その「検討調査報告書」と枚方地点までの「流出解析(洪水追跡計算書)」を示して貰いたいと言っているのが理解できないのか？ | 浅野隆彦 | ハイドログラフは流出計算結果そのものであると考えています。 | 59 | 66 |
| 598 | | 234 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 全体として、何が「上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策」なのか、さっぱり理解できない。 あらためて「バランス」の定義、基準を具体的に示して貰いたい。元々、自然が作った狭窄部、洪水氾濫原に手を加え、開発を進めて来たことに、「水災の絶えることが無い」原因がある。こういった原因作りを止める事、元々の洪水氾濫原を復元する事が自然に合った「真の治水対策」であろう。 | 浅野隆彦 | 基本的には、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、自分で守る、みんなで守る、地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図ります。 また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組むとしています。 その上で、基礎案から掲げているこれらの目標に加えて、以下の理由により、上下流、本支川バランスに基づく治水対策を実施することとしたものです。 ・下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目的がたつたこと ・現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等 | 59 | 61 |
| 599 | | 467 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【234への再質問①】 「上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策」と言っているが、「バランスの定義・基準」を具体的に記述して貰いたい。その上で、元々、自然が作った「狭窄部、洪水氾濫原(遊水地)」を改変して、下流に洪水負荷を増やす事が「上下流のバランスの為にどうしても必要不可欠の河川整備」であると考えているのかどうか？その論理を明確に示して貰いたい。尚、回答では下部の記述が欠けている。 | 浅野隆彦 | 本支川、上下流間のバランスを確保しつつ、流域全体の安全度の向上を図る(戦後最大洪水に対して被害を生じさせない)ことと考え、具体的なハード対策として、上流貯留施設整備による流量低減によって上下流バランスを確保しながら、中上流の流下能力向上のための河道掘削を実施する考えです。(狭窄部上流等の浸水被害の軽減、一連区間の整備の完成を含む) | 59 | 65 |
| 600 | 143 | 965 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【467への再質問①】 全く質問に対する回答になっていない。「バランスの定義・基準」を具体的に分かるように答えて貰いたい、その上で、元々、自然の地形として大昔から存在する「狭窄部、洪水氾濫原(遊水地)」を改変して、下流に洪水負荷を増やす事が「上下流のバランスの為にどうしても必要不可欠の河川整備」と考えているのか？その論理を明確に示して貰いたい、と言っているのが理解できないのか？ | 浅野隆彦 | 上流部の整備を行うことで、下流部への流出量が増える事となるがその流出量の増加分を貯留施設等により、自然状態の流量より増やさないことが「上下流のバランス」と考えています。現時点で、狭窄部上流部については、流下能力が低いところがあり放置することが出来ない状況であるため、上流貯留施設整備による流量低減によって上下流バランスを確保しながら、狭窄部上流部の流下能力向上のための河道掘削等を実施することとしています。 | 59 | 66 |
| 601 | | 235 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 基本高水量の過大設定を気付いていないのか？ この問題は「確率・統計学」の初歩に当たるが、雨量確率から流量確率を求める事が「条件付き確率」即ち、「複合事象の確率」を求めているのである。その為、淀川水系の枚方地点における基本高水のピーク流量17,000M3/Sは、1/200(超過確率=0.005)ではなく、1/4000(超過確率=0.00025)位になる。この確率論は第58回委員会の参考資料1「一般からの流域委員会への意見—NO.774-」『基本高水のベテンス師組(あるいは無知団)』=確率統計学における河川局の煩悶にて述べているので、参照賜りたい。1/4000の確率とは、4,000年に1度あるか無いかの確率の洪水だということになる。目標数値だとしても余りにも過大であり、結果、国民の税金を湯水のように、いや、洪水のように無駄遣いする事に繋がりはしないか。明確な説明をして貰いたい。 上記の「基本高水の選定における確率論の致命的とも言える誤認」により、基本高水流量を過大なものとして使っている為に、治水計画が歪んでいる。これは重大な政治問題であると同時に河川管理者の資質を問うものである。全面的に、根本的に再検討されたい。 | 浅野隆彦 | 9月6日時点で75回を数える河川整備基本方針検討小委員会では、長期的な観点から国土全体のバランスを考慮して審議・検討が行われ、多くの水系の河川整備基本方針が策定されています。この小委員会において、淀川においても従来の日雨量に加え、新たに時間雨量を検討の対象とするともに、昭和46年の工事実施基本計画策定以降に観測された新たなデータや知見をもとに、より科学的な観点から河川整備基本方針を策定しており、合理的なものであると考えております。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 602 | | 468 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【235への再質問①】 この質問では「淀川水系の基本高水選定」に際し、確率論に於ける初歩的誤認をもって、基礎的「確率・統計学」を誤って応用しているという致命的な欠陥を指摘し、質問と全面的・根本的な再検討を求めているのである。まず、「確率論か確率・統計学」の学問的立場から、真正面からの説明・反証をされたい。「雨量確率から流量確率を求める事において、その条件付確率(複合確率)は、その2つの確率を乗法の定理により掛け合わせた数値となる。」のである。私の検証で、「流量データからのみの17,000m ³ /Sの基本高水」でさえ、1/4000の確率であることが判明している。ピーク流量群の最大値を「基本高水流量」と決定しているものは、1/10,000あたりになるのではと予測している現在なのである。 | 浅野 隆彦 | 河川整備方針検討小委員会では、河川に関する学識経験者にもご参加頂き助言を頂いているところです。また、河川砂防技術基準計画編にも準拠した内容になっています。 | 59 | 65 |
| 603 | 144 | 966 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【468への再質問①】 全くマトモに答えていない。「雨量確率から流量確率を求める事において、その複合確率は、その2つの確率を<確率論の原理>乗法の定理により掛け合わせた数値となる」のであり、「河川砂防技術基準(計画編)」に準拠した現在の「基本高水」は、「計画規模降雨確率」とは全く整合しておらず、その手順に根本的な修正が必要であろう。以上の事に「確率論、確率・統計学」の学問的NO.2立場から、真正面からの説明・反証をされるよう求めているのである。 | 浅野隆彦 | 国民に対して保障するサービス水準を示す指標として、全国の多くの河川で同様の手法を採用しており、特に問題はないと考えています。 | 59 | 66 |
| 604 | | 236 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ”川をして川を作らせる”ためには、河状の時系列的変化を予測せねばなりません。これに関するポイントは、土砂の移動や堆積の予測です。天瀬ダムがある以上、河道縦断面の連続性が得られることはありません。宇治川のダムより下流の河床は低下を続けています。また、宇治川での掃流力や洗掘力は思いのほか大きいらしく、現在、塔の島付近からそのかなり下流の隠元橋あたりまでの、小礫が分布する河床に、稀ながら径数10cmの礫が見られます。宇治橋付近の河床の石礫は、アーマーをなしてその下の堆積物を洗掘から護っていますが、このアーマーが榎島付近で剥がされつつあるとの報告があります。今出されている各種整備案は、この点についての考慮がはなはだ不十分なものに思われますがいかがでしょうか。 | 志岐常正 | 洪水時の河床変動について予測することは可能ですが、十分な精度を得るためにはさらなる検討が必要であり、学識者の助言をいただきながら検討を進めます。また、土砂の連続性確保のための取り組みについても継続していきます。 | 59 | 61 |
| 605 | | 237 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 最近知られた宇治川断層は、宇治川との関係が明らかになっていません。黄瀬断層についても同様ですが、これは東方、天瀬方面へ延びている疑いがあります。一方、天瀬ダムの放流量を増やすためということで、トンネルを設置することが計画されていますが、当該場所の地質については不安があります。これらの点に関し、現在言われている情報、今後の調査計画などが公開されていません。委員会に示さるべきことは言うまでもありませんが、不安を抱えている我々市民にも公開して頂きたいと思えます。先ずその意思、予定の有無をお尋ねします。 | 志岐常正 | 天ヶ瀬ダム再開発事業において、実施した地質調査の結果については、問い合わせがあれば公表いたします。 | 59 | 61 |
| 606 | | 238 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 聞くところによれば、最近の基本方針委員会では、洗堰放流などにかかわる基準点が枚方一点に絞られたとのことですが事実でしょうか。宇治市民としては、その時々洗堰や天瀬ダムの放流量が宇治での流況を見て決められるのであれば、宇治塔の島地区や榎島地区などの安全は護られないと思えますがいかがでしょうか。基準点を宇治に設けるよう要求される考えはありませんか。 | 志岐常正 | 淀川の河川整備基本方針について、宇治地点は基準地点として設定していませんが、所要の安全性を確保すべく、必要な施設計画を行っています。 | 59 | 61 |
| 607 | | 239 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第59回委員会審議資料2の「4.3.3宇治川流下能力図(現況)」で昭和28年台風13号洪水流量が1100m ³ /s(宇治川天ヶ瀬吊橋～塔の島地区～隠元橋下流)と記している。1100m ³ /sの根拠はなにか、資料にもとづいて説明されたい。 | 藪田秀雄 | 残流域からのピーク流入量を見込んで1,100m ³ /sとなります。 | 59 | 61 |
| 608 | 92 | 887 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 【239への再質問】 (1)質問239「第59回委員会審議資料2の『4.3.3宇治川流下能力図(現況)』で昭和28年台風13号洪水量が1,100m ³ /s(宇治川天ヶ瀬吊橋～隠元橋下流)と記している。1,100m ³ /sの根拠は何か、資料にもとづいて説明されたい」に対して回答「残流域からのピーク流量を見込んで1,100m ³ /sになります。」である。 (2)質問253「宇治川の計画高水流量について、宇治地点の計画高水流量が1,500 ³ /sとされているが、天ヶ瀬ダムの放流量は1,200トンである。天ヶ瀬ダムから宇治橋までの河川は志津川と白川だけなので、そう大きな流量増はないと考えられるが、この差の300 ³ /sの根拠は何ですか？」に対して回答「天ヶ瀬ダムからの放流量に加え、志津川や白川等の残流域を見込んだ流量です。」とある。 (1)の回答と(2)の回答は矛盾していないか、納得ゆく説明を求める。 | 藪田秀雄 | 宇治地点の計画高水流量1500m ³ /sにつきましては、天ヶ瀬ダムからの放流量が1140m ³ /sであり、宇治地点で150年に1度の降雨量を想定した場合、山科川合流点までの残留域からの流出量を加え1500m ³ /sとなります。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------|-------|----------------------------|---|-------------|---|--------------------|-------|--|--|---|--|--|----------------------------------|--|--|------|--|----|----|
| 609 | | 240 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 原案のP61、「(3)具体的な整備内容」3)宇治川・瀬田川 ①宇治川」で「山科川上流において1500m ³ /sの流下能力を確保するため」の記述があるがこの「山科川上流」はどこから出てきたものか。基本方針の宇治地点とはどういう関係か。 | 藪田秀雄 | 「山科川合流地点より上流において」に修正いたします。 | 59 | 61 | | | | | | | | | | | | |
| 610 | | 241 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 宇治川塔の島地区の現況の流下能力はいくらか。第59回委員会審議資料2「4.3.3宇治川の流下能力図(現況)」で亀石周辺で最小流下能力850m ³ /s、930m ³ /sの記述がある。P17「4.3.3塔の島地区の整備」では「現況流下能力概ね1000m ³ /s」の記述がある。「平成16年11月28日第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料2」では「塔の島地区の最小流下能力880m ³ /s、左岸970m ³ /s、(橋島周辺の)築堤区間最小流下能力2140m ³ /s」の記述がある。「淀川水系流域委員会第2回ダムワーキング 天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討(中間報告)平成16年7月18日琵琶湖河川事務所」では「宇治川の中でもっとも水が溢れやすいところは塔の島地区で、現状で約1100m ³ /sを流すことができます。」と記している。塔の島地区の現況の流下能力(50mピッチ)がわかる資料を出し、説明されたい。 | 藪田秀雄 | 第59回の委員会資料の審議資料2P8の宇治川流下可能能力図(現況)の塔の島付近を参照して下さい。 今回お示した流下能力については、1000m ³ /s以上は100m ³ /s単位1000m ³ /s以下は50m ³ /s単位で表記しております。 | 59 | 61 | | | | | | | | | | | | |
| 611 | 68 | 863 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 【241への再質問①】 質問241「宇治川塔の島地区の現況の流下能力はいくらか」に対して回答は「第59回委員会の審議資料2 p8の宇治川流下能力図(現況)の塔の島付近を参照して下さい」である。 第59回委員会審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」のp8下段の「4.3.3宇治川流下能力(現況)」では右岸最小流下能力51.625k 850m ³ /s、左岸 最小流下能力51.625k 950m ³ /sとなっている。 今回提示の第64回委員会審議資料1-4-1塔の島地区の河川整備事業パワーポイント4「宇治川現況流下能力図(現況)」では塔の島 右岸の最小流下能力51.625k 890m ³ /s、左岸の最小流下能力51.625k 980m ³ /sとなっている。 第59回審議資料と今回第64回審議資料の塔の島地区の最小流下能力の数値が異なる理由を説明されたい。 | 藪田秀雄 | 第59回委員会審議資料2にお示している宇治川の最小流下能力「右岸最小流下能力51.625k 850m ³ /s、左岸 最小流下能力51.625k 950m ³ /s」については、1000m ³ /s以上は100m ³ /s単位、1000m ³ /s以下については50m ³ /s単位で表記しております。第64回委員会審議資料1-4-1にお示している宇治川現況流下能力図においては、当該地区の流下能力の増大方法について焦点を当てた説明内容であったため10m ³ /s単位で表記いたしました。 | 64 | 66 | | | | | | | | | | | | |
| 612 | 300 | 1122 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【863への再質問①】 宇治川塔の島地区の現況の流量は何m ³ /sなのか、具体的な根拠を示して回答されたい。また提出されている資料ごとに現況流下能力の数値が異なるのはなぜか説明されたい。 質問24「宇治川塔の島地区の現況の流下能力はいくらか」に対する回答は「第59回委員会の審議資料2 p8の宇治川流下能力図(現況)の塔の島付近を参照して下さい。」であった。そこで10月12日付けでこの間の提出資料ごとに数値が異なることを示して再度の説明を求めたが、回答がない。 <table border="1" data-bbox="817 917 1131 1125"> <tr> <td>宇治川塔の島地区の現況</td> <td>(1)各箇所の現況の流下能力(概算)</td> <td>(2)各箇所の現況の流下能力(概算)</td> </tr> <tr> <td>原案</td> <td>右岸: 850m³/s 左岸: 950m³/s</td> <td>右岸: 850m³/s 左岸: 950m³/s</td> </tr> <tr> <td>第59回委員会審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」</td> <td>右岸: 51.625k 850m³/s 左岸: 51.625k 950m³/s</td> <td>右岸: 51.625k 850m³/s 左岸: 51.625k 950m³/s</td> </tr> <tr> <td>第64回委員会審議資料1-4-1「宇治川現況流下能力図(現況)」</td> <td>右岸: 51.625k 890m³/s 左岸: 51.625k 980m³/s</td> <td>右岸: 51.625k 890m³/s 左岸: 51.625k 980m³/s</td> </tr> </table> *今回質問追加資料 ①地域住民への説明資料「淀川を考える」淀川の未来をかんぶら平成18年10月20日 淀川河川事務所の「宇治川における主な具体の整備内容」 塔の島地区 ●1,500m ³ /sに対して現況流下能力概ね1,000m ³ /s ②資料「塔の島地区河川整備に関する検討委員会委員への報告書(H19.10.25)資料—5 塔の島地区の河川整備について」(淀川河川事務所) 塔の島地区 現況流下能力 890m ³ /s ③資料「基礎案整備内容シート 治水—6—1 平成18年3月22日版」 「塔の島付近現況 宇治川の中で塔の島付近が一番流下能力がない 現況 約1,100m ³ /s → 約1,500m ³ /s」 ④基礎案に係る具体的な整備内容シート 平成15年9月11日版 治水—17 ■琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 塔の島付近 現況約1,100m ³ /s ⑤「第2案に係る具体的な整備内容シート平成15年7月10日」 治水—16 塔の島付近 現況 約1,100m ³ /s ①と②のように同じ日に開かれた会議の資料でも数値が異なっている。この間の資料を見れば塔の島地区の現況の流下能力は約1100m ³ /sと考えるのが妥当であろう。 | 宇治川塔の島地区の現況 | (1)各箇所の現況の流下能力(概算) | (2)各箇所の現況の流下能力(概算) | 原案 | 右岸: 850m ³ /s 左岸: 950m ³ /s | 右岸: 850m ³ /s 左岸: 950m ³ /s | 第59回委員会審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」 | 右岸: 51.625k 850m ³ /s 左岸: 51.625k 950m ³ /s | 右岸: 51.625k 850m ³ /s 左岸: 51.625k 950m ³ /s | 第64回委員会審議資料1-4-1「宇治川現況流下能力図(現況)」 | 右岸: 51.625k 890m ³ /s 左岸: 51.625k 980m ³ /s | 右岸: 51.625k 890m ³ /s 左岸: 51.625k 980m ³ /s | 藪田秀雄 | 別紙につきましては受付番号865に対する回答をご参照ください。なお、今回お問い合わせの件につきましては1,500m ³ /sに対して現況流下能力を示しているため、丸めて概ね1000m ³ /sや1,100m ³ /sという記載としております。これまで塔の島地区の流下能力としていくつかの数字をお示しておりますが、前提条件が違うものを同じもののような記載の仕方をしております。今後は前提条件をお示しし、混乱の生じないよう心がけます。 | 64 | 66 |
| 宇治川塔の島地区の現況 | (1)各箇所の現況の流下能力(概算) | (2)各箇所の現況の流下能力(概算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原案 | 右岸: 850m ³ /s 左岸: 950m ³ /s | 右岸: 850m ³ /s 左岸: 950m ³ /s | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第59回委員会審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」 | 右岸: 51.625k 850m ³ /s 左岸: 51.625k 950m ³ /s | 右岸: 51.625k 850m ³ /s 左岸: 51.625k 950m ³ /s | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第64回委員会審議資料1-4-1「宇治川現況流下能力図(現況)」 | 右岸: 51.625k 890m ³ /s 左岸: 51.625k 980m ³ /s | 右岸: 51.625k 890m ³ /s 左岸: 51.625k 980m ³ /s | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 613 | | 242 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 流域委員会が撤去検討を意図してきた以下の点について質問・流下能力を低下させた塔の川締切堤の撤去、天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管撤去、亀石遊歩道の撤去によるそれぞれの流下能力の増大量はいくらか。・この3つを撤去した場合の流下能力の増大量はいくらか。 | 藪田秀雄 | 9月26日の委員会において、塔の島付近の河川整備の計画について、説明いたします。 | 59 | 61 | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 614 | | 243 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 第59回委員会審議資料2「4.3.3塔の島地区の整備」で河床掘削に関して「最小限の掘削（最深河床部約0.4m）で対処する方針」と記している。これまでの説明は「平均0.4m掘削」であった。「最深河床部約0.4m」はもっとも深く掘削するところで0.4mという意味なのかどうか説明されたい。計画の掘削範囲と各地点での掘削量がわかる資料を出されたい（OP明示）。河床掘削に伴う各地点での水位低下の程度がわかる資料を出されたい（OP明示）。 | 藪田秀雄 | 0.4m掘削とは、以前の3m掘削計画との比較で、表現しており、現在の最深河床からの掘削深さになります。但し、場所によって、それよりも浅くなったり深くなったりします。掘削範囲は、概ね宇治市水管橋の上流から横尾山水位観測所付近です。この掘削により、0.8m程度の水位低下が想定されます。 | 59 | 61 |
| 615 | 301 | 1123 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 【243への再質問①】 質問243の回答は「0.4m掘削とは、以前の3m掘削計画との比較で、表現しており、現在の最深河床からの掘削深さになります。但し場所によって、それ以上浅くなったり深くなったりします」である。これではどうにでもなるということでまったく納得できません。塔の島地区の河床掘削計画の「最小限の掘削（最深部約0.4m、最深河床部0.4m）で対処する方針（平常時の水面は50～90cm下がる）」について、掘削範囲全体について、計画河床高、現況河床高、現況水位と計画水位など、河道の変化、掘削量、水位の変化が分かるように資料をまとめて説明されたい。河川縦断面図および各地点での河川横断面図に現況の河床高、計画河床高、3m掘削計画河床高、水位を示すなど分かりやすい資料を提示されたい。O. P. 表示されたい。 また「最深部0.4m」と「最深河床部0.4m」と資料によってばらばらであるものを整理されたい。 | 藪田秀雄 | 別紙－588, 878, 1100, 1123, 1125, 1190にお示ししているとおりです。 | 59 | 66 |
| 616 | | 244 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の整備計画全体の詳細を説明されたい。 | 藪田秀雄 | 9月26日の委員会において、塔の島付近の河川整備の計画について、説明いたします。 | 59 | 61 |
| 617 | | 245 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム増強（再開発）のトンネル式放流設備の詳細資料を出されたい。また天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る既存施設有効活用技術検討委員会の報告を出して、これまでの検討結果を説明されたい。 | 藪田秀雄 | 9月19日の委員会で放流能力増強に係る説明を致します。なお、別途詳細な資料については、閲覧することができます。 | 59 | 61 |
| 618 | | 246 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 トンネル式放流設備の環境・景観への影響をどのように検討しているのか。 | 藪田秀雄 | 9月26日の委員会において天ヶ瀬ダム再開発事業に伴う環境影響の検討について説明いたします。 トンネル式放流設備の景観への影響については、詳細な設計を行う段階で検討していく予定です。 | 59 | 61 |
| 619 | | 247 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 第59回委員会審議資料2 P16「天ヶ瀬ダムの放流能力の増強対策（再開発）」で「放流能力900m ³ /sを1500m ³ /sに増強」の記述があり、P24「淀川本川において計画規模の洪水を流下能力以下に収める」で「天ヶ瀬ダム再開発により、天ヶ瀬ダム放流量を1140m ³ /sに向上」と記している。計画規模洪水の対応のための増強は1140m ³ /s、とすると1500m ³ /sへの増強は、結局は琵琶湖後期放流のための増強と考えてよいのか。 | 藪田秀雄 | 計画規模洪水時の最大放流量は1,140m ³ /sであり、琵琶湖の後期放流の対応のための放流時の最大放流量は1,500m ³ /sです。 | 59 | 61 |
| 620 | | 248 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 琵琶湖後期放流について 琵琶湖からの放流量1500m ³ /sと1200m ³ /sの場合の琵琶湖水位への影響・効果を、シミュレーション資料をもって説明されたい。 | 藪田秀雄 | 後期放流が1500m ³ /sの場合の琵琶湖水位の変化については、9月19日の委員会で説明します。なお、1200m ³ /sの場合はその場合と比べ、効果はほぼ半減します。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|
| 621 | | 249 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 原案P65「(6)琵琶湖及び琵琶湖流入河川等」で・・・原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする」としている。「洗堰設置前と同程度の流量」は具体的にはいくら流量なのか。 | 藪田秀雄 | 洗堰設置前の瀬田川の流下能力は、165m ³ /sでした。ただし当時琵琶湖疏水が完成しており8m ³ /s流出していたため、琵琶湖からの総流出量は173m ³ /sとなります。これに対し、現在は、琵琶湖疏水は20m ³ /s流出し、宇治発電所導水により60m ³ /s流出していますので、これらを考慮(173-20-60=93)すると、瀬田川洗堰からの放流量は93m ³ /sとなります。洗堰からの放流量については、琵琶湖水位によって変化することから、洗堰を一定開度で固定した時の琵琶湖水位－洗堰放流量の関係を用いて上記を踏まえて琵琶湖水位－0.3m、-0.2mで93m ³ /sとなるような関係を導き設定するなどの方法を考えています。具体的な検討内容については、一部の地域の権性を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、整備計画期間中に今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況を踏まえた瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討するとともに、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行っていきます。 | 59 | 61 |
| 622 | | 250 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 洗堰全閉を行わないことによる洪水時の琵琶湖水位に対する影響・効果は具体的にはどれほどのものなのか。シミュレーション資料をもって説明されたい。 | 藪田秀雄 | 現在整理中であり、次回以降の委員会で回答させていただきます。 全閉操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うこととしています。 例えば、琵琶湖の戦後最高水位を記録した昭和36年6月洪水時の全閉時間は11時間であったので、仮に11時間、93m ³ /s放流で試算すると、5mm程度(11時間×60分×60秒×93m ³ /s)÷674km ² (琵琶湖の平均的な水面積)となります。 | 59 | 61 |
| 623 | | 251 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 流域委員会の意見、地域住民・団体の意見、河川管理者が開催してきた住民参加のダムワークが提出した意見書など、原案のどこに反映しているのか、また反映していないのか、わかるようにしてもらいたい。 | 藪田秀雄 | これまで頂いた意見等は基礎案に反映させて頂いています。本原案は、基礎案を踏まえるとともに、本年8月に策定された河川整備基本方針に則したものとなっています。今後は、本原案に対して河川法に16条2に基づき意見をお聴きするものでもあることから、ご意見等については改めてお聴きさせて頂きたいと考えています。 | 59 | 61 |
| 624 | | 252 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 1. 大戸川ダム計画推進と宇治川計画流量の関係について大戸川ダムが必要とされる理由として次のような説明がなされている。桂川改修が進捗することに伴い、淀川下流部への負担が増大するため、その分を宇治川で軽減する必要がある。そのために大戸川ダムが必要である。しかし、桂川の計画高水流量5100トン(工実?)を5300トンに引き上げているものの、宇治川宇治地点の計画高水流量1500トンは変わっていないようである。どういうことでしょうか？ | 中川学 | 河川整備基本方針における羽束師地点の計画高水流量が既定計画の5,100m ³ /sから5,300m ³ /sに変更になっていますが、これは、大戸川ダムの有る無しには関係ありません。 | 59 | 61 |
| 625 | | 253 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 2. 宇治川の計画高水流量について 宇治地点の計画高水流量が1500トンとされているが、天ヶ瀬ダムからの放流量は1200トン(工実?)である。天ヶ瀬ダムから宇治橋までの河川は志津川と白川だけなので、そう大きな流量増はないと考えられるが、この差300トンの根拠は何ですか？ | 中川学 | 天ヶ瀬ダムからの放流量に加え、志津川や白川等の残流域を見込んだ流量です。 | 59 | 61 |
| 626 | 91 | 886 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業【253への再質問①】 (1)第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区河川整備事業」パワーポイント4「宇治川流下能力図(現況)」で戦後最大流量をみると53.0kの白虹橋から46.0kの山科川上流まで1,100m ³ /sであるとしている。 (2)質問253「宇治川の計画高水流量について、宇治地点の計画高水流量が1,500 ³ /sとされているが、天ヶ瀬ダムの放流量は1,200トンである。天ヶ瀬ダムから宇治橋までの河川は志津川と白川だけなので、そう大きな流量増はないと考えられるが、この差の300 ³ /sの根拠は何ですか？」に対して回答「天ヶ瀬ダムからの放流量に加え、志津川や白川等の残流域を見込んだ流量です。」とある。 (1)で、白虹橋から山科川上流まで1,100m ³ /sと明示してことはその間に大きな流量増がないことを示している。(1)と(2)は矛盾していないか納得ゆく説明を求める。 | 藪田秀雄 | 現在の河川の整備状況において戦後最大洪水である昭和28年13号台風洪水が再来した場合、天ヶ瀬ダムの洪水調節により、ダム放流量は最大840m ³ /s、宇治発電所放流量及び志津川等の流入をふくめ山科川合流点までの間で1,100m ³ /sが流下します。計算上、天ヶ瀬ダム下流から山科川合流点までの残流域を1つとしているため、同じ流量で示しております。 | 64 | 66 |
| 627 | | 254 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 3. 大戸川ダム計画と天ヶ瀬ダム2次調節について 第59回委員会資料では、天ヶ瀬ダム2次調節のために大戸川ダムが必要となっているが、この時の瀬田川洗堰からの放流量はいくらですか？洪水調節計画を示してください。また、天ヶ瀬ダム2次調節時のような非常時には、その洪水調節容量を確保するために喜撰ダムを活用する方法があると思われるが、いかがでしょうか？ | 中川学 | この時の瀬田川洗堰からの放流はありません。 大戸川ダムの洪水調節は、280m ³ /sの一定量放流で計画しています。 9月19日の委員会で喜撰山ダムの活用については代替案の中でご説明します。 | 59 | 61 |
| 628 | | 255 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 戦後最大である昭和28年の13号台風時の降雨を対象に何パーセントか上回る降雨があったとすれば、洪水はどこで堤防を越えるのでしょうか。淀川、宇治川、木津川、桂川で何パーセントでどこが、更に上回る降雨でどこで越水するのか、すべての箇所と「戦後最大の降雨」を上回るパーセンテージを示していただくことはできないでしょうか。 | 木村俊二郎 | 別添の「整備段階と水位の変化について」及び「降雨規模と水位の変化について」にお示ししているとおりです。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 629 | | 256 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 整備計画の治水の項で、外力が昭和28年13号台風の2倍であるとか昭和47年20号台風の1.53倍とかが使われていますが、実績降雨で示すならどのようになるのでしょうか。仮定ではなく事実で、実績で示していただきたくお願いします。 | 木村俊二郎 | 別紙-256にお示しているとおりです。 | 59 | 61 |
| 630 | | 452 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 中上流の改修の下流への流量負担のみしか取り上げられておらず、治水全体、利水や環境を含む本来の上下流バランスの議論にはなっていないように思える。 ①まず、河川管理における上下流のバランスとは何か、この項で言うバランスとは何か明確に示してもらいたい。 ②具体的な質問としては、下流に負担をかけない上流の治水対策としては、ダム、遊水池以外にどのような対策が想定されているのかを聞きたい。 | 村上委員 | ①「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」とうことです。 ②ダムや遊水池などの貯留施設の他には、下流域をバイパスして直接海まで抜く放水路が考えられます。 | 61 | 65 |
| 631 | | 453 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (高規格堤防) 整備計画案が想定している20～30年間の整備期間に実現可能な高規格堤防の延長距離及び投入できる費用の概算を示して欲しい。 | 村上委員 | 昭和62年事業着手以降、整備延長4.8km及び事業中延長1.4km(全事業費約1220億円)となっています。 現在、事業化に向けて調整している箇所としては、整備延長で約7km、事業費約310億円を見込んでいます。なお、高規格堤防整備はまちづくりと一体整備の調整が図れた箇所から実施を予定しており、整備計画期間内での実施する整備延長等は決まっています。 | 61 | 65 |
| 632 | | 454 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ①上野及び名張の浸水が予想されている地区の住民に対して、現在どのような対策が講じられているのか、ソフト、ハードの両面について教えていただきたい。 ②遊水池の拡大が困難との理由が未だ理解できない。土地買い上げまたは地役権の費用とダム建設のそれとを対照させた説明が欲しい。遊水池に該当と判断される地域の住民は浸水の危険性に対してどのように考えているのか、聞き取り等の資料があればお教え願いたい。 | 村上委員 | ①浸水想定区域図の公表及び伊賀市において過去の浸水水位表示の看板を設置しています。名張市近郊住民に対して河川の洪水時の状況等をケーブルTVにて放送できるように調整を進めている。 又、「水害に強い地域づくり協議会」の発足の準備を行っています。 ②第62回委員会でご説明したように、上野遊水池計画は、約540haの浸水範囲の半分に相当する250haを遊水池としたものであり、上野地区の住民に苦渋の選択をさせていただいたものであり、これ以上の遊水池拡大は、地元の住民の方々にとって到底受け入れてもらえるものではないと考えています。 事業費につきましては、現在関係機関と調整中であり、出来るだけ速やかに提示させていただきます。 | 61 | 65 |
| 633 | | 455 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ①亀岡地区の改修後の河道に貯留される水量が限界を超えた場合、どの部分が破堤する危険性が最も大きいのか、また破堤たしない場合、下流の水位はどの程度上がると予想されるのか。過去の洪水(S28, 35, 57, H1, 16)を例にとり、それぞれ示してもらいたい。 ②保津峡開削は、洪水時の下流の水位を上げることにならないのか。開削に慎重な銀橋、岩倉峡の事例と異なる治水上の条件は何か。大下津の引き堤、掘削も同様。③嵐山附近の取水に利用されていない堰の役割は何か。撤去すれば、治水、景観上、どのような変化が生じると予想されるか。 | 村上委員 | ①亀岡地区の改修後も霞堤が存置され、そこから堤内地に溢れていくため、破堤の危険性は低いと考えています。このため破堤の有無による下流の水位上昇量については特に計算をいたしていません。 ②本整備計画原案では保津峡の開削は想定しておりません。大下津地区の引堤、河道掘削については下流への流量増となるため、上流での貯留施設の整備を併せてお示ししています。 ③桂川には8つの堰があり、うち2つは取水堰、残り6つは河床安定のための床止めとなっております。桂川は河床勾配が急であるため、これを撤去すると深く掘れる箇所や堆積する箇所が考えられます。 | 61 | 65 |
| 634 | | 456 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 鹿跳渓谷両岸に計画されているバイパストネルの諸元、建設費用、維持費用について、説明が欲しい。 | 村上委員 | 鹿跳渓谷の流下能力の増大方法については、整備計画期間内において、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視し、検討することとしているものです。 | 61 | 65 |
| 635 | | 469 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 1. 銀橋下流の河道掘削は最低限にとどめるべきであると考え。 河川の河道は数万年の洪水の浸食の賜物であり、単に河道断面を拡大して疎通能力を大きくしても、そのような人工環境で均衡を保てるわけがなく、いずれ現状の河道断面に近づくように流砂による河床上昇が起こるのは必然である。したがって、計画しているような3,400m ³ /sの流量を流せるような河道に維持するためには継続的な河床掘削が必要となる。銀橋上流部の狭窄部の部分開削をせず、下流部の河床掘削を計画の数分の1実施することによって、下流部の疎通能力を現状以上にすることは治水安全上、許容できる範囲内にとどめるべきである。 | 河田委員 | 整備計画原案に示した河道掘削に対する河道の変動については、今後、維持管理が出来るだけ少なくなるような検討を進めます。なお、3,400m ³ /sは神崎川の整備目標流量です。 | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 636 | | 470 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 2. 銀橋上流の狭窄部の部分開削はまちがっている。狭窄部は、自然が作った下流の人口密集市街地の安全のための装置である。これを部分開削すればその反動は必ず現れる。それは、超過洪水が発生したときに、下流の治水安全度が現状より低下するからである。桂川、瀬田川、木津川にはいずれも狭窄部はあるが、これは部分開削であっても決してやってはいけない。なぜなら、これらは下流にとっての安全装置であるからである。しかし、上流部の治水安全度を向上する必要がある、その原則はあくまでも『上流部において治水事業の効果を期待する』ものでなければならない。したがって、余野ダムの建設をはじめあらゆる手段を講ずべきであって、安易に「上下流の治水安全度のバランスを考慮する」との考えで狭窄部を開削してはならない。さらに市街化にあたっては当該の市町村当局がもっと指導力を発揮すべきであって、開発を放置した(結果的にそういわれても仕方がない)つけが現状であることを反省して、今後、どのように開発指導、抑制するべきかを考えるよい機会である。中小洪水氾濫が頻発して地価の上昇が起こらないとすれば、それも1つの間接的な開発規制であることを自治体は理解しなければならない。 | 河田委員 | 川の氾濫原因に堤防等を建設し、利便性の高い川の周辺に居住してきたのが我が国の歴史的な経過であり、これに関しては下流域の住民も、狭窄部上流の住民も同じです。河川管理者としては、下流住民だけでなく狭窄部上流の居住者も等しく洪水から守られるべきと考えています。このため、現状においては狭窄部上流の新設ダムや既設ダムの治水機能の増強等の余地がないことを踏まえ、狭窄部開削による水位上昇が下流で生じないように下流の河道掘削の進捗を考慮しながら、狭窄部を部分開削し、狭窄部上流の治水安全度を向上させることを考えています。 | 62 | 65 |
| 637 | | 471 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 2. 超過洪水に対する治水を考えなければいけない。上下流部の洪水流量の数字のつじつま合わせをしてはいけない。仮に、猪名川の上流部に300年に一度の大雨が降った場合を想定すると、この銀橋上流の狭窄部を部分開削すれば必ず大量の洪水が下流し、下流市街地で氾濫して未曾有の被害が発生することは必定である。これは淀川本川についてもいえることで、昭和の既往最大流量を視野に入れた改修では不十分である。 | 河田委員 | 計画規模を大きく超える降雨(S35年降雨×2倍)を想定して行った流出計算及び氾濫計算では、狭窄部上流では氾濫が生じ、多田盆地が水没しますが、狭窄部上流での氾濫流が狭窄部に集まり下流するため、下流への流出量の軽減は大きくありません。このため、現況に比べ部分開削等を実施した整備後のケースの方が、氾濫規模は軽減されています(別紙-471参照)。このように、超過洪水が発生しても、狭窄部の部分開削による下流への影響が少なくなるよう、必要な措置を講じながら河川整備を進めていきます。 | 62 | 65 |
| 638 | | 479 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド6.12)無堤防区間があるという事は、元々、自然な「洪水氾濫原」として「遊水地」に使ってきた場所ではないか？猪名川流域の全てに於ける無堤防区間対象地域の名称を示されたい。(P.4 図6、P.7 図12)此処を閉じて、全川において連続堤防とすることは、却って下流において「洪水ポテンシャル」を増大させるが、この「遣り方」が「上、下流のバランスになる」と言っているのか？ | 浅野隆彦 | 元来、下流も含めて無堤防地区に築堤をしてきたものであり、現時点における有堤防地区と無堤防地区を差別化することは必ずしも適切でないと考えています。なお、直轄管理区間では川西・池田地区の当該箇所のみです。また、今回一連事業として示した川西・池田地区の無堤防区間で氾濫が生じた場合、氾濫水の流下により堤内地下下流まで被害を及ぼし得るもので、流域全体の安全の観点からも、一連の堤防を築く必要があると考えています。 | 62 | 65 |
| 639 | 147 | 969 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【479への再質問①】これまで無堤であったと言う事は、元々、遊水地としての歴史的経緯があり、その役目を持っていた場所であろう。ならば、流域対応策を様々な組み立て、連続堤防化を避ける必要があると考えられるが、連続堤防で下流への洪水ポテンシャル増加をどう考えているのか？また、当地についても破堤時には大きな被害になってしまうのではないのか？ | 浅野隆彦 | 無堤防地区である川西・池田地区で氾濫が生じた場合、氾濫水は下流の堤防で守られている地域まで拡散することになります。そのため既設の堤防も含めた一連の効果を発揮するためにも、当該無堤防地の解消が必要となります。 | 62 | 66 |
| 640 | | 480 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド13)狭窄部(銀橋)上流は、浸水被害が頻発しており、治水対策が必要。としているが、元々の「洪水氾濫原」であるから、特に「総合治水対策」を強化して対応すべきだと思うが、「河道内治水対策」を優先させようとしているのか、どちらか？(P.7 図13) | 浅野隆彦 | 河道内対策と流域対策についてはどちらも重要であると考えています。狭窄部(銀橋)上流の浸水被害軽減対策については、様々な検討を行っております。詳しくは第42回委員会審議資料1-6-5「余野川ダムの調査検討(とりまとめ)」をご覧ください。 | 62 | 65 |
| 641 | | 481 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド14)一庫ダムの利水容量の活用又は再開発は、利水者との協議(時間が掛かる?)や、了解を得るために多額の費用がかかるという事だが、実際に確かめたのか？詳細を示されたい。また、流域内貯留施設の設置について、どれ程の調査・検討がされているのか、その詳細も示されたい。(P.8 図14) | 浅野隆彦 | 一庫ダムの利水容量の活用又は再開発、流域内貯留施設の設置については、過去から様々な視点で検討しております。例えば、淀川流域委員会のダムWGでも議論なされておりましたので、ご参照下さい。 | 62 | 65 |
| 642 | 148 | 970 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【481への再質問①】一庫ダムの利水者との協議録を示すなり、費用の中身の説明をして貰いたいと言っているのである。 | 浅野隆彦 | 利水容量の振り替え等狭窄部上流対策の代替案のコストの概算は、淀川水系流域委員会第9回ダムWG資料2-6「ダムの調査検討について(余野川ダム)」に示されています。 | 62 | 66 |
| 643 | | 482 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド20)・昭和35年16号台風を安全に流下させるという新たな目標設定がなされた理由を上記質問の回答を踏まえて、論理的に、わかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | 基礎案において示した「破堤による被害を回避・軽減する」という考え方は、原案において「いかなる規模の洪水(現況から将来にいたる整備途上のあらゆる段階において施設能力を超える洪水)に対して被害をできるだけ小さくする」という考え方とし、基礎案において整備計画期間内に実施することが難しいとしていた「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」という考え方を盛り込み、基礎案を一步前に進めて原案において実施できることとしました。 | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 644 | 200 | 1022 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【482への再質問①】 昭和35年16号台風を目標とした理由について65回委員会での説明は不十分でした。再度説明して下さい。 | 宮本委員 | <p>基礎案(H16.5)においては、「狭窄部上流の浸水被害に対しては、下流堤防の破壊危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水を対象に狭窄部上流の対策を検討することとしていました。</p> <p>既往最大規模の洪水としては、様々な降雨パターンの洪水を既往最大洪水の実績の降雨量まで引き伸ばすこととしていましたが、猪名川の既往最大洪水であるS35.8洪水は、他の洪水に比べて大きな降雨量であったことから、既往第2位であるS58.9洪水と総合治水対策の目標洪水(S28.9洪水の1.05倍)で検討を行うこととし、H17.7の「5ダムの方針」でも当該洪水を対象に検討を行っていたところです。</p> <p>今回の原案においては、まずは過去に流域で経験したことのある洪水に対して、被害を生じさせないことを目標としたことから、S35.8洪水の実績を対象とすることとしました。今後、上下流、本支川間のバランスを図りつつ当該洪水を安全に流下させるための整備を実施することとしていますが、整備計画の対象期間でその対応は可能と考えています。</p> <p>なお、流域委員会の淀川水系の5ダムの調査検討(H17.12)では、既往第2位であるS58.9洪水と総合治水対策の目標洪水(S28.9洪水の1.05倍)で検討を行ったことに対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶然性が支配するとはいえ、実績の降雨は自然の警告である ・374.6mmという日雨量は特異というほど大きなものではない <p>との意見を頂いていたところです。</p> | 65 | 66 |
| 645 | | 483 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド20)・「淀川水系5ダムについて(調査検討のとりまとめ)」では、「銀橋狭窄部の上流域で実施中の総合治水対策において目標としている洪水に対しても浸水被害の軽減を図る」という記述があるが、パワーポイントp20で「5ダムの方針では、狭窄部(銀橋)開削により総合治水対策対象洪水s58洪水を安全に流下させるとともに、狭窄部下流で堤防天端高を越えない様々なパターンの洪水を現況より安全に流下させることを条件に、ダムと河床掘削案を比較」という記述はどこからの引用か。 | 宮本委員 | 「余野川ダム調査検討」のP7、15行目「猪名川で過去に出水のあった11洪水の倍率」、17行目「狭窄部下流において現況水位が堤防天端高を超えるような大きな洪水は対象外とします」、より引用したものです。 | 62 | 65 |
| 646 | | 484 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド20)・昭和35年16号台風を安全に流下させることを目標とした今回の洪水対策計画において、総合治水対策による流域内貯留量はどのように取り扱われているのか説明して下さい。 | 宮本委員 | シミュレーションモデルには明示的には流域内貯留施設が含まれていないが、今回の流出計算では、戦後から平成16年までの主要な洪水の観測結果を再現できており、流出計算モデルのパラメータや市街地面積が流域内貯留施設を加味したものになっていると考えている。 | 62 | 65 |
| 647 | 201 | 1023 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【484への再質問①】 流出モデルに流域内貯留施設が加味されているとのことであるが、戦後から平成16年までの検証洪水において、流域内貯留施設がどのように加味されているのかモデルのパラメーターの具体的な数字で示して下さい。 | 宮本委員 | 小規模な流域内貯留施設を一つ一つモデルに組み込むことは困難であり、市街地面積にあわせて整備された流域貯留施設が反映されていると見なしたものです。洪水の再現性から概ね反映されていると判断しました。 | 65 | 66 |
| 648 | | 485 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P65)・「神崎川において、3400m3/sの流下能力の確保」とあるが、3400m3/sの根拠を説明して下さい。 | 宮本委員 | 大阪府が実施中の神崎川の改修計画においては、1/40確率に引き延ばした昭和28年洪水により流出計算を行い、3400m3/sを整備目標の流量としています。 | 62 | 65 |
| 649 | | 486 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・猪名川、神崎川の掘削の範囲、掘削形状を縦横断面図で示して下さい。また、事業費を示して下さい。 | 宮本委員 | 掘削範囲を別紙-486(1)に、掘削縦断面図を別紙-486(2)に、掘削横断面図を別紙-486(3)に示します。事業費については関係機関と調整中であり、後ほど提出いたします。 | 62 | 65 |
| 650 | 202 | 1024 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【486への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 651 | | 487 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・狭窄部開削の下流に対する影響について、計画規模洪水だけでなく様々な規模の洪水についてどのようなのか、河床掘削でどのように影響がなくなるのか、流量および下流区間の代表横断面図において水位を示して説明して下さい。また、その際の一庫ダムの流入量、流出量、貯留量の時間的変化を示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-487(1)～(3)でお示しているとおりです。 | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 652 | | 488 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・狭窄部開削の下流に対する影響をなくすことについての河床掘削と余野川ダムとの比較検討結果を洪水シミュレーション結果、事業費及び環境への影響について説明して下さい。 | 宮本委員 | 昭和35年洪水を狭窄部の上流及び下流において安全に流下させる方策として、①狭窄部の開削(1700m ³ /s)+下流の河道掘削+一庫ダム放流量(345m ³ /s)と②狭窄部の開削(1700m ³ /s)+余野川ダム+余野川ダムの効果を加味した下流の河道掘削+一庫ダム放流量(345m ³ /s)と比較しました。なお、下流の河道掘削においては、狭窄部開削に係わる水位上昇を相殺するための河床掘削分を加えています(別紙-488(1))。河道掘削においては、現況の乾陸化、陸生植物の繁茂が著しい河道において、川らしい風景や生態系の再生に寄与できると考えています(別紙-488(2))。なお、事業費については関係機関と調整中であり、出来るだけ速やかに提示させていただきます。 | 62 | 65 |
| 653 | 203 | 1025 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【488への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 654 | | 489 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 委員会での質問含める下記の質問にお答え下さい。 ①水理検討について ・戦後最大洪水について 降雨量、流量配分 ・計画規模5洪水 降雨量、流量配分 ②事業費比較について ・河道掘削のみの案 河道掘削について 事業量、事業費、事業期間 掘削に伴う橋梁、井堰等について 事業量、事業費、事業期間 それぞれ猪名川分と下流神崎川分に分けてお示し下さい ・余野川ダムありの案 河道掘削について 事業量、事業費、事業期間 掘削に伴う橋梁、井堰等について 事業量、事業費、事業期間 それぞれ猪名川分と下流神崎川分に分けてお示し下さい 余野川ダムについて 執行済み 事業量、事業費 残事業 事業量、事業費、再開して完成までの期間 ③一庫ダムについて 下流整備状況と放流量の関係について考え方をお示し下さい 戦後最大洪水の場合 計画規模5洪水の場合 | 池野委員 | ①昭和35年実績洪水、計画規模5洪水(昭和28年、昭和42年、昭和47年、昭和58年、昭和16年)の降雨量、流量配分図は第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-5「淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・意見集 別紙集」に示しています。 ②事業量・事業費については下記のとおりです。 【河道掘削案】 河道掘削:猪名川(直轄管理区間)約110万m ³ ・約70億円、橋梁・井堰等の補強等:猪名川(直轄管理区間)25施設・約110億円・事業期間約18年間、神崎川約140万m ³ ・約340億円・事業期間約24年間 猪名川の事業期間は、過去5ヶ年間の猪名川における改修事業費(平均)約10億円をもとに各案に要する事業費から試算したものであり、他事業の実施状況や毎年の予算規模により事業期間は異なります。なお、神崎川の事業期間は府県からの聞きとったものです。 【余野川ダム案】 河道掘削:猪名川(直轄管理区間)約40万m ³ ・約20億円、橋梁・井堰等の補強等:猪名川(直轄管理区間)8施設・約40億円・事業期間約6年間、神崎川約90万m ³ ・約270億円・事業期間約16年間 猪名川の事業期間は、過去5ヶ年間の猪名川における改修事業費(平均)約10億円をもとに各案に要する事業費から試算したものであり、他事業の実施状況や毎年の予算規模により事業期間は異なります。なお、神崎川の事業期間は府県からの聞きとったものです。 【余野川ダムについて】 執行済み:事業費 約400億円(H19年度末見込み) 事業量:主な内容は、工事用道路3.6km、用地取得約84ha、導水トンネル1485m、付替道路0.8km 残事業:事業費 約290億円 事業量:主なものは、ダム本体、トンネル及び分派堰、工事用道路1.9km、付替道路0.7km、用地取得1.5ha 再開までの期間:再開して(現地に着手後)工事完成までの工期は概ね8年程度(試験湛水まで)。なお、期間については、最も経済的にダムを完成させることのみを考慮した場合を想定したものです。 ③戦後最大洪水への対応は、ダムのピークカットが効率的に働くよう一庫ダム放流量345m ³ /sとし、計画規模5洪水に 関する検討の場合も一庫ダム放流量は同じ345m ³ /sです。 | 62 | 65 |
| 655 | | 490 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (ライト16~19)第61回委員会 審議資料2の ページ9及び10の4図は明確に説明されるものと思っています。 | 池野委員 | 整備計画原案における猪名川の河道改修は、戦後最大洪水である昭和35年洪水を安全に流下させるために狭窄部及び狭窄部下流において河道掘削(戦後最大洪水対応河道)を行います(P9,上段)、この時一庫ダムの放流量は150m ³ /sから345m ³ /sに変更します。さらに、狭窄部開削による下流河川の安全度低下を抑制するため、計画規模の5種類の洪水について、現況河道と戦後最大対応河道とで水位計算を行い、戦後最大対応河道における水位が現況河道における水位より上昇する場合(P9,下段)は、さらに河道を掘削(狭窄部開削による水位上昇抑制を考慮した河道)し(P10,上段)、現況河道の水位又はHWLより低くなることを基本としました。 この基本的な考え方に基づき、余野川ダムを建設した場合、余野川ダムを建設しない場合で、それぞれ河道掘削量を求め(P10,下段)、経済性比較等を行っています。(別紙-490(1)~(4)) | 62 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 656 | | 492 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 余野川ダムについて 1. ダム湖予定地の管理はどのようにされるのか？ 里山の景観や環境を維持するような管理をお考えか？ 2. ダム湖予定地の管理で、した草刈や間伐など市民参加による手法を検討しておられるのか？ 3. ダム湖予定地の管理で、以前ダム湖周辺の利活用としてワークショップを開かれたが、それらの案を活かして、維持管理を検討される視野にあるか？ 4. 利水がなくなった現在、「多目的ダム」を違う目的のダムに変えて再検討される考えがあるのか？ | 本多委員 | 1. 多目的ダム事業として取得した貯水池、分派堰等事業用地(81.3ha)については、ダム基本計画における費用負担割合をもって各利水者に譲渡する事となるため、各利水者の利用計画によることとなります。なお、残存する用地については国土交通省が、有効利用を図りつつ適正に管理することとしています。 2. 3. 余野川ダム予定地の里山環境をどの程度回復させ、どのように管理するか、の検討材料として市民参加による手法も検討の一つです、またワークショップで検討された維持管理についても管理手法の一つではありますが、これにかかる費用捻出が課題となります。 4. 多目的ダムの基本計画は廃止しますが、余野川ダムの治水上の必要性に変わりはありません。実施の時期についてこの整備計画期間内を通じて検討することとしています。 | 62 | 65 |
| 657 | | 547 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (1)琵琶湖・淀川水系の治水を効率的に完成させるには、どの河川の整備(ダム建設、堤防強化、河道整備等)から着手すればよいと考えているのでしょうか。場所と手法の優先順位をつけながら示していただきたい。 | 佐藤委員 | 河川整備計画原案においては、甚大な被害が発生する堤防の決壊を防ぐため、堤防の補強を最優先で実施することとし、中でも淀川下流部については概ね5年程度で完了させることとしています。 その後、治水安全度の低い桂川、木津川等の中上流部を改修することにより、治水安全度の向上を図る必要があると考えています。ただし、中上流部の改修により洪水時の下流への流量が増加することから、上下流バランスを確保する。中上流部の改修に先行して上流からの流出を抑制する施設として天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダムが必要となります。 また、これと並行し、現在淀川本川、宇治川の洪水時においては、琵琶湖からの流出量を入時的に制限することにより下流を守っていることから、淀川本川、宇治川の洪水後における琵琶湖からの放流量を増大させ、琵琶湖の水位上昇を抑える必要があります。そのため、宇治川・瀬田川の河道改修と天ヶ瀬ダム再開発を早急に実施することとしています。 | 63 | 65 |
| 658 | | 548 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (2)ダム凍結撤回として象徴的に伝えられている大戸川ダムについて、琵琶湖・淀川水系全体の中での位置づけ、意義について教えていただきたい。 | 佐藤委員 | 大戸川ダムは、淀川、宇治川、大戸川の流量を低減し、洪水を安全に流下させる役割を有するものです。淀川水系河川整備基本方針では、枚方地点の基本高水ピーク流量17,500m ³ /sのうち、流域内の洪水調節施設により5,500m ³ /sを調節して、河道への配分流量を12,000m ³ /sとしています。大戸川ダムは、この洪水調節施設の一つです。 また、淀川水系河川整備計画原案においては、当面実施すべき対策として、治水安全度の低い中上流部の河川改修を行うこととしていますが、中上流部の改修を行った場合には、洪水時に下流への流量増が生じます。大戸川ダムは、この下流の流量増をおさえ上下流バランスを確保しつつ水系全体の治水安全度を向上させるために必要な洪水調節施設の一つとなっています。 | 63 | 65 |
| 659 | | 549 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (3)急な大戸川ダム建設案を示す前に、まず「琵琶湖・淀川水系全体での治水構想」を示すべきではないでしょうか。ダム建設以外の治水策も含む全体構想の中で、ダム建設が最適であるという位置づけなしには、流域全体での一般的な理解は得られにくいと思います。また、ダムを建設する場合においても、水系全体の中で建設すべきダムを選定すべきではないでしょうか。 | 佐藤委員 | 淀川水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を総合的に定める「淀川水系河川整備基本方針」が今年8月16日に策定されました。ご質問いただいた「琵琶湖・淀川水系全体での構想」にあたるものが河川整備基本方針であると考えています。 河川整備計画は、河川整備基本方針を踏まえて、当面優先して実施すべき具体的な河川整備の内容をお示しするものであり、今般河川整備計画原案を作成するにあたっては、淀川水系の各河川における治水安全度を踏まえて優先的に治水対策を実施すべき箇所を検討するとともに、上下流バランスも確保して水系全体の治水安全度向上を図るために必要な対策を検討して整備内容を記載しています。 大戸川ダムは、これまで多目的ダムとして事業が進められており、地元の方に協力いただいていた家屋移転等も既に完了していることから、新たにダムサイトを検討するよりも早期に事業効果を発現させることが可能となると考えています。 | 63 | 65 |
| 660 | | 550 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・「上下流のバランス」とは「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」であるという回答を踏まえて、中上流部の築堤や掘削整備のみを先行して完了した場合、様々な規模の洪水について、枚方だけでなく全直轄管理有堤区間への影響を水位縦断面図及び代表横断面図に水位を示して説明して下さい。同様に阪神西大阪線改築の時期を踏まえて(例えば阪神西大阪線改築が最初であれば)阪神西大阪線改築後、阪神西大阪線改築+天ヶ瀬ダム再開発事業が完成した時点、阪神西大阪線+天ヶ瀬再開発+川上ダム完成時、阪神西大阪線+天ヶ瀬再開発+川上ダム+大戸川ダム完成時について説明して下さい。 ・この時、瀬田川洗堰からの放流はどのように設定しているのか。 | 宮本委員 | 別添の「整備段階と水位の変化について」及び「降雨規模と水位の変化について」にお示ししているとおりです。 | 63 | 65 |
| 661 | 168 | 990 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【550への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙「整備段階と水位の変化について」にお示ししているとおりです。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|--------|--|-------|-------|
| 662 | | 551 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・中上流部の築堤や掘削整備のみを先行して完了した場合、それぞれの改修(例えば桂川中下流部掘削、宇治川掘削等)による枚方の流量増はいくらか | 宮本委員 | 各支川の改修を先行して実施し、昭和47年台風20号の1.53倍の洪水が発生した場合の枚方地点への流量増は以下のとおりです。 ・桂川中下流部の改修による増 第59回委員会資料P20でお示しているとおおり、約700m ³ /sです。 ・宇治川改修による流量増 掘削後の形状は、第65回委員会資料の別紙-127, 752でお示しているとおおりであり、流出計算に反映できる程の影響が出るものではありません。 ・名張川改修による流量増 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙-125, 751, 1048にお示しています。 | 63 | 65 |
| 663 | 169 | 991 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【551への再質問①】未回答。 | 宮本委員 | 各支川の改修を先行して実施し、昭和47年台風20号の1.53倍の洪水が発生した場合の枚方地点への流量増は以下のとおりです。 ・桂川中下流部の改修による増 第59回委員会資料P20でお示しているとおおり、約700m ³ /sです。 ・宇治川改修による流量増 掘削後の形状は、第65回委員会資料の別紙-127, 752でお示しているとおおりであり、流出計算に反映できる程の影響が出るものではありません。 ・名張川改修による流量増 名張川改修による高山ダムへの流入量の変化はわずかであり、下流水位に有意な差は生じないものと考えられます。高山ダムへの流入量の詳細については、別紙-125, 751, 1048にお示しています。 | 65 | 66 |
| 664 | | 552 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P64) 1)天ヶ瀬ダムに流入する計画規模洪水流量が1700t/sとなる計算条件を明らかにしてほしい。大戸川の氾濫や鹿跳溪谷の疎通能力を前提としてこの数値があるのか？ 2)大戸川ダムの種々の代替案について、個々の案とダム案の単独比較はしないのは何故か？天ヶ瀬ダム堆砂掘削、喜撰山ダムとの連携、遊水池、引き堤等の流域対策の複合案も検討すべきではないか？ 3)大戸川ダムの代替案検討の項目として、琵琶湖の水位操作規則を見直しについて様々な可能性を検討するべきでないか | 竹門委員 | 第63回委員会審議資料2-1のp4の上段でお示しているハイドログラフに対する対するご質問と解して回答させていただきます。 当該シミュレーションでは河道は現状で評価しています。なお、この時の天ヶ瀬ダムの最大流入量は概ね2500m ³ /sです。1700m ³ /sは大戸川ダムが無い場合の下流の宇治地点のピーク流量です。 個々の代替案について検討したところ、容量確保以外の課題が多く実現性が低いことから、複合案までの検討を行っていませんでした。今後、複合案についても検討し、別途説明します。 天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節を行っている間は瀬田川洗堰を全閉することとなっていることから、瀬田川洗堰の操作による二次調節に必要な容量を確保することはできません。 | 63 | 65 |
| 665 | | 553 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムが大戸川に対する治水効果があるとすると(主事業効果)、単独ダムとして建設を検討することが妥当である。宇治川、淀川の治水(副次的事業効果)について下流利益増が見込まれるとすると下流利益者が応分の負担する、と言う筋書きで再検討することを考えて、大戸川に治水効果があるかどうか、代替案も考慮して、滋賀県が単独治水事業として取り組むことが可能かどうか？また、下流利益増の根拠と下流利益者の負担についてどのように考えるか？ | 荻野芳彦 | 大戸川ダムは大戸川のみならず、下流の宇治川、淀川本川の洪水防御を目的に計画されたものであることから、淀川・宇治川に対する治水効果は副次的なものではなく、国が責任を持って実施すべき事業と考えています。なお、これまでにおいても、大戸川ダムの受益を受ける滋賀県、京都府、大阪府は建設に要する費用の一部を負担しています。 | 63 | 65 |
| 666 | | 554 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 今回の「淀川水系河川整備計画原案」では、これまで「当面、実施しない」とされてきた「大戸川ダム計画」が復活しましたが、これは、今年7月27日に国交省内で開催された社会資本整備審議会河川分科会で、元河川局長かつ元水資源開発公団総裁であり、現在(財)水資源協会理事長である近藤徹・社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会委員長が、河川法で定める枠組みを逸脱し、本来は河川整備計画段階で住民意見を反映してから決定すべき個別具体事業名について言及し、「個人的な意見」として「瀬田川洗堰の全閉操作中止にあたって、宇治川の改修、天ヶ瀬ダム再開発における放流能力の増大、大戸川ダムの建設を進めることを委員長として要望する」と強く要望したためではないかと思われませんが、いかがでしょうか？もしそうでないなら、この要望は考慮されなかったと理解してよろしいのでしょうか？また、もしそうでないなら、他にいかなる理由でこれまでとは違う案が示されたのでしょうか？3つまとめてお答えください。 | まさのあつこ | 河川整備計画原案において大戸川ダムを位置づけた理由は以下のとおりです。 1.「5ダムの方針」を公表した平成17年7月時点においては、堤防の詳細点検を実施中で結果が明らかになっておらず、堤防補強対策に相当程度の時間と費用を要することが想定されたことから、洪水時に下流への流量増を伴う対策は当面実施することが出来ないと考えていました。 2.その後、堤防の詳細点検がほぼ完了し、淀川本川の堤防補強は概ね5年間程度で完了させることが可能であるとの見通しがつきましたので、河川整備計画原案においては、治水安全度の低い桂川、木津川等の中上流部において対策を講ずることにより、安全度の向上を図ることとしたものです。 3.一方、中上流部の整備を進めた場合には、本来溢れていた水を堤防等により人為的に下流に集めることとなることから、下流における洪水の危険性は高まります。 したがって、下流の危険性を高めることなく、上下流バランスを確保して水系全体の安全性を高めるため、淀川本川において洪水の流下を大きく阻害している橋梁の架替により流下能力の向上を図るとともに、中上流部の改修に先行し、大戸川ダムの洪水調節施設による流量の抑制を行うこととしたものです。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 667 | | 555 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 今回の原案には、今までの議論とはまったく違う論理が展開されている。大戸川ダムの効果は、直下の黒津に効くのは当然であるが、これだけでは他の河川対応のほうで費用的に有利とのことで、いったん計画を凍結している。今回、天ヶ瀬ダムの流入量を絞る効果を、淀川下流への効果としている。これをダムの効果というのは、下流住民には、理解しにくい。特に、名張川や桂川の河道改修で流量が増える分を大戸川ダムや川上ダムで効果を上げるというのは、数字上のつじつま合わせと感じる。下流住民を納得させるためには、現在の検討では足りず、もっと多くの降雨パターンで検討してほしい。また、表ではわかりにくい。ダムワーキングでやったように、グラフで示してほしい。縦軸に流量、横軸に降雨倍率を取ったものである。また水位グラフ、浸水地域の地図も必要と考える。流域委員が検討できるだけのデータの提供をお願いする。 | 細川ゆう子 | 別紙-555にお示しているとおりです。 | 63 | 65 |
| 668 | | 556 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド3・現在の天ヶ瀬ダム2次調節時の最低放流量はいくらか。 | 宮本委員 | 現行の天ヶ瀬ダム二次調節時の放流量は160m3/sです。 | 63 | 65 |
| 669 | 170 | 992 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【556への再質問①】 今回の計画では、淀川下流の流量調節のために最低放流量を400m3/sにする。そのための不足容量に対して大戸川ダムが必要との理屈ですが、天瀬ダムの最低放流量を現行の160m3/sから今回の計画では400m3/sに増大するということは、非常にわかりにくい。このことについて、わかりやすく説明して下さい。 | 宮本委員 | 天ヶ瀬ダムの二次調節による放流量は、下流の淀川・宇治川の整備状況を踏まえ定めており、今回計画した放流量400m3/sは、淀川・宇治川の流下能力を向上させるとともに天ヶ瀬ダムの再開発が終了した時点における河道の整備状況を踏まえ定めるものです。 | 65 | 66 |
| 670 | | 557 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド4・天ヶ瀬ダム再開発後、宇治川における1500m3/sを安全に流下させるための天ヶ瀬ダム操作時のダム流入量、放流量、貯留量の時間的変化を示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-136、557、559、758でお示しているとおりです。 | 63 | 65 |
| 671 | | 558 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp7・61回資料1-2-3では、計画規模洪水として昭和47年20号の1.53倍で中上流部の河川改修の影響を検討しているが、大戸川ダムの必要性については昭和28年13号の1.18倍で検討を行っている。その理由はなにか。 | 宮本委員 | 各支川で戦後最大洪水対応の改修を実施した場合、種々の計画規模の降雨規模の降雨について検討しました。昭和47年20号の1.53倍洪水は、枚方地点の流量が最大になるケースです。 昭和28年13号の1.18倍洪水は、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量が不足が最大となるケースとなります。大戸川ダムは、天ヶ瀬ダムと一体となって洪水調節を行うものであることから昭和28年13号の1.18倍洪水について検討したものです。 | 63 | 65 |
| 672 | | 559 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・天ヶ瀬ダムが2次調節するときの天ヶ瀬ダム、大戸川ダムの流入流量、流出流量、貯留量の時間的変化を示して下さい。その際、大戸川の流下能力はどのように設定しているのか。仮に大戸川を改修後と設定しているのであれば、現状の大戸川で同じ計算をした場合の天ヶ瀬ダム流入量の時間的変化を示して下さい。 ・この時、瀬田川洗堰からの放流はどのように設定しているのか。 | 宮本委員 | 別紙-136、557、559、758でお示しているとおりです。 なお、大戸川の流下能力は現況河道であり、この時の瀬田川洗堰からの放流は、全閉操作としています。(現行の瀬田川洗堰操作規則) | 63 | 65 |
| 673 | 171 | 993 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【559への再質問①】 計画規模洪水で天瀬2次調節を行っているケースで必要な大戸川ダムの治水容量は600数十万m3/sですか。この必要容量を大戸川ダムの治水容量2190万m3/sの関係を説明して下さい。 | 宮本委員 | 大戸川ダムの洪水調節容量2,190万m3は、河川整備基本方針で考えている計画規模の複数の洪水を安全に流下させるために必要となる洪水調節容量です。 このうち、天ヶ瀬ダムの二次調節に必要な大戸川ダム容量(629万m3)は、枚方1/200・5313型(1.18倍)における必要な容量です。 | 65 | 66 |
| 674 | | 560 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp9・大戸川ダムの必要性は、有堤区間における人為的流量増による堤防の決壊を極力回避するためであると説明されていたように理解しているが、その点からダムの容量確保以外の大戸川ダムの代替案(大戸川筋以外の遊水池も含めて)について説明して下さい。また、枚方の流量調節であれば、天ヶ瀬ダムや大戸川ダムに限定することはなく、日吉ダムや木津川筋のダムによる容量確保もあると考えるが、これらについての検討結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 治水安全度の低い中上流部改修の緊急性は高く、上下流バランスを図りつつ改修を行うために必要な施設であることから、速やかに効果を発現させることは重要であると考えています。 木津川や桂川の既存ダムの再開発等により容量を増大させ治水機能を高めることは、事業調整等に長期を要し、中流部の治水安全度の向上の緊急性に照らして困難です。 よって、既に用地取得を概ね終え、付替道路等の工事が相当程度進んでいる大戸川ダムを完成させることが現実的に対応可能な案であると考えています。 | 63 | 65 |
| 675 | 172 | 994 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【560への再質問①】 堤防決壊極力回避の代替案として、淀川下流部の掘削検討の結果を示して下さい。(枚方計画高水流量12000m3/sを踏まえて) また、川上ダムで全量カットした場合と他メニューとの組み合わせについての検討結果を示して下さい | 宮本委員 | 淀川下流部の改修については、橋梁の改築、ワンドなどの河川環境を考慮し、流下能力の向上を検討しており、現時点では10,700m3/sが最大と考えています。淀川下流部においてさらなる流下能力向上を図るためには、伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線の橋梁掛替が必要となりますが、事業調整等に長期間を要するため、整備計画のスケジュールを考えると実現は困難と考えます。 また、川上ダムで全量カットした場合は、川上ダムにおける洪水調節容量に不足が生じることとなる一方で、天ヶ瀬ダムの容量不足は解消されません。他の代替案との組み合わせについては、別途説明します。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 676 | | 561 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・大戸川ダムの代替案について、上記のメニューの複合案について検討した結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 上記のとおり、既存ダムの再開発等により容量を増大させ治水機能を高めることは、事業調整等に長期を要し、中流部の治水安全度の向上の緊急性に照らして困難と考えています。 なお、第63回委員会審議資料2-1でお示した、それぞれの代替案については、複合案についても再検討し、別途説明します。 | 63 | 65 |
| 677 | 173 | 995 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (大戸川ダム)【561への再質問①】 複合案再検討 未回答 | 宮本委員 | 第63回委員会審議資料2-1でお示した、それぞれの代替案については、複合案について検討しており、別途説明します。 | 65 | 66 |
| 678 | | 562 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド18・大戸川の浸水被害軽減の対象洪水を戦後最大洪水で検討がなされているが、理由はなにか。滋賀県内の他の河川とのバランスの観点から説明して下さい。 | 宮本委員 | 大戸川は滋賀県が管理していることから、治水対策は滋賀県が主体となって検討されるべきものですので、今後滋賀県と調整を行っていく予定です。 なお、直轄管理区間において戦後最大洪水を対象としていたことから、ここでは一つの例として大戸川においても戦後最大洪水で検討した結果をお示したものです。 | 63 | 65 |
| 679 | | 563 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド18・戦後最大洪水で440棟が浸水するとあるが、この時の大戸川は現況か、改修後か。改修後の場合、いくら流量を対象にした改修か。対象流量設定の根拠はなにか。 | 宮本委員 | ・現況河道です ・スライド18は大戸川が改修されていない状況において戦後最大洪水が発生したときの被害を示しています。 | 63 | 65 |
| 680 | | 564 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド21・大戸川の浸水対策について、建物の耐水化は時間がかかる、遊水池は土地利用制限で地元の理解が得られないと検討結果は、従来通りダムと河道で洪水を処理するという発想から一歩もでていない、また発想を転換しようという気もないという証左ではないのか。 | 宮本委員 | 代替案の比較については適切に行っていると考えています。 建物の耐水化については、エリア内の440棟の建物が対象となり、住民の同意を得るには長時間を要すること、また、遊水池案については必要な容量を確保することが出来ないこと、土地利用制限で地元の理解が得られないこと、用地補償や工事に時間を要することから、その実現性は極めて低く、第63回委員会審議資料2-1で、ご説明したとおり大戸川ダムの方が有利であると考えています。 | 63 | 65 |
| 681 | 174 | 996 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (大戸川ダム)【564への再質問①】 住民理解を得ることが困難という理由だけで何もしないのであれば、今後土地利用計画と一体となった流域対応はまったく進まない。洪水対策は従来通り、洪水を川の中に押し込めるという発想で行うのか。 | 宮本委員 | 河川管理者としては、洪水を川の中に押し込めるという発想を持ち合わせているものではなく、土地利用計画と一体となった流域対応については、個々の地域の実情に応じて検討が必要であると考えています。 564への回答に補足しますと、大戸川ダムについては、昭和43年から調査を開始し、地元との協議・調整・交渉を行い用地買収・家屋の補償を実施しています。こういう状況の中で、新たに用地補償や土地利用制限を行うことは、地元の理解が得られにくく、地域の合意に長期間を要すると考えています。 | 65 | 66 |
| 682 | | 565 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド25・大戸川ダムの洪水調節計画で放流量280m ³ /sとした根拠について説明して下さい。 | 宮本委員 | 下流の河道で流し得る限界流量や既設ダムの有効利用を図ること、事業中ダムの進捗状況などを踏まえて放流量を設定しています。 | 63 | 65 |
| 683 | 175 | 997 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (大戸川ダム)【565への再質問①】 大戸川ダム放流量を280m ³ /sとした根拠を具体的な数字で示して下さい。 | 宮本委員 | 枚方地点で計画規模の洪水が発生した場合の流量を安全に流下させるためには、枚方洪水のピーク流量時に天ヶ瀬ダムの放流量を400m ³ /sまで2次調節する必要があります。 この場合、大戸川ダムが無い状態では、天ヶ瀬ダムは洪水調節容量が不足し安全に洪水調節を行うことが出来ません。天ヶ瀬ダムが安全に洪水調節を行うためには大戸川ダムの放流量を280m ³ /sにして、天ヶ瀬ダムの流入量を低減させる必要があります。 仮に大戸川ダムの放流量を300m ³ /sとした場合は、天ヶ瀬ダムが安全に洪水調節を行うためには枚方向けの2次調節を450m ³ /sとする必要があり、枚方地点で計画規模の洪水を安全に流下させることはできません。 | 65 | 66 |
| 684 | | 566 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 事業費の概算をお教えください。 | 高田直俊 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 685 | | 567 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・事業費、アロケーション、費用効果分析方法・結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 686 | 176 | 998 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (大戸川ダム)【567への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|--|-------|-------|
| 687 | | 568 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダム建設について、天ヶ瀬ダムからすれば穴あきダムでは困りますが代替案も無く穴あきダムとして常時280m ³ /sの流下をするということですが、洗堰より下流域で降った雨水量を洗堰からの放流量でコントロールされる計画であると思いますので、判りやすく説明していただきたい。 | 山岡久和 | 大戸川ダムは、大戸川ダム上流域の降雨による洪水を調節し、天ヶ瀬ダムへの洪水の流入量を抑える役割を果たします。これにより、天ヶ瀬ダムにおいてより大きい洪水に対して洪水調節を行うことが可能となります。 なお、現在天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節を行っている間は、瀬田川洗堰は全閉することとなっていることから、瀬田川洗堰からの放流量はありません。 | 63 | 65 |
| 688 | | 569 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダムでの不足容量728万m ³ と大戸川ダムの洪水調節容量2190万m ³ との関連を説明下さい。 | 池野委員 | 大戸川ダムの洪水調節容量2,190万m ³ は、河川整備基本方針で考えている規模(計画規模)の洪水を安全に流下させるために必要となる洪水調節容量です。(枚方地点の基本高水ピーク流量17,500m ³ /sのうち、流域内の洪水調節施設により5,500m ³ /sを調節して、河道への流量を12,000m ³ /sとするために必要な洪水調節施設の一つ)。 一方、代替案の検討における天ヶ瀬ダムでの不足容量(728万m ³)は、河川整備計画原案で想定している治水対策(淀川下流の橋梁架替、中上流の河川改修、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム等)を前提とした状態において、計画規模の洪水を安全に流下させるために天ヶ瀬ダムに必要な洪水調節容量を確保しようとしたときに不足する容量です。 | 63 | 65 |
| 689 | | 570 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | このたびの説明と直接関係ありませんが、「5ダムの方針」の際の大戸川ダムの方針が、原案では大きく変わっています。「5ダムの方針」では、「大戸川ダムによる大戸川・宇治川・淀川の洪水調節の必要性には変わりない。しかし、狭窄部(保津峡、岩倉峡)を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで、治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。」として「当面実施しない」とされました。このときの事業費(コスト)とそれによるベネフィットはそれぞれいくらだったのですか。これに対し、「原案」における事業費(コスト)とそれによるベネフィットはそれぞれいくらになるのですか。ご教示ください。 | 千代延委員 | 原案では大戸川ダムは、建設目的やダムの規模を変更して事業を継続するものとしていますが、治水専用ダムでの費用対効果については、今後お示しをしていく予定です。 なお、「5ダム方針」をお示した時点での多目的ダム事業としての大戸川ダムの費用効果は2.89であり、総便益2114億円、総費用732億円です。(いずれも「事業評価監視委員会」(H10.11)) | 63 | 65 |
| 690 | 332 | 1154 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【570への再質問①】 回答が当を得ていませんので、再質問します。「5ダムの方針」を出されたとき、大戸川ダムについては、「・・・しかし、狭窄部を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となるので治水分の事業費が増加し経済的にも不利となる」とし、「当面実施しない」とされました。このときの治水単独目的の事業費はいくらだったのですか。また、総費用対総便益はいくらだったのでしょうか。 | 千代延委員 | 「5ダム方針」においても、「大戸川ダムによる洪水調節の必要性に変わりはない」としていました。しかし、狭窄部の開削、中上流の改修を行わないとの条件では、「淀川・宇治川に対する洪水調節効果が小さい」という理由から、事業の優先順位が低くなったことにより、「大戸川ダムを当面実施しない」としていました。なお、多目的ダムから「治水単独目的の事業となる」ことにより、治水分の事業費が増加するため「経済的にも不利となる」としていましたが、治水単独目的の事業費は算出しておりませんでした。 570番で回答した数値・費用は、基本計画の治水分を元に算出したものです。 | 63 | 66 |
| 691 | | 571 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド12の「天ヶ瀬ダムの堆積土砂を掘削することにより容量を確保」という代替案がありますが、これについては「堆砂分約5316千m ³ の浚渫・掘削が必要で、搬出に14年以上を要する」、「堆砂を継続して排除するため、維持浚渫もしくは排砂パイプが必要となる」という二つの理由で代替案になりえないと説明されました。しかし、ダムのアセットマネジメントの考え方からすれば、いずれ近い内に天ヶ瀬ダムの堆砂除去はやらねばなりません。いずれやらねばならないとなれば、コストはそこで発生するわけです。そうであれば、下流淀川のための「二次調節容量」確保は、論理的にはコストを掛けずにやれることになります。この代替案をそのまま断念するのはもったいないので、期間が14年かかることの説明をもう少し丁寧に、詳しくお願いします。また、必要容量7280千m ³ の確保を天ヶ瀬ダムの堆砂除去だけで実現するのではなく、「喜撰山ダム活用」と合せ技で実現する検討はされませんでしたか。これについてお聞かせください。「堆砂除去」だけで必要とする「二次調節容量」をすべて確保するのであれば、「堆砂を継続して排除」するまでもないと思われれます。如何でしょうか。 | 千代延委員 | ・計画堆砂容量を洪水調節容量に転用する場合、計画堆砂容量を常に確保し堆砂していない状態としておく必要となり、将来において除去費用が発生するものではありません。 ・洪水調節容量は常に確保しておく必要があり、アセットマネジメントのように、一定のレベルで定期的な浚渫等で対応することは本質的に異なるものです。また、期間については、土砂の搬出に要するダンプトラックの作業時間当たり台数から、工事に必要な期間を算出しています。 ・喜撰山発電所は、深夜電力を利用して下部の貯水池(天ヶ瀬ダム湖)から上部の貯水池(喜撰山ダム湖)に水を汲み上げ、この貯水を利用して昼間のピーク時の電力需要に対応しているため、揚水・放流能力から運用上の課題があり、即座に洪水調節施設に転用することは困難と考えていますが、複合案について次回以降お示しします。 | 63 | 65 |
| 692 | 333 | 1155 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【571への再質問①】 ①天ヶ瀬ダムの堆砂は現在72%です。このまま従来と同じペースで堆砂が進みますとあと16年で計画上の堆砂容量は満杯になります。こういう状況ですが、この天ヶ瀬ダムの堆砂はいつごろ除去されるお考えですか。川上ダムに長寿命化容量を確保する理由としても「ダム本体は半永久的構造物であるが、堆砂の進行による機能低下が課題である」とされていますが、これは各ダムに共通することです。現在、天ヶ瀬ダムでは、有効容量内にすでに約100万m ³ 、治水容量の5%の堆砂があります。大戸川ダムと天ヶ瀬ダムが連携して、下流宇治川、淀川の洪水時流量を抑制するためには、天ヶ瀬ダムの20000千m ³ の治水容量が堆砂により縮小することは許されたいはずですが、それだからこそ、この点について、どのようなお考えが特にお訊ねしたいのです。 | 千代延委員 | 天ヶ瀬ダムの堆砂については、昨年度実施しました定期報告の中で、「今後とも継続的に監視を続けるとともに、ダム機能の維持および下流環境改善のための検討を行っていく」ととりまとめております。委員会からも、「現状においては、ダム堆砂が直接的な貯水池機能障害を引き起こしていないことは妥当と思われるが、ダム上・下流域に対するダム堆砂のインパクトについて評価するべきである」との意見をいただいたところですが、ご指摘のダム貯水池機能の維持とともに下流環境の改善は重要な課題と考えております。 なお、平成18年度天ヶ瀬ダム定期報告書は、淀川ダム統合管理事務所のホームページでもご覧いただけます。 | 63 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|---|-------|-------|
| 693 | 334 | 1156 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【571への再質問②】 ②仮に今から堆砂除去に着手し、3000千m3を除去したとします。このうち2000千m3を「二次調節容量」に活用します。残る3316千m3は、喜撰山ダム湖の活用により、合せて必要とする「二次調節容量」を確保するといった複合案の検討をお願いできませんか。なお、堆砂除去の3000千m3の内、1000千m3余裕分ですから、新たに進行する堆砂は適宜除去すれば、必要な「二次調節容量」確保に支障は生じないのではないのでしょうか。 この方法によれば、上記2000千m3については、維持管理費でまかないますので、必要とする「二次調節容量」の内2000千m3は事業費ゼロで容量確保が可能になると思いますが、この考えには無理があるのでしょうか。(堆砂3000千m3を除去する期間は、ダンプカーで運搬するとしても8年程度で可能となります。一方、喜撰山ダム湖の活用は可能として。) | 千代延委員 | 天ヶ瀬ダムの掘削による容量増強は、浚渫・掘削に長期間を要すること、堆砂を継続して排除するための手当が必要となる事から困難と考えています。また、喜撰山ダムは容量が確保できず、発電専用施設であることから、洪水調節に必要な予備放流に対応できないことから、活用は困難と考えています。 複合案については、別途説明します。 | 63 | 66 |
| 694 | 335 | 1157 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【571への再質問③】 ③喜撰山ダム湖を洪水調節施設に活用するために障害となる主要な点をご教示ください。 | 千代延委員 | 喜撰山ダムは発電専用の施設であり、天ヶ瀬ダムの事前放流にあわせて放流能力が不足しています。また、洪水調節のための取水能力も不足しています。なお、洪水調節時には非常時の電源の確保が必要となります。 | 63 | 66 |
| 695 | | 572 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド14の「喜撰山ダムの活用」ですが、先ず容量が不十分であることは、2、で記述したように、「堆砂除去」と合せ技でクリアできます。全体が発電設備であり、洪水調節に対応していないことですが、喜撰山ダムを活用するために物理的、経済的、社会的に障害となる事項を具体的に示してください。その障害となることを克服するために要する概算事業費がわかれば合せてご教示ください。 | 千代延委員 | 計画堆砂容量を洪水調節容量に転用する場合、計画堆砂容量を常に確保し堆砂していない状態としておく必要となり、将来において除去費用が発生するものではありません。 喜撰山発電所は、深夜電力を利用して下部の貯水池(天ヶ瀬ダム湖)から上部の貯水池(喜撰山ダム湖)に水を汲み上げ、この貯水を利用して昼間のピーク時の電力需要に対応しているため、治水利用として使用する際の揚水・放流能力に課題があり、即座に洪水調節施設に転用することは困難と考えています。 | 63 | 65 |
| 696 | | 573 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第61回委員会「審議資料3-1」について 「大戸川ダム建設事業」と題する上記資料のスライド番号7において、天ヶ瀬ダムが貯水容量不足によりダムバンクするデータが掲載されており、そのために大戸川ダムが必要とする説明が行われている。しかし、従来の天ヶ瀬ダムの洪水調節計画において、このようなダムバンクを示すようなデータは示されていないように、私は記憶している。同様に、大戸川ダムの主要な目的としても、このような役割は記載されていないように記憶している。私の記憶違いの可能性もありますが、これらの経緯について教示願います。 | 中川学 | ・「5ダムの方針」では、中上流部の河川整備を当面実施しないとしていたことから、淀川本川に対する流量の増加が生じず、その結果、天ヶ瀬ダムが現在の洪水調節容量をもって十分洪水調節機能を果たす結果となっていたものです。 ・従来より大戸川ダムは、淀川、宇治川、大戸川の流量を低減し、洪水を安全に流下させる役割を有するものです。淀川水系河川整備基本方針では、枚方地点の基本高水ピーク流量17,500m3/sのうち、流域内の洪水調節施設により5,500m3/sを調節して、河道への配分流量を12,000m3/sとしています。大戸川ダムは、この洪水調節施設の一つです。 また、淀川水系河川整備計画原案においては、当面実施すべき対策として、治水安全度の低い中上流部の河川改修を講ずる必要性が高いと考えていますが、中上流部の改修を行った場合には、洪水時における下流への流量増が生じるため、これを抑えて上下流バランスを確保しつつ水系全体の治水安全度を向上させるために必要な洪水調節施設の一つとなっています。 | 63 | 65 |
| 697 | | 574 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ①放流口の詳細は、何時頃明らかにされる予定か。②通常の貯水ダムとして提案される場合もあり得るのか、それはどのような状況の変化の下でか。 | 村上委員 | 放流口は2門を考えていますが、それぞれの詳細については検討中です。 河川整備計画原案にあるように、大戸川ダムを洪水調節専用のダムとして整備する場合には、貯水ダムとすることは考えていません。 | 63 | 65 |
| 698 | | 575 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P61-63) 1)1,500t/sの流下能力の必要性の根拠についての説明が不十分で納得できない、この数字は琵琶湖の水位操作ならびに上流のどのような土地利用ならびに河川整備条件に基づく数値か？また、それらの条件が変わると流下能力の必要流量はどのように変化するか？まさに上下流、本支川バランスによって変わる数値ではないか？とすれば計画1個の数値に決定してしまはずがないのではないかと？ | 竹門委員 | 淀川・宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととしています。 このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量を1500m3/s以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量が大幅に増加するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から1,500m3/sを限度としているものです。 | 63 | 65 |
| 699 | | 576 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp5・琵琶湖後期放流1500m3/sは、従来宇治川の改修計画流量が1500m3/sだからその流量を限度に、最大限後期放流させると理解していた。しかし、原案では戦後最大洪水を安全に流下させることを目標としていることから、整備計画における宇治川の目標も戦後最大洪水1100m3/sとなると考えられる。そうであれば、整備計画における後期放流量も1100m3/sになるのではないかと。もし、宇治川の改修目標流量とは関係なく後期放流量1500m3/sが決まっているのであれば、その根拠を示して下さい。 | 宮本委員 | 淀川・宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととしています。 このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量を1500m3/s以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量が大幅に増加するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から1,500m3/sを限度としているものです。 なお、基礎案においても琵琶湖後期放流は1,500m3/sとしていました。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 700 | 177 | 999 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【576への再質問①】 後期放流1500m ³ /sが上限であることは理解している。整備計画において宇治川戦後最大1100m ³ /sで改修、整備計画期間においては後期放流も1100m ³ /sにすることができない理由について未回答。 | 宮本委員 | 宇治地点において、150年に1度の洪水に対応するため1500m ³ /s河道整備が必要で す。そしてその前提として、宇治川が危険な状態になると、瀬田川洗堰を全閉し、琵琶湖 からの放流量をゼロとする計画になっていますが、琵琶湖からの後期放流を増やして琵 琶湖の水上昇をできるだけ抑えることも必要であり、宇治川の洪水対応のための河川断 面を利用して、後期放流を1500m ³ /sとすることにしています。基礎案でも琵琶湖後期放流 の対応は位置付けておりましたが、原案ではそれに加えて淀川全体で戦後最大洪水へ の対応を行うこととしています。桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるため に、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は 約1500m ³ /sとなります。この洪水についても安全に流下させることができます。 | 65 | 66 |
| 701 | 271 | 1093 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【576への再質問②】 第65回委員会・審議資料2-4-1原案に関わる質問・回答集576番・宮本委員が「琵琶湖 の後期放流1500m ³ /sは、従来宇治川の改修計画流量が1500m ³ /sだからその流量を限 度に、最大限後期放流させると理解していた。しかし、原案では戦後最大洪水を安全に流 下させることを目標にしていることから、整備計画における宇治川の目標も戦後最大洪水 1100m ³ /sとなると考えられる。そうであれば、整備計画における後期放流も1100m ³ /sに なるのではないかと質問されています。全くそのとおりで、これが整備局の一貫した考え 方でした。宮本委員の質問に対する回答は、この点に全く言及していません。原案の方針 は、何十年と下流住民に説明してきた内容と違い全く理解できません。未解決の問題が山 積する中では、後期放流も前期放流にあわせるべきです。 | 梅原孝 | 宇治地点において、150年に1度の洪水に対応するため1500m ³ /s河道整備が必要で す。そしてその前提として、宇治川が危険な状態になると、瀬田川洗堰を全閉し、琵琶湖 からの放流量をゼロとする計画になっていますが、琵琶湖からの後期放流を増やして琵 琶湖の水上昇をできるだけ抑えることも必要であり、宇治川の洪水対応のための河川断 面を利用して、後期放流を1500m ³ /sとすることにしています。基礎案でも琵琶湖後期放流 の対応は位置付けておりましたが、原案ではそれに加えて淀川全体で戦後最大洪水へ の対応を行うこととしています。桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるため に、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は 約1500m ³ /sとなります。この洪水についても安全に流下させることができます。 | 65 | 66 |
| 702 | | 577 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp15「低温によるコンクリートの収縮や削孔による応力集中が発生し、ダム本体の 強度が不足」とあるが、削孔に伴う応力集中対策としてどのような具体的な方策を検討して きたのか説明して下さい。 | 宮本委員 | 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法について、コスト縮減の観点から既設の放流ゲート の両側に新たな放流ゲートを設けることを検討してきました。 検討の結果、冬期において、ダム本体を削孔時に隅角部に温度応力が集中し、制御目 標を超過することが判明しました。削孔時に伴う引張応力集中を軽減する対策として、以 下の検討を行っています。実現性や経済性の観点から当初どおりのトンネルとしたもの です。 ○施工時の天ヶ瀬ダム貯水位の低下+保温材の使用 ○施工時の天ヶ瀬ダム貯水位の低下+ダム本体への加温(ヒーター、温水) | 63 | 65 |
| 703 | | 578 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・事業費、アロケーションおよび費用対効果分析方法・結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 事業費については増額の有無について精査しているところであり、今後お示します。 | 63 | 65 |
| 704 | 178 | 1000 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (大戸川ダム)【578への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提 示します。 | 65 | 66 |
| 705 | | 579 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 事業費の概算をお教えください。 | 高田直俊 | 事業費については増額の有無について精査しているところであり、今後お示します。 | 63 | 65 |
| 706 | | 580 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発事業の1,500m ³ /s放流能力増強の原因である琵琶湖後期放流の1,500 m ³ /sの根拠は何か。淀川水系流域委員会は「淀川水系5ダムについての調査結果につ いての意見書」(平成17年12月22日)で「4-3-2 天ヶ瀬ダムの放流量の増大(1)放流能力の 増大」において「河川管理者が05年7月の『調査検討』で示している天ヶ瀬ダムの洪水調節 制限水位での1,500m ³ /秒への放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事 実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠を持っているとはい えない」とのべている。明確な説明を求めたい。 | 藪田秀雄 | 淀川・宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗 堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととして います。 このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下さ せるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量を1500m ³ /s以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量 が大幅に増加するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から1,500m ³ /sを限 度としているものです。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 707 | 305 | 1127 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【580への再質問①】 580の回答は「後期放流を1500m ³ /s以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量が大幅に増大するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から1,500m ³ /sを限度としているものです。」としている。 これは質問で天ヶ瀬ダム再開発事業の1,500m ³ /s放流能力増強の原因である琵琶湖後期放流の1,500m ³ /sの根拠は何か。淀川水系流域委員会は「淀川水系5ダムについての調査結果についての意見書」(平成17年12月22日)で「4-3-2 天ヶ瀬ダムの放流量の増大(1)放流能力の増大」において「河川管理者が05年7月の『調査検討』で示している天ヶ瀬ダムの洪水調節制限水位での1,500m ³ /秒への放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠を持っているとはいえないとのべている。明確な説明を求めたい、という質問に対する納得ゆく回答ではない。 流域委員会の意見書の指摘は妥当であると考えが、河川管理者の見解はどうか。 | 藪田秀雄 | 宇治地点において150年に一度の洪水に対応するため、1500m ³ /sの河道整備が必要で す。 150年に一度の降雨が発生した場合、天ヶ瀬ダムからの最大放流量1140m ³ /sに宇治発 電所からの放流量60m ³ /s、残留域からの流出量約300m ³ /sが合流し1500m ³ /sとなりま す。 | 63 | 66 |
| 708 | 357 | 1179 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【580への再質問②】 琵琶湖後期放流に伴う宇治川改修事業において、計画流量を1500 m ³ /sとしている根拠は 何か、という質問に対して、「塔の島付近の景観保全の観点から1500 m ³ /sが限度である」 旨の回答がなされている。 しかし、これまでに実施された1500 m ³ /sを前提とした改修工事により、既に宇治川景観は 相当に破壊されている。国交省自身もこの事実は認識しているようであり、塔の島締め切り 堤の撤去、宇治山田護岸の改築等を実施することを明らかにしている。したがって、「景観 保全の観点から1500 m ³ /sが限度」つまり「1500 m ³ /sまでは景観破壊とはならない」という 論拠は既に破綻しているのが明らかである。 宇治川景観の保全を改修事業の前提条件とするのであれば、改修計画流量1500 m ³ /sそ のものを白紙に戻して検討すべきである。 | 中川学 | 宇治川の安全度の向上や宇治川・淀川のために瀬田川洗堰の全開操作を含む放流制限 を行うことを余儀なくされることにともない上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させる琵琶 湖後期放流のために宇治川の河道整備は必要なものと考えております。 | 64 | 66 |
| 709 | | 581 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 71年12月に策定された淀川水系工事実施基本計画で宇治地点の計画高水流量は1,500m ³ /sである。これは宇治橋上流域において2日間で272mmの降雨があった場合、2,800m ³ / sの洪水流量を天ヶ瀬ダムと大戸川ダムで洪水調節して、天ヶ瀬ダム地点で1,200m ³ /sに して放流、天ヶ瀬ダム地点から宇治橋付近までの流域で300m ³ /sの洪水を想定し、宇治 地点の計画高水流量1,500m ³ /sとしたと説明されてきた。これは宇治川を1500m ³ /s流下 能力の河道に改修して、それを琵琶湖後期放流に利用しようとする計画である。琵琶湖後 期放流の放流量1500m ³ /sの数値は下流の宇治川の流下能力からつくられた数値である と考えられる。したがって宇治川の治水と河川環境の保全の観点から塔の島地区の流下 能力を1,200m ³ /sとした場合には琵琶湖後期放流は1,200m ³ /sとなるべきものと考えら るか。 また、原案p62でトンネル式放流施設について「計画放流量600m ³ /(E.L.72.0m)」とある。こ れについても説明されたい。 | 藪田秀雄 | 宇治地点において150年に一度の洪水を安全に流下させるためには、1500m ³ /sを安全 に流下させる河道が必要です。この河道を活用して琵琶湖の後期放流量を1500m ³ /sとし ています。 洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図るため、上下流において合意された瀬田 川～天ヶ瀬ダム～宇治川における一連区間で1,500m ³ /sを流下させる対策が急がれてお り、宇治川の治水と琵琶湖の速やかな水位低下の両面から1,500m ³ /sに対応した宇治川 の河道整備が必要と考えております。 なお、天ヶ瀬ダムの現況の放流能力は、洪水期制限水位(E.L.+72.0m)において 900m ³ /sです。天ヶ瀬ダム再開発は、この放流能力を1,500m ³ /sにするものです。 原案P62における「計画放流量600m ³ /s(E.L.+72.0m)」は現在不足している能力(必要能 力1,500-900=600)を記載しています。 | 63 | 65 |
| 710 | | 582 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」パワーポイント9「事業の概要(目 的)」で「制限水位(E.L.+72.0m)において、天ヶ瀬ダム最大放流能力900m ³ /sを発電最低 水位(E.L.+67.1m)において、1,500m ³ /sに増強する。」とある。これまで、琵琶湖後期放 流時においても水位を洪水期制限水位以下に保つためには、「洪水期制限水位において 1,500m ³ /sの放流能力を確保する必要がある。」(天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(とりまと め)平成17年7月21日 近畿地方整備局)としていた。制限水位(E.L.72.0m)から発電最低 水位(E.L.67.1m)に変更する理由は何か。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダム再開発計画は、水道や発電に影響を与えないように琵琶湖の後期放流を可 能とすることを目的の一つとしており、制限水位(E.L.72.0m)と発電最低水位(E.L.67.1m) において1500m ³ /sの放流を可能とするものです。このことは従来より変わりはありません。 | 63 | 65 |
| 711 | | 583 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」パワーポイント10で堆砂容量が現況 6,000千m ³ から事業後6,280m ³ の意味を説明されたい。天ヶ瀬ダムの堆砂率(計画)43%に 対して堆砂率(実績)72%(第57回委員会審議資料4-2 p67)は淀川水系の他のダムに比 べて高いと見えるがその原因は何か。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダム再開発の事業計画では堆砂容量について、既定計画で死水容量としていた 28万m ³ を堆砂容量に含めています。 堆砂は上流域の状況等様々な要因が影響していると思われます。なお、淀川水系の現況 の課題(第58回委員会審議資料4「人と川の繋がり」p60下段)に、各年の計画的な堆砂 容量があるのかのごく資料提示しましたが、実際は管理の目安として使用しているもの です。 | 63 | 65 |
| 712 | | 584 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 昭和28年台風13号洪水時を想定した場合に天ヶ瀬ダム湖へ流入する瀬田川、大戸川、宇 治田原川その他の各支川の流量はいくらか。天ヶ瀬ダムからの放流量、志津川、白川、関 電宇治発電所放水路、戦川、弥陀次郎川など各支川の流量はいくらか。流量配分図を示 して詳細に説明されたい。また、琵琶湖・洗堰、天ヶ瀬ダム地点、宇治地点の洪水ハイドロ グラフを明示されたい。 | 藪田秀雄 | 現在の河川整備状況において、昭和28年台風13号洪水が発生した場合、瀬田川から 0m ³ /s、大戸川からの最大流入量は約660m ³ /s、田原川その他の支川の流域からの流 出量は最大1,110m ³ /sとなります。なお、田原川その他の流域からの流出量は一つの小 流域としており、個々の流域で計算を行っていません。 ハイドログラフについては別紙-584でお示しているのとおりです。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|------|--------|------------------------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|--|------------------|--------|--|--------|---------------|----------------------------|--------|--|-------|------------------------|------|------|--|-----|--|--------|--------|--|-------|--|------|---|----|----|
| 713 | 306 | 1128 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【584への再質問①】 回答第65回委員会審議資料2-5「淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・意見集別紙集」の別紙584に示されている流量配分図で天ヶ瀬ダム下流で流入支川合計(天ヶ瀬ダム下流)220m ³ /sが記されているが河川名と流量はいくらなのか。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダムより下流から宇治地点までに宇治川に流入する流量については、その流域における降雨量から宇治川に流出する流量を計算しております。各支川毎に計算を行っているものではありません。 | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 714 | | 585 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖後期放流時の瀬田川、大戸川、宇治田原川、その他の各支川の流量はいくらか。天ヶ瀬ダムの放流量、志津川、白川、宇治発電所放水路などの流量はいくらか。流量配分図を示して、詳細に説明されたい。琵琶湖・洗堰、天ヶ瀬ダム地点、宇治地点の洪水ハイドログラフを明示されたい。 | 藪田秀雄 | 瀬田川洗堰の後期放流は、支川の流量の大小にかかわらず、琵琶湖からの流出量と支川の流量を合わせた上で宇治川の流下能力を越えないように調節しながら琵琶湖水位を低下させることとしているものです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 715 | 307 | 1129 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【585への再質問①】 質問は「琵琶湖後期放流時の瀬田川、大戸川、宇治田原川、その他の各支川の流量はいくらか。天ヶ瀬ダムの放流量、志津川、白川、宇治発電所放水路などの流量はいくらか。流量配分図を示して、詳細に説明されたい。琵琶湖・洗堰、天ヶ瀬ダム地点、宇治地点の洪水ハイドログラフを明示されたい。」です。回答は「瀬田川洗堰の後期放流は、支川の流量にかかわらず、琵琶湖からの流出量と支川の流量を合わせた上で宇治川の流下能力を超えないように調節しながら琵琶湖水位を低下させることとしているものです。」です。これは質問への回答ではありません。再度、質問への回答と資料の提示を求めます。 | 藪田秀雄 | 瀬田川洗堰からの放流量は、大戸川合流後に最大1500m ³ /sとなるよう洗堰から調節して放流することとしており、残流域等から流出する流量は特に見込んでおりません。 | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 716 | | 586 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 宇治川の現況の宇治地点の流下能力890m ³ /s、堤防満杯流量890m ³ /s(第61回審議資料1-2-3 p5 現況施設(現況河道、洪水調節施設現況)とある。ここで言う890m ³ /sの水位を河川断面図に示して説明されたい。同様に宇治川の流下能力1,500m ³ /s、堤防満杯流量1,900m ³ /s(第61回審議資料1-2-3 p8、p9の表)とあるが、どこの地点のことなのか場所と河川横断面図に水位を示して詳細に説明されたい。(O.P.B.mを明示されたい) | 藪田秀雄 | 別紙-586でお示しているのとおりです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 717 | | 587 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム地点から下流の宇治川水位縦断面図(現況河道、整備後河道、昭和28年13号洪水流下時、琵琶湖後期放流流下時、最深河床高、平均河床高、堤防高さ、流入河川)を示されたい。(O.P.B.m明示されたい) | 藪田秀雄 | 別紙-587、588でお示しているのとおりです。 (第65回委員会審議資料2-5に記載のものについて、データが間違っていましたのであらためてお示しします。) | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 718 | | 588 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 下記の各地点における、昭和28年台風13号洪水および琵琶湖後期放流時の最高水位および平水位、低水位を河川横断面図(現況、整備後)に示し、説明されたい。(O.P.B.mを明示されたい)白虹橋・志津川合流地点直下、天ヶ瀬吊橋、白川浜・白川合流地点直下、槇尾山水位観測点、亀石地点、朝霧橋上流51.2kp、宇治橋上流、関電吐水路合流点上流、宇治川大橋、隠元橋地点など。 | 藪田秀雄 | 昭和28年台風13号洪水及び琵琶湖後期放流時の最高水位は別紙-587、588でお示しているのとおりです。(第65回委員会審議資料2-5に記載のものについて、データが間違っていましたのであらためてお示しします。)なお、平水位、低水位については別紙-588、878、1100、1123、1125、1190Iにお示しているのとおりです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 719 | | 589 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖後期放流時、宇治川が高水位になるために、宇治川に流入する宇治市街地の各河川に支障が発生する可能性について | 藪田秀雄 | 後期放流については、下流に被害を及ぼさないような操作が必要だと考えており、整備の状況をふまえ詳細な検討を行う予定です。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 720 | | 590 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド11)第63回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」の「事業の効果(琵琶湖治水)」についての質問 <table border="1" data-bbox="667 1141 1176 1340"> <thead> <tr> <th></th> <th>現況</th> <th></th> <th>整備後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖最高水位 (B.S.L.)</td> <td>+0.90m</td> <td></td> <td>+0.71m</td> <td>最高水位が約19cm 低減</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水 (B.S.L.+0.70m)を越える時間</td> <td>120 時間</td> <td></td> <td>15 時間</td> <td>氾濫注意水位を越える時間を 105 時間短縮</td> </tr> <tr> <td>浸水戸数</td> <td>15 戸</td> <td></td> <td>0 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水農地面積</td> <td>1800ha</td> <td></td> <td>970ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・氾濫注意水位 (B.S.L.+0.70m)は何時、何によって定められたのか。 ・これまで琵琶湖沿岸の浸水の評価は、B.S.L.+0.30mを越える時間をもって評価されていたが、今回氾濫注意水位をもって評価しているのはなぜか。評価の基準を変えた理由はなにか。 | | 現況 | | 整備後 | | 琵琶湖最高水位 (B.S.L.) | +0.90m | | +0.71m | 最高水位が約19cm 低減 | 氾濫注意水 (B.S.L.+0.70m)を越える時間 | 120 時間 | | 15 時間 | 氾濫注意水位を越える時間を 105 時間短縮 | 浸水戸数 | 15 戸 | | 0 戸 | | 浸水農地面積 | 1800ha | | 970ha | | 藪田秀雄 | ・これまでの説明に用いたB.S.L.+0.3m(常時満水位)は、標高の低い一部の農地で浸水が始まる水位です。 ・氾濫注意水位とは、平成18年3月31日に、滋賀県が定めた琵琶湖洪水予報実施要領に基づくものであり、琵琶湖周辺で床下浸水が発生する概ねの水位であるB.S.L.+0.70mを定めています。 ・今回のご説明では、住家の浸水が発生する氾濫注意水位を用いてご説明しましたが、常時満水位を超える時間は、現況で482時間、整備後で202時間となります。 | 63 | 65 |
| | 現況 | | 整備後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖最高水位 (B.S.L.) | +0.90m | | +0.71m | 最高水位が約19cm 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫注意水 (B.S.L.+0.70m)を越える時間 | 120 時間 | | 15 時間 | 氾濫注意水位を越える時間を 105 時間短縮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水戸数 | 15 戸 | | 0 戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水農地面積 | 1800ha | | 970ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|-----|---|------------|-------|--|---|--|---|---|---|--|--------------------------|-------------------------|---|-----------------------|---|-----------------------------|--------|--------|--|---|--------|--|--------|---------|--|---|--------|----|----|------------------------------|--------|--------|-----|----|---|--------|--------|-----|--|------|--|----|----|
| 721 | | 591 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | <p>・(スライド11)で、「琵琶湖最高水位:現況B.S.L.+0.90m、整備後B.S.L.0.71m。最高水位が約19cm下がる。」としている。第42回委員会審議資料1-6-3、第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3などで、昭和36年6月洪水シミュレーションで、琵琶湖最高水位 現況B.S.L.+0.98m、整備後B.S.L.+0.82mとしている。これらと水位数値が異なっている理由は何か。</p> <p>・(スライド11)で、浸水戸数 現況15戸、整備後0戸としている。第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3 天ヶ瀬ダム再開発の調査検討結果(まとめ)、第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3の昭和36年6月洪水のシミュレーションで、浸水戸数 現況18戸、整備後5戸、また第4回ダムWG(H16.8.19)「天ヶ瀬ダム再開発の効果<参考資料> H16年8月19日近畿地方整備局」で浸水戸数 現況7戸、整備後0戸としている。これらと浸水戸数の数値が異なっている理由は何か。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">琵琶湖最高水位 (B.S.L.)</th> <th colspan="2">浸水戸数</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>整備後</th> <th>現況</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局</td> <td>+0.90m</td> <td>+0.71m</td> <td>15戸</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(まとめ)」H17年7月21日国土交通省近畿地方整備局</td> <td>+0.98m</td> <td>+0.82m</td> <td>18戸</td> <td>5戸</td> </tr> <tr> <td>③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所</td> <td>+0.98m</td> <td>+0.82m</td> <td>18戸</td> <td>5戸</td> </tr> <tr> <td>④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 平成16年8月19日近畿地方整備局</td> <td></td> <td></td> <td>7戸</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>⑤委員会第2回ダムワーキング資料「天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討(中間報告)」H16年7月16日 琵琶湖河川事務所</td> <td>+0.98m</td> <td>+0.82m</td> <td>7戸</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 平成16年2月8日</td> <td>+0.98m</td> <td>+0.82m</td> <td>11戸</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td>⑦第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局</td> <td>+0.98m</td> <td>+0.82m</td> <td>11戸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 琵琶湖最高水位 (B.S.L.) | | 浸水戸数 | | 現況 | 整備後 | 現況 | 整備後 | ①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局 | +0.90m | +0.71m | 15戸 | 0戸 | ②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(まとめ)」H17年7月21日国土交通省近畿地方整備局 | +0.98m | +0.82m | 18戸 | 5戸 | ③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所 | +0.98m | +0.82m | 18戸 | 5戸 | ④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 平成16年8月19日近畿地方整備局 | | | 7戸 | 0戸 | ⑤委員会第2回ダムワーキング資料「天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討(中間報告)」H16年7月16日 琵琶湖河川事務所 | +0.98m | +0.82m | 7戸 | 0戸 | ⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 平成16年2月8日 | +0.98m | +0.82m | 11戸 | 2戸 | ⑦第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局 | +0.98m | +0.82m | 11戸 | | 数田秀雄 | <p>・今回、河川整備計画策定にあたり計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシミュレーションした結果をお示しています。</p> <p>・浸水戸数については、琵琶湖沿岸の浸水被害の実態を詳細に検討するために、平成16年に、航空測量により琵琶湖沿岸の地盤高を調査し、またおよそB.S.L.+1.4m以下の家屋について嵩上げ高を調査しました。この内容については、第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3において、ご説明しており、資料についてはホームページでもご覧いただけます。</p> <p>平成16年11月以降の資料においては、その結果を反映し浸水家屋の戸数を算定しているため、それまでにお示した想定浸水戸数と差異が生じております。</p> | 63 | 65 |
| | 琵琶湖最高水位 (B.S.L.) | | 浸水戸数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現況 | 整備後 | 現況 | 整備後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局 | +0.90m | +0.71m | 15戸 | 0戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(まとめ)」H17年7月21日国土交通省近畿地方整備局 | +0.98m | +0.82m | 18戸 | 5戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所 | +0.98m | +0.82m | 18戸 | 5戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 平成16年8月19日近畿地方整備局 | | | 7戸 | 0戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤委員会第2回ダムワーキング資料「天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討(中間報告)」H16年7月16日 琵琶湖河川事務所 | +0.98m | +0.82m | 7戸 | 0戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 平成16年2月8日 | +0.98m | +0.82m | 11戸 | 2戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局 | +0.98m | +0.82m | 11戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 722 | 308 | 1130 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | <p>【591への再質問①】</p> <p>質問591の回答は「今回・河川整備計画策定にあたり計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシミュレーションした結果をお知らせしています。」です。</p> <p>これは質問に対する回答とはいえない。</p> <p>第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」の「事業の効果(琵琶湖治水)」で、「琵琶湖最高水位:現況B.S.L.+0.90m、整備後B.S.L.0.71m。最高水位が約19cm下がる。」としている。一方、第42回委員会審議資料1-6-3、第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3などで、昭和36年6月洪水シミュレーションで、琵琶湖最高水位 現況B.S.L.+0.98m、整備後B.S.L.+0.82mとしている。琵琶湖最高水位は浸水面積や浸水被害に関わる根本事項である。同じ昭和36年6月洪水のシミュレーションで最高水位が+0.98mと+0.90mと数値が異なっている理由はなぜか説明されたい。</p> <p>「計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシミュレーションした結果」というのならその内容を明らかにされたい。</p> | 数田秀雄 | <p>計算結果が異なっている理由は、整備計画策定にあたり、琵琶湖水位と貯留量の関係式の精度向上や瀬田川の改修進捗の反映(流出量の増大)等の変更をしたためです。</p> | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 723 | | 592 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | <p>(スライド11)で、浸水農地面積について、現況1800ha、整備後970haとしている。「第3回天ヶ瀬ダムワーク資料」、「第4回、第2回ダムワーキング資料」、「第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果<参考資料> H16年8月19日近畿地方整備局」の昭和36年6月洪水のシミュレーションで、浸水農地 現況1590ha、1600ha、整備後900haとしている。これらと浸水農地の数値が異なっている理由は何か。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">浸水面積</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局</td> <td>浸水農地1800ha</td> <td>970ha</td> </tr> <tr> <td>②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査結果(まとめ)」浸水被害の予測(農地被害)</td> <td>農地被害 30cm以上浸水約220ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積14ha)</td> <td>内水排水区域以上浸水約65ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積2.3ha)</td> </tr> <tr> <td>③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所</td> <td>水田 約1550ha (内 30cm以上浸水約220ha) 畑 約40ha</td> <td>水田 約870ha (内 30cm以上浸水約65ha) 畑 約30ha</td> </tr> <tr> <td>④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 H16年8月19日近畿地方整備局</td> <td>浸水田畑1600ha (内 畑 50ha)</td> <td>浸水田畑900ha (内 畑 30ha)</td> </tr> <tr> <td>⑤第2回ダムワーキング(H16.7.18)琵琶湖周辺の浸水状況シミュレーション結果</td> <td>水田 約1550ha 畑 約50ha</td> <td>水田 約870ha 畑 約30ha</td> </tr> <tr> <td>⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 H16年2月8日</td> <td>2300ha</td> <td>1300ha</td> </tr> <tr> <td>⑦淀川水系河川整備計画意見交換会(H15.7.6)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画についての説明資料」</td> <td>3533ha</td> <td>2301ha</td> </tr> <tr> <td>⑧第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局の琵琶湖沿岸の浸水面積</td> <td>3533ha</td> <td>△1232ha</td> </tr> </tbody> </table> | | 浸水面積 | | 現況 | 整備後 | ①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局 | 浸水農地1800ha | 970ha | ②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査結果(まとめ)」浸水被害の予測(農地被害) | 農地被害 30cm以上浸水約220ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積14ha) | 内水排水区域以上浸水約65ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積2.3ha) | ③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所 | 水田 約1550ha (内 30cm以上浸水約220ha) 畑 約40ha | 水田 約870ha (内 30cm以上浸水約65ha) 畑 約30ha | ④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 H16年8月19日近畿地方整備局 | 浸水田畑1600ha (内 畑 50ha) | 浸水田畑900ha (内 畑 30ha) | ⑤第2回ダムワーキング(H16.7.18)琵琶湖周辺の浸水状況シミュレーション結果 | 水田 約1550ha 畑 約50ha | 水田 約870ha 畑 約30ha | ⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 H16年2月8日 | 2300ha | 1300ha | ⑦淀川水系河川整備計画意見交換会(H15.7.6)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画についての説明資料」 | 3533ha | 2301ha | ⑧第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局の琵琶湖沿岸の浸水面積 | 3533ha | △1232ha | 数田秀雄 | <p>・今回、河川整備計画策定にあたり計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシミュレーションした結果をお示しています。</p> <p>・浸水面積については、琵琶湖沿岸の浸水被害の実態を詳細に検討するために、平成16年に、航空測量により琵琶湖沿岸の地盤高を調査し、その結果を反映し浸水面積を算定しているため、それまでにお示した算定浸水面積と差異が生じております。</p> | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 浸水面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現況 | 整備後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①第3回委員会(H19.9.26)審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」H19年9月26日国土交通省近畿地方整備局 | 浸水農地1800ha | 970ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-3「天ヶ瀬ダム再開発の調査結果(まとめ)」浸水被害の予測(農地被害) | 農地被害 30cm以上浸水約220ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積14ha) | 内水排水区域以上浸水約65ha (内水排水区域において30cm以上浸水する水田面積2.3ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」H16年11月26日 琵琶湖河川事務所 | 水田 約1550ha (内 30cm以上浸水約220ha) 畑 約40ha | 水田 約870ha (内 30cm以上浸水約65ha) 畑 約30ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④第4回ダムWG(H16.8.19)天ヶ瀬ダム再開発の効果参考資料 H16年8月19日近畿地方整備局 | 浸水田畑1600ha (内 畑 50ha) | 浸水田畑900ha (内 畑 30ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤第2回ダムワーキング(H16.7.18)琵琶湖周辺の浸水状況シミュレーション結果 | 水田 約1550ha 畑 約50ha | 水田 約870ha 畑 約30ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥天ヶ瀬ダム再開発対話討論会説明資料 H16年2月8日 | 2300ha | 1300ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦淀川水系河川整備計画意見交換会(H15.7.6)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画についての説明資料」 | 3533ha | 2301ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧第20回委員会(H15.4.21)配布資料「天ヶ瀬ダム再開発計画の位置づけ」説明資料H15年4月21日近畿地方整備局の琵琶湖沿岸の浸水面積 | 3533ha | △1232ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------|----------------------------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|----------|-------|----|-----|-----------------|--------|--------|---------------------------|-------|------|--|----------------------|--|------|-----|----|--------|--------|-------|--|--|----------------------------|------|--|----|----|
| 724 | 309 | 1131 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【592への再質問①】 納得ゆく回答でない。「計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシミュレーションした結果」というのならその内容を明らかにされたい。 | 藪田秀雄 | 計算結果が異なっている理由は、整備計画策定にあたり、琵琶湖水位と貯留量の関係式の精度向上や瀬田川の改修進捗の反映(流出量の増大)等の変更をしたためです。 | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 725 | | 593 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 平成7年5月洪水の琵琶湖最高水位B.S.L.+0.93m、浸水戸数7戸、浸水面積約750haであるのに対して、今回の昭和36年6月洪水シミュレーションの結果で琵琶湖最高水位B.S.L.+0.90m、浸水戸数15戸、浸水農地面積1800haである。最高水位が低い方が浸水戸数も浸水面積も多い理由について説明されたい。 <table border="1" data-bbox="674 339 1113 480"> <thead> <tr> <th></th> <th>昭和36年6月洪水シミュレーション</th> <th>平成7年5月洪水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>現況</td> <td>整備後</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖最高水位(B.S.L.)</td> <td>+0.90m</td> <td>+0.71m</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水(B.S.L.+0.70m)を超える時間</td> <td>120時間</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫注意水位を超える時間が105時間短縮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水戸数</td> <td>15戸</td> <td>0戸</td> </tr> <tr> <td>浸水農地面積</td> <td>1800ha</td> <td>970ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浸水戸数 7戸(床下) 浸水面積 約750ha</td> </tr> </tbody> </table> | | 昭和36年6月洪水シミュレーション | 平成7年5月洪水 | | 現況 | 整備後 | 琵琶湖最高水位(B.S.L.) | +0.90m | +0.71m | 氾濫注意水(B.S.L.+0.70m)を超える時間 | 120時間 | 15時間 | | 氾濫注意水位を超える時間が105時間短縮 | | 浸水戸数 | 15戸 | 0戸 | 浸水農地面積 | 1800ha | 970ha | | | 浸水戸数 7戸(床下) 浸水面積 約750ha | 藪田秀雄 | 平成7年5月洪水時の浸水面積については、浸水した痕跡を計測されていますが、今回、お示したものは、再現計算結果であることから差異が生じたものです。 | 63 | 65 |
| | 昭和36年6月洪水シミュレーション | 平成7年5月洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現況 | 整備後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖最高水位(B.S.L.) | +0.90m | +0.71m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫注意水(B.S.L.+0.70m)を超える時間 | 120時間 | 15時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氾濫注意水位を超える時間が105時間短縮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水戸数 | 15戸 | 0戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水農地面積 | 1800ha | 970ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 浸水戸数 7戸(床下) 浸水面積 約750ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 726 | 310 | 1132 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【593への再質問①】 回答は「平成7年5月洪水の浸水面積については、浸水した痕跡を計測されています。今回お示したものは、再現計算結果であることから差異が生じたものです。質問は「平成7年5月洪水の琵琶湖最高水位はB.S.L.+0.93m、浸水戸数7戸、浸水面積約750haであるのに対して、今回の昭和36年6月洪水シミュレーションの結果で琵琶湖最高水位はB.S.L.+0.90m、浸水戸数15戸、浸水農地面積1800haである。最高水位が低い方が浸水戸数も浸水面積も多い理由について説明されたい。」です。なぜ水位が低いほうが浸水戸数や浸水農地面積が大きいのですか。平成7年5月洪水が、実態であるとするれば、今回のシミュレーションの結果は明らかに実態からかけ離れているということではないか。 | 藪田秀雄 | 平成7年の実績と昭和36年のシミュレーション結果に差異が生じた原因としては、以下のとおりと考えられます。 ・浸水戸数の平成7年実績は、報告があった数値をあげているため、報告が無かった箇所や平成7年以降に新たに新築された所は含まれていないこと。 ・浸水面積の平成7年実績は、現地調査による結果であるが、琵琶湖ピーク水位が生じた日時に必ずしも調査が出来ていないこと。 | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 727 | 353 | 1175 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【593への再質問②】 藪田氏は質問NO.593において、昭和36年洪水と平成7年洪水を比較し、琵琶湖水位がいずれも+90cm程度と同等であるにも関わらず、浸水面積は1800haと750haと大きく相違していることを指摘している。これに対する回答は、平成7年の浸水面積は実測であることに對して、昭和36年の数値は再現計算結果によるものと回答されている。しかし2.4倍もの開きがあるのは再現計算の意味がない。審議対象とする資料としても全く信頼できない代物と言わざるを得ない。当然信頼すべきは実測データであるが、計算方法を修正し、シミュレーション結果も修正すべきである。 | 中川学 | 平成7年の実績と昭和36年のシミュレーション結果に差異が生じた原因としては、以下のとおりと考えられます。 ・浸水戸数の平成7年実績は、報告があった数値をあげているため、報告が無かった箇所や平成7年以降に新たに新築された所は含まれていないこと。 ・浸水面積の平成7年実績は、現地調査による結果であるが、琵琶湖ピーク水位が生じた日時に必ずしも調査が出来ていないこと。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 728 | | 594 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」/パワーポイント3「事業の必要性(琵琶湖治水)」の浸水被害の状況(平成7年5月洪水)で「平成7年5月13日撮影 撮影日6時の琵琶湖水位B.S.L.+0.73m」と記述している。平成7年5月洪水の琵琶湖最高水位はB.S.L.+0.93mである。ここでわざわざ+0.73mと書いている意図は何か。 | 藪田秀雄 | 浸水被害を示す写真は添付する写真には、撮影日を記すこととしており、その日の水位を記しました。なお、最高水位を記録したのは、5月16日です。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 729 | 311 | 1133 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【594への再質問①】 回答は「浸水被害を示す写真には、撮影日を記すこととしており、その日の水位を記しました。なお、最高水位を記録したのは、5月16日です。」です。 質問は「第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」/パワーポイント3「事業の必要性(琵琶湖治水)」の浸水被害の状況(平成7年5月洪水)で「平成7年5月13日撮影 撮影日6時の琵琶湖水位B.S.L.+0.73m」と記述している。平成7年5月洪水の琵琶湖最高水位はB.S.L.+0.93mである。ここでわざわざ+0.73mと書いている意図は何か。」です。説明無しで一見すればだれでも誤解する可能性の高い記述です。 「平成7年5月洪水の最高水位はB. S. L.+0.93m」と書けばよいのではないのでしょうか。 | 藪田秀雄 | 最高水位の時点で、浸水被害の航空写真を撮影していないため、撮影時の琵琶湖水位を記載したものです。 | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 730 | | 595 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 瀬田川洗堰の全閉を行わない、洪水時も洗堰設置前と同程度の流量を流下させるとある。洗堰設置前と同程度とは具体的に何 m^3/s なのかという質問に対して $93m^3/s$ という回答が出されている。これは河川整備基本方針検討小委員会へ提出の資料「①—2瀬田川洗堰の取り扱い」で「洗堰設置以前・瀬田川洗堰の流下能力は、B.S.L.±0mで $50m^3/s$ 程度(淀川百年史より)」はもとより、第57回委員会審議資料4-2「淀川の現状と課題」パワースライド44「瀬田川改修、洗堰の設置による琵琶湖水位の低下」で、洗堰設置(明治38年)前の瀬田川流下能力は $50m^3/s$ であり、第58回委員会審議資料4 p31下段で「瀬田川の流下能力:B.S.L.0mで毎秒 $50m^3$ 。旧洗堰の設置(明治38年)と瀬田川浚渫(瀬田川の流下能力:B.S.L.0mで毎秒 $200m^3$)」としていることと矛盾する。再度説明されたい。 | 藪田秀雄 | ・全閉操作を解消した時の放流は、洗堰設置前の自然状態を想定しています。つまり洗堰設置前の総流出量となるように、堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなるということです。 ・瀬田川洗堰の放流量には、琵琶湖の水位が大きく関与します。 $50m^3/s$ は、瀬田川洗堰設置前の河道形状で、琵琶湖水位がB.S.L.±0mの時の流出量です。 ・洗堰設置前の瀬田川の流下能力は、 $165m^3/s$ でした。ただし当時琵琶湖疏水が完成しており $8m^3/s$ 流出していたため、琵琶湖からの総流出量は $173m^3/s$ となります。これに対し、現在は、琵琶湖疏水は $20m^3/s$ 流出し、宇治発電所導水により $60m^3/s$ 流出していますので、これらを考慮($173-20-60=93$)すると、瀬田川洗堰からの放流量は $93m^3/s$ となります。 | 63 | 65 |
| 731 | 312 | 1134 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【595への再質問①】 回答で「全閉操作を解消した場合の放流は、洗堰設置前の自然状態を想定しています。つまり洗堰設置前の総流出量となるように、堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなるということです。」とある。洗堰を全閉操作しない場合、瀬田川洗堰における琵琶湖の水位と流出量の関係について資料を示して説明されたい。 | 藪田秀雄 | 全閉操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うこととしています。 質問595の後段にお示しした $93m^3/s$ はBSL-0.3mの時のものとなります。 | 63 | 66 |
| 732 | | 596 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 洪水時に瀬田川洗堰の全閉を行わず、 $50m^3/s$ あるいは $93m^3/s$ を流下させた場合の琵琶湖治水・琵琶湖水位への効果について資料を出して詳細に説明されたい。 | 藪田秀雄 | 今後、整理が出来次第お示します。 | 63 | 65 |
| 733 | 313 | 1135 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【596への再質問①】 原案は洪水時に瀬田川洗堰を全閉操作しないことを決めたのであるから、洪水時に洗堰から $50\sim 90m^3/s$ を放流した場合、琵琶湖治水・琵琶湖水位への効果については当然検討されているはずのものであり、即答できないことは遺憾です。速やかに回答されたい。 | 藪田秀雄 | 全閉操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うこととしています。 例えば、琵琶湖の戦後最高水位を記録した昭和36年6月洪水時の全閉時間は11時間であったので、仮に11時間、 $93m^3/s$ 放流で試算すると、 $5mm$ 程度(11時間×60分×60秒× $93m^3/s$)÷ $674km^2$ (琵琶湖の平均的な水面積)となります。 | 63 | 66 |
| 734 | | 597 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 洪水時瀬田川洗堰 $50\sim 93m^3/s$ 秒放流+琵琶湖後期放流 $1,500m^3/s$ の場合および洪水時瀬田川洗堰 $50\sim 93m^3/s$ 秒放流+琵琶湖後期放流 $1,200m^3/s$ の場合の琵琶湖最高水位、浸水戸数、浸水農地面積はいくらなのか、詳細に説明されたい。 | 藪田秀雄 | 今後、整理が出来次第お示します。 | 63 | 65 |
| 735 | 314 | 1136 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【597への再質問①】 原案は洪水時に瀬田川洗堰を全閉操作しないことを決めたのであるから、洪水時の洗堰 $50\sim 90m^3/s$ 放流+琵琶湖後期放流 $1,500m^3/s$ の場合を検討されるはずであり、この場合の琵琶湖最高水位、浸水戸数、浸水農地面積はいくらかの質問に即答できないことは遺憾です。速やかに回答されたい。洪水時の洗堰 $50\sim 90m^3/s$ 放流+琵琶湖後期放流 $1,200m^3/s$ の場合についても合わせて速やかに回答されたい。 | 藪田秀雄 | 全閉操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うこととしています。 | 63 | 66 |
| 736 | | 598 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖後期放流時の洗堰の放流量と大戸川の流量の関係について説明されたい。 | 藪田秀雄 | 瀬田川洗堰からの放流量は、大戸川合流後に最大 $1500m^3/s$ となるよう洗堰からの放流するものです。 | 63 | 65 |
| 737 | 315 | 1137 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【598への再質問①】 回答は「瀬田川洗堰からの放流量は、大戸川合流後に最大 $1,500m^3/s$ となるよう洗堰から放流するものです。」とある。琵琶湖後期放流時の大戸川の最大流量および最小流量は何 m^3/s と考えているのか。 | 藪田秀雄 | 琵琶湖の後期放流時に、大戸川からの流入量が最も大きくなる場合は、大戸川ダムの後期放流時で $300m^3/s$ 程度です。最小の場合は、 $0m^3/s$ となることも想定されます。 | 63 | 66 |
| 738 | | 599 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖開発事業前と開発事業後で、琵琶湖計画高水位B.S.L.+0.80mをB.S.L.+1.40mに変えた理由を説明されたい。(第57回委員会審議資料4-2 p49、第58回委員会審議資料4 p5)。 | 藪田秀雄 | 琵琶湖の計画高水位は、明治7年～昭和43年までに起きた洪水時流入量から水位上昇量を計算した結果を統計処理し、100年間に1回超過すると予想される琵琶湖の最高到達水位として定義しています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 739 | 316 | 1138 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【599への再質問①】 「琵琶湖開発事業の前と後で、琵琶湖計画高水位B.S.L.+0.80mをB.S.L.+1.40mに変えた理由を説明されたい。(第57回委員会審議資料4-2 p49、第58回委員会審議資料4 p5)。」の質問に対して再度分かりやすい説明を求めます。 | 藪田秀雄 | 琵琶湖の計画高水位は、明治7年～昭和43年までに起きた洪水時の最高水位を統計処理し、100年に1回の超過確率となるBSL+1.4mとしました。なお、このときBSL+0.8mは30年に一回の超過確率となります。 | 63 | 66 |
| 740 | | 600 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するための流域対応(土地利用の規制・誘導など)について委員会から意見が出されていたが、具体的にどのように検討され、どのように進行しているのか説明してください。 | 藪田秀雄 | 「琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会」において、都市計画図・農業振興図を基図として、浸水頻度別に浸水エリアを表す浸水危険度マップを作成しました。 平成19年度から、土地利用規制・指導に関する法令等の適応性の確認、規制・指導の実効性の有無について、問題点の抽出とその対処方法の検討を行う予定です。 詳細については、ホームページで公開する資料をご覧ください。 | 63 | 65 |
| 741 | | 601 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダムは、用途別配分として、洪水調節と水道用水(0.9m ³ /s)と発電(186.14m ³ /s)のための多目的ダムの使用がありますが、水道用水はすでに暫定使用していることと、水量もわずかだから無視しても、「発電のための多目的ダムの使用は、イ、に規定する洪水調節及び、ロ、に規定する水道に支障を与えないように行うものとする。」とし、いずれもダムの放流量には含まれているのか、いないのか解りません。運用の実態を具体的に資料をもって説明していただきたい。 | 山岡久和 | 水道用水は天ヶ瀬ダム湖から取水し、直接宇治浄水場へ送水されています。一方、発電用水は天ヶ瀬発電所を経由して、ダム直下流に放流しており、ダムの放流量に含まれています。通常の場合、ダム下流に放流しているのは、この発電分のみです。 | 63 | 65 |
| 742 | | 602 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 今回の天ヶ瀬ダム再開事業の主な目的は、琵琶湖の後期放流と十分に活用できていない関西電力発電所のための、発電利水の増強であり、結果として、京都府宮水道と淀川の治水安全度が向上することを、もつとらしく目的に上げているにすぎないと思います。 ・そこでお聞きしますが、天ヶ瀬ダム下流白虹橋地点では、洪水時には、関西電力発電放流量を含めて最高1,200m ³ /sの流量ですが、並びに、琵琶湖の後期放流時には関西電力発電放流量も含めて1,500m ³ /sなのか、それとも別枠扱いなのかわかりやすく説明していただきたい。 ・宇治市民は宇治川洪水よりも大きな琵琶湖の後期放流には納得できません。琵琶湖の後期放流量(大戸川を含む)と天ヶ瀬ダムの洪水放流量と同じ1,200m ³ /sにできないのかその理由・根拠を説明していただきたい。 | 山岡久和 | 天ヶ瀬ダム再開事業の目的は、淀川・宇治川の洪水調節、この洪水調節による琵琶湖の水位上昇を速やかに下げる琵琶湖後期放流、水道用水の供給、発電としています。 洪水時における天ヶ瀬ダムの放流量は、1,140m ³ /sであり、天ヶ瀬ダム下流の志津川等の流出量と発電放流(宇治発電所)を併せて宇治地点で1,500m ³ /sとしています。また後期放流時は、発電放流(宇治発電所及び天ヶ瀬発電所)を含めて1,500m ³ /sとしています。 | 63 | 65 |
| 743 | | 603 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P61) 1)川上ダムの種々の代替案について、個々の案とダム案の単独比較ししないのは何故か?新遊水池、水田活用、ため池、流域対策の複合案も検討すべきではないか?また、本流をせき止めるダムではなく支川をせき止める防災ため池を多く新設する案も加えてはどうか? 2)上記利水に関する質問1)の大阪臨海工業用水道の転用の方途として川上ダムの利水計画における代替案に加えることができるのではないか? 3)上記利水に関する質問2)と関連する質問:資料P19において現有の浄水場や簡易水道設備からの供給をゼロにしてしまうのは何故か? | 竹門委員 | 1)川上ダムと同等な機能を持つ、下流への流量を増加させない貯留施設を考えるに当たっては、520万m ³ 程度の容量が必要となり、各々の施設を組み合わせたとしても、その容量を確保するには、「水田活用品案」、「ため池活用品案」、「その他の貯留対策案」を複合しても、各々相当量の施設が必要となり、かつ、その施設を貯留施設して有効的に活用するには、操作の面で非常に困難である。又、複合することにより、関係する地権者が減る等のメリットも少ないと考えられる。よって、容量の確保できる手段としては、現実的なものとして新規遊水池をつくり掘削する案が一番現実的と考えている。ただし、上野遊水池計画は、約540haの浸水範囲の半分に相当する250haを遊水池としたものであり、上野地区の住民に苦渋の選択をさせていただいたものであり、これ以上の遊水池拡大は、地元の住民の方々にとって到底受け入れてもらえるものではないと考えています。 2)大阪臨海工業用水道は、大阪府と大阪市により設けられた一部事務組合です。大阪域外の唯一の受水企業が全面撤退したことや一部事務組合としての構成要件も欠くこととなったため、平成15年度に解散したものです。解散にあたり、大阪府と大阪市が協議を行った結果、大阪臨海工業用水道の水利権については、大阪府水道事業の今後の水需要に対応するため大阪府に転用することになったものです。 転用は、転用を行う者と転用を受ける者の合意が基本になるため、本事例においては他の可能性については検討していません。 なお、当該転用に係る水源は、大阪府水道用水供給事業の中で将来必要な水源として位置付けられています。 3)第62回委員会審議資料2-1(P19上段及び下段)の伊賀水道計画給水量と水源計画の平成17年度(現況)の棒グラフについては、統計整理上簡易水道と上水道に分けていますが、平成21年度以降の目標値については簡易水道及び簡易水道から上水道へ統合された施設を含んでいます。なお簡易水道の水源や浄水場施設についても引き続き利用し、利用が不可能になった水源の不足分について県から受水する計画となっています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 744 | | 604 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 昭和28年13号台風(5313洪水)による浸水被害は何故大きかったのか、それには特別な理由が存在している。40日前の「東近畿大豪雨」と言われた前線性集中豪雨の後片付けが出来ていなかった事にある。岩倉峡右岸に高旗山系が聳える。その麓、山腹にあった西山地区で12人の死者が出るという、土石流による惨禍があった。家屋の多く、巨岩、土砂などが3溪流を流れ落ち、湯蓋川出合、宮川落合などを埋め、峡谷に巨岩が乱立したのである。そこへ上流から木橋なども流れきて堰上げ、上野北西部を中心に470haもの浸水となったものである。特に巨岩などは、重機の無い当時のことで、後回しになり、台風がやって来てしまったのであった。その上、上野市内の橋は本復旧が出来ていず、その仮橋も全て流れ来て、岩倉峡「玄関」では高い堰上げが起こったのである。それが浸水面積540haの結果を生んだものであり、その特殊性に「目を瞑って治水を説くのは、詐欺」同然である。又現在は、(5313洪水)以後、昭和43年(建設省直轄となる)に至るまで岩倉峡の多くの巨岩、名石が「流水を阻害している」との名目で「引き上げられ」て来た為に、岩倉峡の「疎通能力」は格段に上がっている。それを確りと認識し、前提とし、P.13までの記述を全て「修正」すべきではないか？その「証拠」に、岩倉地点の水位流量曲線について、では従前の主張を翻し、私の「流下能力の検討」の「粗度係数」 $n=0.0378$ と殆んど変わらぬ $n=0.037$ を今回から使用するとしているが、計画高水位の問題を含め、実際は詐欺的な説明に終始している。これらを改める考えはないか？ | 浅野隆彦 | 流域委員会でご説明した資料は、実際に過去に起こった降雨やそれらを一定の倍率で大きくした降雨が現在の状況及び整備後に発生した場合についてお示したものです。したがって、浸水面積も当時の状況とは関係なくまた、岩倉峡の疎通能力も現況の能力を前提として検討を行っております。 | 63 | 65 |
| 745 | 257 | 1079 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【604への再質問①】 それならば、現況の岩倉峡疎通能力を2地点を代表させて示されたい。1. 岩倉観測所の「無害流量」および「最大流量」。2. 岩倉地点(57.4K)の「無害流量」および「最大流量」。また、今回から使用するとしている「H-Q曲線」から逆算し、「粗度係数」を出し示されたい。 | 浅野隆彦 | ・お示しいただいています、「無害流量」及び「最大流量」については、正確に回答させていただくために、定義及び条件を明確にお示しただけでいいでしょうか。 ・今回お示したH-Qは過去の洪水時の水位・流量関係を推定するため、過去の島ヶ原地点の流量観測データと岩倉地点との相関関係及び長田地点の水位データと岩倉地点との相関関係より求めたものです。一方、平成17年に「岩倉峡流下能力検討会」では、不等流計算により検討しました。その際に、粗度係数0.03~0.045の間で真値があるとの意見を頂きました。「第62回流域委員会スライド54」にこれらの粗度係数によるH-Q曲線を示しております。今回お示したH-Q曲線をこの不等流計算と比較すると粗度係数0.037に相当します。 | 65 | 66 |
| 746 | | 605 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド04)「上野地区S28・13号台風の根拠」は既に委員会で論破されているのに今回も変わらず根拠としている理由は何？ | 畑中昭子 | 戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が再来した場合に洪水を安全に流下させるために、上野遊水地を実施し完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削を実施します。あわせて、上下流バランスを考えて岩倉峡への流入を自然状態以下に抑えるために川上ダムを完成することとしています。 | 63 | 65 |
| 747 | | 606 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 行政区域内人口および給水人口は、経済産業省の予測値も発表されており、予測値を見直すことはないか？ | 荻野芳彦 | 行政区域内人口及び給水人口については、実績値については平成17年度迄の過去10ヶ年のデータを使用しており、推計値については時系列5式とコーホート要因法による推計を行い比較検討したもので、妥当な値と判断しています。また水需要予測は伊賀市水道事業基本計画策定委員会において審議されています。 | 63 | 65 |
| 748 | | 607 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 給水エリアの拡大について、給水エリアが拡大するにもかかわらず、水源を木津川だけに依存しようとするのはなぜか、服部川、柘植川流域人口も多く、水源を服部川、柘植川に分散して求めて水利調整することが水道事業としても水源開発としてもよいと思われるがどうか？ | 荻野芳彦 | 現在策定中の伊賀市水道事業基本計画では、木津川だけに全量依存するのではなく、服部川、柘植川の既存施設も残しつつ、緊急補給時に備えた有効利用を念頭におき、危機管理上の分散管理の水利調整を考慮した計画とされています。 | 63 | 65 |
| 749 | | 608 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 既設水源の見直しの理由に老朽化が挙げられている。水利工物はどれも老朽化する、老朽化が水源廃止の理由であるならば、新たな水源を求めるのではなく改修してアセットマネジメント(長寿命化)を優先的に実施して水源確保に努めるべき、と指導するのが自然であると思うがどうか？ | 荻野芳彦 | 老朽化も既設水源の見直し要因のひとつではありますが、現在の自己水源については、取水能力の低下、水質の悪化、小規模水源の点在等の課題があり、維持管理の効率化と安定供給のため、既存施設の統合を計画的に進めていると聞いています。 | 63 | 65 |
| 750 | | 609 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 水道事業計画には、経済分析がありません。川上ダム建設負担金(利息も含めて)、川上ダム維持管理費負担金、水道事業維持費が水道料金に跳ね返ります。多くの方々から指摘されているように、市からの水道事業への補助金増と水道料金の値上げが問題視されています。水道事業基本計画の経済見直しを「川上ダムの利水計画」に記載して、判断材料として下さい。水道代が高く、経済事情の好ましくない自治体は魅力はなく人や企業が集まるとは考えられません。 | 荻野芳彦 | ご意見としてお聞きし、三重県にお伝えします。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-------------|-------|------------------------------------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|----|----|------------------------------------|------|-----|----|------|--------|------|------|---|---|-----|----|------|--------|------|------|---|---|-----|----|------|--------|------|------|---|---|-----|----|-----|------|------|------|--------|--|-----|----|-----|-----|-------|------|---------------|----------|-----|----|-----|------|-------------|------|--------|----------|-----|----|-----|------|------|------|--|--|-----|----|-----|----------|------|------|---------------|----------|-----|----|-----|----------|------|------|---------------|----------|-----|----|-----|-------|---------|------|--------|--|-----|----|-----|----------|------|------|--------|--|-----|----|-----|-----------|-------|------|--------|--|-----|----|-----|-----------|-------|------|--------|----------|-----|----|-----|-------|-------|------|--------|----------|-----|----|-----|-----------|---------|------|--------|----------|-----|----|-----|-----|-----|------|--------|----------|-----|----|-----|----------|-------|------|--------|----------|-----|----|-----|----------|-------|------|--------|----------|-----|----|-----|-----|-------|------|-------------------------------|----------|-----|----|----|----|
| 751 | | 610 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、大内地点の河川現況と正常流量について、基準濁水年が昭和48年として、ハイドログラフが表示されました。これまで利水水需要管理部会等で6年間の間、何度となく提出を求めていたものですが、急に出されました。今これが出されたタイミングの理由を聞かせて下さい。昭和48年が濁水基準年にされた根拠を示して下さい。 | 荻野芳彦 | ご指摘のスライド41のグラフにつきましては、第5回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)に、資料2-6「3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題」について(河川管理者提供資料)において既にお示しております。 川上ダムの濁水基準年はS31年～S50年までの20年間の利水安全度2/20からS48年としています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 752 | | 611 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、既得水利権(緑の線)が凸凹しています。また、非かんがい期はゼロとなっています、実態とはちがいます。理由は？既得水利権のリストを提出して下さい。 | 荻野芳彦 | 大内地点における既得水利権量の確保量は内地点より下流に位置する長田揚水機、木興揚水機の既得水利権量を満足する量で設定しています。なお、非かんがい期は水利権は設定されていません。 既得水利権のリストは下記のとおりです。 木津川水利権一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>権用者</th> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>水利権(最大) (単位: m³/s)</th> <th>許可期限</th> <th>権限名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前深瀬川</td> <td>花代水利組合</td> <td>花代井堰</td> <td>農業用水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>前深瀬川</td> <td>間処水利組合</td> <td>間処井堰</td> <td>農業用水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>前深瀬川</td> <td>両口水利組合</td> <td>両口井堰</td> <td>農業用水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>塚原井堰</td> <td>塚原井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.0300</td> <td></td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>宮部区</td> <td>大井出井堰</td> <td>農業用水</td> <td>単位:立方尺 0.0900</td> <td>H22.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>高瀬井堰</td> <td>高瀬井堰(高瀬用水機)</td> <td>農業用水</td> <td>0.0820</td> <td>H21.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>市場揚水</td> <td>市場揚水</td> <td>農業用水</td> <td></td> <td></td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>神戸井堰水利組合</td> <td>神戸井堰</td> <td>農業用水</td> <td>単位:立方尺 0.7150</td> <td>H23.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>岩島井堰水利組合</td> <td>岩島井堰</td> <td>農業用水</td> <td>単位:立方尺 0.9000</td> <td>H22.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>上林量地区</td> <td>上林量池揚水機</td> <td>農業用水</td> <td>0.0200</td> <td></td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>新田井堰水利組合</td> <td>新田井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.0300</td> <td></td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>郡三郷井堰水利組合</td> <td>郡三郷井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.5800</td> <td></td> <td>三重県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>松之本井堰水利組合</td> <td>松の本井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.2920</td> <td>H22.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>依那具井堰</td> <td>依那具井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.2960</td> <td>H28.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>上野西部土地改良区</td> <td>糖田統合灌漑工</td> <td>農業用水</td> <td>0.9710</td> <td>H28.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>森井堰</td> <td>森井堰</td> <td>農業用水</td> <td>0.2320</td> <td>H22.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>長田井堰水利組合</td> <td>長田揚水機</td> <td>農業用水</td> <td>0.2360</td> <td>H22.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>木興農事実行組合</td> <td>木興揚水機</td> <td>農業用水</td> <td>0.2264</td> <td>H20.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>伊賀市</td> <td>伊賀市水道</td> <td>水道用水</td> <td>かんがい期 0.0340 非かんがい期 0.0840</td> <td>H26.3.31</td> <td>三重県</td> <td>許可</td> </tr> </tbody> </table> | 河川名 | 権用者 | 名称 | 目的 | 水利権(最大) (単位: m ³ /s) | 許可期限 | 権限名 | 備考 | 前深瀬川 | 花代水利組合 | 花代井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | 前深瀬川 | 間処水利組合 | 間処井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | 前深瀬川 | 両口水利組合 | 両口井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | 木津川 | 塚原井堰 | 塚原井堰 | 農業用水 | 0.0300 | | 三重県 | 届出 | 木津川 | 宮部区 | 大井出井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.0900 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 高瀬井堰 | 高瀬井堰(高瀬用水機) | 農業用水 | 0.0820 | H21.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 市場揚水 | 市場揚水 | 農業用水 | | | 三重県 | 届出 | 木津川 | 神戸井堰水利組合 | 神戸井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.7150 | H23.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 岩島井堰水利組合 | 岩島井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.9000 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 上林量地区 | 上林量池揚水機 | 農業用水 | 0.0200 | | 三重県 | 届出 | 木津川 | 新田井堰水利組合 | 新田井堰 | 農業用水 | 0.0300 | | 三重県 | 届出 | 木津川 | 郡三郷井堰水利組合 | 郡三郷井堰 | 農業用水 | 0.5800 | | 三重県 | 届出 | 木津川 | 松之本井堰水利組合 | 松の本井堰 | 農業用水 | 0.2920 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 依那具井堰 | 依那具井堰 | 農業用水 | 0.2960 | H28.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 上野西部土地改良区 | 糖田統合灌漑工 | 農業用水 | 0.9710 | H28.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 森井堰 | 森井堰 | 農業用水 | 0.2320 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 長田井堰水利組合 | 長田揚水機 | 農業用水 | 0.2360 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 木興農事実行組合 | 木興揚水機 | 農業用水 | 0.2264 | H20.3.31 | 三重県 | 許可 | 木津川 | 伊賀市 | 伊賀市水道 | 水道用水 | かんがい期 0.0340 非かんがい期 0.0840 | H26.3.31 | 三重県 | 許可 | 63 | 65 |
| 河川名 | 権用者 | 名称 | 目的 | 水利権(最大) (単位: m ³ /s) | 許可期限 | 権限名 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前深瀬川 | 花代水利組合 | 花代井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前深瀬川 | 間処水利組合 | 間処井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前深瀬川 | 両口水利組合 | 両口井堰 | 農業用水 | - | - | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 塚原井堰 | 塚原井堰 | 農業用水 | 0.0300 | | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 宮部区 | 大井出井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.0900 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 高瀬井堰 | 高瀬井堰(高瀬用水機) | 農業用水 | 0.0820 | H21.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 市場揚水 | 市場揚水 | 農業用水 | | | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 神戸井堰水利組合 | 神戸井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.7150 | H23.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 岩島井堰水利組合 | 岩島井堰 | 農業用水 | 単位:立方尺 0.9000 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 上林量地区 | 上林量池揚水機 | 農業用水 | 0.0200 | | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 新田井堰水利組合 | 新田井堰 | 農業用水 | 0.0300 | | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 郡三郷井堰水利組合 | 郡三郷井堰 | 農業用水 | 0.5800 | | 三重県 | 届出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 松之本井堰水利組合 | 松の本井堰 | 農業用水 | 0.2920 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 依那具井堰 | 依那具井堰 | 農業用水 | 0.2960 | H28.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 上野西部土地改良区 | 糖田統合灌漑工 | 農業用水 | 0.9710 | H28.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 森井堰 | 森井堰 | 農業用水 | 0.2320 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 長田井堰水利組合 | 長田揚水機 | 農業用水 | 0.2360 | H22.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 木興農事実行組合 | 木興揚水機 | 農業用水 | 0.2264 | H20.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 伊賀市 | 伊賀市水道 | 水道用水 | かんがい期 0.0340 非かんがい期 0.0840 | H26.3.31 | 三重県 | 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 753 | | 612 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、維持流量が0.74m ³ /sと口頭で言われました。維持流量としては大きな値です。これを決定されたのは何時ですか、0.74m ³ /sの理由または根拠を説明して下さい？また、大内基準点の集水面積は如何ほどか示して下さい。 | 荻野芳彦 | 維持流量については、流水の清潔の保持等9項目の検討により設定しています。平成4年の事業実施計画策定時に確定したものです。 大内地点での集水面積は176km ² です。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 754 | | 613 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、大内地点の基準濁水流量が示されていません。示して下さい。 | 荻野芳彦 | 川上ダムの利水計画において、大内地点の基準濁水流量の設定はありません。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 755 | | 614 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、河川現況流量と正常流量との関係が棒グラフで示されています。これを見ると過去50年間で10日以上河川流量が正常流量を下まわる日数が18日ですから利水安全度は約1/6(32/50)と言うことになります。上の(3)のように維持流量は大きな値です。維持流量の取り方によって利水安全度はもっと上がるはずですが、また、代掻き期の取水が「下回る日数」の大半を占めますから農業用水との調整が可能となります。この地域では農業用水の近代化が遅れているので代掻き期の用水需要が大きくなるのです。農業用水の合口等の水利調整の可能性がります。当面、暫定水利権で対応して、水利調整が完成した時点で水利権許可をしてよいと思われるが、どうか？ | 荻野芳彦 | 維持流量0.74m ³ /sは過大な値とは考えていません。また、農業用水の合理化のためには、取水施設の統廃合が必要であり、新たな取水施設が必要となりますが、地元負担が必要となりその調整は難航が予想されいつ完了するか不明です。伊賀市はH27を整備目標としていますので、それまでに調整することは不可能と考えます。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------------------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|--------|-------|------|------------|----------------------|-------|-------------|--------------------|------|-------------|--------------------|-------|-------------|--------------------|----|----|
| 756 | | 615 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、水資源機構が管理する木津川水系5ダムの上水者は日量63万m ³ の水資源を三重県等の水源県から阪神地区に持ち出している。しかも、日量280万m ³ の未利用水を発生させている。水源県の三重県としては、新しいダム建設を希望するより、既設の水源開発施設の運用の見直し、水利権転用の具体化によって水道水を確保することが自然ではないか？利水者は水需要の減少と水道料金収入の減少で困っている、転用の機会があれば応じる構えである、と聞いています。「水需要の逼迫した地域」の利水管理はこのようなソフトソリューション(意見書で用いた言葉)で対応する、と言うのが基礎案の考え方であったはず。もう一度考えを聞きたい。 | 荻野芳彦 | 「63万m ³ 」というのは、高山ダム、青蓮寺ダムの淀川下流向けの開発量を日量としたもの、「280万m ³ 」というのは、第63回淀川水系流域委員会(平成19年9月26日)審議資料2-3におけるスライド44の水利権量と最大取水量(H17)との差を日量としたもの、「持ち出し」というのは、ダムからの補給と推察してお答えします。 「三重県等から日量63万m ³ を京阪神地区に持ち出している」となっていますが、ダムに係る利水者が下流で取水する以上、下流阪神地区に向けて補給する必要があります。また、「日量63万m ³ 」とされていますが、補給量は下流支川等からの自然流況も考慮した不足量を補給しており、開発量を日々補給している訳ではなく、無効な補給をしているものでもありません。 さらに、「日量280万m ³ の未利用水を発生させている」とありますが、取水されない水は補給されている訳ではないことから、ダムで貯留されており既水利の安定供給への寄与や、濁水時には有効に活用されることとなります。 現時点において、既存の水資源開発施設の運用の見直しや水利権の転用によって伊賀地域の水需給の逼迫に対応するのは困難であり、新規水源の確保も必要と考えられます。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 757 | | 616 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 代替水源について、ダムの長寿命化のために新たなダムを建設するという、新たに発想された川上ダム建設目的には言葉もないくらいに失望したとの声が聞かれます。この案はおろした方がよろしい。再説明して下さい。 | 荻野芳彦 | 既設ダムの長寿命化のために以下のとおり、川上ダムに長寿命化のための容量を確保することは必要であると考えます。 ・社会資本の急速な老朽化の中、ライフサイクルコストの縮減を念頭においた計画的な維持管理・更新が必要なこと ・ダム本体は半永久構造物であるが、堆砂の進行による機能低下が課題であること ・複数のダムがある水系では代替容量を確保し、水位低下させて陸上掘削を行うことによりライフサイクルコストの縮減が可能であること ・木津川水系には複数のダムがあることと建設中の川上ダムにおいて代替容量の確保が可能であること | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 758 | | 617 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 「何故、川上ダムが無ければ、既設のダムだけでもやれる堆砂陸上掘削ローテーションができないのか？」ここを詳しく説明されたい。 | 浅野隆彦 | 既設ダムには容量に余裕がないため、陸上掘削するために水位低下させた容量を別の既設ダムで確保することはできません。仮に既設ダムで長寿命化対策のための代替容量を確保するためには、ダムの嵩上げ等が必要となり、既設ダムの大規模な改築が必要です。したがって、川上ダムで代替容量を確保することにより、既設ダムの補給に影響を与えることなく代替補給する計画としたものです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 759 | 258 | 1080 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【617への再質問①】 高山ダム水位＝標高E.L 94.3mの時、水面上に表出する堆砂量はいくらか示されたい。全ての既設ダムにおいても、当該ダムの「低下可能水位」における水面上表出堆砂量を示されたい。 | 浅野隆彦 | 「低下可能水位」については、「ダムの放流設備で下げられる最低水位」として、以下のとおり、お示しします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>低下可能水位</th> <th>表出堆砂量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山ダム</td> <td>: EL.94.3m</td> <td>3,297千m³</td> </tr> <tr> <td>青蓮寺ダム</td> <td>: EL.240.0m</td> <td>692千m³</td> </tr> <tr> <td>布目ダム</td> <td>: EL.253.0m</td> <td>181千m³</td> </tr> <tr> <td>比奈知ダム</td> <td>: EL.254.6m</td> <td>358千m³</td> </tr> </tbody> </table> | | 低下可能水位 | 表出堆砂量 | 高山ダム | : EL.94.3m | 3,297千m ³ | 青蓮寺ダム | : EL.240.0m | 692千m ³ | 布目ダム | : EL.253.0m | 181千m ³ | 比奈知ダム | : EL.254.6m | 358千m ³ | 65 | 66 |
| | 低下可能水位 | 表出堆砂量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高山ダム | : EL.94.3m | 3,297千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青蓮寺ダム | : EL.240.0m | 692千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 布目ダム | : EL.253.0m | 181千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 比奈知ダム | : EL.254.6m | 358千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 760 | | 618 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 水需要予測(伊賀市水道)で4本の折れ線があるが、夫々は計画案の中の何を示すものか？ | 浅野隆彦 | 第62回委員会審議資料2-1のP18のスライド35においては、表示が欠落しておりましたので、第63回委員会審議資料2-3のp18のスライド35では修正しており、4本の折れ線は上から「一日平均給水量」、「一日使用水量(生活用)」、「一日使用水量(業務・営業用)」、「一日使用水量(工場用)」を示しています。なおスライド36の伊賀水道計画給水量に対応しています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 761 | | 619 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 伊賀市の行政区域人口の実績は、平成15年度99,064人から毎年、減少を続けており、平成18年度では97,608人である。この3年の平均減少数は485人/年であるが、年々減速率が上り、平成17年と平成18年度では603人の減少となっている。この傾向は高齢者が非常に多いとされる同市の「少子化」を含む人口動向の中で、今後ますます増幅されていくものと考えられており、経済的な内容を含む平成30年度において85,000人～82,000人程度と私は見ている。しかし、伊賀市の水道事業基本計画策定委員会では94,750人と目標を定めている。1万以上の差であり、この違いが私の指摘通りになった場合の事を考えると、莫大な過剰投資での伊賀市民負担の大きさを思い遣らずにはいられない。経済産業省の統計もあるので、河川管理者は公正な立場！に立って、伊賀市への指導をすべきではないか？ [P.15 図 29] | 浅野隆彦 | 行政区域内人口及び給水人口については、実績値については平成17年度迄の過去10ヶ年のデータを使用しており、推計値については時系列5式とコーホート要因法による推計を行い比較検討したもので、妥当な値と判断しています。また水需要予測は伊賀市水道事業基本計画策定委員会において審議されています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 762 | 259 | 1081 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【619への再質問①】 「時系列5式」並びに「コーホート要因法」とはどういった推計法が詳しく教えて貰いたい。 | 浅野隆彦 | 時系列5式とは、平均増減数式、平均増減率式、修正指数曲線式、べき曲線式、ロジスティック曲線式の5つの式を表し、この式により推計値を算出する方法です。 コーホート要因法とは、人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ別々に推計し、その結果を合成して将来人口を推計する方法です。 なお、伊賀市の計画においては、5歳階級別人口をもとに「移動率」、「残存率」、「出生率」を加味した方法である「コーホート要因法」が各地区の特性を考慮した妥当な推計値として採用されています。 | 65 | 66 |
| 763 | | 620 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 農業用水の取水実態において、①届出水量以上に取水している原因は「かけ流し」であること。として許容するかのような記述があるが、「温泉なら嬉しい」が水田とは言え「掛け流し」でやると、養分の流出が甚だしい。化成肥料の多用につながり、河川水質への負荷が増えても良いと考えているのか？ ②耕地に入らない水量は本川に還元されるため、本川下流取水への悪影響はないこと。としているが、例として、森井堰の場合は伊賀市上水水源取水場より下流へ排出されており、悪影響があったではないか？これは如何？ | 浅野隆彦 | ①第63回委員会(H19.9.26)審議資料2-3スライド43において記述の「かけ流し」とは水路の取水深を確保するための用水として説明いたしました。従って耕地を貫流することではありませんので河川水に影響は少ないと考えます。 ②森井堰については、伊賀市上水の取水位置の手前で本川に合流する経路があることを現地で確認しています。 | 63 | 65 |
| 764 | 260 | 1082 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【620への再質問①】 森井堰の受益面積は44haあり、確認された排水口は地区内3.9ha分のものではないか？大半39.1haは名阪国道より北へ出て、久米川左岸川尻の排出樋門より木津川へ「還元」されていると聞いている。この用水経路全てを配置図に記入し示されたい。 | 浅野隆彦 | かんがい期には下流の水田に必要な水量を流していますが、残りは取水塔の上流で還元されています。また非洪水期においては下流の水田に流れないように水路にゲートが下ろされ、取水塔の上流で全量還元されていることを確認しています。 用水経路図は別紙-1082にお示しします。 | 65 | 66 |
| 765 | | 621 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム地点の計画規模1/100における「基本高水選定」の内容が示されていない。詳細を示されたい。 | 浅野隆彦 | 河川整備基本方針では基本高水のピーク流量を枚方地点で17,500m ³ /sと定めています。川上ダム地点については基本高水のピーク流量は定められておりません。 | 63 | 65 |
| 766 | 261 | 1083 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【621への再質問①】 「基本高水」でなければ、「計画高水」なのか？「川上ダム治水水利計画検討調査報告書・治水編(平成3年3月)」で、1,100m ³ /sとなっているが、これは何か？また、これは流域平均雨量の改算によって計算された「詐欺的な報告書」であることを指摘して来た(淀川水系流域委員会参考資料 意見書No.702)が、その後修正されているのか？ | 浅野隆彦 | 「川上ダム治水水利計画検討調査報告書・治水編(平成3年3月)」に示されている1,100m ³ /sは、ダムサイトで100年に一回の洪水は起こった場合で、上流で氾濫が起こらなかったと想定した場合の流量です。今回はこれに該当する流量は設定しておりません。 | 65 | 66 |
| 767 | | 622 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 利水者からの転用の可能性について、本当は「利水者との協議」(転用を求める)がないのではないかとその「協議録」を示されたい。 | 浅野隆彦 | 水需要精査の終わっていない利水者もありますが、現在、水資源開発基本計画の変更作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、下流府県は利水安全度等も考慮して現在保有している水源を今後も保有する意向と聞いています。これについての協議録等はありません。 | 63 | 65 |
| 768 | 262 | 1084 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【622への再質問①】 「意向」は誰から聞いたのか？聞いたと言う場所、会議名、日時を示されたい。「一部減らしたい」という「意向」もあったのではないかと？ | 浅野隆彦 | 水資源開発基本計画の作業状況については、各府県の水資源開発基本計画担当課等からお聞きしています。これまでも継続的にお聞きしていますが、最近では9月下旬～10月上旬にかけてお聞きしており、お聞きした場所はそれぞれの府県庁等または近畿地方整備局です。会議の名称等はありません。各府県等においては現在保有している水源を今後も保有する意向と聞いています。 | 65 | 66 |
| 769 | | 623 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの種々の代替案について、その検討の詳細を示されたい。特に関係者との「話し合い」記録を示されたい。 | 浅野隆彦 | 代替案については、第63回委員会審議資料2-3p8下段～p12上段にお示ししていただいております。 関係者との話し合いについては、第5回木津川上流住民対話集会の資料を別紙-623に添付します。木津川上流住民対話集会のその他の会については、近畿地方整備局木津川上流河川事務所のホームページをご参照ください。 | 63 | 65 |
| 770 | 263 | 1085 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【623への再質問①】不特定、一部住民の話し合いの事ではなく、河川管理者が「代替案」の真剣な検討をしようとする場合、現地の地権者や所有者等に条件その他の聞き取りなどをする必要があらう。そういった類の記録をいつているのである。まさか机上の検討だけで済ましてきたと謂う訳ではないだろうか？ | 浅野隆彦 | 代替案について、検討内容をこれまでに流域委員会、住民対話集会等へお示しております。この中でご意見をいただいております。一部の住民のご意見とは認識しておりません。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|
| 771 | | 624 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド24)川上ダム目的、発電の根拠はいつか？ 木津川上流ダム群の長寿命化案の責任者は？ 全国のダム計画の中で初めて導入された目的ですか？ なぜその目的が川上ダムにプラスされたのですか？ | 畑中昭子 | 川上ダムの三重県企業庁の発電参画は、H11の事業実施計画変更の認可で確定しています。 長寿命化施策は淀川水系河川整備基本方針においても、既存施設の長寿命化を図っていくことが示されたところであり、国土交通省が策定したものです。 国土交通省河川局のH20概算要求の新たな維持管理システムの構築における新規施策として位置づけたもので、施策の具体例としては川上ダムが初めてです。 導入の目的は以下のとおりです。 ・社会資本の急速な老朽化の中、ライフサイクルコストの縮減を念頭においた計画的な維持管理・更新が必要なこと ・ダム本体は半永久構造物であるが、堆砂の進行による機能低下が課題であること ・複数のダムがある水系では代替容量を確保し、水位低下させて陸上掘削を行うことによりライフサイクルコストの縮減が可能であること ・木津川水系には複数のダムがあることと建設中の川上ダムにおいて代替容量の確保が可能であること 以上のような観点から、既設ダムの長寿命化のために川上ダムに長寿命化のための容量を確保することとしたものです。 | 63 | 65 |
| 772 | | 625 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド36・37)第3回伊賀市水道事業基本計画策定委員会(H19/7/30)について、川上ダム建設による伊賀市の財政負担は？また市民の水道料金はいくらになるのか？ | 畑中昭子 | ご質問があったことについては、伊賀市にお伝えします。 | 63 | 65 |
| 773 | | 626 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド38)利水・伊賀地域の住宅開発、工業団地、商業施設等の水需給について詳細を教えてください。 | 畑中昭子 | 住宅開発については、上野地区と青山地区で計3箇所の住宅団地が予定、工業団地については、上野地区で16社、そのほか伊賀地区、阿山地区、青山地区でも予定、商業施設等については、上野地区でゴルフ場や高等教育施設が予定されていると聞いています。 | 63 | 65 |
| 774 | | 627 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)先ず「布目ダム」ですが、このダムの水道利水は奈良市・(旧)都祁村・山添村の3自治体で、現状はその大部分が木津川支流の布目川で取水されており、木津川本川ではありません。(中でも最大取水者の奈良市の場合は、同市がこのダムで獲得した水利権1.08m ³ /sの内の0.88m ³ /sをダム下流の布目川(奈良市柳生)で直接取水した後、同市奈良阪の緑ヶ丘浄水場へ導水・浄水しており、これが同市の極めて重要な水源となっています)。従ってこのダムを空らし、その利水容量を川上ダムで代替補給することは困難と考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 長寿命化の対象としているのは、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保のため、代替容量を確保することであり、利水容量は対象としておりません。 布目ダムの利水(水道)についての必要量は空にすることはありません。 布目ダムではダム地点から木津川合流点までの間の必要な補給容量は確保し、それ以外については川上ダムの代替補給により貯水池の水位を低下することができます。 | 63 | 65 |
| 775 | | 628 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)「川上ダム」自体についても同様のことが言えます。前述のサイクル図ではこのダムもローテーションに組み込まれており、いずれはこのダムの堆砂についても同様に陸上掘削を予定しているとの趣旨ですが、このダムの水道利水は「伊賀水道」だけであり、その取水地点は伊賀市内に予定されています。従って高山ダム・青蓮寺ダムなどの他のダムの容量に仮に余裕があった場合でも、この取水地点の上流部に位置しないこれらのダムで川上ダムの利水容量を代替することは出来ないと考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 川上ダムにおいては、長寿命化容量分だけ水位を下げ、治水容量内及び不特定容量内の堆砂を陸上掘削することとしています。よって、川上ダムの容量は確保されているので、他ダムからの代替補給は必要ありません。 | 63 | 65 |
| 776 | | 629 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)以上のことから、仮に川上ダムに「長寿命化容量」を設けた場合でも、今回原案で示された「陸上掘削のローテーション」の対象となるのは、高山ダム・青蓮寺ダム・比奈知ダムの3ダムに限定されると考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 質問627と628の回答のとおり、布目ダムと川上ダムを含めた5ダムでの運用を考えています。 | 63 | 65 |
| 777 | | 630 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)今回の原案や関係資料では「陸上掘削」を1年のどの時期に実施するのか不明ですが、仮に降雨の少ない冬期に実施する場合、これら3ダムの非洪水期の利水容量は次の通りです。(但し、青蓮寺ダムについては非洪水期利水容量が不明のため洪水期利水容量) 高山ダム：4920万m ³ 、青蓮寺ダム：1540万m ³ 、比奈知ダム：1530万m ³ ※(出典)高山ダム：第54回委員会「審議資料1-1-2」p.4、青蓮寺ダム：第54回委員会「審議資料1-2-2」p.2、比奈知ダム：比奈知ダム管理所ホームページ これらの値は今回の川上ダム「長寿命化容量」830万m ³ を遥かに超えており、この容量で代替することは不可能と考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 第63回委員会審議資料2-2P22のスライド49にお示しているとおり、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保のため、長寿命化対策として必要容量を確保することを前提に830万m ³ を設定しました。 ご指摘のとおり、木津川ダム群の場合、利水まで含めて長寿命化容量を確保しようとすると、既計画ダム規模以上の容量の確保もしくは新規ダムが必要となりますので現実的ではありません。 なお、高山ダムにつきましては、非洪水期の不特定容量だけでも830万m ³ を超えていますが、その部分の対策は従来の浚渫を想定しています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|--------------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|----|----|
| 778 | | 631 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)次に「陸上掘削」を洪水期に実施する場合ですが、これら3ダムの洪水期利水容量は次の通りです。(出典は同上) 高山ダム:1380万m3、青蓮寺ダム:1540万m3、比奈知ダム:940万m3 この場合でも川上ダム「長寿命化容量」830万m3を超えており、代替は困難と考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 第63回委員会審議資料2-2P22のスライド49にお示しているとおり、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保のため、長寿命化対策として必要容量を確保することを前提に830万m3を設定しました。 ご指摘のとおり、木津川ダム群の場合、利水まで含めて長寿命化容量を確保しようとすると、既計画ダム規模以上の容量の確保もしくは新規ダムが必要となりますので現実的ではありません。 なお、高山ダムにつきましては、非洪水期の不特定容量だけでも830万m3を超えています、その部分の対策は従来の浚渫を想定しています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 779 | | 632 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)「陸上掘削」を実施する場合には更に別の問題もあります。それは地元の水道利水や農業利水が川上ダムでは代替出来ないことで、これは特に洪水期と重なる灌漑期に問題となると考えられます。 上記3ダムの内、高山ダムの場合は、その位置こそ名張川ですがダム直下で直ぐに木津川に合流するため、その利水を木津川上流に位置する川上ダムで代替することは地理的には可能です。しかし他の2ダムの場合は事情が異なります。 両ダム共に名張市上水の利水があり、名張市はこれを木津川合流点より遥か上流の名張川と青蓮寺川との合流点直下で取水しています。また農業用水については、特に青蓮寺ダムの場合に「青蓮寺用水土地改良区」などへのかなりの利水があります。従って奈良県や大阪市など木津川下流や淀川で取水する水道利水は川上ダム「長寿命化容量」で仮に代替可能であったとしても、地元へのこれらの利水についてはダムに一定量の貯水をして置くことが必要となり、「陸上掘削」の可能な範囲はかなり限定されるものと考えられますが、如何でしょうか？ | 野村東洋夫 | 「陸上掘削」は、基本的には、非洪水期に行うことを考えており、また、水位低下をさせても、利水容量は残します。このため、通常は既設ダム直下流の利水(水道)はそのダムから補給します。 既設ダムの対象容量(洪水調節容量と不特定容量)を水位低下し陸上掘削を行うためには、川上ダムで対象ダムダムの下流河川の不特定流量を確保・補給する必要があり、対象ダムの基準地点が木津川本川との合流地点より下流の場合は、川上ダムで下流の流量を直接代替補給することができます。一方、対象ダムの不特定基準地点がダム直下等の場合は、木津川本川との合流地点より下流に補給するために既設ダムの利水容量を一時的に下流不特定のために代替補給し、川上ダムで木津川本川との合流地点下流の既設ダムの利水補給分を代替補給(補償)することで、ダム直下の不特定流量が間接的に確保できることとなります。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 780 | | 633 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド46～49)「既設ダムの長寿命化」(ダムのアセットマネジメント)について、私は正直言って笑ってしまいました。誰かさんは『近畿地整にも頭のイイのが居て、こんな悪知恵を出してきたか!』と感心しておられたが、私は『アセットリマンネンナア!』と言って上げたい。きつと、トコト説明してくれませんか?!とせがんだら、立ち往生するしかオマヘンでせう!水資源機構関西支社事業部特命審議役の森川さんも困っておられるのではないかと?まだまだ「課題の残る」問題だけに、こんなにも早く、川上ダムを巻き込んで立案してしまって、どう説明したら良いのか?嘘をつくのも嫌だし、川上ダムは「機構」の「課題?」だし、森川一郎さんは本当に困るのである。ここの疑問としては、先ずは「何故、川上ダムが無ければ、既設のダムだけでもやれる堆砂陸上掘削ローテーションができないのか?」ここを詳しく説明されたい。それをマトモに答えられれば、次の再質問を行いたいと思う。 | 浅野隆彦 | 既設ダムには容量に余裕がないため、陸上掘削するために水位低下させた容量を別の既設ダムで確保することはできません。仮に既設ダムで長寿命化対策のための代替容量を確保するためには、ダムの嵩上げ等が必要となり、既設ダムの大規模な改築が必要です。したがって、川上ダムで代替容量を確保することにより、既設ダムの補給に影響を与えることなく代替補給する計画としたものです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 781 | | 634 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 利水者からの転用の可能性に掲げている表に最大取水量だけでなく平均取水量も記載されたい。{P.23 図 44} | 浅野隆彦 | 図44においては水利権量に対する実績取水量の推移ですので最大取水量で表示しています。年平均取水量は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年平均取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>60.374</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>58.439</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>59.139</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>58.980</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>58.100</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>57.592</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>56.997</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>56.506</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>55.753</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>53.637</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>53.612</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>53.455</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 60.374 | 1995 | H7 | 58.439 | 1996 | H8 | 59.139 | 1997 | H9 | 58.980 | 1998 | H10 | 58.100 | 1999 | H11 | 57.592 | 2000 | H12 | 56.997 | 2001 | H13 | 56.506 | 2002 | H14 | 55.753 | 2003 | H15 | 53.637 | 2004 | H16 | 53.612 | 2005 | H17 | 53.455 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 60.374 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 58.439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 59.139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 58.980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 58.100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 57.592 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 56.997 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 56.506 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 55.753 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 53.637 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 53.612 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 53.455 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 782 | | 635 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp8、p10、p12・ピーク流量を数字で示して下さい。 | 宮本委員 | ①築堤及び河道掘削に対応した場合②上野遊水地・河道改修後③上野遊水地・河道改修後・川上ダム完成後④自然状態 S28.13号 1.0倍 ①3600 ②2900 ③2700 ④2700 H2.19号 1.44倍 ①4700 ②3700 ③3200 ④3300 S40.24号 1.48倍 ①4800 ②3600 ③3200 ④3100 単位:m3/s | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|---|-----------|-----------|
| 783 | 179 | 1001 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【635への再質問①】 スライド8、10、12で図示されたピーク流量と回答のピーク流量値が異なる。どちらが間違っているのか。 | 宮本委員 | 正しい数値は以下の通りです。 ①築堤及び河道掘削で対応した場合②上野遊水地・河道改修後③上野遊水地・河道改修後+川上ダム完成後④自然状態 S28.13号 1.0倍 ①3400 ②2900 ③2700 ④2700 H2.19号 1.44倍 ①4500 ②3700 ③3200 ④3300 S40.24号 1.48倍 ①4400 ②3600 ③3200 ④3100 単位:m3/s | 65 | 66 |
| 784 | | 636 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp8、p10、p12・「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすること」、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、「人命最優先」の観点から、28年13号以外の様々な洪水規模(少なくとも実績洪水の1.2、1.5、2.0、2.5倍)について同様のハイログラフを示して下さい。p29の図は計画洪水規模でいくつかのパターンを示したものであり、質問に答えていない。 ・またこの時川上ダム下流は現況として計算しているのか、改修後として計算しているのか。改修後であれば、どのような改修であるのかを説明して下さい。 | 宮本委員 | ・別紙—121、636、749、1002、1004、1017にお示ししています。 ・直轄管理区間上流端から木津川距離標70km付近までの区間の断面等の適用については、「現状」及び「自然状態」の流出計算を行う場合については、指定区間は、現況断面を適用し、「河道改修後」については、改修を踏まえた断面を適用しています。 | 63 | 65 |
| 785 | 180 | 1002 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【636への再質問①】 未回答 指定区間の改修を「加味」しているとは具体的にどのようなことか。モデルでどのように扱っているのか説明して下さい。 | 宮本委員 | ・別紙—121、636、749、1002、1004、1017にお示ししています。 ・直轄管理区間上流端から木津川距離標70km付近までの区間の断面等の適用については、「現状」及び「自然状態」の流出計算を行う場合については、指定区間は、現況断面を適用し、「河道改修後」については、改修を踏まえた断面を適用しています。 | 65 | 66 |
| 786 | | 637 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp8・自然状態として「現在の河川整備状況でダム・遊水池等の洪水調節施設が整備されていない状態」としているが、この状態を自然状態とする理由はなにか。「整備のあらゆる段階において・・・」というp59の記述からは、現況より悪くさせないと考え方になるのではないか。説明して下さい。 | 宮本委員 | 淀川本川では支川中上流部の洪水が人為的に集められて流下してきた結果生じるものであることから、これまで淀川本川の整備を先行させ、現時点では計画規模の洪水に対して安全になっています。今後ともあらゆる段階において、計画規模以下の洪水については、計画高水位を超えないように整備を進めることとしたものです。 一方、狭窄部上流においては貯留施設を整備し、可能な限り下流への流量増を抑制することが重要です。従って本来狭窄部の有していた貯留機能をもつ自然状態を貯留施設を整備すべき目安としています。 別紙—637、1003にお示ししています。 | 63 | 65 |
| 787 | 181 | 1003 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【637への再質問①】 上野遊水池整備・河道改修が完成すれば、狭窄部下流へ流量は現状よりどれだけ減少するのか。 | 宮本委員 | 別紙—637、1003にお示ししています。 | 65 | 66 |
| 788 | | 638 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・川上ダムが遊水池・河道改修による下流有堤地区への影響を相殺する効果を発揮することができるのはどのような洪水規模までであるか。 | 宮本委員 | 別紙—121、636、749、1002、1004、1017でお示しているのとおり、川上ダムによって岩倉地点の流量を自然状態の流量程度に抑制できるのは昭和28年13号台風では1.2倍(計画洪水規模)程度までと考えられます。 | 63 | 65 |
| 789 | 182 | 1004 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【638への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙—121、636、749、1002、1004、1017でお示しているのとおり、川上ダムによって岩倉地点の流量を自然状態の流量程度に抑制できるのは昭和28年13号台風では1.2倍(計画洪水規模)程度までと考えられます。 | 65 | 66 |
| 790 | | 639 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp8・上野地区の河道改修計画について縦横断面図を示して説明して下さい。 | 宮本委員 | 別紙—639でお示しているのとおりです。 | 63 | 65 |
| 791 | | 640 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド14・基礎案では対象洪水を既往最大規模洪水としていた。戦後最大洪水に対象を変えた理由は何か。このことにより、上野地区の河道改修計画は変更したのか。 | 宮本委員 | 狭窄部上流だけではなく、上下流バランス、本支川バランスを図った上で、今後20～30年間で対応可能な洪水を対象としたものです。 これまで河道改修案については様々な案を検討し流域委員会にもお示してきましたが、今回の原案では戦後最大洪水を安全に流下できる河道改修案としています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 792 | | 641 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド15・61回資料1-2-3で述べている「洪水が発生してもその被害を最小限にするため、たとえば、洪水をできるだけ河川に流出させないために流域という河川の外の対応も効果的である」という考え方によれば、上野地域でできるだけ流域貯留を行う努力をすべきである。また、ダムについては基礎案の「他に経済的にも実行可能な有効な方法がない場合において、・・・他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施」という記述を踏まえると、川上ダムによる治水容量の確保は上野地域でできるだけ流域貯留を行った上でどうしても不可欠であるという理由で行われると理解する。上野地域でできるだけ流域貯留(複数メニューの組み合わせを含めて)を行った上でどうしても川上ダムの治水容量が不可欠であるという理由を説明して下さい。 ・遊水池の掘削やその他の流域対策等で、地権者との交渉が困難であり、交渉期間が不明とあるが、淀川下流のスーパー堤防整備に伴う関係地権者の人数および交渉期間の見通しと比較してその困難性を説明して下さい。 | 宮本委員 | 水田活用法については、洪水時に効果的な操作はほぼ不可能と考えております。ため池活用法については、今後20～30年で行える数は限られており、その効果はかなり限定的と考えています。その他の流域対策案についても、その効果はかなり限定的と考えています。したがって、これらの貯留容量は今後20年から30年間に達成できるものとしては非常に小さくこれらの案を複合しても所要の容量の確保は不可能です。また、新設遊水地案と組み合わせても新設遊水地の容量を大幅に減らすことはできません。したがって、これらの組み合わせについてはとくに検討の対象としておりません。しかしながら、防災ため池を含めこれらの流域対策は重要なものと認識しており、少しずつでも取り組んでいくことと考えております。 また、第62回委員会でご説明しましたように、上野遊水地計画は、約540haの浸水範囲の半分に相当する250haを遊水地としたものであり、上野地区の住民に苦渋の選択をさせていただいたものであり、これ以上の遊水地拡大は、地元の住民の方々にとって到底受け入れてもらえるものではないと考えています。 スーパー堤防整備事業は、整備がされることにより、従前に比べて快適な都市環境の再生や洪水や地震に強い街となるメリットがあり、地権者の将来についてのデメリットはほとんど無いものと考えられます。一方、現行の遊水地は、約540haの浸水範囲の半分に相当する250haを遊水地としたものであり、上野地区の住民に苦渋の選択をさせていただいたものです。遊水地の掘削はこれらの方々にはさらなる負担を強いることであり、一概に両者の比較は難しいものと思われまます。 なお、スーパー堤防事業の例では、事業完了地区21地区で地権者63名、交渉期間19年を要しています。上野遊水地の掘削案では、地権者は約640名おられますので、相当長期の交渉期間を要すると推察されます。 | 63 | 65 |
| 793 | | 642 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライド23・遊水池周囲堤について、どのような越水対策がなされるのか。 ・遊水池の越流堤の構造図を示して下さい。 | 宮本委員 | 施設能力以上の洪水に対する堤防強化については、現在の技術的知見ではその強化策が確立していないことから、少しでも被害を軽減できる粘り強い堤防にするため、引き続き検討を進めるとともに、これまでと同様に堤防天端の舗装等工夫しながら対策を講じていきたいと考えています。 越流堤の構造については、現時点では決定されていません。 越流堤の構造の詳細については模型実験や更なる詳細な解析を踏まえて決定することとしています | 63 | 65 |
| 794 | | 643 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp24・川上ダムの事業費、アロケ、費用対効果分析方法及び結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 事業費等については現在精査中です。 | 63 | 65 |
| 795 | 183 | 1005 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【643への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 796 | | 644 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp27・伊賀市水道事業について、河川管理者が行った水需要の精査確認結果(給水人口予測、既存水源状況、水源の見直し、原単位)を示して下さい。 | 宮本委員 | 現在策定中の伊賀市水道事業基本計画については、河川管理者として確認したところ妥当なものと判断しています。 給水人口予測については、実績値については平成17年度迄の過去10ヶ年のデータを使用しており、推計値については時系列5式とコーホート要因法による推計を行い比較検討したもので、妥当な値と判断しています。 原単位については、実績値については平成17年度迄の過去10ヶ年のデータを使用し、世帯人員数の減少及び水洗化率の向上に伴う一人当たりの使用水量の増加を想定しH30年度の飽和値を設定し、この飽和値を上限に時系列傾向分析を行い相関の高い値を採用した結果、H30予測値として267L/日・人を設定したもので、妥当な値と判断しています。 既存水源状況及び水源の見直しについては、聞き取りにより水源状況の確認を行った結果、妥当と判断しています。 | 63 | 65 |
| 797 | | 645 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp44・利水者転用について、大阪市及び京都府との調整経緯、内容を説明して下さい。 | 宮本委員 | 意見書のご提案では、京都府が大阪市から青蓮寺ダムの水源の譲渡を受け、三重県に比奈知ダムの水源を譲渡するということでした。大阪市についての精査は終わっておりませんが、現在、水資源開発基本計画の改定作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、大阪市は利水安全度等も考慮して現在保有している水源を今後も保有する意向と聞いています。現時点において、既存の水資源開発施設の運用の見直しや水利権の転用によって伊賀地域の水需給の逼迫に対応するのは困難であり、新規水源の確保も必要と考えられます。 | 63 | 65 |

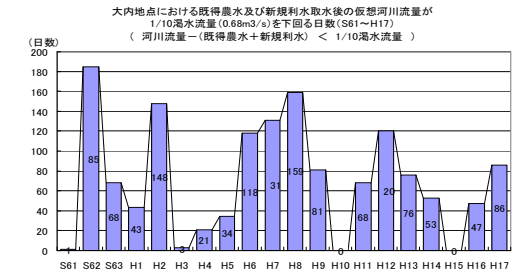
| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 798 | 184 | 1006 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【645への再質問①】 大阪市の譲渡の可否は、川上ダム新規利水に大きな影響を与えるものであり、明かな回答が必要である。「大阪市は今後も水源を確保する意向と聞いています。」ということでは説明責任を果たしていない。大阪市の水源確保についての強い意志を河川管理者がどのように確認し、水源転用不可について河川管理者としてやむを得ないと判断した根拠を示して下さい。 | 宮本委員 | 現在、水資源開発基本計画の改定作業を各府県において実施しており、既存の水源を将来を考えてどのように保有していくについてもその作業の中で確定されます。水利権については水需要精査の結果を踏まえ見直しを行っていくこととなりますが、各利水者が保有しているダム等の既存水源については各利水者の財産であり、水源の転用には、それぞれの地域の将来の開発余地や利水安全度を踏まえた各利水者の判断が一義的には必要です。河川整備計画が現在検討中であると同様、水資源開発基本計画についても現在検討を進めている状況にあり、現時点での各利水者の意向としてお聞きしたものです。 用途間転用については、今後も調整に努めていきたいと考えていますが、伊賀市の水道について川上ダムに変わる水源の確保は現時点では困難と判断しています。 | 65 | 66 |
| 799 | | 646 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp46・高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダムの現況堆砂量、陸上掘削可能量、年流入推定量、浚渫方法・単価、陸上掘削方法・単価を示して、ダムの長寿命化に必要な830万m ³ が最適であること及び830万m ³ の費用対効果分析方法・結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 木津川水系ダム群においては、高山ダム(堆砂率:平成18年実績48%、計画値37%)をはじめ、堆砂が進行しています。 この4ダムにおいて、洪水調節容量及び不特定容量内の堆砂に換算すると、合計で、約147万m ³ の土砂が既に堆積し、今後年間約4万m ³ の土砂が堆積することが見込まれています。 単価については、浚渫ではダム湖に浚渫船を持ち込んでの浚渫を考えており、約34,000円/m ³ 約35,000円/m ³ 、陸上掘削ではバックホウ(0.6m ³)による掘削を考えており、約4,300円/m ³ の単価を見込んでいます。 また、スライド49にお示しているとおり、代替容量と5ダムの堆砂除去費用の関係から830万m ³ を設定しました。 第65回委員会(H19.10.23)で説明する予定です。 ※浚渫単価につきまして、転記ミスがありましたので修正しました。 | 63 | 65 |
| 800 | 185 | 1007 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【646への再質問①】 65回委員会での説明では、具体的な費用での説明ができていない。再説明 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 801 | | 647 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダムの長寿命化は、各利水者にとってメリットはあるのか。メリットがあるとすると、利水者は長寿命化に対して応分の費用負担を行うのか。 | 宮本委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。 そのため、利水容量までの確保は対象としておらず、代替容量確保の費用を利水者に負担してもらうことは考えていません。 | 63 | 65 |
| 802 | 186 | 1008 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)【647への再質問①】 治水容量内の土砂は、排除しなければ、将来的には利水容量へ移動するのであり、治水容量内掘削は利水者にとってもメリットはある。従来行ってきたダム貯水池の土砂掘削・浚渫事例ではそのほとんどが治水容量内もしくは貯砂ダム上流域であるが、その際にも利水者負担は取っていないのか。 | 宮本委員 | 木津川上流の既設ダムにある貯砂ダムの堆砂除去費用は、利水者からも応分の負担をしていただいています。 | 65 | 66 |
| 803 | | 648 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライドp54・岩倉地点H-Qについて、岩倉峡流下能力検討会が出した粗度係数0.03から0.045におけるH-Qでは、流量はTP136.59水位で約2800~3400m ³ /sとなり、約600m ³ /sの幅がある。一方、スライドp8での川上ダムの流出抑制効果は200から300m ³ /sとしている。上野地区の河川水位や遊水池への流入量は岩倉峡H-Qに大きく影響されることから、上野遊水池・河道改修による流出量増大及び川上ダムによる流出抑制量も岩倉峡H-Qの精度に大きく影響を受ける。これらのことから算定された川上ダムによる流出抑制量の200から300m ³ /sは、岩倉峡H-Q誤差の範囲ではないのか。前回まで使用していたH-Qおよび今回使用のH-Qを用いて、自然状態、上野遊水池・河道改修後、上野遊水池・河道改修+川上ダム完成後の岩倉地点の水位を横断図に示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-648でお示しているとおりです。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 804 | | 649 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp55・上野遊水池越流堤の高さと長さの組み合わせについて、河道改修計画との関係を踏まえて最適解が出された根拠を具体的に数字で示して下さい。また越流開始流量は何m ³ /sであるか。越流開始流量設定の根拠を示して下さい。 | 宮本委員 | 実際の越流堤の設計に際しては、様々な洪水を考慮して最適な高さや幅の組み合わせを検討する必要があると考えています。第63回委員会審議資料2-3スライド55は、この検討状況をお示したものです。現在は、各遊水地の配置を考慮できる局所的なモデルを用いたシミュレーション計算により検討を行っています。シミュレーション計算では、計画規模の様々な洪水で検討すると、越流堤標高135～136m、幅100m～400mにおいて、川上ダムの効果と併せ、下流流出量を抑制し、上流での浸水被害を軽減することが可能であるとの結果となっています。なお、越流堤標高を135m以下とすると、戦後最大洪水以下の洪水では下流への流出量は抑制効果は大きくなりますが、これ以上大きな洪水では、遊水地が流量のピーク以前に満水となるため、遊水地の能力が発揮できず、下流への流出量の増大や上野地区における大きな浸水被害を招くこととなります。また、越流堤標高を、136m以上にすると、洪水が遊水地に入りにくくなるため、遊水地容量を有効に使えないまま水位が上昇し、下流への流出量の増大や上野地区における大きな浸水被害を招くこととなります。 今後はさらに詳細な条件でのシミュレーションを実施することが必要であると考えています。加えて、上野遊水地は4つの遊水地から構成され、洪水時には複雑な流況を呈するものと考えられるため、水理模型実験を実施し、全体流況を検討するとともに遊水地内の減勢工などを検討する必要があります。これらの検討を実施し、計画上必要な要件を満たす越流堤の詳細形状を決定することとなります。 | 63 | 65 |
| 805 | 187 | 1009 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【649への再質問①】 川上ダムの狭窄部入口での遊水池・河道改修による流量増及川上ダム効果とされている200m ³ /sは、HQ精度、水利計算精度からみてかなり微妙な大きさであり、遊水池における水利計算モデルの少しの変化や越流開始流量設定によって敏感に変わるのではないかなど。そこで越流開始流量の設定根拠を具体的な数字で説明して下さい。また、その変化によって上野遊水池・河道改修による流量増大及び川上ダムによる流出抑制量がどのように変化するか説明して下さい。今後さらに詳細な条件でのシミュレーションを行うということであるが、概略シミュレーションによる検討では不十分ではないのか。 | 宮本委員 | 別紙-1009、1010にお示しています。 | 65 | 66 |
| 806 | | 650 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ・越流開始流量が変化すると、上野遊水池・河道改修による流出量増大及び川上ダムによる流出抑制量はどのように変化するか示して下さい。 | 宮本委員 | 質問649の回答にお示したように、シミュレーション計算で計画規模の様々な洪水で検討すると、越流堤標高135～136m、幅100m～400mにおいて、川上ダムの効果と併せ、下流流出量を抑制し、上流での浸水被害を軽減することが可能であるとの結果となっています。 | 63 | 65 |
| 807 | 188 | 1010 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【650への再質問①】 川上ダムの狭窄部入口での遊水池・河道改修による流量増及川上ダム効果とされている200m ³ /sは、HQ精度、水利計算精度からみてかなり微妙な大きさであり、遊水池における水利計算モデルの少しの変化や越流開始流量設定によって敏感に変わるのではないかなど。そこで越流開始流量の設定根拠を具体的な数字で説明して下さい。また、その変化によって上野遊水池・河道改修による流量増大及び川上ダムによる流出抑制量がどのように変化するか説明して下さい。今後さらに詳細な条件でのシミュレーションを行うということであるが、概略シミュレーションによる検討では不十分ではないのか。 | 宮本委員 | 別紙-1009、1010にお示しています。 | 65 | 66 |
| 808 | | 651 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp30-0・28年13号台風以外の洪水規模(少なくとも実績の1.2、1.5、2.0、2.5倍)も含めて、加茂地点での同様のハイドログラフ(ピーク流量数値表示)を示すとともに、加茂地点の横断面に水位で示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-122、651、1011、1018にお示しています。 | 63 | 65 |
| 809 | 189 | 1011 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【651への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 別紙-122、651、1011、1018にお示しています。 | 65 | 66 |
| 810 | | 652 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 スライドp30-1・川上ダムの放流量の決定根拠を説明して下さい。 | 宮本委員 | 岩倉峯上流の浸水被害軽減のために最大限の洪水調節を行うこととして設定しています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 811 | 190 | 1012 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【652への再質問①】 川上ダム放流量を80m3/sとした根拠を具体的な数字で説明して下さい。 | 宮本委員 | 狭窄部上流の浸水被害の軽減のために、出来る限り効果が発揮できる操作を行うことを基本としています。島ヶ原上流で計画規模の降雨が発生した場合、川上ダムの放流量が0m3/s～70m3/sの間では岩倉地点の流量はいずれも3600m3/sとなり、狭窄部上流の浸水被害軽減には同等の効果を発揮します。また、90m3/s以上では枚方地点で、100m3/s以上では加茂地点で計画規模の洪水を安全に流下することが出来なくなります。したがって、同等の効果が発揮できる条件で最も経済的な施設規模となる70m3/sの放流量で設定しています。 | 65 | 66 |
| 812 | | 653 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 61回資料1-2-3p10・戦後最大対応(川上ダムの整備)に対応する岩倉地点のハイドログラフを示して下さい。 | 宮本委員 | 別紙-653でお示しているとおります。 | 63 | 65 |
| 813 | | 654 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 事業費の概算をお教えください。 | 高田直俊 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 814 | 191 | 1013 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)【654への再質問①】 未回答。 | 宮本委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 815 | | 655 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 「ダムの長寿命化のための容量」の費用負担の基本的な考え方を示して下さい。 | 池野委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。基本的にはこれらに沿った費用負担になるものと考えております。 | 63 | 65 |
| 816 | | 656 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 岩倉地点から下流への流出量について 「河道改修」、「河道掘削」の施工範囲はどこまでですか、岩倉峡の入口の掘削を含むのかお示して下さい。 | 池野委員 | 河道改修、河道掘削については木津川・柘植川・服部川上流端部から木津川・服部川合流点付近までと考えております。従って岩倉峡の入り口は含まれません。 | 63 | 65 |
| 817 | | 657 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案60～61頁(及びPPT14頁)では、対象洪水を戦後最大洪水(5313台風)に絞っているが、PPT11、13頁の「上野地区の浸水被害軽減効果」において、それぞれ「戦後最大規模洪水」(平成2年台風19号の1.44倍)、「計画規模洪水」(昭和40年台風24号の1.48倍)を挙げて説明する意図は何ですか。一般にも新規委員にもわかりやすく説明して下さい。 | 川上委員 | 上野遊水地及び川上ダムについては、上野地区の浸水被害の軽減及び下流への流出量の抑制を目的として実施するものです。したがって、戦後最大洪水のみではなく、様々な洪水規模やパターンについてその効果をお示したものです。 | 63 | 65 |
| 818 | | 658 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 洪水の「引き伸ばし」の理論と手法、及びその意義を、長所と欠点を含めて、一般にも新規委員にもわかりやすく説明して下さい。 | 川上委員 | 雨についての時間分布の考え方として、過去の実際の降雨パターンに係数を乗じて使うことが一般的です。例えば計画の降雨量が300mmの場合、過去に200mmの雨が当たったとすれば、その全体を300/200=1.5倍にして用いています。この係数を「引き伸ばし率」と呼んでいます。 過去に起きた雨との比較であるため、定量的な比較が容易でありイメージが付きやすい。 「引き伸ばし率」があまり大きいと非現実的な分布となることもあり適用できない場合があります。 | 63 | 65 |
| 819 | | 659 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 PPT9頁「戦後最大洪水」再来時の対策として、河床掘削+上野遊水地の対策により浸水面積3ha、浸水家屋数0とされている。これらの対策を講ずることで上野地区の浸水被害の回避・軽減は必要かつ十分であり、川上ダムを建設する必要はないのではないですか。 | 川上委員 | 戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が再来した場合に洪水を安全に流下させるために、上野遊水地を実施し完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削を実施します。あわせて、上下流バランスを考えて岩倉峡への流入を自然状態以下に抑えるために川上ダムを実施することとしています。 | 63 | 65 |
| 820 | | 660 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 PPT9頁について、現況河床に比して何mの河床掘削を実施しようとしているのですか。河床掘削を実施し、「戦後最大洪水」と同規模の洪水が再来した時に、PPT54頁水位流量曲線に照らし、岩倉峡流入部(57.4kp～PPT54頁)の水位は掘削前と比べて何m下がるのですか。その場合の岩倉峡下流への流下量は何m3/sですか。 | 川上委員 | 河床掘削については、別紙-639でお示しているとおります。 水位・流量については、別紙-660でお示しているとおります。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 821 | | 661 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 PPT 0頁(審議資料2-3の30頁)の加茂地点における流量は、河床掘削＋上野遊水地の対策を実施した場合と川上ダムを整備する場合の流出抑制効果の差は、グラフからは約200m3と読み取れます。この程度の流量増加で加茂地点右岸無堤地区の被害を回避するためには、川上ダムを建設するコストよりも、築堤のコストの方が遥かに費用対効果に優れるのではないですか。この無堤地区の堤防整備はいつ実施するのですか。また、加茂地点の約200m3の流量増加は、木津川下流の脆弱な(砂)堤防の地点においてどれほど(何cm)の水位上昇を起こすのですか。 | 川上委員 | 木津川中上流の改修を行うことにより、下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避するものとしています。また、狭窄部下流木津川には脆弱な堤防が広範囲に存在するため流量の増加は極力抑えることとしています。狭窄部上流における流量増は直接的に下流に影響することから貯留施設を設け、流量増を可能な限り抑制することが第一義的に重要であると考えています。 上野遊水地及び河道改修が終了した場合と、上野遊水地、河道改修とあわせて川上ダムを完成させることより水位低下効果としては、昭和28年13号台風が起こった場合加茂地点では、約5100m3/sが約4900m3/sに約200m3/s調節され、20cm程度の低減が可能となります。 なお、川上ダムにおいて洪水調節するものであり、ピーク流量の増加はありません。 | 63 | 65 |
| 822 | | 662 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 上記(3)について、掘削後の洪水時の水位は、概ね掘削した分だけ現況より低下すると考えられるため、洪水が越流堤を越えて遊水地に流入する頻度は減少すると考えられるが、水位の低下は越流堤の最適設計(PPT55頁)に反映されているのですか。 | 川上委員 | 越流堤の設計に際しては掘削後の河道で設定しております。 | 63 | 65 |
| 823 | | 663 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 岩倉峯上流の河川において、どれ程の河床掘削を実施した場合に、どれ程の洪水負荷の増大を、下流のどの地点に及ぼし、その地点ではどれ程の浸水被害を発生するのですか。具体的に説明してほしい。 | 川上委員 | 第63回委員会の審議資料2-3のp30にお示していますが、岩倉峯上流で上野遊水地を完成させ約1mの河道掘削(服部川の平均河床高からの掘削深で評価)を行うと、戦後最大洪水である昭和28年13号台風では、自然状態で約4,900m3/sに対して5,100m3/sとなり約200m3/sの流出増となって流量が木津川下流部に流出することになります。 木津川下流部の現況流下能力は、第59回委員会の審議資料2のp11でお示していますが、下流部の八幡地区では約4,900m3/sであることから、約200m3/s流下能力を超えることとなります。 | 63 | 65 |
| 824 | | 664 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 更に川上ダムの建設を必要とするならば、その理由をわかりやすく説明してほしい。 | 川上委員 | 木津川下流部の現況流下能力は、第59回委員会の審議資料2のp11でお示していますが、下流部の八幡地区では約4,900m3/sであることから、約200m3/s流下能力を超えることとなります。 | 63 | 65 |
| 825 | | 665 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 PPT53頁のグラフの水位(m)と同54頁の水位(T.P.m)の表示が統一されていないためわかりにくい。(審議資料2-3以外の資料についてもEL mとT.P.mなどの表示が統一されていない例も多い。 | 川上委員 | 今後、より分かり易い資料作成に努めて参ります。 第63回審議資料 2-3 P27 下段(スライド53)の岩倉観測所HQグラフの縦軸水位0mは、TP126.4mです。 | 63 | 65 |
| 826 | | 666 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム計画について、に現(旧)計画 貯水池容量配分図と新計画の配分図が示されている。殆んど同規模であるが、旧の当初「建設工事費」と新の「建設工事費」を示されたい。 | 浅野隆彦 | 前回までに回答出来ない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 827 | | 667 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム計画における新の「建設工事費」のうち、「水道用水利水者」(三重県)の負担額はいくらか？ | 浅野隆彦 | 前回までに回答出来ない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 828 | | 668 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム計画における新の「建設工事費」のうち、「治水利益者」の夫々の負担額を示されたい。 | 浅野隆彦 | 前回までに回答出来ない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 829 | | 669 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 「既設ダムの長寿命化のための補給」については、何処に、どれほどの負担額がかかるのか？ | 浅野隆彦 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。基本的にはこれらに沿った費用負担になるものと考えております。 新計画の事業費等については現在精査中です。 | 63 | 65 |
| 830 | | 670 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 「維持管理費」は夫々の負担者にどれほど、かかるのか？ | 浅野隆彦 | 川上ダムの維持管理費は建設工事の負担率と同様と現時点では考えています。 なお、維持管理費については現在確定しておりませんが、今回の長寿命化によりコスト縮減が図れるものと考えています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|
| 831 | | 671 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 「堆砂の除去費」は100年以内のダムであっても「維持管理費」として負担する事になっているのか？ | 浅野隆彦 | 堆砂容量を想定している100年以内であっても、堆砂によりダムの機能に支障をきたす場合や計画的な除去が必要な場合には、堆砂の除去を実施します。堆砂の除去は維持管理費にて実施します。 | 63 | 65 |
| 832 | | 672 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 岩倉地点の水位流量曲線について、「今回使用HQ曲線」の適用「粗度係数」を明示されたい。 | 浅野隆彦 | 今回使用HQは、流量観測値から水位流量曲線を求めており、下流から不等流計算で求めたものではないため、適用粗度係数はありません。 | 63 | 65 |
| 833 | 264 | 1086 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【672への再質問①】 「H-Q曲線」が特定できれば、逆算すれば済むこと。計算式を示し、「粗度係数」を示されたい。岩倉観測所地点の計画高水位での横断面積を使って、やられたい。 | 浅野隆彦 | 今回お示したH-Qは過去の大洪水時の水位・流量関係を推定するため、過去の島ヶ原地点の流量観測データと岩倉地点との相関関係及び長田地点の水位データと岩倉地点との相関関係より求めたものです。一方、平成17年に「岩倉峡流下能力検討会」では、不等流計算により検討しました。その際に、粗度係数0.03～0.045の間で真値があると、意見を頂きました。「第62回流域委員会スライド54」にこれらの粗度係数によるH-Q曲線を示しております。今回お示したH-Q曲線をこの不等流計算と比較すると粗度係数0.037に相当します。 | 65 | 66 |
| 834 | | 673 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 越流堤の設計について、のシミュレーションで「様々な洪水を考慮して・・・」となっているが、遊水地地点における集水面積に対する流域平均降雨量でもって、3川の洪水を入力し、河道断面で割って水位を把握するという「平均化洪水シミュレーション」だけではなく、「地域特性降雨」を十分に考慮した柘植川、服部川、木津川の独自の洪水をもシミュレーションして検討すべきだが、そうしたものはあるのか？すべての「シミュレーション検討内容」を示されたい。 | 浅野隆彦 | 河川管理者として流域委員会が効果的に審議して頂くためのデータ等をわかりやすく提示することが責務であると考えています。 つきましては、作業を行うにあたり、具体的な手法や条件をお示し頂きたいと存じます。 | 63 | 65 |
| 835 | 265 | 1087 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【673への再質問①】 基本的には、柘植川と服部川流域に降雨が大きく偏って降る場合とその逆の場合を検討する。片側の遊水地が早く満タンに、逆流を始める、水位がドンドン上昇していく中で、反対側の流れも増えて来る。狭窄部でのバック・ウォーターはどのように響いてくるかを検討することで、越流堤の高さや長さに対する判断、ピーク・カットが本当にできるのか、どのようにすれば最も有効な役割を果たす事が出来るのかなどの判定ができるだろう。その判定の為に「平均化シミュレーション」という手法だけではなく、上記のような「地域分布による特殊洪水シミュレーション」も加えなくてはならないと考える。 | 浅野隆彦 | 越流堤の設計に際しては、様々な洪水を考慮して最適な高さや幅の組み合わせを検討する必要がありますと考えています。検討を行う場合の降雨につきましては、洪水毎に木津川、服部川、柘植川のそれぞれの流域での降雨の状況を加味し、流量の算出を行っています。 | 65 | 66 |
| 836 | | 674 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド2に戦後の代表的な洪水が九つ挙げられています。川上ダムの流域面積は、岩倉地点の流域面積の11%と比較的小さいのですが、この九つの洪水すべてがもし川上ダムがあったとすれば、洪水調節に有効に働いたと考えられますか。いわゆる雨の降り方が偏っていたためダムが有効に機能しなかったというケースはありませんでしたか。ご教示ください。 | 千代延委員 | 第63回委員会(H19.9.26)審議資料2-3上野遊水地及び川上ダムの事業計画2ページのスライド3は上野地区で戦後の代表的な洪水被害をもたらした9つの洪水を示しております。このうち昭和28年8月の前線豪雨については、柘植川、服部川流域のみで降り、木津川流域では降雨がほとんど無かったため、川上ダムの洪水調節効果はありません。 | 63 | 65 |
| 837 | | 675 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド25の「新計画 貯水池容量配分図」で、「流水の正常な機能の維持」の枠の中に「既設ダムの長寿命化のための補給」が入るのですか。説明をお願いします。また、「既設ダムの長寿命化のための補給」の容量が8300千m3となっていますが、その容量の算出根拠をお示しいただきたい。 | 千代延委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。そのため、下流への河川環境の保全に資する不特定容量の代替え(長寿命化のため補給)を川上ダムにて補給することを考えています。したがって、長寿命化のための補給量は、「流水の正常な機能の維持」に含まれています。 スライド49にお示しているとおり、代替容量と5ダムの堆砂除去費用の関係から830万m3を設定しました。 第65回委員会(H19.10.23)で説明する予定です。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 838 | | 676 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド40～43で、利水の河川自流入からの取水の可能性がないことを説明されていますが、まず、大内地点の基準濁水年と基準濁水流量をご教示ください。次に、農業用水の取水は現行通りとしその上で伊賀水道用水供給事業のために必要とする水量0.358m ³ /sを取水した場合、上記基準濁水量を下回る日数が毎年何日になるか直近20年についてご教示ください。また、川上ダムの規模を決める重要なファクターの一つである利水について、代替案を模索しているこの際、農業用水取水・用水設備等の近代化に協力することにより、慣行水利権の許可水利権化と農業用水取水削減を実現して、上記各年の基準濁水量を下回る日数を減少させることのできる可能性について検討されたことがありますか。あればその検討結果をご教示ください。 | 千代延委員 | 川上ダムの利水計画において、大内地点の基準濁水年と基準濁水流量という設定はありません。 大内地点の1/10濁水流量0.68m ³ /sを下回る日数については以下のとおりですが、「第5回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)の資料2-6「3.3水需要管理のソフトソリューションの例題」について」でご説明したとおり、新規利水は通年安定した取水が必要ですので、1/10濁水流量を下回る日数を減少させても、利水安全度は確保できないと考えます。  <p>大内地点における既得農水及び新規利水取水後の仮想河川流量が1/10濁水流量(0.68m³/s)を下回る日数(S61～H17) (河川流量－(既得農水＋新規利水) < 1/10濁水流量)</p> <table border="1"> <caption>大内地点における既得農水及び新規利水取水後の仮想河川流量が1/10濁水流量(0.68m³/s)を下回る日数(S61～H17)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S61</td><td>185</td></tr> <tr><td>S62</td><td>85</td></tr> <tr><td>S63</td><td>68</td></tr> <tr><td>H1</td><td>43</td></tr> <tr><td>H2</td><td>148</td></tr> <tr><td>H3</td><td>21</td></tr> <tr><td>H4</td><td>34</td></tr> <tr><td>H5</td><td>114</td></tr> <tr><td>H6</td><td>31</td></tr> <tr><td>H7</td><td>126</td></tr> <tr><td>H8</td><td>58</td></tr> <tr><td>H9</td><td>81</td></tr> <tr><td>H10</td><td>68</td></tr> <tr><td>H11</td><td>26</td></tr> <tr><td>H12</td><td>114</td></tr> <tr><td>H13</td><td>76</td></tr> <tr><td>H14</td><td>53</td></tr> <tr><td>H15</td><td>47</td></tr> <tr><td>H16</td><td>86</td></tr> <tr><td>H17</td><td>86</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 日数 | S61 | 185 | S62 | 85 | S63 | 68 | H1 | 43 | H2 | 148 | H3 | 21 | H4 | 34 | H5 | 114 | H6 | 31 | H7 | 126 | H8 | 58 | H9 | 81 | H10 | 68 | H11 | 26 | H12 | 114 | H13 | 76 | H14 | 53 | H15 | 47 | H16 | 86 | H17 | 86 | 63 | 65 |
| 年度 | 日数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S61 | 185 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S62 | 85 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S63 | 68 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H1 | 43 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H2 | 148 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H3 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H4 | 34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H5 | 114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H6 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H7 | 126 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H8 | 58 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H9 | 81 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H10 | 68 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H11 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H12 | 114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H13 | 76 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H14 | 53 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H15 | 47 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H16 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H17 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 839 | | 677 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド46～49では、「既設ダムの長寿命化のための補給」は、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、布目ダムの堆砂を低コストで除去するためという説明ですが、その結論に至った計算根拠を早急に提示いただきたい。本来、川上ダムの計画変更に当たっては、当該計算根拠があったからこそそのように変更したはず。何故すぐに提出されないのか。それについてもご説明いただきたい。 | 千代延委員 | 事業費等については現在精査中です。 精査が済みしだい、長寿命化のコスト比較についてご説明いたします。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 840 | | 678 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 治水計画 ①議論の基礎として、増水時の流量の測定値、予測値の有効数字を明らかにしてもらいたい。②代替案について、溜池拡大に伴う環境影響とは何が想定されているのか。 | 村上委員 | ①洪水の規模にもよりますが、今回の検討にあたっては百m ³ /s単位を目標にしています。 ②築堤及び湛水範囲の拡大による自然環境への影響等を想定しています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 841 | 192 | 1014 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【678への再質問①】 今回の計画のように淀川流量10000m ³ /sオーダーに対して数百m ³ /sの効果でダムの必要性を示す場合、洪水時の流量検討の誤差、有効数字の扱いは極めて重要である。どのような根拠で、有効数字を百m ³ /sとしているのか、説明して下さい。 | 宮本委員 | 原案で対象としている洪水は枚方地点で10,000m ³ /s前後となります。 有効数字を2桁とした場合10,000m ³ /sを下まわれば、100m ³ /s単位、上回れば1,000m ³ /s単位となり、整備メニュー毎の効果을適切に比較することができなくなります。このため、検討にあたっては一律に100m ³ /s単位で評価を行うこととしています。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 842 | | 679 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 利水計画 ①小規模な水源が多数分散していることは非効率とみなされているが、水源維持のコスト計算等定量的な根拠はあるのか。②小規模水源の能力低下、流況悪化、水質悪化の主な原因は、それぞれ何と考えられているのか。③伊賀上野地区の少雨化傾向の根拠となる観測資料とは何か。 | 村上委員 | ①スライド31にお示ししたとおり、小規模な水源が点在していることだけでなく取水量も低下や水質の悪化等で事実上水源維持が不可能となるため、三重県が上水道に統廃合する判断します。 ②H18.11.23第8回利水・水需要管理部会の審議資料1-3の伊賀市意見でその詳細について説明しています。 ③琵琶湖流域以外の推移は整理しておりません。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 843 | | 680 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ダムの長寿命化 川上ダムで計画されている長寿命化の実施例が国内外であれば紹介してもらいたい。 | 村上委員 | 本件のような事例は、国内での事例はありません。また、海外での事例は調べた範囲内ではありません。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 844 | | 681 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P66) 1)事業の必要性に対する代替案の検討が不十分ではないか？検討結果があるのなら示してほしい。 | 竹門委員 | 高時川の治水方法については、平地河川化、河川代替、河道改修、ダム、遊水地、放水路などの代替案の検討がなされ、「ダム＋河道改修」が財政的にも最も安価に建設できるとの結果を出しています。その検討内容は第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-i「丹生ダムの調査検討(とりまとめ)」で示しております。 その後、滋賀県において、平成18年9月以降、流域で水田貯留などによる「ためる」機能も検討されましたが、ダムに代わる方策は困難ではないかと考えられています(滋賀県ホームページ「河川の治水に対する考え方参照」)。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 845 | | 682 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (原案P73)事業の必要性に対する代替案の検討が不十分ではないか？検討結果があるのなら示してほしい。 | 竹門委員 | 高時川の丹生ダムによる治水容量の確保必要性を受け、異常濁水対策容量について併せて丹生ダムで確保することとしています。その容量の確保については丹生ダムに確保する方法と琵琶湖に確保する方法を今後、調査検討を行い確定するものです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|--|-------|-------|
| 846 | | 683 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド03)平成19年9月26日の第63回委員会「審議資料2-4」No.3に「琵琶湖水位変化図」が示されていますが、これが前回示されたシミュレーション(平成17年9月24日・第46回委員会「審議資料2-1」p1(下段)と異なります。即ち、3種類のシミュレーションの内、琵琶湖水位低下が最も少ないケース(取水制限+維持流量放流制限+節水)の最低水位が前回はBSL-1.59mであったのに対し、今回はBSL-1.67mとなっています。その理由をお示し下さい。 | 野村東洋夫 | 第46回委員会(H17.9.24)審議資料で説明させていただいた資料には計算の誤りがあったため、第36回琵琶湖部会(H17.12.7)審議資料1-4において訂正の説明をさせていただいております。今回のスライドでの説明は訂正後と同じものです。 | 63 | 65 |
| 847 | | 684 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (スライド03)このシミュレーションの対象である昭和14年～16年濁水は通常の濁水ではなく、過去100年近い淀川水系観測史上、最大の濁水であり、云わば人の一生に一度あるかどうかの“非常事態”ですから、琵琶湖水位が「利用低水位」(BSL-1.50m)を切るとするならば、このような時こそ琵琶湖開発で対応済み「補償対策水位」(BSL-2.00m)を適用すべきとの考えがありますが、貴局の見解は次のどれに当るでしょうか。念のためお尋ねします。 1)補償対策水位を適用すべき 2)補償対策水位を適用すべきではない 3)利用低水位に至るまでに上下流が精一杯の対応をした後であれば止むを得ない 4)その他(←この場合はご見解を詳述願います) ※別途添付資料参照 | 野村東洋夫 | 異常濁水により利用低水位-1.5mを下回るおそれがある場合には、濁水調整等により利用低水位を下回らないよう利水者等と連携して対応が取られます。結果的に利用低水位を下回った場合には、瀬田川洗堰は非常濁水時の操作に入りますが、下流での維持流量や水利用は極めて厳しく制約されます。琵琶湖においては、利用低水位-1.5mを下回らないようにすることが、水利用上必要であると考えます。 また別途添付資料の要請に関しては、第63回委員会(H19.9.26)において委員より、維持流量をH6年濁水時のときと同様に削減した場合の試算を求められており、その結果について第65回委員会で資料としてお示しする予定です。 | 63 | 65 |
| 848 | | 685 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖開発計画の利水計画策定の根拠となった利用水深の考え方とその結果を水利計算等も含めて、説明して下さい。 | 荻野芳彦 | 琵琶湖開発事業では、常時満水位を+0.3m、洪水期制限水位を6月16日～8月31日の間は-0.2m、9月1日～10月15日の間は-0.3m、利用低水位を-1.5mとしています。 琵琶湖開発事業の計画期間である大正7年～昭和40年(48年間)において40m ³ /s開発を行った場合に、利用低水位-1.5mで利水安全度約1/10となっています。琵琶湖開発事業で40m ³ /s開発を行った場合の琵琶湖水位は、別紙-530、545、685でお示しているとおります。 | 63 | 65 |
| 849 | | 686 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムの問題の一つに高時川頭首工の農業用水問題があります。丹生ダムの基準点および基準濁水流量・計画基準年を公表して下さい。維持流量および正常流量もお願いします。 | 荻野芳彦 | 現行計画では、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として高時川頭首工直下流で1.8m ³ /s確保することとしています。基準濁水流量という設定はありませんが、1/10濁水流量は0m ³ /sで、計画基準年は昭和28年です。なお、今後の調査検討で高時川の瀬切れ対策について検討してまいります。 | 63 | 65 |
| 850 | | 687 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 高時川頭首工の水利権許可と丹生ダム建設の関係について、説明して下さい。無関係ならば無関係と言って下さい。 | 荻野芳彦 | 湖北農業水利事業は丹生ダムより先行した計画であり、別事業です。 | 63 | 65 |
| 851 | | 688 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 瀬切れ問題は、琵琶湖からの逆水に対応するとなっていますが、具体的にどんな計画でしょうか？ | 荻野芳彦 | 第42回委員会(H17.7.21)審議資料1-6-1「丹生ダムの調査検討(とりまとめ)」に示したイメージ図では、湖北農業水利事業の琵琶湖逆水ルートと並行して余呉湖を經由して高時川頭首工付近に注水することとしています。 今後の調査検討で、琵琶湖の治水リスク解消の信頼性、琵琶湖環境に与える影響、瀬切れ対策の実行可能性、経済性等さまざまな観点から総合的に評価を行い、最適案を確定してまいります。 | 63 | 65 |
| 852 | | 689 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド9について「丹生ダムに琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節のための要領を確保することに関して、その計画容量は、県営として建設が議論されている北川ダムや芹川ダムの容量と連動しているのでしょうか。」 | 佐野委員 | 芹川ダムは芹谷ダムと推察します。 北川ダムや芹谷ダムは当該河川の洪水調節を目的に計画されており、丹生ダムに確保する琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節のための容量とは関係していません。 | 63 | 65 |
| 853 | | 690 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | P6 B案にある「下流淀川の洪水調節」という目的について基本的な考え方を示して下さい。 | 池野委員 | 「淀川水系5ダムについての方針(H17.7.1)」に示した丹生ダムの目的で、異常濁水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖に確保するために琵琶湖の水位をこれまでより高く維持し、これにより生じる琵琶湖周辺の治水面でのリスクを増大させないための洪水調節容量を丹生ダムに確保するとともに瀬田川改修をあわせて実施することで、琵琶湖の洪水調節機能を従来どおり確保することにより下流淀川の洪水調節を担っていることを示したものです。 | 63 | 65 |
| 854 | | 691 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド5の4.4利水の項で「計画規模を上回る濁水に対する異常濁水対策容量の確保」とありますが、琵琶湖開発事業の計画上は、水位低下が利用低水位-1.5mから補償対策水位-2.0mまでで止まっている状況は、計画規模を上回る濁水ではないと理解しています。この理解は間違っていないと思いますが如何でしょうか。お訊ねします。 | 千代延委員 | 琵琶湖開発事業における利用低水位は-1.5mです。利用低水位を下回る濁水は異常濁水であり、異常濁水時には下流での維持流量や水利用は極めて厳しく制約されます。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 855 | | 692 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド6に関し、琵琶湖の異常渇水時の緊急水の補給のための事業費負担はどがするのですか。また流動的であるのであれば、当初計画の「異常渇水時の緊急水の補給のためのダム容量40500千m3」について、事業費の負担者と当該負担者の負担額あるいは負担比率をご教示ください。 | 千代延委員 | 丹生ダムの渇水対策容量確保の目的は、異常渇水時に流水の正常な機能の維持に必要な流量の一部を確保することであり、特定の水利使用者の利用に供することを目的としていないため、全て公共費負担します。 | 63 | 65 |
| 856 | | 693 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド7の事業進捗状況ですが、総事業費としては予算金額いくらで、18年度までに使った事業費累計額はいくら、19年度事業費予算はいくらでしょうか。 | 千代延委員 | 従来計画での総事業費1100億円、平成18年度までの執行額約540億円、平成19年度予算6.6億円です。 | 63 | 65 |
| 857 | | 694 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド8ですが、平成17年7月1日の「5ダムについての方針」では、「瀬切れ対策は琵琶湖からの逆送水によって補給」となりましたが、「原案」で示された丹生ダム[A案]では、また、ダムからの補給に変わっています。なぜ、当初計画にあったダムの貯水による瀬切れ対策が、上記のように2年前に琵琶湖からの逆送水による対応に変わり、またこの「原案」ではこれからの検討といいながらも[A案]には当初計画の瀬切れ対策が復活したのですか。ご説明ください。 | 千代延委員 | 原案で示したA案は元々計画していた貯水型ダムですので瀬切れ対策はダムで確保することが可能なものです。瀬切れ対策が復活したものではありません。 | 63 | 65 |
| 858 | | 695 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | スライド9の「5ダムの方針における丹生ダムの計画」では、丹生ダム事業の中に琵琶湖の異常渇水対策のための瀬田川改修事業(事前放流)が一体のものとしてされています。なぜ一体事業という扱いにするのですか。この瀬田川改修事業は、丹生ダム事業と切り離すことはできないのですか。ご説明をお願いします。 また、「緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保」という案は、委員会の「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」の中で「…仮に2000万m3の洪水調節容量を確保したとしても、琵琶湖水位2cmの上昇抑制が可能となるにすぎない。流域管理の視点からも、琵琶湖の全集水面積の2.6%程度しかない高時川流域のダムに湖辺全域の洪水リスク低減を負わせることには無理がある」(同意見書P. 2-12参照)と委員会は述べています。しかし、河川管理者は、丹生ダム[B案]で、まだ「緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保」という考えを捨て切っていません。上記委員会意見に対しどのような考えをお持ちなのか。お訊ねします。 | 千代延委員 | 琵琶湖に渇水対策容量を確保した場合、琵琶湖の通常水位をこれまでより高めに維持することになり、琵琶湖周辺の治水面でのリスクを高めてしまいます。そのため、洪水時には琵琶湖のピーク水位を現行計画で想定しているピーク水位以上には上昇させないための治水対策をあらかじめ実施しておく必要があります。その対策の一つは、丹生ダムにおいて琵琶湖周辺の治水リスクを増大させないための洪水調節容量を確保することと、もう一つは瀬田川の流下能力を増大させることにより琵琶湖からの流出量を増やし、事前放流を確実におこなうことです。そういった意味で、この瀬田川の流下能力を増大させる瀬田川改修事業は丹生ダム事業と併せて実施する必要があります。 丹生ダムに洪水調節容量を確保すれば、琵琶湖の水位上昇を抑制することが可能ですが、その抑制幅は、降雨パターン毎に限界があるため、琵琶湖流域の主要な実績洪水を用いてシミュレーションを実施しました。その結果、全ての降雨パターンにおいて抑制し得るのは最小の場合で7cmであり、それは、丹生ダムに洪水調節容量を確保することによる琵琶湖への流入量の低減、瀬田川改修による事前放流時と洪水時の琵琶湖からの流出量の増大により可能となると考えています。このことは、これまでの流域委員会等においても説明しています。 | 63 | 65 |
| 859 | 336 | 1158 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【695への再質問①】 ①異常渇水対策として、琵琶湖で貯留する方式を採用するとした場合、水位約5cmを上昇させることによる治水リスクの増大に対しては、瀬田川の流下能力を現行計画の800m3/sから1000m3/s(BSL±0m)に引き上げ、事前放流を行うことで対応できるとされています。この異常渇水対策を丹生ダム事業から切り離して実施することは物理的には可能です。ダムから切り離し、単独事業として実施すれば、ダム事業に伴う困難な環境問題とも係りがなくなります。目的は、異常渇水対策です。ダムに絡めなくても目的は達成できるわけですし、これを単独事業とすることはできないのでしょうか。ご説明をお願いします。 なお、瀬田川の流下能力を現行計画の800m3/sから1000m3/sに増大するための事業は、琵琶湖の後期放流能力を大きく高めることにもなるわけですが、その事業費は、概算いくらになるのでしょうか。 | 千代延委員 | 異常渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法については、本来、丹生ダムで異常渇水対策容量を確保する計画であったものを、琵琶湖に異常渇水対策容量を確保することとしたものです。琵琶湖の治水リスク回避のために丹生ダムで琵琶湖周辺の洪水防御のための容量を確保するとともに、瀬田川の改修をあわせて実施することが必要と考えています。したがって、琵琶湖に異常渇水対策容量を確保する場合についても丹生ダム事業と考えております。事業費については、今後の調査検討の中で詳細に検討していく予定です。 | 63 | 66 |
| 860 | 337 | 1159 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【695への再質問②】 ②B案では、姉川・高時川の洪水対策目的で30000千m3程度、加えて琵琶湖の水位上昇に対する治水対策目的で20000千m3、あわせて約50000千m3を丹生ダムに治水調節容量として確保することになっています。これまでに実施された琵琶湖流域の主要な実績洪水を用いてのシミュレーションでは、洪水が上記30000千m3を超えて、上乗せて加えた20000千m3の調節容量にまでたまる回数は何回で、そのときに20000千m3の容量に貯留される洪水の量はいくらでしょうか。 | 千代延委員 | 「5ダムの方針」では、琵琶湖水位が高く、丹生ダムの琵琶湖洪水防御のための洪水調節調節容量約20,000千m3を放流できない状態で、姉川・高時川に後続の出水が発生した場合でも、姉川・高時川の洪水調節が実施できるよう、洪水調節容量約30,000千m3を別に確保することを想定しています。この説明は第45回委員会(H17.8.24)審議資料1-4-6「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ」で示しております。 | 63 | 66 |
| 861 | | 696 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | B案(琵琶湖に洪水調節流量を確保する案)の計画となる場合、ダムからの流出口は、堤対の最も下に位置し、止水域は全く形成されない形式と理解して議論を進めて良いか。 | 村上委員 | B案の流水型ダムでは、洪水調節時以外の常時は流水を貯留せず流下させるので、常時使用する放流設備は河床標高と同じ高さ程度に設け、死水域が生じないのが一般的な方法と考えられます。具体的な構造は今後検討を行います。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|
| 862 | 120 | 703 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 超過洪水時の被害の模式図について 超過洪水によって市街地氾濫が発生した場合、床下浸水、床上浸水、地下空間浸水と進むことに被害の大きさは不連続に拡大するはずである。そのような特徴が図面には描かれておらず、大雑把な取り扱いはなっているのは改めるべきである。超過洪水対策こそ治水安全度向上の鍵を握っており、起こったら手の施しようがないというのでは余りにも不完全な治水対策と言わざるを得ない。 | 河田委員 | 洪水被害の状況の予測等を詳細に関係住民にお示しすることは、ご指摘のとおり重要なことであると認識しております。したがって、洪水被害状況の予測等についてきめ細やかな検討をさらに進めていき、「水害に強い地域づくり協議会」等を通じて、地域にお示し、施設能力以上の洪水が発生した場合にも被害をできるだけ小さくすることができるよう、地域住民の防災意識の向上や避難体制の充実等、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」に繋げていきたいと考えています。 | 64 | 65 |
| 863 | 121 | 704 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 洪水氾濫図の描き方について 市街地氾濫が起こった場合、浸水深を描くような図面となっているが、同時に堤内地にどれくらいの氾濫水が流入することになるのかという表示が必要である。フラックスとしての洪水流量だけでは、浸水の地域的な特徴を把握することが困難である。たとえば、堤内地での被害を床下浸水程度にとどめるといのであれば、許容氾濫量のような概念の導入もひつようとなるであろう。この点に関する考察に使えるようなアウトプットをお願いしたい。 | 河田委員 | 浸水の地域的な特徴について反映できる表現手法等についてさらに工夫する考えです。 | 64 | 65 |
| 864 | 2 | 705 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ダム等の環境対策全体 1、各ダム事業とも環境の悪化を理由に事業推進が困難という説明はされませんでした。むしろ、いずれも環境の悪化は軽微という説明です。 しかし、今次予測調査・検討がどの程度精度が高いかわかりません。つきましては、比較的新しい比奈知ダム及び日吉ダムの本体工事着工前の環境予測調査報告と、ダム完成後で最新の環境調査結果を比較したものをご提示ください。主要な指標についてだけでも結構です。 | 千代延委員 | 日吉ダムについては「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」(事務次官通達)に基づく環境影響評価を昭和57年に、比奈知ダムについては「三重県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく環境影響評価を昭和57年に実施し、それぞれのダムにおいてダム湛水に伴う環境変化を把握するためにモニタリング調査も実施しています。環境影響評価のための環境調査とモニタリング調査では目的等が異なり比較することができないため、湛水前後に実施したモニタリング調査結果の一部を別紙705に示しております。 | 64 | 66 |
| 865 | 3 | 706 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ダム等の環境対策全体 2、委員会におけるダム等の環境対策の説明の際、「大戸川ダム事業における環境調査結果」、「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」、「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について」等河川管理者が自らまとめ、作成した資料が提示されました。しかし、大戸川ダムについては「大戸川ダム事業に係る環境保全検討会」、川上ダムについては「川上ダム自然環境保全委員会」、「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」及び「川上ダム希少猛禽類保全検討会」、丹生ダムについては「丹生ダム生態系保全検討委員会」及び「丹生ダム環境保全対策懇談会」というように、それぞれのダムについて専門家委員会(名称は多様)が設けておりながら、各ダムの今次資料はいずれも河川管理者が、専門家の意見、助言をえて自らまとめたものです。これは、いわばお手盛りの報告書であり、企業で言えば、外部監査意見書・報告書のない決算報告書です。こういったものは世間では通用しません。 少なくとも、上記専門家委員会が意見・見解を直接まとめた生の報告書を添付した資料を改めて提示いただきたい。 | 千代延委員 | 各ダムの環境保全対策等の検討につきましては、当該委員会等において直接意見や見解をまとめてもらうことを目的としたものではなく、ダム建設事業による自然環境全般への影響を総合的に判断し、適切な保全対策を検討実施していく上で、学識経験者の指導助言を得ることを目的として設置したものです。なお、委員会が意見・見解をまとめた報告書はございません | 64 | 66 |
| 866 | 15 | 707 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの環境対策 2. 川上ダム建設事業における環境対策等について(審議資料1-2-1スライド14頁) 「前深瀬川・川上川の湛水予定区域の上流域において、それぞれ湛水予定区域の約2~3倍の個体数が生息しており、引き続き繁殖活動は継続されると考えられる」としているが、それほど生息密度の高い場所に、下流からオオサンショウウオを移転させて、ほんとうに持続的に生息続けられるのか。 | 川上委員 | ・湛水予定区域の前深瀬川(川上川含む)の河川延長約6kmに対して163個体生息するのに対して、湛水予定区域上流の河川延長(オオサンショウウオの生息確認調査区間のみ)約30kmに対して530個体生息していますので、上流域の生息密度が高いということはありません。 ・オオサンショウウオの保全対策として、河川横断工作物への移動路の設置による上下流への移動の連続性を確保したり、第64回審議資料1-2-1スライド17のような生息環境の整備や、湛水予定区域内の個体を上流へ移転することにより、生息・繁殖活動は維持されるものと考えています。 | 64 | 66 |
| 867 | 40 | 708 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムの環境対策 ・大戸川ダムの建設方針について 大戸川ダムの当初計画に利水が入っていたが、治水専用ダムに変更して計画が作られている。そして、ダムの貯水量を3000万トンから2000万トンに減少したことを受けて、ダムサイト自体を上流に移動させる計画となっている。しかし、いずれ将来において治水安全度の向上要求などが起こることを想定すると、当初の位置において、2000万トンの貯水能力を有するダムを建設し、将来ダムの堤体のかさ上げによって3000万トンに増加できるような構造を採用すべきではないのか。その時点で、また新たな河川施設を建設するより、コスト、環境への影響を勘案すれば、将来の変更に対応できるような設計に変更すべきである。そうであればダムサイトは従来の場所ではよいはずである。 | 河田委員 | 大戸川ダムの洪水調節容量2,190万m ³ (ご指摘の2,000万トン)は、枚方1/200の計画に合わせた容量になります。現時点においては、よりコストの安いダムサイトを設定しています。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|--|-------|-------|
| 868 | 54 | 709 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 第64回委員会で天ヶ瀬ダム再開発事業及び同事業における環境対策等の中で、これまで既存の施設を利用するかダム本体にさらに2つの排水溝を設置する提案もされてきたのが、結局、最初の提案どおりダム左岸側にトンネルを掘って放流するとなっています。なぜそうなったのでしょうか。 1.当初提案のトンネル方式は、「アーチ式ダムを支える護岸を弱めるのでは」「出口の直径が26mと日本一の巨大トンネルで周辺の景観環境を破壊する」など問題点があるから他の方法が検討されてきたのではなかったのでしょうか。 2.トンネル方式の問題点をどのように認識されてきたのか。長年にわたってさも変更するかのように他の方法を考えさせ、最後に「当初提案で」では、納得できません。 | 梅原孝 | 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法について、トンネル方式に問題があるということではなく、コスト縮減の観点から既設の放流ゲートの両側に新たな放流ゲートを設けることを検討してきました。 検討の結果、冬期において、ダム本体削孔時に隅角部において温度応力が集中し、制御目標を超過することが判明しました。削孔時に伴う引張応力集中を軽減する対策として、以下の検討を行っていますが、実現性や経済性の観点から当初どりのトンネルとしたものです。 ○施工時の天ヶ瀬ダム貯水位の低下+保温材の使用 ○施工時の天ヶ瀬ダム貯水位の低下+ダム本体への加温(ヒーター、温水) またダム本体端部よりほぼ100m離れると基礎岩盤の応力変位は非常に小さくなりますが、放水路トンネルの離隔距離は150m以上を確保する予定です。 | 64 | 66 |
| 869 | | 777 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 淀川、神崎川、左門殿川の陸間は、洪水時の疎通能力増大と都市機能の維持の観点から解消すべきものですが、その予定、事業費の概算をお教えてください。 | 高田直俊 | 現在淀川の3つの橋梁(国道43号伝法大橋、阪神西大阪線淀川橋梁、国道2号淀川大橋)においては、橋面高が低く堤防を切り込んでいることから、出水時や高潮時には陸間を閉鎖して防御しているところです。 このうち陸間解消を図るため、阪神西大阪線淀川橋梁の架替に取り組んでいるところです。なお事業費については、概ね500億円を予定しています。 これ以外の2橋梁の陸間解消については、多大な時間を要することから、順次関係機関との調整を図り検討することとしております。 なお、神崎川、左門殿川については、大阪府・兵庫県の管理区間となっています。 | 64 | 65 |
| 870 | | 778 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 阪神電車の西大阪線淀川橋梁の架け替えの予定工程(希望的工程)と事業費の概算をお教えてください。 | 高田直俊 | 現在、左岸伝法地区は特定構造物改築事業、高規格堤防事業、土地区画整理事業の共同事業で実施していく方向で調整中です。関係者の合意がとれれば、今後都市計画決定の手続きを踏まえ、工事等に着手していく予定であり、事業費は約500億円です。 | 64 | 65 |
| 871 | | 779 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 淀川水系河川整備計画案には基準点と主要な地点があり、従来の計画では宇治地点は基準点でありました。今回の計画では基準点でなく主要な地点となっています。それでは、宇治地点が基準点から主要な地点に変更された理由と位置づけをわかりやすくせつめいしていただきたい。 | 山岡久和 | 淀川水系河川整備基本方針において、宇治地点は基準地点として設定していませんが、所要の安全性を確保すべく、必要な施設計画を行っています。 なお、従来の工事実施基本計画においても宇治地点は基準地点とはしていませんでした。 | 64 | 65 |
| 872 | 359 | 1181 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【779への再質問①】 779で質問いたしましたのは、昭和46年当初の淀川水系河川整備計画では宇治地点(50.5km)は基準点でなかったのですか、教えてください。もし、基準点でありましたらそれが主要な地点にいつから変わったのか理由を説明していただきたい。 | 山岡久和 | 昭和46年に改定された淀川水系工事実施基本計画における基準地点は淀川の枚方、猪名川の小戸、野洲川の野洲の3地点であり、宇治地点は主要な地点とされておりました。 | 65 | 66 |
| 873 | | 780 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 淀川水系河川整備計画原案(3)具体的な整備内容 3)宇治川・瀬田川①宇治川の説明で、山科川合流点より上流において1,500m ³ /sの流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。これにより、宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下能力が可能となると共に、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。(61ページ) ・山科川合流点上流には、弥陀次郎川、戦川、白川、志津川、折居川カット排水、その他、排水機場、樋門・樋管等がありますが、ここからの流量も含まれて1,500m ³ /sと言う事ですか、説明していただきたい。 | 山岡久和 | 山科川合流点より上流域からの流出量が含まれています。 | 64 | 65 |
| 874 | | 781 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ・隠元地区において、引堤及び河道掘削を実施することになっていますが、現在、隠元橋の架け替え工事が行われ、引堤の堤防もできています。河床はすでに親月橋付近まで相当に洗掘されてきて、山科川合流部の護岸が壊れたこともあり、ほってにおいても洗掘されていきます。 ・塔の島地区の1,500m ³ /s改修については、環境問題と、洪水時に何故、1,500m ³ /sか、の説明が今日になってもされていません。根拠も含めて説明していただきたい。 | 山岡久和 | ・塔の島地区の改修については洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図るため対策が急がれる一方で、河川環境・景観への影響が懸念されることから極力掘削量を抑えた最小限の掘削で対処することとしており、投資効率の面からも妥当であると判断しています。 | 64 | 65 |
| 875 | | 782 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発事業の説明についても、最後最大の洪水についての1,200m ³ /s放流は理解できますが、それで何故、塔の島地区で300m ³ /s増えて、1,500m ³ /sになるのか説明していただきたい。また、淀川の洪水流が過ぎ、宇治川の水位が下がりはじめたら宇治が晴天でも、塔の島地区に戦後最大の1,200m ³ /sより多い放流を天ヶ瀬ダムから琵琶湖の後期放流として1,500m ³ /sにしなければならなかったのか根拠を示して説明していただきたい。 | 山岡久和 | 淀川宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととしています。このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。 この後期放流量については、宇治川塔の島地区において、景観保全の観点から大幅な河床掘削ができないため、1500m ³ /sを限度としているものです。 | 64 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 876 | 122 | 784 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 示された超過洪水発生の場合のシミュレーションから災害の恐ろしさを十分に理解できるにしても、大戸川ダムなどの建設により最悪事態の被害をどう回避できるかというシミュレーションが示されていない。水系全体からダム建設の必要性、規模など決定していくためにも被害最小化、あるいは回避のシミュレーションをすることが必要である。 | 佐藤委員 | 原案では、施設能力を上回る洪水に対しては、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携した施策を進めるとともに、高規格堤防、氾濫原対策などさらなる被害軽減の努力を行うこととしています。 一方、戦後最大洪水に対しては、河川改修や洪水調節施設の整備等により洪水被害を生じさせないことを目標としており、上下流、本支川間のバランスを図る観点から、上流からの流出抑制施設として川上ダムや大戸川ダムが必要と考えております。 現状と整備後のシミュレーション結果は、第64回審議資料2でお示しています。 | 64 | 65 |
| 877 | | 786 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 宇治川の計画高水流量について 宇治川の計画高水流量について、瀬田川洗堰から天ヶ瀬ダムを経て三川合流点に至るまでの主要な地点毎(瀬田川洗堰、大戸川合流点、天ヶ瀬ダムIN、OUT、宇治橋、戦川合流点、弥太次郎川合流点、山科川合流点等)の詳細な流量値を教えてください。計画高水流量配分図としては、それら詳細な数値が公表されていないのは承知しているが、流出計算はこれらの小流域毎に流域を分割して行われており、当然それらの数値は存在するはずである。公表をお願いします。 | 中川学 | 宇治の計画高水流量を決定した際の各地点の流量 瀬田川洗堰:0m3/s 大戸川合流点後:約450m3/s 天ヶ瀬ダムIN:約1,400m3/s 天ヶ瀬ダムOUT:1,140m3/s 宇治橋:算出していません 戦川合流点:算出していません 弥太次郎川合流点:算出していません 山科川合流点前:約1,500m3/s となります。 | 64 | 65 |
| 878 | 273 | 1095 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問①】 洪水時における天ヶ瀬ダムの放流量は、これまで1200 ^ト /sでしたが、今回1140 ^ト /sに変更されました。しかし計画高水流量1500 ^ト /sは、これまでは宇治橋付近でとのことでしたが、今回は山科川合流点前に変更されました。宇治橋付近の計画流量はいくらですか。質問786の回答では「算出していません」となっていますが、洪水時における塔の島付近の流下能力を確保するためには、必要と考えますが。 | 梅原孝 | 通常、河道の配分流量を設定する際には、一定区間を一つの単位として設定します。従来より宇治川では、山科川合流点上流を一つの区間とし、計画の河道配分流量を1500m3/sとしています。この区間を代表する地点を宇治(宇治橋付近)としています。このことは現在でも同じです。洪水時の天ヶ瀬ダムの最大放流量は1140m3/sであり、宇治発電所からの放流量60m3/sを併せて天ヶ瀬ダム下流で1200m3/sとなります。このことも従来より同じです。また、流下能力は河道の流しうる流量を各地点ごとに算定しますが、これは河道の器を表したものであり、流出計算により流出量を算出する過程とは異なります。 | 65 | 66 |
| 879 | 274 | 1096 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問②】 質問786の回答では、天ヶ瀬への洪水時の流入量は、1400 ^ト /sと回答されています。これまでは2300 ^ト /sで、ダムで調整して1200 ^ト /sの放流量になるとの事でしたが、1400 ^ト /sなら現行の900 ^ト /s放流で可能ではないのでしょうか。 | 梅原孝 | 1400m3/sは宇治地点で流量が最大となる昭和47年台風20号型による流入量です。ダムは同じ操作で様々な洪水を調節できる必要があり、洪水波形によってはピーク流量は小さくても洪水期間が長い洪水もあり、これらの様々な洪水に対して同じ操作で洪水調節をした場合にはさらに大きな容量が必要となることから、900m3/s放流では洪水調節容量が不足することになります。 | 65 | 66 |
| 880 | 349 | 1171 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問③】 天ヶ瀬ダム下流地点と山科川合流点前との間で360 m3/sの流入があるが、流出計算において、どのような流域モデルとし、どのように流域分割しているのか、また実際の流出計算のデータを教示願います。 | 中川学 | 山科川合流点から天ヶ瀬ダム下流までの流入河川を一つの小流域として計算しています。 実際の流出計算結果は以下のとおりです。 宇治1/150(昭和47年台風20号型) 天ヶ瀬ダム放流量:1140m3/s 宇治発電所放流量:60m3/s 宇治残流域:約300m3/s | 65 | 66 |
| 881 | 350 | 1172 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問④】 この360 m3/sの流入が見込まれる残流域は約20km2と想定されるが、洪水到達時間のずれをも想定すれば過大に考えられる。的確な説明をお願いします。 | 中川学 | 残流域は約27km2です。宇治1/150の昭和47年台風20号型では、天ヶ瀬ダムからの最大放流量と残流域からの流出量のピークが同時刻に発生しています。 | 65 | 66 |
| 882 | 351 | 1173 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問⑤】 宇治橋地点における洪水流量を軽減するためには、宇治発電所からの放流量60 m3/sを減ずることが考えられる。そのためには、瀬田川からの取水をストップする方法、または三室戸方面への放水路に放流する方法が考えられるが、いかがでしょうか。 | 中川学 | 瀬田川洗堰の放流制限による琵琶湖水位上昇への影響の観点から、瀬田川から取水している宇治発電所の取水を停止する場合には、同量の60m3/sを瀬田川洗堰から放流する必要があります。この場合、下流天ヶ瀬ダムにおいても流入量が増加し、洪水調節容量が不足するため、放流量を60m3/s増量する必要があります。その結果として宇治橋地点における洪水流量に変わりはありません。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 883 | 370 | 1174 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 【786への再質問⑥】 1.1 計画流量配分図において、「宇治地点1500 m ³ /s」としている「宇治地点」とは、流出計算上の正確な地点は、宇治橋地点ではなく、「山科川合流点前」のことと確認して良いか。 | 中川学 | 通常、河道の配分流量を設定する際には、一定区間を一つの単位として設定します。従来より宇治川では、山科川合流点上流を一つの区間とし、計画の河道配分流量を1500m ³ /sとしています。この区間を代表する地点を宇治(宇治橋付近)としています。 | 65 | 66 |
| 884 | 1 | 795 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | ダム等の環境対策全体 【川上ダム建設、大戸川ダム建設、天ヶ瀬再開発、塔の島地区河川整備、丹生ダムの建設の影響評価・環境対策に共通する問題】 1) 環境対策の対象と目的について いずれの事業計画の影響評価・環境保全対策についても、対象が限定的で場所が局所的であり、基礎案・原案の理念として共通して掲げられている「縦方向や横方向の連続性」や「川の自主性(川が川をつくりことを手助けする)」のための評価や対策が全く描けていないのは何故か？これでは何のための整備計画かと疑問を持たざるを得ない。 ---以下意見--- 上記の理念に基づいた事業計画とするためには、まず当該流域の環境上の課題抽出が上下流を含めて行なわれる必要がある。また、環境対策の目的を、「事業の環境影響を回避するため」ではなく、「淀川流域の環境を改善するためにきちんと位置づける必要があるが、各ダム建設の審議資料には、旧態依然とした「事業の環境影響を回避するため」の発想による計画しか示されていないのはどうしてか？各事務所が基礎案・原案の理念を理解していないということか？上記現状に対して、少なくとも各計画について以下のような改善が必要と考える。 1) 川上ダムについては、木津川の自然環境・生態系の課題を挙げ、それらの解決のために川上ダム建設にともないどのような対策がありえるかを示すべき。 2) 大戸川ダムについては、大戸川のみならず、瀬田川、宇治川の環境に対して大戸川の存在がどんな役割を果たしているかという評価が必要。その上で、漸く環境対策の方針が立てられる。 3) 天ヶ瀬再開発と塔の島地区河川整備においては、宇治川・淀川の環境の現況評価とそれらへの影響評価を行ない、それぞれの事業でできる対策を考えるべき。 4) 丹生ダムについては、高時川・姉川の生態系・環境の課題ならびに琵琶湖生態系の影響の観点から、水質、水温、土砂動態の現状と将来予測評価が行なわれているので、今後環境対策を検討する上で活用できると思われる。環境対策についてはダム建設を前提としないで、独立に各種可能性を検討すべきである。 5) これらの問題点は、淀川全体や各河川流域における環境目標の設定とそれに基づく環境計画が不備であるところに原因があると考えられる。本整備計画に、これらの環境計画を明記するべきである。 | 竹門委員 | ダム事業の実施に当たっては、ダムの存在及び供用に係る、直接改変区域及びその周辺、貯水池及び下流河川の環境への影響について、予測・評価し、影響を「回避」「軽減」するための保全対策を検討・実施することとしています。いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 64 | 66 |
| 885 | 4 | 796 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの環境対策 1) 水質対策の組み合わせについて(審議資料1-2-1, P9; 審議資料1-2-2, P7) 保全対策を行なった場合の予測計算は、水温対策(選択取水)、富栄養化対策(浅層曝気)、底層貧酸素化対策(深層曝気)を複合して行なった場合とあるが、どのような方針で組み合わせたか？また、どの対策を優先するかによって結果は大きくことなるはずだが、組み合わせは1通りしかしてないのか？ | 竹門委員 | ・第42回委員会(H17.7.21)時点でお示した鉛直一次元モデルによる水質予測結果と同様に、第64回委員会(H19.10.6)でお示した鉛直二次元モデルによる水質予測においても、水温、富栄養化、底層の貧酸素化の各項目に關してもっとも効果が得られる運転方法を同時に行なった場合の各項目に対する効果を検証しました。 ・ただし今回の検討条件では、前回よりもダム高が高くなったことなどを考慮して、浅層曝気設備と深層曝気設備を1基ずつから2基ずつ設置するものとして、それぞれダムサイト直上流と、前深瀬川筋のダムサイト上流500m地点付近に1基ずつ配置し、基本的な運用方法は変えずに計算しました。 | 64 | 66 |
| 886 | 5 | 797 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの環境対策 2) 富栄養化対策について(審議資料1-2-1, P9; 審議資料1-2-2, P7) ダム建設後の放流水中のクロロフィルa量の予測値は8.8μg/Lと高い値であり、保全対策によっても7.2μg/Lとダム建設前の4倍以上となっている。この結果にもかかわらず、富栄養化対策として浅層曝気だけでよいとする根拠は何か？また、各地の貯水ダム下流では流入するSS由来の濁りのみならずプランクトン由来の濁りが問題となっている。この問題に対する対策を考える必要があるのではないのか？下流の水質保全や生物環境保全のためには清水バイパスを検討するべきではないか？ | 竹門委員 | ・富栄養化対策としては、浅層曝気の運用により、水質予測の結果、OECDが定めた富栄養化の判定指標が富栄養(8.8μg/L)から中栄養(7.2μg/L)へ貯水池水質の改善効果が見られたからです。 ・プランクトン由来の濁りについては、クロロフィルaの予測結果から、この程度であれば管理中の水資源機構ダムでは、ダムにおいて濁水による濁りが問題となっていないことから、現時点においては対策の必要はないと考えております。 | 64 | 66 |
| 887 | 6 | 798 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの環境対策 3) 濁水対策の必要性について(審議資料1-2-2, P6,P7) SSが25mg/Lを上回る日数の予測値が、上記の保全対策をした場合としない場合で同じグラフとなっているのは何故か？曝気運転をすることによってSSの沈降は遅れるはずである。水温、富栄養化、底層貧酸素化への各対策を行なった場合にも、濁水の長期化が起こる可能性が低いといえるか？もし、濁水の長期化の可能性を高める場合には、保全対策にこの項目も加える必要があるのではないのか？また、その場合には、1)の複合対策の方針を再検討する必要を生じ、予測計算結果は全面的に変わるのではないのか？ | 竹門委員 | ・一次元モデルによるSSの予測結果では、SS25mg/Lの場合には同じ値となっていますが、SS10mg/Lで見た場合には保全対策(浅層曝気等)を運転した保全対策ケースの方が日数が若干増加する結果となっており、今回の二次元モデルによる予測でも同様の結果となっています。 ・なお、SS10mg/Lを上回る日数は、保全対策(浅層曝気等)の実施後も、ダム建設前と比較して、ほとんどの場合低減される結果となっています。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|------|---|-----------|-----------|
| 888 | 7 | 799 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 4)生態系の検討対象について(審議資料1-2-1, P6-11; 審議資料1-2-2, P9-16) 生態系の検討対象を上位性・典型性のみで選択し、特殊性を検討していないのは何故か?また、上位性の対象としてオオサンショウウオとオオタカ、典型性の対象として森林と冠水頻度しか検討していないのは何故か?それで本当に生態系への影響を評価できると思うか?たとえば、水域生態系の上位性を示す動物として、ヤマセミ、カワセミ、オオサンショウウオを挙げておきながら、対象をオオサンショウウオ1種に限定した理由がわからない(審議資料1-2-2, P16)。食性が共通しているからとか活用できる情報があることは1種に限定しなければならない理由にはならないはず。生態系評価の観点からは、上位性を示す3種がセットで生息することにこの水域の特性や価値があることを示しているのではないか? | 竹門委員 | ・これまでの調査より、川上ダムの事業実施区域およびその周辺と、前深瀬川、川上川においては、洞窟、湿原、流出量の多い湧水池など、特殊な生息・生育環境は確認されておりません。 ・河川域の上位性においては、注目種として、前深瀬川流域に広く分布するオオサンショウウオを選定しておりますが、オオサンショウウオは、ヤマセミやカワセミよりも河川への依存度が高く、オオサンショウウオおよびその生息環境を評価対象とすることにより、上位性からの生態系への環境影響を適切に予測・評価できるものと考えております。 ・河川域の典型性については、直接改変として、ダムの堤体の築造および湛水による河川の消失、貯水池の出現、直接改変以外として、貯水池上流端の堆砂、ダム下流河川における冠水頻度の変化、河床構成材料の変化および水質の変化による影響を検討しております。直接改変による影響のうち、河川域の消失については、ダムの堤体、貯水池等の事業計画レイアウトを、典型性を現す生息・生育環境と重ね合わせ、その消失割合や消失形態から影響を予測するとともに、近傍ダムの調査結果を引用し、貯水池の出現による新たな環境で生息・生育する生物群集等について予測しています。また、直接改変以外による影響については、ダム下流の冠水頻度の変化のほか、河床構成材料の変化による生息・生育環境の変化を把握し、生物群集への影響を予測しています。 | 64 | 66 |
| 889 | 8 | 800 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 5)環境保全対策の検討について(審議資料1-2-1, P9; 審議資料1-2-2, P17-25) 上位性や典型性を示す要素に注目する目的は、これらを指標として生態系への影響を評価し対策をたてることにあるのであって、これらの要素を守ることではないはず。ところが、本事業の環境保全対策においては、目的が上位性種を守ること置き換わってしまっている。このため、具体的な対策が保護池、人工巣穴、オオサンショウウオ道などに特化してしまっただけでなく、多くの河川動物の生息場改善を念頭に行なうべきものではないか? | 竹門委員 | ・生態系において上位性と典型性は関係するものであり、当該流域の生態系が維持されるためには、これらが共に維持されることが必要と考えております。 ・川上ダムにおいても、生息環境の保全・整備は、オオサンショウウオを含めた流域の生態系全体を考慮した上で、取り組んでおります。 ・なお、64回委員会では、オオサンショウウオが、河川域の上位性種として選定していることと、国の特別天然記念物であることから、保全対策の事例として説明したものです。 | 64 | 66 |
| 890 | 9 | 801 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 1)水質予測モデル 1次元モデルから2次元モデルに改良した結果、再現性の精度が向上したことは評価できる。①各予測項目について、比奈知ダム適用例での一致率を知りたい。実測値を横軸、予測値を縦軸にとった分布図を示されたい。②1次元モデルと2次元モデルで使用したパラメーター(例えば、水温予測に関する水面反射率や、水質予測に関するプランクトンのミカエリス係数等)の一覧表を示されたい。③成層期ではなく、循環期に底層酸素不足が生じる予測結果は奇妙でありかつ興味深い。どのような機構で酸素不足が生じると考えられるのか。 | 村上委員 | ①および②の資料については、別紙ー801でお示ししているとおりです。 ③川上ダムの水質予測を行うと12月では弱い成層が生じており、低層の貧酸素状態は継続しております。循環が始まるのは1月から2月の間にかけてであり、この期間においては低層の溶存酸素は回復しております。従って循環期に低層の酸素不足が生じているとは考えておりません。 | 64 | 66 |
| 891 | 10 | 802 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 2)オオサンショウウオ 調査における採捕率は、他の地域実施された調査に比べて高いのか低いのか。また、採捕調査によるストレスの有無はどのようにして評価されているのか。 オオサンショウウオの保全とカワムツ個体数調査の関係がわかりにくい。カワムツ等の魚類の生息密度がある程度高い区域でなければ、オオサンショウウオの生存は不可能と解釈して良いか。 | 村上委員 | ・ご質問の「採捕率」が、「採捕確率」のことであれば、これについては他の地域の実施状況が不明ですので比較できません。 ・「採捕調査」によって捕獲した個体は、全長、体重等を計測し、長さ1cm程度の針状の識別標識をつけた後、放流しております。この作業に要する時間は15分程度であり、一般的な採捕調査を行っております。 | 64 | 66 |
| 892 | 11 | 803 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 3)オオタカ 繁殖成功の頻度は、他地域と比べ高いのか低いのか。近年成功率が高まっているように見えるが、どのような環境変化のためであると解釈されるか。 | 村上委員 | ・繁殖状況に関する他地域のデータを入手しておりませんので、比較することはできません。 ・繁殖状況が変化している理由については、その理由を特定するにはいたっておりません。 | 64 | 66 |
| 893 | 12 | 804 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 スライド27 ・オオサンショウウオについて、さらに継続的に移転試験を行わないと移転個体の繁殖可能性の判断ができないのではないかと。その判断がでないにも関わらず、川上ダム建設を整備計画に位置づける根拠はなにか。 | 宮本委員 | ・第64回委員会審議資料1-2-1のスライド18にお示したとおり、平成15年に移転試験をおこなった箇所において平成18年度の幼生確認調査において幼生を確認したことから、移転試験による繁殖可能性は認められるものと判断しております。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 894 | 13 | 805 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 ・土砂の連続性、フラッシュ放流についての検討結果を示して、下流河川環境への影響について説明して下さい。 | 宮本委員 | (土砂の連続性) ・ダム下流河川の河床変動の予測は、一次元河床変動解析モデルにより、木津川の服部川合流地点までの約18km区間を対象に実施しており、その結果、予測対象区間のうち、ダム直下から約9km下流までの区間は、ダムの有無に拘わらず侵食による河床低下はしにくく、ダムによる影響は小さいと推察されます。それより下流の約9km区間については、ダムの有無に拘わらず、一部の区間で河床低下や堆積傾向が見受けられるものの、ダムの有無による差は小さいことから、ダムによる影響は小さいと推察されます。 ・また、河床構成材料の変化については、前深瀬川では、粗粒化の傾向が見られ、ダムありの場合は、その傾向がやや強くなると推察されます。木津川では、ダムの有無に拘わらず、やや粗粒化や細粒化の傾向が見られる区間がありますが、ダムの有無による差は小さいので、ダムの影響は小さいと推察されます。 (フラッシュ放流) ・第64回委員回審議資料1-2-2の27ページに示すとおり、川上ダムの建設に伴う河川の攪乱の変化は、ダムの有無による差は少ないと推察しています。このため下流河川環境への影響は少ないのでフラッシュ放流の検討は必要と考えておりません。しかし、フラッシュ放流についても他ダムでの試験を参考に運用できるように検討したいと考えています。 | 64 | 66 |
| 895 | 35 | 806 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダム環境対策 1) 調査・予測・評価の項目について(審議資料1-1-1, P2-15) これまでの調査、今後の方針のいずれにおいてもダム影響の有無を検討し、無ならOKとしているが、これは事業アセス時代の発想であり、全編を通じて発想の転換が必要ではないか？調査・予測・評価の目的や項目を、大戸川や瀬田川の現状評価を柱としたものに置き換え、それらに対する大戸川ダムの影響を検討すべきであろう。 | 竹門委員 | ダム事業の実施に当たっては、ダムの存在及び供用に係る、直接改変区域及びその周辺、貯水池及び下流河川の環境への影響について、予測・評価し、影響を「回避」「軽減」するための保全対策を検討・実施することとしています。いただきました内容は、いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 64 | 66 |
| 896 | 36 | 807 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダム環境対策 1) 水質調査、環境調査 提出された資料により、水質、環境の現況は不十分ながらも理解できるが、ダム建設に伴う将来の水質、環境予測については、ほとんど何も語られていない。丹生ダム、川上ダム並みの予測結果が示される時期は何時になるのか。 | 村上委員 | 過去30年の洪水の発生状況から判断すると、大戸川ダムによる洪水調節頻度は数年に1回程度であり、洪水調節の時間も1～2日程度であること、洪水調節以外の通常の状態での河川の流況はダム建設前と同様であることから、水質に与える影響は小さいと考えています。 なお、大戸川ダムの事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、土砂移動の影響も含め総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくこととしています。 | 64 | 66 |
| 897 | 37 | 808 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダム環境対策 2) 環境対策等 常時貯水しない流水型ダムでは、「水温」、「富栄養化」障害の発生の可能性はほぼないと思われるが、その前提として、放流口が河床の位置であり、止水域が形成されない形式のダムである必要がある。放流口の位置は、確定したと理解してよいか。 土砂による濁りが生じる機構について追加の説明が欲しい。下流への濁りの供給はダム湖の植生が発達しない斜面からと考えられるのか、洪水時に河床に溜まった泥の継続的な流出か、またはそれ以外の機構が想定されているのか。 pHの変動機構についても同様に説明して欲しい。 | 村上委員 | ・「流水路」により平常時には流水を通過させることにより、洪水調節以外には止水域を形成することがない計画としています。なお、流水路の位置については上下流の河道と連続性を考慮した上で、今後詳細に検討を行う予定です。 ・ダム供用時における「土砂による濁り」は、降雨時に裸地および洪水後にも貯水池内に残った土砂から、濁水が発生することが想定されます。過去30年の洪水の発生状況から判断すると、大戸川ダムによる洪水調節頻度は数年に1回程度であり、洪水調節の時間も1～2日程度であることから、頻繁に水没・干出を繰り返すことはないと考えられ、ダム湖斜面の裸地化が生じることは少ないため、降雨時の裸地からの土砂の流出は少ないと考えています。また、流水型ダムとすることにより河床に留まる土砂の量は少ないため、降雨時の土砂からの流出量も少ないと考えています。 ・ダム供用時における「水素イオン濃度(pH)の変動」は、洪水調節による貯留の頻度が少なく時間も短いことから、通常河川と同様の要因によるものと考えられます。 | 64 | 66 |
| 898 | 38 | 809 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダム環境対策 スライド12 ・今後の検討項目について、検討結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 事業計画の変更により、当初計画より直接改変区域は縮小しており、洪水調節による貯留の頻度が少なく時間も短いことから、環境への影響の程度はより小さいものと考えています。 なお、事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくこととしています。 | 64 | 66 |
| 899 | 41 | 810 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発環境対策 1) 調査・予測・評価の項目について(審議資料1-3-1, P2-15) 調査項目をどのような手順で選択したのか？再開発によって変化する湖内物理環境項目(流速や水位変動幅など)をまず先に挙げて、それに対応する環境要因や自然要素を調査項目に選んだように見受けられるがどうか？この選択方法では、河川環境の検討課題として不必要な調査をしたり、重要なものが抜け落ちたりするのではないかと？ | 竹門委員 | 第64回流域委員会において説明した調査項目については、平成17年度の「瀬田川および天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキンググループ会議」の意見をふまえ、選択したものです。この選定の考え方やその他の調査検討結果については、平成17年度、18年度の瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキンググループ会議」に関する琵琶湖河川事務所のホームページにおいて公表しておりますのでご覧願います。 【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 アドレス】 http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index.html | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 900 | 42 | 811 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 2) 水利水質調査項目について (審議資料1-3-1, P2-5; 審議資料1-3-2, P11) 水質について現状の把握はしたことになるが、湖内水質の現況や貯水池挙動について資料に示されていないのは何故か？天ヶ瀬ダム再開発事業の評価において不可欠の項目であろう。また、水質については、下流域での放流水の水質変化についても検討すべきではないか？ | 竹門委員 | 湖内水質および水温の現況については、第64回委員会審議資料1-3-2の11ページ、13ページに示しております。 貯水池の挙動については、同資料10ページに示すとおり、天ヶ瀬ダムの年間交換率は約100であり、これについては、再開発では変わるものではないため、水質に大きな影響を与えることはないと考えております。 | 64 | 66 |
| 901 | 43 | 812 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 3) 下流河川環境の調査結果について(審議資料1-3-1, P7) 下流河川環境について現状の把握はしたことになるが、資料に示されていないのは何故か？また、下流河川環境への影響は今後の調査項目となっているが、ここが環境影響として最も大切な部分であり、これを抜きに本事業の是非を検討することは困難と考えられる。これについての評価や判断の材料を何時までに提供してもらえるか知りたい。 | 竹門委員 | 天ヶ瀬ダム再開発後は、最大放流量が増大することにより、ダム直下付近での流速の増大、また下流河川における水位上昇が見込まれます。これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じた流況にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えております。 琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響については、琵琶湖後期放流量が増加することにより下流河川の流速や水位が上昇しますが、河床洗掘や、向島ヨシ原等の冠水深及び流速の増加が想定され、その状況を調査、把握したうえで必要に応じて対策を講じることとします。 | 64 | 66 |
| 902 | 44 | 813 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 1) 流速変化 流速変化により付着藻類皮膜の発達、剥離に影響は生じると考えられるのか、またベントスの分布はどのように変化すると予想されるのか。 | 村上委員 | 平成19年2月28日に開催した「第3回瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキンググループ会議」の資料2のスライド85に示すとおりです。付着藻類は下流に押し流されます。再開発により一部流速の増加がありますが上流からの供給が維持されるため、再開発の前後での変化はほとんど無いと考えられます。 【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 アドレス】 http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index.html | 64 | 66 |
| 903 | 45 | 814 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 2) トンネル水路 トンネル水路から放流される水による下流河川の水温変動はどの程度に見積もられているのか。 | 村上委員 | 天ヶ瀬ダム貯水池内の水温分布については、第64回流域委員会審議資料1-3-2の13ページに示しております。 トンネル式放流施設の取水口は、ダム本体の放流口とほぼ同じ高さで計画していますので、現時点の洪水時における放流水温から大きく変化することは無いと考えております。 | 64 | 66 |
| 904 | 46 | 815 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 スライド13 ・再開後の運用に関する影響項目の中で、今後の調査検討項目となっているものの検討結果を示して下さい。 | 宮本委員 | 第64回流域委員会審議資料1-3-1の7ページに示している今後の調査検討項目については、トンネル式放流施設の工事による環境影響と再開後の運用に関する影響のうち、現時点において必要だと考えているものを示しております。 このため、トンネル式放流施設の施設設計段階においてその設計内容に応じて影響を予測評価し必要に応じて回避・低減策を検討することとしております。 なお、天ヶ瀬ダム再開発後は、最大放流量が増大することにより、ダム直下付近での流速の増大、また下流河川における水位上昇が見込まれます。これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じた流況にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えております。 琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響については、琵琶湖後期放流量が増加することにより下流河川の流速や水位が上昇しますが、河床洗掘や、向島ヨシ原等の冠水深及び流速の増加が想定され、その状況を調査、把握したうえで必要に応じて対策を講じることとします。 | 64 | 66 |
| 905 | 47 | 816 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 「瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発ワーキンググループ」について、設立後の作業経過を文書で説明してください。設立目的、構成も記述をお願いします。 | 志岐常正 | 琵琶湖河川事務所のホームページにおいて、瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキンググループ会議の設立趣旨や会議資料については、公開しておりますのでご覧下さい。 【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 アドレス】 http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index.html | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|---|-----------|-----------|
| 906 | 48 | 817 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境 対策貯水池内の土砂環境調査、下流河川の生物と河川材料の調査結果は今回の報告にはありませんが、すでに充分調査され、かつ報告・説明されたとの考えからでしょうか。充分というには、ほど遠いと思いますが。 | 志岐常正 | 貯水池内の土砂環境調査については、琵琶湖河川事務所ホームページにおいて公開しておりますのでご覧下さい。 【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 アドレス】 http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index.html 下流河川の生物調査については、水辺の国勢調査等を実施しています。水辺の国勢調査の結果は、インターネット(アドレス: http://www3.river.go.jp/)で公表されています。琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響について、琵琶湖後期放流量が増加することにより下流河川の流速や水位が上昇しますが、河床洗掘や、向島ヨシ原等の冠水深及び流速の増加が想定され、その状況を調査、把握したうえで必要に応じて対策を講じることとします。 | 64 | 66 |
| 907 | 49 | 818 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境 対策天ヶ瀬ダム貯水池運用を変更すれば、貯水池内に、発電最低水位低下により流速が早くなる区間があること、干出域が増加することなどが述べられています。しかし水位低下により影響を受ける生物の状況は、第10図(6頁)が見にくいこともあり、良く分かりません。まとめ(第11図)には、なんら触られていません。きちんとした説明を求めます。 | 志岐常正 | 流入河川の湿地環境を干出させるような変動は生じないこと等の結果が得られていることについては、第64回流域委員会審議資料1-3-1の6ページにも示しておりますが、詳細については、平成19年2月28日に開催した「第3回瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキンググループ会議」に詳細を示しておりますのでそちらをご覧ください。 【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 アドレス】 http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index.html | 64 | 66 |
| 908 | 50 | 819 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発の環境 対策放流増大にともなう下流河川環境への影響調査については、第13図の備考によれば、“トンネル放流口から流況が安定する範囲”とあります。模型実験をすること自体は結構ですが、これだけでは下流へ影響を明らかにできないことは、天ヶ瀬ダム建設以来の下流の河床変動、とくに河床低下、生態系変化の経過をみても明らかです。数10年先までの影響を時系列的に推定するにはどうするのが良いと考えられますか。 | 志岐常正 | 天ヶ瀬ダム再開発後は、最大放流量が増大することにより、ダム直下付近での流速の増大、また下流河川における水位上昇が見込まれます。これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じた流況にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えております。 琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響については、下流宇治川の河川整備に併せて学識者のご意見を伺いながら検討をすすめることとしております。 | 64 | 66 |
| 909 | 63 | 820 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 1) 流下能力の設定について(審議資料1-4-1, P9) 現計画の1,120m ³ /sの妥当性は何か? これによいという数値か? これ以上は困難という数値か? 最小流下能力890m ³ /sをどの程度まで増加させるのがよいかについては、上流の整備方針や現場の必要性や環境に応じて、さらに段階的な幅を持たせて検討すべきではないか? | 竹門委員 | 1,120m ³ /sは各種の整備案を検討するに際して、共通で実施するものとした対策①～④の全て(宇治右岸のセットバック、締切堤撤去、塔の川導水路管撤去、亀石周辺の道路嵩上げ)を実施した場合の流下能力です。 原案では、さらに1500m ³ /s対応の河道とするため河床掘削を行うこととしております。 | 64 | 66 |
| 910 | 64 | 821 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 2) 流下能力の目標値について(審議資料1-4-1, P3-6) 1,500m ³ /sを前提とした計画をやめるべきではないか? 変えた場合の様々なケースに応じて整備計画を検討するべきであるとする。1,500m ³ /sを将来変える可能性はなるののか? お答えいただきたい。 | 竹門委員 | 洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図るため、瀬田川改修、天ヶ瀬ダム再開発事業及び塔の島改修については対策が急がれます。また、1500m ³ /sについては変更することは考えておりません。 | 64 | 66 |
| 911 | 65 | 822 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 3) 流下能力の設定について(審議資料1-4-1, P11) また一律かつ一律な事業の進め方を改めるべきではないか? たとえば最小流下能力を上げるという目的に対して、掘削深度を原案のように一律にする必然性はないはず。まずは塔の島よりも下流区間の掘削深を大きくしてみるのがよい。その上で、現場の様子を見てさらに最小流下能力としてネックになる場所をどうするか検討するという具合に、ステップ・バイ・ステップで行なってはどうか? その方がよい理由: 環境の一律化を避けるため、生物や土砂に順応の機会を与えるため、そして事業効果を上流下流の変化で見ながら次の手を打つのが日本の河川管理の伝統だから。 | 竹門委員 | ・塔の島付近において最も流下能力が不足しており、対策①～④の全て(宇治右岸のセットバック、締切堤撤去、塔の川導水路管撤去、亀石周辺の道路嵩上げ)及び下流の掘削のみでは対処できないため、同地区での(最小限の)掘削が必要と判断しています。 ・また、整備に当たっては水生生物の生育環境の保全策を講じるとともに、河道の応答をモニタリングしながら慎重に進める予定です。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 912 | 66 | 823 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 スライド26 ・洪水時にフラッシュされた砂州が砂州が洪水後期に復元されるメカニズムとその確実性を説明して下さい。 ・河床変動検討結果を示して下さい。 ・亀石対策は、実施するのめかしいのか。説明して下さい。 | 宮本委員 | ・河床変動にかかる検討は掘削にあわせて河床材料の資料を採取し実施していくこととしておりますが、一般論として砂州の復元は河岸沿いの流速を減じることで、洪水の逓減期に流砂を停止・沈降せしめるのが基本的なメカニズムと考えます。このため、河岸を緩勾配(1:10)にするのと同時に、景観上のアクセントとサンドトラップとしての機能を兼ね備えた水制(巨礫のマウンド)の配置を構想しています。なお、実河川において砂州の消長を確実に予測する技術は確立していないため、河道の応答をモニタリングしつつ、必要に応じて施設の改良を重ねる必要があるものと考えます。 ・亀石の対策については、河床掘削に伴う水位低下により亀石が亀石らしく見える日数が減ると認識しております。亀石付近の水位低下が少なくなるような工夫ができるかどうか検討していきます。 | 64 | 66 |
| 913 | 67 | 824 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会「審議資料1-4-1」について 「塔の島地区河川整備事業」と題する上記資料のスライド番号6において、昭和47年洪水による琵琶湖沿岸の浸水被害の状況が出されている。しかしこれは現在の実態とは相違するものである。 「河川」誌2002年3月号において、国交省琵琶湖河川事務所長の児玉氏(当時)が、琵琶湖総合開発事業の成果として、琵琶湖沿岸地域の浸水条件は格段に改善されたことを得々と披露している。この論文によれば、昭和47年洪水と平成7年洪水を比較し、降雨量はそれぞれ427mmと435mmとほぼ同様で、琵琶湖最高水位についても92cmと93cmと全く同じような状況であった。しかし冠水面積は3,377%から742%に、床上・床下浸水戸数についても、755戸から7戸へと改善された、とする内容である。その後さらに改善されていると考えられるが、いずれにしても昭和47年当時の浸水実態は現状と相違するのは明らかである。このような事実と相違する資料を掲載するとは、市民を愚弄するものであり、許されるものではない。釈明と善処方お願いします。 | 中川学 | 昭和47年洪水による被害状況は、琵琶湖沿岸の過去の浸水被害実績として示したものです。琵琶湖総合開発事業の成果として、琵琶湖沿岸地域の浸水被害は軽減されていますが、「河川」誌記事では、同時に「なお、琵琶湖治水については、更に下流での治水対策とともに瀬田川の浚渫、天ヶ瀬ダムの再開発等の対策を現在も引き続き実施中である」と述べています。 | 64 | 66 |
| 914 | 100 | 825 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムの環境対策 1) ダム湖斜面の植生 B案の場合、水没・干出を繰り返すダム湖斜面の植生はどのようにすると予測されるか。 | 村上委員 | B案のように一時的に貯留するダムについては、頻繁に水没・干出を繰り返すことはないと考えられますから、ダム湖斜面の裸地化が生じることは少ないと考えます。 | 64 | 66 |
| 915 | 101 | 826 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムの環境対策 2) 琵琶湖深層部のDOへの影響 ①H170721審議資料の結論「琵琶湖深層部のDO回復は、(中略)姉川からの融雪水流入には支配されていない」ことについては、委員会で追加の検討を要求した。検討結果を示していただきたい。②B案の場合、琵琶湖のDOには影響は生じないと考えて良いか。 | 村上委員 | ①これまでの検討結果をとりまとめたものについては下記の論文で発表しておりますのでそちらをご覧ください。 ②B案の場合に琵琶湖のDOに生じる影響については、H17年7月における調査検討結果ではないかと考えておりますが、この点についてはA案も併せて今後の追加の調査検討を行います。 古川 博一、河村 賢二、原 稔明、木戸 研太郎、福壽 真也;「琵琶湖深層部への溶存酸素供給に関する基礎的考察」, 土木学会論文集B, Vol. 63, No. 2, pp.144-153, (2007). | 64 | 66 |
| 916 | 102 | 827 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムの環境対策 異常渇水シミュレーションとの整合性 第63回委員会審議資料1-2には、丹生ダムから緊急水を補給することは想定されていません。したがって調査・検討を行うのはA案、B案だけでなくC案(琵琶湖に貯留するが丹生ダムには補給水を確保しない。ただし、6/16現在の琵琶湖水位はBSL-15cm。)も調査・検討しなければならないと思いますが如何ですか?C案は第8回ダムWG資料3-2のシミュレーションで既に示されています。 さらに「スーパーC案」ともいえる意見が提出されています。ひとつはH17年1月に提出された委員会の意見書3「琵琶湖水位操作についての意見書」であり、その意見書では6/16の琵琶湖水位を±0とすることを強く要望したものです。また、関西のダムと水道を考える会(代表:野村東洋夫氏)は大川・神崎川の維持流量をもっとカットした場合のシミュレーションを求められました(第64回委員会参考資料1-No.833)。検討結果次第で、丹生ダムの目的である異常渇水対策は無用となると思われますが、如何ですか? | 佐川克弘 | 第8回ダムWG(H16.11.10)資料3-2では、試行で、洪水期の制限水位に水位を降下させる際に、制限水位よりやや高めの水位になれば、緩やかに水位を降下させることとしており、6月16日の水位を結果として-20cmではなく、-15cmになれば、この-15cmを出発水位としたシミュレーションをしたらどのようなのかを試算しているもので、同時に洪水時のピーク水位が上昇するため何らかの洪水対策が必要であることも示しています。河川整備計画で示したB案は琵琶湖に異常渇水対策容量を確保するために琵琶湖水位を引き上げ、洪水時の琵琶湖ピーク水位を上昇させないための洪水対策として丹生ダムを実施する方法で、丹生ダムから補給するものではありません。 また、琵琶湖の水位を高めに維持することについては、河川整備計画原案(p39)において、今後の対応方針を示しているところであり、生物の生息・生育環境にも配慮した治水・利水・環境の調和のとれた操作方法の確立を目指し、検討していくこととしています。「大川・神崎川の維持流量のカット」については、第63回委員会(H19.9.26)において委員より、維持流量をH6年渇水時と同じく削減した場合等の試算を求められ、その結果については第65回委員会(H19. 10. 23)で資料としてお示したところです。河川の維持流量は、本来、河川環境の保全に必要な流量であり、河川管理者としては、例え渇水時であっても削減はするべきではないと考えており、取水制限とのバランスから止むを得ず削減する場合であっても削減量は最小限とするべきであると考えています。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 917 | 103 | 828 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 丹生ダム環境対策 異常洪水対策容量 B案の約50,000千m3の内、異常洪水対策容量はイクラですか？また、それを琵琶湖に注入すると、琵琶湖の水位は何cmUPするのですか？ | 佐川克弘 | B案は異常洪水対策容量を丹生ダムに確保しません。従って琵琶湖への補給もありません。 | 64 | 66 |
| 918 | | 831 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 瀬田川洗堰の操作と大戸川ダムの洪水調節との関係を説明して下さい。 | 川上委員 | 河川整備計画原案において、大戸川ダムは280m3/s以上の流入があった場合に洪水調節を開始、280m3/s(一定量)を放流し、天ヶ瀬ダムへの洪水の流入量を低減させる役割を果たします。 瀬田川洗堰は、天ヶ瀬ダムが洪水調節を行っている間は全閉することとなっています。 なお、瀬田川洗堰の全閉解消は、下流への影響を及ぼさない範囲で行うこととしており、全閉解消に伴う流出増分については別途検討することとしています。 | 63 | 65 |
| 919 | | 832 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダムの2次調節に必要な洪水調節は瀬田川洗堰の操作で行えないのですか。 | 川上委員 | 天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節を行っている間は瀬田川洗堰を全閉することとなっていることから、瀬田川洗堰の操作による二次調節に必要な容量を確保することはできません。 | 63 | 65 |
| 920 | | 833 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 戦後最大洪水が再来した場合、大戸川ダムの洪水調節は、淀川本川枚方地点の水位低下にどれほど(cm)貢献することができるのですか。約2年前、河川管理者は大戸川ダムは淀川本川の治水に効果が低いので当面実施しないとしていましたが、なぜ復活させるのですか。 | 川上委員 | 9/19の委員会で説明したとおり(審議資料1-2-3のp.7参照)、堤防補強の実施後においては、大戸川ダムを整備しなくても淀川本川では戦後最大洪水を安全に流下させることが可能です。 5ダムの方針をお示した時点においては、堤防補強に長期間を要すると想定されていたため、洪水時において下流部への流量増を生じさせる中上流部の河川改修は当面実施できないものと考えていました。今回、淀川本川の堤防補強に要する期間が明らかになったことから、治水安全度の低い中上流部において改修を行い、安全度の向上を行うこととしています。上下流バランスを確保した上でそれらの対策を実施するためには、下流部の橋梁架替による流下能力向上とともに、天ヶ瀬ダムの再開発や川上ダム、大戸川ダムにより洪水流量を低減させる必要があるものです。 | 63 | 65 |
| 921 | | 834 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 大戸川ダムの建設費の総額(計画)と、流域自治体(滋賀県、京都府、大阪府)の負担額はそれぞれ如何ほどですか。 | 川上委員 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 63 | 65 |
| 922 | | 835 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 以前のダム方針で大戸川ダムは当面実施しないと下敷きと今回規模縮小して建設するとした変更の理由をわかりやすく述べてください。 | 本多委員 | 5ダムの方針をお示した時点においては、堤防補強に長期間を要すると想定されていたため、洪水時において下流部への流量増を生じさせる中上流部の河川改修は当面実施できないものと考えていました。今回、淀川本川の堤防補強に要する期間が明らかになったことから、治水安全度の低い中上流部において改修を行い、安全度の向上を行うこととしています。上下流バランスを確保した上でそれらの対策を実施するためには、下流部の橋梁架替による流下能力向上とともに、天ヶ瀬ダムの再開発や川上ダム、大戸川ダムにより洪水流量を低減させる必要があるものです。 | 63 | 65 |
| 923 | | 836 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 審議資料2-1、スライド8における「計画高水位を超過することが予想される」とある、その場所は淀川本線でよいのか？ | 本多委員 | 淀川本川です。 | 63 | 65 |
| 924 | | 837 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 審議資料2-1、スライド8)想定される計画規模洪水が、予想外の展開となった時に、ダムの効果は限定的となる場合があるが、費用対効果を考えてときに、上流の大戸川ダムより淀川本線付近の対策のほうがあらゆる状況に対応できるのではないかと？ | 本多委員 | 治水安全度の低い中上流部改修の緊急性は高く、上下流バランスを図りつつ改修を行うために必要な施設であることから、速やかに効果を発現させることは重要であると考えています。 大戸川ダムの代替案として、木津川や桂川の既存ダムの再開発により容量を増大させ治水機能を高めることは、事業調整等に長期を要し、中流部の治水安全度の向上の緊急性に照らして困難です。 | 63 | 65 |
| 925 | | 838 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 新しい状況下での大戸川ダムの方針転換に対し、「計画高水位を超過することが予想される」淀川本線付近での対策や代替案が考えられていないのはなぜか？ | 本多委員 | 治水安全度の低い中上流部改修の緊急性は高く、上下流バランスを図りつつ改修を行うために必要な施設であることから、速やかに効果を発現させることは重要であると考えています。 大戸川ダムの代替案として、木津川や桂川の既存ダムの再開発により容量を増大させ治水機能を高めることは、事業調整等に長期を要し、中流部の治水安全度の向上の緊急性に照らして困難です。 | 63 | 65 |
| 926 | | 839 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダムの長寿命化に関する疑問 布目ダムは奈良市上水の水源になっているため、名張川水系に既設の3ダム(青蓮寺、比奈知、高山ダム)とローテーションを組むことはできないのではないかと？ | 川上委員 | 川上ダムの補給が不可能な量については空にすることはありません。 布目ダムではダム地点から木津川合流点までの間の必要な補給容量は確保し、それ以外については川上ダムの代替補給により貯水池の水位を低下させることができます。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|---|-----------|-----------|
| 927 | | 840 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダム の長寿命化に関する疑問 3ダム(青蓮寺、比奈知、高山ダム)と川上ダムとは川筋が異なるため、川上ダム下流の農業用水及び伊賀市上水の補給はできないと考えられるので、川上ダム自体の堆砂を除去するための代替は、名張川水系に既設の3ダムではできないのではないですか。 | 川上委員 | 川上ダムにおいては、長寿命化容量分だけ水位を下げて、治水容量内及び不特定容量内の堆砂を陸上掘削することとしています。よって、川上ダムの容量は確保されているので、他ダムからの代替補給は必要ありません。 | 63 | 65 |
| 928 | | 841 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダム の長寿命化に関する疑問 もし、川上ダム単独で水位を下げて堆砂を除去するのならば、他のダムでも同様にそれぞれ水位を下げて堆砂除去を行うか、もしくはこれら3ダムでローテーションを組んで除去すればこと足るわけで、他のダムの堆砂除去のための代替容量をわざわざ川上ダムに確保する必要はないのではないですか。 | 川上委員 | 川上ダムにおいては、長寿命化容量分だけ水位を下げて、治水容量内及び不特定容量内の堆砂を陸上掘削することとしています。よって、川上ダムの容量は確保されているので、他ダムからの代替補給は必要ありません。一方、既設ダムには容量に余裕がないため、陸上掘削するために水位低下させた容量を別の既設ダムで確保することはできません。 | 63 | 65 |
| 929 | | 842 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダム の長寿命化に関する疑問 川上ダムに、名張川水系に既設の3ダム(青蓮寺、比奈知、高山ダム)と布目ダムの堆砂を除去するための代替容量830万m3を確保する場合、その費用(ダム建設費の負担)は如何ほどで、誰が負担するのですか。 | 川上委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。基本的にはこれらに沿った費用負担になるものと考えております。 | 63 | 65 |
| 930 | | 843 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダム の長寿命化に関する疑問 各ダムの堆砂除去に必要な費用は誰が負担するのですか。 | 川上委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。基本的にはこれらに沿った費用負担になるものと考えております。 | 63 | 65 |
| 931 | | 844 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 ダム の長寿命化に関する疑問 堆砂除去について複数の受益者がある場合、その費用の負担割合はどのような基準で決めるのですか。 | 川上委員 | 長寿命化の対象は、まず、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保が最優先と考えています。基本的にはこれらに沿った費用負担になるものと考えております。 | 63 | 65 |
| 932 | | 845 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 堆砂対策については、他にどのような代替案を考えられたのか？ また、費用対効果を考えられたのか？ | 本多委員 | これまでの堆砂対策としては、第63回委員会審議資料2-3の「上野遊水地及び川上ダムの事業計画」のP.46に示しているように貯砂ダム、浚渫、土砂バイパストンネル、排砂ゲート等が考えられます。 事業費については現在精査中です。コスト縮減の観点から今回の提案といたしました。 | 63 | 65 |
| 933 | | 846 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 堆砂対策のための代替容量は、日吉ダムや天ヶ瀬ダムの堆砂対策の代替もできるのか。また、このような運用の仕方でも工夫次第で検討を行う気持ちをお持ちか？(治水効果について) | 本多委員 | 宇治川(天ヶ瀬ダム)では揚水発電があるため貯水位を常時下げることが困難です。桂川(日吉ダム)の堆砂対策については、別途そのダムの特性を踏まえ適切な対応方法を検討していきますが、現時点は木津川上流ダム群での適用を考えています。 | 63 | 65 |
| 934 | | 847 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 常に木津川ダム群のどこかで堆砂のために代替容量を移している状況(水を減らしている状況)で、この容量は緊急時に治水効果があるのか？ | 本多委員 | 堆砂除去のため水位低下させているダム(代替対象ダム)がある河川で、仮に洪水が発生した場合には、水位低下させた容量分を貯めることができことから、結果として一時的には治水効果が発生すると考えられます。 なお、堆砂除去のため水位を低下させるのは、非出水期と考えていますので、その期間中に発生する洪水に限定されます。 | 63 | 65 |
| 935 | | 849 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 第59回委員会審議資料2PPT13頁上図についての補足質問 名張川における浸水想定について、戦後最大洪水が現状で起こった場合の浸水被害が図示されています。既設の名張川水系ダム群は5313台風を契機として順次建設されたものと認識していますが、本図では5313台風時の被害が再現したかのようで、ダム群の洪水調節効果が殆どないことを表しているようです。これはダムの洪水調節容量が不足しているからなのですか、ダムの建設と併せて実施すべきであった河床掘削や引堤などの改修が遅れていたことによるものなのですか。 | 川上委員 | 第59回委員会審議資料2PPT13頁上図につきましては、室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダムが運用され、名張川の改修についても現状の状況下で昭和28年13号の洪水が発生した場合に想定される浸水面積や浸水被害を明記させていただいております。昭和28年の当時の浸水面積より河川改修及びダムが建設されたことで低減されております。ネック地点である宇陀川と名張川の合流点及びその下流部の湾曲部の改修を行い昭和28年13号の洪水が起きても被害が生じないようにします。 | 59 | 65 |
| 936 | | 850 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 p64 上から5行目、計画が急変した大戸川ダムはいつから事業中のダムなのですか | 田中委員 | 昭和43年度から調査を開始し、平成元年度からは工事を開始しています。 ・予備調査着手昭和43年度 ・実施計画調査着手昭和53年度 ・建設事業着手平成元年度 | 64 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|--|-------|-------|
| 937 | | 851 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | P59 (1)② 「狭窄部及びその上流での・・・洪水調節施設を整備する」とあるが日吉ダムが計画された時、治水容量にはこの対応は含まれなかったのですか。現行の日吉ダムの治水容量を増量させる運用方法を考える必要はありませんか。又、自然流量とは日吉ダムからのどのような放流がなされている場合ですか。 | 田中委員 | 狭窄部(保津峡)上流の河川改修によって増大する狭窄部への流入量の低減を図るだけでは無く、下流域全体の治水安全度の向上を図る目的で計画されています。 治水容量の増大には利水容量の転用等が考えられますが、毎年のように濁水が発生している日吉ダムの状況を考えてとただちに実行できるものではありません。また、予備放流による治水容量の増大についても、現在の気象予測の精度からはただちに実現できるものではありません。 自然状態とは日吉ダムがない状態です。 | 64 | 65 |
| 938 | | 852 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 将来保津峡の開削をすれば 又、下流の流量が増大すると思われるがどのような治水対策がありますか | 田中委員 | それまでに下流の河川整備の進捗を図ること、既存の洪水調節施設の有効利用等を図ることが必要と考えています。 | 64 | 65 |
| 939 | | 853 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | P60 2)木津川 木津川ダム群の湖上からの浚渫事業費と新設川上ダム及び陸上掘削の事業費はどのように比較されたのですか | 田中委員 | 単価については、浚渫ではダム湖に浚渫船を持ち込んでの浚渫を考えており、約34,000円/m ³ 約35,000円/m ³ 、陸上掘削ではバックホウ(0.6m ³)による掘削を考えており、約4,300円/m ³ の単価を見込んでいます。 川上ダムの事業費に代わる代替容量の費用については、精査中であり、後日ご説明します。 ※浚渫単価につきまして、転記ミスがありましたので修正しました。 | 64 | 65 |
| 940 | | 854 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | P64 4)本川 近年にみられる異常気象による集中豪雨の側から考えれば大戸川ダム下流域における降雨状況によってはダムで計画している治水機能がはたせないということが想定されますが対応は考えていますか | 田中委員 | 様々な降雨パターンで検討し、大戸川ダムだけでなく、その他の支川上流の洪水調節施設及び下流の河川改修により対応することとしています。 | 64 | 65 |
| 941 | 14 | 856 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダムの環境対策 川上ダムについて 川上ダムの生態系はオオサンショウウオ、オオタカに代表される日本でも稀有な豊かな自然環境が残されている地域です。大型の両生類・猛禽類が生息していることなどからも、生物多様性条約の理念に従えば世界的に見ても緊急の保護が必要とされる地域であることがわかります。こうした状況から生物多様性の著しい減少や喪失が明らかに予測できていると思います。その場合、生物多様性条約では減少や喪失の根本原因を防止し取り除くことが不可欠であるとしています。 生物多様性条約の趣旨に従ってダム開発ありきの方針を中止し、なるべく生物多様性を維持することを目標としてゼロ代替案を含む代替案を選択することはできないのでしょうか？ | 水野委員 | ・ダム事業の実施にあたっては、新・生物多様性国家戦略における「生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」に則って、具体的施策として、事前に環境調査、環境影響評価等を行い、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を講ずることとしています。 | 64 | 66 |
| 942 | 39 | 857 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 大戸川ダムの環境対策 大戸川ダム流域の生態系について 大戸川ダムの魚類相(全42種)は環境省指定の絶滅危惧種が多く、特に絶滅危惧種の最高ランクⅠ類に属する魚類が5種以上確認されています。準絶滅危惧種、特に保全すべき地域個体群も含めれば11種以上(13種の可能性あり)も確認されています。その結果、大戸川流域は、生物多様性条約の理念に従えば世界的に見ても緊急の保護が必要とされる地域であることが資料から確認することができました。さらにラムサール条約の、基準2:絶滅のおそれのある種や群集をさせている湿地、基準7:固有な魚類の垂種、種、科の相当な割合を支えている湿地、という基準さえも満たす流域であるため、ラムサール条約という国際的な視点からも保全が必須な場所となっています。国際社会に属する日本政府の義務として、生物多様性条約の理念に従い、ダム開発を行わないゼロ代替案を検討することはできないのでしょうか？また、ダムを作らないでこれら絶滅危惧種の保全プロジェクトに変更することはできないのでしょうか？ | 水野委員 | ・ダム事業の実施にあたっては、新・生物多様性国家戦略における「生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」に則って、具体的施策として、事前に環境調査、環境影響評価等を行い、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を講ずることとしています。 | 64 | 66 |
| 943 | 104 | 858 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダムの環境対策 丹生ダムの瀬切れ対策効果について 瀬切れなどを悪影響としてとらえ、瀬切れ対策を魚類回復のためになるとして、ダムの開発の理由に挙げることは、河川の魚類生態系のシステムが十分に科学的に解明できていない現段階では問題です。実際には、瀬切れなどでアユ等が上れない状況は、愛知川や野洲川など他の魚類相が豊富な河川でも見られることであります。科学的な知見から見てもおかしいと思われるので、丹生ダムの開発理由からはずしてもらえないのでしょうか？ | 水野委員 | ・流水の正常な機能の維持は、魚類の生息環境の保全や既得用水の確保、漁業、流水の清潔の保持、地下水位の維持などのために必要なものです。ダムを建設する場合に必要なに応じ、流水の正常な機能の維持に必要な容量の確保を検討することとしております。丹生ダムにおいては姉川、高時川の瀬切れの現状も踏まえ検討することとしております。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 944 | 105 | 859 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 丹生ダム環境対策 丹生ダムの魚類について 丹生ダムの周辺域には原生イワナという貴重なイワナが生息していることが近年調査で明らかになってきました。また、資料の魚類リストの魚種も、環境省の最新のレッドリストにおいて、20種中2種が絶滅危惧種Ⅰ類に属しており、準絶滅危惧種まで含めれば6種も確認されています。さらに、流域の高時川、姉川、草野川には多くの固有種・絶滅危惧種が生息しています。この姉川・高時川流域は、琵琶湖流域の中でも固有種・絶滅危惧種がもっとも多く、「流域レベルでの湿地保全」を考えるというラムサール条約の基本趣旨を遵守すれば開発は避けるべき地域です。国際社会に属する日本政府の義務として、ラムサール条約の理念や生物多様性条約の理念に従い、ダム開発を行わないゼロ代替案を検討することはできないのでしょうか？また、ダムを作らないでこれら絶滅危惧種の保全プロジェクトに変更することはできないのでしょうか？ | 水野委員 | ・ダム事業の実施にあたっては、新・生物多様性国家戦略における「生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」に則って、具体的施策として、事前に環境調査、環境影響評価等を行い、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように適切な措置を講ずることとしています。 | 64 | 66 |
| 945 | 51 | 860 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発環境対策 琵琶湖後期放流に伴う天ヶ瀬ダム1,500m ³ /s放流は、高水位・長期間の洪水流下であるため下流の河川環境に大きな影響を与えたと考えられる。第64回委員会審議資料1-3-1「天ヶ瀬ダム再開発事業における環境対策等」のパワーポイント13「3、今後の方針」で、下流河川環境への再開発後の運用に関する影響調査はまったくこれからである。調査項目も・底質、・生物があるだけで、しかもトンネル放流口から流況が安定する範囲と極めて限定的な調査しか予定していない。これは問題である。 ①天ヶ瀬ダム1,500m ³ /s放流の影響が及ぶ下流宇治川全域において河川環境への影響調査・予測がなされるべきであると考え。 ②河川形状、水質(ダム湖のヘドロ、堆積土砂の流下はないのか)、土砂移動、生物の生息・生育環境、景観などへの影響について影響調査・検討すべきであると考え。 | 藪田秀雄 | 天ヶ瀬ダム再開発後は、最大放流量が増大することにより、ダム直下付近での流速の増大、また下流河川における水位上昇が見込まれます。これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じた流況にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えております。 琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響については、琵琶湖後期放流量が増加することにより下流河川の流速や水位が上昇しますが、河床洗掘や、向島ヨシ原等の冠水深及び流速の増加が想定され、その状況を調査、把握したうえで必要に応じて対策を講ずることとします。 トンネル施設が景観に与える影響については、天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会の審議を踏まえて対策を検討します。 | 64 | 66 |
| 946 | 52 | 861 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発環境対策 トンネル放水口からの放流に伴う低周波音の影響調査を行う予定とあるが、全国に同規模の放流方式を取っているところがあるのかどうか、規模が小さいところがあるのかどうか、またその低周波音の影響はどうか、具体的に説明されたい。 | 藪田秀雄 | 他のダムのトンネル放流設備については、数例確認していますが、低周波の影響については、被害が発生した事例は調査していないので、後日調査して報告させていただきます。 | 64 | 66 |
| 947 | 53 | 862 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発環境対策 天ヶ瀬ダム左岸に大トンネルの放流施設を設けることで安全性に問題ないのか、説明されたい。 | 藪田秀雄 | ダム本体端部よりほぼ100m離れると基礎岩盤の応力変位の影響を受けることはなくなります。従って、放水路トンネルの離隔距離は150m以上確保する予定であることから安全と考えています。 | 64 | 66 |
| 948 | 69 | 864 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 塔の島地区の流下能力(現況)を、再度資料を明示して、説明されたい。 | 藪田秀雄 | 塔の島地区の現況流下能力については第64回委員会審議資料1-4-1でお示しているのとおりです。 | 64 | 66 |
| 949 | 70 | 865 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 資料が提出される毎に塔の島地区の流下能力(現況)の数値、記述が異なる理由を説明されたい。また資料によってそれぞれ数値、記述が異なることは河川管理者提出の資料の信頼性を根本から損なうものと考えてどうか。 | 藪田秀雄 | これまで塔の島地区の流下能力としていくつかの数値をお示しておりますが、前提条件が違うものを同じもののような記載の仕方しております。今後は前提条件をお示しし混乱の生じないように心がけます。順を追ってご説明しますと、流域委員会第2回ダムWG「天ヶ瀬ダム再開発に関する調査検討(中間報告)平成16年7月18日」にて「宇治川の中で最も水が溢れやすいところは塔の島地区で、現状で約1,100m ³ /sを流すことができます」と記載しておりますのは、200m間隔の測量断面を使用し、堤防天端高相当の流下能力を算出したグラフ(同資料p49図3.20からの読み取りであり注釈として「河道の容量は、堤防が破壊しないものと推定しており、安全に流下できる流量を表していません。」と記載しております。平成16年11月28日に琵琶湖河川事務所が開催した「第3回天ヶ瀬ダムワーキング②資料2」で記載しております流下能力と第64回淀川水系流域委員会 審議資料1-4-4でお示しております流下能力の違いは、道路高の評価ポイントの違いによるものです。なお、第59回流域委員会審議資料2のp8においては、1000m ³ /s以上は100m ³ /s単位、1000m ³ /s以下については50m ³ /s単位で表記しております。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 950 | 72 | 867 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 「塔の島地区の河川整備事業」p4「琵琶湖沿岸の浸水被害」で「昭和47年7月洪水 琵琶湖水位+0.92m(鳥居川水位) 浸水面積約:3400ha、常時満水位(B.S.L.+30cm)以上の日数:14日間」とある。 第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」のp6下段「事業の効果(琵琶湖水位)」では、あらたに「氾濫注意水位」(市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位(B.S.L.+0.70m))が記述され、氾濫注意水位を超える時間の短縮時間をもって効果を評価している。常時満水位(B.S.L.+0.3m)と氾濫情報水位(B.S.L.+0.70m)はどのように使い分けしているのか、今後はどのようにするのか納得ゆく説明を求める。 | 藪田秀雄 | 常時満水位と、氾濫注意水位については、質問No. 590にてお答えしたとおりです。今後は、両水位を併記します。 (前回の答え) ・これまでの説明に用いたB.S.L.+0.3m(常時満水位)は、標高の低い一部の農地で浸水が始まる水位です。 ・氾濫注意水位とは、平成18年3月31日に、滋賀県が定めた琵琶湖洪水予報実施要領に基づくものであり、琵琶湖周辺で床下浸水が発生する概ねの水位であるB.S.L.+0.70mを定めています。 ・今回のご説明では、住家の浸水が発生する氾濫注意水位を用いてご説明しましたが、常時満水位を超える時間は、現況で482時間、整備後で202時間となります。 | 64 | 66 |
| 951 | 73 | 868 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 琵琶湖の水位上昇による浸水は、常時満水位(B.S.L.+0.3m)を越えたら浸水がはじまるのか、具体的に説明されたい。また浸水被害という場合、家屋床下浸水は琵琶湖水位何mからはじまるのか。農地浸水(畑)はB.S.L.何mからはじまるのか、農地浸水(水田)はB.S.L.何mからはじまるのか。琵琶湖ピーク水位はB.S.L.+0.3mから戦後最大洪水(昭和36年6月洪水)シュミレーションの最高水位に対応する浸水面積、農地浸水(畑)面積、農地浸水(水田)面積、家屋浸水床下戸数の関係を一目瞭然誰が見ても理解できるような資料を出して、説明されたい。 | 藪田秀雄 | 質問No. 590にてお答えしたとおり、常時満水位を超えると一部の低農地で浸水が始まり、家屋については、B.S.L.+0.7m(はん濫注意水位)を超えると浸水しますが、琵琶湖周辺の浸水については、内水排水機が設置されている流域においては、単純に琵琶湖の水位によるものではなくなります。 なお、昭和36年6月洪水に対する被害想定については、第29回琵琶湖部会(平成16年11月8日)資料2-2等においてお示ししております。 | 64 | 66 |
| 952 | 74 | 869 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16「河川整備計画案の検討」で塔の島地区の景観を考慮して、以下の対策を実施し流下能力の増大を図るとして対策①から④を示している。①から③は天ヶ瀬ダム再開発1500m ³ /s放流の関連工事として平成12年13年頃に実施されたものである。河川環境を破壊し、流下能力を低下させたものとして、私たちが、流域委員会も撤去を求めているものである。 | 藪田秀雄 | 締切堤および導水路は、当初の計画である本川の河床を約3m掘削する事に備えて、塔の川の水位と水量を維持するためにとった措置です。今回提案させていただいた整備案では、新たに詳細な水理検討を行った結果、塔の川に洪水を分担させて本川の河床深を小さくしても洪水の安全流下が可能であることが確認されたため、締切堤・導水路の撤去を行うこととしています。 | 64 | 66 |
| 953 | 75 | 870 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 「対策①:宇治右岸(宇治山田)のセットバック」とあるがセットバックは塔の島地区河川整備検討委員会で興聖寺琴坂からの宇治川水面への視線の確保というまったく異なった観点から出されたものであり、流下能力の修復の観点ではない。対策①の具体的な内容を旧護岸も含めた平面図、断面図を示し、説明されたい。宇治山田護岸工事における亀石遊歩道の設置は、宇治川を埋め立て、流下能力を低下させた矛盾の最たるものです。何故完全撤去しないのかその理由を説明されたい。流下能力の復元と河川環境の修復のために完全撤去を求める。 | 藪田秀雄 | 亀石付近の遊歩道は、緩勾配化する低水部を除いて、ほぼ撤去することとしており、引き続き景観面での細部の検討を進めます。 | 64 | 66 |
| 954 | 76 | 871 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16「対策①:宇治右岸(宇治山田)のセットバック」でなく、亀石遊歩道を完全撤去した場合の対策①～④対策後の流下能力を示されたい。 | 藪田秀雄 | 亀石付近の遊歩道は、緩勾配化する低水部を除いて、ほぼ撤去することとします。従いまして、対策①～④を実施した後の流下能力は第64回委員会でお示しているとおります。 | 64 | 66 |
| 955 | 77 | 872 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16)対策②:締切堤撤去とあるがこの場合は塔の川の掘削は含まれていないと理解するがそれではいいのか。 | 藪田秀雄 | 塔の川の掘削は含まれていません。 | 64 | 66 |
| 956 | 78 | 873 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16)対策③塔の川導水管撤去(L=130m:水位計まで)とある。塔の川締切堤意を撤去すれば導水管は無用となる。L130m:水位計までの撤去は流下能力の関係ではそれではいともかもしれないが、河川環境から見れば私たちは天ヶ瀬吊橋までの完全撤去を求める。 | 藪田秀雄 | 治水上は導水路を約130m撤去すれば十分であるが、今後、整備状況を確認しながら、景観面、環境面の対策の必要性について検討を進めていきたいと考えています。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|------|--|-----------|-----------|
| 957 | 79 | 874 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16)対策④: 亀石下流の道路嵩上げ(右岸)の具体的内容を平面図、断面図を示し説明されたい。 | 藪田秀雄 | 別紙-874において、平面図、断面図をお示しております。 | 64 | 66 |
| 958 | 80 | 875 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント16)対策①から④までの各々の工事費用を示されたい。また亀石遊歩道の完全撤去をした場合の工事費用はいくらか。導水管を天ヶ瀬吊橋まで撤去した場合の工事費用はいくらか、説明されたい。河床掘削、塔の島・橋島護岸工事、橋島切り下げ工事など各々の工事費用についても説明されたい。 | 藪田秀雄 | 対策①～④の概算工事費は、それぞれ約300百万円、約3百万円、約300百万円、約6百万円です。亀石の遊歩道は、撤去します。なお、塔の川導水路の撤去に関し、横尾山水位観測所より上流区間については工事費の算定を行っていません。 また、河床掘削は、約920百万円(掘削に伴う護岸工事等含む)、塔の島・橋島護岸工事は、約370百万円(塔の川の掘下げなど含む)、橋島切り下げ工事は、約530百万円(上面の修景・橋梁の改築工事等を含む)です。 | 64 | 66 |
| 959 | 81 | 876 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント20「塔の島地区の河川整備の方針」で「塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ」とあるが、同検討委員会は今春すでに休止され、検討委員会として塔の島地区河川整備について意見をまとめられたものではありません。 そもそも1,500m ³ /sの流下能力の必要性はまったく審議から除外され、1,500m ³ /sありき、河道掘削ありきの結論があるような状況の審議で、景観についても、自然環境についても、親水性についても、塔の島地区の河川整備の審議というにはあまりに不十分な審議といえます。魚類の激減という現状がある中で、魚類等の水生生物の生息・生育環境を含めた河川環境の審議も不十分で、景観についてもまったく納得できる内容でなく、亀石保全是放棄した状況です。したがって検討委員会で出された個々の意見で河川管理者が都合のよいものをつまみ食いするというやり方でなく、地域住民の意見を聴きながらこれから慎重に検討すべきものであると考えるがどうか。 | 藪田秀雄 | 委員会では河道掘削案として、環境、景観、利用等について一定の方向が示されたと認識しています。また、第6回委員会では個別テーマについて継続的に委員の意見を伺う事が確認されています。 その一環として、10月25日には検討委員への報告会を開き、意見を頂いており、同様の主旨で、11月4日には一般の方々のご意見を伺いました。 | 64 | 66 |
| 960 | 82 | 877 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」の「4、塔の島地区の河川整備計画(案)」に「パワーポイント16の流下能力を増大させる対策①から対策④までが明記されていないのはなぜか。計画内容であれば「4、塔の島地区河川整備(案)」に明記すべきである。 | 藪田秀雄 | 対策①から対策④は原案で記載している「河道整備」に含まれています。 | 64 | 66 |
| 961 | 83 | 878 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント20「塔の島地区の河川整備の方針」で最小限の掘削(最深部約0.4m)で対処する方針(平常時の水面は50～90cm下がる)」とある。掘削量、河道の変化、水位の変化が分かるように説明されたい。 52.2kから49.2kまでの間の河川縦断面図にHWL、堤防高右岸・左岸、バラベツ高右岸・左岸、道路高右岸・左岸、地盤高右岸・左岸、塔の島天端高、橋島天端高、橋島掘削後天端高、現況河道平均河床高(本川、塔の川)、現況河道最深河床高(本川、塔の川)、1,500m ³ /s整備後最深河床高(本川、塔の川)、1,500m ³ /s整備後平均河床高(本川、塔の川)、現況河道平水位(本川、塔の川)、現況河道低水位(本川、塔の川)、現況河道1,100m ³ /s水位、現況河道1,200m ³ /s水位、対策①～④後平均水位(本川、塔の川)、対策①～④後低水位(本川、塔の川)、対策①～④後1,100m ³ /秒水位、対策①～④後1,200m ³ /s水位、1,500m ³ /s整備後の1,100m ³ /s水位、1,500m ³ /s水位が分かるように示されたい。 また51.8k～49.2kの間、0.2k毎の各地点の河川横断面図にHWL、堤防高右岸・左岸、バラベツ高右岸・左岸、道路高右岸・左岸、地盤高右岸・左岸、塔の島天端高、橋島天端高、橋島掘削後天端高、現況河道平均河床高(本川、塔の川)、現況河道最深河床高(本川、塔の川)、1,500m ³ /s整備後最深河床高(本川、塔の川)、1,500m ³ /s整備後平均河床高(本川、塔の川)、現況河道平水位(本川、塔の川)、現況河道低水位(本川、塔の川)、現況河道1,100m ³ /s水位、現況河道1,200m ³ /s水位、対策①～④後平均水位(本川、塔の川)、対策①～④後低水位(本川、塔の川)、対策①～④後1,100m ³ /秒水位、対策①～④後1,200m ³ /s水位、1,500m ³ /s整備後の1,100m ³ /s水位、1,500m ³ /s水位が分かるように示されたい。標高(O.P.+m)表示。 | 藪田秀雄 | 別紙-588, 878, 1100, 1123, 1125, 1190にお示しているとおりです。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 962 | 84 | 879 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 名勝亀石の保全対策が、今後の課題として、「対策の必要性を含めて検討していく。」で済まされていることは納得ゆかない。亀石は昔から名勝として記されており、また京都府レッドデータブックに記載されている貴重なものである。亀石の上流側の岩石の上部を宇治山田護岸工事のときに破壊したことを河川管理者は認めたが、この岩石は破壊してもよいものであったのか。 宇治山田工事・亀石遊歩道の設置によって亀石周辺の河川環境が極端に悪化したことから、亀石遊歩道を完全に撤去して修復することを求めているのであるが、撤去・修復の考えはあるのか。 亀石周辺の水位の変化(現況河道における平水位および低水位、河床掘削後の平水位および低水位、浸水区域平面図・断面図)について説明されたい(O.P.+m明示)。 パワーポイント24 主要生息地(平面図B部)を見れば亀石付近は平水位で約80cm水位が下がると読めるがどうか。平水位で80cm水位が低下すれば、亀石は、洪水時以外は完全に陸に上がることになると考えられるがどうか。1500㎡/s河床掘削をやめる以外に亀石の保全策はないと考えるがどうか。1,200㎡/s整備の場合の亀石周辺の水位を示されたい。 | 藪田秀雄 | 亀石付近の遊歩道は、緩勾配化する水際部を除いて、ほぼ撤去することを考えています。また、亀石の取り扱いについては周辺の水位低下を少なくする工夫ができるかどうかを検討していきます。なお、亀石周辺の水位の変化については、別紙-879にお示しているとおりです。1200m ³ /s整備の場合についての水位は検討はしていません。 | 64 | 66 |
| 963 | 85 | 880 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント20で「橋島下流のみ切り下げ」とあるが、目的はなにか。また橋島のどこを何m切り下げるのか平面図、断面図を示し、具体的に説明されたい。 | 藪田秀雄 | 橋島の切下げは、景観配慮のために実施することとしています。概ね1m程度の掘削を予定していますが、詳細な形状は専門家の助言を頂きながら、検討中です。 | 64 | 66 |
| 964 | 86 | 881 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント21は「景観への配慮・人工的な構築物、工作物をできるだけ少なくする」と記しているが、橋島の上面を掘削してコンクリートと石で固める内容はすべてが人工的な構築物、工作物ではないか。フォトモニタージュを見る限り、現状よりも良くなるという内容でない。樹木が極端に少なくなるのも問題である。橋島下流端をゆるい勾配にするために起こる問題である。橋島下流端をゆるい勾配にする必要な何もない。再検討されたい。 | 藪田秀雄 | 橋島の上面は自然石を敷き詰めるような整備を考えています。また、景観的にも立場名島の下流端付近を切り下げる方が良いという意見を頂いています。 | 64 | 66 |
| 965 | 87 | 882 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 計画洪水水位で橋島も塔の島も冠水することになるが、ヤナギ、クロマツ、ソメイヨシノは高水位・長期間の琵琶湖後期放流で冠水した場合どういう影響を受けるのか、大丈夫なのか説明されたい。 | 藪田秀雄 | 樹木の耐水性に関しては、樹木の移設も含めて、今後の検討としています。 | 64 | 66 |
| 966 | 88 | 883 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」パワーポイント21、22、25、26をみれば、島の周辺の宇治川に捨石をおこなう計画案であるが、一律に捨石をする必要はない。再検討を求め、何を目的にしているのか説明されたい。親水性であれば、砂洲ができたときに降りればよいのであって、人工的に埋め立てして降りる必要はない。砂洲の復活のためにするのであれば、砂洲消滅の原因調査、土砂移動・河床変動予測の調査検討をおこない砂洲形成を助長する方策を慎重に検討すべきである。 | 藪田秀雄 | 捨て石については、ナカセコカワニナの生息条件を揃えること、捨て石の範囲を工夫することにより水際部に変化をもたせること、また、将来の土砂供給に対して砂がたまるように工夫すること等が目的となっています。また、水際に人が安全に近づけることができるようにも考えています。なお、掘削にあわせて河床の資料を採取し、将来の河床変動の予測を行っていくとともに、上流からの供給による砂洲の復元について学識者の助言を得ながら検討していくこととしております。 | 64 | 66 |
| 967 | 89 | 884 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 塔の島、橋島の東側護岸は45度の急斜面石コンクリート張りでしかも直線化したために転落死亡事故を引き起こす危険なものであったことから、安全性、景観の観点から改善を要求したものである。今回「親水性への配慮」ということで塔の島、橋島の東側護岸を階段状護岸にすることが示されている。しかし上流から下流まで同じパターンで直線化していることは景観面をふくめ形態を再検討する必要がある。親水性ということがいわれるが、川は降りられるところ降りてよいところ、降りられないところ降りて悪いところがある。どこでも人工の手を入れて降りやすくする必要はない。 | 藪田秀雄 | 塔の島、橋島の東側護岸は全て階段にするわけではありません。河岸に降りていく箇所を何箇所か設ける予定です。詳細な形状については専門家の助言を頂きながら検討していきます。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|-------|---|-------|-------|
| 968 | 90 | 885 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 河川工事後宇治川の魚類が急速に減少しているという声がある中で、河川工事による河川環境の変化および水生生物の生息・生育環境の変化についての検討・考察がまったくなされていないこと、今回の塔の島地区河川整備事業でもまったく触れられていないことは遺憾であり、新河川法の精神にそぐわないことであると考えます。調査・検討を行い、河川整備計画に反映されることを求めます。 | 数田秀雄 | 整備段階を含めた保全方策について環境に関する学識者の助言を頂きながら、検討を行っていくこととしています。 | 64 | 66 |
| 969 | | 892 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 1、これまでの治水の説明に関して、どうしても理解できないことがあります。ここで質問するのは適当でないかもしれませんが、例外的にお願いします。 「原案」の説明では、天ヶ瀬ダム再開発(含 瀬田川、宇治川の流下能力1500m ³ /sに改修)及び大戸川ダム建設により、天ヶ瀬ダムにおける「洪水調節(二次調節に至る前段階)」での最大放流量を1140m ³ /s、「二次調節」での最大放流量を400m ³ /sとして、これにより枚方地点の流量を現況より500m ³ /s減少させるとなっています。 ところが、現行天ヶ瀬ダム操作規則によりますと、同「洪水調節」では最大放流量は840m ³ /sであり、「二次調節」では最大放流量160m ³ /sとなっています。(天ヶ瀬ダム操作規則第16条参照) これでは、同「洪水調節」で300m ³ /s、「二次調節」で240m ³ /s、それぞれ現行より流量増となります。これで、目的の枚方地点の流量を500m ³ /s減少させることができるのでしょうか。ご教示ください。 なお、枚方地点の流量を500m ³ /s減少させれば、同地点で水位は何センチ下がるのでしょうか。 | 千代延委員 | ダムは洪水調節により容量が満杯になると調節が出来なくなり、流入＝放流の状態になります(この状態をダムバンクといいます)。 天ヶ瀬ダム再開発は、下流の宇治川の流下能力を向上させることにより、洪水時の放流量を(840m ³ /s→1,140m ³ /s)増大させることが可能になります。これにより、より大きな洪水規模に対しても、洪水調節容量に余裕が出来、ダムによる洪水調節が可能となります。 現天ヶ瀬ダムの放流量840m ³ /sのままでは、枚方が危険な状態の時に使用する洪水調節容量が足りず、ダムがバンクしダムによる洪水調節が出来なくなります。 これに対して、天ヶ瀬ダムの再開発後は、枚方向けの洪水調節容量に余裕が出来て、ダムで500m ³ /sの調節が出来ることとなります。 なお、枚方地点の流量を500m ³ /s減少させると、枚方地点の水位を25cm程度下げることが可能です。 | 64 | 65 |
| 970 | 55 | 905 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 1. 図12でこれまでの調査検討結果として「低周波音による影響」が示されています。しかし、今後の対応として「より詳細な調査検討を実施する」とし、結局は何も解決していません。整備方針決定までに解決が必要な重要事項です。 2. ダム周辺の志津川区では、H17年9月21日に琵琶湖河川事務所と低周波音問題で説明懇談会を行っていますが、その時には「現在、ダムの模型を作って実験をしている。」とのことでしたが、その後、同事務所から結果報告もありません。 3. 図14で今後の方針として「放流による河川の流況変化の影響」について、「水理模型実験による調査検討を実施し、…影響検討を行います。」としています。この段階でまだ「今後の方針」では困ります。 4. 上記図14の中で「水当たりによる影響検討」が示されています。現在でも放流による低周波音問題が解決されておらず、その上、巨大トンネルから放出される水量が右岸志津川口を直撃することになると思いますが、方針決定に当たっては最低必要な調査事項ではないのでしょうか。 | 梅原孝 | トンネル式放流施設によって発生する低周波音特性や伝搬状況について、さらなる検討が必要と考えております。 平成17年の段階ではダム本体削孔案について模型実験等で検討していましたが、今日ではトンネル方式を採用することとしています。現在トンネル方式の規模・構造を定めるための模型実験を行っており、その後低周波音についても検討していくこととしています。 天ヶ瀬ダム再開発後は、最大放流量が増大することにより、ダム直下付近での流速の増大、また下流河川における水位上昇が見込まれます。これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じた流況にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えております。琵琶湖後期放流による下流河川の流速及び水位の変化によって生じる環境影響については、下流宇治川の河川整備に併せて学識者のご意見を伺いながら検討をすすめることとしています。トンネルからの放流水が志津川に影響を与えないように減勢工を設置することとしています。 | 64 | 66 |
| 971 | 56 | 906 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 1. 周辺の家屋だけでなくダム直下の下流域で頻繁におこるがけ崩れへの影響など1500トン放流になればどうなるのか不明です。周辺は重要な生活道路です。現況道路壁の整備強化なしでの放流量の増大は困ります。道路壁への影響調査も公表願います。 | 梅原孝 | トンネル式放流施設によって発生する低周波音特性や伝搬状況について、さらなる検討が必要と考えております。 平成17年の段階ではダム本体削孔案について模型実験等で検討していましたが、今日ではトンネル方式を採用することとしています。現在トンネル方式の規模・構造を定めるための模型実験を行っており、その後低周波音についても検討していくこととしています。 | 64 | 66 |
| 972 | 57 | 907 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 第58回委員会審議資料1-1の中で、宇治川に関して以下の二つ記述がありました。 ・1景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施する。 ・2天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる。 後者の増強とは、1,500m ³ /秒(以下1,500トン/秒と書きます)までを意味していることが別に示されています。この二つが両立し得るかにに関して、地元では非常な疑念が抱かれています。近畿地方整備局では、2007年10月現在、これを検討課題であると考えているのでしょうか。あるいは、検討の結果、可能という結論がでたとの考えでしょうか。なお、塔の島地区河川整備に関する検討委員会(以下、「塔の島委員会」と書きます)では、この「両立の可能性」が検討されていますが、いまだ複数の案自体を検討中であり、結論には達してはいないことを指摘しておきます。 | 志岐常正 | 景観・自然環境の保全、親水性に配慮し、1500m ³ /sが安全に流下できる河川整備の計画案であると考えています。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 973 | 58 | 908 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 河川管理者が言う”天ヶ瀬ダムの再開発によって放流可能量を1,500トン/秒にまで増大させる必要性”については、これまでも繰り返し質問し、説明を受けながら、理解、納得できないところがあります。第63回委員会での河川管理者の説明(審議資料 2-2)によるかぎり、結局は琵琶湖周辺の浸水防御、言い換えれば琵琶湖水位を速やかに低下させるために、大量の後期放流を行おうとするものと理解されます。その他の目的は副次的であるだけでなく、新たに社会的要請が生じたことによるものでもないと思われま。しかし、その琵琶湖浸水被害リスクは、現在すでに大きく改善されています。つまり、1,500トンという数字の根拠は、実際にはほとんどなくなったと思わざるをえません。河川管理者が、社会的事情が大きく変わったことを無視して、36年も前の”合意”なるものに固執する意図は何か、疑問、疑念を抱かざるをえません。 | 志岐常正 | 淀川・宇治川の洪水時には、琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は淀川・宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作を行うこととしています。このため、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために琵琶湖からの後期放流を行います。この後期放流量を1500m3/s以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量が大幅に増加するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から1,500m3/sを限度としているものです。琵琶湖周辺は、昭和36年6月洪水規模においても、およそ970haの農地浸水が発生することは、第63回委員会審議資料2-2においでもお示しているところであり、浸水被害軽減のための対策は必要です。 | 64 | 66 |
| 974 | 59 | 909 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 日本の河川の環境を復元するためには、縦横の断面の人工的に作ってしまった不連続性をできるだけなくし、もとの連続的な断面に戻さなければならぬということが、指摘されています。しかし、天ヶ瀬ダムがあるかぎり、琵琶湖・淀川水系の縦断面の不連続性はなくなりません。その上に、天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させれば、問題の不連続性をさらに拡大させると同じ結果を生むこととなります。これを問題とは考えられないでしょうか。なお、不連続性という言葉を地形的傾斜の話とのみ理解する向きがあるかもしれませんが、これは問題を機能的に把握しない誤りでありま。 | 志岐常正 | 既設ダムにおける魚類等の遡上・降下に関する検討、ダム下流の急激な水位低下が生じないような運用操作の実施、総合土砂管理方策の検討等を別途行うこととしています。 | 64 | 66 |
| 975 | 60 | 910 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 第63回委員会での説明(審議資料2-2)においては、今後の取り組みとしてトンネル式放流施設からの放流に伴う下流河川の環境への影響などについて調査検討することが記されていますが、この”環境”という言葉には何を含めてあるのでしょうか。検討計画をたてるにあたって、放流量の増大が環境に何故、どのように影響する という予想ないし問題意識があるのでしょうか。とくに、放流量の増大による掃流力の増加が河床変動を起こすことが環境におよぼす影響についての検討計画を説明してください。 | 志岐常正 | 河床変動や河床材料についても生態にとつての物理環境となることから、下流環境影響の検討に際しては、これらも含めて検討していきます。 | 64 | 66 |
| 976 | 61 | 911 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 天ヶ瀬ダムやその周辺にどんな工事を行うにせよ、まずその場の地質が把握されていなければなりません。しかし、これに関する有用な資料は何も示されていないと思います。淀川水系流域委員会でも検討されたということをお聞きません。先ず既存の資料の公開と必要調査の検討を要求します。何度も申し上げたことです。 | 志岐常正 | 別紙-911で地質縦断面をお示しているとおりです。周辺は中硬質岩が主体となっており、トンネル放水路建設に支障となるような地質ではありません。 | 64 | 66 |
| 977 | 62 | 912 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダム再開発の環境対策 天ヶ瀬～塔の島地区～観月橋間の宇治川河床とその周辺の地質に関して検討された資料を示してください。上記B-3、B-4のような問題はどのように意識されてきたのでしょうか。ここで”地質”と言いました内容には、断層、活断層を含みます。宇治川断層の全体像、黄檗断層の南東延長(中宇治へ延長の存否、延長状態)を調査することは、長期間の大放流の是非、その規模などの検討をする上で欠かすことが出来ないと考えますが、どうでしょうか。見解を示してください。 | 志岐常正 | ご質問の主旨が、宇治川における地震時の堤防の安定性に関する事項にあるとすれば、これを評価するに際して、後期放流時に地震が起こった場合について今後検討する予定です。なお、堤防の耐震性につきましては、本年(H19)3月に示された河川構造物の耐震性能照査指針(案)-II、堤防編一に基づき検討してまいります。 | 64 | 66 |
| 978 | 93 | 913 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 宇治川塔の島地区の河床掘削後の亀石周辺のフォトモンタージュを提示されたい。同時に、その変化が分かるように亀石遊歩道の設置前および設置後の亀石周辺の写真を添付されたい。 | 藪田秀雄 | 河床掘削後のフォトモンタージュについては今後景観の細部について検討を進める中で作成することとしております。また、宇治山田護岸工事前後の状況写真は別紙-913にお示しているとおりです。 | 64 | 66 |
| 979 | 94 | 914 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 塔の島地区の河川整備事業 第64回委員会で示された「塔の島地区河川整備事業」(審議資料1-4-1)は、休会前の最後の塔の島委員会で河川管理者から提出された案とは、図そのものは同じですが、従来、河床掘削0.4mとは、平均値との説明でした。今回は明瞭に最深部の値として画かれています。従って両者は似て非なるものと思いますが、どうでしょうか。 | 志岐常正 | 掘削深につきましては、従来からその基準面を変えておりません。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 980 | 95 | 915 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 塔の島委員会から示された図によれば、複数のいずれの改修案によっても、塔の島地区で1,500トン/秒が流れるように画かれています。しかし、その根拠は示されていません。これについて、河川管理者(実際には事務局であった財団の人)に具体的説明を求めたところ、理解、納得いかなかっただけでなく、新たな疑問、疑念を抱かざるをえませんでした。それらについて、河川管理者に数ヶ月前に説明を求めているところであり、早急なる返答を求めます。 | 志岐常正 | 各案について水位計算を行って1500m ³ /sが流下可能であることを確認しています。 | 64 | 66 |
| 981 | 96 | 916 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 関係がとくにある区間(50.4km~52.4km)について、現状と整備局による最近の整備案計画による、0.2km毎の断面積、エネルギー勾配、粗度、それらに基づく流量、水位などを、計算過程が分かる形で示してください。ちなみに、先にいただいた算定結果の表では、塔の島地区の河川材料の径が30.0mmとされていました。この数値がどこからどうして出てきたものか理解していませんが、現実との乖離がひど過ぎると思います。この説明の際だけでなく以前から、河川管理者は45.8kmから53.4kmまでの河床勾配をただの二地域に区分して扱っているようです。それでよいのでしょうか。 | 志岐常正 | 別紙-916にお示しているとおりです。河床材料調査結果を基に、粒径加積曲線の60%通過粒径により代表粒径30mmを決定しました。河床勾配は、扇状地形の変化点として設定しています。 | 64 | 66 |
| 982 | 97 | 917 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 審議資料1-4-1に示された整備計画案(以下、案と書きます)にもっとも欠落していることは、宇治川の掃流力の大きさと、河床材料堆積物などの削削、運搬、堆積についての検討が、ほとんど全くなされていないことです。これまでも2~3の案で、たとえば、塔の島の周辺での景観や親水性を回復するために島の縁辺に砂を置くことが計画されていましたが、ほとんどナンセンスです。天ヶ瀬ダム直下に多量の砂礫などを置いて、塔の島付近にそれが流れ、堆積して洲などをつくることを期待する向きもあるようですが、その為の労力と経費を毎年費やすことを前提とする点でも問題ではないでしょうか。 計画による整備後の堆積物の挙動を時系列的に予想することなしに整備工事をするのは、大きな無駄の原因となりえます。この予想をするためには何をすべきか、お考えあれば示して下さい。たとえば、宇治川水系の各地点毎の現在の護岸材料、河床材料などの削削、運搬、堆積状況は、この予想をするための参考となりうらと思われま。資料を示して下さい。 | 志岐常正 | 現時点では、現河床の底質の実態を把握することは現実的に極めて困難であるため、掘削にあわせて試料を採取し、河床変動の将来予測を行うこととしています。また、上流からの土砂供給による砂州の復元については学識者の助言を得ながら検討していく予定です。 | 64 | 66 |
| 983 | 98 | 918 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 審議資料に示されている縦・横断面図は、2~3年前の測量によるものようです。その後、河床の下刻が進み、河状がかなり変化している可能性があるでしょう。地形の再測量が必要と思われますが、その計画はありますか。 | 志岐常正 | 現在、測量を実施しております。 | 64 | 66 |
| 984 | 99 | 919 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の河川整備事業 2. 宇治川の塔の島付近の疎通能力の増加のための河道掘削について 右岸側の道路をかさ上げすることになっているが、道路下部を掘削して河道断面積を大きくすることも考えてよいのではないのか。もちろん斜面の安定性確保の問題が起こるが、道路をかさ上げするだけでは余りにも単純すぎないのか。 | 河田委員 | 宇治右岸のセットバック、締切堤の撤去および塔の川導水路の撤去、道路の高上げにより1120m ³ /sが流下可能となります。加えてご提案の道路下部を掘削して河道断面積を大きくすると1140m ³ /sが流下可能となります。工事費(概算で約22億円)課題としては、施工時における隣接家屋への進入路の確保、景観面などが挙げられます。別紙-919にお示しているとおりです。 | 64 | 66 |
| 985 | 16 | 920 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダムの環境対策 (第64回審議資料1-2-2)川上川及び前深瀬川は、…河川A類型と比較すると、大腸菌群を除いて概ねすべての項目でその基準を満たしている。としているが、ここ数年、COD数値について8 ppmという高い状態が続いていると聞いている。もし貯水池となる事を予測しての「水質への影響を検討」するのであれば、CODについての検討が欠かせられないのではないかと。 { P. 1 } | 浅野隆彦 | ・川上ダムの建設に伴う貯水池のCODの予測については、第64回審議資料1-2-1スライド8に示しております。 | 64 | 66 |
| 986 | 17 | 921 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダムの環境対策 (第64回審議資料1-2-2)川上ダムに流入する土砂の粒度分布とSSの相関を他ダムと比較した結果、微粒分の割合が少なく、濁水の長期化が発生していないダムに類似した結果であった。としているが、その「比較検討書」を示されたい。 | 浅野隆彦 | ・別紙-921に、川上ダムに流入する土砂の粒度分布とSSの相関について、浦山ダム、比奈知ダムと比較した図を示しております。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 987 | 18 | 922 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 (第64回審議資料1-2-2)同じ中で、土砂の粒度分布だけが濁水の原因とも取れる文面であるが、貯水池に沈む樹木、野草等の植物性物質の関係は「ヘドロ」とも言われ、濁水の一部を占めるのではないのか？ これらを検討しないのか？ [P. 5] | 浅野隆彦 | ・濁水の原因は、底質に比べ洪水時にダムに流入する土砂の占める割合が大きいと考えられることから、土砂の粒度分布に着目して検討しております。 | 64 | 66 |
| 988 | 19 | 923 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 (第64回審議資料1-2-2)学識経験者のコメントとして、貯水池の富栄養化については、アオコの発生が長期化するような水質のレベルではないと考えられる。としているが、一般的にダム湖においてアオコの発生は当然のことであり、比奈知ダムよりも流入リン、COD、クロロフィルaは多くなる訳だから、長期化の可能性があると思われるが、そのように考えられるという根拠を聞いていますか？ [P. 8] | 浅野隆彦 | ・川上ダムの栄養塩濃度は比奈知ダムより高く、アオコが日常的に発生している室生ダムや布目ダムと比較すると低い値になると予測されます。このため、特に理由を聞いておりませんがアオコの発生が長期化するような水質のレベルではないと考えています。 | 64 | 66 |
| 989 | 20 | 924 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 (第64回審議資料1-2-2)建設省所轄事業に係る環境影響評価実施要綱の対象外であった時点から、約20年を経過している。現在は再評価中であり、改めて「国土交通省所轄事業に係る環境影響評価」を実施すべきではないのか？ | 浅野隆彦 | ・今回の整備計画原案では、川上ダムの事業計画に長寿命化の目的が加りましたが、川上ダムの規模は現計画よりも縮小となっており、現計画における事業実施区域やダム下流河川流況が大きく変化することはない、改めて環境影響評価を行う必要はないものと考えています。 ・川上ダム事業では、平成4年に「三重県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく環境影響評価の実施しており、その後も学識経験者で構成する川上ダム自然環境保全委員会等を設置し、事業による自然環境への影響を総合的に評価を行い、適切な保全対策を検討・実施しております。 | 64 | 66 |
| 990 | 21 | 925 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 (第64回審議資料1-2-2)オオサンショウウオの移転試験において、湛水予定区域内に生息する成体を多数移転させているが、試験としてはそこまでの数を用いる必要はない。全て試験を名目に追い出そうとしているのか？ | 浅野隆彦 | ・オオサンショウウオの移転試験については、学識経験者の助言を得て適切に実施しております。 | 64 | 66 |
| 991 | 22 | 926 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 比奈知ダムによる現況再現とはどのように予測する事なのか？ | 浅野隆彦 | ・新たに建設されるダム貯水池の水質予測を行う場合には、使用する水質予測モデル野田統制を検証するため、貯水池規模やダムの運用条件及び流入水質の条件が類似しているダムの水質状況を再現できるか検証しています。川上ダムの水質予測を実施するためには、比奈知ダムを検証ダムとしています。 | 64 | 66 |
| 992 | 23 | 927 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 鉛直1次元モデルとはどのようなものか？ | 浅野隆彦 | ・別紙-927、928において、貯水池水質予測モデルの説明をしております。 | 64 | 66 |
| 993 | 24 | 928 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 鉛直2次元モデルとはどのようなものか？ | 浅野隆彦 | ・別紙-927、928において、貯水池水質予測モデルの説明をしております。 | 64 | 66 |
| 994 | 25 | 929 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 ダム湖の水温は標高、太陽からの日射量の違い、流入水の量とその水温などの条件、水深などの違いから様々であり、モデルダムを使っている「予測」に大きな誤差も生じると考えられるが、その辺りの検討についての詳細を示されたい。 | 浅野隆彦 | ・川上ダム及び近隣のダム管理所では気象及び水文(流量)等の観測が実施されています。水質予測にあたっては川上ダムで観測されているものはその値を使用し、観測されていないものについては近隣の管理所等の観測値と関係式を算定し、水質予測に使用しています。 | 64 | 66 |
| 995 | 26 | 930 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 水温・水質の保全対策を実施した後も、予測計算の結果、COD,Chl-a共、高くなるということだが、この保全対策とは何を指しているのか？ | 浅野隆彦 | ・水温・水質の保全対策とは、選択取水、浅層曝気、深層曝気各設備の設置・運用です。 | 64 | 66 |
| 996 | 27 | 931 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 川上ダム環境対策 ダムサイト表層のChl-aは曝気循環設備の実施により、前より1.6μg/L減少する予測だが、この予測での設備の配置位置、設備の単位当りの能力・消費電力、台数、年間運転経費、設備費などを示されたい。 | 浅野隆彦 | ・浅層曝気循環設備の仕様等は、以下のとおりです。 浅層曝気循環設備:2基、設置位置:ダムサイト直上流及び前深瀬川筋、吐出空気量:5600l/min、コンプレッサー:37kW、 運転期間:4~10月連続稼働、設備費 約65,000千円/基、 年間運転経費 約3,300千円/基(電気代2,700千円+メンテナンス費600千円) | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 997 | 28 | 932 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 流入水温と放流水温の保全対策後の差が、月毎にグラフとして示されているが、この予測に用いた条件(流入量その他)を詳細に示されたい。 | 浅野隆彦 | ・流入量については実測値で、放流量についてはダム貯水池運用条件に基づき算定した放流量を用いています。 | 64 | 66 |
| 998 | 29 | 933 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 DO対策に用いる深層曝気設備はこの予測でどのように配置され、どのように使う条件としたのか？6)に述べているような年間運転経費、設備費までを示されたい。 | 浅野隆彦 | ・深層曝気設備の仕様等は、以下のとおりです。 深層曝気装置(水没式):2基、設置位置:ダムサイト直上流及び前深瀬川筋、吐出空気量:1,000l/min、コンプレッサー:15kW、 運転期間:4月～10月連続稼働、設備費 約40,000千円/基、 年間運転経費 約2,100千円/基(電気代1,500千円+メンテナンス600千円) | 64 | 66 |
| 999 | 30 | 934 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 各河川におけるオオサンショウウオの生息密度の比較では1～2年古いデータに基づいての比較になっている。平成18年度のデータも確定しているので、訂正すべきと思うが、いかが？ | 浅野隆彦 | ・別紙-934において、平成18年度のデータを加えた生息密度についてお示しております。 | 64 | 66 |
| 1000 | 31 | 935 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 尚、オオサンショウウオの生息調査は夜間に行わなければ巢穴から出ていない為、把握が難しい。夜間の調査も容易ではなく、今現在、十分な確認が出来ていない。流域で最大、1,800個体(成体)が推測されていたこともあり、本格的な調査をやらなければならないが、今後の調査計画予定を示されたい。 | 浅野隆彦 | ・前深瀬川流域におけるオオサンショウウオの生息確認調査は、学識経験者の指導助言を得て、適切に実施しています。 ・オオサンショウウオに関する調査計画についても、学識経験者の指導助言を得て策定しており、平成19年度は、保全対策関連調査として、移転補区域におけるオオサンショウウオの成体確認調査および魚類・水生生物調査等を実施するとともに、移転試験のモニタリング調査を継続して実施しています。平成20年度以降の調査についても、前年度の調査結果および収容力の分析結果等を踏まえて、保全対策関連調査およびモニタリング調査を実施していきます。 | 64 | 66 |
| 1001 | 32 | 936 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 ダム予定地の上下流間および前深瀬川・川上川の河川間を移動する固体は、ほとんど確認されていない。としているが、「絶対」ではない。最も確実なのは両河川の固体から僅かの組織を採取し、DNA鑑定をすることであり、これは水資源機構から独立した調査組織、検査機関が実施すべきであるが、河川管理者としてどう考えるか示して貰いたい。 | 浅野隆彦 | ・オオサンショウウオの生息確認調査については、学識経験者の助言を得て適切に実施しております。 ・平成17年度に京都大学へ、オオサンショウウオの遺伝多様性調査を依頼しました。その中で、前深瀬川、川上川のほか、他河川のオオサンショウウオの個体の組織サンプルから、DNA分析を行っており、その結果、現時点では、前深瀬川・川上川から木津川にかけての地域に生息するオオサンショウウオは、出水や過去の人為的な移動なども加わった、極めて複雑な遺伝的構成を示し、種の絶滅で問題とされるような遺伝的分断を単純に想定することは困難であるものとの結論に至っております。 | 64 | 66 |
| 1002 | 33 | 937 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 人工巢穴はどの様な所にどのように設置するのか示されたい。 | 浅野隆彦 | ・第64回審議資料1-2-1スライド17に示しております。 | 64 | 66 |
| 1003 | 34 | 938 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 川上ダム環境対策 昨年6月に小河内付近にて「人工巢穴」を見たが、水温23度で溜りに近い脇のゆるい流れに剥き出しの状態に在った。コンクリート製で鉄製マンホールが乗っていた。コンクリートも日射の為、手も付けられぬ熱さになっている。このようなものが有効なのか？また出水時に転がっていくように思えたが、害のほうが多いものは使用しないのが基本だと思うが、どう考えられるか？ | 浅野隆彦 | ・川上ダムで設置した人工巢穴において、H19年に巢穴内と巢穴の外の河川の水温を測定しました。その結果、夏期でもほとんど同じか、巢穴の外の河川の水温の方が若干高くなっていました。 ・なお、人工巢穴は転倒防止対策を施しており、設置後、これまでの出水においても転倒した事例はありません。 | 64 | 66 |
| 1004 | 118 | 944 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | いくつかに分けて出された原案を見ると、それら相互の関係がほとんど分かりません。たとえば天ヶ瀬ダムの再開発の必要性の説明には、新河川法に唱われた、治水、環境その他を共に重視するという観点からの記述が皆無であるだけでなく、総合治水の考えによる検討も窺えません。ことは流域住民の生命、生活に関わることでありますから率直に言います。今回の案とその説明は、流域委員会の休会前のそれらに比べて質的に低下していません。それに気付かれませんか。 | 志岐常正 | いただいたご意見につきましては、河川整備計画の案を作成するにあたり参考にさせていただきます。 | 64 | 66 |
| 1005 | 124 | 946 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ●現状確認の質問 「半永久構造物」の「長寿命化」とは、100年利用を想定した堆砂容量と比べ、具体的にどれぐらいの年月を言うのか？ | 本多委員 | 半永久の年月の具体的な設定は考えていません。適切な維持・補修を行えば、ダム堤体の半永久的な安全性を確保することが技術的に担保されつつあり、堆砂対策を適切に実施すれば、既存のストックであるダムの効用を半永久的に確保することが可能になると考えました。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|---|------|---|-------|-------|
| 1006 | 125 | 947 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ●現状確認の質問 65回委員会・審議資料2-4-2のスライド6で、非洪水期間が8ヶ月あるがそのうち掘削する期間はどれくらいの期間か？ | 本多委員 | 堆砂量や掘削運搬等の施工能力により個々のダム毎に異なりますが、最大の施工期間として8ヶ月間を考えています。 | 65 | 66 |
| 1007 | 126 | 948 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ●現状確認の質問 1年間に除去する量を教えてください。 | 本多委員 | 施工条件によりダム毎で異なりますが、年間4万m ³ ～10万m ³ を想定しています。 | 65 | 66 |
| 1008 | 127 | 949 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 毎年取る量と、そのために必要最小限の代替容量が830万m ³ (川上ダムの代替容量)であることの関係性はなのか？その関係性がわからない。 スライド8では、対象ダムの容量が800万m ³ クラスが多いことや費用から代替容量が決めているようである。 環境の面から淡水面積を必要最小限に抑える検討はどのようにされたのか？ 一定量を除去するために環境の側面から代替容量を最低限に抑える検討が見えてこない。 | 本多委員 | 対象としている各ダムの今後毎年堆積する土砂量(約4万m ³)と既に堆積している土砂量(147万m ³)を計画的に除去する場合に、最もコストを最小化できる代替容量として830万m ³ を設定しています。 長寿命化容量(830m ³)を確保した計画に対して、動物・植物・生態系への影響予測を行っており、必要な保全対策を実施することにより、環境への影響をできる限り低減します。 | 65 | 66 |
| 1009 | 128 | 950 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 今までの浚渫によるアセットマネジメントが、全国的に行われている中で今回のように新たなダム容量を増やして行うのは、効率のほかにもどんな理由があるのか？ | 本多委員 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-4-2のスライド2にお示ししているとおり、これまでの堆砂対策は各ダムの特性を踏まえて貯砂ダム、浚渫、土砂バイパストンネル、排砂ゲート等適切な対策を選定し実施してきました。 今回の長寿命化施策に至った理由は、木津川上流ダム群でローテーションを組み、川上ダムの代替容量を利用して1ダム毎に水位低下させ、陸上掘削を行うことで、これまでの堆砂対策よりもより経済的かつ効率的な堆砂除去が可能となったためです。 | 65 | 66 |
| 1010 | 129 | 951 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 最低限の除去量を目標とした場合、対象ダム(ひとつのダム)の非洪水期に取水制限以上の水位まで減少させて掘削しても良いのではないかと。利水者に対し取水制限をかけるわけでもなく、また、他のダムには水が有り溜水しているわけでもないで利水の危険度が切羽詰まるわけでもない。利水者に対し河川管理者、ダム管理者が責任を放棄するわけでもないと考え。そのような状況を利水者が理解しダムが「長寿命化」することは利水者、ならびに利水者から水を買う消費者にとっても有利なことである。 素人ならこんなことも可能と思うが、最大限の努力をされたのか？ | 本多委員 | 通常、ダムでは、貯水量の50%の段階で取水制限を実施しています。その意味での「取水制限水位まで水位を下げる」とのことであれば、非洪水期でも利水補給を行っており、取水制限を実施する可能性が非常に大きくなります。従って、このように利水安全度をさげるような運用はできません。 | 65 | 66 |
| 1011 | 130 | 952 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 除去量を最低限の量に設定し、代替容量を最低限(環境のためにも)に検討した場合他の代替案のアイテムが広がるのではないかと？ 改めて検討いただきたい。検討が浅いと思う。 | 本多委員 | 川上ダムの代替容量は、質問受付番号949の回答でも示しているように、堆砂を最も効果的に除去できる容量となっております。 長寿命化容量を確保する場合の湛水面積は、約1km ² で、長寿命化容量を確保しない場合の湛水面積は、約0.9km ² です。 長寿命化容量を確保した計画に対して、動物・植物・生態系への影響予測を行っており、必要な保全対策を実施することにより、環境への影響をできる限り低減します。 | 65 | 66 |
| 1012 | 131 | 953 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (猪名川)●余野川ダムについて 整備計画案で、河道の掘削、堤防改修、無堤地区解消、狭窄部一部開削、一庫ダムの操作見直しとされているが、今後30年に、対象洪水を上回る雨がふるかもしれない。当然浸水も起こるであろう。その場合、現在でも余野川ダムは、下流に有効とされていますし中止になっているわけでもありません。建設時期の検討をすると整備計画案でされています。余野川ダムにより水位を低下させることのできるのは、各地点で何センチになりますか？逆に、その効果は、整備計画案実施後さらにどれくらいまで雨量が増え、整備計画案程度に抑えられるのか、それは整備計画案の対象洪水の何倍に相当することになりますか？ | 本多委員 | 戦後最大洪水及び計画規模5洪水の計6洪水について、現況河道における余野川ダムの建設前、建設後の水位を比較すると、神崎橋地点で23cm～55cm戸ノ内地点で23cm～53cm、小戸地点で13cm～39cmの水位低減効果が期待出来ます。 なお、整備計画原案に対して更なる治水安全度の向上を図るためには、河道の流下能力の向上又は、洪水調節施設が必要となります。その中で神崎川については、流下の阻害となる複数の橋梁が存在することから、関係者と協議・調整を行う必要がありますが、整備計画期間における神崎川の整備後の河道に対して、余野川ダムによる洪水調節効果を期待すると、神崎川の整備目標である洪水(昭和28年9月型で日雨量評価1/40相当の降雨)に対して1.05倍の1/50相当の降雨に対応可能となります。 | 65 | 66 |
| 1013 | 133 | 955 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 川上ダムのダム湖、左岸側に断層や地滑り地帯がありますが、その対策の公表を教えてください。同様に、右岸側(団地側)に岩盤の亀裂や断層を放置して事業継続は有り得ません。 | 畑中尚 | ダムサイトの地質や貯水池周辺の地すべり、活断層に係わる第四紀断層など、川上ダム建設に係わる地質調査結果については、ダム計画に問題のないことを確認しております。 なお、実施した調査成果については、川上ダムのホームページにて既に公表しております。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|----------------------------|--|------|---|-------|-------|
| 1014 | 134 | 956 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について実施方針の指示という法的根拠が、根本から代わりました。ダム建設のアロケーション、事業費、等の公表と法的根拠を示してください。 | 畑中尚 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 法的根拠としては、河川整備計画の策定と水資源開発基本計画(フルプラン)の変更を受けて、水資源機構が事業内容について関係機関と協議したうえ、主務大臣から事業実施計画(変更)の認可を受け、事業を実施していきます。 | 65 | 66 |
| 1015 | 135 | 957 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について既設ダムの長寿命化という建設目的を大きく変更しました。環境アセスもやり直す必要があります。前回のアセス(15年前)は住民意見は皆無でした、今回やり直すことになれば皆無ではありません。やり直す意思はありますか。 | 畑中尚 | ・川上ダム事業では、平成4年に「三重県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく環境影響評価の実施後において、さらに学識経験者で構成する川上ダム自然環境保全委員会等を設置し、事業による自然環境への影響を総合的に評価を行い、適切な保全対策を検討・実施しております。 ・今回の整備計画原案では、川上ダムの事業計画に長寿命化の目的が加わりましたが、川上ダムの規模は現計画よりも縮小となっており、現計画における事業実施区域やダム下流河川流況が大きく変化することはなく、改めて環境影響評価を行う必要はないものと考えています。 | 65 | 66 |
| 1016 | 242 | 1064 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 明治29.9琵琶湖大洪水では、琵琶湖の水位が+3.76mに達したそうです。他方H6濁水では-1.23mに達したものの、9.15秋雨前線、続いて9.29台風26号の降雨によって、さらなる水位低下を免れました。現在流域委員会が審議されている異常濁水はS14濁水を対象としています。今仮にH6において琵琶湖水位が-1.23mに達した時点でM29並の豪雨が襲ってきたらどうなるのでしょうか？M29豪雨の豪雨襲来直前の水位は知らないで、この場合の答えがどうなるかわかりませんが、万一このようなことが起こったら、洪水で被害を被った人々は「せめて琵琶湖水位を-2mまで下げておいて欲しかった」と悔やむだろうと思います。何故なら琵琶湖の最高水位は+1.4mまでしか「計画」されてないからです。「そんなバカなことは絶対起こらない」と誰も言えないと思います。例えばH12.9の東海豪雨を思い出せば明らかだと思います。それにも拘わらず、先般決定した淀川水系河川整備計画基本方針では「実績洪水であることに鑑み、琵琶湖沿岸において深刻な被害を生じさせないため、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を講ずる。」と言うだけで、例えば余裕高を含め4.5mの堤防を築くとはされておられません。一旦起これば、人命に拘わるにもかわりません。異常濁水対策において、河川管理者はさかんに大川や神崎川の生態系を心配されています。琵琶湖開発事業で予期した-2m以下にならないざしらず、1/60の確立で-1.5mを割り込むときの大川・神崎川の生き物を心配する以前に、瀬田川大堰操作規則によって毎年毎年生存が脅かされている琵琶湖の生き物を心配する方が優先するし、それ以上に人命を心配することが優先するのではないのでしょうか？巨額の資金を投入して、琵琶湖水位をわずかに6cm上げるためにダムを作って、それが琵琶湖の生き物にとってどれだけ役立つのですか？役立つどころかダメージを与える恐れがあるとの意見がありますが、絶対に負の影響はないと断言できますか？できるというなら、その根拠を明確に示してください。また今回の整備計画原案で予定した琵琶湖沿岸におけるハード洪水対策を具体的に説明してください。「丹生ダムの建設は中止し、それに予定していた資金をハード対策に投入する」という考え方についての河川管理者の見解も示してください。 | 佐川克弘 | ・丹生ダムによる濁水対策容量の確保の方法および、ダムからの放流水が環境へ与える影響については、今後調査検討を行います。 ・明治29年9月洪水に対する対策として、琵琶湖沿岸の二線堤などのハード対策・ソフト対策は、今後、関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施することとしております。 ・丹生ダムは高時川・姉川の治水対策、淀川水系の異常濁水対策の観点および高時川の瀬切れ解消の観点も含め必要であると考えています。 | 65 | 66 |
| 1017 | 272 | 1094 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 上記(受付番号576)の宮本委員の質問内容と同様に、昭和48年に開催された「第2回宇治橋付近景観保全対策協議会において縄田顧問(当時の淀川工事事務所長)が「天ヶ瀬ダムの放流量を増やすために川底を下げるのではないかと」ことだがこれは違う、琵琶湖総合開発とからんで、お考えになっているようだがそうでない。というのは、現在洪水の時、瀬田川の洗いざきは全開している。したがって洗いざきから下流の、ここまでの流域面積だけが対象になっている。その間琵琶湖流域に降った雨は、全部とまりそのため水位があがり、琵琶湖沿岸は浸水、被害がおこるがこれは総合計画の中で琵琶湖周辺の治水という事で解決していく問題である。」と明確に言い切っておられます。ですから宇治市民は、1500 m ³ /sを宇治川に流すために悩み苦しんできました。しかし、未だに亀石問題をはじめ多くの問題が解決不能のままとなっています。1100 m ³ /sなら展望も出てきます。これまでの基本方針をなぜ堅持できないのでしょうか。 | 梅原孝 | 淀川水系河川整備基本方針では、基準地点枚方における計画規模を1/200、淀川に合流する各支川においては主要地点を設定しています。宇治川の主要地点として宇治地点1/150が設定されており、この計画規模に基づき、宇治川では計画高水流量1,500m ³ /sとなります。基本方針に基づき、整備計画策定にあたり検討を行った結果、流域全体の安全度バランスを考慮し、宇治川で1,500m ³ /sの河道が必要となるものです。 | 65 | 66 |
| 1018 | 276 | 1098 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図4宇治川流下能力で、戦後最大流量はダムから観月橋手前まで1100 m ³ /sであるが、この間の流域河川等からの流入量はいくらでしょうか。 | 梅原孝 | 天ヶ瀬ダムは現行操作を想定していますので、宇治発電所の放流量と併せて900m ³ /sとなります。1100m ³ /sからこの900m ³ /sを差し引いた約200m ³ /sが残流域からの合流量となります。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|----------------------|-------|-------|----------------------------|--|-------|---|-------|-------|-------|------|-----------|----------------------|-------|-----------|--------------------|------|-----------|--------------------|-------|-----------|--------------------|----|----|
| 1019 | 277 | 1099 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図8・H18年滋賀県の緊急要請で、+30cmに達したと知事から緊急要請が整備局にされたとのことであるが、雨が降れば水位は上がるものでいたし方が無いと考えます。宇治川でも一気に1、2mも上がり危険な状態になることがしばしばです。この緊急要請に対する整備局の考えと、この洪水での被害状況をお教えてください。 | 梅原孝 | 現行の瀬田川洗堰操作規則に基づく、琵琶湖の水位が上昇している状況においても放流制限又は全閉操作をすることがあり得ますので、滋賀県としては必要な要請であったと考えております。 この洪水においては、7月21日17時に琵琶湖の水位がB.S.L.+0.51mまで上昇し、沿岸の田畑において、浸水があったことは確認しております。 | 64 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1020 | 278 | 1100 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 第64回委員会審議資料1-4-1、図20・塔の島地区の河川整備の方針では、断面図も記載されているが、実際にどうなるのかこの図では分かりません。50.0、50.2kmなど各断面における掘削前と現状、掘削後、さらに当初の3m掘削案について断面図に本川、派川ごとのOP基準での水面からの深さ、掘削の深さ、及びその断面積、流速について、平常時と洪水時期、後期放流時期にわけてお示しいただきたい。 | 梅原孝 | 別紙-588, 878, 1100, 1123, 1125, 1190にお示ししているとおりです。 | 64 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1021 | 282 | 1104 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 陸上掘削した堆砂は何処へ、捨てるのか？その運搬手段、経路、時間帯、総経費は？ | 浅野隆彦 | 現時点の検討ではダム下流河川への土砂還元と資源としての有効活用を考えています。今後、具体的な土砂処理計画を検討していきます。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1022 | 283 | 1105 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 既設ダム建設時のバイパス・トンネルの現状を示されたい。 | 浅野隆彦 | 既設ダム建設時のバイパス・トンネルとは、ダム建設時の仮排水路のことかと考えますが、既設ダムの仮排水路(トンネル)はダム完成時に閉塞しております。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1023 | 284 | 1106 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 川上ダムの「年平均想定堆砂量」は、もともと比奈知ダム集水域の地質と似ているとして、3,000m ³ /年で堆砂容量を設計している。この経緯からいくと現実の比奈知ダムと同じ「年平均堆砂量」=7,000m ³ /年に修正するべきではないか？ | 浅野隆彦 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-4-2のスライド7でお示している年平均堆砂量は常時満水位以下の洪水調節容量と不特定容量内の推定堆砂量の値です。比奈知ダムが対象とする容量は830万m ³ で、川上ダムが対象としている容量は510万m ³ であり、異なることから、推定堆砂量が異なります。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1024 | 285 | 1107 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 既設ダムの夫々の低下可能水位と最低水位を示されたい。そして、両方の水位で表出する堆砂量を示されたい。 | 浅野隆彦 | 各ダムの低下可能水位及びその表出堆砂量は、受付番号1080の回答にお示しています。 また、最低水位及び最低水位での表出堆砂量は、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最低水位</th> <th>表出堆砂量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山ダム</td> <td>EL:104.0m</td> <td>2,064千m³</td> </tr> <tr> <td>青蓮寺ダム</td> <td>EL:241.5m</td> <td>625千m³</td> </tr> <tr> <td>布目ダム</td> <td>EL:256.0m</td> <td>164千m³</td> </tr> <tr> <td>比奈知ダム</td> <td>EL:268.3m</td> <td>248千m³</td> </tr> </tbody> </table> | | 最低水位 | 表出堆砂量 | 高山ダム | EL:104.0m | 2,064千m ³ | 青蓮寺ダム | EL:241.5m | 625千m ³ | 布目ダム | EL:256.0m | 164千m ³ | 比奈知ダム | EL:268.3m | 248千m ³ | 65 | 66 |
| | 最低水位 | 表出堆砂量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高山ダム | EL:104.0m | 2,064千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青蓮寺ダム | EL:241.5m | 625千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 布目ダム | EL:256.0m | 164千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 比奈知ダム | EL:268.3m | 248千m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1025 | 286 | 1108 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 幾つかの方法、手段をあげて経費の検討内容を示されたい。 | 浅野隆彦 | 前回までに回答出ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1026 | 287 | 1109 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 堆砂容量内の余剰水量を使えば、全体の既設ダムが連携し、利水損失をカバーできると森川さんは書いている。このような検討をしているなら、その内容を示されたい。 | 浅野隆彦 | 別紙-1109にお示します。 最低水位と低下可能水位の間に堆砂している量は、5ダム全体(室生ダム含む)で現在1,540千m ³ であり、今後増加していくこととなります。そのため、堆砂容量内の水を代替え容量として利用する場合には、浚渫により堆砂を除去する必要があります。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1027 | 288 | 1110 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)第65回委員会(審議資料2-4-2)「既設ダムの長寿命化について(補足説明)」(スライドNo.5)に次の記述があります。 “既設ダムの長寿命化の対象範囲:洪水調節容量から不特定容量までの範囲の堆砂除去を対象としています”また、先般の私達の質問(No.627)に対する回答においても“長寿命化の対象としているのは、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保のため、代替容量を確保することであり、利水容量は対象としておりません”とあります。他方、「陸上掘削」の実施時期についての私達の質問(No.632)に対しては「非洪水期に行う」と回答されています。 となれば、元来「洪水調節容量」が設定されていない非洪水期において、木津川水系の既存ダムのダム湖水位を低下させる方法は、唯一、そのダムの「不特定容量」を川上ダムで代替することだけとなりますが、この理解で宜しいですね？ | 野村東洋夫 | 長寿命化の対象範囲は、各ダムの洪水調節容量から不特定容量までの範囲の堆砂除去を対象としており、第65回委員会審議資料2-4-2(スライド番号11、13、15、17)に示すように、川上ダムの代替え容量を用いて、大河原地点の不特定用水補給あるいは加茂地点の水道用水補給、あるいは枚方地点の水道用水補給を行います。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 1028 | 289 | 1111 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)第65回委員会(審議資料2-4-2)「既設ダムの長寿命化について(補足説明)」 川上ダムの長寿命化容量で代替できる不特定容量は、当然のことながら木津川本川に関するものに限定されますが、(スライドNo.9)からしてこれは大河原地点での高山ダムと青蓮寺ダムだけであることは明かです。そこでこの2ダムそれぞれについて先ず次の数値をお示し下さい。 1)不特定容量(全量) 2)この内、川上ダムで代替可能な容量 | 野村東洋夫 | 川上ダムの代替え容量で補給するのは、不特定補給のみではありません。 1)第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-4-2のスライド6をご参照ください。 2)高山ダムについては、水位低下させる830万m3分を代替可能です。青蓮寺ダムについては、大河原地点での不特定補給量は代替可能です。 | 65 | 66 |
| 1029 | 290 | 1112 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)第65回委員会(審議資料2-4-2)「既設ダムの長寿命化について(補足説明)」 上記(受付番号1111)の質問に関連して、高山ダム、青蓮寺ダムそれぞれの次の数値をお示し下さい。 1)常時満水位でのダム湖の湛水面積 2)不特定容量を川上ダムで代替することにより「新たに」陸上掘削が可能となる面積 3)このことにより浚渫工法から陸上掘削工法への変更が可能となることによる事業費の減少額 4)川上ダムに「長寿命化容量」を設けることに伴う事業費の増加額 | 野村東洋夫 | 1)高山ダム 2.60km2、青蓮寺ダム 0.83km2 2)高山ダム 1.86km2、青蓮寺ダム 0.79km2 3)前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 4)前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 1030 | 291 | 1113 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 代替容量を増やすための建設費用を明らかにしてください。 | 本多委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 1031 | 292 | 1114 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 代替容量を建設し浚渫および掘削の場合と従来の浚渫のみの場合とで1立方メートルあたりの費用差はどれくらいになりますか？ 単価で比較したわかりやすい説明をお願いします。代替容量のための施設費用を計算に入れてください。 | 本多委員 | 前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。 | 65 | 66 |
| 1032 | 293 | 1115 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 浚渫の従来の方法の場合、1年間に全ダムで採取できる量は、どれくらいですか？ | 本多委員 | 浚渫量は掘削機械の能力に異なりますが、これ以上堆砂を増やさないために除去しなければならない量は、年間(平均)約4万m3です。 | 65 | 66 |
| 1033 | 294 | 1116 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 二つの方法の1年間に取れる量の比較、および上記のその単価の比較をわかりやすく示してください。 | 本多委員 | 堆砂除去量は、機械規模能力により異なります。 年間(平均)除去量を4万m3とした場合の費用は、浚渫(約35000円/m3)では、約14億円であり、陸上掘削(4300円/m3)では、約1.7億となります。 | 65 | 66 |
| 1034 | 295 | 1117 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ①水位を下げて堆砂を除去する期間、利水補給される地点より上流、ダム直下流の河川区間では現在より著しく流量が少なくなると考えてよいのか。その期間は、凡そどの程度になるのか。 | 村上委員 | ダム直下流の河川の流量は、著しく流量が少なくなるわけではなく、川上ダムから代替補給する流量分だけ少なくなります。 | 65 | 66 |
| 1035 | 296 | 1118 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ②水位を下けている期間ダム湖の水深が浅くなり、特に冬季は水温躍層が解消されるためもあり、湖水の攪乱と底泥の巻き上げがおきやすく、全層が著しく濁る可能性があるように思われるのがかか。 | 村上委員 | 木津川上流ダム群において、これまでも冬期の利水補給により水位低下は生じておりますが、濁水による問題は特段生じておりません。 | 65 | 66 |
| 1036 | 297 | 1119 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について ③土砂の除去作業中、ダム湖内に濁りが流れ込む可能性はないか、あれば防止策は検討されているのか。 | 村上委員 | 通常の河川工事と同様に、濁水を生じさせないような対策を行います。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 1037 | 302 | 1124 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 第64回委員会(H19.10.6)審議資料1-4-1「淀川水系河川整備計画原案について 塔の島地区の河川整備事業」で「◆景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施するため、塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ、最小限の掘削(最深部約0.4m)で対処する方針(平常時の水面は50~90cm下がる)」としている。「塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ」という記述はあたかも検討委員会が結論をまとめたあるいは意見書をまとめたように人々に錯覚させるのであって、やめるべきだ。検討委員会は今春休止しており、意見書はまとめていない。 | 藪田秀雄 | 委員会では河道掘削案として、環境、景観、利用等について一定の方向が示されたと認識しています。また、第6回委員会では個別テーマについて継続的に委員の意見を伺う事が確認されています。その一環として、10月25日には検討委員への報告会を開き、意見を頂いており、同様の主旨で、11月4日には一般の方々のご意見を伺いました。今後も引き続きご意見を伺います。 | 64 | 66 |
| 1038 | 303 | 1125 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 「最深河床部 m」という言葉は第59回委員会提出の資料から初めて使用された。回答では「0.4m掘削とは、以前の3m掘削計画との比較で、表現しており、現在の最深河床からの掘削深さになります。」としている。 淀川河川事務所長の諮問機関であった「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会第3回委員会資料 平成13年3月16日」の「1、治水対策と環境対策に配慮した河道掘削断面 治水対策断面」で「本川平均河床高から概ね1.1mの掘削」としている。 「平均河床高から m」と「最深河床部 m」は明らかに異なるものではないか。なぜ「平均河床高から m」を「最深河床部 m」に変更したのか説明されたい。 最深河床部からを用いれば、0.4mという数字は河床掘削量が小さいような錯覚に陥られるが、実際は水位が0.8m低下することから見て掘削量は大きい。 | 藪田秀雄 | 当時平均河床高を基準にして説明しておりましたが、イメージし難いため、最深河床高と水位の変化で説明するようにしました。 なお、詳細については別紙-588、878、1100、1123、1125、1190にお示ししているとおりです。 | 59 | 66 |
| 1039 | 304 | 1126 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」は、流下能力の増大を図る4つの対策(対策①:宇治右岸(宇治山田)のセトバック、対策②:締切堤撤去、対策③:塔の川導水管撤去(L=130m:水位計まで)、④:亀石下流の道路嵩上げ(右岸)を示し、①~④を実施した場合、現況流下能力890m ³ /sが対策後流下能力1120m ³ /sになるとしている。 890m ³ /sと1,120m ³ /sの差 230m ³ /sの根拠を説明されたい。①~④のそれぞれの効果を示されたい。 また対策①宇治川右岸(宇治山田護岸工事・亀石遊歩道の設置)をセトバックでなく、完全撤去した場合の対策①~④対策後の流下能力を示されたい。 | 藪田秀雄 | 各対策の効果は下記のとおりです。 また、宇治山田護岸については、緩勾配化する低水部を除いてほぼ撤去することにして います。 対策案.....流下能力 現況.....890m ³ /s 対策①案.....940m ³ /s 対策①+②案.....1030m ³ /s 対策①+②+③案.....1050m ³ /s 対策①+②+③+④案.....1120m ³ /s | 64 | 66 |
| 1040 | 317 | 1139 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 洪水ピーク流量(10月25日には、それは山科川合流点の直上流での値であると説明されました)1500m ³ /Sは河川整備計画原案の計画流量ですか。もしそうでない場合は1500m ³ /Sはいかなる計画規模のもので、その計画規模は河川整備計画原案のそれと一致しますか。そして河川整備計画原案の計画流量はいくらで計画規模はいかなるものですか。また既往最大流量(昭和28年水害時?)はいくらですか。 | 奥西一夫 | 桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるために、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は約1500m ³ /sとなります。また、原案では宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図ることとしています。 なお、昭和28年13号台風により宇治川向島で最大流量1,780m ³ /sを記録しております。 | 63 | 66 |
| 1041 | 318 | 1140 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 10月25日に説明された天ヶ瀬ダムから山科川までの残流域(但し山科川の集水域は含まない)と、天ヶ瀬ダムから宇治橋までの残流域はそれぞれいくらか(国土交通省側は10月25日の報告会でこの質問に対する回答を、河川工学は精度が粗いという理由で拒否されましたが、これは精度の問題ではなく、論理性的の問題です)。 | 奥西一夫 | 天ヶ瀬ダムから山科川までの残流域は27km ² です。天ヶ瀬ダムから宇治橋までの残流域は16.8km ² です。 | 63 | 66 |
| 1042 | 319 | 1141 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 琵琶湖からの後期放流時に1500m ³ /Sの放流が必要と説明されていますが、その時に琵琶湖、大戸川などの主要流入河川、および残留域から流出する流量はそれぞれいくらかと計算されていますか(その合計が1500m ³ /Sとなる筈ですが、そうでない場合は理由を教えてください)。またこれらの流量はピーク流量ではないはずですが、どのような考え方に基づいて計算されていますか。 | 奥西一夫 | 瀬田川洗堰からの放流量は、大戸川合流後に最大1500m ³ /sとなるよう洗堰から調節して放流することとしており、残流域等から流出する流量は特に見込んでおりません。 | 63 | 66 |
| 1043 | 320 | 1142 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 1-1、スライド2の「代替容量の確保による効率的な堆砂対策」の枠に「○貯水池の底質には有機物も含まれ、溶出による水質悪化が懸念されるが、堆砂除去により水質向上も期待」とありますが、このことは代替容量を確保しない方法による堆砂除去でもいえるのではないのでしょうか。 | 千代延委員 | 代替容量を確保しない方法による堆砂除去としては、水上からの浚渫でも、同様なことが言えますが、水中であるため、掘削の際、有機物を水中に拡散させる恐れもあります。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 1044 | 321 | 1143 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 スライド4で「川上ダムに長寿命化容量を確保する理由」として四つ上げられています。しかし、「社会資本の急速な老朽化の中、ライフサイクルの縮減を念頭においた計画的な維持管理・更新が必要なこと」、および「ダム本体は半永久構造物であるが、堆砂の進行による機能低下が課題であること」の二つは、ダムの堆砂除去に関して一般的にいえることであり、長寿命化容量の確保の理由ではないのではないのでしょうか。 また、「木津川水系には複数のダムがあること長寿命化のために川上ダムにおいて代替容量の確保が可能であること」というのも、長寿命容量の確保の理由にはならないと思いますが如何でしょうか。 | 千代延委員 | 堆砂対策として最も経済的な方法ということで、木津川上流ダム群では事業中の川上ダムに代替容量を確保して水位低下による陸上掘削を採用したものです。 | 65 | 66 |
| 1045 | 322 | 1144 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 「複数のダムがある水系では代替容量を確保し、水位低下させて陸上掘削を行うことによりライフサイクルコストの縮減が可能であること」というのが、唯一川上ダムに長寿命化容量を確保の理由になると理解しています。従って、もしライフサイクルコストの縮減が可能という見通しがえられなければ、川上ダムに長寿命化容量を確保する理由はなくなると思いますが、この理解でよろしいでしょうか。 | 千代延委員 | もっとも経済的と判断して、川上ダムに長寿命化容量を確保したものですので、長寿命化施策の実施により、ライフサイクルコストの縮減が可能であると考えています。 | 65 | 66 |
| 1046 | 323 | 1145 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 スライド5で「長寿命化施策の対象」として、「洪水調節容量の確保」および「不特定容量の確保」を優先するとしていますが、「不特定容量の確保」より「利水容量の確保」が優先されるべきではないでしょうか。理由は、利水目的でダムを造ることはありますが、不特定容量確保の目的だけでダムを造ることはないと思うからです。 | 千代延委員 | スライド5にお示しているとおり、国民の生命・財産に直接関係する洪水調節容量の確保、並びに河川環境の保全に資する不特定容量の確保を第一と考えました。 | 65 | 66 |
| 1047 | 324 | 1146 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 同じくスライド5で、長寿命化の運用方法が示されていますが、洪水調節容量の範囲の堆砂除去については、可能な限り洪水期に堆砂除去をすればよいと思います(洪水があり洪水調節容量分が水面下にあるときは工事を中断すればよい)。如何でしょうか。これができないのであれば、その理由を説明してください。 | 千代延委員 | 洪水期に堆砂除去を行うためには、地域特性や堆砂形状を踏まえ工事の安全性や経済性を考慮する必要があると考えています。上流域に位置し流域面積が小さい比奈知ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、川上ダムについては、急な降雨による急激な水位上昇の可能性があるため洪水期に掘削工事を実施することは困難と考えています。高山ダムについては、流域面積が大きく、かつ上流にダムがあるため出水の事前予測が可能であり、安全を確保した上で洪水期の掘削工事の実施は可能と考えています。高山ダムについては堆砂除去量が多いため、洪水期の陸上掘削も含めた上で効率的な堆砂除去計画を検討して行きます。 また洪水期の洪水調節容量の下には不特定容量がありますので、この部分の堆砂除去は、非洪水期にそこまで水位を下げて実施する必要があります。 | 65 | 66 |
| 1048 | 325 | 1147 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 スライドNo.6に関連してですが、高山ダム他四つのダムの“常時満水位以下の洪水調節容量+不特定容量”までの水位はそれぞれいくらでしょうか。ご教示ください。 | 千代延委員 | 別紙-11477にお示します。 | 65 | 66 |
| 1049 | 326 | 1148 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (川上ダム)既設ダムの長寿命化について 第65回委員会における説明に対する質問 スライドNo.7についてですが、「常時満水位以下の洪水調節容量と不特定容量」に堆積している堆砂の量は、高山ダムで1178千m3、青蓮寺ダムで190千m3となっています。 しかし、第二次委員会のとき、ダム等管理フォローアップの際いただきました「高山ダム定期報告書(案)」及び「青蓮寺ダム定期報告書(案)」によりますと、高山ダムにおけるダムの有効容量内堆砂量は1150千m3(平成18年1月調査)、青蓮寺ダムにおけるダムの有効容量内堆砂量は370千m3[平成17年12月調査]となっています。私は、「常時満水位以下の洪水調節容量と不特定容量」に堆積しているとされている堆砂量は、いずれも相当過大だと思われま。是非とも確認をお願いします。 | 千代延委員 | 現在確認しています。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 1050 | 327 | 1149 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (川上ダム)既設ダムの長寿命化について第65回委員会における説明に対する質問 川上ダムの代替容量を用いての補給ですが、次のいずれの場合も8300千m3の代替容量で足りるのか強い疑問があります。スライドNo.11の高山ダムの場合、スライドNo.13比奈知ダムの場合、及びスライドNo.15の青蓮寺ダムの場合、それぞれについてご説明をお願いいたします。 | 千代延委員 | 不特定容量をみると、高山ダム以外は川上ダムの代替容量830万m3以内となっており、対応可能です。高山ダムについては、スライド11にお示ししたとおり、830万m3では全て補給出来ないかと判断し、高山ダムに830万m3を超える部分の不特定容量を確保しています。 | 65 | 66 |
| 1051 | 339 | 1161 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 河川管理者の大方針は、「流域全体の安全度の向上を図るため、上下流バランスを確保しつつ、河道において洪水を(せめて戦後最大洪水を)安全に流下させる」ということにあると理解していますが、戦後最大洪水で検証した場合、上下流がバランスしていれば、戦後最大洪水の1.5倍、あるいは2.0倍の超過洪水が起こっても、上下流のバランスは崩れないといえるのでしょうか。ご教示ください。 | 千代延委員 | 1.5倍、2.0倍、2.5倍の時の整備前後の水位関係については、別添の「降雨規模と水位の変化について」にお示しているのとおりです。 | 65 | 66 |
| 1052 | 340 | 1162 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 基本高水流量の設定等に関し、従来48時間雨量を使っていたが、今次基本方針および整備計画においては、すべて24時間雨量を使っているという説明があったと思いますが、淀川水系のような相当広域な水系で問題ないのでしょうか。上流に降った雨が、24時間以上かけて下流に到達するケースは珍しいことではないはずですが。ご説明をお願いします。 | 千代延委員 | ・第66回委員会にてお示しする予定です。 | 65 | 66 |
| 1053 | 342 | 1164 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 基礎案P.29に、ダム計画の方針として「(1)治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。(2)他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」と記述されています。今次原案においても、この方針は変わっていないと思いますが、この認識でよろしいでしょうか。 | 千代延委員 | ダムの必要性は、治水・利水面での必要性や緊急性を踏まえ、費用対効果や環境等への影響を総合的に勘案して判断すべきものであり、基礎案における考え方と相違はありません。 | 65 | 66 |
| 1054 | 343 | 1165 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 多目的ダムの場合、いくつかの目的の内一つの目的で、例えば治水のために、ダム建設によることが「ダム計画の方針」に照らしても妥当と判断された場合、他の目的については、例えば利水について、治水と同様「他の河川事業にもまして、慎重に検討する」ということはされないのですか。もしある目的でダムを造らざるをえないと判断された場合、ダムの当初計画の大きさを超えない範囲なら、他の目的については代替案の調査・検討などほどほどにして、ダム建設による対応を選択されるのでしょうか。 もっと具体的に言えば、川上ダムが治水のためにどうしても必要と判断された場合、利水については手間のかかる代替案によるよりも、川上ダムによるという選択をされるのでしょうか。 | 千代延委員 | 水源の確保策については、地域の将来計画や利水安全度等も考慮して代替案を検討され、各利水者が判断されるものです。 | 65 | 66 |
| 1055 | 344 | 1166 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 環境に良いダムはないと思います。どうしてもダムを建設せざるを得ない選択をした場合でも、ダムの規模はできるだけ小さくするよう最大限努力するお考えはありますか。 | 千代延委員 | ダム堤体の規模は、必要とされる容量、ダムサイトの地形、地質、環境等への影響やコストを総合的に勘案して設定するものです。 | 64 | 66 |
| 1056 | 345 | 1167 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | (丹生ダム) 2年前の「5ダムの方針」で提案された丹生ダムの案は、「調査検討のとりまとめ」で、河川管理者自ら次のように評価されています。 ・丹生ダムに、治水容量をこれまでの計画に加えて約20000千m3確保するとともに、瀬田川の流下能力を現行計画の800m3/sから1000m3/s(BSL±0m)に増大するという対策により、「琵琶湖の治水面でのリスクを増大させることなく、効果的・効率的に異常洪水対策としての効果をえられます」と。 ・「琵琶湖の水位低下抑制による環境上の効果まで期待できます」と。 ・「専ら洪水調節を行う治水ダムとして年間を通して貯留を行わない方向になることから、これによる影響(例えば、融雪水を貯留することによる琵琶湖への影響)は軽減されるものと考えています」と。 自らこのように大きく評価されているにもかかわらず、何故今次原案では、A案とB案の選択といういわば逆戻りの状態になったのでしょうか。ご説明ください。 | 千代延委員 | 「淀川水系5ダムの方針(H17.7.1)」は、関係者との調整を行い計画内容を確定していくためのたたき台として提示いたしました。この方針については、漏水対策容量を琵琶湖に確保した場合に生じる琵琶湖治水リスク解消策の確実性、従来型ダムと流水型ダムとの貯水池、下流河川、琵琶湖への環境影響に関する指摘が流域委員会、住民、自治体から寄せられ、この結果、現時点でダムタイプを確定するに至る状況にないと判断しました。このため、今後、滋賀県と共同で調査検討を実施したうえでダムタイプを確定させることとしました。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|-------|--|-----------|-----------|
| 1057 | 346 | 1168 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (丹生ダム) 丹生ダムの(A案)、(B案)とも、異常渇水対策としての緊急水の補給量は、当初計画である40500千m3が踏襲されています。この40500千m3は、どのような根拠で出てきたのでしょうか。 | 千代延委員 | (A案)においては、丹生ダムの既定計画において、ダムサイトの地形上の制約から貯水容量に限度があり、洪水調節容量、利水容量、堆砂容量に必要な容量を除いた容量約4000万m3が異常渇水対策容量として確保できる容量となっています。 (B案)においては、琵琶湖に渇水対策容量を確保した場合、琵琶湖の通常水位をこれまでより高めに維持することになるため、琵琶湖周辺の治水面でリスクを高めてしまいます。このため、洪水時には琵琶湖のピーク水位を現行計画で想定しているピーク水位以上には上昇させないための治水対策をあらかじめ実施しておく必要があります。その対策の一つが、丹生ダムにおいて琵琶湖周辺の治水リスクを増大させないための洪水調節容量を確保すること、もう一つは瀬田川の流下能力を増大させることにより琵琶湖からの流出量を増やし事前放流を確実に行うことです。丹生ダムに洪水調節容量を確保すれば、琵琶湖の水位上昇を抑制することが可能ですが、その抑制幅は降雨パターン毎に限界があるため、琵琶湖流域の主要な実績洪水を用いてシミュレーションを実施し、その結果、全ての降雨パターンにおいて抑制し得るのは最小の場合で7cmであり、その水位に相当する琵琶湖の容量が約4000万m3となります。 | 65 | 66 |
| 1058 | 347 | 1169 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (天ヶ瀬ダム) 天ヶ瀬ダムの「二次調節」(現行放流量160m3/s)を実施されたのは、これまでいくつかの洪水のときですか。その時、二次調節容量が満杯になったことがあります。 | 千代延委員 | 昭和40年9月の台風24号による洪水の際に、二次調節を実施しています。その際、二次調節後の最高貯水位は76.73mに達しており、有効貯水容量内の貯水量は約1,700万m3となっております。 | 65 | 66 |
| 1059 | 348 | 1170 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (天ヶ瀬ダム) 現行天ヶ瀬ダム操作規則では、「二次調節」の時の放流量は160m3/sと規定されていますが、この160m3/sはどのようにして導き出された数値ですか。 | 千代延委員 | 天ヶ瀬ダムは昭和28年13号台風を契機に計画・建設されております。天ヶ瀬ダムの基本計画は、昭和28年13号台風実績洪水を元に作成しているもので、淀川本川が洪水時には天ヶ瀬ダムからの放流量を160m3/sまで減少させることにより、淀川本川の洪水を安全に流下させるものです。 | 65 | 66 |
| 1060 | 354 | 1176 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 昭和36年6月洪水による被害実績と、同一の琵琶湖水位の条件(最高水位、時間変化等)において、現状の施設整備水準及び操作規則を想定した被害シミュレーションとの比較を行ってください。「河川」誌2002年3月号において児玉氏が比較されているように、琵琶湖沿岸地域の浸水条件は格段に改善されているのは既知のことである。天ヶ瀬再開発事業の効果を予測するために多くのシミュレーションが行われているが、浸水条件改善のためには多様な手法が想定される。そうした検討のためにも、上記の比較検討は重要と考えられる。 | 中川学 | 平成7年の実績と昭和36年のシミュレーション結果に差異が生じた原因としては、以下のとおりと考えられます。 ・浸水戸数の平成7年実績は、報告があった数値をあげているため、報告が無かった箇所や平成7年に以降に新たに新築された所は含まれていないこと。 ・浸水面積の平成7年実績は、現地調査による結果であるが、琵琶湖ピーク水位が生じた日時に必ずしも調査が出来ていないこと。 | 65 | 66 |
| 1061 | 358 | 1180 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 (受付番号1179)の質問のとおり、宇治のシンボル景観である塔の島一帯の景観保全のためには、改修計画流量を1500 m3/sとすることは問題であるが、加えて、想定される宇治川洪水流量を前提とした場合にも、1500 m3/s改修には根拠がなく再検討すべきである。 先ず「淀川水系河川整備基本方針」において、「宇治地点」の計画高水流量は1500 m3/sとされているが、これは塔の島地点より約5km下流の山科川合流前地点における流出量であって、宇治橋地点のものでないことは先の質問(No.786)への回答から明らかである。この回答によれば、天ヶ瀬ダムからの放流量は1140 m3/sであるから、塔の島地点ではこれにプラスα程度のもので、1500 m3/sよりはるかに小さい流量で済むことが明らかである。次により重要なポイントは、現在住民意見を反映して策定されようとしているのは、「淀川水系河川整備計画」であるが、この原案に示された改修計画流量が、基本方針流量(1500 m3/s)よりさらに小さいことである。この点については、宮本委員も質問No.576により指摘されていることであるが、「宇治地点」(山科川合流前地点)における計画流量は1100 m3/sであり、塔の島地点ではさらに小さな数値となることが明らかである。 以上に見たとおり、塔の島地区の改修計画流量を1500 m3/sとすることは、宇治のシンボル景観保全の上では既に破綻しており、加えて、「宇治川水系河川整備基本方針」においても、「宇治川水系河川整備計画原案」においても根拠のない数値なのである。塔の島地区の改修計画流量を1500 m3/sにこだわることではなく、安全に流し得る適正な数値に設定するならば、亀石が干上がらないような対策や、放水路化した河道を改善し、自然豊かな河道に復元することも可能と考えられる。琵琶湖沿岸地域の安全、宇治川洪水からの安全、そして塔の島景観の保全回復という三要素を満足する改修流量を、再度、白紙から検討し直すべきである。 | 中川学 | 通常、河道の配分流量を設定する際には、一定区間を一つの単位として設定します。従来より宇治川では、山科川合流点上流を一つの区間とし、計画の河道配分流量を1500m3/sとしています。この区間を代表する地点を宇治(宇治橋付近)としています。また、現状で戦後最大洪水である昭和28年台風23号の実績降雨が起こった場合、宇治地点の流量は約1100m3/sになります。しかし、桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるために、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は約1500m3/sとなります。また、原案では宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図ることとしています。このことにより、宇治地点においても塔の島地区の改修効果と相まって天ヶ瀬ダムの安全度が向上し、治水より安全になることとなります。 | 64 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--|------|--|-----------|-----------|
| 1062 | 360 | 1182 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 淀川、宇治川の洪水時に琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は、淀川、宇治川の流量を低減させるために放流制限または全開操作をおこなわれるとの説明ですが、現時点において、戦後最大の降雨があれば天ヶ瀬ダムで洪水対応を行なわれ、これに対応して瀬田川洗堰の水位操作が行なわれますが、この戦後最大の洪水(5313)に対して琵琶湖の水位上昇は何センチで、貯水量は何万トンになるのですか、具体的に説明していただきたい。同じ条件で洗堰が全開したら琵琶湖の水位は何センチ下がりますか、その効果について教えていただきたい。 | 山岡久和 | 昭和28年9月洪水を、現状河道で再現した計算結果は、以下のとおりです。 ・琵琶湖最高水位：B.S.L.+0.36m ・制限水位を超過してから琵琶湖水位が最高水位に達するまでの時間における琵琶湖の貯留量：約5億m ³ 昭和28年9月洪水時には、放流制限及び全開操作が必要な状態でありまして、洗堰の全開を想定することはありえません。 | 65 | 66 |
| 1063 | 361 | 1183 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖の水位上昇による浸水被害の実態については琵琶湖総合開発事業等によりほぼ解消されており、現状の浸水被害(床下浸水)は内水排除の問題であると聞いておりますが、徐々に上昇するわずか数センチの水位を下げるために瀬田川・洗堰・鹿跳び溪谷・天ヶ瀬ダム再開発事業・塔の島地区の開削を行ったから完全に解決するものでも無いと聞いておりますが、戦後最大の洪水に対して琵琶湖の浸水被害にどれ位の効果があるのか具体的に説明していただきたい。 | 山岡久和 | 琵琶湖の水位が戦後最大である昭和36年6月洪水の浸水被害の軽減効果については、第63回流域委員会(07.09.26)審議資料2-21においてお示したところです。 | 65 | 66 |
| 1064 | 362 | 1184 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 琵琶湖の浸水被害といわれる、わずか数軒(床下浸水)の移転等の補償や元々水陸移行帯としての農地補償、もしくは内水排除等の対策で解決できるように思いますが、費用対効果と環境の視点から検討していただいていると思いますので、金額と関係する機関との協議状況を示して説明していただきたい。 | 山岡久和 | 琵琶湖の水位が高くなるに従い、浸水戸数は著しく増加することは、第29回琵琶湖部会(04.11.08)審議資料2-21において、すでにお示したところです。 また、このような被害に対して、内水排除施設の増強等によって対応することについては、第2回ダムWG(04.07.18)資料4-21において、すでにお示したところです。 補償についての考え方は、第45回委員会(05.08.24)資料1-4-5において、お示したところです。 | 65 | 66 |
| 1065 | 363 | 1185 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 宇治川についてお尋ねします。まず、基本高水ピーク流量が宇治地点において工事実施基本計画では2,800m ³ /sですが河川整備基本方針では2,600m ³ /sに、また、計画降雨量についても下方修正がされています。これらのことは宇治地点における1,500m ³ /sの流下能力とどのようにかかわっているのか説明していただきたい。 | 山岡久和 | 宇治地点における流量は、天ヶ瀬ダムによる調節後の流量であるため、天ヶ瀬ダムによる洪水調節が可能な規模の洪水の場合は、天ヶ瀬ダムからの放流量は天ヶ瀬ダムへの流入量の大小によらず、1140m ³ /s一定となります。したがって宇治地点の流量は天ヶ瀬ダムの放流量と残流域からの合流量により決定されます。質問1172でもお答えしていますように、昭和47年台風20号型はこの2つのピークが重なり、1500m ³ /sとなっています。 | 65 | 66 |
| 1066 | 364 | 1186 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 宇治川の戦後最大洪水は昭和28年9月の洪水時の最大到達流量は約1,100m ³ /sと想定され、1,500m ³ /sは宇治1/150計画規模の洪水の流量であるとの説明ですが、今回の整備計画は20～30年を目標に定めるのでありますが、この目標でも、今までの実績からして全ての整備が出来ると思いませんが、何故、最終目標の100年とも200年ともかかると言われる「淀川水系河川整備基本方針」の目標を持ち出されるのかわかりません。もっと時間をかけて多くの意見を反映させる努力と検討をすべきことであると思いますが、何故、急いで1,500m ³ /sの開削を行いたいのか説明していただきたい。 | 山岡久和 | 現状で戦後最大洪水である昭和28年台風23号の実績降雨が起こった場合、宇治地点の流量は約1100m ³ /sになります。しかし、桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるために、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は約1500m ³ /sとなります。また、原案では宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図ることとしています。このことにより、宇治地点においても塔の島地区の改修効果と相まって天ヶ瀬ダムの安全度が向上し、治水より安全になることとなります。 | 65 | 66 |
| 1067 | 365 | 1187 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 天ヶ瀬ダムの放流量増大は、水系全体として戦後最大洪水に対応すると共に琵琶湖の後期放流のために必要となるもの言われていますが、天ヶ瀬ダムからの放流量は1,140m ³ /sで、宇治地点まで300m ³ /s流入することになっておりますが宇治発電所の60m ³ /sは示されていますが、その5倍の流量がどこから流入するのかわかりません。具体的に説明していただきたい。 | 山岡久和 | 山科川合流点から天ヶ瀬ダム下流までの流入河川を一つの小流域として計算しています。 実際の流出計算結果は以下のとおりです。 宇治1/150(昭和47年台風20号型) 天ヶ瀬ダム放流量：1140m ³ /s 宇治発電所放流量：60m ³ /s 宇治残流域：約300m ³ /s | 65 | 66 |
| 1068 | 366 | 1188 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 | 1,500m ³ /sは山科川合流点上流からの流出量が含まれるとの説明でありましたが、それでは、弥陀次郎川、戦川、白川、志津川、カット排水、樋門、樋管、発電放流等から流入する流量は天ヶ瀬ダムからの放流量をコントロールされることと思いますが、その総水量をどのようにして確認されますか説明していただきたい。 | 山岡久和 | 天ヶ瀬ダムの放流量は、ダムへの流入量と枚方地点水位を勘案し決定しています | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|---|------|--|-----------|-----------|
| 1069 | 367 | 1189 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダムが発電放流量(186.4m ³ /Sの水利権あり)はダムからの放流に含まれるとの説明 がありますが、今日まで発電放流されていますが、天ヶ瀬ダムの放流量はゼロであります。 天ヶ瀬ダムの放流量としていくらかからカウントされるのか、また、公表されていないだけなの か説明していただきたい。 | 山岡久和 | 天ヶ瀬ダムからの放流口は、ダム本体のゲートと天ヶ瀬発電所からの二つに大別されま す。 基本的に洪水時(ここでは発電水利権以上の場合)と湯水時(ここでは概ね15m ³ /s以下)以 外は、天ヶ瀬発電所からの発電放流となっています。 回答がご質問の主旨と異なっている場合は、具体的にご質問いただければ再度、回答さ せていただきます。 | 65 | 66 |
| 1070 | 368 | 1190 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 塔の島地区の整備の説明で塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ、 最小限の掘削とし、最深河床部約0.4mで対処する方針とありますが、この委員会を傍聴し ていましたがこのような結論にはなっていないか。 そこでお尋ねしますが、もし、流域委員会委員も誰も知らない具体的場所も解らない河床最 深部0.4m掘削することになるならば現状からして2m~3mの掘削になり、宇治川の戦後最 大の洪水流量よりはるかに大きい琵琶湖の後期放流1,500m ³ /Sのための放水路になるの ではないかと危惧しています。少なくとも、先ず、一般の人々が判る現況平面図に両岸部の 現況横断面図(1/100~1/200位)複数ヶ所に計画ラインを示して説明するべきと思いますの で説明をしていただきたい。現在示されています51.2K付近の断面模式図では、流域委員 会委員も含めて誰も解らないと思います。 | 山岡久和 | 委員会で河道掘削案として環境、景観、利用等について一定の方向が示されたと認識 しています。また第6回委員会では個別のテーマについて継続的に委員の意見を伺う事 が確認されています。計画図については別紙-588, 878, 1100, 1123, 1125, 11 90にお示しているのとおりです。 | 65 | 66 |
| 1071 | 369 | 1191 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案では、宇治川洪水を防ぐには塔の島付近での流量をいくと設定しているのですか？ | 小松正明 | 宇治地点において、150年に1度の洪水に対応するため1500m ³ /s河道整備が必要で す。そしてその前提として、宇治川が危険な状態になると、瀬田川洗堰を全閉し、琵琶湖 からの放流量をゼロとする計画になっていますが、琵琶湖からの後期放流を増やして琵 琶湖の水上昇をできるだけ抑えることも必要であり、宇治川の洪水対応のための河川断 面を利用して、後期放流を1500m ³ /sとすることにしています。基礎案でも琵琶湖後期放流 の対応は位置付けておりましたが、原案ではそれに加えて淀川全体で戦後最大洪水へ の対応を行うこととしています。桂川、木津川で戦後最大洪水を安全に流下させるため に、原案に記載しているメニューが必要となり、そのための整備を行うと宇治地点流量は 約1500m ³ /sとなります。この洪水についても安全に流下させることができます。 | - | 66 |
| 1072 | 370 | 1192 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案では、1500トン放流のために河床を掘った場合、どのようにして「亀石」をただの岩の 塊ではなく「亀石」として存在させるのですか？ | 小松正明 | 亀石の対策については、河床掘削に伴う水位低下により亀石が亀石らしく見える日数が 減ると認識しており付近の水位低下が少なくなるよう河床形状を検討中です。 | - | 66 |
| 1073 | 371 | 1193 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案では、六石山付近に内径10メートルを超えるトンネルを掘るとありますが、そのあたり は落石が相次ぎ絶えず防災工事をしているところではないですか。ダム本体にまで取り返 しのつかないダメージを与えるではありませんか？安全性の根拠を示してください。 | 小松正明 | ダム本体端部よりほぼ100m離れると基礎岩盤の応力変位の影響を受けることはなくな ります。従って、放水路トンネルの離隔距離は150m以上確保する予定であることから安 全と考えています。 | - | 66 |
| 1074 | 372 | 1194 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 原案では景観と環境を守るとしていますが、原案を作った人びとはほんの30年前の塔の島 付近の様子をご存知なのですか。小さな子どもが水遊びできた塔の島を体感したことがあ るのでしょうか？原案のとおり、これ以上河床を掘れば景観や親水性、環境はどうなと考 えておられるのですか？今でも危険な流れの水路となってしまうのに、確実に一層 悪くなると私は思いますがいかがですか？2つの世界遺産をはぐくんできた宇治川・塔の島 付近の景観は世界に誇る宇治市民の宝です。宇治川洪水を防ぐための河川整備は必要で すが、そのための以上の破壊は許せません。宇治川洪水防止のためには、締め切り堤の撤 去、導水管の撤去、興聖寺付近の埋め立て部分の撤去によりほぼ必要流量が確保でき ると考えますがいかがでしょうか？ | 小松正明 | これまでに塔の島地区の整備に関する検討委員会を設置し、学識経験者や地元の有識 者の皆さんに検討を頂き、河道掘削案として、環境、景観、利用等について一定の方向が 示されたと認識しています。特に安全面では親水性を高めるために、河原の再生等により 河岸沿いの水深を小さくすることとしています。また、①宇治山田護岸のセットバック②締 切堤撤去③塔の川導水管撤去④亀石下流の道路嵩上げの4対策を実施したとしても、1 500m ³ /sに対し380m ³ /s分が不足することとなります。 | - | 66 |
| 1075 | 373 | 1195 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 琵琶湖後期放流のために1500トンの流量を確保するとしていますが、仮にそれを1200ト ンとした場合、1500トンの場合と比べて、どのような被害がどれだけ大きくなるか教えてくだ さい。 | 小松正明 | 後期放流が1500m ³ /sの場合の琵琶湖水位の変化については、第63回委員会審議資料 2-2スライド11で示しております。なお、1200m ³ /sの場合はその場合と比べ、効果はほぼ 半減します。 | - | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|--|------|--|-----------|-----------|
| 1076 | 374 | 1196 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発事業 天ヶ瀬ダムからの放流トンネルが左岸側の岩盤をくり貫いて掘削されるように計画されているが、安全性は確保されるのか？ダム本体には非常に大きな水圧が作用しているが、天ヶ瀬ダムはアーチ式ダムであるから、この強大な応力はダムサイトの岩盤に伝えられ、ダムはその岩盤に支えられて安定しているわけである。つまり岩盤にはダム湖岸から直接作用する水圧だけでなく、ダム本体から伝わる強大な応力が作用しているわけである。こうした条件下において、新たに入り口で直径12m、出口で26mの大きさの、水路トンネルとしては日本一（国交省/パンプ）という巨大なトンネルを掘削するというわけである。当然地山に大きな影響を与えることとなるが、岩盤強度に問題はないのか。左岸側には既に、ダム工事の時に掘削された転流トンネルと府営水道の導水トンネルが存在しており、言わば穴だらけの状態である。トンネル掘削時の発破により、地山の岩盤に緩みを生じること考えられる。岩盤内の応力バランスが崩れて破壊されることはないのか、断層の存在も指摘されているが、地震時にも安全と言えるのか大いに不安である。もし万が一、ダムサイトが崩壊するような事態となれば、ダム決壊につながるのとは必定である。直下には人口19万人の宇治市街地があり、さらには淀川下流部の大都市が控えており、被害の地獄図は凡そ描ききれぬものではない。事業者として、こうした不安に胸を張って答えられるのか？具体的な検討結果を数値として示されるよう、以下の質問にお答え願います。 ①水路トンネルの計画に当たって、以上の複雑な応力条件をどのように反映しているのか、計算モデルを明らかにすること。 ②新たにトンネルを掘削することにより、地盤強度への影響が懸念されるが、ダムの支持岩盤としてどのように評価しているのか。安定計算のモデルを明らかにすること。 ③以上それぞれの安定計算において、安全率はいくらになっているのか。 | 中川学 | トンネル掘削によるダム本体への影響については、ダム構造設計検討委員会で、トンネル掘削位置がダム本体端部よりどの程度離れたら影響がなくなるのかを有限要素法により検討しています。その結果は質問1193で回答したとおり、ダム本体端部より100m離れると基礎岩盤の応力変位の影響を受けなくなります。トンネルの離隔距離は150m以上確保する予定であることから安全と考えています。 | 63 | 66 |
| 1077 | 375 | 1197 | 4.3 | 4.3.3 | 4.3.3上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策 天ヶ瀬ダム再開発事業により、宇治川改修計画流量を1500m ³ /sとすることには根拠がないことは、先の質問で述べたとおりである。唯一目的として説明されるのは、琵琶湖沿岸低地部の浸水被害の軽減である。 ところで、本事業は国交省による国直轄事業として実施されようとしているものであるが、この場合河川法の規定により、都道府県には事業費の3分の1の負担義務が発生することになる。つまり天ヶ瀬ダムをはじめ宇治川塔の島地区の所在地である京都府の負担とされるわけである。天ヶ瀬ダム再開発事業に要する費用(宇治川改修を除く)は、当初330億円と公表されていたと記憶するが、その3分の1、100億円を超える巨額の負担をなぜ京都府民が行わねばならないのか。納得できる説明をお願いします。 なお、事業目的に府営水道の水源確保が挙げられているが(必要性そのものに疑問があるが)、その利益分はごくわずかであるので申し添えておきます。 | 中川学 | 現状で宇治地点上流で150年に1回の洪水が発生した場合、天ヶ瀬ダムが現況のままでは洪水調節容量が不足し洪水調節ができなくなります。その結果上流からの流入量をそのまま放流することになり、下流宇治で被害が発生します。天ヶ瀬ダム再開発は宇治川の洪水調節を目的の一つとして行うものであり、このため京都府についても費用負担していただくことを予定しています。 なお、琵琶湖の水位が上昇し沿岸の浸水被害が想定される場合でも、宇治川、淀川の洪水時には瀬田川洗堰を全閉することとしています。最近では昭和47年7月洪水で全閉操作が行われていますが、仮にこの全閉を行わなかった場合には、天ヶ瀬ダムは洪水調節容量が不足し洪水調節ができなくなります。その結果上流からの流入量をそのまま放流することになり、下流宇治で被害が発生します。このため瀬田川洗堰の全閉は宇治川の洪水を低減させています、このため、下流の洪水終了後に、上昇した琵琶湖水位を出来るだけ速やかに下げる必要があり、そのために天ヶ瀬ダム再開発が必要となります。 | 63 | 66 |
| 1078 | 49 | | 4.3 | 4.3.5 | 4.3.5 地震・津波対策 整備基本方針が30年先をみなすものであれば、南海地震の発生を視野に入れて堤防等の施設の耐震補強、液状化対策を積極的に進めなければならない。南海地震が、遅くとも今世紀半ばまでには発生することは常識である。その場合、淀川流域の河川施設の大半は、震度6弱から5強の揺れに遭遇すると考えられる。また、同時に発生が予測されている東南海地震に際しても三重県を中心に、震度6弱程度の揺れが予想されている。したがって、地震による河川施設の被災が、つぎの洪水氾濫災害の発生につながるような複合災害対策を進めなければならない。この点の記述が一切見られない。もし、現在すでに施行中ならそのことを記載しなければならない。 | 河田委員 | H19年3月に河川構造物の耐震性能照査指針(案)が策定されたところであり、今後耐震点検を進めていきます。 兵庫県南部地震による淀川の被災を踏まえ、淀川の河川構造物については、レベル1の対応を平成17年度に完了。現在、どの場所においても最大規模の地震が発生する可能性があることを踏まえ、レベル2対応に取り組むところです。 当面は、重要構造物のレベル2対応に取り組むこととしています。 なお、今後、整備計画(案)を策定するにあたっては、上記を踏まえることとします。 ※レベル1：河川構造物の共用期間中に発生する確率が高い地震動であり、震度法による従来の耐震設計で考慮されていた地震動です。 レベル2：対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動です。 | 58 | 61 |
| 1079 | 413 | | 4.4 | 4.4 | 4.4 利水 農水の水使用実態把握…p72にある把握に努めるとありますが、今まで把握していなかったこと自体が河川管理者として怠慢だと思う。いつから実施するのか教えてください。またその場合、少なくとも過去5～10年はさかのぼって調べることは可能と思われるが、河川管理者としての見解は？ | 佐川克弘 | 農業用水の慣行水利権は、河川法の規定による許可を受けたものとみなされている権利ですが、許可水利権と異なり、権利内容が不明確であるという課題を有しています。実態把握とは、慣行水利権の現状を常に把握していくということですが、現在は、取水施設等の河川敷の占用許可の更新時に実態把握に努めています。なお、取水量の報告については、過去10年間程度は保管しております。 | 60 | 64 |
| 1080 | 414 | | 4.4 | 4.4 | 4.4 利水 利水の用途間転用…現在あるいは今後検討する対策を具体的に示して下さい。 | 佐川克弘 | 各利水者の水需要の精査を行い、必要水量が変わった場合には水利権を見直し、それによって水源の転用の可能性がある場合には、転用の調整に取り組んでいきたいと考えています。なお、その際、取水地点や期別の取水量が転用の前後で異なる場合には、水収支計算により他の利水者への影響の有無について確認が必要だと考えています。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|----------------------|-------|--------|--|-------|--|-------|-------|----|----------------------|----|----------|-------|-------|----|----------|-------|------|-----|----------|-------|-------|-----|----------|-------|------|------------|----------|-------|-------|----|----------|--------|--------|--------|----------|--------|-------|---------|----------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|----------|-------|------|------------|----------|-------|-------|---------|----------|-------|------|----|----------|-------|------|-----|----------|--------|------|------|----------|--------|------|-----|----------|-------|-----|-----|----------|--------|------|----------|----------|--------|------|-----|----------|--------|-----|-----|---------|------------|-----|-----|----------|--------|-------|---------|----------|--------|------|-----|----------|-------|------|-----|----------|--------|------|-----|----------|-------|------|-----|------|-------|-------|-----|----------|--------|-------|----------|----------|-------|-------|------|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|----------|-----|----|------------|---------|------|----|----|
| 1081 | | 415 | 4.4 | 4.4 | 4.4 利水 | 発電用水…p71に35件あると示されていますが具体的に(事業者名、発電所名、利水量、揚水発電かどうか)教えてください。また、補償をどうするか等課題があると思うが、洪水の恐れがあったとき一時的に貯留施設として活用する可能性はないか教えてください。 | 佐川克弘 | <p>発電水利の具体的内容は、次のとおりです。揚水発電所は、喜撰山発電所だけです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>使用者</th> <th>名数</th> <th>水利権(最大) (単位: m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>桂川</td><td>関西電力株式会社</td><td>新丘発電所</td><td>11.60</td></tr> <tr><td>桂川</td><td>関西電力株式会社</td><td>黒田発電所</td><td>2.74</td></tr> <tr><td>清滝川</td><td>関西電力株式会社</td><td>清滝発電所</td><td>0.946</td></tr> <tr><td>清滝川</td><td>関西電力株式会社</td><td>桐尾発電所</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>鴨川 鞍馬川 静原川</td><td>関西電力株式会社</td><td>沿北発電所</td><td>1.252</td></tr> <tr><td>淀川</td><td>関西電力株式会社</td><td>天ヶ瀬発電所</td><td>186.14</td></tr> <tr><td>淀川 兼谷川</td><td>関西電力株式会社</td><td>喜撰山発電所</td><td>748.0</td></tr> <tr><td>淀川及び志津川</td><td>関西電力株式会社</td><td>宇治発電所</td><td>61.22</td></tr> <tr><td>経路湖</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖上発電所</td><td>16.70</td></tr> <tr><td>経路湖</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖川発電所</td><td>13.91</td></tr> <tr><td>経路湖</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖尾発電所</td><td>12.71</td></tr> <tr><td>淀川川</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖川発電所</td><td>11.13</td></tr> <tr><td>淀川川</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖生発電所</td><td>5.57</td></tr> <tr><td>淀川川及びアズビ谷川</td><td>関西電力株式会社</td><td>湖村発電所</td><td>1.112</td></tr> <tr><td>桂川及び紀又川</td><td>関西電力株式会社</td><td>伊吹発電所</td><td>3.76</td></tr> <tr><td>桂川</td><td>関西電力株式会社</td><td>小島発電所</td><td>4.45</td></tr> <tr><td>高野川</td><td>関西電力株式会社</td><td>高野川発電所</td><td>5.56</td></tr> <tr><td>東保川等</td><td>関西電力株式会社</td><td>里野川発電所</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>犬上川</td><td>関西電力株式会社</td><td>犬上発電所</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>愛知川</td><td>関西電力株式会社</td><td>永源寺発電所</td><td>13.0</td></tr> <tr><td>愛知川及び八風川</td><td>関西電力株式会社</td><td>泉和田発電所</td><td>1.87</td></tr> <tr><td>神崎川</td><td>関西電力株式会社</td><td>神崎川発電所</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>野洲川</td><td>滋賀県 甲賀市</td><td>青土ダム管理用発電所</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>大戸川</td><td>関西電力株式会社</td><td>大戸川発電所</td><td>2.783</td></tr> <tr><td>大戸川・田代川</td><td>関西電力株式会社</td><td>大鳥居発電所</td><td>2.78</td></tr> <tr><td>木津川</td><td>関西電力株式会社</td><td>相楽発電所</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>木津川</td><td>関西電力株式会社</td><td>大戸原発電所</td><td>18.6</td></tr> <tr><td>名張川</td><td>関西電力株式会社</td><td>高山発電所</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>川上川</td><td>中部電力</td><td>明保発電所</td><td>0.724</td></tr> <tr><td>栴目川</td><td>関西電力株式会社</td><td>栴目川発電所</td><td>1.391</td></tr> <tr><td>家生川及び宇院川</td><td>関西電力株式会社</td><td>家生発電所</td><td>0.557</td></tr> <tr><td>青蓮寺川</td><td>三重県</td><td>青蓮寺発電所</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>名張川</td><td>三重県</td><td>比奈知発電所</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>名張川</td><td>三重県</td><td>比奈知管理用発電</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>桂川</td><td>嵐山保摩会水力発電所</td><td>嵐山小水力発電</td><td>0.55</td></tr> </tbody> </table> | 河川名 | 使用者 | 名数 | 水利権(最大) (単位: m/s) | 桂川 | 関西電力株式会社 | 新丘発電所 | 11.60 | 桂川 | 関西電力株式会社 | 黒田発電所 | 2.74 | 清滝川 | 関西電力株式会社 | 清滝発電所 | 0.946 | 清滝川 | 関西電力株式会社 | 桐尾発電所 | 1.67 | 鴨川 鞍馬川 静原川 | 関西電力株式会社 | 沿北発電所 | 1.252 | 淀川 | 関西電力株式会社 | 天ヶ瀬発電所 | 186.14 | 淀川 兼谷川 | 関西電力株式会社 | 喜撰山発電所 | 748.0 | 淀川及び志津川 | 関西電力株式会社 | 宇治発電所 | 61.22 | 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖上発電所 | 16.70 | 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖川発電所 | 13.91 | 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖尾発電所 | 12.71 | 淀川川 | 関西電力株式会社 | 湖川発電所 | 11.13 | 淀川川 | 関西電力株式会社 | 湖生発電所 | 5.57 | 淀川川及びアズビ谷川 | 関西電力株式会社 | 湖村発電所 | 1.112 | 桂川及び紀又川 | 関西電力株式会社 | 伊吹発電所 | 3.76 | 桂川 | 関西電力株式会社 | 小島発電所 | 4.45 | 高野川 | 関西電力株式会社 | 高野川発電所 | 5.56 | 東保川等 | 関西電力株式会社 | 里野川発電所 | 1.39 | 犬上川 | 関西電力株式会社 | 犬上発電所 | 3.2 | 愛知川 | 関西電力株式会社 | 永源寺発電所 | 13.0 | 愛知川及び八風川 | 関西電力株式会社 | 泉和田発電所 | 1.87 | 神崎川 | 関西電力株式会社 | 神崎川発電所 | 1.4 | 野洲川 | 滋賀県 甲賀市 | 青土ダム管理用発電所 | 2.0 | 大戸川 | 関西電力株式会社 | 大戸川発電所 | 2.783 | 大戸川・田代川 | 関西電力株式会社 | 大鳥居発電所 | 2.78 | 木津川 | 関西電力株式会社 | 相楽発電所 | 27.8 | 木津川 | 関西電力株式会社 | 大戸原発電所 | 18.6 | 名張川 | 関西電力株式会社 | 高山発電所 | 14.0 | 川上川 | 中部電力 | 明保発電所 | 0.724 | 栴目川 | 関西電力株式会社 | 栴目川発電所 | 1.391 | 家生川及び宇院川 | 関西電力株式会社 | 家生発電所 | 0.557 | 青蓮寺川 | 三重県 | 青蓮寺発電所 | 4.0 | 名張川 | 三重県 | 比奈知発電所 | 3.7 | 名張川 | 三重県 | 比奈知管理用発電 | 0.3 | 桂川 | 嵐山保摩会水力発電所 | 嵐山小水力発電 | 0.55 | 60 | 64 |
| 河川名 | 使用者 | 名数 | 水利権(最大) (単位: m/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 関西電力株式会社 | 新丘発電所 | 11.60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 関西電力株式会社 | 黒田発電所 | 2.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清滝川 | 関西電力株式会社 | 清滝発電所 | 0.946 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清滝川 | 関西電力株式会社 | 桐尾発電所 | 1.67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鴨川 鞍馬川 静原川 | 関西電力株式会社 | 沿北発電所 | 1.252 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川 | 関西電力株式会社 | 天ヶ瀬発電所 | 186.14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川 兼谷川 | 関西電力株式会社 | 喜撰山発電所 | 748.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川及び志津川 | 関西電力株式会社 | 宇治発電所 | 61.22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖上発電所 | 16.70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖川発電所 | 13.91 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経路湖 | 関西電力株式会社 | 湖尾発電所 | 12.71 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川川 | 関西電力株式会社 | 湖川発電所 | 11.13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川川 | 関西電力株式会社 | 湖生発電所 | 5.57 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川川及びアズビ谷川 | 関西電力株式会社 | 湖村発電所 | 1.112 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川及び紀又川 | 関西電力株式会社 | 伊吹発電所 | 3.76 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 関西電力株式会社 | 小島発電所 | 4.45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高野川 | 関西電力株式会社 | 高野川発電所 | 5.56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東保川等 | 関西電力株式会社 | 里野川発電所 | 1.39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 犬上川 | 関西電力株式会社 | 犬上発電所 | 3.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知川 | 関西電力株式会社 | 永源寺発電所 | 13.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知川及び八風川 | 関西電力株式会社 | 泉和田発電所 | 1.87 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神崎川 | 関西電力株式会社 | 神崎川発電所 | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野洲川 | 滋賀県 甲賀市 | 青土ダム管理用発電所 | 2.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大戸川 | 関西電力株式会社 | 大戸川発電所 | 2.783 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大戸川・田代川 | 関西電力株式会社 | 大鳥居発電所 | 2.78 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 関西電力株式会社 | 相楽発電所 | 27.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 関西電力株式会社 | 大戸原発電所 | 18.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名張川 | 関西電力株式会社 | 高山発電所 | 14.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川上川 | 中部電力 | 明保発電所 | 0.724 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栴目川 | 関西電力株式会社 | 栴目川発電所 | 1.391 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家生川及び宇院川 | 関西電力株式会社 | 家生発電所 | 0.557 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青蓮寺川 | 三重県 | 青蓮寺発電所 | 4.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名張川 | 三重県 | 比奈知発電所 | 3.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名張川 | 三重県 | 比奈知管理用発電 | 0.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 嵐山保摩会水力発電所 | 嵐山小水力発電 | 0.55 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1082 | | 416 | 4.4 | 4.4 | 4.4 利水 | <p>淀川水系フルプラン全部変更の作業は、2002年10月に「需給想定調査票」を、国土交通省土地・水資源局水資源部(以下「水部」という。)から、(淀川水系関係)各府県に発出したまま、その回報もなされていません。2004年頃、そして最近も水部に問い合わせましたが、回報を督促してもないそうです。「需給想定調査票」は、その記載・様式からして、何年も回報を待つ類のものではありません。</p> <p>(「各府県とも、こうも古くなってしまった」調査票」に、現時点で記入することにはできないでしょう。2002年10月の調査依頼を撤回されたいかがですか?」という私の発言に、ご回答はありませんでした)</p> <p>このこと(水部による調査&フルプラン全部変更の作業)が放置されたまま、丹生ダム/川上ダムの議論は出来るのでしょうか?近畿地整の「水需要の精査確認」と、この水部の調査とは無関係なのですか?</p> <p>木曾川水系では、「フルプランに決められた通りに施設を作るのは河川管理者の責務」なる発言も飛び出しています(到底首肯できる発言ではありません。「実態無視/まず計画ありき」のサイアクの見本です)。</p> <p>フルプラン全部変更に着手しながら、それが進んでいない淀川水系の場合は、どのように理解すれば良いのですか?何故、淀川水系フルプラン全部変更作業は止まっているのですか?何故、河川整備基本方針・河川整備計画を議論するときに、フルプラン全部変更作業につき、全く触れられないのですか?「水資源開発促進法・水資源機構法と、河川法は、目的が違うから関係ない」などというご回答は、どうかなさらないでください。そんなご回答だったら、長良川河口堰に係る一連の議論からの一切を全部「蒸し返し」しないわけにはいきません。)</p> <p>私の意見としては、丹生ダム、「利水者総撤退」が明らかになった時点で、「いったんは白紙」になっているべき計画です(水機構ダムとしては建設できないことが明らかなのですか)。丹生ダムは、本体工事に入ることは止めていたものの、付帯工事は続いてきました。このことが「進捗率」を押し上げ、「ここまでやったからには、もう今さらやめられない」というつまらない議論を誘発します。「利水者総撤退」につき、いったんは現行計画を白紙にする」旨を明確にしてから、あらためて、治水において「最後の手段」として必要な施設なのかどうか、議論されるのズジというものです。川上ダムについても基本的に同様です。</p> | 近藤ゆり子 | <p>「水需要の精査」は河川管理者が適切な状況把握に基づく水利権許可を行うものであり、「水需給想定調査」とは目標年次における需要とそのための供給施設の整備について計画を定める基礎となるものですので、両者には違いがあります。</p> <p>なお、フルプランと河川整備計画の記載内容は相互に関連することから、十分調整して進めることが必要と考えています。</p> | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1083 | | 493 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド02)淀川下流部の水源内訳(上水・工水)とあるが、その範囲を明確に示されたい。 | 浅野隆彦 | 「淀川下流部」の範囲とは、宇治川・桂川・木津川の合流点から下流です。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1084 | | 494 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド02)奈良県、大阪府、兵庫県に白尾を引く矢印があるが、これは何を意味するものか? | 浅野隆彦 | 流域外においても淀川水系の水が利用されていることを模式的に示したものです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------------|-------|-------|-------|---|------|---|-------|-------|--------------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|----|----|
| 1085 | | 495 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド03)それぞれの年の最大取水量の絶対値は？ | 佐川克弘 | 絶対値とはグラフで表しているものの数値を指されていると思われます。数値は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年最大取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>77.062</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>72.246</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>72.776</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>73.670</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>72.133</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>69.268</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>69.486</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>72.972</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>68.664</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>66.184</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>66.029</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>63.097</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年最大取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 77.062 | 1995 | H7 | 72.246 | 1996 | H8 | 72.776 | 1997 | H9 | 73.670 | 1998 | H10 | 72.133 | 1999 | H11 | 69.268 | 2000 | H12 | 69.486 | 2001 | H13 | 72.972 | 2002 | H14 | 68.664 | 2003 | H15 | 66.184 | 2004 | H16 | 66.029 | 2005 | H17 | 63.097 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年最大取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 77.062 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 72.246 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 72.776 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 73.670 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 72.133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 69.268 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 69.486 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 72.972 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 68.664 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 66.184 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 66.029 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 63.097 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1086 | | 496 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド03)水利権水量95.168m3/sに対して、最大取水量約63m3/s(程度に読み取れます)の差は日量約280万m3になります。未利用水と考えてよろしいか。また、ダム貯水を考慮するときは「最大」ではなく「平均」で考えますから、「平均取水量」のデータもつけて下さい。 | 荻野芳彦 | 水利権量は、将来の必要量も考慮して合理的な根拠に基づく取水量の最大値を許可したものであり、実際の取水量はその範囲内になります。従って水利権量と実績取水量との差が生じることになります。 なおスライド3における最大取水量は実績の取水量の最大値のことで、スライド3においては水利権量に対する実績取水量の推移ですので最大取水量で表示しています。年平均取水量は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年平均取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>60.374</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>58.439</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>59.139</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>58.980</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>58.100</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>57.592</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>56.997</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>56.506</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>55.753</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>53.637</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>53.612</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>53.455</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 60.374 | 1995 | H7 | 58.439 | 1996 | H8 | 59.139 | 1997 | H9 | 58.980 | 1998 | H10 | 58.100 | 1999 | H11 | 57.592 | 2000 | H12 | 56.997 | 2001 | H13 | 56.506 | 2002 | H14 | 55.753 | 2003 | H15 | 53.637 | 2004 | H16 | 53.612 | 2005 | H17 | 53.455 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 60.374 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 58.439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 59.139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 58.980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 58.100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 57.592 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 56.997 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 56.506 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 55.753 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 53.637 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 53.612 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 53.455 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1087 | | 497 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド03)近年の水需要の推移の表に最大だけでなく、平均取水量をも表示されたい。 | 浅野隆彦 | スライド3においては水利権量に対する実績取水量の推移ですので最大取水量で表示しています。年平均取水量は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年平均取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>60.374</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>58.439</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>59.139</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>58.980</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>58.100</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>57.592</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>56.997</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>56.506</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>55.753</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>53.637</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>53.612</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>53.455</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 60.374 | 1995 | H7 | 58.439 | 1996 | H8 | 59.139 | 1997 | H9 | 58.980 | 1998 | H10 | 58.100 | 1999 | H11 | 57.592 | 2000 | H12 | 56.997 | 2001 | H13 | 56.506 | 2002 | H14 | 55.753 | 2003 | H15 | 53.637 | 2004 | H16 | 53.612 | 2005 | H17 | 53.455 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 60.374 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 58.439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 59.139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 58.980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 58.100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 57.592 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 56.997 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 56.506 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 55.753 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 53.637 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 53.612 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 53.455 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1088 | | 498 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド04)近年の気象状況で琵琶湖流域だけでなく、その他の流域の推移も示されたい。また流域平均年間降水量をどのように定めるのか、詳細を示されたい。 | 浅野隆彦 | 琵琶湖以外の流域についての推移は整理しておりません。流域平均降水量の算出方法については一般的に種々の方法がありますが、スライド4では対象雨量観測所の算術平均を使用しています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------------|-------|-------|-------|--|-------|---|-------|-------|--------------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|--------|----|----|
| 1089 | | 499 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド05)それぞれの絶対値は？ | 佐川克弘 | 絶対値とはグラフで表しているものの数値を指されていると思われます。数値は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年最大取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>77.062</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>72.246</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>72.776</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>73.670</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>72.133</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>69.268</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>69.486</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>72.972</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>68.664</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>66.184</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>66.029</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>63.097</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年最大取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 77.062 | 1995 | H7 | 72.246 | 1996 | H8 | 72.776 | 1997 | H9 | 73.670 | 1998 | H10 | 72.133 | 1999 | H11 | 69.268 | 2000 | H12 | 69.486 | 2001 | H13 | 72.972 | 2002 | H14 | 68.664 | 2003 | H15 | 66.184 | 2004 | H16 | 66.029 | 2005 | H17 | 63.097 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年最大取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 77.062 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 72.246 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 72.776 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 73.670 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 72.133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 69.268 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 69.486 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 72.972 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 68.664 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 66.184 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 66.029 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 63.097 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1090 | | 500 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド05)「既存施設の供給可能量」について「実績流況に基づいた試算値」とあります。試算方法(式も含めて)を公表して下さい。水利権水量との差約20m3/sは少雨化傾向で説明しようとされていますが、あまりにも大きな値です。試算に欠点はありませんか？(第63回委員会審議資料1-1:質問番号10.11)澤井委員(p47)の質問の回答:「湯水の定義はこれによろしいでしょうか？同(p49)の回答:「2位の湯水においても供給可能…」とあります、正しい判断でしょうか？水利管理上「20年に2位の湯水では水利権水量を取水できないことが起こる。」と説明するのが正しいと思います。 | 荻野芳彦 | 各ダムにおける当初の水利計画の考え方で、計画期間の流量データを近年の期間の流量データに置き換えて、近年における2/20の水利安全度になるようにトリアル計算して供給能力を試算したもので、第5回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)審議資料2-5でご説明している方法です。 「近2/20」の説明については、近20年の2位の湯水時における水利権量に対する状況としてはご意見のとおりですが、安定供給可能量の「近2/20」とは何かのご質問でしたので、前回は「近年の流量資料(ここでは昭和54年～平成10年の20年間)で、2位の湯水においても安定供給が可能である量のことです。」と回答させていただきました。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1091 | | 501 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド05)取水実績の水位と供給能力との関係において、既存施設の供給可能量が昭和54年から平成10年という実績流況に基づいて試算されているが、平成17年度までの実績流況まで表に示し、試算されたい。 | 浅野隆彦 | 流量データが整理できているH16年までの20年間での2/20での既存水資源開発施設の供給可能量については、別紙-501でお示しているのとおりです。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1092 | | 502 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド5は最大取水量(1年365日のうち、取水量が最大の日の1日取水量を毎秒換算したもの)を示すグラフになっているが、供給能力との関係を見るのであれば、年間日平均取水量を示すグラフも提示していただきたい。 | 千代延委員 | スライド5では、水利権量に対する供給能力の低下を示しているのが最大取水量で表示しています。年平均取水量は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>元号</th> <th>年平均取水量(m3/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1994</td><td>H6</td><td>60.374</td></tr> <tr><td>1995</td><td>H7</td><td>58.439</td></tr> <tr><td>1996</td><td>H8</td><td>59.139</td></tr> <tr><td>1997</td><td>H9</td><td>58.980</td></tr> <tr><td>1998</td><td>H10</td><td>58.100</td></tr> <tr><td>1999</td><td>H11</td><td>57.592</td></tr> <tr><td>2000</td><td>H12</td><td>56.997</td></tr> <tr><td>2001</td><td>H13</td><td>56.506</td></tr> <tr><td>2002</td><td>H14</td><td>55.753</td></tr> <tr><td>2003</td><td>H15</td><td>53.637</td></tr> <tr><td>2004</td><td>H16</td><td>53.612</td></tr> <tr><td>2005</td><td>H17</td><td>53.455</td></tr> </tbody> </table> | 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | 1994 | H6 | 60.374 | 1995 | H7 | 58.439 | 1996 | H8 | 59.139 | 1997 | H9 | 58.980 | 1998 | H10 | 58.100 | 1999 | H11 | 57.592 | 2000 | H12 | 56.997 | 2001 | H13 | 56.506 | 2002 | H14 | 55.753 | 2003 | H15 | 53.637 | 2004 | H16 | 53.612 | 2005 | H17 | 53.455 | 63 | 65 |
| 西暦 | 元号 | 年平均取水量(m3/s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994 | H6 | 60.374 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | H7 | 58.439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1996 | H8 | 59.139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1997 | H9 | 58.980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1998 | H10 | 58.100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999 | H11 | 57.592 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | H12 | 56.997 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | H13 | 56.506 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002 | H14 | 55.753 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003 | H15 | 53.637 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004 | H16 | 53.612 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | H17 | 53.455 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1093 | | 503 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 近年の少雨化傾向 ①少雨化の傾向として挙げられている降水量の観測地点について、年度ごとに、地点ごとの降水量データを示してもらいたい。②最大積雪深と、冬季の降水量及び年間降水量との有意な関連は認められるのか。 | 村上委員 | ①別紙-503でお示しているとおりです。 ②最大積雪深と冬季の降水量の関連については、降雪の時期や気温等その他の要因があるため明確ではありませんが、傾向は認められます。冬季の降水量と年間降水量の関連については、台風等冬季以外の降水量の影響が大きいため関連は確認できません。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1094 | | 504 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (原案P72)1)水利権の見直しと用途転用の方法についての疑問 大阪臨海工業用水道の転用の方途をどのように決めたのか？淀川水系全域について水利調整の必要箇所適用する可能性を考慮したか？たとえば川上ダムの水利計画における代替案に加えることができるのではないかと？ | 竹門委員 | 大阪臨海工業用水道は、大阪府と大阪市により設けられた一部事務組合です。大口受水企業が全面撤退したことにより水需要がなくなったことにより存続が困難となったため、平成15年度に解散したものです。解散にあたり、大阪府と大阪市が協議を行った結果、大阪臨海工業用水道の水利権については、大阪府水道事業の今後の水需要に対応するため大阪府に転用することになったものです。 転用は、転用を行う者と転用を受ける者の合意が基本になるため、本事例においては他の可能性については検討していません。 なお、当該転用に係る水源は、大阪府水道用水供給事業の中で将来必要な水源として位置付けられています。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|---|------|--|-----------|-----------|
| 1095 | | 505 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (原案P73)2)水需供が逼迫している地域の対策についての疑問 伊賀地域ならびに京都府南部地域では現在機能している浄水場や簡易水道設備をすべて廃止するのは何故か？各水源によって現在抱える問題(水質や水量など)は異なっており、一律的に広域水道に統廃合する必然性はないのではないか？渇水時のリスク分散を考慮するならば現有の浄水場や簡易水道設備からの供給をゼロにせず必要箇所にはプラス供給を検討したほうがよいのではないかと？ | 竹門委員 | 伊賀市水道の水源については、「上野遊水地及び川上ダム」の事業計画スライド33で説明したように、引き続き利用できるものは利用していくこととしており、老朽化、維持管理費のコスト高、流況の悪化による取水困難、水質の悪化等の個々の理由により利用が不可能となった水源については廃止し水源の不足分については県から受水する計画になっていると聞いています。 京都南部地域(宇治市、城陽市、八幡市、久御山町)については、各市町の自己水源ごとに水源である地下水の水質、水位の低下等を考慮して、自己水供給計画を策定されています。 | 63 | 65 |
| 1096 | | 506 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)「水需要が逼迫している地域に…」について、このために●節水社会…●既存水源開発施設の運用等…●水需要の抑制…等を実施するのではないかと？「新たな施設による容量確保を検討する」となっていますが、基礎案の考え方では、水需要を抑制し、施設の運用を見直し水利権の精査確認および用途間転用等を行って「新たな施設によらない」が目指す共通認識ではなかったですか？間違いないならば訂正して下さい？意見書「水需要管理の実現に向けて」p18-20とp5下から9行目からの文章と読み比べて下さい。スライド7も水需要と渇水対応が並列になっています、この2つはセットで考え、上のような論理でつながらないといけないのではないかと？ | 荻野芳彦 | 琵琶湖の水位低下を抑制し河川流況を回復させるために水需要の抑制を図っていくことが重要であると認識していますが、地域的な水需給の逼迫への対応や異常渇水に対応するためには新規水源や異常渇水対策容量の確保も必要と考えています。 | 63 | 65 |
| 1097 | | 507 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)今後の河川整備に向けての利水の基本的な考え方のなかに、「節水型社会をめざし、今後も適宜水需要について確認する」としているが、節水型社会を推進する方向の具体的な取り組みを示されたい。また、適宜というのはどの期間、あるいはどんな基準を指しているのか？ | 浅野隆彦 | 取り組みとしては、水需要の抑制を図るとともに、水需要の精査確認と水利権の見直し、用途間転用に努めていくと考えています。 適宜とは、水利権の更新時や水利権と実績取水が大きく乖離してきた場合等と考えています。 | 63 | 65 |
| 1098 | | 508 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)「既存水資源開発施設の運用等を適切に見直ししていく」と言うのは具体的にどのような事を指しているのか？日吉ダム以外についても示されたい。 | 浅野隆彦 | 水需要の実態や少雨化傾向も踏まえて、ダム等の既存の施設を有効利用していくよう、ダムの再編や効率的運用による渇水対策、ダム間連携による効率的な補給等を検討していくと考えています。 日吉ダム以外においては、現時点で運用の見直しを直ちに行える状況にはないと考えていますが、今後の水需要や農業用水の合理化等の動向を踏まえ継続的に検討していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 1099 | | 509 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」と謳っているが、現在、具体的にどのような取り組みを行っているのか？節水キャンペーンだけではないのか？ | 浅野隆彦 | 現時点で取り組んでいるのは節水キャンペーンですが、今後、常設化を図る渇水対策会議の組織等を通じて、利水者等と連携してより効果的に展開していけるよう図っていきたくと考えています。 | 63 | 65 |
| 1100 | | 510 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)「水需要予測の見直し」は誰がするのか？水需要の抑制を図るべく、河川管理者は指導するのか？抑制できるのか？ | 浅野隆彦 | 水需要の予測の見直しは利水者が行います。水需要の抑制については、利水者等と連携して取り組んでいきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 1101 | | 511 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド06)「異常渇水時には、流域一体となってハード・ソフト両面にわたる対策を講じる」となっているが、現在の渇水対策のアキレス腱は「表流水依存、ダム依存、大規模依存」であるからして、これらの抜本的な改善を図る事が先決問題である筈であるが、どう考えているのか？ | 浅野隆彦 | 淀川水系の現状における水利用においては、異常渇水対策として、水需要抑制や渇水調整等のソフト対策とあわせて施設対応等のハード対策も必要と考えています。 | 63 | 65 |
| 1102 | | 512 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド08)案が2つ示されているが、具体案はこれだけなのか？例えば、イ)地下水を利用する“専用水道”を河川管理者として推奨する。“水需要の河川依存量の抑制”に役立つと思うが、河川管理者の見解は？ ロ)多くの水道卸売業者や工業水道事業者が取引先に課している“責任水量制度”の撤廃を河川管理者として勧告する。“責任水量制度”を撤廃すれば、節水努力が支払い代金を軽減することができるので、積極的に努力してくれることが期待できるのではないかと？ ハ)淀川に依存している利水使用者を対象に「節水コンテスト」を実施したらどうか？実施方法は、やる気さえあれば工夫できるだろう。河川管理者の見解は？ | 佐川克弘 | 水需要の抑制については利水者等と連携して取り組んでいく課題と考えています。専用水道の普及の推奨や水道事業者の料金制度の勧告について河川管理者が主体的に行う立場にはないと考えます。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|--|------|---|-------|-------|
| 1103 | | 515 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド10)示されている考え方は妥当だと思う。それならば許可されているものの”事業の遂行能力がない”京都府営水道をそのまま放置しておいてよいのか？京都府営水道が日吉ダムで許可されている水利権は1.160m ³ /s、実際に建設された乙訓浄水場の施設能力は0.575m ³ /sである。残り0.585m ³ /sを使うため、施設能力を増やす計画があると聞いたことはない。このままでは“考え方”は考えるだけで、河川管理者は「水利権の見直しと用途間転用」の遂行能力がないと見なされることになる。河川管理者の見解は？(注:第61回委員会 参考資料1 No.795 参照) | 佐川克弘 | 桂川から取水している京都府営水道(乙訓系)の水利権量は、0.86m ³ /sです。乙訓浄水場は、現状においては水利権量に見合った施設能力が完成していませんが、利水者からは、宇治系、木津系、乙訓系を接続することにより、宇治系の供給区域の天ヶ瀬ダム再開発事業で確保した水源で不足する水需要に対応していきたいと聞いており、今後、水利権に対する水需要精査を行い、京都府営水道についての施設計画を含め、将来的な方針等を確認していきます。 | 63 | 65 |
| 1104 | 243 | 1065 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【515への再質問①】 京都府営水道(No. 515再質問)回答いただいた通り、乙訓浄水場は水利権量0.86m ³ /secに対する施設能力は0.575m ³ /secです。しかし木津浄水場でも水利権量0.9m ³ /secに対して施設能力は0.6m ³ /secなので合計0.585m ³ /secが「物理的に」利用したくても利用できないのです。しかも乙訓および木津浄水場の施設能力と実需と乖離しているから、万一年宇治の水が不足しても今すぐ連絡管から送ることは可能なのです。もし京都府営水道に事業遂行能力があると言うのなら、目途の年次をお示し下さい。 | 佐川克弘 | 施設計画については、現在のところ明確な目標年次は決まっていなくて京都府から聞いていますが、今後、水需要精査にあたって、施設計画も含め、将来的な方針等を確認していきます。 | 65 | 66 |
| 1105 | | 516 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド13)「淀川に戻す」とありますが、他用途に転用可能な開発水量です、淀川水系全体で用途間転用を検討すべきと思うがどうか？また、他の工業用水、例えば大阪市、大阪府等についても同様のグラフを示して、他用途への転用の可能性を述べて下さい。 | 荻野芳彦 | 長柄可動堰改築事業については、高度経済成長期の水需給の逼迫に対応して、緊急暫定的に河川の維持流量を上工水に転用したものです。河川整備計画原案3. 2. 3水量に記載の通り、長柄可動堰改築によるフラッシュ操作は淀川大堰上流で人工的な水位変化が起こっており、魚類産卵や植生等への影響が考えられるなど、維持流量を転用したことにより河川環境へ負荷がかかっているものと認識しています。従って、利水者間の用途間転用になじむものではなく、不用となった時点で本来の河川環境の保全に活用すべく河川に戻すべきものと理解しています。 | 63 | 65 |
| | | | | | | | | | | |
| 1106 | | 517 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド14)「慣行水利権」について、説明が記述されているが、今後整備計画の中で、河川管理者として「慣行水利権」の取組方針を記載して下さい。漏水対策の所では慣行水利権の1/2の取水制限としています。委員からはずさんだと指摘されています。 | 荻野芳彦 | 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらまえ、許可水利化を促進していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 1107 | | 518 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド13・20)唯一事例として挙げられているのがスライド13の大阪臨海工業用水道を大阪府上水道に用途間転用だ。この事例は資料にも記載されている通り、既に解散した利水使用者の用途間転用であって、それ以上でも以下でもない。これっきりで他にはないのですか？ 京都府営水道は日吉ダムで過大な水利権を抱えて持て余しているが、他方宇治浄水場では施設能力の大半を暫定水利権で凌いでいて、天ヶ瀬ダム再開発が実現したら、これを正式の水利権として許可してもらおう予定をしている。それではこれ以外に暫定水利権を解消する方法はないのだろうか？H15.8.2第4回利水部会検討会の資料2-3-1を見ると、大阪市の場合、上水703km ³ /日、工水137km ³ /日もの未使用の水利権がある。これを用途間転用する余地はないのだろうか？(大阪市はたとえ未使用であっても琵琶湖総合開発などに伴う分担金を今でも償還中のはずだ。水利権を移管する場合、大阪市としてはその対価を京都府に求めるのは当然である。他方、京都府は天ヶ瀬ダム再開発に参画するよりも大阪府から水利権を移管してもらう方が金銭的にメリットがある可能性もあるのではないか。いづれにしてもそれは当事者同士の話し合いに任せればよい。)尚、京都府が天ヶ瀬ダムの利水から撤退すると、京都府の分担金がなくなるから河川管理者としては“省益”を失うことになる。しかし京都府民も大阪府民も、つまり国民は利益があると言える。河川管理者は国民の利益のために、京都府～大阪府間の水利権の転用を図るべきだと考えるが河川管理者の見解は？ | 佐川克弘 | 近年においては、他の転用事例はありません。用途間転用については、利水者の水需要精査、水利権の見直しを行い、将来的な方針等を確認して調整を行っていく必要があります。大阪府については水需要の精査を行っているところですが、現在、水資源開発基本計画の改定作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、大阪府は利水安全度等も考慮して、現在保有している水源を今後とも保有する意向と聞いています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|---|------|---|-------|-------|
| 1108 | | 521 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド21,23)見逃せない記述がある。スライド21には“濁水調整方法の見直し”で『濁水調整において、現状では実績取水水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ濁水調整方法の見直しの提案を行う。』スライド23ではさらに踏み込んで、『濁水時に、ダム等に確保されている未利用水、未使用水を考慮した各利水者の取水制限率等について検討』とある。わずかに救いは“利水者の意向を確保しつつ”だが、それとも“利水者全員の合意を得て”言い換えれば一人でも反対があれば実行しないことが担保されないと危険な「検討」になる。というのは、そもそも河川管理者は実質「河川支配者」であって利水の許認可権を握っているのだ。衣の下に鎧が見えるから、京都府は利水者間の転用を初めから断念して、天ヶ瀬ダム再開発にしぶしぶ参画することを表明しているに過ぎないと思う。未利用水、未使用水を考慮すると過大な水利権を持っている大阪市などには有利で、他方枚方市、守口市、伊丹市、西宮市、吹田市には不利となる(第4回利水部会検討会 資料2-3-1 参照)。これでは新たな「格差問題」となるだろう。濁水時、大阪市民はジャブジャブ水道水を使い、他方枚方市等の市民はボトル水で洗濯せよということにならないか。そもそもこの案は濁水時の利水調整についての河川法の規定に抵触する疑いもある。河川管理者は「利水者に一人でも反対があれば、案を実行しない」と約束できるのか？ | 佐川克弘 | 河川法第53条は、第1項で「異常な濁水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者は、相互にその水利調整について必要な協議を行うように努めなければならない。」、同条第2項で「協議を行うに当たっては、水利使用者は相互に他の水利使用者を尊重しなければならない。」と定められており、濁水調整は水利使用者が相互に他の水利使用者を尊重し、互譲の精神による協議によって解決していくこととされています。河川管理者の役割は「当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努める」ことであり(同条第1項)、河川管理者として濁水調整に関して必要な情報の提供はしますが、取水制限等の濁水調整のルールは、最終的には水利使用者間の協議により決定されるものです。 | 63 | 65 |
| 1109 | 244 | 1066 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【521への再質問①】濁水調整のルール(No. 521再質問)河川管理者の役割は『当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して情報の提供に努める』であり、河川管理者としては濁水調整に関して必要な情報の提供はしますが、取水制限等の濁水調整ルールは、最終的には水利使用者間の協議により決定されるものです。上記の明解なご回答了解しました。ということは9.26第63回委員会審議資料1-2スライド23の「利水者と連携した濁水対応」は取り消すするのですか？イエスカノーか回答してください。 | 佐川克弘 | 濁水調整会議において、濁水調整等の協議が円滑に行われるよう河川管理者は必要な情報を提供するなど、重要な役割を果たしており、利水者と連携して濁水対応を行っていると理解しています。ご質問のあった第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2スライド23も情報提供の一環として、濁水調整方法の見直しの提案を説明しているもので利水者と連携した濁水対応と考えています。 | 65 | 66 |
| 1110 | | 522 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド25~28)スライド25~28部分の説明と、H16.11.10第8回ダムWG資料3-2の説明と異なる所があれば、どのように異なるのか？私には異なる所はないように思われるので両者を見ながら質問する。 イ)上工水の取水水量は、なぜいつまでもH13なのでしょう？ダムWGから約3年経過しています。スライド5を見るとH13以降最大取水水量は年々少なくなっています。また対象を1年だけにするより、近5年平均とするほうがよいのではないのでしょうか？ | 佐川克弘 | 第8回ダムWG(H16.11.10)審議資料3-2で説明させていただいた資料には計算の誤りがあったため、第36回琵琶湖部会(H17.12.7)審議資料1-4において訂正の説明をさせていただいております。今回のスライドでの説明は訂正後と同じものです。H13年実績取水水量はスライド26にお示しているようにH7年以降での平均的な取水水量であると考えています。 | 63 | 65 |
| 1111 | | 523 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | ロ)取水制限の対象を最大取水水量ではなくて、月別一日あたり平均取水水量とすべきではないのでしょうか？というのには最大取水水量は365日の中のたった一日記録した最大取水水量であり、それを対象とすると月別一日あたり平均取水水量の変化に適切に追従しにくい、国民に分かりにくいと思われるからです。例えば上工水のH13の実績取水水量(月別平均値)と年最大取水水量73.449m ³ /sの比率をダムWG資料で計算すると ・6月=59.167(80.6%) ・7月=62.857(85.6%) ・8月=60.323(82.1%) ・9月=57.635(78.5%) ・10月=56.198(76.5%) ・11月=55.208(75.2%) ・12月=54.879(74.4%) となる。つまり何もしないでも例えば11月は月別平均で24.8%“節水”していることになり、仮に11月に最大取水水量に対して「20%取水制限」してみても事実上は何もしないことに等しい。 | 佐川克弘 | 取水制限等の濁水調整のルールは、水利使用者間の協議により決定されるものです。これまでの淀川での取水制限は最大取水水量に対して実施されてきました。 | 63 | 65 |
| 1112 | | 524 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | ハ)スライド27において維持流量の削減を取水制限率と同率ではなくて大川を20m ³ /s(S59~60濁水時の実績値)とした場合、最低水位-1.67mはどうなるか？(注)H17.12.7第36回琵琶湖部会 参考資料1 No.671~673の関西ダムと水道を考える会 野村東洋夫氏の意見書を参照乞う。 | 佐川克弘 | 第63回委員会(H19.9.26)において委員より、維持流量をH6年濁水時のときと同様に削減(S59~S60濁水時の実績より大きい削減)した場合の試算を求められており、その結果については10月23日の委員会で資料としてお示しする予定です。 | 63 | 65 |
| 1113 | | 525 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | ニ)淀川下流の農水水利利用者は神安土地改良区をはじめ、わずか6件のはずです。“やる気”があれば取水実績の調査はできないはずがないと考えます。ほぼ3年間経過したのに、取水実績を反映させたシミュレーションにしなかった理由は？また10月は稲の収穫期です。収穫期に田圃に水をジャブジャブ張っているのを見たことがありません。10月に何故ありえない水を張るシミュレーションにするのですか？ | 佐川克弘 | 慣行水利権であるため許可水利権のような精度のある取水水量が把握できていないことから、これまで計算には使用してきませんでした。現在把握している取水水量を用いた濁水時の試算については、10月23日の委員会で資料としてお示しする予定です。なお10月にも農業用水の取水の実績はあります。 | 63 | 65 |
| 1114 | | 526 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (質問が取り下げられました) | | | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|--|------|--|-------|-------|
| 1115 | | 527 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド20)「下流利水者が保有している既存ダム等の水源は下流府県としては引き続き保有していく意向」と説明されているが、当然、文書で確認したのだと思う。それでは、イ) 発送した文書の年月日は？ ロ) 誰の名義で発信したのか？ ハ) 宛名は？また回答者は同一名義だったかどうか？ ニ) 回答書を全て回収した年月日は？ ホ) 万一文書でなく会議等で確かめたとなれば、その議事録を開示してほしい | 佐川克弘 | 現在、水資源開発基本計画の改定作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、府県からお聞きした内容です。文書での確認や会議等は行っていません。 | 63 | 65 |
| 1116 | 245 | 1067 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【527への再質問①】 水利権の見直しと用途間転用(No. 527再質問)川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発関連の私の質問や、10.23第65回委員会における千代延委員の質問に対する河川管理者の回答ぶりは、ズバリ「やる気はない」と受け止めました。やる気がない以上第63回委員会審議資料1-2スライド11、12、14は取り消し、「原案」も「案」にする段階で用途間転用に関する記述は、全て削除してしまわなければならないと考えます。河川管理者の見解は？ | 佐川克弘 | 水利権の見直しと用途間転用は、利水の基本的な考え方である河川の流量の減少による生物の生息・生育環境に対する負荷を軽減するためには、節水型社会をめざし、水需要を精査確認し、水利権を見直し用途間転用を促していくことが必要であると考え原案に記述しているものです。水利権の見直しや用途間転用を行うには、水需要の精査確認が前提条件として必要であり、その後ヒアリング等による用途間転用の確認等を行い、可能な場合には手続きをすることになります。水利権は河川管理者の許可により認められるものですが、水源は事業者が独自に保有しているものであり、これらの施設の転用は、それぞれの事業者の判断が必要です。 | 65 | 66 |
| 1117 | | 529 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド23)「できるかぎり財産(貯留された水)」とありますが、「貯留された水」は利水者の「財産」と考えてよいのですね。「財産」の内容について河川管理者の考え方を述べて下さい。 | 荻野芳彦 | ここでは限りある水資源としての公共財産という意味で使用しています。 | 63 | 65 |
| 1118 | | 530 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド24)「計画規模を上回る濁水」とありますが、濁水の「計画規模」とはいかなるものか考え方を述べて下さい。具体的に河川(ダム)毎に基準点の計画規模を数値で示して下さい。琵琶湖開発事業について、補償水位(BSL-2.0m)の意味を説明して下さい。同時に、琵琶湖開発事業の水利開発計画において、当時の建設省の開発水量40m ³ /sに対する琵琶湖の水位低下をどのように見込んでいたのか計算書も含めて提出して下さい。 | 荻野芳彦 | 「計画規模を上回る濁水」とは、ダム等の利水の計画で想定している濁水年より規模の大きな濁水のことです。「基準点の計画規模の数値」というのは具体的にどのようなことを指されているのかお教え下さい。「補償水位」とは「補償対策水位」のことを指されていると思われます。補償対策水位とは水位低下の対策を行う場合の基準となる水位をいいます。琵琶湖開発事業の計画期間である大正7年～昭和40年(48年間)において40m ³ /s開発を行った場合に、利用低水位-1.5mで利水安全度約1/10となっています。琵琶湖開発事業で40m ³ /s開発を行った場合の琵琶湖水位は、別紙-530、545、685でお示ししているのとおりです。 | 63 | 65 |
| 1119 | | 531 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド27,28)取水制限10%-30%を実施した結果、それぞれの利水者はどの程度の水量を琵琶湖に残すことが出来たのか水量で示して下さい。シミュレーションでは補償水位を下回らないことが示されています。異常濁水時の緊急水はBSL-1.5mから-2.0mの間と予定されていたのではなかったか、お答えをお願いします | 荻野芳彦 | この試算では、取水制限をしない場合に比べて約8千万m ³ の水量となります。「補償水位」とは「補償対策水位」のことを指されていると思われます。補償対策水位は水位低下の対策を行う基準となった水位であり、琵琶湖の利用低水位は-1.5mです。異常濁水により琵琶湖が利用低水位-1.5mを下回った場合には、瀬田川洗堰は非常濁水時の操作に入り、下流の維持流量や水利用は極めて厳しく制約されます。琵琶湖においては、利用低水位-1.5mを下回らないようにすることが、水利用上必要であると考えます。 | 63 | 65 |
| 1120 | | 532 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (スライド31)琵琶湖の水位低下が少雨化傾向とそれによる異常濁水との脈絡の中で述べているが、琵琶湖開発によって洪水期制限水位の設定、治水対策として琵琶湖の設定水位が大幅に下げられたこと、が記載されていません。これとの関係も明らかにした上で、もう一度論拠を組み立てて下さい。 | 荻野芳彦 | 琵琶湖開発事業では洪水期制限水位を設けていますが、洪水期制限水位を設け利用低水位-1.5mまで利用することで水資源開発を行っておりますので、洪水期制限水位を設けたことによって異常濁水が発生している訳ではありません。 | 63 | 65 |
| 1121 | | 533 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 水利権転用の具体的手法を述べて下さい(意見書p16-17、p19-20参照)。また、転用事例について公表して下さい。 | 荻野芳彦 | 転用の手続は、転用を行う者の減量申請と転用を受ける者の新規又は増量申請を原則として同時期に行い、これらの許可によって完了します。考え方としては、減量により河川の流量がまず増え、その増えた流量の範囲内で転用を受ける者が新たな占用を行うこととなります。転用を行う者の用水がダム等の水資源開発施設から補給を行っているものであるときは、転用を受ける者はこの施設についての権限を取得するとともに、応分の費用負担をしなければなりません。転用については転用を行うものと転用を受ける者の合意が基本となります。しかし、減量又は新規、増量の申請にあたっては、減水量の妥当性、新規、増量の取水による河川流況への影響についても審査を行います。従って減水量のすべてが転用できない場合もあります。なお、近年において大阪臨海工業用水道から大阪府下水道への転用事例以外にはありません。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------------|---------|-------|-----------|------------|---|-------|--|-------|-------|--------|----|-------|----|------|---------------|-----|----|---------|-------|------|---------|-----|----|---------|-------|------|-------|-----|----|---------|-------|------|-------------|------|----|---------|-------|------|-------|-----|----|---------|-------|----|-----------|---------|----|----------|-------|----|-------------|---------|----|----------|----------|------|-----------|---------|----|----------|-------|----|-------|---------|----|----------|----------|------|-------------|-------|----|---------|----------|------|----------------|-----|----|---------|---------|------|------|-------|----|----------|----------|------|----------------|-------|----|----------|-----------|------|---------------|-------|----|----------|----------|------|---------------|-----|----|----------|----------|------|-----------|-----|----|----------|---------|-----|-------------|-----|----|---------|-------|------|------------------|-----|----|----------|------------|----|----------|-------|----|-----------|----------|----|----|
| 1122 | | 535 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 第63回委員会審議資料1-2によれば、異常渇水対策として既往最大の渇水を記録したS14の1,352mm(約1/60)を対象としています。そして、S14の流況とH13の実績取水量(但し農水は架空の水量)・河川維持流量70m ³ /sを確保すると琵琶湖の最低水位が-1.9mとなることが示されました。そこで、 (イ)福岡市、高松市、松山市のそれぞれの水系名は？ (ロ)それぞれの水系における既往最大渇水年と降水量(確率)は？ (ハ)それぞれの水系が対策しようとしているのは既往最大渇水かどうか、もしそうでなければ目標としている確率は？ (ホ)それぞれの市の上水給水実績。H13年度の一人当たり平均給水量/日(単位=リットル)。 について教えてください。「河川整備計画原案」の特徴のひとつは「本支川、上下流間のバランスの確保」だと思います。そこで視点は異なりますが、他水系の渇水対策と「淀川水系の原案」とがバランスしているかどうか確認したいのです。 | 佐川克弘 | ご質問の(イ)(ロ)(ハ)(ホ)については、詳細を把握しておりません。 水需要や渇水の発生状況については、都市規模や産業構造等の社会経済条件、気象状況等の自然環境条件、琵琶湖のような水源がある等施設条件の違いがあり、水系によって異なると思われます。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1123 | 246 | 1068 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【535への再質問①】 異常渇水対策に関する他水系と淀川水系との実情比較(No. 535再質問)質問(イ~ホ)に回答できない理由を教えてください。近畿地方整備局が回答してくれないなら「近畿地方整備局は質問に回答してくれないので、そちらで調べて教えてください」と霞ヶ関に問い合わせてもよいのですが、回答できない理由を聞く前に霞ヶ関に質問するのはいかがなものかと思うので再質問した次第です。 | 佐川克弘 | 質問535でもご回答させていただいたように、ご質問いただいたような近畿地方整備局管外の他水系の水需要や渇水の発生状況の詳細について把握しておりません。 | 65 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1124 | | 536 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド8の水需要抑制は、ダム等の水資源開発施設を含め河川依存量を抑制することが中心になっていますが、水需要抑制に効果をあげている衛生陶器、食器洗機等のさらなる性能アップを目指した商品開発を企業に促す政策等、現状の政策より幅を広げる考えはないのでしょうか。また、水道事業者の地下水利用等による自己水拡大、大口水需要家の専用水道普及等を積極的に推進するお考えはありませんか。 | 千代延委員 | 水需要の抑制については利水者等と連携して取り組んでいく課題と考えています。節水機器開発にかかる商品開発の企業に対する政策、利水者の地下水利用拡大、専用水道の普及推進について、河川管理者が主体的に行う立場にはないと考えます。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1125 | | 537 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド9の水需要の精査確認ですが、高時川頭首工建設時の昭和40年代始めに、新国営湖北農業水利事業に対し、灌漑期最大取水量4/27~4/10 4.223m ³ /s、4/11~4/30 10.189m ³ /s、5/1~9/15 11.276m ³ /s、非灌漑期9/16~12/15 2.490m ³ /s、12/16~3/26 3.200m ³ /sの水利権が与えられています。そして頭首工建設以来ほとんど毎年瀬切れが発生しているといわれます。そこで河川管理者に対し、水利権付与当時の基準点の河川維持流量、基準渇水年、基準渇水流量をたずねましたところ、河川維持流量、基準渇水年、基準渇水流量ともデータなしという回答をいただきました。頭首工建設以来ほとんど毎年瀬切れが発生するということは、根拠となるデータもなしに過大な水利権を与えたものと推定されます。このような場合、10年ごとの水利権更新時には、水利権量の見直しは全くできないのでしょうか。たぶん4回目の更新時期がきていると思いますが、上記の例は別としまして、この10年の間に、琵琶湖・淀川水系で水利権の見直しが行われた件数、件名、見直し理由をご教示ください。 | 千代延委員 | この10年間で水利権の更新時に、水利権の見直しを行っている事例は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水利権名</th> <th>水利権所有者</th> <th>目的</th> <th>変更年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>琵琶湖東部水道(中部地区)</td> <td>琵琶湖</td> <td>上水</td> <td>H9.12.8</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>琵琶湖南部水道</td> <td>琵琶湖</td> <td>上水</td> <td>H9.12.8</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>彦根市水道</td> <td>彦根市</td> <td>上水</td> <td>H10.7.1</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>大津市水道(田志賀町)</td> <td>田志賀町</td> <td>上水</td> <td>H10.7.1</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>丹生川等</td> <td>栗原市水道</td> <td>栗原町</td> <td>上水</td> <td>H10.7.1</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>阪神水道企業団水道</td> <td>阪神水道企業団</td> <td>上水</td> <td>H10.9.21</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>水資源開発公団工業用水</td> <td>水資源開発公団</td> <td>工業</td> <td>H11.3.22</td> <td>使用水量の見直し</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>長浜水道企業団水道</td> <td>長浜水道企業団</td> <td>上水</td> <td>H11.3.24</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>久我湖首工</td> <td>西新土地改良区</td> <td>農業</td> <td>H12.3.31</td> <td>受益面積の減少等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>近江新湖北農業水利事業</td> <td>農林水産省</td> <td>農業</td> <td>H14.7.5</td> <td>受益面積の減少等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>鶴ヶがんがいの排水事業南地区</td> <td>琵琶湖</td> <td>農業</td> <td>H14.7.5</td> <td>地下水の減少等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>津島寺川</td> <td>農林水産省</td> <td>農業</td> <td>H15.5.13</td> <td>受益面積の減少等</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖等</td> <td>近江大和郡南志保土地改良事業</td> <td>農林水産省</td> <td>農業</td> <td>H16.4.27</td> <td>受益面積の見直し等</td> </tr> <tr> <td>野洲川等</td> <td>近江野洲川自來土地改良事業</td> <td>農林水産省</td> <td>農業</td> <td>H16.6.30</td> <td>受益面積の減少等</td> </tr> <tr> <td>野洲川等</td> <td>近江野洲川地区土地改良事業</td> <td>琵琶湖</td> <td>農業</td> <td>H16.6.30</td> <td>受益面積の減少等</td> </tr> <tr> <td>安曇川等</td> <td>近江安曇川自來地区</td> <td>琵琶湖</td> <td>農業</td> <td>H17.3.31</td> <td>受益面積の変更</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>野洲市水道(即土山町)</td> <td>野洲市</td> <td>上水</td> <td>H17.4.9</td> <td>人口増加等</td> </tr> <tr> <td>日野川等</td> <td>琵琶がんがいの排水事業日野川地区</td> <td>琵琶湖</td> <td>農業</td> <td>H17.11.1</td> <td>普通河川排水口の廃止</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>ユニテカ工業用水</td> <td>ユニテカ機</td> <td>工業</td> <td>H18.12.27</td> <td>使用水量の見直し</td> </tr> </tbody> </table> | 河川名 | 水利権名 | 水利権所有者 | 目的 | 変更年月日 | 備考 | 琵琶湖等 | 琵琶湖東部水道(中部地区) | 琵琶湖 | 上水 | H9.12.8 | 人口増加等 | 琵琶湖等 | 琵琶湖南部水道 | 琵琶湖 | 上水 | H9.12.8 | 人口増加等 | 琵琶湖等 | 彦根市水道 | 彦根市 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | 琵琶湖等 | 大津市水道(田志賀町) | 田志賀町 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | 丹生川等 | 栗原市水道 | 栗原町 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | 淀川 | 阪神水道企業団水道 | 阪神水道企業団 | 上水 | H10.9.21 | 人口増加等 | 淀川 | 水資源開発公団工業用水 | 水資源開発公団 | 工業 | H11.3.22 | 使用水量の見直し | 琵琶湖等 | 長浜水道企業団水道 | 長浜水道企業団 | 上水 | H11.3.24 | 人口増加等 | 桂川 | 久我湖首工 | 西新土地改良区 | 農業 | H12.3.31 | 受益面積の減少等 | 琵琶湖等 | 近江新湖北農業水利事業 | 農林水産省 | 農業 | H14.7.5 | 受益面積の減少等 | 琵琶湖等 | 鶴ヶがんがいの排水事業南地区 | 琵琶湖 | 農業 | H14.7.5 | 地下水の減少等 | 琵琶湖等 | 津島寺川 | 農林水産省 | 農業 | H15.5.13 | 受益面積の減少等 | 琵琶湖等 | 近江大和郡南志保土地改良事業 | 農林水産省 | 農業 | H16.4.27 | 受益面積の見直し等 | 野洲川等 | 近江野洲川自來土地改良事業 | 農林水産省 | 農業 | H16.6.30 | 受益面積の減少等 | 野洲川等 | 近江野洲川地区土地改良事業 | 琵琶湖 | 農業 | H16.6.30 | 受益面積の減少等 | 安曇川等 | 近江安曇川自來地区 | 琵琶湖 | 農業 | H17.3.31 | 受益面積の変更 | 野洲川 | 野洲市水道(即土山町) | 野洲市 | 上水 | H17.4.9 | 人口増加等 | 日野川等 | 琵琶がんがいの排水事業日野川地区 | 琵琶湖 | 農業 | H17.11.1 | 普通河川排水口の廃止 | 淀川 | ユニテカ工業用水 | ユニテカ機 | 工業 | H18.12.27 | 使用水量の見直し | 63 | 65 |
| 河川名 | 水利権名 | 水利権所有者 | 目的 | 変更年月日 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 琵琶湖東部水道(中部地区) | 琵琶湖 | 上水 | H9.12.8 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 琵琶湖南部水道 | 琵琶湖 | 上水 | H9.12.8 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 彦根市水道 | 彦根市 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 大津市水道(田志賀町) | 田志賀町 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丹生川等 | 栗原市水道 | 栗原町 | 上水 | H10.7.1 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川 | 阪神水道企業団水道 | 阪神水道企業団 | 上水 | H10.9.21 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川 | 水資源開発公団工業用水 | 水資源開発公団 | 工業 | H11.3.22 | 使用水量の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 長浜水道企業団水道 | 長浜水道企業団 | 上水 | H11.3.24 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 久我湖首工 | 西新土地改良区 | 農業 | H12.3.31 | 受益面積の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 近江新湖北農業水利事業 | 農林水産省 | 農業 | H14.7.5 | 受益面積の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 鶴ヶがんがいの排水事業南地区 | 琵琶湖 | 農業 | H14.7.5 | 地下水の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 津島寺川 | 農林水産省 | 農業 | H15.5.13 | 受益面積の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖等 | 近江大和郡南志保土地改良事業 | 農林水産省 | 農業 | H16.4.27 | 受益面積の見直し等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野洲川等 | 近江野洲川自來土地改良事業 | 農林水産省 | 農業 | H16.6.30 | 受益面積の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野洲川等 | 近江野洲川地区土地改良事業 | 琵琶湖 | 農業 | H16.6.30 | 受益面積の減少等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安曇川等 | 近江安曇川自來地区 | 琵琶湖 | 農業 | H17.3.31 | 受益面積の変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野洲川 | 野洲市水道(即土山町) | 野洲市 | 上水 | H17.4.9 | 人口増加等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日野川等 | 琵琶がんがいの排水事業日野川地区 | 琵琶湖 | 農業 | H17.11.1 | 普通河川排水口の廃止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川 | ユニテカ工業用水 | ユニテカ機 | 工業 | H18.12.27 | 使用水量の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1126 | | 538 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド11の水利権の見直しと用途間転用ですが、琵琶湖・淀川水系で過去10年間に実行された用途間転用の件数と件名をご教示ください。 | 千代延委員 | 過去10年間に大阪臨海工業用水道から大阪府上水道への転用事例以外にはありません。 | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|--------|-----------------------|---|-------|--|-------|-------|-------------------------|--|--|--|----|-------------------------|-----------------|-----|--|---------|-----|----|-----|----|--------------|--------|----|--------|--------|-------|-----------|--------|----|--------|-------|-------|-------|--------|----|-------|-------|-------|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|--------|----|--------|-------|-------|------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|------|-------|----|-------|-------|-------|--|--|--|-----------------------|--|-----------------------|----|----|
| 1127 | | 539 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>スライド11に「利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や・・・」とあります。河川管理者の説明では、近年の少雨化傾向で利水安全度は低下しているとしており、具体的には、大阪府に対し現状の利水安全度は0.78とであると具体的な数値を示しています。そこでお願いします。大口利水者である大阪市、阪神水道企業団についても利水安全度、およびその算定計算根拠(大阪府を含む)をお示しください。</p> <p>一方、平成14年の国土交通省「ダム事業のプログラム評価に関する検討委員会」資料によりますと、淀川(大阪地域)の利水安全度は1/13となっています。このことは、利水安全度は全国平均より高いことを示しています。第二次委員会でもこの点につき問題指摘が行われましたが、河川管理者の明確な答えがないまま、また原案でも利水安全度ということばがでています。ここで明確なご説明をお願いいたします。</p> | 千代延委員 | <p>大阪市については0.80、阪神水道企業団については0.79となります。算出方法は各利水者のダム等の水源の割合と各ダム等の供給能力の割合で算出され、以下に示すとおりです。なお、大阪府については、第6回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.31)審議資料2でお示ししたとおりです。「淀川の利水安全度1/13」については、第5回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)審議資料2-5においてご説明しているように、大正7年～平成6年の77年間を対象として算出したものですので、近年での流況での利水安全度を示しているものではありません。</p> <p>○近年の少雨化傾向による実力評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-1</th> <th colspan="4">表-2 (m³/s)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">開発量 (m³/s)</th> <th rowspan="2">実力評価 (%) (充足率)※</th> <th colspan="2">大阪市</th> <th>阪神水道企業団</th> </tr> <tr> <th>水利権</th> <th>実力</th> <th>水利権</th> <th>実力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川第1期河水統制前自流</td> <td>13,380</td> <td>80</td> <td>10,704</td> <td>10,675</td> <td>1,340</td> </tr> <tr> <td>淀川第1期河水統制</td> <td>14,658</td> <td>80</td> <td>11,726</td> <td>3,675</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>長柄可動堰</td> <td>10,000</td> <td>80</td> <td>8,000</td> <td>3,111</td> <td>2,488</td> </tr> <tr> <td>丘連寺川取水</td> <td>8,500</td> <td>80</td> <td>6,800</td> <td>2,842</td> <td>2,274</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖開発</td> <td>40,000</td> <td>80</td> <td>32,000</td> <td>7,485</td> <td>5,988</td> </tr> <tr> <td>日吉ダム</td> <td>3,700</td> <td>58</td> <td>2,146</td> <td>0,754</td> <td>0,437</td> </tr> <tr> <td>貫連寺ダム</td> <td>2,480</td> <td>83</td> <td>2,067</td> <td>1,035</td> <td>0,853</td> </tr> <tr> <td>高山ダム</td> <td>5,000</td> <td>72</td> <td>3,600</td> <td>2,249</td> <td>1,619</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">27,468 ÷ 34,521 = 80%</td> <td>10,844 ÷ 13,818 = 79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実力評価: 検討期間S54～H10の20年間で2位(1/10)の渇水において (充足率) 計画時の開発量に対する実力の割合</p> <p>表-1は、H16年9月に利水者との情報交換会で整備局より提示 表-2は、大阪市及び阪神水道企業団の水量を集計 大阪市の充足率 = 27,468 ÷ 34,521 = 80% 阪神水道企業団の充足率 = 10,844 ÷ 13,818 = 79%</p> | 表-1 | | 表-2 (m ³ /s) | | | | 施設 | 開発量 (m ³ /s) | 実力評価 (%) (充足率)※ | 大阪市 | | 阪神水道企業団 | 水利権 | 実力 | 水利権 | 実力 | 淀川第1期河水統制前自流 | 13,380 | 80 | 10,704 | 10,675 | 1,340 | 淀川第1期河水統制 | 14,658 | 80 | 11,726 | 3,675 | 2,940 | 長柄可動堰 | 10,000 | 80 | 8,000 | 3,111 | 2,488 | 丘連寺川取水 | 8,500 | 80 | 6,800 | 2,842 | 2,274 | 琵琶湖開発 | 40,000 | 80 | 32,000 | 7,485 | 5,988 | 日吉ダム | 3,700 | 58 | 2,146 | 0,754 | 0,437 | 貫連寺ダム | 2,480 | 83 | 2,067 | 1,035 | 0,853 | 高山ダム | 5,000 | 72 | 3,600 | 2,249 | 1,619 | | | | 27,468 ÷ 34,521 = 80% | | 10,844 ÷ 13,818 = 79% | 63 | 65 |
| 表-1 | | 表-2 (m ³ /s) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設 | 開発量 (m ³ /s) | 実力評価 (%) (充足率)※ | 大阪市 | | 阪神水道企業団 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水利権 | 実力 | 水利権 | 実力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川第1期河水統制前自流 | 13,380 | 80 | 10,704 | 10,675 | 1,340 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淀川第1期河水統制 | 14,658 | 80 | 11,726 | 3,675 | 2,940 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長柄可動堰 | 10,000 | 80 | 8,000 | 3,111 | 2,488 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丘連寺川取水 | 8,500 | 80 | 6,800 | 2,842 | 2,274 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琵琶湖開発 | 40,000 | 80 | 32,000 | 7,485 | 5,988 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日吉ダム | 3,700 | 58 | 2,146 | 0,754 | 0,437 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貫連寺ダム | 2,480 | 83 | 2,067 | 1,035 | 0,853 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高山ダム | 5,000 | 72 | 3,600 | 2,249 | 1,619 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 27,468 ÷ 34,521 = 80% | | 10,844 ÷ 13,818 = 79% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1128 | 328 | 1150 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>【539への再質問①】 近年の少雨化傾向による実力評価の表にあります「実力評価(%) (充足率)」の80、58、83、72、という数字がどのようにして導かれるのか。もう一度ご教示ください。</p> | 千代延委員 | <p>近年の少雨化傾向による開発水量の実力評価については、計算対象とした昭和54年から平成10年の20年間の流量データで利水計算を行い、開発水量での利水安全度が2/20を満たしていない場合、すなわち20年間において2回以上補給できないときがある場合は、2/20の利水安全度が確保できるまで少しずつ開発水量を減らすトライアル計算を繰り返し、2/20の利水安全度が確保できる場合の開発水量を算出します。この計算は、あるダムの実力が低下して開発水量が減れば、そのダムの下流の流量も変わりますので、淀川水系全体で各ダム順に繰り返し計算を行うこととなります。近年2/20の実力〇〇%(充足率)というのは、このようにして得られた開発水量と当初の開発水量(琵琶湖開発事業の場合は40m³/s)との割合を%で表示したものです。作業の流れとしては第6回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)審議資料2-5のようになります。</p> | 63 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1129 | | 540 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>スライド13です。大阪臨海工業水道企業団が解散した際、当該企業団のもつ水利権の全量(1,850m³/s)の内、河川管理者は長柄可動堰に係る水利権(0,380m³/s)を戻させました。大阪府は、大阪臨海の水利権はすべて大阪府上水道に転用の予定ですから、この長柄可動堰に係る水利権を戻させなければ、大阪府は安威川ダムに日量1万m³(0,116m³/s)の新たな水源を求める必要はなかったのです。結果として、緊急かつ暫定という理由で、長柄可動堰分の水利権を戻させたことが、新たな水源開発を必要とするに至ったのです。先般の委員会で、長柄可動堰にかかる水利権(10,0m³/s、現在9,620m³/s)について、今後どう扱うつもりか河川管理者に尋ねたところ、将来、河川に戻してもらおう考えであるとお答えでした。そこで再度お訊ねします。①長柄可動堰にかかる水利権は発生からすでに40年近く経過しています。40年といえば、本整備計画の期間の20～30年を超えるほど時間的に長い実績が積まれています。②加えて、当該水利権付与に当たっては、大川への放流量を10m³/s少なくとも河川の清潔の保持にほとんど支障のないフラッシュ放流を実施することとし、そのための施設として巨額の投資をして長柄可動堰を築造し、その後スクラップアンドビルドで現淀川大堰となっています。③一方で河川管理者は、少雨化による利水安全度低下に警鐘を鳴らされています。このような状況を勘案しても、なお、暫定かつ緊急を理由に、「河川に戻してもらおう」という現状を不安定にしている方針を、河川管理者は変えられないのでしょうか。</p> | 千代延委員 | <p>長柄可動堰改築事業については、高度経済成長期の水需給の逼迫に対応して、緊急暫定的に河川の維持流量を上工水に転用したものです。河川整備計画原案3. 2. 3水量に記載の通り、長柄可動堰改築事業によるフラッシュ操作は淀川大堰上流で人工的な水位変化が起こっており、魚類産卵や植生等への影響が考えられるなど、河川環境への負担により維持流量を転用したものと認識しています。従って、利水者間の用途間転用になじむものではなく、不用となった時点で本来の河川環境の保全に活用すべく河川に戻すべきものと理解しています。</p> | 63 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 1130 | 329 | 1151 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【540への再質問①】 緊急暫定水利権を返還させるのは、当該緊急暫定水利権の転用の申請があったときだけです。例えば、大阪府が工水の上水への転用を申請した場合、緊急暫定水利権の全部または一部の転用の申請であれば、工水的水利権としては不要になったと判断して、転用を認めず、それを返還させるのですか。 利水者自ら当該緊急暫定水利権の転用等の申請をしない場合でも、河川管理者が当該緊急暫定水利権は不要になったと独自に判断した場合、利水者から返還させることがあるのですか。 | 千代延委員 | 長柄可動堰改築事業により維持流量を緊急暫定的に上工水に転用した流量については、不要となった場合は河川に戻していただくべきと考えています。ご質問の例のような場合においては、いずれも不要となったと判断されますので、河川に戻すべきであると理解しています。 | 63 | 66 |
| 1131 | | 541 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド15で「農業用水の地域用水としての役割」として、主として高時川頭首工から水がまわっている湖北地方の実例が紹介されています。このことは事実としてわかりますが、それであるから現状をそのまま認めることは如何なものかと思えます。高時川頭首工の非灌漑期の水利権は先述のとおり2,490m ³ /sです。これは人口60万人程度の都市用水を賄える量です。これほどの取水をしているため非灌漑期の秋ですら、高時川では瀬切れが起こっています。改善の余地はないか、真剣に見直し作業をされたことはありますか。お答えをお願いします。水利権更新の機会を、すでに少なくとも3回はあったはずですか。 | 千代延委員 | 国営新湖北農業水利事業の平成14年更新時においても見直しを行っています。かんがい面積の変更、かんがい期間の変更、余呉湖の利用の制約および地下水等の補助水源の減少等により水利権の見直ししています。 | 63 | 65 |
| 1132 | 330 | 1152 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【541への再質問①】 平成14年の水利権更新時に、新国営湖北農業水利事業の水利権を見直しされたそうですが、これは、当該事業者からの申請によるものですか。それとも河川管理者が実情の調査等を実施された結果、見直しをされたのですか。 また、見直しをされた結果、水利権量はいくらかからいくらかに変わったのでしょうか。 | 千代延委員 | 国営新湖北農業水利事業の平成14年の更新時においては、農林水産大臣からの申請に変わる協議の内容を審査して、変更を行っています。 変更の内容は別紙－1152でお示しているのとおりです。 | 63 | 66 |
| 1133 | | 542 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド18の「日吉ダムにおける運用の見直し」は、見るべき成果を上げています。これはすばらしいことと思えます。同じように濁水頻度が高い室生ダム、一庫ダムでは、運用の見直しができる状況にないということですが、琵琶湖の水をできるだけ温存する考えに立つと、木津川上流の室生ダム以外のダムでも運用の見直しが必要ではないかと思えますが、河川管理者はどのようにお考えでしょうか。 | 千代延委員 | 木津川の各ダムが下流基準地点に補給した用水のうち途中で取水されなかった用水は結果的に淀川での必要流量の一部となりますので、仮にこれらのダムの運用方法を見直し補給量を減らすことができても、そのダムの利水安全度の向上を図ることにはなりません。琵琶湖の水位を確保することには必ずしも寄与しないと考えられます。 | 63 | 65 |
| 1134 | | 543 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド20に「下流利水者が保有している既存ダム等の水源は下流府県としては引き続き保有していく意向」→「新たな水源として対応できる余裕はない」と結論付け、川上ダムの利水代替案の一つの可能性の芽を摘んでいます。そこでお訊ねします。基礎案の「ダム計画の方針」に「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、…妥当と判断される場合に実施する。」とありますが、河川管理者は、利水について「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない」と判断されたのですが、これは相当重い判断だと考えます。このように判断された根拠を具体的にご説明ください。 次に、「新たな水源として対応できる余裕はない」との判断ですが、供給能力と需要がどの程度乖離した状態であれば、「…対応できる余裕がある」と判断されるのでしょうか。ちなみに、二次委員会が最後に出した「水需要管理の実現に向けて」のP. 21 平成16年度阪神地区の主な利水者の水利権量と取水実績 を参照いただければ次のようになっていきます。 ◎大阪市(上水、工水)、大阪府(上水、工水)、および阪神水道の合計 水利権量 : 724.4万m ³ /s 1日最大取水量 : 512.1万m ³ /s(対水利権量70.7%) 1日平均取水量 : 420.0万m ³ /s(対水利権量58.0%) ◎大阪市(上水) 水利権量 : 267万m ³ /s 1日最大取水量 : 166.5万m ³ /s(対水利権量62.2%) 1日平均取水量 : 138.0万m ³ /s(対水利権量51.6%) | 千代延委員 | 水源の確保については、地域の将来計画や利水安全度等も考慮して各利水者が判断されるものです。現在、水資源開発基本計画の改定作業を府県において実施しており、現在の作業状況として、下流府県は利水安全度等も考慮して現在保有している水源を今後も保有する意向と聞いています。現時点において、既存の水資源開発施設の運用の見直しや水利権の転用によって伊賀地域の水需給の逼迫に対応するのは困難であり、新規水源の確保も必要と考えられます。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 1135 | | 544 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド23の利水者と連携した渇水対応ですが、どのような立派な目標であろうと、利水者は節水への協力には消極的です。何かインセンティブを準備しているのであれば教えていただきたい。 | 千代延委員 | 常設の利水者会議を進めていく中で、利水者の意見を聴きながら検討していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 1136 | | 545 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | スライド24の琵琶湖開発事業ですが、「開発水量は水利権量40m ³ /sとする」とあります。もとより琵琶湖水位がマイナス1.5mを切ることをいとわないわけではありませんし、環境の視点からは琵琶湖水位低下を極力抑制していかねばならないと考えます。しかし、開発水量を40m ³ /sとするためには、利水安全度1/10としてマイナス2.0mまで必要なのです。これは純粋な技術計算です。技術的には異常渇水の場合、マイナス2.0mまでは想定内です。当該開発計画策定時の建設省の計算根拠があるはずですから、それを提示いただきたい。その前提に基づいて、マイナス2.0mまでは社会経済活動の支障を一定の水準で押さえるべく、国や利水者の負担において巨額な投資が行われています。この目的の投資対象および投資額が最終いくらになったか。その負担はどこなことになったか。これについても概要を示していただきたい。 | 千代延委員 | 琵琶湖開発事業における利用低水位は-1.5mです。-1.5mの利水安全度は約1/10です。利用低水位を下回る渇水は異常渇水であり、異常渇水時には下流での維持流量や水利利用は極めど厳しく制約されます。琵琶湖においては、利用低水位-1.5mを下回らないようにすることが、水利用上必要であると考えます。琵琶湖開発事業で40m ³ /s開発を行った場合の琵琶湖水位は、別紙-530、545、685にお示しているのとおりです。琵琶湖開発事業では南湖浚渫、瀬田川洗堰の改築(バイパス水路)、管理設備、水位低下対策(補償)工事等が行われました。その総事業費は、約3千5百億円で、そのうち都市用水分は約2千8百億円です。なお、各利水者の開発水量は下記のとおりであり、負担割合は都市用水の開発水量の比率になっています。 (1) 水道用水 ①大阪府 16.890m ³ /s ②大阪市 7.485m ³ /s ③守口市 0.281m ³ /s ④枚方市 0.793m ³ /s ⑤尼崎市 0.236m ³ /s ⑥西宮市 0.136m ³ /s ⑦伊丹市 0.371m ³ /s ⑧阪神水道企業団 5.114m ³ /s (2) 工業用水 ①大阪府 6.063m ³ /s ②神戸市 0.830m ³ /s ③尼崎市 1.304m ³ /s ④西宮市 0.292m ³ /s ⑤伊丹市 0.205m ³ /s 都市用水合計 40m ³ /s | 63 | 65 |
| 1137 | 331 | 1153 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 【545への再質問①】 少雨化傾向による実力評価に関し、琵琶湖開発は実力評価80%になっています。80%という低い実力評価になったのは開発水量を40m ³ /sとしたにもかかわらず、利用低水位を-1.5mとしたことによると思います。間違いないでしょうか。合せて琵琶湖開発の実力評価80%の算出根拠を算式でお示してください。 | 千代延委員 | 琵琶湖開発事業の計画期間である大正7年～昭和40年(48年間)において40m ³ /s開発を行った場合の利用低水位-1.5mの利水安全度は約1/10となります。これについて、近年の少雨化傾向を踏まえた実力を評価するために、近年の流量データによる2/20の利水安全度での供給能力を算出したところ、40m ³ /sの80%の32m ³ /sの実力となったということです。算出方法については、第6回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)審議資料2-5にお示ししているように、計算対象とした昭和54年から平成10年の20年間の流量データで利水計算を行い、開発水量での利水安全度が2/20を満たしていない場合は2/20の利水安全度が確保できるまで少しづつ開発水量を減らすトライアル計算を繰り返し、2/20の利水安全度が確保できる場合の開発水量を算出しています。この計算は、あるダムの実力が低下して開発水量が減れば、そのダムの下流の流量も変わりますので、琵琶湖開発事業だけの実力を出すためであっても琵琶湖開発事業単独で計算を行うことはできませんので、淀川水系全体で各ダム順に繰り返し計算を行うこととなります。近年2/20の実力80%というのは、このようにして得られた開発水量と当初の琵琶湖開発事業の開発水量40m ³ /sとの割合を%で表示したものです。作業の流れとしては第6回利水・水需要管理部会検討会(H18.10.10)審議資料2-5のようになります。 | 63 | 66 |
| 1138 | | 546 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し ①再編の原則は何か、総需要の抑制も含まれるのか。②具体的な再編案が示されるのは何時か。 | 村上委員 | ①既存水資源開発施設の再編は、ダム等の既存施設を水需要の実態や少雨化傾向も踏まえて有効活用していくために実施するものです。 ②今後の水需要や農業用水の合理化等の動向に合わせて、整備計画期間を通じて継続的に対応していく必要があると考えています。 | 63 | 65 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 1139 | | 829 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 節水モニターや広報活動・イベントの結果はどのような効果があったか、報告ください。 | 本多委員 | 「節水モニター」とは、H17年度に実施した断水体験モニターのことを指されていると思います。 断水体験モニターについては、一般の方から断水体験をしていただくモニターを募集し、体験を通じて、断水時の対応を把握するとともに水の大切さを体験していただき、それを広報活動にも活用しようとしたものです。結果については、第2回利水・水需要管理部会検討会(H18.5.11)にてご報告させていただいております。 これを含め、節水の広報、イベント活動は、水の大切さを知っていただくためのPR活動を目的として実施したもので、それらの取り組みにより節水効果がどの程度効果があったかを定量的に評価するには至っていません。 | 63 | 65 |
| 1140 | | 830 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 節水モニターや広報活動・イベントの結果を踏まえた今後の対応、実施される事業について教えてください。 | 本多委員 | 節水キャンペーンについては引き続き取り組んで行きたいと考えていますが、このような活動については利水者と連携して実施していくことが望ましく、今後は、漏水対策会議等を通じ、利水者と連携した展開を目指していきたいと考えています。 | 63 | 65 |
| 1141 | 138 | 960 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 「原案」をそのまま実行したとして費用対効果も明らかにすることです。三重県水道用水供給事業、による伊賀市水道料金、1トン411円というべらぼうに高い水道水の単価、撤退する自治体もあり、そういう伊賀市水量も下方修正しました。1トンいくらに試算しましたか、水道業者に聞きましたか。「利水を継続する自治体があるから建設するというが」この現状から伊賀市水道事業者は判断してダム建設を要望したのか、ならば、即、公表しなければなりません。近畿地方整備局は責任を持って、淀川水系流域委員会に報告してください。利水の必要性はなくなったというのが概ねの合意になってきていました。以上、ご回答をお願いします。 | 畑中尚 | 水道水の単価は利水者において決定されるものであるため、河川管理者としては試算を行っておりません。また、ダムへの参画は利水者で判断されるものであり、利水者である三重県は川上ダムに参画されています。伊賀地域における利水の必要性については、従来からご説明しているとおり変わっているものではありません。なお、ご意見については三重県にお伝えします。 | 65 | 66 |
| 1142 | 154 | 976 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (「検討ケース(1)」スライドNo.5、No.6について) 農業用水の「実績月別“最大”取水量」が示されていますが、「平均」取水量もお示し願います。 | 野村東洋夫 | 淀川下流農業用水のH15～17年平均の月別平均取水量は、別紙－976でお示しているとおります。 | 65 | 66 |
| 1143 | 155 | 977 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (「検討ケース(1)」スライドNo.7) 漏水シミュレーションにおいては“最大”ではなく「月別“平均”取水量」を使用しないと結果が過大となると考えられます。月別平均取水量に基づいたシミュレーションをお示し下さい。 | 野村東洋夫 | 農業用水の平均取水量は、降雨があつて取水されていない日も含めて平均した取水量です。これを農業用水の取水量として試算に用いた場合、無降雨の日が続く漏水時においては実績取水量としては過小に評価されると考えられます。このため検討ケース(1)では月別最大取水量を試算に用いたものです。 | 65 | 66 |
| 1144 | 156 | 978 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (「検討ケース(2)」スライドNo.9、No.10) このシミュレーションの「取水制限」の対象は平成13年の実績取水量ですね？ | 野村東洋夫 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は、資料に記載のとおり第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2 P13・14の取水制限+節水+維持流量削減を行った試算(それ以前の流域委員会でもお示している試算結果)について、いくつかの追加検討を行ったものです。したがって、変更した検討条件を示していないものについては第63回委員会(H19.9.26)審議資料と同じ条件であり、上工水の取水量については平成13年の月別平均実績取水量を用いています。 ご質問の主旨が取水制限の対象が何かということと推察しますと、上工水についてはご質問のとおり平成13年の実績取水量ですが、農業用水についてはH15～17年平均の実績取水量となります。 | 65 | 66 |
| 1145 | 157 | 979 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (「検討ケース(2)」スライドNo.9、No.10) 月別最大取水量の数値をお示し下さい(上水、工水別に)。 | 野村東洋夫 | 月別最大取水量については、別紙－979、1071でお示しているとおります。 | 65 | 66 |
| 1146 | 158 | 980 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (「検討ケース(2)」スライドNo.9、No.10) このシミュレーションにおける「維持流量放流制限」は次の通りですね？ -90cm ~ -110cm 10% (= 7m3/s) -110cm ~ 20% (= 14m3/s) | 野村東洋夫 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は、資料に記載のとおり第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2 P13・14の取水制限+節水+維持流量削減を行った試算(それ以前の流域委員会でもお示している試算結果)について、いくつかの追加検討を行ったものです。したがって、変更した検討条件を示していないものについては第63回委員会(H19.9.26)審議資料と同じ条件であり、検討ケース(2)の維持流量の削減については取水制限率と同率としており、ご質問のとおりとなります。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|---|-------|--|-----------|-----------|
| 1147 | 159 | 981 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>(「検討ケース(3)」スライドNo.11~14)</p> <p>河川管理者は“平成6年渇水と同程度まで削減”として、維持流量の放流量を次のようにしています。</p> <p>10%取水制限時 50m³/s 20%取水制限時 35m³/s</p> <p>大川・神崎川の通常の維持流量は70m³/sですから、これは放流制限量(いわゆる「維持流量カット」)を次のように設定したことを意味します。</p> <p>10%取水制限時 20m³/s 20%取水制限時 35m³/s</p> <p>しかし、35m³/sカットを150日以上も継続するのは平成6年渇水の実績から大きく乖離した異常なものであることは、スライドNo.11で河川管理者自らが“(平成6年渇水において)維持流量が35m³/s程度となったのは実質9日”と記述していることから明らかです。このような常識外れの条件設定をしたために、琵琶湖最低水位が-1.28mという“高過ぎる”結果となった訳であり、このような荒唐無稽なシミュレーションを異常渇水の検討材料とすることは出来ません。私達は先日の意見書(No.833)で、当会の定めた条件でのシミュレーションの提示を求めましたが、対応して頂けませんでしたので、ここに改めて下記の条件での提示を河川管理者に要求します。何故ならこの条件の内、「維持流量カット」については、昭和59年~60年渇水の際の実績をもとに定めたもので、河川管理者が今回、平成6年渇水をもとに示した条件より遥かに無理の無いものであるからであり(当会意見書No.671)、「取水制限」については前回委員会配布資料において河川管理者が初めて提示したもので、一応妥当と考えられるからです。</p> <p>[当会の要求するシミュレーションの条件]</p> <p>(1)維持流量カット (琵琶湖水位) (カット量)</p> <p>-90cm ~ -110cm 11m³/s (大川 10m³/s、神崎川 1m³/s)</p> <p>-110cm ~ -130cm 17m³/s (大川 15m³/s、神崎川 2m³/s)</p> <p>-130cm以下 23m³/s (大川 20m³/s、神崎川 3m³/s)</p> <p>(2)取水制限 「検討ケース(2)」に同じ</p> | 野村東洋夫 | 取水制限時の維持流量の削減を平成6年渇水時と同程度まで削減した場合の検討ケース(3)は、第63回委員会(H19.9.26)において委員から試算の提案を受け、極めて厳しいケースと考へて実施したものです。維持流量の削減を取水制限と同率よりもより大きくする場合について様々なお考えがあると思いますが、他のケースについては、維持流量を取水制限率と同率で削減した場合の検討ケース(2)と検討ケース(3)の間にある条件になると考えられますので、この2つのケースの試算結果から概略的な推定は可能と思われるかと。 | 65 | 66 |
| 1148 | 160 | 982 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>「検討ケース(5)-1」(スライドNo.17,18)</p> <p>このシミュレーションにおいて、維持流量放流制限(カット量)が明示されていませんが、これは次のような“甘い”条件に設定されているではありませんか？</p> <p>-90cm ~ -110cm 10%(=7m³/s)</p> <p>-110cm ~ 20%(=14m³/s)</p> <p>これを上記[981]で私達が示した条件にすれば、-140cm以下でも取水制限を20%のままとすることが可能となるのではありませんか？</p> | 野村東洋夫 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は、資料に記載のとおり第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2 P13・14の取水制限+節水+維持流量削減を行った試算(それ以前の流域委員会でもお示している試算結果)について、いくつかの追加検討を行ったものです。したがって、変更した検討条件を示していないものについては第63回委員会(H19.9.26)審議資料と同じ条件であり、検討ケース(5)-1の維持流量の削減については取水制限率と同率としています。河川維持流量については、本来、河川環境の保全上必要な流量であり、河川管理者として検討ケース(5)-2については、資料にお示しているとおり、-70cmからの取水制限開始では-1.5mに収まらないため、-60cmからの取水制限開始としています。 | 65 | 66 |
| 1149 | 161 | 983 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>(「検討ケース(5)-2」(スライドNo.19~21)</p> <p>ここでは取水制限実施時期を早めるケースが紹介され、“-60cmから開始すると取水制限の頻度が大幅に増加する”としていますが、-80cmから開始することにすれば、スライドNo.21からしてその頻度は約半分に減少します。何故-80cmではなく-60cmからなのですか？</p> | 野村東洋夫 | | 65 | 66 |
| 1150 | 162 | 984 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>(「検討ケース(2)」スライドNo.10)</p> <p>「検討ケース(2)」のシミュレーションを詳しく見れば、昭和14年の梅雨が「空梅雨」であったことが確定する7月25日頃の琵琶湖水位は-0.5m程度であり、これが-0.8mに達するのは8月5日頃ですから、7月25日時点で更なる水位低下を予想して「琵琶湖水位が-0.8mに達したら取水制限を開始する」と決めることは可能です。そこで、取水制限や維持流量放流制限率は「検討ケース(2)」のまま変えずに置き、維持流量放流制限の実施時期だけを下記のように変更した場合のシミュレーションをお示し下さい。</p> <p>-80cm ~ -100cm 10%</p> <p>-100cm ~ 20%</p> | 野村東洋夫 | 現状において精度の高い長期の降雨予測は技術的に確立しておらず、ある年において大渇水になることを予め予想して早期から通常の渇水時と異なる対応をするのは実際の運用においては困難です。また、河川維持流量については、本来、河川環境の保全上必要な流量であり、河川管理者としては、例え渇水時であっても削減するべきではないと考えています。したがって、取水制限も実施しない段階において、河川維持流量だけを削減することは河川管理者としては想定しておりません。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|---|-------|---|-------|-------|
| 1151 | 163 | 985 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 最後に基本的なことについてお聞きします。 丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設ける目的として、近畿地方整備局は従来、「既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない」としていましたが、これに対し、今回「原案」(p.73)では次の記述に変わっています。 “計画規模を上回る渇水に対して、社会経済活動に影響を及ぼさないためにも異常渇水対策容量の確保が必要である” また、第63回委員会配布資料(審議資料1-2)(スライドNo.28)には次の記述があります。 “現状の水利用において、既往最大規模の渇水が発生した場合、取水制限や節水を見込んで琵琶湖の最低水位は利用低水位-1.5mを下回り、社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、異常渇水対策容量の確保が必要” 以上のことから、丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設ける目的が、従来の「断水を生じさせないこと」から「既往最大規模の渇水において琵琶湖水位が利用低水位を下回らないようにすること」に変わったと理解して良いでしょうか？(もし違うのなら、この渇水対策容量が無ければ淀川下流部において断水が生じることを具体的に論証して下さい) | 野村東洋夫 | 異常渇水対策容量は、異常渇水時の対応として必要になるものです。異常渇水とは一般的に計画を上回る規模の渇水のことをさしており、琵琶湖においては、計画どおりの運用を行った場合に利用低水位-1.5mを下回る規模の渇水が異常渇水となります。異常渇水時には、当然のことながら取水制限等により利用低水位を下回らないための対応に努めることとなりますが、結果的に利用低水位を下回った場合には、瀬田川洗堰は非常渇水時の操作に入り、水利用については人道上必要な最小限の取水、維持流量については生態系上必要な最小限の供給という下流河川にとっては極めて厳しい事態の発生が予想されます。淀川水系においては、平成6年渇水時に最大20%の取水制限が実施され、各利水者は減圧給水等に対応してギリギリ時間給水等には至りませんでした。これを上回る取水制限となった場合、時間給水等断水の発生が懸念されています。したがって、利用低水位を下回った場合には断水等は当然発生するものと考えられ、異常渇水対策容量は、このような事態において社会経済活動への影響を最小限にするために必要となるものです。そのような状況を具体的に示すためにこれまで既往最大渇水時の状況について試算によりご説明しているものであり、基本的な考え方に違いはないと考えています。 | 63 | 66 |
| 1152 | 240 | 1062 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 第65回委員会審議資料2-3-2の検討ケース(2)における上工水の月別平均取水量を教えてください。 | 佐川克弘 | 上工水の月別平均取水量については、第8回ダムWG(H16.11.10)審議資料3-2にお示ししているとおりです。 | 65 | 66 |
| 1153 | 241 | 1063 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 「維持流量は、河川環境の保全上必要な流量であり、河川管理者としては、例え渇水時であっても削減はするべきではなく、やむを得ず取水量とバランスをとって削減する場合でも最小限とするべきである」と考える。この考えはその通りだと思います。この際、異常渇水のときは、上工水であれ農水であれ維持流量であれ、取水または放流制限するときは、無差別に同率を適用すべきだと考えますが、河川管理者の見解をお示してください。ただし取水制限の対象は過去取水実績でなく水利権量とすべきです。何故なら水利権は「将来の必要量も考慮して合理的な根拠に基づく取水量を許可したものだ」からです。この場合、取水制限に伴う逼迫度にバラツキが発生することが予想されますが、それは河川法に基づいて「最終的に水利用者間の協議」に委ねればよいと考えます。(マクロ的検討なので、ここまで心配しなくてもよいと思いますが、念の為)また維持流量は、当然のことながら70m ³ /sが対象となります。この考え方に賛同されるとすれば、検討ケース(6)としてお示しください。 | 佐川克弘 | ご質問のあった第65回(H19.10.23)審議資料2-3-2での説明は、維持流量についての河川管理者の考えを示したものであり、本来、渇水時にあっても維持流量は削減すべきものでないと考えています。 取水制限等の渇水調整のルールは、水利用者間の協議によって決定されるものであり、河川管理者はこの協議が円滑に行われるよう必要な情報の提供を行っているものです。淀川におけるこれまでの取水制限は、実績最大取水量に対して実施されています。 | 65 | 66 |
| 1154 | 247 | 1069 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | 「ダム等の水資源開発施設は、通常、10年に1回程度発生する渇水を対象に、利水に関する施設が計画され、琵琶湖開発事業における利用低水位は-1.5mで、-1.5mの利水安全度は約1/10」ですから、10年に1回琵琶湖の水位が-1.5mとなっても予定通りということになり、だからこそ補償対策水位が-2mに設定されたのではなかったのですか？仮に福岡市、高松市、松山市の利水安全度が1/10とすれば、淀川水系だけは1/60のために丹生ダムの国税を投入することが許されてよいのでしょうか？税金には福岡市民、高松市民、松山市民ばかりか(財政再建団体の)夕張市民の税金も入っているはず。河川法では、河川整備計画を策定するに当たって地域住民・自治体の長・府県知事の意見を聞くことになっているが、丹生ダムの異常渇水対策用量に限っては、全国の自治体の長・都道府県の知事の意見も聞くべきと思うが、河川管理者の見解は？ | 佐川克弘 | 異常渇水対策は計画規模を上回る渇水が発生した場合の影響がきわめて大きい場合にその影響を最小限にするための対策として必要と考えているもので琵琶湖においては利用低水位-1.5mを下回った場合には、瀬田川洗堰が非常渇水時の操作に入り、下流の維持流量や水利用がきわめて厳しく制約されることから異常渇水対策容量が必要と考えているものです。なお、河川法において河川整備計画策定に当たって意見を聴く関係都道府県知事及び関係市町村長については、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地方公共団体の長を対象としており具体的には、洪水の氾濫想定区域や流域をその区域に含む地方公共団体の長等と理解されています。 | 65 | 66 |
| 1155 | 248 | 1070 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (イ)農業用水取水量 H15~17の平均値の絶対値は？ | 佐川克弘 | 絶対値とは数値のことをさされていると思われます。 淀川下流農業用水のH15~17年の平均値は、別紙-1070、1072でお示ししているとおりです。 | 65 | 66 |
| 1156 | 249 | 1071 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ロ)検討ケース(2)で取水制限の基準とした上工水の月最大取水量を月別に教えてください。単位はm ³ /sで。 | 佐川克弘 | 月別最大取水量については、別紙-979、1071でお示ししているとおりです。 | 65 | 66 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------|--|------|---|-----------|-----------|
| 1157 | 250 | 1072 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ハ) 検討ケース(1)でH15～17の平均取水値でなく、月別最大取水値を用いたのは何故か？またその絶対値を教えてください。 | 佐川克弘 | 農業用水の平均取水量は、降雨があっても取水されていない日も含めて平均した取水量です。これを農業用水の取水量として試算に用いた場合、無降雨の日が続く渇水時には実績取水量としては過小に評価されると考えられます。このため検討ケース(1)では月別最大取水量を試算に用いたものです。絶対値とは数値のことをさされていると思われます。淀川下流農業用水のH15～17年の月別最大取水量は、別紙-1070、1072のとおりです。 | 65 | 66 |
| 1158 | 251 | 1073 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ニ)「節水」について：取水制限すれば、物理的に節水することになるのだから「節水」というカテゴリーをわざわざ持ち出さなくてもよいのではないのか？こんなつまらぬことを言い出して人の頭を混乱させたいのか？具体的に質問する。検討ケース(2)において10%または20%の取水制限以外に「節水」をイクラ見込んでいるのか、あるいは見込んでないのか？見込んでなければスライド14の右下の「節水」の文字は取り消すべきだ。またスライド17検討ケース(5)-1の場合でも、例えばBSL-140cm以下の場合取水制限をあっさり-37%とすればよいのではないのか？ | 佐川克弘 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は、資料にも記載のとおり第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2 P13・14の取水制限+節水+維持流量削減を行った試算(それ以前の流域委員会でもお示している試算結果)について、いくつかの追加検討を行ったものです。したがって、節水については、最大取水量が通常時の90%に減少すると仮定し、その節水後の最大取水量に対して取水制限を実施しています。節水については、これまでの流域委員会での委員のご意見を踏まえ、今後の水需要抑制の努力の結果として10%の節水が出来ると仮定して試算しているもので、取水制限とは別の条件として設定しているものです。節水を見込む場合と、見込まない場合の試算が出来ますが、第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は節水を見込んだ条件で試算したものです。 | 65 | 66 |
| 1159 | 252 | 1074 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) (ホ) 検討ケース(5)-1 20%取水制限日数(174日)と30%取水制限日数(91日)を加算すると265日となる。しかるにスライド18では取水制限期間=194日間とある。整合しない理由は？ | 佐川克弘 | 20%取水制限日数(174日)の期間中に30%取水制限日数(91日)が含まれていますので、正しくは、20%取水制限日数は、174日-91日=83日となります。表示の誤りについては、第66回委員会(H19.11.7)において訂正した資料をお示しさせていただきます。 | 65 | 66 |
| 1160 | 255 | 1077 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | (第65回委員会審議資料2-3-2) 利水補足説明についての質問(第65回委員会審議資料2-3-2)検討ケース(1)から(5)-2まで、説明に基づき下表の通りまとめてみました。下表に誤りがあるかどうかチェックしてください。 | 佐川克弘 | 第65回委員会(H19.10.23)審議資料2-3-2にお示した試算結果は、資料に記載のとおり第63回委員会(H19.9.26)審議資料1-2 P13・14の取水制限+節水+維持流量削減を行った試算(それ以前の流域委員会でもお示している試算結果)について、いくつかの追加検討を行ったものです。ご質問に添付された表をこちらで訂正させていただいたものを別紙-1077にお示ししています。 ご質問中及び別添表中の①は検討ケース(1)、②～⑤は検討ケース(2)～ケース(5)のごとと推察し、また、別添表中の「ダム」というのは、丹生ダムによる異常渇水対策容量が確保されているということと推察して回答させていただきます。なお、すべての検討ケースについて、上工水については、今後節水意識が広まることにより最大取水量が通常時の90%に減少すると仮定し、その節水後の最大取水量に対して取水制限を実施しています。 また、ご質問の取水制限の基準については、ケース(1)は、上工水については年最大取水量、農業用水については月別最大取水量、ケース(2)～ケース(5)については上工水、農業用水とも月別最大取水量です。 | 65 | 66 |

異常渇水対策 検討ケース一覧表

| ケース | 取水制限 開始水位 | 取水制限率 | | 新設制限後 の維持流量 | ダム | 取水制限 期間 | 調整池の最低 水位 |
|-----|--------------|-------|----|----------------|----|------------|--------------|
| | | 上工水 | 農水 | | | | |
| ① | BSL-90 | -10 | ±0 | 70 | なし | ? | BSL-1.64m |
| | -120 | -20 | ±0 | 70 | | | |
| | -90 | -10 | ±0 | 70 | | | |
| ② | -120 | -20 | ±0 | 70 | なし | 208日 | -1.65m |
| | -90 | -10 | ±0 | 50 | | | |
| | -120 | -20 | ±0 | 95 | | | |
| ③ | -90 | -10 | ±0 | 70 | なし | 184日 | -1.28m |
| | -80 | -10 | ±0 | 70 | | | |
| | -120 | -20 | ±0 | 70 | | | |
| ④ | -90 | -19 | ±0 | 70 | あり | 198日 | -1.49m |
| | -110 | -28 | ±0 | 70 | | | |
| | -140 | -37 | ±0 | 70 | | | |
| ⑤-1 | -60 | -10 | ±0 | 70 | なし | ? | -1.50m |
| | -80 | -20 | ±0 | 70 | | | |
| ⑤-2 | -80 | -20 | ±0 | 70 | なし | 198日 | -1.48m |

① 取水制限の基準
 ① = 上工水は年最大取水量、農水は月別最大取水量
 ②～⑤ = 上工水、農水共 月別最大取水量

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|-----------|---|-------|--|-------|-------|
| 1161 | 256 | 1078 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>寝屋川導水事業・導入実績の問い合わせ 平素は国民のために河川整備に尽力されていることに深謝いたします。 さて首記の件、ご多忙中恐縮ですがご教示くださるようお願いいたします。</p> <p>記 1) 期間＝H5～14の10年間(暦年) 2) 実績は月別平均の一日当たり導入量。単位はm³/S。尚お手数をかけますが、閏年＝2月が29日の年は、その旨注記して下さい。(横着なお願いで、ごめんなさい) 3) 住道大橋におけるBOD。単位はmg/L。もし毎月測定していないのなら測定した日のデータで結構です。ただしその日の導水量も同時に示して下さい。(当然測定した年月日を明記してください) なお初歩的な質問ですが、導水している水は淀川の余剰水で、最大20m³/sを限度としていると理解しておりますが、間違いありませんか？</p> | 佐川克弘 | <p>1, 2) 寝屋川への導水量について、平成8年度から平成14年度までの運転日数、放流量、運転時間を集計したデータは別紙-1078にお示ししたとおりです。(平成7年度以前につきましては集計したデータがありません。) 3) 住道大橋のBOD測定値と測定日の導水量については、住道大橋の水質測定結果が大阪府のHPで平成11年度以降が公開されており、それを基に平成11年度から平成14年度までのBOD測定値と測定日の寝屋川への日平均導水量を別紙-1078にお示しています。 なお、寝屋川導水については、淀川の流量に余裕がある時に導水しており、現状では最大10m³/sで運用しています。</p> | 65 | 66 |
| 1162 | 267 | 1089 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>原案・天ヶ瀬ダム再開発事業 61回委員会資料のP4、5では、取水量0.6トン/sの増が必要であるからの説明ですが、すでに現行のダムで1975年から32年間にわたって取水され、何の支障も生じておらず、現行のダムで事足りおり、600トンもの放流量増を行う再開発計画の理由にすぎではないと考えますが。</p> | 梅原孝 | <p>京都府営水道は、天ヶ瀬ダム再開発を前提として現時点において必要な取水を既に行っていることから、継続して参画される見込みです。 天ヶ瀬ダムからの最大放流量を増大することにより、安定的な取水が可能となるものです。</p> | 64 | 66 |
| 1163 | 269 | 1091 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>再開発事業における総費用はいくらで、そのうち利水事業分の京都府及び3市1町の負担金はいくらになるのでしょうか。</p> | 梅原孝 | <p>前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。</p> | 64 | 66 |
| 1164 | 270 | 1092 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>発電量の増も見込まれていますが、関電の再開発事業における負担金はいくらになるのでしょうか。</p> | 梅原孝 | <p>前回までに回答出来ていない事業費については現在精査中であり、精査後速やかに提示します。</p> | 64 | 66 |
| 1165 | 341 | 1163 | 4.4 | 4.4 | 4.4利水 | <p>既往最大濁水については、対象期間を有効な記録がある期間とし、利水安全度を算出する場合は、近年の20年の流況を用いているとのこと。これは、同じ利水の問題を扱うのにダブルスタンダードといえないでしょうか。対象期間は同じにすべきだと思いますが、如何でしょうか。</p> | 千代延委員 | <p>利水安全度とは、河川水を利用する場合における濁水に対する取水の安全性を示す指標で、一般的に何年に一度の規模の濁水に対してまで安定的に取水可能かを示しているものです。ダム等の水資源開発施設の計画では、一般的に10年に1回程度発生する規模の濁水を対象に安定した取水が行えるよう計画されています。近年の20年の流況を用いた場合の利水安全度を検討しているのは、近年の少雨化傾向による利水安全度の現状を評価するためです。一方、既往最大濁水での試算は、計画規模を上回る異常濁水時にどのような状況になるかを把握するためのものです。異常濁水であっても取水制限等の対応でダム等の貯水量が無くなることを回避できる場合もありますが、実際に貯水量が無くなってしまふ場合の影響の大きさが極めて大きい場合には、その影響を最小限にするための対策も必要になります。このために、想定する濁水としてこれまでの実績の流量データで最も厳しい既往最大濁水を対象に検討を行ったものです。</p> | 65 | 66 |
| 1166 | | 417 | 4.5 | 4.5 | 4.5 利用 | <p>スライドNo.36 「川でなければできない利用、川に生かされた利用」とは、具体的にどのようなものをさすのでしょうか。</p> | 澤井委員 | <p>「川でなければできない利用、川に行かされた利用」とは文字どおり川であるからできる利用、川のお恵みを受けるような利用という意味であり、グラウンドのように、本来、河川敷になくてもかまわない施設については、川の外に移っていただく方向で検討していきたいと考えています。具体的な利用方策については、地域によっても異なると考えられますので、それぞれのエリアで考えていくべき話であると考えています。 なお、「川らしい利用」という言葉は、それらを総称する意味で使用しています。</p> | 60 | 64 |
| 1167 | | 418 | 4.5 | 4.5.1 | 4.5.1 水面 | <p>水上オートバイやプレジャーボートは“淀川大堰下流への移設を検討する”となっておりますが、具体的にはどこでしょうか。</p> | 木村俊二郎 | <p>河口部付近での利用を想定しています。ただし、漁船やウインドサーフィン等の様々な利用者がおり、これら他の利用者に対して、迷惑、危険とならないかという検討が必要となります。また河口部は冬季渡り鳥の飛来地となっていることからそのような周辺環境調査の上、検討を進めていきます。</p> | 60 | 64 |
| 1168 | | 422 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | <p>原案のP.75 上から16行目に「…グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。」という記述がある。学校のグラウンドやゴルフ場は、利用者が多いという側面と、事業経営のための施設という側面がある。今後の方向として、縮小を基本とするのであれば、河川敷の使用料を何年間隔かで引き上げる方策は有効だと思われるが、使用料の金額取り決めにはどのような制約があるのか。</p> | 千代延委員 | <p>河川法では、河川敷の占用料は府県知事が定めると規定しています。また、河川法施行令では、占用料が目的、態様に応じて、公正・妥当なものであることを規定しており、知事は当該府県の土地賃料等の実態を踏まえて、占用料の金額を決めています。</p> | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|---|-------|---|-----------|-----------|
| 1169 | 116 | 942 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | 【422への再質問①】 4. 前回質問番号422で「河川敷の使用料の金額取り決めにはどのような制約があるのか」質問したところ、回答は「河川法では、河川敷の占用料は府県知事が定めると規定しています。また、河川法施行令では、占用料が目的、態様に応じて、公正・妥当なものであることを規定しており、知事は当該府県の土地賃料等を踏まえて、占用料の金額を決めています。」となりました。そこでお訊ねします。本来河川敷以外に設置する施設については縮小の方向を基本としていますので、占用料を改定する際、府県知事にその趣旨を理解してもらい、政策的に高めに占用料を改定していくことは可能ではないでしょうか。これについてお考えをお聞かせください。 これまでに、このような政策的占用料に改めていくべく、府県知事に積極的に働きかけた事実はありませんか。なお、河川敷の占用料は、近畿地整の収入になるのですか。 | 千代延委員 | 占用料等の徴収等については、河川法第32条に規定されているとおり、占用料等の徴収権者は都道府県知事とされています。本条の事務は、自治事務であり、占用料等の額等を定める必要があるときは、当該都道府県の条例で定めることを要することからも、河川管理者として関与できるものではありません。ご質問の府県知事に働きかけた事実はありません。また、流水占用料その他河川から生ずる収入については、河川法の規定により、都道府県の収入となります。 | 60 | 66 |
| 1170 | | 423 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | 琵琶湖・淀川水系流域各河川保全利用委員会の検討内容を項目毎に整理し情報公開し、流域関係自治体、流域関係住民に「説明責任」を果せないのか。議事録と予算明示等を公開することを何故拒むのか。 | 酒井隆 | 河川保全利用委員会は公開しておりますので、議事録も閲覧可能です。また、ニュースレターの発行やホームページによる発信により情報公開に努めています。 | 60 | 64 |
| 1171 | | 424 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | 「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本とするとしながら、真っ先に「住民、自治体のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースの多様な利用が適正に行われるようにする」と掲げるのは、理念が完全に失われたのではないか。何のための「グラウンド使用の縮小」か、自治体やスポーツ利用者のニーズに応えながら、河川環境を改善することなど不可能ではないのか。この一点で、淀川水系河川整備計画の根幹を失うことに、河川管理者の自覚があるのか。また保全利用委員会以外に「住民からも広く意見を聞き」との基礎案の文言を外したのはなぜか。保全利用委員会だけでなく、「円卓会議」のような取り組みを復活する必要はないか。グラウンド使用縮小は、河川管理者の本気にかかっている。さらなる説明を求める。 | 細川ゆう子 | ・「川でなければならない利用」「川に活かされた利用」を促進し、本来河川敷以外で利用する施設を縮小してゆく理念は変わっておりません。 一方で、これは河川敷で一切の立入りや利用を排除するものではありません。 理念の理解は深まっておりますが、利用者の多いグラウンド等の縮小や利用転換を進めるためには、懇談会等の分会形式も並行して、進める他、個々のグラウンド等の特性に応じて、保全利用委員会を活用し、住民の意見を十分に取り入れながら、進めていく必要があると考えています。 | 60 | 64 |
| 1172 | | 425 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | スライドNo.39「本来河川敷以外で利用する施設」とか「川らしい利用」とは、具体的にどのようなものをさすのでしょうか。 | 澤井委員 | 「川でなければならない利用、川に行かされた利用」とは文字どおり川であるからできる利用、川の恵みを受けるような利用という意味であり、グラウンドのように、本来、河川敷になくてもかまわない施設については、川の外に移っていただく方向で検討していきたいと考えています。具体的な利用方策については、地域によっても異なると考えられますので、それぞれのエリアで考えていくべき話であると考えています。 なお、「川らしい利用」という言葉は、それらを総称する意味で使用しています。 | 60 | 64 |
| 1173 | | 426 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | 河川保全利用委員会とは別に新設される保全利用懇談会とは、どのように違いがあり、整合性はどのようにはかるのですか 四つの河川の利用委員会間で状況など意見交換する必要はありませんか | 田中委員 | 淀川管内保全利用委員会での課題として、河川敷以外の土地利用計画全体の議論が必要となりますが、それらは河川管理者の権限で進められるものではありませんし、各自治体でも利用担当部局で検討できるものではありません。 原案P75記載の川らしい利用についての総合的な検討を行う場として懇談会が委員会と並行開催することで、各河川の特性や状況の共通認識を持ち、各委員会の周知や審議での発想のチャンスになればと考えております。 また、各委員会の意見交換は必要と考えております。淀川管内河川保全利用委員会では、連絡会議で事務連絡や情報交換、意見聴取等を引き続き行っています。 | 60 | 64 |
| 1174 | | 427 | 4.5 | 4.5.2 | 4.5.2 河川敷 | 原案に「河川保全利用懇談会」の記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | 懇談会は淀川管内河川保全利用委員会の審議で顕在化した課題の整理を行うために設置する臨時的な分会の様なものであり、原案に「川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、沿川自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場」であると記載しています。 | 60 | 64 |
| 1175 | | 428 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | ・原案に、野洲川における「学識経験者、沿川自治体等で構成する整備検討会」の記述がない理由は何か。 | 宮本委員 | P.75の「4. 5. 2【1】利用2段落目において「個々の案件毎に学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断すること」の一貫として設けるものであり、特に河川名を記載をしております。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|-----------------|-------|-------|----------|--|-------|--|-------|-------------|----|----|---------|----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|--------------|--------|---------|-----------|--------|----|-------|--------|-------|--------|--|--------------|-----|------|---------|-----|-----|--------|----|----|
| 1176 | | 429 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | 審議資料2のスライドNo.44に淀川大堰閘門設置がある。これはかなりの大規模の事業であるし、一般の関心も高いと思われる。何故原案本文に明記されないのか。 この事業の主目的は、緊急時の水上輸送の確保であるから、経済効果は見積もっていないのか。事業を進めるからには経済効果を示す必要があるとは考えないのか。 | 千代延委員 | 淀川大堰閘門設置については、河川整備計画原案P69に記載しています。 現段階では、広島県太田川における緊急用船着場構想において試行されたCVMIによる経済手法を参考として算定した費用対効果は4.4となります。現在、予備設計における事業費算定の見直しとともに、経済効果も含めて検討中です。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1177 | | 430 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | 舟運確保への努力を評価いたします。船運は緊急時の輸送を担うことに加え、将来的には、採算性の検討は必要だが、物流を担うことになる。 例えば、コンテナを河口の港湾から内陸部の物流拠点(デポ)までバージ船で運ぶ。あるいは内陸部のごみ焼却灰を臨海部の処理場に運ぶなどの輸送がある。 現在これらの輸送を担っているトラック輸送を船運に切り替えることは環境面でも大きな効果がある。(モーダルシフト) 欧米では船運がすでに物流のかなりの部分を担っている。 そこで質問。 淀川大堰に計画されている閘門は将来の商業運行を可能にするよう設計されているのか。具体的には、どんな船型(長さ、幅、喫水深さなど)、航路操船を想定されているのか。 | 池野委員 | 対象船舶については、淀川を航行する可能性がある船舶とし、西日本港湾に所在する船舶の実態調査から設定しています。(下表)なお、吃水深は2m程度、橋梁桁下高の関係から水面上の高さは3.5mを設定しています。 <table border="1"> <caption>船舶の種類別による標準平面形状と隻数</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>型幅(m)×全長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">台船</td> <td>100tクラス</td> <td>8 × 20 曳船300PS</td> </tr> <tr> <td>200tクラス</td> <td>11 × 25 曳船350PS</td> </tr> <tr> <td>300tクラス</td> <td>12 × 27 曳船450PS</td> </tr> <tr> <td>500tクラス</td> <td>13 × 30 曳船800PS</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土運船(100mクラス)</td> <td>7 × 27</td> <td>曳船300PS</td> </tr> <tr> <td>300~350PS</td> <td>6 × 12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曳船</td> <td>450PS</td> <td>6 × 12</td> </tr> <tr> <td>800PS</td> <td>6 × 16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 × 20 毛開門利用</td> </tr> <tr> <td>砂利船</td> <td>ミシガン</td> <td>12 × 60</td> </tr> <tr> <td>観光船</td> <td>その他</td> <td>6 × 30</td> </tr> </tbody> </table> ※西日本港湾所在の船舶 | 種類 | 型幅(m)×全長(m) | 備考 | 台船 | 100tクラス | 8 × 20 曳船300PS | 200tクラス | 11 × 25 曳船350PS | 300tクラス | 12 × 27 曳船450PS | 500tクラス | 13 × 30 曳船800PS | 土運船(100mクラス) | 7 × 27 | 曳船300PS | 300~350PS | 6 × 12 | 曳船 | 450PS | 6 × 12 | 800PS | 6 × 16 | | 5 × 20 毛開門利用 | 砂利船 | ミシガン | 12 × 60 | 観光船 | その他 | 6 × 30 | 60 | 64 |
| 種類 | 型幅(m)×全長(m) | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 台船 | 100tクラス | 8 × 20 曳船300PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 200tクラス | 11 × 25 曳船350PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300tクラス | 12 × 27 曳船450PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500tクラス | 13 × 30 曳船800PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土運船(100mクラス) | 7 × 27 | 曳船300PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300~350PS | 6 × 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曳船 | 450PS | 6 × 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 800PS | 6 × 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 × 20 毛開門利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂利船 | ミシガン | 12 × 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光船 | その他 | 6 × 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1178 | | 431 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | スライド43-47、舟運 平時の舟運は民間が行うのか。採算に乗るか。何トンクラスを考えているのか。整備にかかるコストを考えると採算に合わないのではないのか。地震時の緊急輸送だけを考えるとどうか。そうだとすると自衛隊のホバークラフトや水陸両用船を対象としてはどうか。そうすると閘門や低水路の水深確保が不要になる。原案は環境問題によって実施が困難ではないか。原案の事業費はいくらと見積もられているか。平成19年度の淀川流域の実際の事業の予算はいかほどか。 | 水山委員 | 対象船舶については、淀川を航行する可能性がある船舶とし、西日本港湾に所在する船舶の実態調査から設定しています。(下表)なお、吃水深は2m程度、橋梁桁下高の関係から水面上の高さは3.5mを設定しています。 環境問題については、種々の調査を行った上で魚道の新設等の環境保全対策を講じることで回避・低減できると考えています。なお、閘門の事業費は約70億円と現時点では見積もっています。また、平成19年度の淀川流域の事業予算は直轄事業と水資源機構を合わせて約350億円です。 <table border="1"> <caption>船舶の種類別による標準平面形状と隻数</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>型幅(m)×全長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">台船</td> <td>100tクラス</td> <td>8 × 20 曳船300PS</td> </tr> <tr> <td>200tクラス</td> <td>11 × 25 曳船350PS</td> </tr> <tr> <td>300tクラス</td> <td>12 × 27 曳船450PS</td> </tr> <tr> <td>500tクラス</td> <td>13 × 30 曳船800PS</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土運船(100mクラス)</td> <td>7 × 27</td> <td>曳船300PS</td> </tr> <tr> <td>300~350PS</td> <td>6 × 12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曳船</td> <td>450PS</td> <td>6 × 12</td> </tr> <tr> <td>800PS</td> <td>6 × 16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 × 20 毛開門利用</td> </tr> <tr> <td>砂利船</td> <td>ミシガン</td> <td>12 × 60</td> </tr> <tr> <td>観光船</td> <td>その他</td> <td>6 × 30</td> </tr> </tbody> </table> ※西日本港湾所在の船舶 | 種類 | 型幅(m)×全長(m) | 備考 | 台船 | 100tクラス | 8 × 20 曳船300PS | 200tクラス | 11 × 25 曳船350PS | 300tクラス | 12 × 27 曳船450PS | 500tクラス | 13 × 30 曳船800PS | 土運船(100mクラス) | 7 × 27 | 曳船300PS | 300~350PS | 6 × 12 | 曳船 | 450PS | 6 × 12 | 800PS | 6 × 16 | | 5 × 20 毛開門利用 | 砂利船 | ミシガン | 12 × 60 | 観光船 | その他 | 6 × 30 | 60 | 64 |
| 種類 | 型幅(m)×全長(m) | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 台船 | 100tクラス | 8 × 20 曳船300PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 200tクラス | 11 × 25 曳船350PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300tクラス | 12 × 27 曳船450PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500tクラス | 13 × 30 曳船800PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土運船(100mクラス) | 7 × 27 | 曳船300PS | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300~350PS | 6 × 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曳船 | 450PS | 6 × 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 800PS | 6 × 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 × 20 毛開門利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂利船 | ミシガン | 12 × 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光船 | その他 | 6 × 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1179 | | 432 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | 船舶航行による、日常的な油汚染の懸念はないか。油流出事故について、どのような対応が採れるか。 | 村上委員 | 船舶については、現在でも日常航行しており問題は特に発生していません。油事故時の対応については、事故発生原因者はもとより現場の河川管理者が主体となる発生源対策や取水施設管理者を含む対策などを実施します。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1180 | | 433 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | 「淀川本川・宇治川において河口から伏見港まで航行可能にする」となっていますが、その需要予測はどうなっているのでしょうか。また経費対効果はどのようになっていますか。 | 木村俊二郎 | 淀川大堰閘門設置は、大規模震災時において淀川を利用した水上緊急輸送を目的としているため、平常時利用の需要予測は行っていません。 現段階では、広島県太田川における緊急用船着場構想において試行されたCVMIによる経済手法を参考として算定した費用対効果は4.4となります。現在、予備設計における事業費算定の見直しとともに、経済効果も含めて検討中です。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1181 | | 434 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | これまでに災害対策用として10数箇所の船着場が建設されましたが、現在の状況はどのようになっていますか。既に堆砂で使用できなくなっている船着場はありませんか。今後災害用として航路を維持するとなれば、一出水毎に浚渫等の作業が必要になると思われますが、一出水あたりの経費はどのくらいになりますか。またこれまでの船着場の建設総経費と使用実績はどのようになっていますか。 | 木村俊二郎 | 平成16年度までに計画の9箇所の緊急用船着場が完成しています。 出水等による河道内堆積土砂は、船着場を含めた航路を確保する必要があるところについては、砂利採取規制計画に定める範囲内において砂利採取(一般採取)により維持管理を行っています。 緊急用船着場(9箇所)の事業費は約40億円です。緊急時の使用実績はありませんが、平成17年度枚方市・寝屋川市合同防災訓練において点野、枚方船着場において物資輸送訓練を行っています。また、平成17年度大阪府地震災害対策訓練において、枚方船着場への医師団の輸送訓練を行っています。 平常時における船着場(9箇所)の平成18年度の使用実績は、イベント、河川清掃、訓練(消防署)、環境調査、工事等で延べ146日となっています。 | 60 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|-------------|--|-------|---|-----------|-----------|
| 1182 | | 435 | 4.5 | 4.5.3 | 4.5.3 舟運 | 採算性はあるのか。災害対策用と地元の連携体制等の総額予算、河川環境(生物、生態系)配慮した成功事例を明ください。京都の利水容量の許可は不可解である、採算性はどうか。 | 酒井隆 | 淀川大堰閘門設置は、大規模震災時において淀川を利用した水上緊急輸送を目的としているため、平常時利用の需要予測は行っていません。 現段階では、広島県太田川における緊急用船着場構想において試行されたCVMIによる経済手法を参考として算定した費用対効果は4.4となります。現在、予備設計における事業費算定の見直しとともに、経済効果も含めて検討中です。 なお、京都の利水容量の許可のご質問の趣旨が判りかねますので、具体的にお示し下さい。 | 60 | 64 |
| 1183 | | 436 | 4.5 | 4.5.5 | 4.5.5 上下流連携 | 原案のP.78に 4. 5. 5上下流連携 の記述がある。上下流連携の目的について、詳しく説明して欲しい。また、このためにダム毎に要している年間事業費は概算いくらか。また、これは、どこが負担しているのか。 | 千代延委員 | 上流域にダムがある市町村とそのダムの水を利用している市町村が交流を行い、ダム及びその流域に対して、環境、治水や利水への取り組みを認識して頂くことを目的としています。 現在、それに対して特別な財政支援は実施していません。 ダム事業者は特別な負担はしていません。また、自治体における年間事業費は把握していません。 | 60 | 64 |
| 1184 | | 437 | 4.5 | 4.5.5 | 4.5.5上下流連携 | P78 4.5.5 上下流の交流促進とはどういうことですか ダムに対する理解と協力を得るとはどういうことですか | 田中委員 | 上流域にダムがある市町村とそのダムの水を利用している市町村が交流を行い、ダム及びその流域に対して、環境、治水や利水への取り組みを認識して頂くことを目的としています。 | 60 | 64 |
| 1185 | | 257 | 4.6 | 4.6 | 4.6維持管理 | 阪急嵐山駅前に「かた泊まり宿」建設予定である。「葛野大堰」跡と推定されている京都府、市埋蔵文化関係機関と連携はどうするのか。(伝統、歴史文化の継承)方針を明らかにして下さい。 | 酒井隆 | 河川管理者の直接関わることはありませんが、一般的には、実施に際しては、事業者と文化財保護行政間の協議により今後の方針が決定されると考えていますと思われます。 | 59 | 61 |
| 1186 | | 438 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | スライドNo.56 維持管理の項目として、3つが挙げられていますが、ダム堆砂はいずれかに含まれているのでしょうか。 | 澤井委員 | 河川管理施設の機能保持に含まれます。 | 60 | 64 |
| 1187 | | 439 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | ・維持管理費が増大することは必然であるにも関わらず、維持管理予算の確保が困難であることの原因は何か。 | 宮本委員 | 予算の確保については鋭意努力はしていますが、河川予算が限られているため維持管理予算だけが増大することは困難です。そのため、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策を実施することとしています。 | 60 | 64 |
| 1188 | | 440 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | 原案のP.79 上から6行目に「…河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)に基づき…」とあるが、河川維持管理計画(案)と河川維持管理実施計画(案)の関係はどうなるのか。 河川維持に要する事業費と河川施設の新設・大改造に要する事業費とで、予算枠の大半を占めると思うが、中長期の河川維持管理計画なるものに対して、河川施設新設・改造計画といった概念の計画策定は考えていないのか。 | 千代延委員 | 「河川維持管理計画(案)」は試行案の段階です。ここでは河川の規模や特性に応じて具体的な維持管理内容を計画したもので、それに基づいて河川巡視、堤防モニタリング等の具体的な管理項目の1年間の実施計画が「河川維持管理実施計画(試行案)」です。 河川管理施設の維持管理は、ライフサイクルコストの縮減を念頭に既存施設の有効利用と施設の長寿命化のための効率的な対策を実施するとしており、なるべく既存施設は長期間機能を保持するよう維持管理することと考えています。施設の新設や更新については、河川整備計画に基づき実施することになります。ここでは河川施設新設・改造計画といった概念の計画策定は考えていません。 | 60 | 64 |
| 1189 | | 441 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | 原案のP.81 上から1行目「②既設ダムの長寿命化」の記述では、木津川上流のダム群(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)以外の、堆砂率72%で最も高い天ヶ瀬ダムの他一庫ダム、日吉ダムについて述べられていない。なぜか。 また、ダムの堆砂対策に関して、基礎案ではこれほど力点を置いていなかったが、原案では堆砂対策を大変重視している。この間、河川管理者がダムの堆砂に対するスタンスを大きく変える何かがあったのか。 | 千代延委員 | 川上ダムによる代替補給が可能な木津川上流のダム群を対象としているためです。他ダムにおいても長寿命化のための堆砂対策は検討を行います。 平成19年7月12日の社会資本審議会総会の「次期「社会資本重点計画」の策定について」において「社会資本ストックの老朽化等への対応」が課題として掲げられたほか、同年7月25日の社会資本整備審議会(河川分科会)答申において、「既存ストックの長寿命化」が指摘されている中で、7月27日に社会資本整備審議会河川分科会です承された淀川水系河川整備基本方針においても、既存施設の長寿命化を図っていくことが示されたところです。国の施策として今後増大していくと考えられる維持管理について、事前に対応することでその負担軽減に資することが重要と考えています。 このような状況の中、既存ダムの効用の長寿命化を図るためには、抜本的な堆砂対策を行い、進行していく堆砂を克服していくことが必要であるとの考えから、木津川のように複数のダムがあり、現在、事業中の川上ダムに代替容量を確保して有効活用することにより、効率的に堆砂対策を行う計画としたものです。 | 60 | 64 |

| 通し番号 | 地整作業番号 | 受付番号 | 原案節番号 | 原案項番号 | 質問対象 | 内容 | 質問者 | 回答 | 説明委員会 | 回答委員会 |
|------|--------|------|-------|-------|--------------|---|------|---|-------|-------|
| 1190 | | 443 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | 維持管理について、「維持管理計画書」を作成すると言うことですが、これまでの「土でできた堤防の維持管理」の見直しの要点を説明して下さい。堤防と同様に河床の浚渫も重要な維持管理項目です。指定区間も含めて河床の浚渫に関する事項=これまでの実績・成果・問題点および見直しの要点を説明して下さい。 | 荻野芳彦 | 「これまでの「土でできた堤防の維持管理」の見直し」、「指定区間も含めて河床の浚渫に関する事項=これまでの実績・成果・問題点および見直し」をご質問の趣旨が判りかねますので具体的にお示し願います。 | 60 | 64 |
| 1191 | | 444 | 4.6 | 4.6 | 4.6 維持管理 | 堤防、河川内の点検業務強化を日常化し、適正な人員配置とIT機器等の導入等の具体例を示せ。 | 酒井隆 | 河川管理施設の機能を維持するため、日常の保守点検・河川巡視等を行っています。また、水門・排水機場等の操作について、IT機器を活用した管理の高度化を行っています。さらに異常事態に対応するためバックアップ体制を集中管理センターで行っています。集中管理センターに常時人員を配置すると共にカメラ等により常時監視を行っています。 | 60 | 64 |
| 1192 | | 445 | 4.7 | 4.7.1 | 4.7.1 淀川河川公園 | 河川公園について、「淀川河川公園基本計画改訂委員会」審議の進捗状況を知りたい。 | 酒井隆 | 「淀川河川公園基本計画改訂委員会」は、平成16年7月に発足し、委員会での提案を踏まえ、淀川河川公園の現状と課題および基本計画改訂の方向性について、具体の事例を通じて議論を進めやすくするために、淀川河川公園を代表する4地区をケーススタディ地区として選定し、以降ケーススタディ地区毎に議論を重ねてきています。詳細はホームページをご覧ください。 | 60 | 64 |
| 1193 | | 6 | 3.2.1 | 3.2.1 | 3.2.1 河川形状 | PPT淀川水系の現状と課題P10 猪名川における河川縦断方向の連続性の分断 河川縦断方向の連続性の分断は猪名川に限らず、桂川等においても深刻。また、直轄区間よりも指定区間で深刻。 | 澤井委員 | いただいたご意見につきましては、今後の検討の中で参考とさせていただきます。 | 58 | 61 |
| 1194 | 139 | 961 | その他 | その他 | その他 | 奈良県川上村に完成した大滝ダムの運用は何時からですか。 試験湛水中、地滑りが発生しました。今、何をしていますのですか。対策費用はいくらになりますか。 | 畑中尚 | ご質問は紀の川水系に関するものであり、淀川水系河川整備計画原案とは直接関係しないものと考えております。 | 65 | 66 |
| 1195 | | 12 | その他 | その他 | その他 | PPT淀川水系の現状と課題その他 羅列的ではなく、整備計画原案で最も重要な争点になりそうな課題に絞った資料作成と説明を望む。 環境については、 1) ダムによる河川連続性破壊の質と規模の推定、及び連続性を確保するための保全策の有効性 2) 本川のワンド再生事業に、「川が川を作る」理念が生かされているか。 3) 特定の生物の増殖と排除事業が河川生物群集全体に及ぼす影響の評価、及びその事業を地域住民に理解してもらうための具体的方策 4) 「望ましい河川」の提案（例えば、砂河川の木津川は、歴史的にずっとそうであって、今後もそれが望ましい姿であるのか） について、資料作成と説明をお願いしたい。 尚、配布資料については、 1) 情緒的な写真ではなく、データを伴った資料を作成してほしい。例えば、15p干出魚卵については、干からびた卵の写真ではなく、干出ヨシ帯の面積や、あれば干出魚卵の数の推定値等の数値の提示を望む。 2) 傾向分析については、データの詳しい属性、処理の方法等を記載し、恣意的な意見操作の疑念を抱かせないようにすること。例えば、p48, 49の少雨化傾向を示すグラフは、今後の議論に重要な意味を持つ可能性があり、慎重な扱いが必要である。 | 村上委員 | 次回以降の委員会にて説明させていただきます。 | 58 | 61 |
| 1196 | | 258 | その他 | その他 | その他 | 原案の記述に多くの誤りがある。正誤表では75箇所が訂正された。その他にも誤りがある（原案P5、宇治橋付近のナカセコカワニナに関する写真2-3が間違っている）。このような多くの誤記が発生した原因を河川管理者はどのように考えているのか。 | 藪田秀雄 | ご指摘のとおり修正します。 | 59 | 61 |

| 通し番号 | 地整作業 番号 | 受付番 号 | 原案節 番号 | 原案項 番号 | 質問対象 | 内 容 | 質問者 | 回 答 | 説明委 員会 | 回答委 員会 |
|------|------------|----------|-----------|-----------|------|--|------|--|-----------|-----------|
| 1197 | | 259 | その他 | その他 | その他 | 住民連携を言うなら、9/12締め切り質問書要請を琵琶湖淀川水系流域行政関係者及び一般流域関係住民に広報したのか。庶務だけの責任でない。回答の広報もしっかりやって下さい。 | 酒井隆 | 今後、河川管理者として、別途、住民説明会や河川整備計画原案に対する意見をお聴きする場などを予定しています。その際は様々な広報ツールを用いて行うこととしています。 | 59 | 61 |
| 1198 | | 446 | その他 | その他 | その他 | 河川管理者は、これまで6年間で500回を超える委員会・部会・検討会等で練り上げられてきた、これまでの河川管理者との共通の思いをもう一度精査されて、それらを原案に反映するよう再検討して下さい。 よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。 | 荻野芳彦 | ご意見として受け止めさせていただきます。 | 60 | 64 |
| 1199 | | 447 | その他 | その他 | その他 | 国、自治体が進めている。地域社会の健全な発展と格差解消等のため、「都市開発関連法」「地域再生法」「歴史的風土景観関係法」「鉄道、道路事業関係法」「海域再開発関連法」「市町村再生法」「地球脱温暖化関係法」等、次代につけをまわすムダな投資、ムダな税金投入は、次代に借金やコンクリートの塊を残すだけである。投資と効果について、他省庁関係事業との連携原案予算を示せ、住民負担金額はいくらになるのか試算提示して下さい。 | 酒井隆 | 河川整備計画原案については、必要に応じて他省庁とも連携しながら施策を進めていくこととしております。どの部分で連携が必要になるか、現時点ではまだ不明確ですので、他省庁関係事業と連携するための費用の算出は難しいです。 | 60 | 64 |
| 1200 | | 448 | その他 | その他 | その他 | 「都市開発関連法」「地域再生法」「歴史的風土景観関係法」「鉄道、道路事業関係法」「海域再開発関連法」「市町村再生法」「地球脱温暖化関係法」等、関連の整備局独自の関係会議について、審議・答申・意見等の内容を提出して下さい。意味のない御用会議、経費支出が多いのではないかと。 | 酒井隆 | ホームページ等で必要に応じてお調べ頂きたいと存じます。 | 60 | 64 |
| 1201 | 119 | 945 | その他 | その他 | その他 | 淀川水系河川整備計画原案の原文をなぜ直接に訂正されないのかという質問です。じつは10月4日の第1回琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会を傍聴した時に訂正前の原案と正誤表が配布されていてビックリしました。一度出した文書は誤っていても訂正版を出さないというのが国土交通省のやり方なのでしょうか。75箇所以上訂正があれば資料を受けた方はこれを読みとるのに大変苦労します。10月18日現在のホームページでも訂正前の原案と不完全な正誤表が掲載されています。訂正前の原案と不完全な訂正表の配布・発信は、原案を読んで理解するには非常に不便で、同時に読み間違いかねません。これは首長や地域住民に内容をわかってもらおうとする態度ではないのではないかと思います。なぜ原文そのものを直接訂正して訂正版を出されないのでしょうか、理由を説明してください。原案訂正版は、①原文そのものを訂正する、②どこを訂正したのか知りたい人のための訂正表をつける、このように改善されることを求めます。 | 数田秀雄 | ご不便をお掛けして申し訳ありません。 ご指摘頂いているように、本来であれば訂正版を出すべきですが、8月28日の原案発表以来、沢山の方々に原案をお配りし、それに対してご質問やご意見を頂いているところです。またそれに対する回答も順次用意させて頂いており、これらはホームページ等で公表しているところです。その際、具体的な記載場所を示す際、〇〇頁の〇〇行目というような表現をさせて頂く場合があります。そのため、現時点で訂正版をお出しすると、同じ原案でも頁や行がズれる可能性があり、逆に混乱を招くのではとの判断から、訂正版を出すことを控えさせて頂いています。何かと見にくい点もあるかと思いますがご理解を頂きますようお願いいたします。 | 58 | 66 |